「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
1	R4.5.13	市政懇談会	谷内	教育部	こども課	「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」について	花巻市教育委員会では花巻市立公立保育園、幼稚園の適正配置に関する基本方針について令和3年3月に作成した伺っています。その内容をお聞きしたい。 また、東和地域には幼稚園が、1園、法人保育園が、1園、市立保育園が1園あるが、年々、園児数が減少しており、今後の存続が危ぶまれている。 今後の地域振興、地域活性化の観点からも存続を希望する、市の方針について伺いたい。	花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本方針を策定した趣旨と課題についてだが、大きく少子化が進行していること、保育園の入園希望者が増えてきたことである。 幼稚園に入園する子よりも、保育園に入園する子が圧倒的に多くなってきている。 保育需要が市内のそれぞれの地域で偏りがあり、一方では入園希望が集中し、また一方では入園者が少ない。 また、入園してくる子ども達のニーズが非常に多様化していること、さらに待機児童の発生は残念ながら解消していない。 さらに、小学校とのスムーズな接続をしっかり図っていく必要性がある。 詳しく説明すると、最大の課題である少子化について、0歳から6歳児の子ども達が少なくなってきている。 保育園や幼稚園は学校のように学区がないため、入園希望は親の仕事の関係などにより、中心部に多い状況である。 少子化について、東和地域の状況を見ると、平成27年では社会移動も含めた出生数の総数で41人であったが、一昨年で24人、昨年は19人と減少している。 この10年くらいの間で、保育園へ入園希望者がとても多くなってきているが、これは両親が共働きが増えていることが原因であるかと思われる。現在、就学前の施設には公立、私立を含めて、幼稚園、保育園に加えて、保育と幼児教育の二つの機能を持った認定こども園があり、東和地域では土沢保育園が昨年から認定こども園となっている。 また、2歳までを保育する小規模保育事業所、さらには小さい本設的な保育事務所、認可外の保育施設があり、これら全部合わせると市内には8施設ある。小中学校数が28校であることからすると、2倍となっている。 このうち公立の施設は20%に満たない状況で、大半が私立の施設である。 基本的な生活習慣をはじめ、小学校に入る迄に身に付けるべき、さまざまな体力面であったり、豊かな人間性の土台など、就学に結びつける上で重要であるが、そのためには一定数の友達やスタッフが必要となり、これが保育教育の環境整備の上で非常に重要なことである。 保育園の入園希望者が多くなった理由として、2歳未満のお子さんの入園希望が増加している。対応は最低でも3人に1人の先生が必要である。さらに発達に課題を持っているお子さんや、医療的なケアが必要なお子さんも入園していることから、当然個別の指導が必要となるなど保育ニーズが多様化している。 特にも新型コロナウイルス感染症が治まらない状況において、先生方には本当に頑張っていただいている。こういった育児もあって、保育士の確保が大切であるが、市全体でも保育士不足が深刻であり、このことも待機児童の発生する要因となっている。 もちろん市としても、様々な手を打って確保に努めているが、まだ不足している状況である。 こういった課題の中で、公立施設は、私立の手が届かない地域や、さまざまな要望に応える大きな役割を持っているが、いち早く「花巻市立公立保育園再編指針」を策定し、平成27年から取り組んでいる。 この内容は私立の保育園の優れた実績、経験、保育教育能力を活かすとともに、私立との競合を避け、一定の保育環境の下で子ども達の健全な成長を育むために、公立4つの保育園の民営化を進め、そして園児数が極小規模になった大迫の内川目保育園と東和の浮田保育園の統合を進めた。 再編を進めているものの、少子化は進行している状況である。この統合にあたって反省するべき点は、準備期間が非常に少なかったことである。 短期間の準備で保護者や地域の方々に説明が不十分だったのではないか、また保護者や子ども達に対して、転園による不安に対し、しっかりとしたサポートをするべきではなかったか、また浮田保育園の場合は、保護者の方々は早くから保育環境に不安を持たれて、ご検討いただき決定いただいたが、もっと早く統合の情報をお伝えし、方針を示すべきではなかったか、という反省が残った。 この反省を踏まえて、令和2年度までに子ども子育て会議や教育振興審議会、就学前教育会議といったところで、たくさんの意見や助言をいただき、基本方針を策定した。 この基本方針の内容について、これまで説明した趣旨、現状、課題、公立幼稚園と公立保育園の担うべき役割などを明記した。 東和地域の今後の方針については、土沢幼稚園の保護者に対し、一昨年前から、令和3年度から土沢保育園が認定こども園に移行するという情報提供をしており、今後、土沢幼稚園は極小規模での教育環境になる見通しから、懇談会や説明会、アンケート調査を実施し、昨年9月には、集団としての教育効果を考えた場合、極小規模での運営は極めて難しく、子ども達にとっても影響があることを伝え、理解いただいたものである。 保護者の中には存続の強い思いがあったのも事実ではあり、苦渋の判断であったと思う。 在園児が卒園する迄の令和5年度までは存続してほしいとの意見から、本年度の入園募集は行わないものの、令和5年度末には閉園することとして理解いただいた。 昨年度よりつちざわこども園が幼児教育学級を有するようになったが、上級、成島、小山田の3つの保育園について、直ちにこうしていきたいという考えは持っていない。 しかし、小山田保育園の場合は、60人定員に対し18人と減ってきており危機感を持っている。今後増える可能性もあるが、状況を注視しながら、早めに情報提供したいと思っている。 教育委員会としては、公立の保育と、教育機関がやはり地域に根差した保育教育を進めること、さらに地理的な特性、さまざまな保育ニーズに応えられるよう、将来的なことを予測し、適正規模での環境確保と子どもへの最善を考え、さまざまな面から検討し、必要によっては懇談会や情報提供をしながら、慎重に協議していく。あくまで保護者や地域のご理解と判断をいただき決定すべきものであると考えている。	令和5年度末での閉園を予定している土沢幼稚園については、在園児の就学を見据え、つちざわこども園の園児たちと友達関係を広げたり集団での活動を経験したりすることを目的とした「保育交流」を、令和4年度において4回実施したほか、教育委員会と保護者との懇談会を2回実施し、園生活の様子や園運営に関することなどについて意見交換を行った。 令和5年度は、令和4年度に引き続き、保育交流や保護者との意見交換を行うほか、令和6年3月に実施予定の閉園式に向けた準備を進めることとしている。 なお、他の公立園について、「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本方針」に基づく検討が必要となった場合には、地理的特性や多様化する保育ニーズを踏まえ、将来的なことを予測しながらさまざまな面から検討し、子どもにとって最善の保育・教育環境を提供できるよう、保護者や地域のご理解をいただきながら取り組みを進めていく。	完了
2	R4.5.13	市政懇談会	谷内	教育部	こども課	保育に関する課題について	本市の課題として、資料には保育ニーズの中心部への偏在、県辺地域の入所児童の減少と抱反する内容が書かれているが、このことについて分析されているか、恐らく保護者の就業場所の関係ではないかと思うがいかがか。 また、保育士の確保が依然困難ともう書かれているが、確保するための計画等についてお聞かせ願いたい。	分析については、ご推察いただいたとおりである。やはり仕事の関係で市内中心部のほか盛岡から奥州まで通勤される方が非常に多く、地元に預けたいというニーズの半面、通勤経路や病院の関係などが大きな要因であると捉えている。 保育士の確保については法人と共に様々取り組んでいる。県立大学等の保育士を養成する機関に出向き、花巻の保育教育の特色や内容の説明、募集のアピールを行うほか、保育の研究会の案内や実習のお願いをするなどしている。また、法人の場合は来ていただいた保育士に一時金として10万円を給付し、一定期間勤務いただいた場合に返還不要とするほか、奨学金をご利用の方には半額補助、保育士のお子さんが保育所に通う場合の優先入所、これ以外にもいくつかの手立てを持ち、他の市町村にも負けない条件を提示し、確保に努め一定の効果はあるが、それでも足りない状況である。 そのほか、保育園等運営に関し、年度途中の入所に備え、年度当初より配置基準を超えて保育士を配置する場合の人件費を補助することとしている。まだこの他にこのような手立てがあるというものがあれば教えていただければありがたいと思っている。	保育士の確保については、前年度に引き続き、①保育士等復職支援奨金登録制度、②保育施設見学・体験ツアー、③保育士等再就職支援貸付、④新卒保育士等就職支援貸付、⑤保育士の保育料の減免または補助、⑥保育士の家賃補助、⑦奨学金返済支援補助に取り組んだ。 また、令和4年度において新たに「保育のおしごとフェア」「保育士養成校の学生や一般の方を対象とした市内保育施設の紹介や就職相談、保育士を志す高校生を対象とした進学相談など）の開催や、保育士養成校の学生の職業体験を支援する「保育インターンシップ事業」を実施したほか、保育施設や学堂クラブの施設案内や求人情報を掲載する「花巻市保育士等就職支援サイト」を令和5年3月に開設した。 今後もこれらの事業を継続実施しながら、保育士確保に向けた調査検討を進めていく。	完了
3	R4.5.13	市政懇談会	谷内	農林部	農村林務課	砂子地区経営体育成基盤整備事業の予算確保及び事業の推進について	経営体育成基盤事業の代表と農事組合法人ガンバ砂子の代表という立場から、当該地域の田園は10アール未満という効率の悪い農業をしており、8年くらい前に要望、令和2年に事業採択され、来年度から工事が始まると聞いているが、予定通り進むか心配である。	基盤整備事業で、農地の区画拡大により作業の効率向上と担い手への農地の集約、後継者への円滑な継承にも不可欠な事業である。 砂子地区の圃場整備については、経営体砂子地区土地改良事業、経営体育成基盤整備事業として、令和2年度に採択され、令和11年度の完了予定で実施中である。 県からは令和3年度から実施設計を開始している。令和4年度は埋蔵文化財調査、換地原案を作成し実施設計を完了し、令和5年度から区画整理に入る予定と伺っている。 事業進捗について、現時点では計画通り進められており、令和11年には完了するものと認識している。 予算について、県が国に対し世所ごとに要望したものに対し、最終的に国が決定するもので、市では国・県に対し予算確保をしっかり要望していきたいと考えている。その上で予算確保を行い、予定通りの事業完了にもっていきたいと考えている。	事業進捗について、現時点では計画通り進められており、令和11年に完了を予定しているものと認識している。 予算について、県が国に対し世所ごとに要望したものに対し、最終的に国が決定するもので、市では国・県に対し予算確保するよう要望を行っている。その上で予算確保を行い、予定通りの事業完了にもっていきたいと考えている。	完了
4	R4.5.13	市政懇談会	谷内	健康福祉部	長寿福祉課	「単身者終活支援事業」について	4月10日付の毎日新聞に、東京都23区において単身者終活支援事業が始まった記事があった。 単身世帯の急増を背景に、自治体による緊急連絡先などの個人情報を保管するサービスを開始したとのこと。 その項目は緊急連絡先、エンディングシートなど9項目があるそうだ。 地域や家族が単身高齢者を支えるカを失った今、最後の砦、支えは市役所しかないとの内容であった。 花巻市でもこのような事業を考えていただければ単身高齢者も安心できるのではないか。	（健康福祉部長） 新聞のコラムについて、豊島区に確認したところ、緊急連絡先、本籍地、通院先、延命治療の拒否などの意思表示をするリビングウィルの保管場所、エンディングノートの保管場所や臓器提供の意思や遺言書の保管場所などの9項目について、豊島区でその情報を預かり、もし何かあったときは予め登録した方に情報を開示するといった取り組みで、現在2件の申請を受けているとのことだった。 当市ではそのような取り組みを行っていないが、今現在、市として取り組んでいる事業を紹介する。 1点目が、終活の取り組みで、「私の覚え書きメモ」というものを平成30年度から配布している。これは人生の締めくくりを見据えて、自分の希望や緊急連絡先などを記入できるものであり、市内医療機関や市の窓口にも設置し、令和4年度末現在で1,814冊の配布となっている。 2点目として、緊急時の情報提供をする手段を確保するため、緊急救急医療情報キットを配布している。これはかかりつけの医療機関や、もしもの場合の緊急連絡先や保険証のコピーなどを専用の容器に入れて、冷蔵庫の中に保管しておき、救急隊員などに知らせるものである。 また、成年後見人制度の利用促進事業として、認知症・知的障害等で判断が十分ではない方に対し、介護サービスや預貯金の管理を代行して行う制度の窓口を4月から長寿福祉課に設けている。 このような相談は各地域の包括支援センターが一括して相談をお受けしているのでは是非相談してほしい。 （市長） 終活支援については、取り組んではいるがまだまだ十分とは言えないので改善する必要がある。成年後見制度は、今年から新たに人員を置き、成年後見を選択するに当たっての支援をすることとしている。ただし、他人の財産を管理し処分する権限を持つことになるが、他人に管理していただくことは抵抗を感じる方が多く、成年後見人の監督も含め難しく、全国でもなかなか進まない状況である。 しかし高齢化は進んでおり、しっかり対応していく。	当市ではそのような取り組みを行っていないが、今現在、市として取り組んでいる事業は2つある。 1点目は、終活の取り組みで、「私の覚え書きメモ」というものを平成30年度から配布している。これは人生の締めくくりを見据えて、自分の希望や緊急連絡先などを記入できるものであり、市内医療機関や市の窓口にも設置し、令和4年度末現在で2,874冊の配布となっている。 2点目として、緊急時の情報提供をする手段を確保するため、緊急救急医療情報キットを配布している。これはかかりつけの医療機関や、もしもの場合の緊急連絡先や保険証のコピーなどを専用の容器に入れて、冷蔵庫の中に保管しておき、救急隊員などに知らせるものである。 また、成年後見人制度の利用促進事業として、認知症・知的障害等で判断が十分ではない方に対し、介護サービスや預貯金の管理を代行して行う制度の窓口を4月から長寿福祉課に設けている。 このような相談は各地域の包括支援センターが一括して相談をお受けしているので是非相談してほしい。 終活支援については、取り組んではいるがまだまだ十分とは言えないので改善する必要がある。成年後見制度は、今年から新たに人員を置き、成年後見を選択するに当たっての支援をすることとしている。ただし、他人の財産を管理し処分する権限を持つことになるが、他人に管理していただくことは抵抗を感じる方が多く、成年後見人の監督も含め難しく、全国でもなかなか進まない状況である。 しかし高齢化は進んでおり、しっかり対応していく。	完了
5	R4.5.13	市政懇談会	谷内	財務部 農林部	契約管財課 農村林務課	個人所有地の寄付について	個人の固定資産である田圃などは、市に寄贈することは可能か。 このようなニーズは高まるのではないか。	土地の寄付について、実は何件か相談があるが、道路などがしっかりしていないと売ることができず、市が寄付を受けても手入れができない状況になる。 固定資産は負の資産である場合が多く、残して大変なのは草木の手入れなど費用がかかることである。 これについては、まだまだ十分ではないが、国から配分されている環境譲与税を利用して環境整備の受託した地域の方へ支払うことなどをやっていく必要がある。 また、土地改良区や、農業もしなくなった場合は負担金の問題があるが、この負担金を免除することについて、土地改良区や農業団体と相談していく時期が来ると思う。	【契約管財課】 土地の寄付について、実は何件か相談があるが、道路などがしっかりしていないと売ることができず、市が寄付を受けても手入れに費用がかかることから、用途が見いだせないものは寄付を受けることが困難である。 固定資産は負の資産である場合が多く、残して大変なのは草木の手入れなど費用がかかることである。 【農村林務課】 山村地域の環境整備のため、国から配分されている森林環境譲与税を活用して、森林所有者、地域住民自らによる地域の里山整備の取り組みに支援を行っており、令和4年度は5団体に補助金4,989,000円を交付した。 営農が困難となり、所有する田圃の管理についての寄附によらない相談は、各土地改良区や農業団体等、市農政課に相談いただくようお伝えするとともに、地域の担い手や認定農業者のような営農されい	継続中
6	R4.5.13	市政懇談会	谷内	教育部	文化財課	文化財の修復工事補助について	丹内山神社の改修工事に文化財保護活用事業を利用し、2年間で250万円の補助をいただいた。 この補助について、市の予算枠はどの程度あるものか。	市の補助上限額が50万円であったり、国・県の指定を受けている施設については、市補助と国・県補助と両方受けることができないことといていたが、それらを取り外した。 予算枠について、どれくらいのニーズがあるか調査や聞き取りを行い、それをもって市で予算化している。 この制度についていろいろな場面で説明しているが、書類作成が不得手であるなどにより、制度の活用が思ったより進まない。まずは市に相談していただきたい。相談いただいた上で書類作成なども支援する。	R3　補助金を拡充（国県指定も対象に追加。上限200万円） R5　当初予算3,451千円（個別事業3件+1,000千円）　次年度当初要求時に相談のあった修理については、要求を行い予算を確保している。	完了
7	R4.5.13	市政懇談会	谷内	建設部 東和総合支所	道路課 地域振興課	滝川の浚渫作業について	滝川だが、それほど川幅がなく、川中を見ると葦などによって川の流れが悪い。中には葦を刈っている人もいるが、高齢となっており地域では対応できなくなっている。 猿ケ石川では大分木を切っていたり工事をしている。そのようなことができないか。	本日、建設部で出席していないため、正確なお答えはできないが、管理分担について、県管理であった場合は県につなぐ。 建設部の方に東和総合支所経由で相談してもらいたい。 ※滝川は県管理の河川である。 東和総合支所地域振興課建設係で相談窓所を開き取りし、令和4年6月21日、花巻土木センターに確認したところ、「今年度は浚渫の予定はない」とのことであった。 市では県に「県管理河川の改修整備促進について」として、滝川の亀沢川合流部から約1kmまでは河川改修が終了しているが、上流部の1.7kmまでの区間が未改修のため、この区間の河川改修の要望と、すべての県管理河川での、河道内の樹木伐採・河道掘削の要望を提出しているところであり、引き続き県に要望していく。	県が管理している河川区域であることから、引き続き県へ要望することとしている。	継続中
8	R4.5.13	市政懇談会	谷内	東和総合支所 教育部	市民サービス課 博物館	東和斎場の駐車場について	東和斎場について、最近はコロナ禍であることから、葬儀に出席せず火葬場に来る方が多くなってきているが、駐車場が10台から20台分程しかない。 遺族のマイクロバスが遠に停めるケースがあるようで、駐車場の確保をお願いしたい。 資料館も開放すれば利用すると思う。	火葬場へのより口付近に空き地があるが、どうゃった土地か調べたことがなく、所有者や利用できる土地であるか調べる。 ほか、近くの市有地はふるさと歴史資料館であると思うが、200～300メートルほどあるが、開放するより早めに対応したい。 【博物館】 東和総合支所市民サービス課から依頼があった場合、旧ふるさと歴史資料館の敷地を開放することについて了承済み。	【博物館】 東和総合支所市民サービス課から依頼があった場合、旧ふるさと歴史資料館の敷地を開放することについて了承済(令和4年6月22日)。 【東和総合支所地域振興課】 東和斎場の臨時駐車場として申込があった場合に旧ふるさと歴史資料館の敷地を開放することとしており、令和4年度の実績として3件の申込があった。令和5年度以降も継続して対応することとしている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
9	R4.5.13	市政懇談会	谷内	農林部	農村林務課	松くい虫で弱った木の伐採について	松くい虫で弱った松が市道脇にある場合危険なので、伐採を検討してもらえないか。その土地は個人所有であると思われる。	松くい虫に限定して、危ないものがどのくらいあるのか調査して、伐採可能な量であれば、伐採を検討する余地はあると思う。 国の補助はなくなったが、市で独自にやらなければならない。結構な予算を執行しているものの、十分なのかは検討が必要。	地権者から了解をいただき、危険支障木は伐採済みである。	完了
10	R4.5.13	市政懇談会	谷内	消防本部	消防本部	消防団員への通知メールについて	火事の場所について、各消防団員にメールで情報提供があり、メールに位置情報としてURLが添付されてるが、道案内されるようになっているものの、現在地と目的地を入力してくださいと表示になる。 せっかくのシステムではあるが、使えないので使えるようにしてもらえると非常に助かると思っている。	消防専用ソフトのため、それを花巻市が改良できるものかどうか。調査して市販のソフトの方が良ければ、市販のソフトを利用した方が、良いのかもしれない。 5/16東和総合支所地域振興課地域づくり係より、質問への対応依頼があり、下記のとおり発言者に回答済み。 質問① Eメール指令に添付されている地図の災害点はピンポイントなのか。 回答① 地図の災害点はピンポイントに近いものとなっているが、地図表示に多少の誤差が生じることもあるため、ピンポイントではなく災害点付近が表示される場合も考えられる。また、林野火災やその他火災（草焼却等）などの場合、おおよその位置を災害点としている場合もある。 質問② 地図の道案内で災害点の住所を入力すると、ルート検索する機能があるが、指令時に災害場所の住所を入力してもらえないものか。 回答② 現在のシステムでは、指令時に災害場所の住所は入力できないものとなっている。	Eメール指令による災害点は、通信状況等により誤差が生じることから、目安として活用いただいているものである。	完了
11	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	旧新興製作所跡地の状況について	コンクリート片についての現在の処理状況と今後の対応見込みについて伺いたい。	旧新興製作所跡地については、平成28年から敷地内の建物の解体工事が施工されていたが、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と工事請負者である株式会社光の間で工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートガラが適正に処理される見込みが低いまま長期間残置された状態となっている。 この件に関しては、令和4年4月28日にメノアース株式会社について破産手続きが開始されたため、その内容についての報告と、改めてこれまでの経緯についても説明させていただく。 まず、平成27年1月に、本件の土地を新興製作所がメノアースに対して売却しているが、新興製作所が当市に提出した「土地有償譲渡届出書」によると、土地の価格は7億7002万5000円とされ、土地上の建物解体費用7億6900万円と相殺し、売却額を100万円とし、解体工期は平成27年1月より平成28年8月の予定と記載されている。 その後、平成27年12月に、メノアースが株式会社光に建物解体の請負工事を4億8600万円で発注し、光が建物解体工事に着手したが、平成28年10月にメノアースの光への代金未払いが生じ、解体工事が中断されて現在に至っている。この解体工事の契約については、令和4年4月の破産手続きに関して当市が入手した請負契約書によると、株式会社光は、建物の解体によりおよそコンクリートガラを、40ミリメートル以下の大きさに破砕し、厚さ30センチメートルで敷地全体に敷き詰めるとされていたが、解体工事の中断により、コンクリートガラは40ミリメートル以下の大きさに破砕されることはなく残置されている状態となっている。 以上のことを踏まえ、仮に市がこの土地を取得した場合に、市は土地取得代金に加えて、当該土地を利用するためにはコンクリートガラの撤去費用として1億4300万円、残置されたままになっている建物の杭の撤去費用として3億円、土間、基礎、地下、外構部の撤去費用として2億2000万円、PCB廃棄物の処理費用として182万円の合計6億7482万円が必要となるほか、土地を利活用するための擁壁調査および補修工事費用、埋蔵文化財調査費用として5億6000万円が見込まれ、合計13億3482万円が必要であると試算しており、この土地を市が取得し活用するためには土地の市場価格をはるかに上回る費用を負担する必要があり、市の財政上できないと考えている。 破産手続きについては、メノアースの債権者が共同で申し立てたものだが、令和4年4月に開始決定が出されたことにより、裁判所から弁護士が破産管財人として選任されており、新興製作所跡地の土地については、現在破産管財人が管理している状況である。 今後の破産手続きについては、破産管財人がメノアースの財産および負債を調査した上で、当該土地についての処分を検討することが予想されるところだが、上記のコンクリートガラと基礎杭の撤去費用、擁壁の補修費用等を考慮すると、当該土地の買い手が直ちに見つかる状況とは言えないと考えている。 市としては、当該土地について必要に応じて破産管財人と連絡を取りながら状況の把握に努めていくとともに、令和4年9月2日に仙台地方裁判所で予定されている債権者集会において、破産管財人の調査状況を確認していきたいと思っている。破産管財人が弁護士であり、今までの所有者と異なり、誠実な協議ができると考えられることから、当市としては、場合によっては、新興製作所跡地の処分について今後破産管財人と協議する可能性もあるものと考えている。 また、産業廃棄物の規制権限は県にあることから、市からは、これまでにも何度も県に対して、コンクリートガラは廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当すること、そして県としてそのような判断を行い、廃棄物処理法に基づく県の権限を行使し、コンクリートガラについて適切な措置をとることを求めていた。これに対し、県では、解体工事請負業者光と工事発注者メノアース間の係争を理由に解体工事が中断されているものであり、発注者メノアースが今後建物基礎の解体工事を行う予定である旨県に説明していることをもって、当該がれき類は、解体工事から排出された途中物として位置付け、現状では産業廃棄物の該当性の判断は不可能であるとの見解を示していた。令和3年度における県知事への要望においては、当該がれき類について県が改めて廃棄物該当性の判断を行い、処理責任者に対して県の権限に基づく適切な指導などの対応を強く求めたところだが、県の判断は今まで変わらなかったところである。 市では、今回のメノアースの破産手続き開始を受け、メノアースが今後解体工事を再開する見込みがなくなったことから、県に対し残置されたコンクリートガラについては、廃棄物性を否定することがもはや困難であると考えられる旨を改めて伝え、また、廃棄物処理法上の事業者に対する指導等を含めて、廃棄物処理法に基づく措置を取るよう求めている。 さらに、当該敷地内においては、がれき類のほか、高濃度PCB廃棄物が残置されており、分析が行われたものの、ずっと処分期限が経過している状況であるが、保管事業者により処分が行われない場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができることとされている。県においては、早期に破産管財人に対し面会を求め、高濃度PCB廃棄物の処分についての折衝を行っていく予定であるとのことであり、また、代執行も視野に入れながら確実に処分していくとのことであるので、今後も引き続き県に対して安全性を確保するための措置を求めていくほか、高濃度PCB廃棄物の処分に係る進捗状況等について随時確認を行っていく。	産廃業物の規制権限のある県に対して、コンクリートガラは廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当すること、そして県としてそのような判断を行い、廃棄物処理法に基づく県の権限を行使し、コンクリートガラについて適切な措置をとることを求めていた。これに対し、県では、解体工事請負業者光と工事発注者メノアース間の係争を理由に解体工事が中断されているものであり、発注者メノアースが今後建物基礎の解体工事を行う予定である旨県に説明していることをもって、当該がれき類は、解体工事から排出された途中物として位置付け、現状では産業廃棄物の該当性の判断は不可能であるとの見解を示していた。令和3年度における県知事への要望においては、当該がれき類について県が改めて廃棄物該当性の判断を行い、処理責任者に対して県の権限に基づく適切な指導などの対応を強く求めたところだが、県の判断は今まで変わらなかったところである。 市では、今回のメノアースの破産手続き開始を受け、メノアースが今後解体工事を再開する見込みがなくなったことから、県に対し残置されたコンクリートガラについては、廃棄物性を否定することがもはや困難であると考えられる旨を改めて伝え、また、廃棄物処理法上の事業者に対する指導等を含めて、廃棄物処理法に基づく措置を取るよう求めている。	完了
12	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	新興製作所跡地のコンクリート片について	新興製作所跡地に残骸として残っているコンクリート片について、このまま放置すると環境汚染にも繋がるおそれがある。 今はコンクリートの塊であるが、劣化すると砂状になり風が吹くと周囲に飛んでいくイメージがあるが、コンクリートが劣化するのには10年、20年とかかるものなのか。	コンクリート片について、何年経てばそのような状況になるかということは、把握していない。 県からは、今すぐに市民の健康や生活に被害、損害を与える状況ではないため手を付けないとの回答を受けている。	コンクリート片について、何年経てばそのような状況になるかということは、把握していない。 県からは、今すぐに市民の健康や生活に被害、損害を与える状況ではないため手を付けないとの回答を受けている。	完了
13	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	PCB廃棄物の処理について	濃度の濃いPCB廃棄物について、令和4年3月31日までに解決するという話を以前に聞いたことがある。 メノアースの破産により、処理ができない状況になっていると思うが、今後何年で撤去するなどと決めるのか。	PCB廃棄物については、安定的に保管されているということを県が目標で確認しているため、安心していただきたい。 処理については、県から代執行も視野に入れて破産管財人と話をし、適正に処理をするとの回答をいただいており、時期は申し上げられないが、適正に処理されるものと認識している。	新興製作所跡地に残置されていたPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については、令和4年7月29日付で、令和4年10月31日までに処分及び処分に付随する運搬を委託することについて、県から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく改善命令が出されていたが、これに対し、メノアース株式会社破産管財人により処分に関する対応が行われ、改善命令の履行期限であった令和4年10月31日までに、新興製作所跡地から処理施設へ向けて搬出されたことを確認したと県から伺っている。	完了
14	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	PCB廃棄物の保管について	PCB廃棄物について、県でどこかに移設したということか。	令和元年12月22日にメノアースから県に対し場所を移設したとの連絡があり、現在も跡地の敷地内にあるが、県が安全に保管されていることを確認している。	令和元年12月22日にメノアースから県に対し場所を移設したとの連絡があり、現在も跡地の敷地内にあるが、県が安全に保管されていることを確認している。	完了
15	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	産業廃棄物の認定について	最終的に県が産業廃棄物と認めない場合はどうなるのか。	法律的に産業廃棄物ということを県も認めざるを得ない状況になっている。 県の理屈では、メノアースが今後解体すると言っていることから、コンクリートガラは途中物であり産業廃棄物ではないということであったが、メノアースが破産したことによりその理屈は成り立たなくなっている。 県もメノアースが破産したことは把握しており、今後については検討すると言っている。 産業廃棄物として認めた場合、県は処理責任者に対し処理するよう命令することができる。破産したメノアースに命令をしても仕方がないので、市では解体業者に対しても命令できるのではないかと考え、県に申し出ているところであるが、県は現時点ではそのような判断に至っていない。最終的に住民に対して害があると判断される場合には、県は自ら処理できるという法律的な根拠があり、市としてはそのように処理するべきと伝えているが、県はこれまでそもそも産業廃棄物であると認めなかった。令和3年度には県に対して、花巻市の要望を10項目ほど提出しているが、この件については県知事に直接伝えるようお願いしており、県が今後どのように動くかを見ていく必要がある。 また、メノアースの破産の動きは2、3年前からあり、市としては早期に動いて頂けると思っていた。申し立てをした債権者や市では、メノアースとはまともに話ができる状況ではなく、メノアースから所有権が離れ、管理者が変わることで何らかの話し合いができる可能性が出てくると考えていた。ようやく破産手続きがされたことから、今後の動きとして、まずは県にコンクリートガラをきれいにするよう要望し続けていきたい。 新興製作所跡地の土地については、競売で最低価格約4000万円であっても買い手がいなかった。購入しても10億円ほどの処理費用が掛かるとなると我々も購入できないと考えていたが、コンクリートガラがきれいに撤去された場合には、土地の取得と処理費用に数億円かかったとしても、花巻市として歴史的な場所である丘の上の土地を大事にしていくということであれば、購入の検討の余地はある。その前提として、擁壁を今の基準に合致するためには5億円かかるといわれており、過去には調査のための予算を確保しようとしたこともあるが、予算を付けてもメノアースとは話ができないということで、予算を付けなかった経緯がある。メノアースから所有権が移った際には、花巻の歴史的な丘ということで調査して購入するということについて検討の余地が出てくると考えている。ただし、新興製作所跡地を購入し、そこをきれいにすることについては国からの補助金等は期待できないことから、全て市民の皆様から頂いた お金から出さなければならないため、土地の購入には市民の皆様の理解が必要であるが、市税は10億円程度しかない中で10億、15億をこのような事業に使うとなるとなかなかご理解は得られないのではないか。	法律的に産業廃棄物ということを県も認めざるを得ない状況になっている。 県の理屈では、メノアースが今後解体すると言っていることから、コンクリートガラは途中物であり産業廃棄物ではないということであったが、メノアースが破産したことによりその理屈は成り立たなくなっている。 県もメノアースが破産したことは把握しており、今後については検討すると言っている。 産業廃棄物として認めた場合、県は処理責任者に対し処理するよう命令することができる。破産したメノアースに命令をしても仕方がないので、市では解体業者に対しても命令できるのではないかと考え、県に申し出ているところであるが、県は現時点ではそのような判断に至っていない。最終的に住民に対して害があると判断される場合には、県は自ら処理できるという法律的な根拠があり、市としてはそのように処理するべきと伝えているが、県はこれまでそもそも産業廃棄物であると認めなかった。令和3年度には県に対して、花巻市の要望を10項目ほど提出しているが、この件については県知事に直接伝えるようお願いしており、県が今後どのように動くかを見ていく必要がある。 また、メノアースの破産の動きは2、3年前からあり、市としては早期に動いて頂けると思っていた。申し立てをした債権者や市では、メノアースとはまともに話ができる状況ではなく、メノアースから所有権が離れ、管理者が変わることで何らかの話し合いができる可能性が出てくると考えていた。ようやく破産手続きがされたことから、今後の動きとして、まずは県にコンクリートガラをきれいにするよう要望し続けていきたい。	継続中
16	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	産業廃棄物の認定について	産業廃棄物と認定するのは県がすることなのか。	環境省に確認したところ、産業廃棄物であるかの認定は県が決めることであり、環境省から指示することはできないとのことであった。	環境省に確認したところ、産業廃棄物であるかの認定は県が決めることであり、環境省から指示することはできないとのことであった。	完了
17	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	問題解決に向けた県への要望について	産業廃棄物と認定され、早期に解決に向かうよう県に対し強く要望してほしい。	このような事案は県内にたくさんあり、全てを代執行で処理することは難しい。県も財政的に厳しい状況であり、市として県に要望は続けていくが、県も簡単には代執行できないこともご理解する必要がある。	このような事案は県内にたくさんあり、全てを代執行で処理することは難しい。県も財政的に厳しい状況であり、市として県に要望は続けていく。 （8月23日　県要望済み）	完了
18	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	市民生活部	生活環境課	資料の提供について	経過等についての説明があったが、内容についての資料を提供してほしい。	市のホームページで公表しているが、破産に関する情報については記載していないため、市のホームページの記載内容を修正する。	市のホームページで公表している。 （6月10日　破産に関する情報修正し公開済み）	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	「内容」未着手・継続中 or
19	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	生涯学習部	新花巻図書館計画室	新花巻図書館について	中央地区に建設されるであろう施設の進捗状況を伺いたい。	今の文化会館前の図書館は昭和48年に建てられた図書館であるが、建設から48年経過していることから新しく図書館を建設したいというものである。 2017年にはパブリックコメントや市民説明会などで市民の皆様からご意見を伺いながら「新花巻図書館整備基本構想」を策定している。現在は「新花巻図書館整備基本計画」の策定に向けて取り組んでいるところであり、令和2年度にはワークショップや市民の皆様との意見交換会を開催した。令和3年度には「新花巻図書館整備基本計画試案」を作成し、図書館司書や社会教育の専門家、学生員、学校の先生、PTA連合会の方、商工会議所の方などによる検討会議を設置し、試案を検討してきた。 2017年に策定した「新花巻図書館整備基本構想」では、基本方針として「郷土の歴史と独自性を大切にし、豊かな市民文化を創造する図書館」、「すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館」、「暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ知の情報拠点としての図書館」を掲げており、施設に関する整備方針としてユニバーサルデザインや十分なスペースを確保、先人や郷土資料の確保など大まかなところを定めている。その中で、建設場所については、「図書館は市民をはじめとする利用者にとって利用しやすい場所にあるべき」として交通アクセスが良く分かりやすい場所、市全域から行きやすい場所、十分な駐車場が確保できる場所と定めている。また、「すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館」として、都市機能誘導区域内に整備、近接施設との連携や他施設との複合化など民間との連携も含めて検討と定めている。事業費については、「可能な限りコストの削減に努め、花巻市まちづくり総合計画や財政計画を踏まえた整備を進める」、「建設後の運営費や図書購入費、職員体制に係る経費も十分に考慮して今後計画を進める」としている。 令和2年度には高校生、区長会役員、国際交流協会理事会などの方々と、令和3年度には中高生、子育てサークルの方々と意見交換を行っており、学習スペースが欲しい、子どもの目線に本があるといい、車のない人のアクセス手段も大切、駅から離すならバスを出してほしいなど様々な意見が出されている。 ワークショップについては、高校生・20代編として2回開催し、延べ64人の参加、一般編として5回開催し、延べ137人の参加をいただいている。ワークショップでは、観光・産業・歴史等市の情報を収集してほしい、世代のニーズに合う図書を収蔵してほしいなどの意見があった。また若者からは、Wi-Fiの設置やカフェや緑を感じるスペースの設置、タブレット等最新技術を活用してほしいなどの意見が出た。 令和3年度からは「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議」を行っており、計画の試案について専門的見地から意見をいただいている。検討会議はこれまで8回開催しており、障がい者への配慮や高齢者への考慮、面積、材質など具体的な検討をしていただいているところである。 8回目の検討会議において建設候補地についての検討を始めている。建設候補地の区域としては、いわゆる花巻中央地区に建設するということを基本構想で定めており、市議会からもこの区域に建設するよう意見をいただいている。この区域に建設することなると、国からの補助が最大で2分の1、10億5千万円程入ることになる。候補地として、これまで市議会やワークショップ、市民説明会等では6か所提示している。まなび学園球辺では、営林署の跡地、まなび学園前、まなび学園体育館、総合花巻病院跡地を候補としている。また、JR花巻駅前では、スポーツ用品店敷地、なはんブラザ東側の駐車場を候補として提示し、ご意見をいただいている。基本構想の中で、図書館は市民をはじめとする利用者にとって利用しやすい場所にあるべきと示しており、「バス、鉄道の交通結節点の駅からの距離」「最寄りのバス停や周辺道路環境」「駐車場の現状及び整備計画」について候補地ごとに計算をしている。また、市街地再生に資する施設として「都市機能誘導区域」内に整備するとしており、候補地の6か所についてはすべて当該区域内に入っている。 具体例について、まず営林署跡地に整備した場合について説明する。図書館の面積については2ヘまでの検討の中で概ね4,500㎡の延床面積で2階建てを想定している。営林署跡地であれば2,268㎡の2階建てで予定の面積を確保できるが、この場合、営林署南側の道路を埋めて道路を切り替える必要がある。また、駐車場は病院跡地に273台程整備することができるが、駐車場が遠くなること、営林署の癒割の方に検望の整備が必要になることなどが課題となる。 次にまなび学園の南側の駐車場、芝生部分に建てた場合、2,240㎡の2階建てで建てることが可能である。駐車場は病院跡地に建設することになるので、現在のまなび学園利用者にとっては不便になることが想定される。また、まなび学園については今後25年程度で解体することを見込んでいるため、敷地の中心に図書館を建設することで、将来的に図書館の周りが空いてしまうことなる。 まなび学園の体育館を解体してそこに建設するという案もあるが、この案についても駐車場が遠くなるという課題がある。また、体育館についても相当利用されている施設であるため、他の場所に体育館を建設する必要が出てくる可能性があり、本末転倒となるおそれがある。 病院跡地に建設する場合については、解体後に総合花巻病院から土地を売買する必要がある。病院跡地に建設する場合、敷地の南側には地下に構造物があり、建物を建設できないのではと考え、北側に図書館を建設するというものである。この場合も、土地の購入について交渉が必要になる。さらに、城の堀の一部に当たっている箇所があることから、埋蔵文化財の保護についても課題となってくる。 花巻駅周辺のタケダスポーツの敷地に建設する案については、当該土地がJR東日本の所有となっていることから、土地の売買について交渉が必要になる。また、駐車場については、今の駐車場を立体駐車場にする必要があると考えている。立体駐車場については、検討会議の中で停めづらいという意見があった一方で、商や雪の時に滑らなくていいとの意見もあった。また、駅の橋上化（東西自由通路）整備も、西口にも駐車場を整備できる場合には、駐車場の台数について西口の駐車場と一体として捉えることもできる。 なはんブラザの東側、現在駐車場として利用している場所に建設する場合は、敷地面積が1,836㎡となるため、希望の大きさを確保するためには3階建ての建物となる。また、駐車場がなくなることになるため、立体駐車場の規模がより大きなものになることが想定される。 以上が現在の建設場所についての検討状況であり、このような中で建設場所についても検討会議の中でご意見をいただきながら検討しており、計画の試案を早めに定めたいと思っている。建設場所についても一定の方向性をお示しし、皆様からご意見を聞いていきたいと思っている。試案ができた後には市民参画の手続きとして、パブリックコメントや意見交換会の開催、図書館協議会からの意見聴取などを行い、教育委員会とも協議の上、基本計画を定めていくことになる。設計はその後になるため、できるだけ早く進めたいと考えてはいるが、まだ時間はかかるものである。	令和3年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議では花巻駅前のスポーツ用品店の敷地を希望する又はどちらかというと希望するとの意見が多かった。 花巻駅前スポーツ用品店敷地はJR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うと示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和4年に度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認した3ヘで、その提示される条件が受け入れ条件とできると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。	継続中
20	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	生涯学習部	新花巻図書館計画室	新花巻図書館の規模と、現在の図書館の利用者数について	図書館の規模はここまで大きくないといけないものなのか。また、現在の図書館について、年間利用者数はどのくらいいるのか。	（生涯学習部長） 一関市の図書館は約4,700㎡の面積となっており、将来の人口規模なども考えつつ、約4,500㎡の面積を目標として計画してきたところである。 （市長） 4,500㎡の面積が必要かということについて、過去の市民会議で提案された面積もおよそ4,500㎡に近いものであり、2017年の基本構想策定の際にもそのような話となっていた。今回の試案検討会議でも、単に本を読むだけではなく、若い人たちが集まって話をしたり、勉強したりするスペースを確保しようとするとある程度のスペースは必要になるとなった。本についても、今までの貴重な書籍については延長体の至至残すことが使命のためになると考えており、そういう書籍を置くスペースも必要となるとそれなりのスペースが必要になる。 今の花巻図書館は非常に小さい施設だが、年間運営費用はお8000万円となっており、50年間運営するとの億円かかる計算になる。今回の図書館建設については総額20億円程度掛かると見込みであり、そのうち半分の10億円程度は国から補助金をもらうことを考えている。また、合併特例債を使うとすれば、さらに国から交付税が来ることになり、市の負担はそんなに大きくならない。こうしてみると運営費に比べると建物を建てることは自体は大きな負担ではない、新図書館の運営に当たっては、早川先生から多くの本を購入した方がいいとの意見もいただいている。また、図書館司書の配置も必要になることも考えると年間2億円程度の運営費がかかる見込みであり、50年間の運営で100億円かかることを考えると建設費は比較的小さい負担である。ただし、人口も減ってきており、2040年には7万5000人になると予想されている状況で、毎年2億円の運営費を払い続けられるかという問題はある。図書の購入について、当初は多くの本を購入するが、徐々に購入のペースを落としたり、利用者数に合わせて図書館司書の数を減らすなど運営費を下げていくことも考える必要がある。建物の大きさは光熱費に多少の影響はあるかと思うが、大きな違いはないと考えている。しかし、必要がないものを無理に大きく作ることもないので、今後建物イメージ等をお示しした際に、それを見た上で不要と思われる時にはご意見をいただきたい。	近年開館した近隣類似の図書館としては、一関市立図書館があるが、その面積は約4,700㎡である。最近の図書館は、子どもや若者、高齢者や障がい者も、だれもが利用しやすい図書館となっており、子どもたち専用のスペースや騒いでもいい部屋、逆に静かな部屋など、いろいろな需要に応じたスペースが必要になる。本を読むだけでなく、様々な活動や学習をするスペースも十分にほしいと考えている。中央図書館として図書を保管収蔵するスペースも重要であり、これらの必要面積についても新花巻図書館整備基本計画試案検討会議で検討してきたもの。 令和3年度の花巻図書館の利用者数は約5万4千人、コロナ前の平成30年度の利用者数は約13万人。	継続中
21	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	生涯学習部	新花巻図書館計画室	図書館の建設場所について	中央地区には社会体育館がないので、体育館の敷地への建設はないと思う。また、病院跡地北側には隔離病棟や火葬場があったと記憶しており、そういうことを踏まえれば、いろいろな方の利用が見込まれる駅周辺がいいと思っている。	（生涯学習部長） これまでのワークショップや試案検討会議の中で、場所については駅前のスポーツ用品店敷地か花巻病院の跡地という意見が多く寄せられている。これらについては、色々な条件を示しながら検討会議で議論していきたい。 （市長） 場所に関して、市役所だけで決めるということはできないため、市民の皆様から意見を出していただくことが大切である。多くの市民の皆様がどちらを望むか意思表示をしていただき、それを踏まえて決めていかなければいけないと思っている。	若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認した3ヘで、その提示される条件が受け入れ条件とできると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	1月時点 未着手・継続中 or 完了
22	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	生涯学習部	新花巻図書館計画室	図書館建設に係る意見の聞き取りについて	令和3年11月の新聞に諏訪の大学生がコメントを出しており、「自分は図書館を利用していないが、税金を使って建てるのだから、利用しない人の話も聞いてほしい。」とのものだった。利用している人のみでなく、幅広い方から意見を聞いてほしい。	新しい図書館が建設された際には、今の図書館利用者だけでなく、新しい利用者にも使われる図書館にしていきたいと考えている。現在の利用者は20万人程だと記憶している(コロナ前の平成30年度に4館で27万人ほど)。図書館建設に関してご指導をいただいている富士大学の平川先生からは、新しい図書館を作る際には人が集まる図書館を作らなければいけないと言われており、若い方々からのご意見も踏まえて、多くの人が利用できる図書館を作っていきたい。	令和2年度には、高校生と20代にあるワークショップを開催するなど、ほしい図書館の機能やサービスなどについて若い人たちからも意見を聞いてきた。建設候補地についても、若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。	継続中
23	R4.5.20	市政懇談会	花巻中央	生涯学習部	新花巻図書館計画室	紙媒体での図書の設置について	タブレットなどの活用が進んできていると思うが、それでも紙媒体の図書を望くのか。	最近、国立国会図書館にて著作権の切れた著籍等を個人のパソコンで見られるようにするとの記事があった。また、国立国会図書館以外でも資料をネット上で見られるようになってきており、そういうことも必要であると思っている。ただし、図書館の価値の一つとして、目的の図書以外にも様々な本を目にすることで視野を広げられるという考え方もあり、紙媒体の図書をなくすということは考えていない。どちらも充実した図書館にしていきたい。	すべて電子媒体がいいかと言うと、紙の図書のほうがいいと言う意見の人も多い。新花巻図書館計画室と現花巻図書館で新図書館でどのような資料を配置すべきかなど蔵書構成も検討しているが、紙媒体と電子媒体の資料構成についても検討している。貴重な図書や資料を保管しながら閲覧できるようにすることも大切であり、一方では将来の新しい技術などにも留意する必要があると考えている。	継続中
24	R4.5.24	市政懇談会	大迫	建設部	都市政策課	住民生活の向上における交通手段の活用について	①平成30年10月1日より大迫地域予約乗合バスの運行が始まり3年半が経過したが、試乗体験会の利用状況はいかがか。	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、午前8時から午後5時まで、1乗車あたり400円（小学生、障がい者は150円）の利用料金で運行している。 利用状況は、令和元年度は延べ3,657名、令和2年度は延べ3,256名、令和3年度は延べ3,839名で、令和2年度と令和3年度を比較すると117.9%と、コロナ禍ではあるが利用が増加している。 予約乗合バスの登録者数は運行開始時点の1,137名から、令和3年度末で1,449名と約300名増加している。 登録者のうち、令和3年度に実際に利用している人数は165名、利用者の約91%は60歳以上の方、そのうち約77%が女性、行先で最も多いのは大迫バスターミナル、続いて大迫診療センターである。利用者の予約状況は当日予約する方の割合が5割と当日予約する方が多い傾向である。 昨年度実施した試乗体験会は、コロナ禍のため参加を最小限とし実施。 コミュニティ会議を通じ、免許返納予定者や普段、車を運転していない方々にお声がけいただき、亀ヶ森地区3名、外川目地区3名の計6名に参加いただいた。 参加者の中には体験会終了後、新規に登録していただいた方もおり、一定の効果はあったと考えている。 令和4年度には、AI搭載した配車システムを10月から新たに導入することとしており、導入によりWeb（インターネット）での予約も可能となることから、Web予約の利用方法の周知・学習会を含めた、試乗体験会を今年度も開催し、利用登録者の増加と予約乗合バスの利用促進を図っていく。	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、午前8時から午後5時まで、1乗車あたり400円（小学生、障がい者は150円）の利用料金で運行している。 利用状況は、令和元年度は延べ3,657名、令和2年度は延べ3,256名、令和3年度は延べ3,839名で、令和2年度と令和3年度を比較すると106.5%と、コロナ禍ではあるが利用が増加している。 予約乗合バスの登録者数は運行開始時点の1,137名から、令和4年度末で1,388名（死亡者を除く）と約250名増加している。 登録者のうち、令和3年度に実際に利用している人数は165名、利用者の約91%は60歳以上の方、そのうち約77%が女性、行先で最も多いのは大迫バスターミナル、続いて大迫診療センターである。利用者の予約状況は当日予約する方の割合が5割と当日予約する方が多い傾向である。 昨年度実施した試乗体験会は、コロナ禍のため参加を最小限とし実施。 コミュニティ会議を通じ、免許返納予定者や普段、車を運転していない方々にお声がけいただき、亀ヶ森地区3名、外川目地区3名の計6名に参加いただいた。 参加者の中には体験会終了後、新規に登録していただいた方もおり、一定の効果はあったと考えている。 令和4年度には、AI搭載した配車システムを10月から新たに導入しており、導入によりWeb（インターネット）での予約も可能となったことから、予約乗合バスの利用登録者の増加を目的に、Web予約の利用方法の周知を含めた予約乗合バス試乗体験会を開催した。	完了
25	R4.5.24	市政懇談会	大迫	建設部	都市政策課	住民生活の向上における交通手段の活用について	②利用者アンケートを令和2年2月に実施したとの情報があったが、その後は継続的に調査しているのか。利用者の声にほどのような意見があるのか。	令和2年2月に予約乗合バスを導入している地域を対象としたアンケート調査を実施した。 大迫地域の利用登録者 1,415名（R2. 2時点）のうち、予約乗合バスを利用したことがある方185名、利用したことがない世帯の65歳から87歳の登録者 250名の計435名を無作為に抽出し、令和2年2月から3月に実施した。 約72%にあたる314通の回答があり、「自宅の近くまで迎えに来てくれて便利。」との好意的な意見が多く、フリーによる運行形態や利用料金、運行曜日など総じて現在の運行内容で問題ないとする意見が多かった。 利用している方からは、現在の8時から17時までとしている運行時間を「早めて欲しい」、「延ばしてほしい」との要望が多かったが、運行時間の拡大は、運行を担っているタクシー事業者のタクシー営業活動の多い、朝夕の時間帯と競合することなり、予約乗合バスの運行は、タクシー事業者との共存を図っていくことが必要であるため、運行時間の拡大は難しいと考えている。 利用したことがない方からは、大迫地域内だけではなく、花巻地域や石鳥谷地域へも運行してほしいとの意見が多かったが、こちらも岡地域には岩手県交通(株)が運行する路線バス「大迫石鳥谷線」・「大迫花巻線」が運行しており、競合するためバス路線の利用者が減少し、さらなる減便や廃線が懸念されることから、現時点で運行区域の拡大は難しいと考えている。なお、令和2年度実施以降、アンケート調査は実施していない。	令和2年2月に予約乗合バスを導入している地域を対象としたアンケート調査を実施した。 大迫地域の利用登録者 1,415名（R2. 2時点）のうち、予約乗合バスを利用したことがある方185名、利用したことがない世帯の65歳から87歳の登録者 250名の計435名を無作為に抽出し、令和2年2月から3月に実施した。 約72%にあたる314通の回答があり、「自宅の近くまで迎えに来てくれて便利。」との好意的な意見が多く、フリーによる運行形態や利用料金、運行曜日など総じて現在の運行内容で問題ないとする意見が多かった。 利用している方からは、現在の8時から17時までとしている運行時間を「早めて欲しい」、「延ばしてほしい」との要望が多かったが、運行時間の拡大は、運行を担っているタクシー事業者のタクシー営業活動の多い、朝夕の時間帯と競合することなり、予約乗合バスの運行は、タクシー事業者との共存を図っていくことが必要であるため、運行時間の拡大は難しいと考えている。 利用したことがない方からは、大迫地域内だけではなく、花巻地域や石鳥谷地域へも運行してほしいとの意見が多かったが、こちらも岡地域には岩手県交通(株)が運行する路線バス「大迫石鳥谷線」・「大迫花巻線」が運行しており、競合するためバス路線の利用者が減少し、さらなる減便や廃線が懸念されることから、現時点で運行区域の拡大は難しいと考えている。なお、令和2年度実施以降、アンケート調査は実施していない。	完了
26	R4.5.24	市政懇談会	大迫	建設部 大迫総合支所	都市政策課 地域振興課	住民生活の向上における交通手段の活用について	③予約乗合バス、岩手県「大迫石鳥谷線」の利用率をとげるためにどのようなことができるか、意見交換をしたい。	大迫石鳥谷線は、運行事業者から廃線の申し出があったものの、県の補助金（約220万円）のほか、残りの赤字額全額を市が補助（約650万円）することとして路線を維持し、令和2年10月から減便運行としている。 令和3年度は年間 18,937名の方々に利用いただいている。 利用状況は、減便前の令和元年度で23,987名、令和2年度で27,923名となっており、1便あたりの乗車人数は令和元年度が4.5名、令和2年度が5.2名、令和3年度が6.0名となっており、1台当たりの乗車人数は令和3年度が多くなっている。 市では、平成29年から令和元年度にかけて、大迫地域及び石鳥谷地域で8月に開催されるイベントの際、それぞれの地域へ向かう往路に「大迫石鳥谷線」を利用した方々に対し、復路無料の貸切バスを運行し、路線の利用促進を図ったが、継続した利用がされず、利用者の増加には繋がらなかった。 また、利用率を上げるための取り組みついて、運行事業者である岩手県交通(株)と協議した経緯はあるが、「他地域の事例をみても、利用促進策による新規のバス利用者の増加は難しく、効果については疑問である」とのご意見をいただいている。 なお、地域の皆様からアイディアがある場合においては、市の財政負担を踏まえ、市内のバス路線全体への利用促進策の波及効果なども考慮し、検討してまいりたい。 その他、公共交通の利用促進として路線バス及び予約乗合バスそれぞれ年1回、広報誌に記事を掲載し利用を促しているほか「花巻市公共交通マップ」を作成し、自治公民館や振興センターへ配布するなどにより、利用促進を図っている。 市では、コロナ禍における利用者の減少により、路線バス運行事業者の経営は厳しい状況が続いていると認識しており、経営維持がさらに困難になることも想定される中で、地域公共交通の維持・確保は重要であることから、路線バス運行事業者の経営支援を行う新たな制度の構築について、昨年度から、国に対し要望している。また、県に対しても、「事業継続のための財政的支援について、国に働き掛けるとともに、県が中心となり県及び関係市町村が協力し合って支援しあう体制の構築」について要望している。 そのような中、5月9日に開催された県や市町村の首長が参加した「県・市町村トップミーティング」においては、当市より「バス運行事業者の経営状況を把握したうえで、県が中心となって国に働き掛けるとともに、県と市町村が必要な支援について検討しなければならない」旨、県に対し提言を行い、県からは「運行事業者の経営支援に向けた議論を進め、あり方を検討していく。」との回答をいただいている。 また、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、各路線単位ではなく、エリア全体の路線バスの運賃やルートなど運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通のあり方を考えていく必要があると考えている。	大迫石鳥谷線は、運行事業者から廃線の申し出があったものの、県の補助金（約220万円）のほか、残りの赤字額全額を市が補助（約650万円）することとして路線を維持し、令和2年10月から減便運行としている。 令和4年度は年間 12,269名の方々に利用いただいている。 利用状況は、減便前の令和元年度で23,987名、令和2年度で27,923名、減便後の令和3年度は年間 18,937名となっており、1便あたりの乗車人数は令和元年度が4.5名、令和2年度が5.2名、令和3年度が6.0名、令和4年度は3.9人となっている。 市では、平成29年から令和元年度にかけて、大迫地域及び石鳥谷地域で8月に開催されるイベントの際、それぞれの地域へ向かう往路に「大迫石鳥谷線」を利用した方々に対し、復路無料の貸切バスを運行し、路線の利用促進を図ったが、継続した利用がされず、利用者の増加には繋がらなかった。 また、利用率を上げるための取り組みついて、運行事業者である岩手県交通(株)と協議した経緯はあるが、「他地域の事例をみても、利用促進策による新規のバス利用者の増加は難しく、効果については疑問である」とのご意見をいただいている。 なお、地域の皆様からアイディアがある場合においては、市の財政負担を踏まえ、市内のバス路線全体への利用促進策の波及効果なども考慮し、検討してまいりたい。 その他、公共交通の利用促進として路線バス及び予約乗合バスそれぞれ年1回、広報誌に記事を掲載し利用を促しているほか「花巻市公共交通マップ」を作成し、自治公民館や振興センターへ配布するなどにより、利用促進を図っている。 市では、コロナ禍における利用者の減少により、路線バス運行事業者の経営は厳しい状況が続いていると認識しており、経営維持がさらに困難になることも想定される中で、地域公共交通の維持・確保は重要であることから、路線バス運行事業者の経営支援を行う新たな制度の構築について、昨年度から、国に対し要望している。また、県に対しても、「事業継続のための財政的支援について、国に働き掛けるとともに、県が中心となり県及び関係市町村が協力し合って支援しあう体制の構築」について要望している。 そのような中、5月9日に開催された県や市町村の首長が参加した「県・市町村トップミーティング」においては、当市より「バス運行事業者の経営状況を把握したうえで、県が中心となって国に働き掛けるとともに、県と市町村が必要な支援について検討しなければならない」旨、県に対し提言を行い、県からは「運行事業者の経営支援に向けた議論を進め、あり方を検討していく。」との回答をいただいている。 また、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、各路線単位ではなく、エリア全体の路線バスの運賃やルートなど運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通のあり方を考えていく必要があると考えている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
27	R4.5.24	市政懇談会	大迫	市民生活部	市民生活総合相談センター	住民生活の向上における交通手段の活用について	④高齢者の運転免許証の自主返納促進事業で返納後の一時的な助成はあるが、継続的な助成を望む声もあるが、どのようにお考えかお伺いしたい。	「花巻市高齢者運転免許証自主返納促進事業」は、平成29年9月から始めた事業であり、バス又はタクシーの利用料金の一部を助成することにより、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の交通事故防止に資することを目的としている。お一人一回限りの助成で、10,000円分（100円券×100枚）を交付。（助成券の有効期限は申請日の属する年度の翌年度の末日まで。）一回限りではなく複数回の助成をすることについては、限られた財源の中では難しく、高齢者等の福祉と一体的に考えるべきと捉えている。	「花巻市高齢者運転免許証自主返納促進事業」は、平成29年9月から始めた事業であり、バス又はタクシーの利用料金の一部を助成することにより、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の交通事故防止に資することを目的としている。お一人一回限りの助成で、10,000円分（100円券×100枚）を交付。（助成券の有効期限は申請日の属する年度の翌年度の末日まで。）一回限りではなく複数回の助成をすることについては、限られた財源の中では難しく、高齢者等の福祉と一体的に考えるべきと捉えている。	完了
28	R4.5.24	市政懇談会	大迫	健康福祉部	長寿福祉課	住民生活の向上における交通手段の活用について	④高齢者の運転免許証の自主返納促進事業で返納後の一時的な助成はあるが、継続的な助成を望む声もあるが、どのようにお考えかお伺いしたい。	当市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう様々な支援に取り組んでおり、その一環で移動手段の確保として「高齢者福祉タクシー事業」「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。 〇高齢者福祉タクシー等事業 ＜事業概要＞ 高齢者の社会参加の促進に向け、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、1枚100円のタクシー券を年間12,000円分交付するもの。 〇高齢者通院時交通費助成事業 ＜事業概要＞ 自宅近くにバス停留所等がない等交通手段が不足している地域に居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間12,0000円を上限に助成するもの。	当市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう様々な支援に取り組んでおり、その一環で移動手段の確保として「高齢者福祉タクシー事業」「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。 〇高齢者福祉タクシー等事業 ＜事業概要＞ 高齢者の社会参加の促進に向け、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、1枚100円のタクシー券を年間12,000円分交付するもの。 〇高齢者通院時交通費助成事業 ＜事業概要＞ 自宅近くにバス停留所等がない等交通手段が不足している地域に居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間12,0000円を上限に助成するもの。	完了
29	R4.5.24	市政懇談会	大迫	健康福祉部	健康づくり課	住民生活の向上における交通手段の活用について	④高齢者の運転免許証の自主返納促進事業で返納後の一時的な助成はあるが、継続的な助成を望む声もあるが、どのようにお考えかお伺いしたい。	また、花巻市に住んでいる妊産婦に対し、妊産婦が妊産婦健診、診療及び出産のために県内の産科医療機関を利用する場合の交通費などを補助する「花巻市妊産婦交通費支援事業補助金」を実施している。 〇花巻市妊産婦交通費支援事業補助金 ＜事業概要＞ 花巻市に住んでいる妊産婦が妊産婦健診（産後1カ月健診まで対象）、診療及び出産のため、県内の産科医療機関へ通院・入院するためにかかる交通費などについて、妊産婦に対し、1回の出産につき5万円を上限に補助金 を交付する。 ①妊産婦へのタクシー補助 補助対象経費 タクシー料金（片道当たりにつき3,000円を超えた額） 医療機関 花巻市、北上市、遠野市、、西和賀町、盛岡市、矢巾町、紫波町、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町に位置する産科医療機関 ②医師がハイリスク妊産婦として認める場合の補助 補助対象経費 電車、バス、タクシー、自家用車（1km40円）による交通費等 医療機関 岩手医科大学附属病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院	花巻市に住んでいる妊産婦に対し、妊産婦が妊産婦健診、診療及び出産のために県内の産科医療機関を利用する場合の交通費などを補助する「花巻市妊産婦交通費支援事業補助金」を実施している。 〇花巻市妊産婦交通費支援事業補助金 ＜事業概要＞ 花巻市に住んでいる妊産婦が妊産婦健診（産後1カ月健診まで対象）、診療及び出産のため、県内の産科医療機関へ通院・入院するためにかかる交通費などについて、妊産婦に対し、1回の出産につき5万円を上限に補助金 を交付する。 ①妊産婦へのタクシー補助 補助対象経費 タクシー料金（片道当たりにつき3,000円を超えた額） 医療機関 花巻市、北上市、遠野市、、西和賀町、盛岡市、矢巾町、紫波町、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町に位置する産科医療機関 ②医師がハイリスク妊産婦として認める場合の補助 補助対象経費 電車、バス、タクシー、自家用車（1km40円）による交通費等 医療機関 岩手医科大学附属病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院 ※令和5年4月より、ハイリスク妊産婦以外の妊産婦への支援を拡充予定。	完了
30	R4.5.24	市政懇談会	大迫	健康福祉部	障がい福祉課	住民生活の向上における交通手段の活用について	④高齢者の運転免許証の自主返納促進事業で返納後の一時的な助成はあるが、継続的な助成を望む声もあるが、どのようにお考えかお伺いしたい。	市内の障がい者が自立した生活を送っていけるよう様々な支援に取り組んでおり、その一環で移動手段の確保として「福祉タクシー事業」と「障がい者通院時交通費助成事業」を実施している。 〇福祉タクシー等事業 ＜事業概要＞ 障がい者の社会参加の促進に向け、重度障がい者の方（身体障がい者手帳1級の方、同2級で視覚、下肢、体幹のいずれかに障がいのある方、療育手帳Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方）で、軽自動車税、自動車税の減免を受けていない方に、1枚100円のタクシー券を年間18,000円分交付するもの。令和4年4月から路線バスにも利用可能。 〇障がい者通院時交通費助成事業 ＜事業概要＞ 自宅から路線バスの停留所までの距離が1kmを超え医療機関までの距離が10km以上の重度障がい者の方（福祉タクシー事業対象者に同じ）で、軽自動車税、自動車税の減免を受けていない方に、、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間18,000円を上限に助成するもの。	市内の障がい者が自立した生活を送っていけるよう様々な支援に取り組んでおり、その一環で移動手段の確保として「福祉タクシー事業」と「障がい者通院時交通費助成事業」を実施している。 〇福祉タクシー等事業 ＜事業概要＞ 障がい者の社会参加の促進に向け、重度障がい者の方（身体障がい者手帳1級の方、同2級で視覚、下肢、体幹のいずれかに障がいのある方、療育手帳Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方）で、軽自動車税、自動車税の減免を受けていない方に、1枚100円のタクシー券を年間18,000円分交付するもの。令和4年4月から路線バスにも利用可能。 〇障がい者通院時交通費助成事業 ＜事業概要＞ 自宅から路線バスの停留所までの距離が1kmを超え医療機関までの距離が10km以上の重度障がい者の方（福祉タクシー事業対象者に同じ）で、軽自動車税、自動車税の減免を受けていない方に、、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間18,000円を上限に助成するもの。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
31	R4.5.24	市政懇談会	大迫	建設部 大迫総合支所 市民生活部 健康福祉部	都市政策課 地域振興課 市民生活総合相談センター 長寿福祉課	地域で取り組むボランティアタクシー等の仕組み づくりについて	市の各種事業の取り組みに感謝申上げる。 大迫地域のバスの大幅な減便により地域住民の通学、買物、高齢者の通院等に支障が生じている。 市の限られたお金の中で対応いただいていることから、何か地域住民でも取り組めることはないか考えている。 ボランティアタクシーや、ご近所での買い物ツアーなど仕組みづくりについて市からの助言もいただきながら進めていくことができないか検討している。	（大迫総合支所長） 通学に関しては、大迫石亀谷線の利用拡大を図るため、大迫地区外から大迫高校へ通学する生徒、または大迫地区内から盛岡や花巻等の高校へ通学する生徒の通学にかかる経費の負担を軽減するため、同路線を利用する高校生の定期券の購入に対して、令和2年度から補助金を交付している。令和3年度は延べ10件、令和4年度（5月18日現在）は、7件に対して補助しており、今後においても同路線を利用する高校生に対して引き続き支援を行うとともに、各学校に対しても補助制度を周知していく。 こういったものも活用いただければ、高校生など通学の方の負担は少しでも軽くなると思われる。 （市長） 公共交通の話は今、過渡期に来ており、全体的に今後どうするかについて考えなければならない時期に来ている。 令和3年度の大迫地区の公共交通に関する市の支援は総額で4,400万円。住民一人当たり1万円ほどとなり、その中で大迫石亀谷線には年間655万円支援し、乗車人数は18,937人であることから、一人当たりバスに乗っていただく345円以上補助していることとなる。そのほか、先ほど支所長が言った定期券の補助、大迫花巻線に関しては年間2,567万円の補助をしており、それらを加えると一人当たりの補助はもっと大きい金額となり、更には予約乗り合いバスに1,185万円の補助をしている。 市としては、路線を守るために補助金は出しているが、全部は出せないこともある。 ただも5つ一つ、岩手県交通自体が会社として存続できるかギリギリのところに来ている。路線ごとの補助をしているがそもそも会社が存続できないと意味がない。 県に対し、県として経営状況を調べて、どのような支援をしていくかということをしっかりやるべきということを何度も提言している。国と県と市とそれぞれ支援しなければ住民の足は守っていくことができない。 次に、運転免許の自主返納の件だが、令和3年度は426人が自主返納され、360件約250万円、自主返納した方にお支払いをしている。 この事業は平成29年から始めた事業で、この5年間で1,540人自主返納をされており、その人たち全員に1万円ずつ助成すると1,540万円かかる。今後増え続け、これが2,000万、3,000万になる可能性もある。 他のいい方法があればいいが、先ほどの福祉タクシーは年間1,800万円ほど支払いしており、こちらを増やした方がいい場合もある。 いずれにせよ交通の話はもう一度考える必要があり、それには岩手県交通が存続してもらうことが前提であるが、その上で交通手段をどう確保するか皆さんと一緒に考えていきたい。	通学に関しては、大迫石亀谷線の利用拡大を図るため、大迫地区外から大迫高校へ通学する生徒、または大迫地区内から盛岡や花巻等の高校へ通学する生徒の通学にかかる経費の負担を軽減するため、同路線を利用する高校生の定期券の購入に対して、令和2年度から補助金を交付している。令和3年度は延べ10件、令和4年度（5月18日現在）は、7件に対して補助しており、今後においても同路線を利用する高校生に対して引き続き支援を行うとともに、各学校に対しても補助制度を周知していく。 こういったものも活用いただければ、高校生など通学の方の負担は少しでも軽くなると思われる。 公共交通の話は今、過渡期に来ており、全体的に今後どうするかについて考えなければならない時期に来ている。 令和4年度の大迫地区の公共交通に関する市の支援は総額で54,881千円。住民一人当たり1万円ほどとなり、その中で大迫石亀谷線には年間10,505千円支援（県補助含む）し、乗車人数は12,629人であることから、一人当たりバスに乗っていただく830円以上補助していることとなる。そのほか、先ほど支所長が言った定期券の補助、大迫花巻線に関しては年間28,786千円の補助をしており、それらを加えると一人当たりの補助はもっと大きい金額となり、更には予約乗り合いバスに12,284千円の補助をしている。 市としては、路線を守るために補助金は出しているが、全部は出せないこともある。 ただも5つ一つ、岩手県交通自体が会社として存続できるかギリギリのところに来ている。路線ごとの補助をしているがそもそも会社が存続できないと意味がない。 県に対し、県として経営状況を調べて、どのような支援をしていくかということをしっかりやるべきということを何度も提言している。国と県と市とそれぞれ支援しなければ住民の足は守っていくことができない。 次に、運転免許の自主返納の件だが、令和3年度は426人が自主返納され、360件約250万円、自主返納した方にお支払いをしている。 この事業は平成29年から始めた事業で、この5年間で1,540人自主返納をされており、その人たち全員に1万円ずつ助成すると1,540万円かかる。今後増え続け、これが2,000万、3,000万になる可能性もある。 他のいい方法があればいいが、先ほどの福祉タクシーは年間1,500万円ほど支払いしており、こちらを増やした方がいい場合もある。 いずれにせよ交通の話はもう一度考える必要があり、それには岩手県交通が存続してもらうことが前提であるが、その上で交通手段をどう確保するか皆さんと一緒に考えていきたい。 【市民生活総合相談センター】 高齢者の交通事故防止に資することを目的とする「高齢者運転免許返納支援事業」の実は次の通り。 ・65歳以上の免許証自主返納した方へ1万円（100円券の100枚綴）のタクシー券をお一人一回限り交付。交付した年度の翌年度末まで利用可能。 平成29年度　事業利用者176人 平成30年度　事業利用者311人 平成31年度　事業利用者373人 令和2年度　事業利用者323人 令和3年度　事業利用者360人 令和4年度　事業利用者319人 ※花巻市民65歳以上の免許自主返納者数（平成29年度以降累計）2,323人 ～岩手県警資料より 事業利用者数(平成29年度以降累計)　1,862人 事業決算額（平成29年度以降累計）12,164,100円 【大迫総合支所地域振興課】 路線バス大迫石亀谷線の路線を利用促進を図るため、令和2年度から当該路線を利用する高校生に対し、通学定期券購入に係る費用の一部を補助している。令和2年度は7人、令和3年度は9人、令和4年度は9人を補助しており、今後についても引き続き支援していく。	継続中
32	R4.5.24	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	中心市街地活性化における「早池峰と賓沼の展示館」の積極的な活用について	現在、大迫の街並みを整備し、活性化を図ろうと計画もしていただいているところだが、「早池峰と賓沼の展示館」は町の中心にあり、全国でも人気のある「宮沢賢治に関する展示がしてあり、読者の一助となる大切な施設（資源）であると考えている。 「早池峰と賓沼の展示館」は平成19年10月に開館し、平成23年6月に入場者5万人、平成30年2月に入場者10万人を達成しているが、開館から15年を迎えようとしており、稗貫都役所を模した建物の外壁や駐車場の「やまない」をモチーフとしたイラストは一見してわかるほど傷んできている。 ①建物の維持や観光サービスの維持向上について、どのようにお考えか伺いたい。 ②今後誘客の一端を担っていただいにどのようなことができるか、意見交換したい。	「早池峰と賓沼の展示館」は、花巻市花城町にあった旧稗貫都役所の建物を旧大迫町が払い下げを受けて移築し、旧大迫町役場として活用、その後、斤舎移転に伴い取壊しを行ったが、H19年に大迫交流活性化センター建設と合わせ、復元し建築した施設である。 同施設は、宮沢賢治の童話「猫の事務所」のモデルになったとされており、館内には大迫と宮沢賢治との関連資料などが数多く展示され、展示館の前には、早池峰賢治の会による宮沢賢治の短編童話「やまない」の絵が描かれ、全国各地の宮沢賢治ファンはもとより、多くの方々が来館している大迫地域の中心市街地に位置する人気の観光施設となっている。 しかしながら、開館から約15年が経過していることもあり、木造建物の外壁塗装や駐車場の舗装の一部に経年劣化がみられることから、施設全体の計画的な修繕について検討していく。また、大迫地域の中心的な観光施設でもあることから、大迫地区コミュニティ振興会や仲町地区の街並み整備に取り組んでいる大迫地域街並み整備検討委員会、地域住民の方々のご意見を伺いながら、より良い施設の在り方についても検討していく。 （市長） 展示館の内部については、街並み整備計画の中でどういう位置づけをするのかを今後考えて行かなければならない。市民の皆さんと総合支所で太く打ち合わせて計画してほしい。 外壁の修繕については、早くやったほうが良い。過疎債が使えればよいが使えなくてもできない話ではない。	「早池峰と賓沼の展示館」は、宮沢賢治の童話「猫の事務所」のモデルになったとされており、館内には大迫と宮沢賢治との関連資料などが数多く展示され、展示館の前には、早池峰賢治の会による宮沢賢治の短編童話「やまない」の絵が描かれ、全国各地の宮沢賢治ファンはもとより、多くの方々が来館している大迫地域の中心市街地に位置する人気の観光施設となっている。 しかしながら、開館から約15年が経過していることもあり、木造建物の外壁塗装や駐車場の舗装の一部に経年劣化がみられることから、令和5年度において、展示館の屋根外壁塗装補修と駐車場全体の舗装補修を予定している。また、大迫地域の中心的な観光施設でもあることから、大迫地区コミュニティ振興会や仲町地区の街並み整備に取り組んでいる大迫地域街並み整備検討委員会、地域住民の方々のご意見を伺いながら、より良い施設の在り方についても検討していく。	継続中
33	R4.5.24	市政懇談会	大迫	教育部 大迫総合支所	文化財課 地域振興課	たばこ資料館を生かしたまちづくりについて	上町の外れに「たばこ資料館」という建物があり、大迫の歴史を語る上で大変貴重な資料がある。このような施設を活かすことが文化的要素として必要ではないかと思うがいかがか。	たばこ資料館の話は聞いたことはあるが、私自身実際には見たことはない。仲町から1キロほど離れているのであれば、仲町まで来た方は歩いて行くことは難しい。仲町方面に移転できるとすれば観光として の意味は出てくると思われる。その辺も含め皆さんで話し合ってみてはどうか。移転に係る経費にもふさわしい過疎債が使えるとすれば考える余地はあると思う。 ただし、市の公共施設をむやみに増やすわけにはいかないこと、運営費の問題があることからNPO法人を作るなど管理をお願いするとか知恵を絞る必要がある。	【文化財課】 ただこ史料館の管理は、総合文化財センターにて行っている。所蔵資料の貸出は、基本的には可能と思われるが、資料の状態や移転先の環境を勘案して判断する。 現時点で特段の相談はないが、相談があった際は、検討を行う。 【大迫総合支所地域振興課】 施設を整備する場合においては、建設費用など初期費用に地方債の適用があったとしても、毎年度の施設維持費、運営費については市が自主財源で負担し続ける必要がある。このため、毎年度において相応の来館者数が見込まれることが必要であるが、年間の来館者数が0人～数人の現状では博物館のような設備を備えた施設を整備したとしても多くの来訪者は期待できないと思われる。 現在、大迫地域のまちなか整備については、地域の方々を中心に活性化について話し合いを持たれているが、将来的にこのような議論の場において「ただこ資料館」をまちづくりに活かすことの具体的な話題が挙がる場合には検討する可能性はあるものの、そのような具体的な意見が出ていない現時点においては、活用の可能性は低いと考えている。	継続中
34	R4.5.24	市政懇談会	大迫	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	公共施設の利用条件の緩和について	コロナ感染症対策のため宿場の舞祭や花巻芸術協会関事祭も開催できないでいる。規模を縮小してでも今年度はやりたいと思うが、公共施設も使えないことが一番の難題である。 コロナの感染者数も増減を繰り返し変動はあるが、公共施設を使える条件の緩和をお願いしたい。	コロナ禍が2年半も続いており、これまでと同じような厳しい生活をするのは無理になってきた。国も基準を緩め外国人の入国を許可してきており、今度花巻市にもアメリカの人達が来る予定。それの大きな理由は以前と違い、重篤化しやすい高齢者の方が罹りにくくなっていることが挙げられる。 花巻市でも先日、ビアノコンサートや花巻第九の会のコンサートを開いたが、大変満陣らしくやってよかったと感じている。 今後もこういった場所で開催する場合は人数を制限するなど対策を講じながら続けていきたい。今週末はワインフェスティバルを開催するが、これを第一歩として少しずつ元に戻るようにしていきたい。	今後の状況については予測できないが、施設の利用制限については感染状況からレベル1として運用している。 行事の開催に当たっては、手指の消毒や換気、席を離す、体調不良の場合は無理に参加しない、などの対応をしっかりとって安全に開催していただきたい。	完了
35	R4.5.24	市政懇談会	大迫	市民生活部	生活環境課	ごみの減量化について	以前、中部クリーンセンターを視察した際、利用している4市町（花巻・北上・遠野・西和賀）のうち花巻市の使用料が47%を占めていると聞いた。ぜひごみの減量化について取り組むべきではないかと考えるがいかがか。	中部クリーンセンターは、復興予算で建てたことから借金も少なく負担も小さい。現在、事業系のごみは花巻市は多いが、手数料をもらっていることから実際の市の負担はゼロ。その意味では事業系のごみを減らす理由は市の財政上の観点からはない。 一方、家庭ごみは北上市より確かに多い。その理由は、北上市は家庭ごみを北上市指定の袋を有料化し利用しているためである。その仕組みを採用すると安くなる。 花巻市の計画では将来的にはごみ有料化を検討したいとしているが、今は指定とはしていないごみ袋を有料化したら市民の皆さんは受け入れてくださるか疑問である。そのような状況下で、地球温暖化について考えるとごみを減らす施策をとる必要があるかもしれないが私からは申し上げにくい。近い将来考える必要があることは承知している。	中部クリーンセンターは、復興予算で建てたことから借金も少なく負担も小さい。現在、事業系のごみは花巻市は多いが、手数料をもらっていることから実際の市の負担はゼロ。その意味では事業系のごみを減らす理由は市の財政上の観点からはない。 一方、家庭ごみは北上市より確かに多い。その理由は、北上市は家庭ごみを北上市指定の袋を有料化し利用しているためである。その仕組みを採用すると安くなる。 花巻市の計画では将来的にはごみ有料化を検討したいとしているが、今は指定とはしていないごみ袋を有料化したら市民の皆さんは受け入れてくださるか疑問である。そのような状況下で、地球温暖化について考えるとごみを減らす施策をとる必要があることは承知している。	完了
36	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	宮野目地区グラウンドの環境整備について	地区グラウンドには、野球場、相撲場、そしてゲートボール場があり、多くの方々に利用されてきたが、近年は相撲場とゲートボール場は利用されていない。 周辺の立木や生け垣は巨大化し、特に樹齢の経たものは枯れて倒れてお り危険である。自然に生い茂った樹木も相当数存在し、ジャングル状態と化しており、歩行や犯罪防止の観点から見通しが効くよう間伐が必要と考える。	宮野目グラウンドについては、コミュニティの皆様に管理していただいており、きれいに整備していただいていることについて、感謝申し上げる。 本件については、数年前にも要望があり、当時の副市長が県庁に行き、木を伐ってもらえないかと話をした経緯がある。 国道との境が防音林、緩衝緑地帯となっており、簡単に伐採できないとのことであった。 空港事務所に問い合わせをしたところ、万八丁の方では伐採しているところもあり、伐れないということではないとのことだった。 現場を見たところ、印が付けられている木もあり、コミュニティと市で一緒に現場を確認もし、空港事務所に話をした方がいいと考えている。 樹木のおそれのあるものや、支障木については除去はしているという話であり、伐採自体ができないということではないと思っている。 ご足労をかけるが、一緒に現地確認をしながら協議を進めていきたい。 （市長） 空港事務所では、予算があまりないとのことだった。 令和元年度に当時の副市長が県に要望した際にも、県から空港事務所に話が下りただけで、県本体で予算化はしなかったようだ。 今後は一緒に現場を見て、何ができるかを相談していきたい。 その上で、県が管理している部分については県にやってもらうしかないが、地域の皆さんが木を切っているという部分については、市がやれることがあれば必要に応じて予算化をして対応していきたい。 （3者による現地確認） 懇談会後、6月28日（火）午前11時から宮野目地区コミュニティ会議役員、岩手県花巻空港事務所職員、スポーツ振興課職員が現地に集合し、グラウンド周辺の樹木の状況を一緒に確認した。 宮野目地区コミュニティ会議では、花巻市で占用している部分はもちろんのこと、隣接する県管理部分の一部についても草刈りなどを実施しており、今後も同様に行いたいが、その際に低い樹木や植栽の刈り込みを行って良いのかという話があった。 岩手県花巻空港事務所は、低い樹木の伐採や植栽の刈り込みについてはできる範囲でやっていただいてかまわないとの回答であり、また、伐採の要望個所が確認できたことから具体的に検討し、いつまでとは約束できないが対応するとの回答であった。 スポーツ振興課としては、花巻市が占用している部分の高い樹木の伐採や枝切りについては、岩手県花巻空港事務所と協議し、対応することと、岩手県花巻空港事務所が樹木伐採するときは、市スポーツ振興課に連絡をもらうこととした。	懇談会後、令和4年6月28日（火）午前11時から宮野目地区コミュニティ会議役員、岩手県花巻空港事務所職員、花巻市スポーツ振興課職員が現地に集合し、グラウンド周辺の樹木の状況を一緒に確認した。 宮野目地区コミュニティ会議では、花巻市で占用している部分はもちろんのこと、隣接する県管理部分の一部についても草刈りなどを実施しており、今後も同様に行いたいが、その際に低い樹木や植栽の刈り込みを行って良いのかという話があった。 岩手県花巻空港事務所は、低い樹木の伐採や植栽の刈り込みについてはできる範囲でやっていただいて構わないとの回答であり、また、伐採の要望個所が確認できたことから具体的に検討し、いつまでとは約束できないが対応するとの回答であった。 花巻市としては、市が占用している部分の高い樹木の伐採や枝切りについては、岩手県花巻空港事務所と協議し、対応することと、岩手県花巻空港事務所が樹木伐採するときは、市スポーツ振興課に連絡をもらうこととした。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
37	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	グラウンドの照明について	グラウンドの照明について、新たに設置することなど考えているか。	空港の近くは何かと制限が多く、照明を設置する場合、県との協議が必要になるが、グラウンドが空港の敷地内にあるため難しいと思う。 また、照明をつける必要性があるかということもある。 中学校のグラウンドには照明がついていると思うが、地域のグラウンドについては全ての場所でついているものではない。 現在は子どもの数も減っている状況である。地区の子どもの数が多く、夜もグラウンドを使用したいという状況があるのであれば検討も必要かと思うが、現段階では新たに設置が必要という状況ではないように思う。	空港の近くは制限が多く、グラウンドが空港の敷地内にあるため難しい。夜もグラウンドを使用したいという需要があるのであれば検討も必要かと思うが、子どもの数も減っている状況であり、現時点では新たに設置が必要という状況ではないと考えている。	継続中
38	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	倒れそうな木の対応について	宮野目の歩道橋を下りたところに今にも倒れそうな木がある。早めに処理をしないと、国道4号線に倒れたり、グラウンドのフェンスを破壊するなどの被害がでる可能性がある。	道路に支障があるものなどについては、空港事務所でも撤去しているということであったので、至急協議をしたい。 6月28日（火）の3者による現地確認の際に確認し、岩手県花巻空港事務所で対応することとなった。伐採する際は、市スポーツ振興課に連絡をもらうこととした。	令和4年6月28日（火）の3者による現地確認の際に確認し、岩手県花巻空港事務所で対応することとなった。伐採する際は、市スポーツ振興課に連絡をもらうこととした。	継続中
39	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	木の処分方法と植樹について	市で予算化をして木を伐ることもあるという話であったが、今後実際に木を伐ることがあれば、バイオマス発電の木材チップ等に利用するなどして欲しい。 また、伐採後には植樹をするなど地域住民が集まるということについても考えて欲しい。	市が伐採してもいいというのは、現在地域の方々に手入れをお願いしている場所についてのことである。 県が管理している部分については、空港の関係でむやみに伐採してはいけないということがあるようだ。 そのため、市が予算を負担して大規模な伐採をできるかというと難しい話であると思う。 バイオマスに使うということについては、いいアイデアだと思うので、伐採を委託する際にはそのような処理についても検討していきたい。 植樹については、空港管理事務所と協議する必要はあると思うが、問題ないと判断される場合には検討の余地はある。	県が管理している部分については、空港の関係でむやみに伐採してはいけないということがある。そのため、市が予算を負担して大規模な伐採をできるかというと難しい話であると思う。 バイオマスに使うということについては、伐採を委託する際にはそのような処理についても検討していきたい。 植樹については、空港管理事務所と協議する必要はあると思うが、問題ないと判断される場合には検討の余地はある。	継続中
40	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	生涯学習部 市民生活部	スポーツ振興課 生活環境課	空港周辺の環境について	空港の周囲の環境に対して、県や空港事務所で考えはないのか。 空港の騒音だけを気にすればいいというものではないと思う。	県と話をしていて、市から要望したことについては色々と考えてくれているが、財政的に余裕がない状況もある。 そのような財政状況の中で、県もいろいろと考えて動いているが、対応するお金がないというのが実情もあり、協力しあってやっていかなければいけないと思っている。	県や空港管理事務所に環境整備について話をしてきた。財政的に厳しい状況の中で、県も考えて動いているので、県と協力してやっていかなければいけないと考えている。	継続中
41	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	地域振興部	地域づくり課	宮野目振興センターの改修工事について	工事の概要は伺っているが、今後の具体的なスケジュールや、工事中における業務継続に支障がおこしたための配慮（通信、印刷、トイレ等）などをお聞きしたい。	振興センターは市民の自主的な地域活動や生涯学習を支援するための施設となっており、宮野目振興センターは昭和53年の建築で今年で44年が経過する。過去5年間の主な修繕は平成28年度の屋根塗装、平成29年度に茶華道室や共同学習室の畳の表替え、平成30年度には大広間の照明のLED化、令和2年度には通路舗装修繕や給油配管修繕を行ってきた。今回は、令和2年度に行った公共施設マネジメント計画の実施計画に基づく施設の長寿命化のための改修内容を調査した結果に基づき改修工事を行うこととしている。 改修工事の内容については、まだ入札等を行っていないため、具体的な話はできないが、大まかな予定としてお伝えする。 工期については、宮野目コミュニティ会議から郷土芸能鑑賞会を8月7日に大広間で開催したいとの要望があったことから、鑑賞会終了後から2月中旬までの6か月の工事として予定している。 主な工事内容については、外壁の亀裂の補修や塗装、大広間等の床下改修、多目的トイレの新設と男女トイレの温水洗浄式便座への改修、管理人室のフローリング化、照明器具のLED化を予定している。 内容の詳細だが、大広間やステージの控室、茶華道室、共同学習室については、床下の木組に腐食があることから床下改修を行うと共に、その原因を取り除くために床下換気設備の改修や床下の湿気対策を実施したいと考えている。 トイレの改修については、スペースを確保するために、男女のトイレの場所を交換し、男子が渡り廊下側、女子がコミュニティ会議室側に移動し、コミュニティ会議室の約半分を女子トイレの一部と多目的トイレに改修する。このコミュニティ会議室の面積が半減する代替えとして、管理人室を会議室等として利用することとし、フローリング化と冷暖房エアコンの設置を行う。 工事期間中の施設の利用については、今後入札で決定する施工業者と協議することとなるが、現時点では事務室のLED化改修は土曜日の一日で施工可能と見込んでいるため、事務室の利用については支障はないと考えており、事務室隣の議義室の改修も同様に支障がないと考えている。しかし、トイレについては改修中の9月から1月末までの期間は外に設置する仮設トイレの利用となることや、大広間や茶華道室、共同学習室等やコミュニティ会議室は8月中旬から12月中旬まで利用できないことが見込まれている。また、工事期間中は現場事務所等の設置のため、駐車スペースが狭くなりご不便をおかけすることになる。 工期内での完成を目指していくが、万が一工期が変更となったり、遅れがでる場合には、宮野目コミュニティ会議と連絡をとりながら施設の利用を必要な都度調整していく予定でいるので、コミュニティ会議をはじめ地域の皆様のご協力をお願いしたい。	振興センターは市民の自主的な地域活動や生涯学習を支援するための施設となっており、宮野目振興センターは昭和53年の建築で今年で44年が経過した。過去5年間の主な修繕は平成28年度に屋根塗装、平成29年度に茶華道室や共同学習室の畳の表替え、平成30年度に大広間の照明のLED化、令和2年度に通路舗装修繕や給油配管修繕を行ってきた。今回は、令和2年度に行った公共施設マネジメント計画の実施計画に基づく施設の長寿命化のための改修内容を調査した結果に基づき改修工事を行った。 工期については、宮野目コミュニティ会議から郷土芸能鑑賞会を8月7日に大広間で開催したいとの要望があったことから、鑑賞会終了後から2月末までの工期となった。 主な工事内容については、外壁の亀裂の補修や塗装、大広間等の床下改修、多目的トイレの新設と男女トイレの温水洗浄式便座への改修、管理人室のフローリング化、照明器具のLED化を行った。 内容の詳細だが、大広間やステージの控室、茶華道室、共同学習室については、床下の木組に腐食があることから床下改修を行うと共に、その原因を取り除くために床下換気設備の改修や床下の湿気対策を実施した。 トイレの改修については、スペースを確保するために、男女のトイレの場所を交換し、男子が渡り廊下側、女子がコミュニティ会議室側に移動し、コミュニティ会議室の約半分を女子トイレの一部と多目的トイレに改修した。このコミュニティ会議室の面積が半減する代替えとして、管理人室を会議室等として利用することとし、フローリング化と冷暖房エアコンの設置を行った。 工事期間中の施設の利用については、施工業者と協議し、事務室のLED化改修は土曜日の施工であったため、事務室の利用については支障はなく、事務室隣の議義室の改修も同様に支障がなかったと認識している。しかし、トイレについては改修中の9月から5月8日の完成検査までは外に設置する仮設トイレの利用となり、また、大広間や茶華道室、共同学習室等やコミュニティ会議室は8月中旬から3月の完成検査まで利用できなかった。また、工事期間中は現場事務所等の設置のため、駐車スペースが狭くなりご不便をおかけした。なお、予定どおり工期内に完成している。	完了
42	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	地域振興部	地域づくり課	工事中の仮設トイレについて	仮設トイレについて、現場トイレと一緒なのか、コミュニティ会議の職員や利用者専用のトイレを別に設置いただけるのか伺いたい。 当コミュニティ会議では2名の女性職員を採用しており、通常どおり事務をしていただかなければいけないため、ご配慮願いたい。	現場トイレとは別に職員や利用者専用の設置するよう進めていきたい。	現場トイレとは別に職員や利用者専用のトイレを設置した。	完了
43	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	総合政策部	防災危機管理課	振興センターにおける避難所としての機能について	宮野目振興センターは災害時の避難所になっている。北上川が氾濫すれば浸水する可能性のある地域であり、振興センターまで高齢者を連れて避難しなければならない。自宅ではベッドで介護を受けている高齢者でも、避難所では畳に横になることしかできない。避難所としての機能を果たせる振興センターとしてほしい。	指定緊急避難所には段ボールベッドを用意しており、なるべく床に直接寝るという状況にならないようにしている。指定緊急避難場所は29か所あり、すべてに備えられる数はないが、できるだけ数を増やすようにしている。宮野目振興センターの段ボールベッドの数は把握していないが、保管するスペースがあるのであれば、数を増やすことは可能である。指定緊急避難場所によっては、倉庫を別に作って保管しているところもあるので、必要があれば対応していく。また、指定緊急避難場所ではプライバシーの問題もあるため、テントや衝立のようなものも用意しており、これについても不足があれば追加する。避難する場合には、コロナ禍においては特に、発熱者等については別の場所を用意するということもしている。 振興センターについては公共施設管理基本計画の中で、新たに作るのではなく修繕等をしながら長寿命化するという方針を作った。今後はほかの振興センターについても同様に長寿命化をしていくため、よほどのことがない限り新たに作るということはない。その中で、使い勝手の悪いところがあれば、できるだけの対応はさせていただきたい。	宮野目振興センターには、段ボールベッド4台、屋内用テント5張のほか毛布30枚、保存食100食、飲料水96リットルなどを備蓄している。過去の避難者の実績を参考に配備数を設定しておりますが、希望があれば増配も可能である。	完了
44	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	建設部	道路課	道路の補修について	今年から子供見守り隊として子供たちの集団登校に立ち会っているが、源明地下道を歩いた時に壁から漏水が発生しているのに気付いた。最初に発見した時に担当課へ連絡したところ迅速に対応いただいたが、その後最終的な解消がされていないため、対応をお願いしたい。 また、4号線から方八丁地下道に入ったところで、凍結防止のために地下水を汲み上げる装置があり、現在は停止しているが、赤さびが発生している。水が上がって漏水すれば凍結する可能性があるので、交通事故防止のために、対策願いたい。	道路課が担当になるので、調査をしてもらう。 源明地下道については、水を完全にとめることができるかは調べてみないと分からない。花巻駅の地下道でも水が流れているが、それを止めるのはできないというのが建設部の見解であった。 水をとめることができる場合でも、多くの費用がかかる場合にはすぐに対応できないかもしれないので、まずは当面の間の対策としてできることがないのか調査し、できることは対応していく。また、完全に止めることができる場合には予算化した段階で対応していく。 道路の整備については半分程度を国からの交付金を使って行っている。国からの交付金について、建前では何に使うかを市で決めていたといわれているが、実際は国でどこの道路をどの程度整備するとどのくらいの予算がかかるということを計算して、交付額が決定している。実際として国から交付金が出ると分かっていないとなかなか整備できない状況であるので、多くの金額がかかる場合には国にも話をして維持補修費をつけてもらう必要がある。ほかの箇所の整備との調番の問題はあるが、整備できる可能性があるのであれば、検討はしていきたい。 ※花巻空港地下道3か所は花巻空港事務所の所有だが、市道でもあるため道路課・側溝・照明は、花巻市で管理している。 源明地下道の漏水は、東日本大震災頃から発生し、鉄分を多く含んでいるためか歩道が汚れるため、発生直後は年2回程、清掃を行っていたが、近年は毎週、清掃を行っている。 この漏水について令和4年6月21日に花巻空港事務所に相談したところ、花巻空港事務所で7月中に、調査と対策検討を行う予定となっている。 方八丁の融雪装置は冬期間以外は停止させているが、毎年、始業前に点検を行い、破損箇所については補修を行っており、今年度においても11月までに補修を行う。 また、作動中に漏水し、凍結する可能性がある場合には、凍結防止剤の散布を行っている。	※花巻空港地下道3か所は花巻空港事務所の所有だが、市道でもあるため道路課・側溝・照明は、花巻市で管理している。 源明地下道の漏水は、東日本大震災頃から発生し、鉄分を多く含んでいるためか歩道が汚れるため、発生直後は年2回程、清掃を行っていたが、近年は毎週、清掃を行っている。 この漏水について令和4年6月21日に花巻空港事務所に相談したところ、9月に花巻空港事務所で対策を行い、市でも道路上に水が流れていないことを確認している。 方八丁の融雪装置は冬期間以外は停止させているが、毎年、始業前に点検を行い、破損箇所については補修を行っており、令和4年度においては11月に補修を行っている。 また、作動中に漏水し、凍結する可能性がある場合には、凍結防止剤の散布を行っている。	完了
45	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	消防本部	消防本部	消防団の統合について	以前の市政懇談会で消防団の統合のことを話したことがある。団員不足で悩んでおり、各地区に任せられても困っているということを話したところ、団員の不足が出ないように消防団が5組あるところを3組にするなど検討していきたいとの回答をいただき、それから数年が経過した。具体な動きが見えてこないが、どのような進捗状況か。	消防団の話は市で決めているものではない。 統合することについては、消防団で案「組織等再編計画」を作成しており、その計画の中で、第2次計画期間（令和6年～令和10年）において、宮野目地区では、第2部（上似内）と第3部（下似内）そして第4部（田方）と第5部（菊）が統合予定とされており、その他の各地区においても消防団を中心に協議がなされていると伺っている。この再編計画を含め、消防団の実員数に合わせて、定数条例を減らすことなどから、消防団は206の方々の思い入れも強く、地域の中心的な組織となっており、若い人達が一緒に働くことで地域としてのまとまりができるという面もあることからなかなか統合することは難しいという実態である。	花巻市消防団組織等見直し委員会を定期に開催し、計画の進捗状況を共有するとともに、見直しや変更等の協議を継続している。	継続中
46	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	消防本部	消防本部	機能別団員の増員について	消防団員の不足ということで、以前は自営業や農家などで半数くらいの団員が家にいたが、現在ではほとんどの団員がサラリーマンであるため、近場で火災があったときに地元のポンプが出動できず、消防署の大きなポンプが来るのを待つしかない状況である。 機能別団員を増やしたほうが、日中の火災など有事の際の対応が可能になると思う。機能別団員の仕組みを簡素化し、人数を増やしたほうがいいのではないか。	これも消防団の考え方の話なので、市から指示するものではない。消防団も機能別団員の必要性については感じており、できるだけ人数を増やそうとしているようだ。現在の機能別団員は、175名と伺っている。なお、機能別団員の役割については、「災害現場における消火活動等への支援活動を行うこと」、「普通活動を行うこと」、そして「特定の訓練に参加すること」の3項目が規定されており、令和2年からは、「年2回の機関運用訓練の受講」と「巡回広報時の車両運転」の履修後には、機能別団員のみでの消防ポンプの運用と出動が認められた経緯などからも、機能別団員の活用については考えていると認識している。	令和2年から年2回以上の機関運用訓練を実施することにより、機能別団員のみでの出動及びポンプ運用を認めている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方 未着手・継続中 or 完了
47	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	地域振興部 農林部 商工観光部	定住推進課 農政課 観光課	農業支援と海外の観光客を呼ぶための政策について	人口減少しているのでも財源にゆとりがある要因を考えるとふるさと納税の影響が大きいと考えられる。ふるさと納税が多いのは、花巻の農畜産物が市外の皆さんに評価されてたり、観光という点で恵まれていることが要因だと思う。 宮野目地区では、農業者や農業法人で機械の更新ができないなど困っている人が多いのようにも見受けられる。米価の下落や円安による肥料の高騰などの影響もあり、不安を抱えている。ふるさと納税で農畜産物が評価されている中、それらを今後流元できるのかということにも関わってくるので、市としても支援をしていただきたい。 また、観光の面でもコロナ後を見据えて海外の観光客を呼ぶための政策も検討いただきたい。	ふるさと納税については昨年度43億円という実績であった。そのうち半分が市に残るものであり、残りは返礼品の費用であったり委託業者に支払う費用となる。北上市との比較ではいえば、花巻市の税収は約114億円の予算となっているが、北上市は155億円から160億円程度となっており、市税の税収でいうと40億円近く差があるのが現状である。その上で、花巻市のふるさと納税は大きな収入となっている。今年の3月時点で、市の歳入と歳出の差額は21億円程度となっており、花巻市はコロナ対策に17億円程使っており、そのうち6億円程は市の予算で行っているため、それがなければふるさと納税がなくても黒字であった。 米価対策については、花巻市は2億7千万円使っており、検査費用や収入保険、肥料の補助など様々な支援を行っている。米価の下落は、去年の6月段階での食用米の全国の在庫が216万トンほどと多く残ったために価格が暴落したということであり、去年に限定した状況と考えている。 ふるさと納税は毎年同程度のお金が入るかは分からないものである。今のところ今年も好調ではあるが、毎年同程度の実績があるものと思うのは間違いである。一度事業を始めると止めなければいけないものもあり、例えば給食費を市が負担してほしいという意見もあるが、小学校、保育園で行うと年間5億円かかり、10年で50億円の支出となるので、ふるさと納税が今のように低い状況となっている。 いかなくなった時にどうするかも考えなければいけない。また、2歳以上の保育料については全額国から出ているが、国から出ない部分であると2歳未満の保育料について、40%を市が負担するということを今年から始めようとしており、議会で予算の承認をいただいた。来年度からは高校生までの医療費について所得に関わらず市が一部負担するということを準備しており、保育料の負担と併せて1億1千万円程の支出となる見込みである。この事業では10年間で11億円程の支出になる見込みだが、子供たちを育てるよって必要な事業であることから、実施を決めたものである。長く続く事業は本来やりたくないところであるが、必要なものはやっている。 農業に関しては、注目しているのは6月末現在の米の在庫である。国では192万トンから200万トンくらいの予想を昨年の11月頃に作成した中、現時点で変わっていない。今年のコロナ禍において外食需要が減って、在庫は予想よりも多くなっているのではないかと危惧している。その状況を見ながら、今年もコメの値段が下がるようであれば、昨年同様に補助をする必要があると思っている。さらに、水田活用の直接支払い交付金について、牧草の補助が3万5千円から1万円に下がったことから、一部を市が補助しないと畜産業者が困ると思う。牛も豚も鶏も、輸入する飼料の値段が上がっており、国内のものも値上がりしていることから支援の必要があると思い検討している。肥料代もさらに値上がりしており、昨年以上の支援をしなくてはいけないということも考えると、今年は昨年度よりもっと多くの費用がかかる可能性もあるが、必要なことはやっていきたい。 観光については、日本の75歳未満の人口はどんどん減っていたため、国内の観光客は減少することが予想され、国内の観光客に頼っていると観光地はもたない。花巻温泉郷には台湾をはじめ海外からのお客さんがいたが、年間6万人ほどでそもそこで多くはなかった。今後はインバウンドのお客さんを増やす必要がある。その中で、台湾は今コロナの感染者が大量に発生している状況であるため、台湾から観光客が来るのは遅れる見込みである。それ以外の地域については、少しずつ動きが出てきており、感染の危険性の少ない地域から来られるお客さんについて受け入れる体制を作る準備を始めている。 温泉の利用料金については、市で一部助成をしているが、7月14日まで延長することとした。温泉の宿泊助成は利用者のみなさん喜んでいただいており、本当の目的は温泉を浸さないために行っているものである。一度潰れてしまう廃墟となってしまい、立て直すよりもいい。そうならないために、経営維持していただくための支援をしているものである。産業を守っていくためには、インバウンドも重要であるので、しっかり対応していきたい。	【定住推進課】 ふるさと納税については令和3年度は43億円、令和4年度は46億円という実績であった。そこから、返礼品の費用、送料、委託業者へ支払い額を差し引くと、約半分が市に残るものであります。北上市との比較でいえば、花巻市の税収は約114億円の予算となっているが、北上市は155億円から160億円程度となっており、市税の税収でいうと40億円近く差があるのが現状である。その上で、花巻市のふるさと納税は大きな収入となっている。今年の3月時点で、市の歳入と歳出の差額は21億円程度となっており、花巻市はコロナ対策に17億円程使っており、そのうち6億円程は市の予算で行っているため、それがなければふるさと納税がなくても黒字であった。 ふるさと納税は毎年同程度のお金が入るかは分からないものである。今のところ今年も好調ではあるが、毎年同程度の実績があるものと思うのは間違いである。 【農政課】 農業に関しては、米価が花巻農協の概算金において、今年4年産が60kgあたり10,300円となり、令和3年度と比較し1,200円上昇したもののコロナ禍前の令和元年度の概算金12,300円との比較では2,000円低い状況となっている。 また、今年4年度から生産資材が高騰し農業経営に影響が出ていることから、市では様々な緊急支援事業を実施している。 特に、水田活用の直接支払交付金について、牧草の補助が3万5千円から1万円に下がったことから、令和4年度に市独自の支援として永年生牧草の生産資材費に対し一部を支援したほか、水田活用の直接支払交付金の種種の有無による生産コストの差額に対して支援しており、令和5年度においても種種の有無による生産コストの差額の一部に対する支援を引き続き行っていく。 【観光課】 海外観光客誘客について コロナにより渡航制限となっていた時期においても、花巻観光協会では、多言語によるSNSでの情報発信やオンラインセミナーなどにより、花巻の観光情報の発信をしてきた。2022年10月の水際対策の緩和以降、当市への外国人観光客も増加してきていることから、関係団体や機関と連携し、広域的な取り組みにより誘客に努めていきたい。	完了
48	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	健康福祉部	健康づくり課	総合花巻病院について	移転した総合花巻病院の状況はどうなっているか。	総合花巻病院の移転については、医療関係者との話し合いの下で行ったものである。具体的には、花巻市医師会の先生、保健所の所長、岩手医大の理事長などの医療関係者に集まっていただき話し合いをしてきた。現在の総合病院の状況としてはまだ、病院を統合しランクだけでいえばA、Bというような状況にあり、岩手県でいうと一番は矢巾の岩手医大であり、難しい病気はそこで治療することになる。次に、心臓や脳の手術をするのは、県立病院の中で中心となる病院、例えば盛岡の中央病院や中部病院、磐井病院、大船渡病院となる。 中部病院は北上の病院と思われがちだが、花巻の厚生病院と北上病院が合併してできたものである。場所選定の際に市市で取り合いになった中で北上市に建設されたものだが、花巻の病院であり、岩手中部医療圏において高度な医療は中部病院が担うというのが県の医療の計画である。総合花巻病院は急性期の救急車の受け入れもしていただいており、基本的には回復期の病棟を中心として、整形外科のリハビリなどを行う病院となっており、脳や心臓の手術をすることを想定していない病院である。 皆さんからは耳鼻咽喉科がほしいという声があるが、耳鼻咽喉科は経営の厳しい外来のため、総合花巻病院としても常勤の設置は困難であり、専門の医師も不足している状況である。また、産婦人科については、国の周産期医療学会や岩手医大産婦人科の馬場教授、東北大学の八重樫医学部長が産婦人科の統合が必要だと話をしている。3年程前までは中部病院の産婦人科医は東北大学から出していたが、それを引き上げるという話があったため、花巻市が中心となって岩手医大や岩手県にお願いして岩手医大から産婦人科医を出していただくこととなり、今は5人中4人が岩手医大の産婦人科医となっている。八重樫先生や馬場先生いわく、夜勤も考えると一つの病院に産婦人科医は10人必要とのことで、そのような形になるように病院の産婦人科は拠点病院に統合集約される方向である。このことから、総合花巻病院に新たに産婦人科を作ろうとしても、東北大学や岩手医大から医師を出してもらうことができない状況である。工藤病院についても岩手医大から1人も出してもらえない状況のため、市が補助をして、産婦人科医の紹介機関から紹介いただいた之石に来勤していただいている。このような状況において、我々は部病院の産婦人科医を増やして欲しいと話している。 また、小児科の併設も必要であるが、中部病院にはNICUがないため、NICUを設置するよう中部病院や岩手県、県医師会に話しており、必要であると認識していただいている。病院について機能をなければとしても、市民が行える場所を確保するということが、医療としてやるべきことであり、それに関しては うまくいっている。岩手医大へのパスについても、岩手医大の理事長から頼まれて始めたものであり、岩手医大とは良好な関係を築いている。岩手県は全国一の医師不足のため、まだまだ油断できないが、開業医の先生や病院が協力しながら対応するのが医療の姿として唯一の道と思っている。	総合花巻病院の移転については、医療関係者との話し合いの下で行ったものである。中部病院は北上の病院と思われがちだが、花巻の厚生病院と北上病院が合併してできたものである。北上市に建設されたものだが、花巻の病院でもあり、岩手中部医療圏において高度な医療は中部病院が担うというのが県の医療の計画である。 総合花巻病院は急性期の救急車の受け入れもしていただいているが、基本的には回復期の病棟を中心として、整形外科のリハビリなどを行う病院となっており、脳や心臓の手術をすることを想定していない病院である。 皆さんからは耳鼻咽喉科がほしいという声があるが、耳鼻咽喉科は経営の厳しい外来のため、総合花巻病院としても常勤の設置は困難であり、専門の医師も不足している状況である。また、産婦人科については、国の周産期医療学会や岩手医大産婦人科の馬場教授、東北大学の八重樫医学部長が産婦人科の統合が必要だと話をしている。夜勤も考えると一つの病院に産婦人科医は10人必要とのことで、そのような形になるように病院の産婦人科は拠点病院に統合集約される方向である。このことから、総合花巻病院に新たに産婦人科を作ろうとしても、東北大学や岩手医大から医師を出してもらうことができない状況である。 また、周産期医療においては小児科も必要であるが、中部病院の小児科にはNICUがないことから、設置するよう中部病院や岩手県、県医師会に話しており、必要であると認識していただいている。 病院の果たす機能が分かれていても、市民が行える医療機関を確保するということに関してはうまくいっている。岩手医大へのパスについても、岩手医大の理事長から頼まれて始めたものであり、岩手医大とは良好な関係を築いている。岩手県は全国一の医師不足のため、まだまだ油断できないが、開業医の先生や病院が協力しながら対応するのが医療の姿として唯一の道と思っている。	完了
49	R4.6.17	市政懇談会	宮野目	地域振興部 商工観光部	定住推進課 商工労政課	将来の花巻のビジョンについて	将来の花巻について、どのようなビジョンがあるのか。	ここ3、4年で変わったところは、出ていく人より入ってくる人が多くなったことである。花巻は子育て支援などが充実していると言われており、花巻を住む場所として選ぶ子育て世帯が増えている。ただし、人口は減っている。75歳以上の人口はこれからも10年間程は、85歳以上は20年間程は増え続けると推測され、その結果亡くなる方の数も増えて、一方で、出生数は減ってお り、結婚しない人も増えている。また、女性が第一子を産む年齢が30歳くらいになっており、たくさん子どもを産むということが少なくなっている。日本全体では数十年経つと人口が半分になると言われており、花巻も同じかもしくはそれよりも悪い状況である。2040年には人口が7万4千人ほどになると見込まれており、今より1万7千人くらい減るとされていることから、それを見越して考えていかなければいけない。 市では子どもの数を増やすために新婚家庭への支援を行っており、親と同じ地区に住もうとする若い方への住宅取得費の支援なども行うなど、花巻に住んでもらうための施策はそれなりに成果を出している。 工業地帯としてみた場合には、トヨタ自動車のある金ケ崎町やキオクシアのある北上市に追いつくことはできない。人口を維持するためには、そういう会社に勤める方々に住んでもらうことが必要。花巻の街中は元気がない状況だが、今年になって喫茶店が5店できたり、リノベーション手法によりレストランなどができてきている。花巻の街が若い人達にとって魅力的なものでなければ、住む人は増えないと思う。 また、花巻市にも工場や企業の誘致もしたいと思っている。花巻市には市が作った工業団地はなく、第一工業団地と第二工業団地は県、流通団地は国の公団が作ったものである。花巻の土地のほとんどは農業振興地域となっており、工業団地等の整備について農政局にも話をしたことはあるが、田を潰すことは認められなかった。そういう状況においてもなんとかしたいという思いで、二枚橋地区の農業振興地域でない土地があるので、産業団地を整備することと、土地買収や実施設計などに要する経費として約4億円を予算化して、本格的な整備に向けた準備を進めた。	【定住推進課】 市では、子育て世帯への支援を行っており、親と同じ地区に住もうとする若い方への住宅取得費の支援なども行うなど、花巻に住んでもらうための施策はそれなりに成果を出している。 【商工労政課】 工業地帯としてみた場合には、トヨタ自動車のある金ケ崎町やキオクシアのある北上市に追いつくことはできない。人口を維持するためには、そういう会社に勤める方々に住んでもらうことが必要。花巻の街中は元気がない状況だが、今年になって喫茶店が5店できたり、リノベーションによりレストランなどが出来てきている。花巻の街が若い人達にとって魅力的なものでなければ、住む人は増えないと思う。 また、花巻市にも工場や企業の誘致もしたいと思っている。花巻市には市が作った工業団地はなく、第一工業団地と第二工業団地は県、流通団地は国の公団が作ったものである。花巻の土地のほとんどは農業振興地域となっており、工業団地等の整備について農政局にも話をしたことはあるが、田を潰すことは認められなかった。そういう状況においてもなんとかしたいという思いで、二枚橋地区の農業振興地域でない土地があるので、産業団地を整備することと、土地買収や実施設計などに要する経費として約4億円を予算化して、本格的な整備に向けた準備を進めた。	継続中
50	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	農林部	農村林務課	鳥獣被害対策について	電気柵設置への市の補助も含めて、様々な対策を個人的に実施している。 イノシシ被害が年々拡大している現状の中で、行政と地域がfar合わせた総合的な対策が必要と考える。	市では有害鳥獣対策について、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 捕獲の取組については、花巻市鳥獣被害防止計画においての年度の捕獲目標を定め、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱わなの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲わなの貸し出しなども行っている。 そのほか、捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。更に、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度に嵩上げの額をイノシシ1頭当たり6,000円から7,000円に増額するなど、害獣捕獲の実施体制を強化したところ、イノシシの捕獲実績は令和2年度が50頭であったところ令和3年度は82頭となり前年度実績を上回った。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件の利用があったところであり、そのうち8人は新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいたところである。 加えて、令和4年度の狩猟免許試験花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、本年9月に花巻市文化会館で試験を行うことより、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。 次に農作物等を守る取組では、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも令和4年度からは上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。今年度も5月末現在、34件、478万6千円と前年度を上回るペースで利用していただいている。 電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域くるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を提案するなどの支援を行っている。 依頼のあった7月20日の鳥獣被害対策講演会に、市の有害鳥獣対策アドバイザーを派遣することとしている。 また、草地や藪が害獣の移動ルートや餌場となっていることから、害獣を誘因する生ごみなど廃棄残渣の適切な処理や、畑での収穫後の放置野菜の除去のほか、多面的機能支払の取り組みにおいて、活動計画に位置付けることで、交付金を鳥獣防護柵の設置や農地周辺林地の下草刈りによる鳥獣緩衝帯の保全管理等を行うことができることから、地域内の環境整備に取り組んでいただきたい。 今後も、イノシシ対策について全国の事例を参考にしながら更に有効的な方法を研究するとともに、農家の方々をはじめ市民の皆さんのご協力をいただきながら、引き続きこれらの取組を実施し、被害の低減を図る。	有害鳥獣対策について、国の交付金を活用するほか、市単独での補助も実施する形で被害の低減に向けた取り組みを継続している。 令和4年度の捕獲実績として、ニホンジカ1,410頭、イノシシ70頭となっている。電気柵の設置補助は、96件1,337万8千円となっており前年度を上回る補助実績となっている。 また、有害鳥獣対策アドバイザーを各地域の研修会に派遣し、市で行っている支援の周知や鳥獣に対する知識を身に着けていただく場としている。 今後も有害鳥獣対策について、関係機関と連携のうえ、取組を継続していく。	完了
51	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	農林部	農村林務課	鳥獣被害対策について	遠隔操作システムによる箱わなの設置状況と捕獲実績はどうなっているのか。 ICT等を活用した効率的な被害対策を推進するため、各市町村に100万円以内の補助をする国の施策がある。自分で開べたシステムで、全国で200以上の実績があるが、5万円程するシステムがあり、7月20日の鳥獣被害対策後援会の際にアドバイザーから助言いただき、大瀬川でも導入を検討したい。	（農村林務課長） 遠隔操作システムによる箱わなは、シカやイノシシが箱わなに入ると自動で出入り口が閉じるもので、市内1か所のみに設置しているが、実績はまだない。そのほか、くくりわなに鳥獣がかかると通知がくるシステムも導入している。このシステムには親機と子機があり、罠を設置した人が子機を持ち歩き、通知を受けられるというものである。現在、親機3機、子機6を機導入しているが、今年度予算が認められたことから、親機1機、子機を10機ほど増やす予定である。こちらはシカの捕獲を対象として大迫と湯本で実施しており、イノシシがかかった際も通知がくるシステムである。くくりわなによる具体的な捕獲頭数については把握していないが、実績はあり、捕獲頭数が増加していることからも効果があるものと認識している。 （市長） イノシシは早く捕獲することが大事であり、台数が不足する場合は予算を確保して増やすことも可能なので、このシステムを試したい方は遠慮なく手を上げていただきたい。 新たな装置の導入についても、有害鳥獣対策アドバイザーと打ち合わせていただいて、必要であれば予算化して対応する。 シカの捕獲数は年間1600頭くらいまで増えており、数を減らすために必要な支援はしている。イノシシについても同様に今が大事な時期であり、できるだけ多く捕獲するということにはいては、国からの補助が出ない分についても、市がお金を出して支援する。	遠隔操作システムについて、令和4年度も補額に注目らなかった。システムの改善などを行い補額に向けた取り組みを継続していく。 そのほか、遠隔通知システムについて、令和4年度に親機1台子機7台を導入し実施隊員への貸出を行っている。 新たな装置の導入については、捕獲に対する知見のある有害鳥獣対策アドバイザーと打ち合わせのうえ検討する。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
52	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	農林部	農村林務課	鳥獣被害対策について	鳥獣被害対策としては、頭数を減らす、電気柵などで追い払う、藪などの住知になる場所をなくすことが挙げられる。 住知となる藪などをなくすことについては、市職員に作業をお願いすることではないので、地域でも対応していく必要があると思っている。 また、罠を設置した場合には、設置した人の責任で見回りをしなければいけないとなっており、機械を利用して通知が来るシステムを使うことはいいが、自分の経験上、空振りになっている事もあることから、最終的には目視で確認することが重要と考える。 様々な補助を活用しながらも、自分たちもしっかりと対応していくことが大切であり、先ほど説明のあった多面的機能支払いの取り組みについても地域として検討していく必要があると思っている。		市では有害鳥獣対策について、花巻市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の取組と電気柵設置の補助による農作物等を守る取組を中心に行っている。 電気柵は設置後の管理が重要であり、草刈り等の管理が不十分な場合、漏電が発生するなどして効果が低減してしまうことなどがあることから、有害鳥獣対策アドバイザーに電気柵の管理に関してご相談いただきたい。 有害対策のための環境整備について、草地や藪が害獣の移動ルートやえさ場になっていることから、害獣を誘引する生ごみなどの適切な処理や畑の収穫後の野菜は放置しないことをお願いしたい。あわせて多面的機能支払交付金の取り組みの中で、農地周辺の隣地の下草刈りや鳥獣緩衝帯の保全管理もできるため、検討いただきたい。	完了
53	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	地域振興部	地域づくり課	未来につなぐ地域づくりのための「場」について	平成29年、令和3年に、市の「地域づくりサポート事業」を活用したワークショップを開催したところ、誰でも、いつでも、「気軽に話せる場」がほしいとの声が多く寄せられた。そのような「場」があれば、自発的な意見交換や交流が生まれ、地域課題のタイムリーな伝達が可能になる。コミュニティ会議はそれを地域全体に発信することで地域課題が共有され、対策を検討し、行政（市）にサポートを仰ぎながら課題解決を図ることができると考えるが、市の考えと助言をいただきたい。	（地域振興部長） 市では、コミュニティ会議を中心とした地域づくり活動のより一層の充実を図るため、中間支援組織の支援により地域づくりのノウハウや住民参画のためのヒントを得て、様々な機関・団体との連携を通じながら地域づくり活動の活発な取り組みを推進するため、平成28年度より「地域づくりサポート事業」を実施している。 大瀬川活性化会議では、「地域づくりサポート事業」を用い、平成29年度には、今後の地域づくりについて地域の方々が自由に意見交換を行うワークショップを開催し、また昨年度は、地域婦人会の解散による女性活動の停滞を危惧し、これからの女性活動の在り方や方向性について、地域の女性により様々な意見交換を行うワークショップを開催されている。このようなワークショップを通して、様々な年齢層の方々が、お互い自由に意見を交わすことにより、地域の誰しもが、地域に対し問題意識を持ち、地域を盛り上げていきたい、何か行動を起こしたい、世代を超えて地域住民同士のつながりを持ちたいといったような考えをしているということを認識されたとともに、年齢や性別にこだわることなく、課題解決のアイデアなど自身の考え を抵抗なく提案できるということを、参加された方々は、実感できたのではないかと思われる。 コミュニティ会議には、このサポート事業を活用いただくことにより、地域が抱える課題に向けた取り組みや地域づくり活動の推進を図っていくきっかけとしていただけるものと考える。 また、地域において「気軽に話せる場」を設けることについて、地域の中でどなたでも気軽ねなく意見交換することができ、交流を深める良い機会である。そうした場を多く設けることで、より多くの方が主体的に地域づくりに関わり、自ら地域について考え、コミュニティづくりの担い手となることが期待されることから、重要な機会であると捉えている。 市としては、今後とも「地域づくりサポート事業」等を継続して実施し、コミュニティ会議を中心とした地域づくり活動を支援してまいりたい。 （石鳥谷総合支所地域支援監） 昨年度、地域づくりサポート事業で、大瀬川地区の皆様と地域課題を共有できた。今年度も引き続きサポート事業が継続されることから、今後も課題解決に向けて一緒に進めていきたい。	大瀬川活性化会議では、令和3年度「地域づくりサポート事業」を活用いただき、地区における女性活動を考えるワークショップ「わたかふぇ」を開催した。女性が「気軽に話せる場」が設けられた。令和4年度も活動が継続されており、地域の女性活動に一定の進展がみられている。 大瀬川活性化会議には令和4年度も継続して「地域づくりサポート事業」を活用いただき、地域の課題や活動について気軽に話し合いを行う場を設けることについて、市としても継続して支援を行った。 なお、令和5年度は女性を対象とした話し合いの場への支援であったが、令和4年度は青年層を対象とした「オレ・カフェ」と題したワークショップの開催、地区の課題やコロナ禍で停滞した地域活動についての話し合いの場への支援を行った。 大瀬川活性化会議ではこうした地域活動などについて話し合う場を今後も継続して設けていきたい旨の意向があることから、市としても、令和5年度も「地域づくりサポート事業」等を継続実施し、支援していく。	完了
54	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	公共施設の利用について	市内公共施設の利用制限がレベル1となり、感謝する。	長い期間申し訳なかったが、コロナウイルスの感染状況がよくなりレベル1とした。皆様の努力のおかげである。	感染状況からコロナウイルスの感染状況がよくなりレベル1とした。皆様の努力のおかげである。	完了
55	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	地域振興部	地域づくり課	他地域のコミュニティ活動の情報提供について	令和2年に農家組合研修会を開催した際に、矢沢の高松第3行政区では高齢者の自動車免許返納後、交通手段をどうするのということについて、事前予約が必要なデマンドタクシーではなく、地域で工夫して送迎していることを聞いた。 こういった事例を各コミュニティに情報提供していただきたい。	（地域振興部長） 市では各コミュニティで実施している事業を広報やホームページで紹介しているが、良い事例はコミュニティの事務局員会議など様々な場面で情報提供していきたい。また中間支援組織の支援により、地域課題の解決方法を市も一緒になって探っていきたい。コミュニティよりも小さいエリアでの課題についても、地域づくり課は自治公民館や町内会の活動についても考えていく部署であるので、ご意見等を伺いながら考えていきたい。 （市長） 高松第3行政区ではボランティアによる交通手段の確保を行っている。このような活動は他の地区でもやっていただけるとありがたいとは思うが、ボランティアで活動していただける人がいないとできないことであり、全ての地区で同じような活動をするのは難しいと思う。 その中で、市では高齢者の交通手段として、市では予約乗り合いバスを運行している。81歳以上の方には福祉タクシー券を年間12,000円、80歳以上の方が医療機関を受診する際のタクシー券などいろいろな形で支援している。 バスの方は岩手県交通が赤字となっており、JGRや三陸鉄道も大変な状況である。岩手県交通は昨年度7億円の赤字であり、そのうち約半分を県や市町村の補助金から補助を受け、最終的に約3億6千万円の赤字とのことであった。今年も同じような状況と聞いており、このような状況が続くと会社が潰れてしまうため、県に対して県や市町村が支援する必要があると話をしている。県は鉄道の支援で手一杯な状況である。国はそのような状況を把握しており、有識者会議で支援制度を話し合っているところである。市では現在でも各路線ごとに補助金を出してはいるが、それではもたない可能性もある状況になってきているので、今後真剣に考えていく必要がある。 予約乗り合いバスについては、今年からAIによりルートを学習する新しいシステムを導入する。また、スマートフォンでの予約も可能となり、直前でも予約できるようになる。 市内全域の公共交通について建設部で構想を練っており、できる限りのことはやっていきたい。	市では各コミュニティで実施している事業を広報やホームページで紹介しているほか、他の自治体の先進事例を令和4年7月に開催したコミュニティ会議情報交流会や令和5年3月に開催したコミュニティ会議との協議の場で情報提供した。また、紹介した先進事例への質問については、質問者であるコミュニティ会議に個別に回答した。また、市としても地域づくりサポート事業において、中間支援組織の支援により、地域課題の解決方法を検討した。	完了
56	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	農林部	農村林務課	鳥獣被害対策について	イノシシ被害対策として電気柵の補助を頂いて設置しているが、鹿が入ってくる。鹿対策として現在の電気柵にもう1段追加する場合、追加した分も補助していただけるものか。 また、この電気柵の補助金は、花巻市外の場所に設置する場合も対象となるものか。	後日回答する 次のとおり質問者とコミュニティ会議に回答済。 電気柵の修繕経費は補助対象外であるが、3段設置から4段へ追加するなど機能の向上については補助対象としており、補助対象者への補助は同年度内1回限りとしている。 また、補助金の交付対象は花巻市内に住所を有するものとしていることから、花巻市民が市外の農地へ電気柵を設置する場合も補助対象となる。	コミュニティ会議に連絡済み。	完了
57	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	石鳥谷総合支所	地域振興課	市道の除雪について	今年の冬もしっかり除雪していただき感謝しているが、土が掘られるぐらい深く作業されている場所があるので注意していただきたい。	市道の除雪は、市が直営で行う路線と業者委託により行う路線がある。この件については委託業者とも連携を取りながら対応していきたい。	委託業者において除雪出動後に市でパトロールを行い、ご指摘のような不良箇所を発見した場合は、委託業者に作業の改善を求めるよう対応した。	完了
58	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	石鳥谷総合支所	地域振興課	スノーポールについて	除雪時に設置する赤と銀色のポールが今時期も設置されたままとなっているが、何か理由があってのことか。	（石鳥谷総合支所地域振興課長） デリネーターが破損している箇所については、代用で立てている場合がある。後日現地確認する。 （石鳥谷総合支所長） ポールが残っている場所があるのは把握しているが、葛丸ダムまでの道路は通行の危険個所として夏場でも設置していると思われる。ご指摘の個所は現地確認のうえ対応する。 発言者に対し、交通量が少ない路線で、視線誘導標が設置されていない区間や除草剤散布により路肩が度せている区間において、安全確保のため通年でスノーポールを設置していることを説明し、ご理解をいただいた。	発言者に対し、交通量が少ない路線で、視線誘導標が設置されていない区間や除草剤散布により路肩が度せている区間において、安全確保のため通年でスノーポールを設置していることを説明し、ご理解をいただいた。	完了
59	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	石鳥谷総合支	地域振興課地域支援室	大瀬川運動公園について	大瀬川運動公園のプール解体の設計が始まると思うが、自然豊かな運動公園になっているのでそれを踏まえた設計としてほしい。	大瀬川運動公園プールの解体は、今年度設計し来年度解体する計画である。地域住民と協議しながら進めてまいりたい。	令和4年度に大瀬川運動公園プール解体工事設計を行ったが、地域の意向をうかがいながら景観を損ねないよう配慮し設計を進めた。	完了
60	R4.6.21	市政懇談会	大瀬川	商工観光部 石鳥谷総合支所	観光課 地域振興課	市内のイベントについて	花巻まつりが規模縮小し開催するとのことだが、どのような内容で開催するのか。 石鳥谷地区のまつりも2年間実施していないが、今年はどうなるのか。	（石鳥谷総合支所長） 石鳥谷地域のイベントについて、石鳥谷夢まつりは規模縮小し、各世帯からの協力金を徴収せず、無観客で8月6日に花火の打上げを行う方向で進めている。秋の石鳥谷まつりは神輿、屋台の出店は行わず、山車の自由運行のみで9月8、9、10日の日程で実行委員会で検討中である。酒まつりは10月下旬の予定だが、内容については現在総会に向けて事務局で調整している。3つのイベントともコロナ対策をしながら従来の規模を縮小して実施する方向で検討している。 （市長） 石鳥谷でも花巻でも市が実施するかどうか指示しているものではない。それぞれ実行委員会で検討し、実施する際に市はそれを支援していくという考えである。イベント開催の時期にコロナの状況がどうなっているか分からない状況だが、今の状況が続くのであれば感染拡大に気を付けながら開催することはできる。イベントの再開を望む方も多くいることから、市も支援しながら取り組んでいきたい。 花巻まつりも実施する方向で実行委員会で計画している。神輿パレードは行わず、いくつかの団体の神輿を展示する。山車は全部ではないが運行することで準備している。出店については、中央広場での出店をあまり規模の大きくない形で検討していると伺っている。花火は有料の観覧席を設けて、人数制限して実施する計画である。	【石鳥谷総合支所地域振興課】 石鳥谷地域のまつりのイベントについて、石鳥谷夢まつりは、規模縮小し、各世帯からの協力金を徴収せず、無観客で8月6日に花火の打上げのみ実施した。石鳥谷まつりは、神輿、屋台の出店は行わず、山車の自由運行のみで9月8、9、10日の日程で実施した。南部社氏の里まつりは、10月29、30日に事前予約による入数制限を設けて実施した。3つのイベントともコロナ対策を講じて従来の規模を縮小して実施した。 【観光課】 花巻まつりについて 令和4年度は、開催日程を2日にし、時間も短縮して実施した。神輿パレードは行わず、いくつかの団体が市民体育館に神輿を展示したほか、山車パレードには8団体が参加した。また、豊沢町の露店設置は行わず、花巻中央広場のみテイクアウトでの飲食店出店を行った。 イーハトーブフォーラムについて 北上川河川敷に有料の観覧席を設け、人数制限を行い実施した。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
61	R4.6.24	市政懇談会	外川目	健康福祉部	長寿福祉課	高齢者世帯が安心して暮らせる取り組みについて	日常生活に不安を感じる一人暮らし高齢者など、高齢者世帯が多くなってきている。 ①高齢者世帯への見守りについて、どのような取り組みがあるか伺いたい	市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、様々な支援に取り組んでおり、その一環として、ひとり暮らし高齢者等を、民生委員児童委員を中心とする地域住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関、民間の宅配事業者との連携による見守りに、緊急通報装置等の機器を活用した見守りを加えた重層的見守り体制を整えている。 ○花巻市民生委員・児童委員による訪問活動 〈事業内容〉 「安心カルテ＊」掲載者等、何らかの支援が必要な世帯への訪問活動により得られた情報を、市、社協等、関係機関と共有し必要な支援につなげる 〈実績〉 民生委員主任児童委員：市全域　246人　大迫地域　26人（うち外川目地区　5人） ○地域福祉訪問相談事業 〈事業内容〉 ひとり暮らし高齢者等の見守りを目的に、市社会福祉協議会委託により配置した地域福祉相談員（10名）が、「安心カルテ＊」に基づき訪問（安否確認）している。活動を実施し、必要に応じて民生委員や地域包括支援センター等と連携した支援につなげる 〈実績〉 訪問実績：市全域　R3　9,526件　R2　8,986件　R1　9,671件 ※R2はコロナの関係で減、R3はコロナ対応しながら訪問で増 ○花巻市高齢者見守り支援ネットワーク事業 〈事業内容〉 市と協定を締結した民間事業者との連携による見守り。事業所は、業務中に高齢者世帯等の異変を察知したら市担当に連絡、場合によっては救急の手配や警察への通報を行う ・協定締結事業者数：23事業所（R4.5.31現在） ・締結事業者からの通報件数：18件（H22事業開始以降～R4.5.31現在） ○徘徊・見守りSOSネットワークの運用 〈事業内容〉 認知症高齢者等の見守りを目的とし、徘徊により行方不明の危険がある事案発生時に、協力者に速やかにメールを発信することにより、地域ぐるみで早期発見・早期保護を目指すもの 〈実績〉 事前登録者（見守りが必要な方）延べ数　R3　119人（うち大迫地域　5人） 協力者延べ数：R3　1,173人 ※GPS機器（高齢者位置情報検索機器）の初期導入費用補助 R1から、事前登録者の介護者（希望者）に対し、GPS機器の導入に係る費用を補助 補助額：導入費用の1/2（上限額10,000円） （実績） 補助延べ件数：4件（R3 0件　R2 3件（うち大迫地域　1件）　R1 1件 ＊安心カルテ（要援護者等安心カルテ整備事業） 〈内容〉 花巻市社会福祉協議会の自主事業。、地域内の気がかりな世帯の状況把握を目的に、本人の同意に基づき台帳を整備。①ひとり暮らし高齢者、②高齢者のみ世帯、③障がい者、④寝たきり者（要介護3以上）、⑤認知症高齢者、⑥その他（日中独居等）に関して、把握された情報を民生委員や市、消防署等と共有することにより、見守りと安否確認を行う。 安心カルテ掲載者：市全域　R3末　4,238人（うち大迫地域　201人） 【機器を活用した見守り】 ○緊急通報装置の貸し出し 〈事業内容〉 緊急性の高い疾患を有すひとり暮らし高齢者等に対し、ボタンを押せばコールセンター（委託先の警備会社）緊急通報装置を貸与（利用者負担なし） 〈実績〉 延べ設置者数：市全域　R3　73人（うち大迫地域　21人） ○見守り機能付き服薬支援装置の貸し出し 〈事業内容〉 服薬管理の支援が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、服薬の時間を知らせ安否確認もできる見守り機能付き服薬支援装置を貸与（利用者負担なし） 〈実績〉 延べ設置者数：市全域　R3　5人（うち大迫地域　0人）	市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、様々な支援に取り組んでおり、その一環として、ひとり暮らし高齢者等を、民生委員児童委員を中心とする地域住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関、民間の宅配事業者との連携による見守りに、緊急通報装置等の機器を活用した見守りを加えた重層的見守り体制を整えている。 ○花巻市民生委員・児童委員及び主任児童委員による訪問活動 〈事業内容〉 「安心カルテ＊」掲載者等、何らかの支援が必要な世帯への訪問活動により得られた情報を、市、社協等、関係機関と共有し必要な支援につなげる ・民生委員児童委員及び主任児童委員数：市全域　243人、大迫地域　25人（うち外川目地区　5人）【R5.3末現在】 ・相談、支援件数：R4　市全体 8,849件　大迫地域 708件 ○地域福祉訪問相談事業 〈事業内容〉 ひとり暮らし高齢者等の見守りを目的に、市社会福祉協議会委託により配置した地域福祉相談員（10名）が、「安心カルテ＊」に基づき訪問（安否確認）している。活動を実施し、必要に応じて民生委員や地域包括支援センター等と連携した支援につなげる 〈実績〉 訪問実績：市全域　R4　8,182件　R3　9,526件　R2　8,986件 ※R2はコロナの関係で減、R3はコロナ対応しながら訪問で増 ○花巻市高齢者見守り支援ネットワーク事業 〈事業内容〉 市と協定を締結した民間事業者との連携による見守り。事業所は、業務中に高齢者世帯等の異変を察知したら市担当に連絡、場合によっては救急の手配や警察への通報を行う ・協定締結事業者数：22事業所（R5.3.31現在） ・締結事業者からの通報件数：20件（H22事業開始以降～R5.3.31現在）	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
62	R4.6.24	市政懇談会	外川目	健康福祉部	長寿福祉課	高齢者世帯が安心して暮らせる取り組みについて	②高齢者世帯への支援策として、市や他の地域で取り組んでいる内容について伺いたい	市では、高齢者世帯について、「高齢者福祉タクシー等事業」と「通院時交通費助成事業」により移動手段の確保に努めている他、生活に必要な草取りや除雪などの作業を「軽度生活援助事業」により支援している。 また、地域においても、介護保険の介護予防・生活支援総合事業、いわゆる総合事業における生活支援「ご近所サポーター事業」により、要支援高齢者等を支援いただいている。 ○高齢者福祉タクシー等事業 〈事業内容〉 利用目的を問わず、予約乗り合い交通にも対応する1枚100円のタクシー助成券を年間1万2千円分交付するもの。令和4年度から、利用者の利便性の更なる向上に向け、利用対象を拡充し、市内路線バス、市街地循環バスでも利用可能とした。 〈対象者〉 自家用車等の交通手段を持たない、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方 〈実績〉 延べ交付者数：R3　市全域　1,599人　（うち大迫地域　145人） R2　市全域　1,570人　（うち大迫地域　125人） ○通院時交通費助成事業（R2.5開始） 〈事業内容〉 通院に係る交通費の負担軽減として、通院時のタクシー代で1回あたり3千円を超える分について年額1万2千円を上限に補助するもの。 〈対象者〉 市街地から遠方等、交通手段が不足する地域に居住し、市街地から遠方で自家用車等の交通手段を持たない、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方 〈実績〉 延べ利用者数：R3　0人　R2　0人 ○軽度生活援助事業 〈事業内容〉 要支援高齢者の在宅生活の継続への支援として、シルバー人材センターへの委託により、草取りや除雪などの軽易な生活援助を提供するもの。 〈対象者〉 ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の65歳以上の方のうち、要介護認定者及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方 〈実績〉 事業利用申請者数：R3　市全域　229人　（うち大迫地域　16人） R2　市全域　169人　（うち大迫地域　14人） 延べ利用者数：R3　市全域　154人　（うち大迫地域　12人） R2　市全域　137人　（うち大迫地域　13人） ○ご近所サポーター事業（地域における要支援高齢者等への生活支援） 〈事業内容〉 要支援者等への支援として、地域団体等に所属する住民ボランティアが、掃除やゴミ出し、除雪、通院・買い物等への付き添い支援等を提供するもの。 〈対象者〉 65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び、実施対象を65歳以上とする「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方 〈活動状況〉 ◇取組団体数：市全域　11団体※（うち大迫地域　1団体） 宮野目、太田、笹間、亀ヶ森、八日市、八幡、高松、湯本、松園町二区三区 星が丘一丁目、花巻ゆいっこの会（※亀ヶ森、八日市は現在活動していない） ◇実利用者数：R3　市全域　73人 ◇延べ利用回数：R3　市全域　1,567回	市では、高齢者世帯について、「高齢者福祉タクシー等事業」と「通院時交通費助成事業」により移動手段の確保に努めている他、生活に必要な草取りや除雪などの作業を「軽度生活援助事業」により支援している。 また、地域においても、介護保険の介護予防・生活支援総合事業、いわゆる総合事業における生活支援「ご近所サポーター事業」により、要支援高齢者等を支援いただいている。 ○高齢者福祉タクシー等事業 〈事業内容〉 利用目的を問わず、予約乗り合い交通にも対応する1枚100円のタクシー助成券を年間1万2千円分交付するもの。令和4年度から、利用者の利便性の更なる向上に向け、利用対象を拡充し、市内路線バス、市街地循環バスでも利用可能とした。 〈対象者〉 自家用車等の交通手段を持たない、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方 〈実績〉 延べ交付者数：R4　市全域　1,598人　（うち大迫地域　141人） R3　市全域　1,599人　（うち大迫地域　145人） R2　市全域　1,570人　（うち大迫地域　125人） ○通院時交通費助成事業（R2.5開始） 〈事業内容〉 通院に係る交通費の負担軽減として、通院時のタクシー代で1回あたり3千円を超える分について年額1万2千円を上限に補助するもの。 〈対象者〉 市街地から遠方等、交通手段が不足する地域に居住し、市街地から遠方で自家用車等の交通手段を持たない、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方 〈実績〉 延べ利用者数：R4　0人　R3　0人　R2　0人 ○軽度生活援助事業 〈事業内容〉 要支援高齢者の在宅生活の継続への支援として、シルバー人材センターへの委託により、草取りや除雪などの軽易な生活援助を提供するもの。 〈対象者〉 ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の65歳以上の方のうち、要介護認定者及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方 〈実績〉 事業利用申請者数：R4　市全域　229人　（うち大迫地域　16人） R3　市全域　226人　（うち大迫地域　16人） R2　市全域　169人　（うち大迫地域　14人） 延べ利用者数：R4　市全域　145人　（うち大迫地域　13人） R3　市全域　154人　（うち大迫地域　12人） R2　市全域　137人　（うち大迫地域　13人） ○ご近所サポーター事業（地域における要支援高齢者等への生活支援） 〈事業内容〉 要支援者等への支援として、地域団体等に所属する住民ボランティアが、掃除やゴミ出し、除雪、通院・買い物等への付き添い支援等を提供するもの。 〈対象者〉 65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び、実施対象を65歳以上とする「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方 〈活動状況〉 ◇取組団体数：市全域　13団体※（うち大迫地域　1団体） 宮野目、太田、笹間、亀ヶ森、八日市、八幡、高松、湯本、松園町二区三区 星が丘一丁目、十二丁目成田、花西、花巻ゆいっこの会（※亀ヶ森、八日市は現在活動していない） ◇実利用者数：R4　市全域　100人 ◇延べ利用回数：R4　市全域　1,949回	完了
63	R4.6.24	市政懇談会	外川目	健康福祉部	長寿福祉課	高齢者への支援策について	高齢者への支援策を伺ったが、今後どのように展開していくのか伺いたい。民生委員やアプリなど既存の仕組み、組織をもう一度見直したり、新たなものを展開していかないと次世代についていけないのではないか。 ご近所での見守りや買物、病院に連れて行ったりした際に、ガソリン代を配るなど、若い人たちが積極的に高齢者の交通手段になっていくような手を打った方がいいのではないか。 民生委員の方は大変がんばってこられたと思うがもっと違った組織、違った角度での声掛けができる地域で助け合えるものを考えていったらいいのではないか。	広い面積を有す当市では、地域や地区毎に環境や状況が異なり、それに伴う課題も異なるため、行政だけで見守りなどの支援を行うことはかなり難しく、先ほど紹介した「ご近所サポーター事業」のように、地域の課題を地域で解決していく取組は、今後ますます重要になっていくと考えており、ご近所サポート事業の取り組みをぜひ参考にしていただきたい。 なお、市としての新たな取り組みとしては、今後、更に増える見込みである0ひとり暮らし高齢者等を支援するネットワークの枠組み づくりを考えている。これは、認知症等により判断能力が不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度等、適正な権利擁護支援を受けながら自分らし く暮らし続けるための体制整備を目指すもので、本年4月に権利擁護支援のネットワークの中核機関を市に設置したところである。現在、中核機関が中心となり、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら認知症高齢者等を地域で支える仕組み づくりを進めているが、見守り等、個別事業の支援に地域の協力をいただくことを想定しており、ネットワークの構築において地域との連携を図って参りたい。	広い面積を有す当市では、地域や地区毎に環境や状況が異なり、それに伴う課題も異なるため、行政だけで見守りなどの支援を行うことはかなり難しく、先ほど紹介した「ご近所サポーター事業」のように、地域の課題を地域で解決していく取組は、今後ますます重要になっていくと考えており、ご近所サポート事業の取り組みをぜひ参考にしていただきたい。 なお、市としての新たな取り組みとしては、今後、更に増える見込みである0ひとり暮らし高齢者等を支援するネットワークの枠組み づくりを考えている。これは、認知症等により判断能力が不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度等、適正な権利擁護支援を受けながら自分らし く暮らし続けるための体制整備を目指すもので、本年4月に権利擁護支援のネットワークの中核機関を市に設置したところである。現在、中核機関が中心となり、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら認知症高齢者等を地域で支える仕組み づくりを進めているが、見守り等、個別事業の支援に地域の協力をいただくことを想定しており、ネットワークの構築において地域との連携を図って参りたい。	完了
64	R4.6.24	市政懇談会	外川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて	移動手段として予約バスは欠かせないものとなっており、高齢者を中心に、通院や買い物などで予約乗合バスを利用しているが、週3の運行では不便に感じることもある。 ①利用者の状況について（大迫地域全体と外川目地区分それぞれの利用日数、利用者数、利用者の声など）伺いたい	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、午前8時から午後5時まで、1乗車あたり400円（小学生、障がい者は150円）の利用料金で運行しており、令和3年度は、154日間運行している。 利用は登録が必要となるが、大迫地域全体での累計登録者数は運行開始時点の1,137名から、令和3年度末で1,449人と約300名増加しており、地区別では、大迫 92名、内川目 561名、外川目 529名、亀ヶ森 267名となっている。 登録者のうち、令和3年度に実際に利用している人数は、登録者の約11%の165名で、内訳は大迫 3名、内川目 90名、外川目 52名、亀ヶ森 20名となっている。 利用状況は、令和元年度は延べ3,657名、令和2年度は延べ3,256名、令和3年度は延べ3,839名で、令和2年度と令和3年度を比較すると117.9%となっており、コロナ禍ではあるが利用が増加している状況であり、令和3年度は1日あたりで約24人が利用している状況となっている。 このうち外川目地区では、累計登録者数が運行開始時点の462名から、令和3年度末で529人と約70名増加しており、令和3年度に実際に利用している方は登録者の約10%の52名で、女性の利用が80%となっている。延べ利用者は、1,043人で1日あたりでは、約7人が利用している状況である。 利用者の意見を伺うため、令和2年2月に予約乗合バスの利用登録者を対象にアンケート調査を行った。 大迫地域では、利用登録者1,415名(R2.2時点)のうち、利用したことがない世帯の65歳から87歳の登録者 250名の計435名を無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、約72%にあたる314通の回答があった。 回答では、「自宅の近くまで迎えに来てくれて便利」との好意的な意見や、フリーによる運行形態や利用料金、運行曜日など総じて現在の運行内容で問題ない意見が多かった。 要望として、利用している方からは、現在の午前8時から午後5時までとしている運行時間を「早めてほしい」、「延ばしてほしい」との意見が多かったが、運行時間の拡大は、タクシー営業活動の多い朝夕の時間帯と競合することとなり、タクシー事業者に与える影響が大きいため、運行時間の拡大は難しいと考えている。 利用したことがない方からは、大迫地域内だけではなく、花巻地域や石鳥谷地域へも運行してほしいとの意見が多かったが、岩手県交通(株)が運行するバス路線「大迫石鳥谷線」・「大迫花巻線」と競合するため、バス利用者が減少し、さらなる減便や廃線が懸念されることから、現時点で運行区域の拡大は難しいと考えている。	大迫地域予約乗合バスは、平成30年10月から、月・水・金の週3日、午前8時から午後5時まで、1乗車あたり400円（小学生、障がい者は150円）の利用料金で運行しており、令和4年度は、155日間運行している。 利用は登録が必要となるが、大迫地域全体での累計登録者数は運行開始時点の1,137名から、令和3年度末で1,449人と約300名増加しており、地区別では、大迫 92名、内川目 561名、外川目 529名、亀ヶ森 267名となっている。 登録者のうち、令和3年度に実際に利用している人数は、登録者の約11%の165名で、内訳は大迫 3名、内川目 90名、外川目 52名、亀ヶ森 20名となっている。 利用状況は、令和元年度は延べ3,657名、令和2年度は延べ3,256名、令和3年度は延べ3,839名、令和4年度は延べ4,061名、令和3年度と令和4年度を比較すると106.%となっており、コロナ禍ではあるが利用が増加している状況であり、令和4年度は1日あたりで約26.2人が利用している状況となっている。 このうち外川目地区では、累計登録者数が運行開始時点の462名から、令和3年度末で529人と約70名増加しており、令和3年度に実際に利用している方は登録者の約10%の52名で、女性の利用が80%がとなっている。延べ利用者は、1,043人で1日あたりでは、約7人が利用している状況である。 利用者の意見を伺うため、令和2年2月に予約乗合バスの利用登録者を対象にアンケート調査を行った。 大迫地域では、利用登録者1,415名(R2.2時点)のうち、利用したことがない世帯の65歳から87歳の登録者 250名の計435名を無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、約72%にあたる314通の回答があった。 回答では、「自宅の近くまで迎えに来てくれて便利」との好意的な意見や、フリーによる運行形態や利用料金、運行曜日など総じて現在の運行内容で問題ない意見が多かった。 要望として、利用している方からは、現在の午前8時から午後5時までとしている運行時間を「早めてほしい」、「延ばしてほしい」との意見が多かったが、運行時間の拡大は、タクシー営業活動の多い朝夕の時間帯と競合することとなり、タクシー事業者に与える影響が大きいため、運行時間の拡大は難しいと考えている。 利用したことがない方からは、大迫地域内だけではなく、花巻地域や石鳥谷地域へも運行してほしいとの意見が多かったが、岩手県交通(株)が運行するバス路線「大迫石鳥谷線」・「大迫花巻線」と競合するため、バス利用者が減少し、さらなる減便や廃線が懸念されることから、現時点で運行区域の拡大は難しいと考えている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
65	R4.6.24	市政懇談会	外川目	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて	②利便性向上のために予約乗合バスの増便や週5運行する可能性はあるのか、また、将来的に検討いただけるか伺いたい	大迫地域では4台（ジャンボ2台、普通車両2台）で運行しており、予約に対し、利用希望の時間に空きが無い場合、前後の時間を案内し乗車いただくことはあるものの、利用をお断りした事例は少ないことから、車両台数は十分であると考えており、現在のところ増便する計画は無い。 運行日の拡大については、タクシー事業者に与える影響が大きく、また、運行にかかる補助金についても、毎年約1,000千円の補助金をさらに増額する必要があり、現状においては運行日の拡大は難しいと考えている。 なお、令和2年2月に実施したアンケート調査の結果、大迫地域の方々の外出頻度は「週2～3回」、「週1回」、「月に数日」の回答が全体の84%を占めており、予約乗合バスを利用する回数が「月2～3回程度」との回答が最も多く、運行する曜日も、「月・水・金曜日」の運行を望む意見が多かったことから、利用している方々の一定のニーズは満たしていると考えている。 大迫地域予約乗合バスのこれまでの利用実績では、1度の運行で複数人が乗る前合である「乗合率」は2人以下で、車両1台につき1人の乗車が多く、効率的な運行となっていない状況である。 令和4年10月には AI（人工知能）を搭載した配車システムを導入する予定としており、AIによる配車で乗合率が高まり効率的な運行になれば、必要な車両台数が減ることで、同等の経費の中で運行日を拡大することも考えられるかもしれないが、先に説明したとおり、運行日の拡大はタクシー事業者へ与える影響が大きいことから、事業者と協議を行っていく必要がある。 参考までに、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通のあり方を考えていく必要があると考えている。 令和4年6月1日から、釜石盛岡線が高速便化されたことから、代替として市独自に医大病院や盛岡赤十字病院を経由し盛岡へ行くバスを1日1往復運行させていただいている。ぜひ皆さんにご利用いただきたい。	大迫地域では4台（ジャンボ2台、普通車両2台）で運行しており、予約に対し、利用希望の時間に空きが無い場合、前後の時間を案内し乗車いただくことはあるものの、利用をお断りした事例は少ないことから、車両台数は十分であると考えており、現在のところ増便する計画は無い。 運行日の拡大については、タクシー事業者に与える影響が大きく、また、運行にかかる補助金についても、毎年約12,000千円（R4実績）の補助金をさらに増額する必要があり、現状においては運行日の拡大は難しいと考えている。 なお、令和2年2月に実施したアンケート調査の結果、大迫地域の方々の外出頻度は「週2～3回」、「週1回」、「月に数日」の回答が全体の84%を占めており、予約乗合バスを利用する回数が「月2～3回程度」との回答が最も多く、運行する曜日も、「月・水・金曜日」の運行を望む意見が多かったことから、利用している方々の一定のニーズは満たしていると考えている。 大迫地域予約乗合バスのこれまでの利用実績では、1度の運行で複数人が乗る前合である「乗合率」は2人以下で、車両1台につき1人の乗車が多く、効率的な運行となっていない状況である。 令和4年10月には AI（人工知能）を搭載した配車システムを導入する予定としており、AIによる配車で乗合率が高まり効率的な運行になれば、必要な車両台数が減ることで、同等の経費の中で運行日を拡大することも考えられるかもしれないが、先に説明したとおり、運行日の拡大はタクシー事業者へ与える影響が大きいことから、事業者と協議を行っていく必要がある。 参考までに、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通のあり方を考えていく必要があると考えている。 令和4年6月1日から、釜石盛岡線が高速便化されたことから、代替として市独自に医大病院や盛岡赤十字病院を経由し盛岡へ行くバスを1日1往復運行させていただいている。ぜひ皆さんにご利用いただきたい。	完了
66	R4.6.24	市政懇談会	外川目	建設部	都市政策課	公共交通について	盛岡線がなくなり、大きな影響を受けた。子供が盛岡に勤めており盛岡線を通勤に利用していたが、6月に廃線となったことで、朝晩家族が送迎している。 先ほどの説明を聞くと詳細なデータもあり、なるほどとは思うが、我慢しなければいけないのと思ってしまう。そういう親世代の気持ちが子世代にも伝わり、もうこには住みたくないとなるのではないか。 希望が持てる交通網をさらに開拓し、例えば市目には乗合タクシーを増やすなど、もう一歩踏み込んだ実態調査やいろんな角度からの取り組みを展開してもらえれば嬉しい。	現在の予約乗合バスは、利用者登録をしないと使えないものとなっている。 将来的には、市民以外の観光客を含め、利用者登録もしなくても、スマホ等からの位置情報から乗車場所が押さえられさえすれば、デマンドのアプリを使って誰でも自由に予約乗合バスを利用できるようになり利用者増にも結び付けられるのではないかと考えている。 また、現在の花巻市地域公共交通網形成計画は令和5年度までの期限になっており、今後令和6年度以降の計画を作る予定であり、皆さんの意見を反映させながら作っていきたいと考えているのでたくさんのご意見をいただきたい。 （市長） この公共交通については、全国的にすごく問題になっている。今のままだと路線バス会社全部が流れてしまう可能性がある。 大迫の路線バスに関しては、大迫石鳥谷線と、大迫花巻線があるが、これらの赤字は県補助金を差し引いた全額を花巻市が負担している。それでもバス会社とすれば利益が出ないため、利用者が少なければやめたいという話になる可能性がある。釜石盛岡線については、大迫からの利用者が非常に少なく、岩手県交通としては続けることができないために沿岸から高速道路を通るルートとした。これに伴い花巻市は、利用者は少ないが利便性を考慮し、市独自のバス路線を作った。このような取組をしている自治体は県内でも他にない。乗合バスについても、他市と比べて花巻市が一番充実しているが、もっとやってほしいという市民の要望があると感じている。 また、タクシー会社についてもコロナ禍において苦しい状況であり、市ではタクシー会社に補助金を出している。さらに花巻市ではコロナワクチンの集団接種を行う際に、交通手段のない方のために市が費用を負担をして乗り合いタクシーを出しており、そのような形でもタクシー会社にお金が入るようになっている。 市の負担で始めた乗合バス制度だが、他市町村でもその必要性が出てきて、国でも必要性を認め補助金を出すようになった。そういった形でタクシー会社にも支援しているが、今後もタクシー会社の都合も考えていく必要がある。 先日、三陸鉄道、IGR銀河鉄道が数億円の赤字が出たとの報道があったが、岩手県と沿岸市町村が補助金を出しているため赤字も抑えられている。 バスについては、県内には県北バスと岩手県交通の2社があり、岩手県交通では令和2年度は7億円の赤字だった。そのうち花巻市も補助金を出しているが、岩手県や市町村からの補助金が3億5千万で、最終的に3億5千万円の赤字とのこと。令和3年度についても同程度の赤字だと伺っており、単純に年間3億5千万ずつお金が無くなる計算である。 各路線を維持するための補助金だけではなく、会社自体が流れないように、そのための補助金にしないと本当に流れてしまうという危機感もって、岩手県や他市町村に働きかけている。 国も全国的に同じ状況にあることから、国交省が中心となって、市町村と民間のパートナーシップ行政を進めるための有識者会議を立ち上げており、今後中間報告が出されることで、国として今後どのような支援をしていくかについてもある程度見えてくる。それを踏まえながら、花巻市の公共交通を更にどのように力を入れていけるかどうかを建設部が中心となり拡充できるかどうか考えていく。	現在の予約乗合バスは、利用者登録をしないと使えないものとなっている。 将来的には、市民以外の観光客を含め、利用者登録もしなくても、スマホ等からの位置情報から乗車場所が押さえられさえすれば、デマンドのアプリを使って誰でも自由に予約乗合バスを利用できるようになり利用者増にも結び付けられるのではないかと考えている。 また、現在の花巻市地域公共交通網形成計画は令和5年度までの期限になっており、今後令和6年度以降の計画を作る予定であり、皆さんの意見を反映させながら作っていきたいと考えているのでたくさんのご意見をいただきたい。 この公共交通については、全国的にすごく問題になっている。今のままだと路線バス会社全部が流れてしまう可能性がある。 大迫の路線バスに関しては、大迫石鳥谷線と、大迫花巻線があるが、これらの赤字は県補助金を差し引いた全額を花巻市が負担している。それでもバス会社とすれば利益が出ないため、利用者が少なければやめたいという話になる可能性がある。釜石盛岡線については、大迫からの利用者が非常に少なく、岩手県交通としては続けることができないために沿岸から高速道路を通るルートとした。これに伴い花巻市は、利用者は少ないが利便性を考慮し、市独自のバス路線を作った。このような取組をしている自治体は県内でも他にない。乗合バスについても、他市と比べて花巻市が一番充実しているが、もっとやってほしいという市民の要望があると感じている。 また、タクシー会社についてもコロナ禍において苦しい状況であり、市ではタクシー会社に補助金を出している。さらに花巻市ではコロナワクチンの集団接種を行う際に、交通手段のない方のために市が費用を負担をして乗り合いタクシーを出しており、そのような形でもタクシー会社にお金が入るようになっている。 市の負担で始めた乗合バス制度だが、他市町村でもその必要性が出てきて、国でも必要性を認め補助金を出すようになった。そういった形でタクシー会社にも支援しているが、今後もタクシー会社の都合も考えていく必要がある。 先日、三陸鉄道、IGR銀河鉄道が数億円の赤字が出たとの報道があったが、岩手県と沿岸市町村が補助金を出しているため赤字も抑えられている。 バスについては、県内には県北バスと岩手県交通の2社があり、岩手県交通では令和2年度は7億円の赤字だった。そのうち花巻市も補助金を出しているが、岩手県や市町村からの補助金が3億5千万で、最終的に3億5千万円の赤字とのこと。令和3年度についても同程度の赤字だと伺っており、単純に年間3億5千万ずつお金が無くなる計算である。 各路線を維持するための補助金だけではなく、会社自体が流れないように、そのための補助金にしないと本当に流れてしまうという危機感もって、岩手県や他市町村に働きかけている。 国も全国的に同じ状況にあることから、国交省が中心となって、市町村と民間のパートナーシップ行政を進めるための有識者会議を立ち上げており、今後中間報告が出されることで、国として今後どのような支援をしていくかについてもある程度見えてくる。それを踏まえながら、花巻市の公共交通を更にどのように力を入れていけるかどうかを建設部が中心となり拡充できるかどうか考えていく。	完了
67	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防団組織等再編計画について	火災や大規模な災害発生時に消火活動や救助活動を行う消防団は、地域にとって重要な組織であるが、今後、なり手不足による団員の減少が懸念される。 ①消防団再編計画の進捗状況を伺いたい	再編計画の進捗状況は、令和2年3月に策定した計画により、これまで大迫地域の第9分団6部と第10分団のすべての班が統合となり、東和地域は第23分団第2部と第3部が統合した。その他の地域も含め組織見直し委員会で定期に地域事情等の確認を行いながら進めている。 外川目地区を管轄とする第10分団につきましては、令和3年度に全ての班が廃止され、部に統合された。第1部が下中居（14名）、第2部が岩協（12名）、第3部が沢崎（13名）、第4部が旭又（11名）となっており、令和4年6月1日現在の団員数は、総員50名、平均年齢は53歳という現状である。 本市としては、今後も地域の理解を得ながら、持続可能な消防団を維持するため、消防団による部の再編を支援していく。	大迫地域は、これまで第9分団6部と第10分団のすべての班が統合された。今後も担い手不足の解消を目指し、再編の是非について消防団と地域において検討を重ねていく。	完了
68	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防団組織等再編計画について	②消防団存続のため、消防団員のなり手確保のために取り組んでいることを伺いたい	消防団員確保への取組は、従来から推進している商業施設等での勧誘活動や広報誌等への掲載に加え、消防団協力事業所表示証の表示（市内20事業所）や消防団応援の店（市内127事業所）としてサービスを提供していただけるよう、市内の各事業者様に協力をお願いしている。 また、令和4年度からSNSに花巻市消防本部・消防団として登録し、幅広い年齢層に消防活動への関心を持っていただけるよう消防に関する情報を発信しているほか、担い手不足の解消に向けた調査研究を岩手県立大と協働で進めることとしている。 さらに、消防団員やその家族の負担軽減を考慮し、報酬や活動の見直しといった処遇の改善についても消防団幹部一丸となり進めている。	各種広報媒体を活用し、消防団員確保に向け取り組んでいる。	完了
69	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防団組織等再編計画について	③消防団OBを補助団員として活用することについて、どうお考えか伺いたい	当市では、特定の活動にのみ従事していただく機能別団員制度を平成21年から導入しており、第10分団においては9名の機能別団員（1部2名、2部3名、3部2名、4部2名）が在籍し活躍いただいている。 花巻市消防団全体を見ますと、1,656名の消防団員に対し175名（OB164人、その他11人）の機能別消防団員が在籍しており、団員人口が減少する特にも平日日中の貴重な戦力として活動の一翼を担っていただいている。 また、OBの方々は経験が豊富であり、災害対応に必要な知識と技術を有した上で、現場活動及び後輩指導などにご尽力いただいており、今後においても可能な範囲でご協力をいただきたいと考えている。 平日、日中の災害発生時に出動できる主規団員が減少傾向であり、統計を取った結果参集率は約20%という現状であった。通常、機能別団員のみでの出動は認めていなかったが、上記のような現状から機能別団員のみでの出動について各地域から要望があり、令和2年11月15日に開催された「第17回消防団組織等見直し委員会」において、「年2回の機関運用訓練の受講」と「巡回広報時の車両運行」を履修した場合には、機能別団員のみでの出動を認めることとした。	機能別団員は、平日日中の貴重な戦力として活動の一翼を担っていただいていることから、可能な範囲での協力を求めている。	完了
70	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防団操法競技大会の方向性について	消防団員数の減少は目に見えており、活動できる団員は数名となっている。地域には消防団員に入っていただけるような方もいるが、一番ネックになっているのは操法競技大会である。 市としてゆ後操法競技大会はどのような形でやっていくのか方向性についてお尋ねしたい。	今年度もコロナウイルス感染症の関係から、各分団から意向を伺った結果花巻市は操法大会に出場しないこととしたが、先ほどのご意見のとおり若手の方々には操法がネックとなっていることは承知している。 操法のあり方、その跨張する部分や現場活動において操法の必要性について、日本消防協会においても今後の検討が必要とされている。 報道でも他市町村で操法への出場をやめたところもあることから、当市としても十分に慎重に協議し対応を図って参りたい。 団幹部の方々もこの旨は認識されておりますので、引き続き検討して参りたい。	ポンプ操法競技会のあり方について、団員への過度な負担とならないよう団本部会議等で協議している。	完了
71	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防演習について	消防団員だが、遠野市の消防演習の状況を見るとリハーサルなしで本番の消防演習を行っているようである。消防団に入り何十年も経つが、リハーサルは必ずけわなければならないものなのか。	これまで、消防演習の1週間前に1日かけてリハーサルを実施していたが、団員からの要望もあり現在は半日に変更し実施している状況。いただいたご意見は団本部に伝え、今後協議をさせていただきたい。 コロナ感染症の関係から、リハーサルのみならず訓練の必要性など全体的に関わってくる部分や見直しが必要な行事・訓練についても団本部会議等に諮らせていただきたい。	消防演習のみならず行事のあり方については、団員への過度な負担とならないよう団本部会議等で協議している。	完了
72	R4.6.24	市政懇談会	外川目	消防本部	消防本部	花巻市消防団機能別団員の処遇について	消防団機能別団員に関し、部として3回ほど被服の貸与申請をしているが未だ貸与されていない。訓練もしているが手帳しか渡しておらず、半袖までとは言わないが活動服だけでも貸与していただけないものか。	大変申し訳ない。消防活動の部分について後方支援していただいていることから、活動服については早急に貸与することとして進めさせていただく。	機能別団員の被服貸与について、申請により対応するよう各地域に周知した。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
73	R4.6.24	市政懇談会	外川目	農林部	農政課	ぶどうの買取価格について	農業を生業としているが、資材が高騰しているのに対し、ぶどうの買取価格がなかなか上がらないため支援を検討いただきたい。	ぶどうの買取価格に対し市ができることは限られており、あまりないと思う。 生食用については、ぶどうの品種によってはずご高いものもあることから、高い品種に変更したい方に対しての支援は可能であることから必要な場合はぜひ伝えていただきたい。 ワイン専用品種については、㈱エーデルワインの買取となることから買取価格を上げることは難しいと思われるが、高く買い取ってもらい、高く売れるワインを作ってもらうために市としても支援していきたい。 ぶどうの話ではないが、例えば牧草については、播種しない場合の水田活用の直接支払い交付金による支援は3万5千円から1万円に下がった。農水省では、令和4年度から5年間一度も水張しない水田は、水田ではなく畑とみなし、水田活用の直接支払い交付金の交付対象から外すと言っているが、このような政策では、冬場に農作物を作ることが難しいこの地域において、農業を守っていくことは出来ない。国は農地を守るために、農業振興地域からの除外や農地転用制度などについて厳格な基準を適用していないとも聞かないが、予算しているのではないかと話をしている。 水田は、花巻市内に約12,700ヘクタールあるが、花巻の農業者の人たちは生産目安を守っており、約4,500ヘクタールほどは転作している。 牧草に関する交付金が見直しになるのは今年からの話であるので、こうした部分も含め市でどういった独自の支援ができるか検討をしている。 また、配合飼料や輸入粗飼料、他の資材の高騰についてもできる範囲で検討している。	ぶどうの買取価格について市ができることは消費拡大など限られている。ぶどうの生食用について、品種によって消費者の需要が多く販売価格が高い品種があることから、改植が方法の一つとして考えられる。 市では今年度の水田農業経営安定対策事業（通称：2000万事業）において、ぶどう栽培開始から5年目以内の新規栽培者及び果樹産地構造計画に記載された担い手に対し、生食用のぶどう棚の補修に係る費用やシャインマスカット栽培の周辺灯施設に係る資材費、建設費、シャインマスカット栽培の灌水装置に係る費用を補助していることから、検討の一つとして改植される際には活用いただき農業経営の安定化に繋げていただきたい。	完了
74	R4.6.24	市政懇談会	外川目	農林部	農村林務課	鳥獣被害対策について	鳥獣被害対策について、最新のデータなど公表しているものがあれば教えていただきたい。	本日はデータを持ち合わせていないが、鹿の捕獲数は数年前は年間約500頭であったが、昨年は1,600頭ほどとなっており、令和4年4月以降も捕れている。 対策としては、農水省と環境省からの補助金を活用でき、環境省からは正確な数字をまだ聞いていないが、農水省補助分は870頭分1頭当たり8,000円しか補助金が来ない。花巻市はそれ以上捕れた分について、市独自で同額を補助しているほか、1頭当たり6,000円分を上乗せ補助していることから対策としては大分進んでいる。捕れた分については国からの補助の枠を超えた場合にも、市独自で払うことを決めているので心配せず捕獲していただきたい。 また、罠の免許を取るための補助を出していること、今年は花巻市文化会館で免許を取得できるようになることから、これまでより楽に取得できると思われるので、ぜひ取得いただき、捕獲していただきたい。 電気柵については、補助率を個人で2分の1から3分の2に引き上げ、上限なしとしたことから、必要なだけ電気柵を活用いただきたい。 また、有害鳥獣対策アドバイザーを雇用したので、例えば電気柵の張り方等聞いていただくなどご利用いただきたい。 イノシシについてもあまり大迫ではまだ出ていないが市の西側で多く出ている。 年間50頭ほどであったが、昨年は82頭まで増えている。鹿同様に補助金を出したり罠を用意するなど対応している。 そのほか、ITを使い、罠をかけた部分をスマートフォンで監視できるようなものも実施するなど、できる限りのことをやっている。別の方法もあれば検討していくのでぜひご意見をいただきたい。	令和4年度の捕獲実績は、ニホンジカ1,410頭、イノシシ70頭となっている。農林水産省の補助は、約1,184万5千円とその他の鳥獣含め満額の交付となった。 電気柵の設置補助は、96件1,337万8千円となっており前年度を上回る補助実績となっている。	完了
75	R4.6.24	市政懇談会	外川目	農林部 市民生活部	農村林務課 生活環境課	鹿の処分について	鹿を捕獲される方は助成金をもらえるが、処分する際に埋めることが大変だという話を聞いている。例えば共同墓地や共同処分場なるもので支援はできないものか。	共同処分場のような場所を設けることができるかはよく分からない。 補助金の上乗せ補助している理由の大きな部分は処分に手間がかかるということにある。 鹿1頭捕獲し、運んで穴に埋めたりという手間暇までを何とかやっていただこうという意味も含めて、国の補助に上乗せして市の補助を出している。それは実際に効果はあると見ているが、共同処分場の設置ができるのであれば、その方が楽になるのでやる可能性はあるが、農林部や生活環境課から確認する必要がある。 【農村林務課・生活環境課】 捕獲した鹿の処分は、原則として岩手中部クリーンセンターへの搬入、やむを得ない場合に埋設が認められている。 共同処分場の設置の目的のひとつとして、鹿肉を食用として活用するための施設が考えられるが、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内で捕獲した鹿の肉から基準値（100Bq/kg）を超過する放射性物質が検出されたことから、国から岩手県に対し県内全域を対象として鹿肉の出荷制限の指示があり、現在引き続き鹿肉が出荷できない状況となっていることから、鹿肉を食用として利用することは困難であり、鹿の処分方法は現時点では焼却あるいは埋設となるものと考えている。 焼却の場合、すでに岩手中部クリーンセンターがあることから、新たな共同処分場を建設することは現実的ではなく、また埋設処分は、地形、積雪などの要因により運搬が困難である場合の特例として認められていること、あわせて一定の場所に多くの屍を埋設することは周辺環境や生態系に影響を及ぼすことが懸念されるため、共同墓地の設置は困難であると考える。	捕獲した鹿の処分は、原則として岩手中部クリーンセンターへの搬入、やむを得ない場合に埋設が認められている。 共同処分場の設置の目的のひとつとして、鹿肉を食用として活用するための施設が考えられるが、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内で捕獲した鹿の肉から基準値（100Bq/kg）を超過する放射性物質が検出されたことから、国から岩手県に対し県内全域を対象として鹿肉の出荷制限の指示があり、現在引き続き鹿肉が出荷できない状況となっていることから、鹿肉を食用として利用することは困難であり、鹿の処分方法は現時点では焼却あるいは埋設となるものと考えている。 焼却の場合、すでに岩手中部クリーンセンターがあることから、新たな共同処分場を建設することは現実的ではなく、また埋設処分は、地形、積雪などの要因により運搬が困難である場合の特例として認められていること、あわせて一定の場所に多くの屍を埋設することは周辺環境や生態系に影響を及ぼすことが懸念されるため、共同墓地の設置は困難であると考える。	完了
76	R4.6.28	市政懇談会	松園	建設部	道路課	自転車走行可能な歩道の安全対策について（弱者に対する交通事故防止）	自転車で歩道を走行中の人が、歩道の凸部（歩道と交差する車道等の境界縁石）を避けるために、急に車道に飛び出してくる事があり、自動車との接触事故等の可能性があると思われる。 また、足の不自由な方が利用するバッテリー走行車が、歩道の凸部に難儀している様子も見られる。 歩道の平面化の取り組みについてお聞きしたい。	歩道の整備については、時代によって歩道の作り方が異なっている。昔はマウントアップ方式で、歩道を車道より一段高くしてドライバーから歩行者が見えやすくするという作り方をしていた。この方式では20mほど歩道の方が高くなることから、歩道の幅を確保したとて路肩の方に傾斜をつけると用地買収の範囲が広くなり、費用が多くかかってしまう。また、障がい者の方や子ども、自転車通行の方などの通行の利便性も考えると、歩道を下げた方がいいということもあり、現在では車道と歩道の高さを揃え、間に縁石を設置することで分離をするフラット式で作られている。車道と歩道の繋がる部分については、排水処理のためのブロックを入れており、歩道に水がいかないよう2cm程度の段差は許容することとなっている。しかし、松園地区の現場を確認したところ、それ以上の大きな段差になっており、走行に不便が生じている状況である。 歩道の段差解消の取り組みとしては、各地域より要望のあった箇所やパトロールにおいて危険性を確認した箇所など、毎年6から8か所ほどの補修を行っており、今年度は桜台地区から要望をいただいた桜台西公園周辺において2か所と、パトロールにより発見した西大通り地区2か所、本館地区2か所の段差解消を予定している。 今回、要望を頂いた松園地区周辺の歩道について、6月15日に担当職員が現地を調査し、歩道と車道の接続部分の段差が大きい箇所を、10箇所ほど確認しており、ほかの地区との兼ね合いもあるが、早ければ令和5年度より2か年での補修を計画して参りたい。	要望を頂いた松園地区周辺の歩道について、6月15日に担当職員が現地を調査し、歩道と車道の接続部分の段差が大きい箇所を、10箇所ほど確認しており、ほかの地区との兼ね合いもあるが、令和5年度より2か年での補修を行う予定である。	完了
77	R4.6.28	市政懇談会	松園	建設部	道路課	自転車走行可能な歩道の安全対策について（弱者に対する交通事故防止）	段差解消の応急処置として、アスファルトを被せることなどはできないのか。	アスファルトはそがかみ合わさって強いものになる。アスファルトの骨材は大体20mmほどであり、2cm程度被せるだけだと骨材1つ分にしかならず、かみ合わせが出来ないことからすぐに剥げてしまって散らばる可能性がある。 補修をするのであれば、段差を取った上で舗装を被せないと逆に危険が生じる可能性がある。	アスファルトは石がかみ合わさって強いものになる。アスファルトの骨材は大体20mmほどであり、2cm程度被せるだけだと骨材1つ分にしかならず、かみ合わせが出来ないことからすぐに剥げてしまって散らばる可能性がある。 補修をするのであれば、段差を取った上で舗装を被せないと逆に危険が生じる可能性がある。	完了
78	R4.6.28	市政懇談会	松園	建設部	道路課	生活排水処理について	特定の世帯で側溝（水路）で汚泥の蓄積などがあり、数地内の部分の汚泥処理を都度対応している。以前に全行政区長に伝えたところ「個人の問題」と判断され現在に至っている。 その後直接市に陳情したところ、一度排除、清掃等の対応をしていただいたが、残念ながら根本的解決には至っていないのが実情である。 水路の経路については、県・市・土地改良区が関係しているという情報もある。他にも同様の事案を把握しており、根本解決へのアプローチを考えてもその仕組みがあるのかないのか、可能なのかもわからないのが現状である。 そこで、水路、側溝における問題発生時の解決に向けた取り組みについて伺いたい。	今回ご連絡いただいた水路の汚泥について、担当職員が6月7日に自治会長、行政区長、コミュニティ会長と現地立ち合いを実施し、汚泥が溜まっている水路は市の管理する水路であると確認している。堆積物の撤去については7月中に実施するよう業務委託の準備を進めているところである。 この水路に汚泥が堆積する原因としては、県道花巻温泉郷線からの排水が民有地内の側溝を経由して市の管理する水路に流れ込んでおり、大雨時には合流した後に逆流することで上流からの流れをせき止める形となり、土が堆積しているものと考えている。本件については、原因が県道側から流れてきている水であることから、市から県に改修要望を行っているところである。改善されない場合には、市に連絡をいただければ、再度県に働きかけたり、汚泥を撤去するなど対応をしていきたい。 グラウンド北側の集水桝が溢れることについては、松の木の葉などのつまりが原因である。市でもその部分については毎年注意してみているところであり、今年も枯葉の撤去をしているので、大雨が降っても溢れることはないと思う。今後もパトロールの際などに現地を確認していくが、住民の皆様もお気づきのことがあれば連絡をいただきたい。 水路の汚泥などに関する問題については、場所によって市や県、土地改良区など管理者が様々ではあるが、市の道路課に連絡いただければ確認をした上で管理者にお伝えする。	堆積物の除去は令和4年8月に行った。 県道花巻温泉郷線からの排水が民有地内の側溝を経由して市の管理する水路に流れ込んでいることに関しては、令和5年1月27日、県への要望書に追加し、提出した。 県からは、令和5年2月27日付けで「大雨時に周辺住宅地が冠水することについては、市道側からの排水も影響している可能性もあることから、市と共に検討を進めていく予定としています。」と、回答をいただいている。 グランド北側の例については、令和4年6月8日に清掃し、令和4年8月3日にパトロールしたところ、水が溢れることはなかった。	完了
79	R4.6.28	市政懇談会	松園	建設部	道路課	水路等の定期的なパトロールについて	今後高齢化が進む中で、市に直接連絡することができないケースも出てくると想定される。連絡を受けて対応するというのも大切だと思うが、定期的なパトロールも引き続きお願いしたい。	市内で過去に水が溢れた箇所については道路課で把握している。梅雨時期など大雨の予想される季節に入る前の準備として、ゴールデンウィーク明けからパトロールや水路の清掃を実施している。 過去には陸上競技場の入り口が冠水したことがあったが、その時は草刈りをした後の刈草を処理する前に流れてしまい、水路が詰まったというものであった。5月頃から注意して見回ってはいるが、特にも草刈りと雨の情報を踏まえて監視していきたい。	市内で過去に水が溢れた箇所については道路課で把握している。梅雨時期など大雨の予想される季節に入る前の準備として、ゴールデンウィーク明けからパトロールや水路の清掃を実施している。 過去には陸上競技場の入り口が冠水したことがあったが、その時は草刈りをした後の刈草を処理する前に流れてしまい、水路が詰まったというものであった。5月頃から注意して見回ってはいるが、特にも草刈りと雨の情報を踏まえて監視して行く。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応 未着手・継続中 or 完了
80	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部 地域振興部	生活環境課 地域づくり課	ごみ集積所の管理について	現在、自治会にてゴミ集積所の鍵管理、清掃、回収されなかったごみの再分別を行っているが、これを継がり自治会を退会する人も出てきている。特に残されたごみの再分別は、鍵当番が他人のごみを開封し再分別するため新型コロナウイルス感染の恐れもあり、自治会としても対応に苦慮している。 自治会として、ごみ集積所に関しての範囲までのルール決めが可能か教えていただきたい。（鍵当番、清掃、未回収ごみ、ごみ出し、自治会未加入者の集積所利用など）他地区でのルールがあれば参考にしたい。 ごみ分別対策のひとつとして防犯カメラの設置も考えられるが、以前懇談会の回答で、市の予算では実現できないとあったが、地区の予算で設置するのであれば問題はないのか、お教えいただきたい。	【市民生活部長】 ごみの分別については、ごみ収集カレンダーや家庭ごみ収集分別表を全戸配布しているほか、要望に応じて出前講座等での啓発を行っている。 また、公衆衛生組合連合会の協力をいただきながら、地域の皆様にごみの分別及び適正排出について啓発をしているところであり、地域の皆様や公衆衛生組合連合会の方々の粘り強い活動に支えられているのが実情である。 ごみ集積所は地域で設置し管理していただいているところであり、ごみ集積所に関するルールについては、居住する地区の集積所に出すこと、中身の見える袋でごみが見える状態にすること、袋に記名すること、収集指定日の朝8時30分までに出すことを家庭ごみ収集分別表で市民の皆様へお願いしているが、その他のルール（鍵当番、集積所の清掃、未回収ごみの扱いなど）については市で統一したルールを設けておらず、各地域においてルールを決めていただいている。ごみの集積所は花巻市内に多数あり、市で一つ一つを管理することは難しい状況であるということをご理解いただきたい。地域によってルールも異なっているが、オリジナルのポスターを作成して掲示するなど様々な工夫をされていると伺っている。 市ではごみの減量や分別排出の推進、啓発を目的として、ごみ減量アドバイザーを設置しており、各地域に出向いて啓発、指導を行っている。ごみ減量アドバイザーの行った集積所の実態調査によると、集積所内でごみを置く場所、電池を置く場所、ペットボトルを置く場所などと置き場所を決めている集積所は分別が徹底されている傾向があるとのことであった。この事例について、令和4年3月に世帯回覧をした花巻市公衆衛生組合連合会が発行する公衛連だより に掲載してお知らせしたところである。今後、集積所の取り組みの好事例があれば、機会を捉えて皆様に情報発信していきたい。 【地域振興部長】 予算の関係については、地域の課題解決に活用いただくために地域づくり交付金をコミュニティに出しており、各コミュニティ会議では独自に補助金の交付要綱を作り、それに基づいて事業主体である町内会等への支援をしている。令和3年度の地域活動費について松園地区では、景観・環境部会でごみの集積所関係などに使われている。 こみ分別対策の一つとして防犯カメラを設置することについては、肖像権やプライバシー権の権利侵害や個人情報となる画像データの管理の観点から慎重に考える必要がある。これらをクリアする必要があると考えると現実的には難しいと思う。	【生活環境課】 ごみの分別については、ごみ収集カレンダーや家庭ごみ収集分別表を全戸配布しているほか、要望に応じて出前講座等での啓発を行っている。 また、公衆衛生組合連合会の協力をいただきながら、地域の皆様にごみの分別及び適正排出について啓発をしているところであり、地域の皆様や公衆衛生組合連合会の方々の粘り強い活動に支えられているのが実情である。 ごみ集積所は地域で設置し管理していただいているところであり、ごみ集積所に関するルールについては、居住する地区の集積所に出すこと、中身の見える袋でごみが見える状態にすること、袋に記名すること、収集指定日の朝8時30分までに出すことを家庭ごみ収集分別表で市民の皆様へお願いしているが、その他のルール（鍵当番、集積所の清掃、未回収ごみの扱いなど）については市で統一したルールを設けておらず、各地域においてルールを決めていただいている。ごみの集積所は花巻市内に多数あり、市で一つ一つを管理することは難しい状況であるということをご理解いただきたい。地域によってルールも異なっているが、オリジナルのポスターを作成して掲示するなど様々な工夫をされていると伺っている。 市ではごみの減量や分別排出の推進、啓発を目的として、ごみ減量アドバイザーを設置しており、各地域に出向いて啓発、指導を行っている。ごみ減量アドバイザーの行った集積所の実態調査によると、集積所内でごみを置く場所、電池を置く場所、ペットボトルを置く場所などと置き場所を決めている集積所は分別が徹底されている傾向があるとのことであった。この事例については、令和4年3月に世帯回覧をした花巻市公衆衛生組合連合会が発行する公衛連だより に掲載してお知らせしたところである。今後、集積所の取り組みの好事例があれば、機会を捉えて皆様に情報発信していきたい。 【地域づくり課】 予算の関係については、地域の課題解決に活用いただくために地域づくり交付金をコミュニティに出しており、各コミュニティ会議では独自に補助金の交付要綱を作り、それに基づいて事業主体である町内会等への支援をしている。令和3年度の地域活動費について松園地区では、景観・環境部会でごみの集積所関係などに使われている。 こみ分別対策の一つとして防犯カメラを設置することについては、肖像権やプライバシー権の権利侵害や個人情報となる画像データの管理の観点から慎重に考える必要がある。これらをクリアする必要があると考えると現実的には難しいと思う。	完了
81	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部 地域振興部	生活環境課 地域づくり課	排出者の分からないごみの処理について	地域としてごみを出す際には記名することを徹底しているが、中には記名せずに出す方がおり、記名のないごみが残されると出した人に返すことができない。 ごみを回収してもらうためには、再度分別をする必要があり、中身を空けて調べたりすることは問題ないのか。	今回のお話しした肖像権などの権利については、カメラの設置に関連して調べたものである。 この場では正確な回答を出来かねるため、持ち帰って後日回答することとしたい。 ※法務専門官に確認した結果、地域の方がごみ袋を空けて中身を確認することについては、プライバシーの問題もあることから、しない方が良いとのことであった。 このことについて、7月29日に地域づくり課から日居城野コミュニティ会議に対し回答済み。	法務専門監に確認。地域の方がごみ袋を空けて中身を確認することについては、プライバシーの問題もあることから、しない方が良いとのこと。 （7月29日　地域づくり課から日居城野コミュニティ会議に対し回答済み。）	完了
82	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部	生活環境課	夜間のごみ出しについて	ごみの出す時間について、夜中に出したいという人もいるが、他の地区ではどのように対応しているか。 地区で夜中に出すことを可とした場合、夜間に不審者がごみを捨てる可能性もあり、地域の安全上問題があると思うが、市ではどのように考えているか。	カラスの被害などを考えると、各家庭からの排出から収集まで短時間で処理することが一番だとは思う。 夜間のごみ出しについては、持ち帰って検討したい。	夜勤明けなど、朝に排出できない方に個別に鍵を渡して対応している地域もあるので、参考にしていただきたい。	完了
83	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部	生活環境課	自治会未加入者へのごみ出しの指導について	アパートの住民について、自治会未加入者も多くいるが、そういう方達に対して地域のルールに従ってごみ出しをしてほしいと言っていいものか。	アパートには管理会社があるので、アパートの住民がルールを守らないという状況があるのであれば、市を通じてでもお話しすることはできる。 アパートによっては、アパート専用の集積所を作って収集しているという例もある。	アパートには管理会社があるので、アパートの住民がルールを守らないという状況があるのであれば、市を通じてでもお話しすることはできる。 アパートによっては、アパート専用の集積所を作って収集しているという例もある。 （令和5年2月17日　不動産会社に対し、ごみの適正排出について文書で通知済み）	完了
84	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部	生活環境課	アパート住民のごみ出しについて	大きなアパート経営会社では、独自に集積所を設置しているところもあるが、そうでないところも多々ある。 中には、ルールを守ってほしいと話をしても聞かない人もいる。 そのような状況もあるということは知っていてほしい。			
85	R4.6.28	市政懇談会	松園	市民生活部	生活環境課	ごみ集積所の設置基準について	ごみ集積所の設置基準について、現在は20世帯以上が使うことや収集車がバックしなければいけないところは設置不可などのルールがある。 世帯数については、収容世帯ではなく実際に住んでいる世帯が20世帯とのことであった。 アパート管理会社の話では北上のキオクシアの関連で、花巻市内のアパートが増えてきているとのことであった。 他の市町村ではアパート建設の条件としてごみ集積所の設置を求めていると聞いた。 今後、市外で働く世帯に花巻市の市民として定住していただくためにも、世帯数の要件の変更を検討願いたい。	【市長】 世帯数の要件については、担当課で検討する。 アパート建設の条件として集積所の設置を求めることについて、法律以上の制限を設けると違法だと指摘される可能性もあり、そのような条件を付けることができるかについても、検討していきたい。 【市民生活部長】 基準については20世帯以上としているが、住宅が密集していない地域では家から集積所までの距離が遠すぎるということで、20世帯に満たない場合でも設置を認めているところもある。柔軟に対応していきたいと思うので、ご相談いただきたい。 また、将来的には高齢者が多くなり、集積所にごみを出せない世帯が増えてくることも予想され、時代に合わせた対応を考えていかなければいけないと思う。	基準については20世帯以上としているが、住宅が密集していない地域では家から集積所までの距離が遠すぎるということで、20世帯に満たない場合でも設置を認めているところもある。柔軟に対応していきたいと思うので、ご相談いただきたい。 また、将来的には高齢者が多くなり、集積所にごみを出せない世帯が増えてくることも予想され、時代に合わせた対応を考えていかなければいけないと思う。	完了
86	R4.6.28	市政懇談会	松園	建設部	公園緑地課	公園の桜の木について	わかたけ公園の桜の木について、上の方が枯れており、今にも落ちそうな状況である。 今年の3月に一本落ちたものが途中で引っかかっていたため、市に相談して撤去してもらった。 何度か公園緑地課に依頼しているが根本的な解決に至っていない。 木の下には遊具があり、非常に危険な状態であるため、対応を検討してほしい。	【建設部長】 危険なものについては速やかに対応させていただく。（7月5日対応済み） また、この公園以外にも危険な箇所がないか確認させていただく。 【市長】 桜の木については、切ると枯れると言われており、この木だけを切っても他の木が枯れてしまう可能性がある。そのような状況である場合には、全て切らなければいけないが、桜の木を切ることに反対される方もいる。 安全性を考えると全て切ることもやむを得ないということについて、地域でご理解をいただけるのであれば対応を進めていく。	わかたけ公園の桜の木の枯れ枝について、危険なものは令和4年7月5日に除去作業を完了した。また、ほかの公園についてもパトロールを実施し、危険な箇所については同年8月22日までに除去作業を実施した。	完了
87	R4.6.28	市政懇談会	松園	生涯学習部	スポーツ振興課	日居城野運動公園のベンチ等について	明日、県のスポーツ事業団の方に来ていただき、高齢者学級でノルディックウォーキング教室を実施する予定であり、日居城野運動公園のコースの確認に歩いた。高橋尚子メモリアルロードを歩いていたところ、所々に設置されている木のベンチが朽ち果てている状況であった。既存設備について、しっかりと整備をしてほしい。 また、木の根が成長したせいか、タイルが欠けたり盛り上がっているところがあり、足元が危ない場所もあるので、こちらも整備をお願いしたい。	運動公園の担当はスポーツ振興課になるので、ご意見についてはお伝えする。 日居城野運動公園内のベンチの状況を確認しており、今後、修繕する方向で検討中である。	日居城野運動公園内のベンチや通路のタイルの状況は確認済み。修繕を検討中である。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【内閣】未着手・継続中 or 完了
88	R4.6.28	市政懇談会	松園	生涯学習部 建設部	新花巻図書館と都市機能整備室	新花巻図書館と駅構上化について	新花巻図書館と駅の構上化について、最近話題にあがることが少ないように感じるが、どのような状況となっているか。	図書館については、昨年から10人以上の市民や専門家も含めた試案検討会議を始めており、8回ほど開催した。 ソフトの部分については、意見がまとまってきており、7回目、8回目の会議では場所についての議論をしていただいている。候補地としては病院跡地と駅前のスポーツ用品店の敷地にまとまってきており、病院跡地を強く推す声もあるが、高校生や車のない高齢者でも行きやすい場所として駅前を希望するものが多かった。今後についても、少数の意見を無視するということでなく、議論をして意見をまとめていきたい。 病院跡地については現在解体が進んでおり、来年の3月頃に整地も含めた解体が完了する予定である。その後に病院と売買金額について協議をすることになるので、その際に建設可能かどうか確認する必要がある。 駅前の土地については、購入するためにJR本社の社長の許可が必要となる。現在でも盛岡支社と話し合いをしているが、花巻市としてJRの社長の許可を出した際には図書館を建設するという決定に近い話がなされれば社長に話せないと言われている。JRは花巻駅の構上化をやりたいと思っており、構上化の話が進めば、土地の売買について真剣に話をしてくれる可能性はある。構上化がなくなった際には、駅前に図書館を建設することについてもどうなるか分からない。 その上で駅の構上化について、38億円という数字が出ていたが、もう少し安くなる予定である。構上駅の形態には、構上駅と半構上駅というものがあり、半構上駅の場合、改札口が東側に寄ることになり、駅の西側に住む方々にとっては少し不便になる。構上駅にする場合は改札口が真ん中に設置されることになるので、西側の住民にとっても便利なものになる。構上駅にする場合の費用については、当初のJRの案だと50億円近くになるとのことであったが、見直しがされた結果、半構上駅との差は1億数千万円ほどまで小さくなった。国からの補助も半分近く出ることになりそうであり、残りの部分についても合併特例債を利用するとそこまで大きな負担とはならない。また、市の基金も143億円ほどあり、財政的には無理なことではない。花巻を元気にする手段の一つとして、構上化をしてもいいと思っているが、市民の皆さんにお示しした上で、やるかやらないかを決めようという段階である。	【新花巻図書館計画案】 令和3年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議では花巻駅前のスポーツ用品店の敷地を希望する又はどちらかというと希望するとの意見が多かった。 花巻駅前スポーツ用品店敷地はJR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うとお示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和4年に度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も集まることが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などもなく立地場所について判断できないという疑問の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認した上で、その提示される条件が受け入れを検討できると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。 【都市機能整備室】 駅の構上化については、追加調査の結果、構上駅の概算整備費で約35.9億円、半構上駅の概算整備費で約34.4億円という結果であった。国の補助金と合併特例債を活用する場合の市の実質負担は、構上駅の場合で約5.91億円、半構上駅の場合で約5.68億円と試算している。 この追加調査の内容について、市民説明会を、昨年の9月から10月にかけて、市内15か所において計19回実施し、延べ267名にご参加をいただいた。説明会に合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施に賛成」、「半構上駅ではなく構上駅による整備がよい」、追加の「コスト縮減は不要」との声が多数を占める結果であった。 議回体への説明についても、昨年の7月末から10月中旬にかけて10団体、計103名を対象に実施しており、整備に前向きな意見を多くいただいたところである。 また、市民説明会や議団体への説明に加え、駅を多く利用する市内高等学校4校の生徒へも整備概要についての説明、意見交換を行なっており、それに合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施したほうが良い」、「半構上駅ではなく構上駅による整備を望む」との声が多数を占める結果となったところである。 この市民説明会、議団体への説明、高校生への説明の結果については、昨年11月に議員説明会を実施し、議員にも説明したところである。 また、市民説明会、議団体への説明、高校生への説明を実施した際には、整備に前向きな意見を多くいただくとともに、新しい駅舎・自由通路のデザインに関する賛同や意見が多く寄せられたところであり、更に、JR東日本からは、自由通路や構上駅舎のデザインについては、基本設計を開始する前に市がデザインコンセプトをかせば考慮できるとの話もいただいていることから、追加調査で検討されてきた構造を前提としたうえで、「花巻らしい」デザインコンセプトを市民の意見を伺いながら作るため、デザインコンセプト検討ワークショップを1月から3月にかけて3回開催した。ワークショップには、関係団体から推薦いただいた方7名、公募により参加いただいた方10名、市内高校生10名の合計27名の方に参加いただいたところである。 ワークショップでまとめたデザインコンセプトについては、3月28日に、学識経験者や産業界、公共交通事業者、芸術団体などの関係団体から推薦された委員で構成する有識者会議において、専門的な知見からご意見を伺ったところである。 先の3月議会においては、令和5年度の当初予算案で基本設計の予算を承認いただいた。JR東日本では、基本設計の際に、駅舎や自由通路のデザインについて、市から提供したデザインコンセプトを材料に検討することになり、現時点では1月頃に3案程度のデザイン案を提示される予定である。このデザイン案については、改めて市民の意見を多く集金を設けたいと考えている。 基本設計には1年程度期間を要する予定であるが、その後は、実施設計、工事という流れになるが、実施設計、工事の各段階で、議会で予算の承認をいただきながら進めることとなる。順調に事業が進捗した場合の構上駅及び東西自由通路の供用開始は、令和10年度の後半を想定している。	継続中
89	R4.7.1	市政懇談会	八幡	石鳥谷総合支所	市民サービス課	高齢者の一人暮らし及び高齢者世帯等に対する市の取り組みについて	当地区は、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が年々増加している傾向にある。このような方々が安心・安全に暮らしていただけるよう、生活の支援や見守りなどについて、さらなる地域のボランティア対応が必要となっていると見受けられる。 現在、八幡地区の人口数、世帯数、出生数、死亡者数、転出者数、及び、当地区の高齢者一人暮らし及び高齢者のみの世帯の世帯数について、また、その推移によりどのような傾向にあるか教えていただきたい。	八幡地区の人口と世帯数について、人口は減少しており、世帯数は増加している。このことから1世帯当たりの人員は減少している。 出生数・死亡数については、直近5年間は出生数より死亡数が上回っており、出生と死亡によって起こる人口の増減（自然増減）は、減少が続いている。出生数が少ない要因として、全市的に15歳から49歳の女性の人口が減少しており、それも一つの要因と考えられる。 転入者数・転出者数については、平成30年度を除き転入より転出が上回っている。このことから他市町村からの転入・転出によって起こる人口の増減（社会増減）は、平成31年度以降減少が続いている。転出は進学期、就職期による若年層の転出も要因の一つと考えられる。 次に八幡地区の高齢者の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯の世帯数について説明する。（高齢者とは65歳以上、年齢・世帯数は各年度3月31日現在） 世帯の人員に65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者独居世帯（一人世帯）および高齢者のみ世帯はいずれも増加しており、それ以外の世帯（高齢者混合世帯）は減少している。また、高齢者独居世帯人員と高齢者のみ世帯人員を合計した「高齢者のみ人員」は増加している。 また参考として、八幡地区の65歳以上人口は直近3年間は横ばいですが、地域の人口が減少していることから、相対的に高齢化率は増加している。	八幡地区の人口と世帯数について、人口は減少しており、世帯数は増加している。このことから1世帯当たりの人員は減少している。 出生数・死亡数については、直近5年間は出生数より死亡数が上回っており、出生と死亡によって起こる人口の増減（自然増減）は、減少が続いている。出生数が少ない要因として、全市的に15歳から49歳の女性の人口が減少しており、それも一つの要因と考えられる。 転入者数・転出者数については、平成30年度を除き転入より転出が上回っている。このことから他市町村からの転入・転出によって起こる人口の増減（社会増減）は、平成31年度以降減少が続いている。転出は進学期、就職期による若年層の転出も要因の一つと考えられる。 次に八幡地区の高齢者の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯の世帯数について説明する。（高齢者とは65歳以上、年齢・世帯数は各年度3月31日現在） 世帯の人員に65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者独居世帯（一人世帯）および高齢者のみ世帯はいずれも増加しており、それ以外の世帯（高齢者混合世帯）は減少している。また、高齢者独居世帯人員と高齢者のみ世帯人員を合計した「高齢者のみ人員」は増加している。 また参考として、八幡地区の65歳以上人口は直近3年間は横ばいですが、地域の人口が減少していることから、相対的に高齢化率は増加している。 【R4.7.1資料配布済み】	完了
90	R4.7.1	市政懇談会	八幡	健康福祉部	長寿福祉課	高齢者の一人暮らし及び高齢者世帯等に対する市の取り組みについて	八幡まちづくり協議会では、市及び社会福祉協議会と連携し、敷地の草刈り や買い物・通院の付き添い、冬期間の除雪など生活に不便をきたしている高齢者世帯への生活支援を手厚く行っているが、当地区のみならず、社会全体において高齢化が進む中、今後、各種団体と連携した支援の在り方など検討すべきと考えるが、新たな取り組みとしてどのようなことを計画されているか伺いたい。	市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、様々な施策を行っており、その一環として、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」の取組を進めている。 八幡まちづくり協議会には平成28年度のモデル事業から協力頂き、いち早くご近所サポーター事業」を開始いただいた。現在は、民生委員等と連携しながら、家事や除雪、通院や買い物の付き添い支援など、幅広い支援活動に取り組んでいただいている。 「ご近所サポーター事業」は、地域の高齢者を地域でサポートできるうえ、高齢者が支える人として活躍できる取組である。現在、八幡地区を含め市内全域で11地区が取り組んでおり、更なる拡大に向け、市では平成27年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者支援を検討する地域の相談に丁寧に対応しながら、新たなご近所サポーター事業」の取組につなげているところである。 一方で、地域においては、「ご近所サポーター事業」によらない、独自の仕組みにより高齢者支援に取り組んでいる地区もあり、一例を挙げると、湯口地区では、民生委員と社会福祉協議会、地域の社会福祉法人が連携して、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「買い物サービス」を平成30年度から実施している。これは、社会福祉法人の車両を活用した買い物バスを月1回運行するもので、参加者の取りまとめを社会福祉協議会が、買い物の際の付き添い等を民生委員が担い、それぞれ役割を分担しながら、現在も継続しているとお聞きしている。また、除雪に関しても、花西地区の町内会である南万丁目親交会をはじめとする多くの地区において、高齢者の自宅から道路までの区間等、必要な箇所を、民生委員や自治公民館の役員、行政区内の有志等が中心となり、自発的に除雪いただいている状況である。 広い面積を有す当市では、地域や地区毎に環境や状況が異なり、それに伴う課題も異なるため、「ご近所サポーター事業」の他、先に紹介した買い物や除雪への支援活動のように、地域の課題を地域で解決していく取組は、今後ますます重要になっていくと考えている。 今後は、八幡地区のような、その地区ならではの取組が、さらに広がっていくよう、生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センター等と協力して、地域の課題を地域と共有する支援を重ねて参りたい。 なお、市としての新たな取り組みとしては、今後、更に増える見込みであるひとり暮らし高齢者等を支援するネットワークの枠組み づくりを考えている。これは、認知症等により判断能力が不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度等、適正な権利擁護支援を受けながら自分らしく暮らし続けるための体制整備を目指すもので、本年4月に権利擁護支援のネットワークの中核機関を市に設置したところである。現在、中核機関が中心となり、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら認知症高齢者等を地域で支える仕組み づくりを進めているが、見守り等、個別事案の支援に地域の協力をいただくことを想定しており、ネットワークの構築において地域との連携を図って参りたい。	市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、様々な施策を行っており、その一環として、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」の取組を進めている。 八幡まちづくり協議会には平成28年度のモデル事業から協力頂き、いち早くご近所サポーター事業」を開始いただいた。現在は、民生委員等と連携しながら、家事や除雪、通院や買い物の付き添い支援など、幅広い支援活動に取り組んでいただいている。 「ご近所サポーター事業」は、地域の高齢者を地域でサポートできるうえ、高齢者が支える人として活躍できる取組である。現在、八幡地区を含め市内全域で13地区が取り組んでおり、更なる拡大に向け、市では平成27年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者支援を検討する地域の相談に丁寧に対応しながら、新たなご近所サポーター事業」の取組につなげているところである。 一方で、地域においては、「ご近所サポーター事業」によらない、独自の仕組みにより高齢者支援に取り組んでいる地区もあり、一例を挙げると、湯口地区では、民生委員と社会福祉協議会、地域の社会福祉法人が連携して、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「買い物サービス」を平成30年度から実施している。これは、社会福祉法人の車両を活用した買い物バスを月1回運行するもので、参加者の取りまとめを社会福祉協議会が、買い物の際の付き添い等を民生委員が担い、それぞれ役割を分担しながら、現在も継続しているとお聞きしている。 広い面積を有す当市では、地域や地区毎に環境や状況が異なり、それに伴う課題も異なるため、「ご近所サポーター事業」の他、先に紹介した買い物や除雪への支援活動のように、地域の課題を地域で解決していく取組は、今後ますます重要になっていくと考えている。 今後は、八幡地区のような、その地区ならではの取組が、さらに広がっていくよう、生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センター等と協力して、地域の課題を地域と共有する支援を重ねて参りたい。 なお、市としての新たな取り組みとしては、今後、更に増える見込みであるひとり暮らし高齢者等を支援するネットワークの枠組み づくりを考えている。これは、認知症等により判断能力が不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度等、適正な権利擁護支援を受けながら自分らしく暮らし続けるための体制整備を目指すもので、4月に権利擁護支援のネットワークの中核機関を市に設置したところである。現在、中核機関が中心となり、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら認知症高齢者等を地域で支える仕組み づくりを進めているが、見守り等、個別事案の支援に地域の協力をいただくことを想定しており、ネットワークの構築において地域との連携を図って参りたい。	完了
91	R4.7.1	市政懇談会	八幡	健康福祉部	長寿福祉課	高齢者の一人暮らし及び高齢者世帯等に対する市の取り組みについて	新しい取り組みということでネットワークの構築とあったが、具体的にどのように進めるのか。	最初に始めることとしては、認知症等により判断能力が不十分な状態になった時に、本人に代わって介護サービスの契約やそのサービスにかかる支払いを代行する成年後見制度などを、必要な方に適正に利用いただけるよう、潜在的なニーズを地域の方や民生委員、地域包括支援センター等と連携しながら掘り起こしていきたい。 さらに成年後見制度も含めて、権利擁護支援について、弁護士や司法書士、民生委員に協力いただきながら、市に見合った仕組み づくりを進めていきたい。	最初に始めることとしては、認知症等により判断能力が不十分な状態になった時に、本人に代わって介護サービスの契約やそのサービスにかかる支払いを代行する成年後見制度などを、必要な方に適正に利用いただけるよう、潜在的なニーズを地域の方や民生委員、地域包括支援センター等と連携しながら掘り起こしていきたい。 さらに成年後見制度も含めて、権利擁護支援について、弁護士や司法書士、民生委員に協力いただきながら、市に見合った仕組み づくりを進めていきたい。	継続中

■令和4年度市政懇談会記録（年度末対応状況）

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さ損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
92	R4.7.1	市政懇談会	八幡	教育部 健康福祉部	学務管理課 国保医療課	子供たちを取り巻く環境について	当地区では、保育園や小学校に入学する児童が減少してきているように見受けられる。このような少子化傾向は、どの地区でも問題になっていることと思われるが、少子化対策として、安心して子どもを産み育てる環境を整えることが必要と考えており、その一つとして、子育て世帯の負担軽減に関るために、小中学校の給食費を無償化にすることについて市の考えを伺いたい。	（教育長） 子育て支援については、イーハトーブ花巻子育て応援プランという計画を策定し実施している。この計画は毎年評価を行いながら、市単独の新たな施策を追加したり、変更しながら進めている。プランには109の事業が記載されており、さらに9月から先般の議会で認められた2事業に取り組むこととしている。子育て支援は妊娠した段階から成長して自立するまでの長いスパンで考えることが必要であり、教育、福祉のほか、住宅や道路などの建設関係、犯罪防止、企業等への普及啓発など各部署を横断して取り組んでいる。 貧問のあった経済的負担を軽減するために関しては17事業を行っており、このうち予算規模の一番大きいものは、妊産婦、乳幼児、小中学生、高校生、20歳未満の障害をお持ちの方の医療補助である。このほかにも各種の お子様の保育料の負担を軽減する事業や高校、大学に入学する際の奨学金などを準備している。また、令和元年10月からは国が3歳以上の保育料を無償化としたが、これに該当しない3歳未満の保育料を国が定める基準額の40%程度まで軽減する措置を9月から実施する予定である。さらに、今年から生活困窮世帯の就学援助制度を国の生活保護基準の1.5倍まで拡大して支援していく。 給食費の無償化について、市全体の学校給食の予算は9億7113万円ほどである。保護者に負担していただく給食費は、学校給食法の規定により食材費のみの負担とされており、市全体で給食費として3億8.400万円ほどを集金している。給食費は食材費のみの負担であるため、人件費や光熱費等は含まれていない。また、保育園や幼稚園など就学前の施設でも副食費として保護者に負担いただいており、それが1億4.312万円である。給食費の無償化について検討する際にこちらも合わせて検討することになり、合わせて約5億2.700万円という大きな金額を長期間にわたり市が負担することになる。 現在、市の学校給食における最大の課題は市内学校給食施設の老朽化である。年々、国の衛生基準が非常に厳しくなっており、大型機械設備の更新等もあることから、学校を新築するよりも多額の予算が必要となるが、旧花巻市内のセンターについては特に老朽化が進行しており、整備が必要であると思っている。 市としては、安心安全な給食を提供することを優先するため、食材費としていただいている学校給食費については保護者に負担いただきたいと考えている。 現在、様々な社会情勢の変化により食材費が高騰しており、地元食材の一括購入するなど材料費の節約に努めているが、この先、適切な栄養価を含めて給食の質を保つことが難しいと予想される場合は、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担が増加することのないよう対策を講じていく。 子育て支援については、子供の各成長段階において、本当に困っている方々を中心に進めたいと考えている。 （国保医療課） 花巻市では、子育て支援の一環として、乳幼児、小・中学生、高校生といったこどもの医療費に対して助成を行い、保護者等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを進めている。 この助成は、一部の乳幼児と一部の小学生を対象とする岩手県の医療費助成に、市としての上乗せをすることで、対象をすべての未就学児と一部の小・中学生及び高校生まで対象を拡大してきたところですが、令和5年8月からすべての高校生までのこどもが助成の対象となるよう、さらなる拡充について準備を進めている。 この拡充の内容については、所得制限により対象者が限定されている小・中学生及び高校生等について、すべて助成の対象となるよう所得制限を撤廃するというものである。 この拡充に向けて、今年度はシステムの改修、関係機関との調整及び事業開始を行う期間とし、システム改修については、現在、基礎となる部分の改修作業が終了し、次の改修である今回の拡充内容について素案とドミ合わせを行っているところである。また、9月頃からは、病院からのレセプト審査を行う岩手県国民健康保険連合会や医療機関の代表である岩手県中花巻市の医師会などとの打ち合わせを始め、年度末の3月には広報やホームページを通じて市民の皆様へお知らせしたいと考えている。 そして、来年度には、対象者へ申請書発送、受付もしたのち、受給者のデータ作成や受給者証の印刷といった作業を経て、年次更新時期である8月から高校生までのすべてのこどもが対象となる拡充した医療費助成を開始する予定となっている。 なお、この拡充により、高校生までの受給者数は2.297人増えた10.697人と見込んでいるが、これに伴い事業費も4.953万7千円増額となる2億553万3千円、このうち県負担を除いた市の負担額も4.900万3千円増額となる1億7.918万7千円の見込みとなっている。	【学務管理課】 子育て支援については、イーハトーブ花巻子育て応援プランという計画を策定し実施している。この計画は毎年評価を行いながら、市単独の新たな施策を追加したり、変更しながら進めている。プランには109の事業が記載されており、さらに9月から先般の議会で認められた2事業に取り組むこととしている。子育て支援は妊娠した段階から成長して自立するまでの長いスパンで考えることが必要であり、教育、福祉のほか、住宅や道路などの建設関係、犯罪防止、企業等への普及啓発など各部署を横断して取り組んでいる。貧問のあった経済的負担を軽減するために関しては17事業を行っており、このうち予算規模の一番大きいものは、妊産婦、乳幼児、小中学生、高校生、20歳未満の障害をお持ちの方の医療補助である。このほかにも各種の お子様の保育料の負担を軽減する事業や高校、大学に入学する際の奨学金などを準備している。また、令和元年10月からは国が3歳以上の保育料を無償化としたが、これに該当しない3歳未満の保育料を国が定める基準額の40%程度まで軽減する措置を9月から実施する予定である。さらに、今年から生活困窮世帯の就学援助制度を国の生活保護基準の1.5倍まで拡大して支援していく。 給食費の無償化について、市全体の学校給食の予算は9億7113万円ほどである。保護者に負担していただく給食費は、学校給食法の規定により食材費のみの負担とされており、市全体で給食費として3億8.400万円ほどを集金している。給食費は食材費のみの負担であるため、人件費や光熱費等は含まれていない。また、保育園や幼稚園など就学前の施設でも副食費として保護者に負担いただいており、それが1億4.312万円である。給食費の無償化について検討する際にこちらも合わせて検討することになり、合わせて約5億2.700万円という大きな金額を長期間にわたり市が負担することになる。 現在、市の学校給食における最大の課題は市内学校給食施設の老朽化である。年々、国の衛生基準が非常に厳しくなっており、大型機械設備の更新等もあることから、学校を新築するよりも多額の予算が必要となるが、旧花巻市内のセンターについては特に老朽化が進行しており、整備が必要であると思っている。 市としては、安心安全な給食を提供することを優先するため、食材費としていただいている学校給食費については保護者に負担いただきたいと考えている。 現在、様々な社会情勢の変化により食材費が高騰しており、地元食材の一括購入するなど材料費の節約に努めているが、この先、適切な栄養価を含めて給食の質を保つことが難しいと予想される場合は、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担が増加することのないよう対策を講じていく。 子育て支援については、子供の各成長段階において、本当に困っている方々を中心に進めたいと考えている。 【国保医療課】 令和5年8月より小学生から高校生等までの医療費助成にかかる受給資格の判定要件である所得制限を撤廃するため、拡充にかかる予算を令和5年度当初予算に措置済、条例等の改正を令和5年6月市議会定例会で行う予定で進めている。	継続中
93	R4.7.1	市政懇談会	八幡	教育部	教育企画課	子供たちを取り巻く環境について	今後の市内小中学校の統合について、市内では少子化により小学校の統合が進んでいるようであるが、今後の計画等を伺いたい。	教育委員会では、花巻市の小学校及び中学校における教育環境がどうあるべきか、市が考える理想的な教育環境の基本的な考え方、理念を示し、花巻市の子どもたちが一定の教育環境を享受できるようにするための指針として、花巻市立の中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針を平成31年4月の教育委員会議での決議により策定している。 この基本方針では、20年後の姿を見通した、学校の適正規模の基本的な考え方として、小学校では学年2学級以上、中学校では学年3学級以上、1学級当たりの規模は、小・中学校とも25人から35人を望ましい規模として示している。 また、地域ごとの小・中学校の適正配置の基本的な考え方として、花巻地域及び大迫地域内の複式学級を有する学校については、学校の特性の実現と多様な学びを提供する教育環境を創出するため、学校統合により早期にその解消を図ることとし、本方針策定後の保護者や地域のご判断を受けて、複式学級を有する大迫地域の内川目小学校と亀ヶ森小学校は令和3年4月に大迫小学校に統合している。花巻地域の笹間第二小学校は、将来的には、西南地区としての統合も見据えつつ、令和5年4月に笹間第一小学校に統合するという地区の決定を受けて、昨年8月に統合準備委員会を設立し、統合準備を進めているところであり、現時点では以外に将来の方針が定まった計画等はないところである。 一方、石鳥谷地域については、この方針において、地域内に小学校1校、中学校1校を配置することを基本とし、学校規模の縮小が進むと推測される1学年1学級の小学校の現状を踏まえ、学校統合についての検討を進めるほか、小中一貫校の導入についても併せて検討を行うこととしている。 教育委員会では、毎年度、各小中学校PTAに対し、本基本方針を踏まえ、各学校区の将来を担う子供たちが安全安心な教育環境の中で、多様な学びを通して、確かな学力の定着と自立できる能力を身につけていくことの諸課題について、児童生徒の保護者等と意見交換を行うための「教育懇談会」の開催を呼びかけている。 本年度も4月14日付けで各PTAに通知しているが、複式学級を有する学校も発生している石鳥谷地域の中小学校PTAに対しては、今後、改めて教育懇談会の開催を要請し、課題を共有していく予定である。 統合を含む学校の適正配置の方向性につきましては、行政が一方的に進める性格のものではなく、教育懇談会等の場で保護者並びに将来の保護者の声を慎重に伺い、御理解を深めていただくことで、理想的な教育環境の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えている。	教育委員会では、花巻市の小学校及び中学校における教育環境がどうあるべきか、市が考える理想的な教育環境の基本的な考え方、理念を示し、花巻市の子どもたちが一定の教育環境を享受できるようにするための指針として、花巻市立の中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針を平成31年4月の教育委員会議での決議により策定している。 この基本方針では、20年後の姿を見通した、学校の適正規模の基本的な考え方として、小学校では学年2学級以上、中学校では学年3学級以上、1学級当たりの規模は、小・中学校とも25人から35人を望ましい規模として示している。 また、地域ごとの小・中学校の適正配置の基本的な考え方として、花巻地域及び大迫地域内の複式学級を有する学校については、学校の特性の実現と多様な学びを提供する教育環境を創出するため、学校統合により早期にその解消を図ることとし、本方針策定後の保護者や地域のご判断を受けて、複式学級を有する大迫地域の内川目小学校と亀ヶ森小学校は令和3年4月に大迫小学校に統合し、さらに、花巻地域の笹間第二小学校は、将来的には西南地区としての統合も見据えつつ、令和5年4月に笹間第一小学校に統合するという地区の決定を受けて、昨年8月に統合準備委員会を設立し、統合準備を進めているところであり、現時点では以外に将来の方針が定まった計画等はないところである。 一方、石鳥谷地域については、この方針において、地域内に小学校1校、中学校1校を配置することを基本とし、学校規模の縮小が進むと推測される1学年1学級の小学校の現状を踏まえ、学校統合についての検討を進めるほか、小中一貫校の導入についても併せて検討を行うこととしている。 教育委員会では、毎年度、各小中学校PTAに対し、本基本方針を踏まえ、各学校区の将来を担う子供たちが安全安心な教育環境の中で、多様な学びを通して、確かな学力の定着と自立できる能力を身につけていくことの諸課題について、児童生徒の保護者等と意見交換を行うための「教育懇談会」の開催を呼びかけており、令和4年度は、石鳥谷地域の4小学校のPTAと石鳥谷保育施設保護者会連絡会の役員に対して教育懇談会を開催し、課題を共有したところである。 統合を含む学校の適正配置の方向性につきましては、行政が一方的に進める性格のものではなく、教育懇談会等の場で保護者並びに将来の保護者の声を慎重に伺い、御理解を深めていただくことで、理想的な教育環境の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えている。	完了
94	R4.7.1	市政懇談会	八幡	建設部	建築住宅課	空き家問題について	当地区において最近、空き家が多くなってきているようであり、空き家や土、敷地や建物の管理もきき届いていないようである。景観や防犯の関係上よくない環境であるように感じるが、個人の敷地であるので勝手に手を入れることができないところである。市内の状況や、市としての取り組みなど教えていただきたい。	増加する空き家と管理の問題について、市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、現在、市内の空き家は令和4年3月31日現在、1,035件確認している。内訳は花巻地区28件、東和地区187件、石鳥谷地区が147件、大迫地区が173件である。石鳥谷地区147件のうち八幡地区は5年前の調査から4件増えて17件となっている。花巻市空家等対策計画に沿った取り組みとしては、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、毎年の固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封しているほか、市ホームページや広報でも周知をしている。また、空き家数地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催し、昨年は11件の相談があり、今年も8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催することにしている。危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空家等の場所に新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する新制度を創設し、令和4年度の補助件数は、令和4年8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催することにしている。危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空家等の場所に新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する新制度を創設し、令和4年度の補助件数は、令和4年8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催することにしている。 また、保安上、放置しておく危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なものは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかり管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例をれず等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は昨年度に所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになが、個人の財産に巨額の市税を投資すると、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。 （参考） 令和4年3月31日時点、これまでの調査件数1,603件、市で把握している空き家件数1,063件 令和3年度中に受けた苦情や通報は80件、そのうち文書を送付した件数は56件（そこから対応していただいたと把握している件数は21件） ・八幡地区　調査件数：20件 空家件数：17件　A判定：1件　B判定：13件　C判定：1件　D判定：0件　空き家バンク登録：2件 A:管理が適切に行われている空家等、建物に危険性がなく隣地等にも影響がない。 B:外壁や屋根・窓等の腐食破損、雑草等の繁茂が認められるが、隣地等に影響が少ない。 C:管理不適切な空家等、建物の倒壊等の恐れがあるが、隣地等に影響が少ない。 D:隣地等への影響を及ぼし、建物の倒壊等、樹枝等の越境・景観・生活環境の保全が不適切。 空き家バンク：危険度の調査はしていない、空き家バンクに登録されているもの。 ・相談窓口 市役所新館3F　建築住宅課（空き家全般について） 各総合支所（建築住宅課へ取り次ぐことになる） 市役所本庁2F　定住推進課（空き家バンク利用や登録などについて） 岩手県司法書士会（相続についてなど）（連携協定） 岩手県宅地建物取引業協会（空き家の賃貸や売買についてなど）（連携協定） 岩手県家屋調査士会（土地の境界や登記についてなど）（連携協定） 岩手県建築士会花巻支部（解体やリフォームについてなど）（連携協定）	増加する空き家と管理の問題について、市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、現在、市内の空き家は令和4年3月31日現在、1,035件確認している。内訳は花巻地区28件、東和地区187件、石鳥谷地区が147件、大迫地区が173件である。石鳥谷地区147件のうち八幡地区は5年前の調査から4件増えて17件となっている。花巻市空家等対策計画に沿った取り組みとしては、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、毎年の固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封しているほか、市ホームページや広報でも周知をしている。また、空き家数地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催し、昨年は11件の相談があり、今年も8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催した。危険な空き家の減少を目的として、平成30年からは国の補助制度を活用して倒壊の恐れがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空家等の場所に新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する新制度を創設し、令和5年3月31日現在、23件の事業認定をしており、このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることと期待している。 また、保安上、放置しておく危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切なものも、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかり管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例をれず等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は昨年度に所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになが、個人の財産に巨額の市税を投資すると、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。 （参考） 令和5年3月31日時点、これまでの調査件数1,674件、市で把握している空き家件数1,035件 令和4年度中に受けた苦情や通報は56件、そのうち文書を送付した件数は48件（そこから対応していただいたと把握している件数は16件） ・八幡地区　調査件数：26件 空家件数：19件　A判定：2件　B判定：14件　C判定：2件　D判定：1件 A:管理が適切に行われている空家等、建物に危険性がなく隣地等にも影響がない。 B:外壁や屋根・窓等の腐食破損、雑草等の繁茂が認められるが、隣地等に影響が少ない。 C:管理不適切な空家等、建物の倒壊等の恐れがあるが、隣地等に影響が少ない。 D:隣地等への影響を及ぼし、建物の倒壊等、樹枝等の越境・景観・生活環境の保全が不適切。 空き家バンク：危険度の調査はしていない、空き家バンクに登録されているもの。 ・相談窓口 市役所新館3F　建築住宅課（空き家全般について） 各総合支所（建築住宅課へ取り次ぐことになる） 市役所本庁2F　定住推進課（空き家バンク利用や登録などについて） 岩手県司法書士会（相続についてなど）（連携協定） 岩手県宅地建物取引業協会（空き家の賃貸や売買についてなど）（連携協定） 岩手県家屋調査士会（土地の境界や登記についてなど）（連携協定） 岩手県建築士会花巻支部（解体やリフォームについてなど）（連携協定）懇談会時と変更なし	完了
95	R4.7.1	市政懇談会	八幡	建設部	建築住宅課	空き家問題について	地域で耕作していない田んぼの草刈りをしているが、空き家から枝が伸びてきており作業に支障がある。誰がどこに申請すればよいか伺いたい。	どなたからでも構わないので、建築住宅課に連絡をいただければ市で現地を確認し、所有者にお伝えする。	相談者から連絡なし	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
96	R4.7.1	市政懇談会	八幡	建設部	建築住宅課	空き家問題について	空き家相談窓口について、空き家の所有者には固定資産税通知の際に周知するとのことだが、一般住民が空き家について知りたい場合の周知は行っているか。	空き家の相談については、いつでも受け付けているので建築住宅課や石亀谷総合支所に連絡いただきたい。また、8月10日～11日に開催する無料相談会について、7月15日号の広報に掲載される予定である。予約制となっており、お盆帰省のタイミングを狙ってこの時期を設定した。 市では、岩手県司法書士会や宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、建築士会と連携協定を締結しているので、司法的な土地の相続等の相談も受け付ける。 以上のことは市ホームページにも掲載している。	空き家の相談については、いつでも受け付けているので建築住宅課や石亀谷総合支所に連絡いただきたい。また、8月10日～11日に開催する無料相談会について、7月15日号の広報に掲載された。予約制となっており、お盆帰省のタイミングを狙ってこの時期を設定した。 市では、岩手県司法書士会や宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、建築士会と連携協定を締結しているので、司法的な土地の相続等の相談も受け付ける。 以上のことは市ホームページにも掲載していた。	完了
97	R4.7.1	市政懇談会	八幡	生涯学習部	生涯学習課	ホームページの閲覧に係る講習会等について	ITが得意ではない人もいるので、気軽にホームページを閲覧できない、IT弱者に対する講習会等を市で開催してもらえないか。	市としても課題と捉え、見やすくしようと工夫して掲載しているが、情報量も多い難しい、確認したい事項がある場合は、遠慮なく聞いていただきたい。 ホームページを閲覧するための講習会については、生涯学習課で行っている「ふれあい出前講座」をご利用いただきたい。パソコンの使い方を指導する一般の講師が登録されており10人程度のグループに2回まで派遣することができる他、公共編の「おこのみメニュー」として市役所の担当部署から職員を派遣することができる。公共編については、コミュニティ会議が主催する講習会などにも利用することができるので、ぜひ活用願いたい。	ホームページを閲覧するための講習会については、生涯学習課で行っている「ふれあい出前講座」をご利用いただきたい。10人程度のグループに2回まで派遣することができる他、公共編の「おこのみメニュー」として市役所の担当部署から職員を派遣することができる。公共編については、コミュニティ会議が主催する講習会などにも利用することができるので、ぜひ活用願いたい。	完了
98	R4.7.1	市政懇談会	八幡	総合政策部	秘書政策課	広報になまきに関するアンケート調査について	広報になまきに関するアンケート調査が行われ、6月15日号の広報で公表されていた。 回答率は市全体の0.9%、309世帯という少ない回答であったが、アンケート調査を反映して実現された施策があれば、来年のアンケートに回答する意欲が出ると思う。	広報のアンケートは、非常に小さい頃で気付かなかった方も多かったと思う。 アンケートの中には月2回の広報を1回にしてほしいというのはあった。これについては、ホームページやSNSを見ないという方も多くいる中で、そういう方々に情報を伝えるには広報が一番確実である。一方で、広報配布に係る区長や班長の負担が大きいことも事実であり、確実に情報を伝えるためには月1回の広報では難しいと思うが、検討していく必要がある。	令和4年度に実施した「広報になまきアンケート」の結果によると、広報はなまきの発行回数についての見直し（月2回を月1回にするなど）を求める声があった。しかし、高齢者をはじめ市ホームページやSNSを見る機会の少ない方も多くいる中で、市民の皆様にタイムリーに情報を伝えるためには、広報はなまきは現時点において最も有効なツールであると考えられる。一方で、広報配布にご協力をいただいている区長や班長の皆様の負担が大きいことも事実であり、将来的な広報発行回数の見直しも視野に入れて今後も継続して検討を行う必要があると考えている。 なお、ご指摘をいただいた「広報になまきアンケート」は、回答数が約300件と少なかったことから、より多くの回答が見込まれる「市民アンケート」に広報はなまきの発行回数に関する設問を令和5年度から新たに設けることとした。これらを通して市民の皆様からいただいたご意見をもとに、今後の広報はなまきの在り方について検討していきたいと考えている。	完了
99	R4.7.1	市政懇談会	八幡	総合政策部	秘書政策課	第2次花巻市まちづくり総合計画について	6月1日号の広報に花巻市まちづくり総合計画策定作業を開始したとあった。その中でSDGsとの関連づけの視点も取り入れたいとあったが、SDGsを示している17の視点のうちに花巻市はどの視点をどういう形で取り入れようとしているのか。	SDGsは国連が作ったものて、必ずしも日本にすべて該当するというものではない。花巻市に関係するものかをしっかりと分析して、環境問題や生活困窮など、花巻市にとって大事なものをしっかりと受け止めて、市の施策がどこに当たるかを示していくことになる。	令和4年5月に公表した「次期花巻市総合計画策定の基本方針」において、第2次花巻市まちづくり総合計画は、「本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政を運営していくために、SDGsの関連付けの視点も取り入れて」策定することとしている。 具体的には、SDGsの定義と総合計画における位置づけ、取組を推進していくための基本的な考え方を記載した上で、実施する政策及び施策が17のゴールのどれを達成する取組につながるのか、SDGsのアイコンを明示することにより、視覚的にわかりやすく記載することなどを予定している。 【令和5年度実施予定】	継続中
100	R4.7.5	市政懇談会	浮田	建設部 地域振興部	建築住宅課 定住推進課	空き家について	花巻市では空き家バンクを創設し、稼働状況も優秀と感じられるが、当地区内には空き家バンクに登録せず、管理も行き届かない家もみられる。 不在になり、とても住むことの出来る状況ではない物件に対して、市では半期取り壊しを特も主に働きかけているようだが、年金暮らしとなった家庭などでは経済的にもその費用が捻出できず、廃墟のままになっているのが現実である。	【建設部長】 増加する空き家とその管理については、全国的な課題であると認識している。本年3月末現在で市が把握している市内の空き家の数は、全体で1,063件ほどである。内訳は、花巻地域が682件、東和地域が181件、石鳥谷地域が147件、大迫地域が53件である。東和地域の181件のうち、浮田地区の空き家として確認した件数は、29件である。この調査を開始した5年前と比較すると、18件ほど増加している。 空き家対策の取り組みについて、国では平成26年に空家対策の推進に関する特別措置法が公布され、市ではこの法律に基づき、花巻市空き家等対策計画を平成28年に策定した。 この計画に基づいた取り組みとして、空き家というのは、個人の財産であるため、その維持管理については、基本的に所有者自ら行っていただかなくてはならないところであり、所有者の方々には、空き家の適正管理の周知のため、毎年固定資産税の通知の際に、所有者の資産に関するリーフレットにより空き家等は所有者が管理していただかなくてはいけないものということを通知している。そのほか市のホームページや広報でも定期的に掲載している。 また、司法書士会や建築士会と連携して、空き家相談窓口を設けており、専門の民間業者と連携して、相談を受け取り組みを行っている。毎年8月に無料相談会を開催しており、今年も8月10日、11日の2日間、文化会館を会場に行うことしている。昨年も11件の相談を受けており、空き家について困りごとがある場合は、相談していただきたいと思う。 さらに、地域で空き家等から、道路や自分の敷地に草木が張り出してきているというような情報があれば、市職員が現地を確認したうえで、所有者等に対し、きちんとした管理をするよう通知をする取り組みも行っている。 所有者等に連絡するときは、適正な管理をしていただくために、シルバー人材センターの情報や、空き家バンクの登録案内チラシなども同封し、まずは所有者等自らでの対応をお願いする内容の連絡をしている。空き家等でお困り事があれば、建築住宅課へまずはご相談いただきたい。 高齢の方で費用的に取り壊しが大変だということについて、予算面での支援としては、平成30年に国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがある危険な家屋等に対し、除却費の一部を補助する老朽危険住宅除却費補助金という制度を設けている。補助の上限50万円であり、昨年度は2件の申請をいただいた。 また令和3年度からは、市の独自の支援策として、空き家を解体して、その敷地に新たに新築する場合に対して、解体費の一部を助成する花巻市空家等解体活用事業補助金という制度を設けており、今年の6月末時点で制度開始から1年ほどの期間に16件活用していただいている。このうち、東和地域の利用は3件という状況である。 この制度は、市内全域を対象として、解体費の2分の1を補助するもので上限を40万円としている。さらに昭和56年以前の建物、旧耐震基準で建築された建物については、10万円を加算して、上限が50万円としている。また、浮田地区は対象ではないが、居住誘導区域内や生活サービス拠点区域に設定されているエリアであれば、最大100万円まで、市が補助するという制度となっている。このような制度を活用することで、街の活性化や人口減少対策につながることと期待している。 空き家が近所にあってお困りになることは、管理が不適切で防災や保安上放置しておくと非常に危険であるというものや、衛生上、非常に有害であるようなものであると思うが、それらについては特定空家等に指定する取り組みを行っている。 これまでに花巻市内で2件ほど、特定空家等に指定しており、建物の所有者に対し、適正な管理を行うよう助言や指導を行っているが、是正されない場合は勧告という手続きに入り、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行うことになる。それでも改善されない場合には、行政代執行により市の予算で解体を行わなければならない可能性が出てくる。 行政代執行をした場合、市で取り壊した費用を所有者に負担していただけないということが住々にしてあり、市の負担ということになるため、特定空家等の認定について、かなり慎重に対応していく必要があると考えている。 なお、特定空家等に指定していた2件のうち1件は令和3年度中に所有者により解体が行われた。 【地域振興部長】 市では、空き家の有効活用と、移住や定住の促進を図るため、平成27年度から空き家バンク制度を設けている。 令和3年度までに延べ155件の空き家物件の売買と賃貸借の制約が成立しており、県内でもかなり多い成約数となっていると認識している。 また、令和3年10月からは、若者世代の住宅取得を支援するため、花巻市空きバンクに登録された空き家を取得し、居住した39歳以下の方に30万円の奨励金を交付する「若者世代空き家取得奨励金」を新設しており、今年の3月までの半年間で5件、奨励金を交付している。 そのほか、本市以外に居住していた方が、本市に転入し、空き家バンクに登録されている空き家物件について、売買または賃貸借を制約された際に、空き家物件を提供した方、または所有していた方に対し、10万円の奨励金を交付することとしている。 空き家バンクの物件については、所有者立会いの上で現地調査を行い、適正と認められる物件を登録するので、相談いただいた物件全てが登録できるというものではない。登録された物件は、当市の移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」や、全国版空き家バンク「LIFULL　HOME`S」のホームページで紹介している。 空き家バンクに登録した物件をお持ちの場合は、定住推進課、または東和地域の移住定住相談に関する業務を受託していただいている一般社団法人東和作戦会議にご相談いただくようお願いする。	【建築住宅課】 増加する空き家とその管理については、全国的な課題であると認識している。本年3月末現在で市が把握している市内の空き家の数は、全体で1,035件ほどである。内訳は、花巻地域が653件、東和地域が175件、石鳥谷地域が156件、大迫地域が51件である。東和地域の175件のうち、浮田地区の空き家として確認した件数は、26件である。この調査を開始した5年前と比較すると、15件ほど増加している。 空き家対策の取り組みについて、国では平成26年に空家対策の推進に関する特別措置法が公布され、市ではこの法律に基づき、花巻市空き家等対策計画を平成28年に策定した。 この計画に基づいた取り組みとして、空き家というのは、個人の財産であるため、その維持管理については、基本的に所有者自ら行っていただかなくてはならないところであり、所有者の方々には、空き家の適正管理の周知のため、毎年固定資産税の通知の際に、所有者の資産に関するリーフレットにより空き家等は所有者が管理していただかなくてはいけないものということを通知している。そのほか市のホームページや広報でも定期的に掲載している。 また、司法書士会や建築士会と連携して、空き家相談窓口を設けており、専門の民間業者と連携して、相談を受け取り組みを行っている。毎年8月に無料相談会を開催しており、今年も8月10日、11日の2日間、文化会館を会場に行った。昨年も11件の相談を受けており、空き家について困りごとがある場合は、相談していただきたいと思う。 さらに、地域で空き家等から、道路や自分の敷地に草木が張り出してきているというような情報があれば、市職員が現地を確認したうえで、所有者等に対し、きちんとした管理をするよう通知をする取り組みも行っている。 所有者等に連絡するときは、適正な管理をしていただくために、シルバー人材センターの情報や、空き家バンクの登録案内チラシなども同封し、まずは所有者等自らでの対応をお願いする内容の連絡をしている。空き家等でお困り事があれば、建築住宅課へまずはご相談いただきたい。 高齢の方で費用的に取り壊しが大変だということについて、予算面での支援としては、平成30年に国の補助制度を活用して、倒壊の恐れがある危険な家屋等に対し、除却費の一部を補助する老朽危険住宅除却費補助金という制度を設けている。補助の上限50万円であり、昨年度は2件の申請をいただいた。 また令和3年度からは、市の独自の支援策として、空き家を解体して、その敷地に新たに新築する場合に対して、解体費の一部を助成する花巻市空家等解体活用事業補助金という制度を設けており、令和5年3月末時点で制度開始から1年ほどの期間に23件活用していただいている。このうち、東和地域の利用は3件という状況である。 この制度は、市内全域を対象として、解体費の2分の1を補助するもので上限を40万円としている。さらに昭和56年以前の建物、旧耐震基準で建築された建物については、10万円を加算して、上限が50万円としている。また、浮田地区は対象ではないが、居住誘導区域内や生活サービス拠点区域に設定されているエリアであれば、最大100万円まで、市が補助するという制度となっている。このような制度を活用することで、街の活性化や人口減少対策につながることと期待している。 空き家が近所にあってお困りになることは、管理が不適切で防災や保安上放置しておくと非常に危険であるというものや、衛生上、非常に有害であるようなものであると思うが、それらについては特定空家等に指定する取り組みを行っている。 これまでに花巻市内で2件ほど、特定空家等に指定しており、建物の所有者に対し、適正な管理を行うよう助言や指導を行っているが、是正されない場合は勧告という手続きに入り、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行うことになる。それでも改善されない場合には、行政代執行により市の予算で解体を行わなければならない可能性が出てくる。 行政代執行をした場合、市で取り壊した費用を所有者に負担していただけないということが住々にしてあり、市の負担ということになるため、特定空家等の認定について、かなり慎重に対応していく必要があると考えている。 なお、特定空家等に指定していた2件のうち1件は令和3年度中に所有者により解体が行われた。 【定住推進課】 市では、空き家の有効活用と、移住や定住の促進を図るため、平成27年度から空き家バンク制度を設けている。 令和4年度までに延べ174件の空き家物件の売買と賃貸借の制約が成立しており、県内でもかなり多い成約数となっていると認識している。 また、令和3年10月からは、若者世代の住宅取得を支援するため、花巻市空きバンクに登録された空き家を取得し、居住した39歳以下の方に30万円の奨励金を交付する「若者世代空き家取得奨励金」を新設しており、令和4年3月までの半年間で5件、奨励金を交付している。 また、令和4年10月からは、39歳以下の方に加え、「若者世代等空き家取得奨励金」とし、県外からの移住者も対象としたところである。 そのほか、本市以外に居住していた方が、本市に転入し、空き家バンクに登録されている空き家物件について、売買または賃貸借を契約された際に、空き家物件を提供した方、または所有していた方に対し、10万円の奨励金を交付することとしている。 空き家バンクの物件については、所有者立会いの上で現地調査を行い、適正と認められる物件を登録するので、相談いただいた物件全てが登録できるというものではない。登録された物件は、当市の移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」や、全国版空き家バンク「LIFULL　HOME`S」のホームページで紹介している。 空き家バンクに登録した物件をお持ちの場合は、定住推進課、または東和地域の移住定住相談に関する業務を受託していただいている一般社団法人東和作戦会議にご相談いただくようお願いいたします。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方 未着手・継続中 or
101	R4.7.5	市政懇談会	浮田	農林部	農政課 農村林務課	地域農業、農村景観について	高齢化により農作業の従事がむずかしく、借り手も見つけることが出来ない農地も増えてきた。獣害防止には人の暮らす場所と野生動物の暮らす場所との境界の整備が必要との意見もよく聞く。しかし、このように家屋や農地でさえ手が回らない状況では、その境界の整備などは難しい状況である。	市では令和2年度から3年度にかけて、国が進めている、人・農地プランの実質化の作業に取り組んでさた。 その中で、遊休農地になる恐れがある農地を、担い手の方に農地中間管理機構を活用し、貸し付けることや、基盤整備事業の実施の検討を行ったところである。 人・農地プランの実質化については各集落で作業されたかと思うが、実質化が完了した後も、実質化の前提となる集落営農ビジョンの定期的な話し合いの場に継続して参画させていただき、農地中間管理機構の活用を軸にして、農地の集積集約化を図っていくところである。 中山間地域の担い手不足の課題については、中山間地域の農地を中間管理機構を通じて借り受けた担い手に、10アール当たり2万円を支援する市単独事業の「特定地域農地流動化交付金制度」を設けており、この制度を活用しながら農業者が引き続き安定的に農業を継続できる施策を提供しているところである。なお、令和3年度の本制度の実績としては、東和地域を中心に、約390万円を交付している。 次に有害鳥獣対策については、捕獲の取り組みと農作物を守る取り組みを合わせて行うことが重要だが、まず捕獲については、市で策定している花巻市鳥獣被害防止計画に毎年の有害鳥獣捕獲目標を定めている。 ニホンジカについては、これまで捕獲頭数825頭であったが、令和3年度から1040頭に増やした。イノシシについては、これまで20頭であったが、令和3年度は50頭に増やした。 この目標数を達成するため、通信機器を活用した箱わなの遠隔操作システムなど、最先端の技術を導入して捕獲対策を進めているほか、イノシシ捕獲用の箱わなの設置や、ハクビシンなどの小動物用の捕獲わなの貸し出しを行っている。 さらに捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して、捕獲活動を実施している。 イノシシの捕獲については、国から1頭あたり、成獣で7000円、幼獣で1000円が交付されている。令和4年度の国から市への交付枠が694.000円ほどで、内訳は成獣が92頭分の644.000円、幼獣が50頭分の50.000円となっている。 捕獲したニホンジカについては、1頭当たり8000円が国から交付されるが、交付対象頭数を上回って捕獲した場合でも、市単独で国と同額の8000円の補助を行っている。 さらに市単独の補助で国の交付金へのかさ上げを行っており、令和3年度にかさ上げの額を、ニホンジカ1頭当たり5000円から6000円に、イノシシ1頭当たり6000円から7000円に引き上げている。 害獣捕獲の実施体制を強化した結果、捕獲実績は、ニホンジカは令和2年度では1160頭であったが、令和3年度には1612頭となっている。イノシシについては、令和2年度が50頭だったが、令和3年度は82頭といずれも前年度実績を上回っており、補助金増額の効果が出てきていると考えている。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊の隊員確保のために、新しく狩猟免許を取得する方に対して、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれかを取得する場合で上限5200円とし、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合には、上限を10.400円として補助している。 令和2年度は11件、令和3年度は14件の利用があり、うち8名の方には、新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいている。 また、令和4年度から狩猟免許試験を市内で実施していただくよう県にお願いしたところ、9月に文化会館で行うことになり、狩猟免許取得者のさらなる増加につながるものと期待している。 次に農作物を守る取り組みだが、鳥獣被害防止に特に効果があると思われる電気柵の設置に対して、個人の場合、補助率3分の2、農業者1人以上を含む3戸以上の団体の場合は、補助率64分の3、いずれも上限なしで補助することとしている。 令和2年度は63件で補助額が5.149.000円であるのに対し、令和3年度は73件で補助額が6.564.000円となっており、件数、補助額とも前年度の実績を上回っている。 この電気柵の設置について、昨年度から有害鳥獣対策アドバイザー1名を任用しており、電気柵の設置方法や管理について指導していただいている。 広範囲に電気柵設置を設置することにより被害防止につながることから、地域ぐるみで取り組む場合や、集落で設置したい場合には、公民館等に集まっていただいて説明会を開催するなど、アドバイザーを活用いただきたい。 さらに有害対策のための環境整備について、草地や藪が害獣の移動ルートやえさ場になっていることから、害獣を誘引する生ごみなどの適切な処理や畑の収穫後の野菜は放置しないことをお願いしたい。さらに多面的機能支払交付金の取り組みの中で、農地周辺の隣地の下草刈りや鳥獣緩衝帯の保全管理もできるため、ぜひ検討いただきたい。 国では、令和4年度に農山漁村振興交付金により、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域資源である農地の有効活用のモデル的な取り組みを支援することとしており、守るべき農地とその周辺の境をはっきりさせる鳥獣緩衝帯機能を有する林地の隣地管理について国で支援するような考えがあるようなので、ご相談いただきたい。 山村地域の過疎化・高齢化により、適切な里山の手入れができなくなってきていることから、里山の所有者や地域住民による、地域ぐるみの里山整備の活動に対して、支援している。市独自の事業で森林環境譲与税を活用して農地周辺にある里山間伐、雑木林の刈り払い、枯れた木を除却する作業、伐採木を乾電所に運ぶ運賃の補助等の支援をしている。 国でも里山整備を行う場合の組織活動費、里山景観維持、枯れた木の除却などの保全活動経費、また森林資源を薪やいたけの原木に利用をしたり、伝統工芸品の原料に活用することを目的とした樹木の伐採や搬出経費に対する支援がある。 これらの事業によって里山の環境保全や、間伐材の資源としての利用推進が図られますので、人と鳥獣との境界を明確にすることで、有害鳥獣の対策への効果が期待されると考えている。 有害鳥獣については、なかなか特効薬がないため、有効な対策について情報を集めながら、また農家の皆さんや市民のみなさんと協力して、取り組みを続けていきたいと考えている。	市では令和元年度から2年度にかけて、国が進めている、人・農地プランの実質化の作業に取り組んでさた。 その中で、遊休農地になる恐れがある農地を、担い手の方に農地中間管理機構を活用し、貸し付けることや、基盤整備事業の実施の検討を行ったところである。 なお、令和5年4月1日から改正農業経営基盤強化促進法が施行され、今後は人・農地プランを発展させた「地域計画」を市として作成していくことになる。今後もこれまで通り、地域計画（人・農地プラン）の基となる集落営農ビジョンの定期的な話し合いの場に継続して参画させていただき、農地中間管理機構の活用を軸にして、農地の集積集約化を図っていくところである。 中山間地域の担い手不足の課題については、中山間地域の農地を中間管理機構を通じて借り受けた担い手に、10アール当たり2万円を支援する市単独事業の「特定地域農地流動化交付金制度」を設けており、この制度を活用しながら農業者が引き続き安定的に農業を継続できる施策を提供しているところである。なお、令和4年度の本制度の実績としては、75万円を交付している。	継続中
102	R4.7.5	市政懇談会	浮田	農林部	農村林務課	鳥獣緩衝帯について	緩衝帯に関する支援があるということを初めて知ったが、どのようなものか教えてほしい。	緩衝帯について、人・農地プランの話し合いの中で、国では守るべき農地とそれ以外の農地を分けて考えるべきとされており、守るべき農地の計画を立てた上で、鳥獣被害の緩衝帯機能を持つ農地として利用する場合の支援事業を活用する場合に計画を立てなければいけない状況である。 詳しい内容は示されておらず、大まかには二つの計画を立てることということのようだが、今後、詳しい情報があれば提供していく。	令和5年4月1日から改正農業経営基盤強化促進法が施行され、今後は人・農地プランを発展させた「地域計画」を集落営農ビジョンの定期的な話し合いの場にて作成いただくこととなります。その話し合いの場において「様々な努力をはらっても受け手がいないなど農業利用が困難な農地」が発生した場合、農山漁村活性化法における、「活性化計画」にその農地を記載することで、農山漁村振興交付金による支援を受けながら鳥獣緩衝帯などの保全の取り組みを行うことができるとされている。 同交付金の活用には、「活性化計画」の作成が必須となっていることから交付金の活用を要望される際は、集落営農ビジョンの話し合いに積極的に参画いただき、地域計画の作成の中で、活性化計画案の検討をいただきますようお願いいたします。 有害鳥獣対のため、森林環境譲与税を活用した「里山整備等活動支援事業補助金」により、地域の里山での除間伐を支援しており、令和4年度は6団体が498万9千円を活用している。	継続中
103	R4.7.5	市政懇談会	浮田	農林部 建設部	農政課 農村林務課 建築住宅課	農業と空き家問題に関する市長の考えについて	これまで話のあった農業や空き家問題について、市長の考えを伺いたい。	鹿を駆除した場合、国からの交付金は1頭当たり8.000円であり、頭数についても予算の枠があるという状況である。しかし、実際に鹿を捕って埋める作業をした場合、8.000円では足りないのが実態である。そこで市では、国から補助が出る頭数を超えた分について市が8.000円出すことと、さらに6.000円を市が加算して、合計14.000円を出すこととした。このような制度を設けたことにより、これまでは冬の時期でないと援っていただけなかったが、冬以外の季節でも駆除していただくケガがあり、昨年度は1.600頭以上を駆除していただいた。お話を伺うと、そのくらい補助があれば捕獲できるものとのことであった。 また、イノシシの捕獲についても市で上乗せ補助しており、去年は82頭ということで頭数は増えてきているが、まだまだ足りない状況である。この補助金については、例えば1.000頭について市が上乗せ補助を行うと、7.000.000円かかることになるが、市の農地を守るという観点からすると必要なものだと思うので、補獲していただいたら補助することとして説明している。 その上で大切なのは、駆除できる人を増やさなくてはいけないということである。高齢的に敬遠などの手段で駆除するため、銃の資格を持っている方への支援も必要にはなるが、まずは罠の免許を取っていただきたい。罠については、ITを活用して罠にかかったことが分かる仕組みについても市が補助している。 また、若手県に依頼し、今年の免許取得試験を花巻市内で行っていただくことにしていただいたので、できるだけ免許を取得していただき、駆除に係る補助はしていくので、なるべく頭数を減らしていただきたい。 森林環境譲与税については、主に森林のレーザー計測、森林資源情報の把握や解析に使っている。 緩衝地帯を作ることについては、今後、森林環境譲与税を使った補助ができるようになるかもしれないが、必要があれば市独自の財源を使って行うことも可能であると思う。 中山間地域等直接支払交付金について大事なことは、維持してもらうことだと思っており、国に対して交付金を維持するよう お願いをしている。しかし、水田活用の直接支払交付金については、国では今後5年間水張をしないで、畑にする場合は、令和9年度以降支払えなくなるということであった。理屈は分かるが、それでは中山間の農業を守ることができない。中山間地直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金を出すことは、地域の支援にもなるため、地域を守るために今後も続けていただきたいと話している状況である。 空き家対策については、新規の場合でも建物の補修等について補助をするという国の制度ができて、花巻でも行っている。新しい建物を建て替えたり店を造る場合に、空き家の解体費用を補助することも行っている。 年齢や場所によってそれらの制度を使えない方がいるが、倒壊の恐れがある建物については、国の制度により除却費が出るものもある。国の補助があれば、本当に解体できるのであれば市で上乗せ補助をすることもあり得ると思うが、市単独で補助をするのはなかなか難しいと思う。簡単にできる話ではないが、実態としてこういったことができればうまくいくということがあればお知恵をお借りし、市ができることについて検討していきたい。	【農村林務課】 有害鳥獣対策について、国の交付金のほか、市単独で頭数の補てんや単価のかさ上げを行い捕獲活動の支援及び推進を進めている。 令和4年度の捕獲実績として、ニホンジカ1.410頭、イノシシ70頭、カラス348羽となっている。 また、遠隔捕獲通知システムを市で導入しており、罠での捕獲に活用いただいている状況である。 【建築住宅課】 新しい建物を建て替えたり店を造る場合に、空き家の解体費用を補助することも行っている。倒壊の恐れがある建物については、国の制度により除却費が出るものもある。国の補助があれば、本当に解体できるのであれば市で上乗せ補助をすることもあり得ると思うが、市単独で補助をするのはなかなか難しいと思う。簡単にできる話ではないが、実態としてこういったことができればうまくいくということがあればお知恵をお借りし、市ができることについて検討していきたい。	継続中
104	R4.7.5	市政懇談会	浮田	東和総合支所	地域振興課	旧浮田保育園について	令和元年度をもって浮田保育園は閉園となり、その後市側から閉園施設の今後について、地区住民に対して説明会を開催するとの話であったが、コロナの影響により現在まで開かれなかった状況であり、その間に施設は教育委員会の管轄から東和総合支所の普通財産に移管されたとお聞きしている。 地域では、施設をそのままにしておくことは、危険家屋になる可能性もあり今後の活用方法や管理はだれがどのように行うのか、更地にすることも考えられることから、令和4年3月に地区内の主だった団体の代表者等30名に、今後の施設やこの地の利用についてアンケート調査を行い、回答をまとめたものを3月末に東和総合支所にお示ししたところである。 ついては、市として施設を取り壊すことはお考えなのか、敷地の利用や管轄はどのようにお考えか、また、更地にするのであればその時期について伺う。	【東和総合支所長】 旧浮田保育園は、令和2年3月31日をもって閉園とさせていただき、現在は東和総合支所に移管を受けており、施設周辺の環境保全として草刈りなどを行っている。 そこで今後の施設の利活用については、コミュニティ会議の皆さんを中心にいろいろお話をさせていただいたり、地元の説明会を開こうと調整してきたところだが、なかなか難しいということで、最終的に地元の皆さんからアンケートを取ることとした。コミュニティ会議の皆様のご協力のもと、アンケート調査をしていただき、30名のうち27名の方から回答をいただいたとの報告を受けている。回答をいただいた27人全員が、建物は解体してほしいという意見であったことから、その後市でも協議し、回答通りについては今後解体するという方向で進めさせていただきたいと考えている。 今後のスケジュールについて、今年度中に改めてコミュニティ会議の方にも相談させていただきたいと思っているが、今年度中に地域の皆様に改めて説明する機会を設けたいと考えている。 次に、令和5年度には解体するための設計業務を行いたいと思っている。 設計を行い、解体にどれくらい予算が必要か算出することと併せて、古い施設であることから、アスベストの調査を行いたいと思っている。 令和6年度にはその費用を予算化し、解体工事を行いたいと考えている。 解体後の敷地については、浮田振興センターに隣接する土地であることから、振興センターと一体となった活用ができる手法で管理をしてまいりたい。このことも改めてコミュニティ会議、地域の皆さんと協議させていただき、振興センターの活用と一緒に隣の敷地も活用いただくといった方向で進めていきたいと思っている。 【市長】 住民の方々が解体するべきだということであれば、解体をする。アスベストについても、ペイントに含まれていて塗られていることが多く費用も掛かると思うが、危険なものであれば解体する。	令和5年度　解体実施設計業務委託を行う予定。解体後は、浮田振興センターの指定管理業務に含めて、市が維持管理を行う予定。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
105	R4.7.5	市政懇談会	浮田	建設部	都市機能整備室	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	花巻駅の橋上化について、JRの追加調査が6月末で終わったという段階である。この内容について市で精査しているところであるが、できるだけ早めに市民の皆さまに紹介し、橋上化の実施についてご意見を伺いたいと思っている。	駅の橋上化については、追加調査の結果、橋上駅の概算整備費で約35.9億円、半橋上駅の概算整備費で約34.4億円という結果であった。国の補助金と合併特例債を活用する場合の市の実質負担は、橋上駅の場合で約5.91億円、半橋上駅の場合で約5.68億円と試算している。 この追加調査の内容について、市民説明会を、昨年の9月から10月にかけて、市内15か所において計19回実施し、延べ267名にご参加をいただいた。説明会に合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施に賛成」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備がよい」、追加のｺｽﾄ縮減は不要」との声が多数を占める結果であった。 議回体への説明についても、昨年の7月末から10月中旬にかけて10団体、計103名を対象に実施しており、整備に前向きな意見を多くいただいたところである。 また、市民説明会や議団体への説明に加え、駅を多く利用する市内高等学校4校の生徒へも整備概要についての説明、意見交換を行なっており、それに合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施したほうが良い」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備を望む」との声が多数を占める結果となったところである。 この市民説明会、議団体への説明、高校生への説明の結果については、昨年11月に議員説明会も実施し、議員にも説明したところである。 また、市民説明会、議団体への説明、高校生への説明を実施した際には、整備に前向きな意見を多くいただくとともに、新しい駅舎・自由通路のデザインに関する質問や意見が多く寄せられたところであり、更に、JR東日本からは、自由通路や橋上駅舎のデザインについては、基本設計を開始する前に市がデザインコンセプトを示せば考慮できるとの話をいただいていることから、追加調査で検討されてきた構造を前提とした3人で、「花巻らしい」デザインコンセプトを市民の意見を伺いながら作るため、デザインコンセプト検討ワークショップを1月から3月にかけて3回開催した。ワークショップには、関係団体から推薦いただいた方7名、公募により参加いただいた方10名、市内高校生10名の合計27名の方に参加いただいたところである。 ワークショップでまとめたデザインコンセプトについては、3月28日に、学識経験者や産業界、公共交通事業者、芸術団体などの関係団体から推薦された委員で構成する有識者会議において、専門的な知見からご意見を伺ったところである。 先の3月議会においては、令和5年度の当初予算案で基本設計の予算を承認いただいた。JR東日本では、基本設計の際に、駅舎や自由通路のデザインについて、市から提供したデザインコンセプトを材料に検討することになり、現時点では11月頃に3案程度のデザイン案を提示される予定である。このデザイン案については、改めて市民の意見をさく機会を設けたいと考えている。 基本設計には1年程度期間を要する予定であるが、その後は、実施設計、工事という流れになるが、実施設計、工事の各段階で、議会で予算の承認をいただきながら進めることとなる。順調に事業が進捗した場合の橋上駅及び東西自由通路の供用開始は、令和10年度の後半を想定している。	完了
106	R4.7.5	市政懇談会	浮田	地域振興部	地域づくり課 定住推進課	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	地域振興部内の定住推進課では、空き家バンクや地域おこし協力隊、定住に向けた様々な事業を行っているほか、ふるさと納税という制度も担当している。ふるさと納税は市の貴重な財源になるだけでなく、各種特産品の宣伝にもなるため、今後もかを入れて取り組んでいきたいと考えている。 また、地域づくり課としては、コミュニティ会議の皆様と一緒に地域づくりを考え、地域課題解決のためにコミュニティ会議で取り組んでいることに対して支援ができるよう、一生懸命取り組んでいきたいと思っている。	【地域づくり課】 地域づくり課としては、コミュニティ会議の皆様と共に地域づくりを考え、地域課題解決のためにコミュニティ会議で取り組んでいることに対して支援ができるよう、サポート事業やコミュニティ会議と市との協議の場を開催した。 【定住推進課】 地域振興部定住推進課では、空き家バンクや地域おこし協力隊、定住に向けた様々な事業を行っているほか、ふるさと納税という制度も担当している。ふるさと納税は市の貴重な財源になるだけでなく、各種特産品の宣伝にもなるため、今後もかを入れて取り組んでいきたいと考えている。 また、地域づくり課としては、コミュニティ会議の皆様と一緒に地域づくりを考え、地域課題解決のためにコミュニティ会議で取り組んでいることに対して支援ができるよう、一生懸命取り組んでいきたいと思っている。	完了
107	R4.7.5	市政懇談会	浮田	総合政策部	秘書政策課	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	花巻市第2次まちづくり総合計画について、これを令和5年度中に完成させる活動になる。 現在、すでに無作為抽出による市民の皆様へのアンケートのお願いや、高校生・大学生を中心としたワークショップと一般の方を対象としたワークショップを開催する予定になっており、若者のワークショップを7月7日に、一般のワークショップを7月13日にそれぞれ第1回を開催する予定としている。 ここで皆様のご意見をたくさんお聞きして、よりよい計画にしていきたい。 このワークショップの参加予定者には、団体の推薦だけではなく、公募も行っており、その公募には東和地域からは一般部門に1名、若者部門にも2名、手を挙げていただいた。市民参画への意識を高く持っていただいており、感謝申し上げる。 まちづくり総合計画は2年がかりの作業になるが、皆様のご協力をいただければと思っている。	第2次花巻市まちづくり総合計画について、令和5年度に策定する予定で作業を進めている。令和4年度は、主に市民参画と庁内での現総合計画の評価に取り組んだ。 市民参画としては、市民意識アンケート調査、一般部門と若者部門によるまちづくり市民ワークショップ及び関係団体の意見聴取を実施し、それぞれ多くの意見をいただいた。また、庁内では現総合計画の総括を行うことを目的に、各部署において全ての政策、施策について、計画期間のうち平成26年度から令和3年度までの評価を実施した。 今後も地域振興会やパブリックコメントなど、さらに市民の皆様からご意見を伺った上で令和5年9月に長期ビジョンを、令和5年度内にアクションプランをそれぞれ策定することを目指し作業を進めていく。 【令和5年度実施予定】	継続中
108	R4.7.5	市政懇談会	浮田	農林部	農政課 農村林務課	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	農業者の担い手の数が少なくなってきたということで、スマート農業を県内では先駆けて取り組んでいるが、中山間地域に導入できる技術がない中で、ドローンの農薬散布に対する支援や今年度から水管理のシステムにも支援することとしている。 現在、東和地域の町ぞで試験的に行っていただいているが、導入機器の支援をしている。 先ほどと説明した有害鳥獣について、電気柵の個人設置に対する補助率は昨年度まで2分の1であったが、3分の2に上げ、さらに上限を撤廃したところであり、ぜひ有害鳥獣に悩まされている方には、制度を利用していただき被害軽減を図っていただきたいと考えている。	スマート農業については、担い手不足が深刻な状況において農作業の省力化・軽労化につながる数少ない明るい話題として他地域に先駆けて取り組んでいる。平成28、29年にRTK−GPS基地局を設置し、スマート農業を導入できる環境を整備したことを皮切りに、国の事業に加え平成29年度から市単独事業の「花巻市農業用ロボット技術・ICT機器導入支援事業」を新たに設け、スマート農業機器の導入経費等について支援を行っている。 令和5年度からは、同事業の補助対象機器を大幅に拡充（農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に記載のある技術を用いている機器の導入経費）しており、多種多様なスマート農業機器の普及拡大に取り組んでいく予定である。	完了
109	R4.7.5	市政懇談会	浮田	東和総合支所	地域振興課	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	本庁にある各部の現地窓口としての役割があり、独自に目玉になるような事業を行っているわけではない。 しかし、東和地域には有線放送という市内でも東和だけの設備があり、それを良好に維持管理して、皆様に情報を伝えることをしっかりと取り組みたいと思っている。 東和温泉と総合サービス公社について、コロナも落ち着いて、利用者が令和2年、3年よりも増えてきている。 特に東和温泉については、東和地域の方々に支えられて営業していることから、ぜひ以前のように積極的に利用していただき、地域の活性化にご協力をいただきたい。 我々も一緒になって一生懸命やっていきたいと思っている。	有線放送施設の維持管理を行い、市の情報提供に努めている。 東和温泉及び総合サービス公社の利用促進を図る。	完了
110	R4.7.5	市政懇談会	浮田	生涯学習部	新花巻図書館計画室	各部の目玉事業について	ご参加いただいている各部長から、今年度の目玉となるような事業を一つずつ、情報提供をお願いしたい。	【市長】 本日出度していなかった生涯学習部の事業については、新花巻図書館の建設を進めることしている。 平成23年に市民が作った提言があり、平成29年になってからパブリックコメントなどの手続きを行い、基本構想を作成し、建設場所については駅前ということで説明したところ、反対が多かったので見直すこととしている。 そのなかで新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集まっての話し合いができない状況であったが、去年3月に第1回として、20人の方に図書館の基本計画の試案について話し合っていただいた。現在の図書館は高齢者の利用が多く、若い方が少ない。また花巻市の一部の方が使っているというところがあるので、全市的に若い年齢層や、様々な地域の方も使っていただく図書館にしようとしている。 さらに、本を読むだけではなく、若い人が集まって活動できるスペースや、高齢者がゆっくり本を読むスペースがあったほうが良いのではないかということでの構想を検討していただいている。 場所については、駅前とまちば学園周辺として検討している。立地適正化計画の中で国から補助金をもらって行う事業の第1号として花巻病院の移転を行ったが、その跡地に図書館が良いのではないかとして立地適正化計画に入れた。 立地適正化計画については、市議会議員に3回説明会を実施し、市民にも説明会を実施したが、特に意見がなかった。 候補地としては病院跡地がいいのではと考えていたが、そのあとの検討の中でいろいろな課題が出てきたことから、駅前が良いのではないかと思ったが、これについては反対の意見もあった。早く決めてもらいたいという意見の方もいるところではあるが、市民の意見を聞いて、場所を決めてもらったほうが良いと考えており、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議で話し合っていただいている。 候補地は駅前と病院跡地に絞られてきており、第9回新花巻図書館整備基本計画試案検討会議では病院跡地を強く押す方が1人いらっしゃったが、そのほかの方々は人が集まりやすい場所が良いのではないかということで、駅前という意見の方が多くなってきている。場所の決定については、多数意見で決めようとするのではなく、もう一度会議の中でお話を伺って検討してまいりたい。 駅前の候補地については、JRの土地なので、協力してもらえるかどうかの問題がある。JRは基本的に駅前の土地は売らないが、例外的に社長まで協議して許可が出れば売るということである。具体的な話合いは、市が購入したいという意思表示をした上で始まるので、まだまだ決定しないものであり、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議のみではなく、市の皆さんからもご意見をいただかなくてはいけない。その上で、場所の方向性が見えてきたら、病院跡地にするか、JRと交渉するかという話になる。 時間がかかるが、50年近く使う建物であり、さらに長寿命化をして30年利用するとすれば80年使うことになるので、あまり焦らずに皆さんの意見を聞きながら、方向を決めていきたいと考えている。 花巻地区のみだけではなく、東和、大迫、石鳥谷の方々にも使ってもらいたいと考えており、皆さんからも意見を出していただいて、一緒に考えていきたい。	令和3年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議では花巻駅前のスポーツ用品店の敷地を希望する又はどちらかというと希望するとの意見が多かった。 花巻駅前スポーツ用品店敷地はJR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うと示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和4年に度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多く挙がり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示された条件を確認した上で、その提示される条件が受け入れを検討できると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。	継続中
111	R4.7.8	市政懇談会	湯口	建設部	道路課	なめとこラインの進捗状況について	主要地方道花巻大曲線（観河なめとこライン）の整備計画が予定どおり進んでいるのか、現在の状況と開通の見通しについて教えていただきたい。	なめとこラインについては現在、岩手県において整備を行っているが、先日花巻土木センターに状況を確認したところ、工事は順調に進んでいるとの回答をいただいた。 花巻沢内間の整備については全長が約9.5kmあるが、平成14年に約6kmが供用開始となっている。現在整備を進めている小倉山2工区の延長は約2.4kmで、そのうち約900mが平成19年に供用開始しており、残る区間は約1.5kmとなっている。この1.5kmの区間の中には1,034mの小倉山4号トンネルがあり、令和2年度から掘削工事を開始し、令和3年11月にトンネルが貫通した。今年度は、引き続きトンネル築造工事を行い、その後にトンネル舗装工事や設備工事に着手する予定とのことであり、来年度についてもこれらの工事を継続して進捗させる予定と伺っている。 開通の見通しについては、県から、予算の表付けがしっかりしていないことから、はっきりとたことは言えないと言われている。本路線は花巻市と西和賀町を最短距離で結ぶ路線であり、医療や観光の面からも重要な路線とである。また、現在通行止めとなっている国道107号の代替路線としての役割も果たしていることから、市としては引き続き早期供用に向けた整備の促進を県に働きかけていきたいと考えており、7月14日、15日には岩手県や中央省庁、県選出国会議員に要望をする予定としている。 さらに、現在事業を進めている約8kmの外側にある未改良区間についても整備の要望をしており、県からは、早期の整備は難しいが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見ながら総合的に判断していくとの回答をいただいている。市としては、現在の事業箇所の完成後に継続した整備が行われるよう、引き続き要望していきたい。 （市長） 工事開始時は令和6年度に完成予定となっていた。整備が進むためには、国から岩手県に対して本路線を整備するための社会資本整備総合交付金が出ることが重要である。令和2年度に工事が始まったのも、国土強靭化計画に基づいて国が補正予算によりり予算を確保し、岩手県に交付金を出したためである。現在の国土強靭化計画は5年間の計画となっており、令和7年度までは続くため、事業の継続は問題ないと考えている。	管理者である岩手県（花巻土木センター）に、令和4年度におけるトンネル築造工事について、予定どおり順調に進んでいることを確認している。 また、岩手県や中央省庁、県選出国会議員への要望について、予定どおり7月14日、15日に実施した。 なお、未改良区間について、要望に対し、県からは、早期の整備は難しいが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見ながら総合的に判断していくとの回答をいただいている。 市としては、現在の事業箇所の完成後に継続した整備が行われるよう、引き続き要望していきたい。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【対応】未着手・継続中 or 完了
112	R4.7.8	市政懇談会	湯口	健康福祉部	健康づくり課	イーハトーブ病院の現状と今後の見通しについて	イーハトーブ病院の運営状況や今後の医療確保の見通しについて教えていただきたい。 建物の老朽化が進んでいることについて、以前の懇談会で「市の建物として多額の修繕費を見込まれることから、現状維持が難しいと判断した場合は、民間事業者への譲渡の協議も必要と考えている。」という回答があったが、その後どのように進展しているか教えていただきたい。	イーハトーブ病院の運営状況について、外来患者は平成24年度の6,586人をピークに年々減少しており、令和3年度は1,443人、一日当たりに換算すると5.9人（外来稼働日数244日）と伺っている。 入院について、許可病床は一般病床50床、療養病床50床の計100床あるが、稼働している病床は開院当初から一般病床の50床となっている。入院患者の延べ人数については、波はあるものの平成20年度の18,005人をピークに減少しており、令和2年度の延べ人数は10,583人、病床使用率は稼働している一般病床50床の58%程度、令和3年度においては13,882人、病床使用率は稼働病床50床の76%と伺っている。 診療科目は内科、外科、整形外科、神経内科、リハビリテーション科で、泌尿器科については休診中となっている。常勤の医師は病院に1名、介護リハビリセンターに2名（病院医師を兼務）の配置になっていると伺っている。 医療の確保については、岩手医科大学、県立中部病院、花巻医師会などの関係者の方々に協議いただきながら構想を練り上げた総合花巻病院の移転整備が令和2年に完了し、88床の急性期病床と併せて回復期病床が110床に拡充されている。この回復期病床の中には、患者の在宅復帰を支援するためのリハビリテーション病床58床のほか、在宅療養に関する提案・調整なども行う地域ケア病床が52床に拡充されており、花巻市を含む岩手中部保健医療圏において不足と指摘されている回復期病床の充足が図られている。 イーハトーブ病院については、一部の新聞で報道されているとおり、イーハトーブ病院を運営している医療法人杏林会はイーハトーブ病院を移転整備する計画を進めている。計画については、令和3年12月に岩手中部地域医療圏地域医療連携推進会議に対して協議がされている。推進会議の事務局である中部保健所は、会議内に組織されている市町部会、病院部会の合同部会により令和4年1月から協議を開始しており、数度の部会での協議の結果、令和4年5月31日の臨時部会において、それまでの各委員からの意見を取りまとめ、部会意見を別して杏林会の病院移転整備計画を承認している。この部会を受けて、中部保健所では令和4年6月17日に開会である推進会議を開催し、部会での協議の経過や部会が別した意見を踏まえ、イーハトーブ病院移転整備計画を承認した。岩手県はこの承認を踏まえて今後、杏林会から提出される新病院の開設許可について審査を行うとしている。イーハトーブ病院の市内への移転について、花巻市医師会が開業医師に意見を照会したところ、開業医師とイーハトーブ病院との間で患者の照会等の連携はほとんど行われていないという状況であり、移転に関して反対の意見はなかったと伺っている。 イーハトーブ病院は市街地から離れており、建物についても昭和35年に開設した岩手労災病院を継いで使用していることから、「市街地から遠く利用者及び従業員にとって不便な立地であり、施設・設備が老朽化し、利用者への満足なサービス提供が一部行き届かない」との杏林会の主張は市としても一定程度理解できると考えている。 イーハトーブ病院の入院患者数は、年度ごとに波はあるものの、令和3年度の実績ではピーク時の平成20年度の77%となっており、外来患者数はピーク時の平成24年度から年々減少を続け、令和3年度の実績では１日当たり5.9人となっている。令和3年度末時点での入院患者について、花巻市に居住する方の入院は全体の約40%程度に留まっている状況であり、さらに総合花巻病院が回復期病床を拡充している現状から、イーハトーブ病院の市内への移転が、現在の市内の地域医療体制に与える影響は限定的なものと認識している。また、中部保健医療圏域内の回復期病床は380床であり、このうち280床が花巻市内にあるという状況である。北上市内は60床しかないという状況であることから、杏林会が北上市内に回復期を中心とした病院として移転整備しようとする計画については、その意図と妥当性は理解している。 その上で、イーハトーブ病院の移転計画案では、病院が北上駅前に移転することになるが、花巻市を含む中部保健医療圏内において新たな病院と医療体制を整備し、回復期病床を中心とする病床数の増加や老人保健施設を整備するものであり、移転後においても花巻市民の利用も見込まれることから、この計画が圏域における地域医療構想の推進と医療連携体制の充実に寄与することを期待したい。 また、今現在、病院に介護老人保健施設が併設されているが、病院の移転に伴せて介護老人保健施設は花巻市市街地近郊への移転整備を計画している。この移転整備に当たっては、花巻市の現行計画である花巻市第8期介護保険事業計画において、既存の介護老人保健施設が維持・運営されることを前提としていることから、花巻市では、推進会議の部会において杏林会に対して、介護老人保健施設を移転整備して稼働するまでの間は現在地で介護老人保健施設を維持していただくことをお願いしており、杏林会からは書面にて「花巻市の依頼のとおり対応する」との回答をいただいている。 杏林会では、介護老人保健施設の移転整備に併せて介護医療院の新設も計画している。市としては、介護医療院がこれまで本市にない施設であることから、新たなサービスが増えるということについて一定程度の需要があると考えているが、新設に当たっては実際の需要を把握した上で施設規模を考える必要がある。介護医療院は第9期介護保険事業計画策定において検討して重要な位置づけとなる。さらに、新しい介護老人保健施設についても第9期介護保険事業計画に位置づけることで可能とするために、市として杏林会に対し、令和4年度中にも協議を開始していただきたい旨を伝えたところ、早々に協議したいとの意向を示された。 現在の建物については、花巻市と杏林会が平成19年4月1日に結んだ使用貸借契約の条件である、医療機関等の用に10年以上供することについては、今年で15年目であることから満たされており、杏林会から使用貸借を終了する意思表示があれば、使用貸借契約を終了し、不動産及び動産が花巻市へ返還されることとなる。 イーハトーブ病院は市の中心部から離れており、施設・設備も老朽化が進んでいることから、今後公共施設としての活用は困難であり、解体及び土壌汚染がある場合はその除去をさめ、今後の施設等の取り扱いの検討が必要と考えている。 花巻市と杏林会との「岩手労災病院の廃止に伴う後継医療の引き受けに関する基本合意」及び不動産・動産使用貸借契約には、使用貸借が終了した後、杏林会に建物の解体や土壌汚染の除去義務を負わせる規定は定められていない。 花巻市としては、推進会議等を通して、進捗状況等の情報を共有しながら、必要な対応を進めていきたい。	イーハトーブ病院の運営状況について、外来患者は平成24年度の6,586人をピークに年々減少しており、令和3年度は1,443人、一日当たりに換算すると5.9人（外来稼働日数244日）と伺っている。 入院について、許可病床は一般病床50床、療養病床50床の計100床あるが、稼働している病床は開院当初から一般病床の50床となっている。入院患者の延べ人数については、波はあるものの平成20年度の18,005人をピークに減少しており、令和2年度の延べ人数は10,583人、病床使用率は稼働している一般病床50床の58%程度、令和3年度においては13,882人、病床使用率は稼働病床50床の76%と伺っている。 診療科目は内科、外科、整形外科、神経内科、リハビリテーション科で、泌尿器科については休診中となっている。常勤の医師は病院に1名、介護リハビリセンターに2名（病院医師を兼務）の配置になっていると伺っている。 医療の確保については、総合花巻病院の移転整備が令和2年に完了し、88床の急性期病床と併せて回復期病床が110床に拡充され、花巻市を含む岩手中部保健医療圏において不足と指摘されている回復期病床の充足が図られている。 イーハトーブ病院を運営している医療法人杏林会はイーハトーブ病院の移転整備計画を進めている。計画については、岩手中部地域医療圏地域医療連携推進会議において協議がされ、同会議の事務局である中部保健所は、同会議内に組織されている市町部会、病院部会の合同部会により数度の協議を重ねたうえで、令和4年6月17日に開会である同会議を開催し、イーハトーブ病院移転整備計画を承認した。岩手県ではこれを踏まえて杏林会から提出された新病院の開設許可申請について審査し、令和4年11月に許可が出され、同法人は現在、北上市内に新たな病院を建設中と伺っている。 イーハトーブ病院は市街地から離れており、建物についても昭和35年に開設した岩手労災病院を継いで使用していることから、「市街地から遠く利用者及び従業員にとって不便な立地であり、施設・設備が老朽化し、利用者への満足なサービス提供が一部行き届かない」との杏林会の主張は市としても一定程度理解できると考えている。 イーハトーブ病院の令和3年度末時点での入院患者について、花巻市に居住する方の入院は全体の約40%程度に留まっている状況であり、さらに総合花巻病院が回復期病床を拡充している現状から、イーハトーブ病院の市内への移転が、現在の市内の地域医療体制に与える影響は限定的なものと認識している。イーハトーブ病院の移転計画案では、病院が北上駅前に移転することになるが、花巻市を含む中部保健医療圏内において新たな病院と医療体制を整備し、回復期病床を中心とする病床数の増加や老人保健施設を整備するものであり、移転後においても花巻市民の利用も見込まれることから、この計画が圏域における地域医療構想の推進と医療連携体制の充実に寄与することを期待したい。 また、今現在、病院に介護老人保健施設が併設されているが、介護老人保健施設を移転整備して稼働するまでの間は現在地で介護老人保健施設を維持していただくことをお願いしており、杏林会からは書面にて「花巻市の依頼のとおり対応する」との回答をいただいている。 杏林会では、介護老人保健施設の移転整備に併せて介護医療院の新設も計画している。市としては、介護医療院がこれまで本市にない施設であることから、新たなサービスが増えるということについて一定程度の需要があると考えているが、新設に当たっては実際の需要を把握した上で施設規模を考える必要がある。介護医療院は第9期介護保険事業計画策定において検討して重要な位置づけとなる。法人と協議を行い介護保険計画の位置づけを検討していく。 現在の建物については、花巻市と杏林会が平成19年4月1日に結んだ使用貸借契約の条件である、医療機関等の用に10年以上供することについては、今年で15年目であることから満たされており、杏林会から使用貸借を終了する意思表示があれば、使用貸借契約を終了し、不動産及び動産が花巻市へ返還されることとなる。 花巻市と杏林会との「岩手労災病院の廃止に伴う後継医療の引き受けに関する基本合意」及び不動産・動産使用貸借契約には、使用貸借が終了した後、杏林会に建物の解体や土壌汚染の除去義務を負わせる規定は定められていない。 花巻市としては、推進会議等を通して、進捗状況等の情報を共有しながら、必要な対応を進めていきたい。	完了
113	R4.7.8	市政懇談会	湯口	健康福祉部	健康づくり課	イーハトーブ病院の解体について	イーハトーブ病院の現状について説明があったが、移転した場合、現在の病院の解体についてはどこが担当するのか。	解体等については市で行うことになる。花巻市とイーハトーブ病院の間での契約の中に、イーハトーブ病院が事業を辞めた際に病院側に解体をさせるような義務は入っていない。土壌汚染についても、病院にはよくある問題だが、契約上の病院が処理を行うような規定はない。土壌汚染があった場合にも、労災病院とイーハトーブ病院のどちらに原因があるかが分からないこともあり、法律的に見てもイーハトーブ病院に負担させることは難しいと思う。 花巻市は労災病院から建物や備品を譲入する際に3億円出しており、その後イーハトーブ病院が赤字ということで設備費として2億円、赤字補填のために2億3千万円ほど出している。さらに耐震化工事も市で総額8千万円ほどかけて行っている。市として総額8億円近い費用をかけて病院を引き受けてもらったことになるが、病院としての機能は ほとんど果たしていない状況である。 イーハトーブ病院の利用は１日5.9人となっており、入院については50床あるうち使われているのが70%ほどであり、そのうち花巻市民の利用は約40%の10数人程度であることから、花巻の医療を守るという機能は果たしていない。 病院に併設されている介護老人保健施設は約3億円の利益を出しており、法人としては利益が出ているという状況であるが、病院だけで見ると毎年2億から3億ほどの赤字となっている。介護老人保健施設については、花巻市内でも場所を探したいとのことであり、100人程度の介護医療院の整備を考えていると伺っている。また決定事項ではなく、再来年度からの介護計画の中で話し合いをしていく必要があるが、現在の市の計画の中でも介護老人保健施設は必要だと考えており、新しい施設ができるまで現在の施設を残してほしいということを依頼し、法人からも施設の移転が完了するまでは施設を残す旨、書面で回答をいただいている。 施設移転と同時には現在の建物は使わなくなるが、新たに別の病院が入ることは考えられない。中部保健所管内では回復期病床が不足しており、イーハトーブ病院を移転するに当たっては回復期病床を増やすということになっている。花巻市内には総合花巻病院や宝隣病院、東和病院があることから、回復期病床が不足しているという状況ではない。一方、北上市は回復期病床が少ない状況であり、イーハトーブ病院が北上市内に移転することにより回復期病床が増えることについては、北上市内の病院からは歓迎している。総合花巻病院や宝隣病院の立場とすれば自分たちの回復期病床があるという主張であったが、中部保健所管内として不足している状況から、認めざるを得ないものであった。	解体等については市で行うことになる。花巻市とイーハトーブ病院の間での契約の中に、イーハトーブ病院が事業を辞めた際は医療法人杏林会が建物等を解体するといった義務は入っていない。土壌汚染についても、病院にはよくある問題だが、市との契約上、同法人が処理を行うような規定はない。土壌汚染があった場合にも、労災病院とイーハトーブ病院のどちらに原因があるかが分からないこともあり、法律的に見ても同法人に負担させることは難しい。	完了
114	R4.7.8	市政懇談会	湯口	大迫総合支所 商工観光部	地域振興課 観光課	市内のハイキングコースについて	早池峰山で山登りをしているが、河原の坊の登山コースについて、上部で崖崩れがあったためには前から通行止めになっている。県に自然保護課に確認しても、迂回ルート等の情報もない。花巻市も河原の坊に施設を作ったり、重要な登山口となっており、現状や今後の見通しについて伺いたい。 市内には鉛の里にも以前ハイキングコースが整備されていたようだが、市ではどのようなハイキングコースを考えているか伺いたい。	河原の坊については、土砂災害の危険があるため、県の判断で閉鎖をした。以前に調査をしたところ、回復する見込みがなく、崩れた部分がまた落ちてくる可能性があるとのことであった。回復する見込みがないか再度調査する県から伺っているが難しいと思う。国定公園で新たに安全な道を作るということも難しいため、花巻から登るのは小田越ルートを通る必要があるというのが実態である。 湯口地区にある高倉山は高い山であり、山登りをするとては魅力的だとは思う。登山道の整備については、市で登山道を作った場合にどれだけの利用者がいるか、また観光客の利用があるかということを考える必要があるが、現時点でそのような話は出ていないのでお答えできない。湯口の人が多く利用する見込みがある場合や、観光客の利用が見込める場合には検討の余地がある。 ※市で維持・管理をしている鉛のハイキングコースに「駒頭山ハイキングコース」がある。入り口は、鉛温泉スキー場のリフトを辿って登ったところにあり、駒頭山山頂まで行くことができる。コース内は、隔年で業務委託により草刈りを実施しており、草刈りを行わない年は市内登山団体にコースの状態の確認を依頼している。なお、「駒頭山ハイキングコース」の利用者数は把握していない。	【大迫総合支所地域振興課】 早池峰山について 河原の坊については、土砂災害の危険があるため、国定公園早池峰の管理者である県の判断で閉鎖をした。以前に県が調査をしたところ、岩等が安定しておらず、崩れた部分がまた落ちてくる可能性があるとのことであった。回復する見込みがないか再度調査する県から伺っている。 新たに安全な登山道を作るということも県では検討しているようではあるが、国定公園で難しいと聞いている。現状においては、花巻から登るのは小田越ルートということになる。 【観光課】 ハイキングコースについて 市で維持・管理をしている鉛のハイキングコースは、「駒頭山ハイキングコース」で、入り口は鉛温泉スキー場のリフトを辿って登ったところにあり、駒頭山山頂まで行くことができる。コース内は、隔年で業務委託により草刈りを実施しており、草刈りを行わない年は市内登山団体にコースの状態の確認を依頼している。なお、ハイキングコースのため、利用者数は把握していない。	完了
115	R4.7.8	市政懇談会	湯口	農林部	農政課	農業経営の安定推進について	今、農業が米価の下落、資材の高騰の影響を受け疲弊している状況である。今後の農業経営の安定推進をどのように進めていくか伺いたい。	米価に関しては今年の5月末現在の在庫量がどのくらいかということが影響する。これについては、農水省に何度も確認をしており、まだ情報は出ていないが200万トンを超えると予想している。花巻市としては国に対して、必要に応じて民間在庫を増やすよう要望する。 花巻市としても去年と同じような支援を継続する必要があると思っており、資材の高騰に対する支援も含めて農林部で具体的な補正予算案を作成している。今後の農業について、5年に1度水張りしなければ交付金の対象外となるという見直しはよんでもない話であり、花巻市が提案し、岩手県市長会や東北市長会から陳回を求める要望を国に対して行っている。この件について、農水省の室長や盛岡の参事官が花巻にきており、参事官は直接農業者と話をし、理解していただいている部分もある。5年間水張をしなければ水田ではないので、水田活用の直接支払い交付金の対象にならないという理屈だが、他の作物を作るために土を変えたところに再度水張をしようとする提算が合わない。例えば、ピーマン栽培をすれば利益を出すことは可能かもしれないが、高齢者の人たちが今からピーマン栽培を始めるというのは不可能である。食料自給が厳しくなっているが、農地を守る必要があるが、この政策では農地を守っていくことができない。水田をして放われず畑地となる場合には、土地改良区への賦課金が支払われないということになる可能性がある。登沢川土地改良区については小水力発電での利益が出てくるので、賦課金が減っても事業を維持できると思うが、他の土地改良区は維持できなくなる状況になると想定される。土地改良区が事業を維持できない状況となると、水田も維持できなくなり、他の作物への転換もできないということになり、農地が荒れて食料自給を守れなくなる。農水省の水田担当部署だけでなく、農水省全体で考えるべき施策だと話をし、盛岡の方からは理解をいただいている。市では、7月末に意見書を提出し、農地を大事にすることを考え、全体の農業政策の中でしっかりした支援を考えてほしいと伝えることとしている。	米価については花巻農協の概算金において、令和4年産について60kg当たり10,300円となり、令和3年産と比較し1,200円上昇したものの、コロナ禍前の令和元年度の概算金12,300円との比較では2,000円低い状況となっている。 また、令和4年度から生産資材が高騰し農業経営に影響が出ていることから、市では様々な緊急支援事業を実施している。水田作付転換等生産資材支援事業については、麦、大豆、子実用とうもろこしの作付面積に対した産資材費の一部を支援している。また、主食用米種子等購入費支援事業では、主食用米の種子、苗の購入経費に対する一部を支援するなど、米価下落、資材高騰に対応した各種補助事業を実施することで農業経営の安定化に努めている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
116	R4.7.8	市政懇談会	湯口	教育部	学校教育課	学校で事故等があった際の公表について	名古屋の小学校の事故で、顔面骨折をして吐き気がある生徒に対して、養護教諭は速やかに救急車を呼ばなかったということがあった。学校として、救急車を呼ばない方がいいと思った理由があったのか、記者会見を聞いていても何か曖昧しているように聞こえる。このような件に関して、公表しないようにというような取り決めがあるのか伺いたい。	花巻市教育委員会は隠すという考えはないというように理解している。学校に対して教育委員会では、いじめなどの問題も含め手に負えない問題が発生した際にはすぐに教育委員会に報告するよう頼んでおり、学校と一緒になって考えていくような姿勢でいる。学校については、校長先生の考えで動くこともあるので、隠そうとする校長先生がいる可能性はゼロではない。しかし、教育委員会からは校長会議などの場で何度も話をしており、あのような事は起こらないと思っている。	花巻市教育委員会は隠すという考えはないというように理解している。学校に対して教育委員会では、いじめなどの問題も含め手に負えない問題が発生した際にはすぐに教育委員会に報告するよう頼んでおり、学校と一緒になって考えていくような姿勢でいる。学校については、校長先生の考えで動くこともあるので、隠そうとする校長先生がいる可能性はゼロではない。しかし、教育委員会からは校長会議などの場で何度も話をしており、あのような事は起こらないと思っている。	完了
117	R4.7.8	市政懇談会	湯口	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	コロナ禍での行事の開催について	令和4年度の第一回県土史講座を7月17日に予定している。コロナの感染が拡大していても開催できると思っているが、いかがか。	今後の状況については予測できないが、新しい変異株も重篤化のリスクは小さいので、すぐに施設の利用制限をするつもりはない。 7月17日の行事ついては、予定どおり開催できる可能性が高いと思うが、開催に当たっては、マスクの着用や換気、席を離すなどのコロナ対応をしっかりとって安全に開催していただきたい。	今後の状況については予測できないが、施設の利用制限については感染状況からレベル1として運用している。 行事の開催に当たっては、手指の消毒や換気、席を離す、体調不良の場合は無理に参加しない、などの対応をしっかりとって安全に開催していただきたい。	完了
118	R4.7.8	市政懇談会	湯口	市民生活部	生活環境課	岩手中部水道企業団の施設老朽化について	岩手中部水道企業団について、水が濁っていると感じている。先日も水道管が破裂する事案が発生し、インフラの老朽化が進んでいるのではと思うが、そういう問題についてどう考えるか。	先日の水道管の破裂も設備の劣化が原因で起きたものであり、旧花巻市が設置した設備であった。岩手中部水道企業団に統合はしたが、花巻市と紫波町は施設の整備は遅れており、北上は進んでいた。水道企業団では、先日破裂した部分について、優先順位を高めて修繕すると計画しているが、そのような事業は国の補助金がないとなかなか進まない。国からも補助金を活用しても管路更新への投資可能額には限度があるため一気に修繕することは難しく、本当に危ないところから順番にやっていくことになる。	先日の水道管の破裂も設備の劣化が原因で起きたものであり、旧花巻市が設置した設備であった。岩手中部水道企業団に統合はしたが、花巻市と紫波町は施設の整備は遅れており、北上は進んでいた。水道企業団では、先日破裂した部分について、優先順位を高めて修繕すると計画しているが、そのような事業は国の補助金がないとなかなか進まない。国からも補助金を活用しても管路更新への投資可能額には限度があるため一気に修繕することは難しく、本当に危ないところから順番にやっていくことになる。	完了
119	R4.7.8	市政懇談会	湯口	総合政策部	総務課	DX（デジタルトランスフォーメーション）について	DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する諸問題について、ある町役場では今でもフロッピーディスクを使っているという話を聞いた。また、ある企業では会社員がUSBを紛失するということもあった。市役所の現状について伺いたい。	花巻市ではフロッピーディスクの使用はない。USBについては、選挙の投票所などで使用している。これについては危険性も把握しているので、ネットにつないで処理できないかと選挙管理委員会に確認したところ、総務省の情報セキュリティポリシーガイドラインに基づき、個人情報をインターネット上で取り扱うことはできないとのことだった。 DXについて花巻市が十分に進んでいるかというとそうではないが、ITの専門家も雇用しており、少しずつ進めようとしている。例えば職員が手作業で行っている事務をIT化することで、結果として職員の時間が浮き、他の作業に当たることができたということがあった。住民台帳などで国から渡されたシステムを使っているものについては、各自治体が業者とやり取りをして8効率が悪いため、国で統一して実施してほしいと話しており、国ではそれを進めようとしている。しかし、国ではデジタル庁の責任者が辞めるなどして進んでいない状況であり、方向性がまったく見えてこない。DXについては日本は遅れているので、花巻市としてもしっかり対応していきたい。	花巻市ではフロッピーディスクの使用はなく、USBについては選挙の投票所などで使用している。これについては危険性も把握しているので、ネットにつないで処理できないかと選挙管理委員会に確認したところ、総務省の情報セキュリティポリシーガイドラインに基づき、個人情報をインターネット上で取り扱うことはできないとのことだった。 なお、情報資産の外部への持ち出しに関しては、花巻市情報セキュリティポリシーにおいてあらかじめ所属長の許可を受けること及び停庁時には当該持出資産の返却確認を複数人で行うことを規定しており、情報セキュリティ内部監査及び情報セキュリティ自己点検等において運用の徹底を図っている。 また、業務を委託する外部事業者に対しても、個人情報等の取り扱いに関し、業務を実施するうえで事業者が遵守すべき事項等を示した特記事項を契約書に盛り込みこれを遵守させている。 DXの推進に関しては、庁内における Wi Fi化 や AI・RPAの活用など、ICT技術を活用した業務改善に向けた取組を実施しており、併せて、国の自治体DX推進計画において自治体が重点的に取り組むべき事項として掲げられている各種取組に関しても、国のスケジュールに沿った取り組みを確実に進めている。	完了
120	R4.7.8	市政懇談会	湯口	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	4回目ワクチン接種の進捗状況について	コロナについて、市では4回目のワクチン接種を行っているが、4回目の進捗状況を伺いたい。	4回目接種については手元に資料がなく、お答えできかねる。 4回目接種は6月28日から始まり、病院や施設での個別接種と集団接種で行っている。旧3町については医療機関が少ないため、集団接種を中心に接種を進めている。花巻地域については医療機関が多いので、基本的には医療機関での個別接種をしていただくこととしている。また、91歳以上については集団接種で実施しており、希望者については全員に打ち終わった。それ以外の方についても一日に700人ほどに案内を出しており、コールセンターやネットで予約をしていただいている。現状としては、接種枠の70%から80%しか予約が埋まらない状況であり、接種を希望する場合は慌てなくても予約をできる状況である。	令和5年3月末時点で、4回目接種を受けた人は56.2%（住民基本台帳登録人口に対する割合）であり、そのうち65歳以上の方は84.5%の方が接種した。10月21日にワクチンの接種間隔が5か月から3か月に短縮されたことや、新型コロナウイルス感染症の第8波が起こり、感染者数や重症者、死亡者が増加したことにより、11月から12月にかけて接種しようとする方は増加した。	完了
121	R4.7.8	市政懇談会	湯口	教育部 地域振興部	教育企画課 地域づくり課	行政区の統合等について	6月に教育委員会から区長あてに市内小中学校の児童生徒数の今後の推移についての通知があった。湯口でも今後さらに少子化が進んでいくということが分かった。高齢化も進んでおり、空き家も増えている。あと10年15年経った時には行政区の体をなさないのではないかとの危機感も持っている。今後、行政区の統合等も考えなければいけないと思う一方、これまでの伝統などもあり統合に合意するのも難しいと思う。今後少子高齢化が進んでいく中で、どのようにしていくつもりか。	日本の人口は昨年度64万人ほど減少したとのことであり、一つの県がなくなったくらいの人口減少であった。花巻市でも、コロナ禍の中、産まれる子供の数が減っており、昨年度は430人程で、大迫は7人、東和は17人であった。自然減少は今後も続くと想定される中で、市としては若い人たちに住んでもらうための施策に力を入れている。2040年まで今の自然減が続くと人口は7万5千人になるとされている。一方、社会増減で見ればここ3年ほどはプラスが続いており、今後も増加が続くような政策を進めるお要がある。 各地区の特に中山間地は人口が減少しており、今後も各行政区が今の区割りでやっていけるかという問題はある。これについて、以前に困っている行政区に話し合いをしてもらったが、例えば5世帯しかない行政区を隣の行政区に引き受けてくれるかというと、そうではない。また、行政区の負担を軽減するため、防犯協会など各行政区が関わっている組織で統合できるものがないかということを調査したが、各団体から統合は難しいとのことで、各行政区の負担は大きいままであった。どうすればいいかのアイデアはすぐには出ないが、考えていく必要はある。 学校については、東和、大迫は既に小中1校ずつになっているが、人口が減ったからと言って、大迫から石鳥谷まで通うということはできない。石鳥谷の小学校については、複式学級が発生する学校があるが2つあるので、統合する方向で話し合いをする必要があると教育委員会で考えている。また、笹間第二小学校を笹間第一小学校と統合するという事について以前は猛反発があったが、笹間第二小PTAからの「なるべく早い時期に笹間第一小学校との統合を目指したい」との意向を受けて、両校のPTAや地区と話し合ってきた結果、子供たちのために統合すべきという意見にまとまった。湯本、湯口、西南も少子化が進み厳しい状況であるが、教育委員会では地区から要望があった際には話し合いをする準備をしているので、湯口地区の将来について疑問に思うことがあれば、教育委員会に話を聞いてもらいながら、どうしていきたいか伝えていただければできるだけ対応していきたい。	完了
122	R4.7.8	市政懇談会	湯口	地域振興部	地域づくり課	市政懇談会の出席者について	次回から各担当部長に出席いただき、部長が説明したのち市長が補足説明をするようにしてほしい。 部長を育てる機会として、担当部長に説明をさせてほしい。	27地域全てを回っているが、議会のある月は日程を組んでいなかったりしており、1週間に2会場で懇談会を開催するということもある。市長として全ての会場に出向くようにしているが、部長まで全ての会場に同席してもらうのは不可能である。事前に質問いただいた項目については、担当部長等が同席することとしているが、事前質問の項目が偏っていると一部の耳しか出席しないということもある。そういう場合において答えられる職員がいない場合には市長としてお答えすることになる。	27地域全てを回っているが、議会のある月は日程を組んでいなかったりしており、1週間に2会場で懇談会を開催するということもある。市長として全ての会場に出向くようにしているが、部長まで全ての会場に同席してもらうのは不可能である。事前に質問いただいた項目については、担当部長等が同席することとしているが、事前質問の項目が偏っていると一部の耳しか出席しないということもある。そういう場合において答えられる職員がいない場合には市長としてお答えすることになる。	完了
123	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	イノシシ被害対策について	現在のイノシシ捕獲数の状況について伺いたい。	市では、鳥獣による農産物の被害防止のため花巻市鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣の種類ごとにその年度の捕獲目標を定めている。 イノシシについては、捕獲目標をこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やしており、捕獲実績は令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭）であったのに対して令和3年度は82頭（すべて成獣）であった。また、今年度は6月末時点で29頭を捕獲しており、前年の同時期は20頭であったことから、捕獲数は増えている状況である。	令和4年度のイノシシの捕獲実績は70頭である。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
124	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	イノシシ被害対策について	防除対策としての電気柵は、西側の山沿いを中心に設置しているもので、根本的に捕獲活動の充実が必要と思われる。 市、猟友会、地域が連携した新たな取り組みの方向性について伺いたい。	防除対策として市では、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置費に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも令和4年度からは上限なしとして補助金を交付している。その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。今年度についても、6月末現在で55件、655万3千円と前年度を上回るペースでご利用いただいている。 電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域ぐるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を継続するなどの支援を行っている。 また、草地や農が害獣の移動ルートや餌場となっていることから、害獣を誘因する生ごみなど廃棄残渣の適切な処理や、畑での収穫後の放置野菜の除去の ほか、多面的機能支払の取り組みにおいて、活動計画に位置付けることで、交付金を鳥獣防護柵の設置や農地周辺林地の下草刈りによる鳥獣緩衝帯の保全管理等を行うことができることから、地域内の環境整備に取り組んでいただけるようお願いしたい。 そのほか、捕獲対策として市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシの捕獲に関する国の交付金は、1頭当たりの単価が成獣は7,000円で幼獣が1,000円であり、令和4年度の市に交付される枠は694,000円、交付枠の内訳は成獣644,000円（92頭×7,000円／頭）、幼獣50,000円（50頭×1,000円／頭）である。なお、国からの交付金の枠を超えて捕獲した場合には、市単独で国と同額の補助を しているほか、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っている。令和3年度には嵩上げの額をイノシシ1頭当たり6,000円から7,000円に増額し、国の交付金と嵩上げ分を併せて1頭当たり1万4千円の補助をするなど、害獣捕獲の実施体制を強化している。 市、猟友会、地域が連携した取組に関しては、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行うとしており、7月15日に東和町小山田地区で開催しており、7月20日には石鳥谷町大瀬川地区での開催を予定している。このような研修会の場に地元の猟友会の会員の方に同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容をふまえつつ必要な対応策を講じてまいりたい。 あわせて、花巻市鳥獣被害対策実施隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限8,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けている。補助の実績については令和2年度に11件、令和3年度に14件の利用があったところであり、そのうち8人につきましては新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいたところである。 加えて、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、本年9月に花巻市文化会館で試験を行うことなったことから、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。 今後も、イノシシ対策について全国の事例を参考にしながら更に有効的な方法を研究するとともに、農家の方々をはじめ市民の皆さんのご協力をいただきながら、引き続きこれらの取組を実施し、被害の低減を図っていく。	捕獲対策として市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。 令和4年度は、ニホンジカやイノシシの捕獲に対し、約1,184万4千円の交付があった。 捕獲実績は、ニホンジカ1,410頭、イノシシ70頭となっている。 市、猟友会、地域が連携した取り組みに関して、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き研修会を開催している。令和4年度は7回6地区において研修を実施した。 今後も有害鳥獣対策について、関係機関と連携のうえ、取組を継続していく。	完了
125	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	罠等の購入補助について	猟友会で活動している。罠や猟銃用の薬莢の購入に対する補助はないか。 せっかく罠にかかっても壊されたり、何発撃ち込んでも逃げるイノシシもいる。	（農林部長） 罠の貸し出しはしているが、直接購入することに対しての補助はない状況である。 （市長） 検討して早急に対応する。	質問者へ直接回答済み 市でくくりワナの貸出を行っている。また、捕獲に対し国の交付金及び市の単独補助により1万4千円の交付を行っており、活動費として活用していただきたい。	完了
126	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	遠隔操作の罠の捕獲実績について	以前、当地区に遠隔操作の檻を設置したようだが、結果はどうであったか。	遠隔操作で、動物が入れば入口が閉じる罠を導入し3か所ほど設置したが捕獲実績はまだない状況である。	令和4年度も継続して捕獲活動を行ったが、捕獲には至らなかった。 今後も捕獲活動を継続し、システムの改善を行っていく。	完了
127	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	イノシシの生態調査について	イノシシの行動範囲や棲み処を特定するために、イノシシにGPSを付けて生態調査をすることが対策を考える上で有効なのではないかと考えている。	当市では、現時点で生態調査を行ってはいない。 生態については分からない部分も多いため、有害鳥獣対策アドバイザーなど専門家の意見を聞きながら、次の対応策について検討していきたい。	生態調査は行っていない。 市を跨いだ調査が必要となることから、岩手県へ要望している。 近隣市町村でドローンによる生態調査を行っていることから、花巻市でも実施を検討している。	継続中
128	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	イノシシ捕獲の制限について	イノシシの捕獲について、幼獣の捕獲制限はあるのか。	幼獣の捕獲制限はないが、捕獲には免許が必要である。	幼獣の捕獲制限はないが、捕獲には免許が必要である。	完了
129	R4.7.15	市政懇談会	八日市	石鳥谷総合支所	地域振興課	河川の掘削について	最近全国で異常気象により集中豪雨による被害が見られる。耳取川の河床に土砂が蓄積されてきており、県から委託を受けて草刈り等は行っているが、中州は手つかずの状態で、樹木も大きくなってきている。以前から要望しているが、河川掘削や樹木の伐採等について、継続して県に要望していただきたい。	（市長） 引き続き要望していく。 （石鳥谷総合支所地域振興課長） 7月11日に花巻土木センターに県が管理する石鳥谷地域の河川について確認したので情報提供する。大興寺と糠塚地区の境の平滝川は盛岡和賀線から東北自動車道までの間で、河岸浸食が見られる箇所について、流れを整えるための掘削を検討中であり、八日市地区から要望されている耳取川の浚渫については、花巻市全体の中で検討していくとの回答であった。このほか好地地区の薬師堂川の立木伐採を検討しているとのこと。 市が管理する河川については、富沢地区の高森川を東北自動車道から流末の葛丸合流までの間を令和2年から6年までの5か年で浚渫を予定している。	耳取川の浚渫については、以前より本市から岩手県に対し要望しており、県からは、令和4年度末に、「現地の状況を精査しながら、事業化の時期を検討していく。なお、令和3年度には下流部の耳取橋上下流で河道掘削を行った。」との回答を受けたところであるが、引き続き他の区間においても浚渫や樹木伐採を行っていただくよう継続的に要望していく。	完了
130	R4.7.15	市政懇談会	八日市	地域振興部 石鳥谷総合支所 健康福祉部	地域づくり課 地域支援室 新型コロナウイルス感染症対策室	コロナ禍での施設利用制限について	コロナ感染者が増えており、以前であれば非常事態宣言に相当する規模と思料するが、振興センターや自治公民館の施設利用について、施設の利用を前提とした対策をお願いしたい。	地域の活動をしないということは出来なくなってきており、今の段階で振興センターの利用をすぐに厳しくすることは考えていない。自治公民館よりも広い振興センターを利用するほうが安全と考えている。 新型コロナウイルス感染症については、子どもから家族に感染するというケースがあることから、強制できることではないが、できるだけワクチン接種を受けていただきたいと思う。国では若い人たちにも4回目接種をするような動きがあるので、そのような話があれば接種体制を作っていきたい。	3月末現在、振興センターや地区社会体育館等の利用について、対象者や利用人数、利用時間の制限はないが、飲酒を伴う懇談会や親睦会の利用を許可していない。また、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、職員については高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、原則としてマスク着用を依頼している。また、自治公民館の利用については、振興センターの運用を参考にしていただくために市関連施設の利用制限ガイドラインの抜粋を送付している他に、指針として基本的な感染対策の徹底や環境衛生管理の厳重事項について周知している。 今後の状況については予測できないが、施設の利用制限については感染状況からレベル1として運用している。 行事の開催に当たっては、手指の消毒や換気、席を離す、体調不良の場合は無理に参加しない、などの対応をしっかりととって安全に開催していただきたい。	完了
131	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	基盤整備事業について	大興寺地区の基盤整備事業が、令和5年度に採択申請の予定となっている。 事業採択に向けて準備をしているが、市からの支援もお願いしたい。	（農林部長） 令和5年度に採択となった後は、令和6年、7年で実施設計をし、令和8年頃から工事に入るものと思う。 県の事業ではあるが、市としてできるところはお手伝いしていきたい。 （市長） 県の事業とはいっても、国の財政上の支援を得て行うものである。国の予算を確保するために、県選出国会議員を通して要望していく。	大興寺地区の基盤整備事業は、令和5年度に事業採択となった後は、令和6年、7年に実施設計、令和8年頃から工事に着手する予定。 国・県に対して事業予算確保のための要望を行っている。	完了
132	R4.7.15	市政懇談会	八日市	農林部	農村林務課	松くい虫の被害について	清光学園跡地付近の県道を挟んだ左右の敷地にある松の木が枯れている。八日市地区から通う児童の通学路となっているので危険である。	（石鳥谷総合支所長） 場所は把握している。松くい虫被害の対策は基本的に土地所有者に対応していただくこととなっている。ただし、道路等、生活に密接する場所については、行政で対応しなければならない部分もあると考える。通学路ということで、通行に支障がないよう、関係機関と確認しながら対応を検討する。 （市長） 花巻市は松くい虫被害のまん延地区となり、国の補助はなくなった。対応は土地の所有者が行うのが原則であるが、土地所有者が対応できない場合で、子どもたちの安全のために対応が必要な場合は検討する必要がある。	地権者了解の上、危険支障木伐採済み。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
133	R4.7.15	市政懇談会	八日市	商工観光部 建設部 生涯学習部 石鳥谷総合支所 農林部	観光課 都市機能整備室 新花巻図書館計画室 地域振興課 農政課	市政の取組状況について	市長に最近の市の事業に関する取組状況等を伺いたい。 駅の橋上化については、JRから新たなコスト削減案が示された。西口の駅前広場や駐車場の整備費用と併せて40億円近くかかるという計画となっている。そのうち半分程度は国から補助金が出ることとなっており、残りを市が負担することになる。花巻市の場合、合併特例債を活用することができ、仮に20億円使うと14億円は国から支援してもらうことができるため、市が返済しなければいけないのは3割の6億円程度となる。市債は減ってきている状況で、基金は160億円ほどあることから、油断はできないが財政状況は悪くないため、十分に返済できる金額だと思う。 なお、生活道路の整備については、別途国から補助金をいただいており、駅の橋上化をすることにより生活道路の補修等ができないということにはならない。 花巻市の人口はどんどん減少していくことから、花巻に住みたいと思ってもらえるような街にしていく必要がある。そのような観点からすると、花巻駅の橋上化は八日市地区の皆様には直接関係はないかもしれないが、花巻市を残すためには必要なものだと考えている。 橋上化についてはJRからの新しい計画案を踏まえて地域の皆様に説明もし、市民の皆さんの了解を得られるのであれば進めていきたい。 図書館については建設場所が決まっていない状況であり、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議として、様々な団体の代表の方など20名のメンバーで話し合っていただいている。場所についての話し合いでは、花巻病院跡地を推す方もいるが、若い人達を含めた色々な人に使っていただきたいという意見から駅前がいいのではという声が強くなってきている。駅前に建設する場合にはJRの土地を購入する必要があり、JRは花巻市が購入する意思があるのであれば話し合いをすると言われている。市としてはJRとの話し合いには入りたいということで、10回目の試案検討会議の中で担当者から説明をしたところ、反対は出なかった。今後は現状を市民の皆様に伝えた上で、了解が得られた場合にはJRとの話し合いを進めていきたいと考えている。図書館の建設についても、花巻市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域に建設する場合は、国から建設費用の半分の補助を受けられるものである。 図書館の建設と駅の橋上化は大きな事業であるが、国からの補助金が出ると、合併特例債を活用することから、それら任ったとしても生活道路の整備などに遅れが生じるということにはならないと考えている。 石鳥谷地域については、花巻市と国でお金を出して道の駅の整備をしている。今後は、現時点で具体的な話にはなっていないが、多くの人に住んでもらえるよう、駅の近くの整備をしたいと考えている。盛岡から北上かも通えるという立地を活かした整備を考えていきたい。 次に、農業について、現在問題となっているのは米価の下落と飼料等の値上がり、水田活用の直接支払交付金の見直しにより今後5年間水張りをしない水田が令和9年度以降交付金の対象外となることや牧草の補助金単価が一部減額となったことである。 米価の下落について、昨年度花巻市では収入保険の保険料補助などを行い、2億7千万円程の支援を行った。今年は6月末現在の在庫状況の情報がないので、どうなるかわからないが、引き続き米価下落対策として必要な支援を検討していきたい。 盛岡で農業関連の会議があった際に、国では飼料、肥料に対する補助をするという動きがあり、県でも補助を検討しているという話があった。このことについて、県に対して早めに情報提供してほしいと伝えており、市としても県の施策と併せての支援を検討していきたいと思っている。 牧草については、水田活用の直接支払交付金の見直しにより、一部交付金の単価が下がることが決定しているので、市独自の支援をする必要があると考えており、支援の方法等について検討している状況である。 また、５年間水張しない水田が交付金の対象外となることについては、場合によっては土地改良区が徴収している対象外となる土地の賦課金が徴収できなくなる可能性もあり、土地改良区の経営が厳しくなる可能性がある。農地を守るために様々な制限をかけていながら、農地を守っている農家の方々を困らせるのはおかしいということで、水田担当だけでなく農水省全体として考えてほしいと国に話をしている。水田と見なさないのであれば、別の形での支援が必要であるということを国に対して働きかけていきたい。	【観光課】 観光庁から花巻市が申請していた花巻温泉郷の地域計画が採択になったとの連絡があった。今後、各事業者が補助金の交付決定を受けた後、国の補助金を活用して、和室を洋室に変えたり、客室に露天風呂を作るなど、宿泊施設の改修等の工事ができるようになる。 【都市機能整備室】 駅の橋上化については、JRから新たなコスト削減案が示された。西口の駅前広場や駐車場の整備費用と併せて40億円近くかかるという計画となっている。そのうち半分程度は国から補助金が出ることとなっており、残りを市が負担することになる。花巻市の場合、合併特例債を活用することができ、仮に20億円使うと14億円は国から支援してもらうことができるため、市が返済しなければいけないのは3割の6億円程度となる。市債は減ってきている状況で、基金は160億円ほどあることから、油断はできないが財政状況は悪くないため、十分に返済できる金額だと思う。 なお、生活道路の整備については、別途国から補助金をいただいており、駅の橋上化をすることにより生活道路の補修等ができないということにはならない。 花巻市の人口はどんどん減少していくことから、花巻に住みたいと思ってもらえるような街にしていく必要がある。そのような観点からすると、花巻駅の橋上化は八日市地区の皆様には直接関係はないかもしれないが、花巻市を残すためには必要なものだと考えている。 橋上化についてはJRからの新しい計画案を踏まえて地域の皆様に説明もし、市民の皆さんの了解を得られるのであれば進めていきたい。 図書館については建設場所が決まっていない状況であり、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議として、様々な団体の代表の方など20名のメンバーで話し合っていただいている。場所についての話し合いでは、花巻病院跡地を推す方もいるが、若い人達を含めた色々な人に使っていただきたいという意見から駅前がいいのではという声が強くなってきている。駅前に建設する場合にはJRの土地を購入する必要があり、JRは花巻市が購入する意思があるのであれば話し合いをすると言われている。市としてはJRとの話し合いには入りたいということで、10回目の試案検討会議の中で担当者から説明をしたところ、反対は出なかった。今後は現状を市民の皆様に伝えた上で、了解が得られた場合にはJRとの話し合いを進めていきたいと考えている。図書館の建設についても、花巻市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域に建設する場合は、国から建設費用の半分の補助を受けられるものである。 図書館の建設と駅の橋上化は大きな事業であるが、国からの補助金が出ると、合併特例債を活用することから、それら任ったとしても生活道路の整備などに遅れが生じるということにはならないと考えている。 【新花巻図書館計画室】 令和３年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議では花巻駅前のスポーツ用品店の敷地を希望する又はどちらかというと希望するとの意見が多かった。 花巻駅前スポーツ用品店敷地はJR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うと示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和４年に度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などは立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用について、JR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認したうえで、その提示される条件が受け入れ可能であると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。 【石鳥谷総合支所地域振興課】 宅地開発の可能性について、情報収集している。 【農政課】 農業について、国では「今後５年間（R４～R８）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」について、令和４年11月８日の閣議決定により、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援を充実すること、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援すること、また「令和５年度に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、１ｈａ以上たんぼ水する農地を交付対象とし、たん水時期に関する基準は設けない方針としたが、食料自給に必要な農地維持及び農業の維持には十分ではないものもあり、今後５年（R４～R８）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを行っていただきたいことを様々な機会を通じて国に対し要望していく予定である。 盛岡で農業関連の会議があった際に、国では飼料、肥料に対する補助をするという動きがあり、県でも補助を検討しているという話があった。このことについて、県に対して早めに情報提供してほしいと伝えており、市としても県の施策と併せて畜産農家への支援を検討している。	継続中
134	R4.7.22	市政懇談会	内川目	教育部	学務管理課	安全で安心のできる通学に向けたスクールバスの利用について①	内川目第1行政区内には大迫小学校に通学する児童が14名いるが、学校の通学距離の決まりからか、各自の自己責任通学の範囲となっており、概ね2.5km～3.0kmほどを低学年は片道40分～50分かけて徒歩で通っている。また、途中から歩道も途切れ、車両の往来も危険であり、防犯上も人通りが少なく不安なためスクールバスを利用できるようにしてほしい。 スクールバスの運行及び乗車基準については、平成31年度に作成した「花巻市立小中学校における適正規模適正配置に関する基本方針」の中で、通学範囲の基本的な考え方として、例えば家庭の事情で放課後はスクールバス地域の祖父母宅に帰宅しなければならないなどの特別な事情を除き、自宅から学校までの通学距離が小学校の場合概ね4km以内、中学校の場合概ね6km以内、登坂道いり組形等で概ね1時間以内としている。学校統廃合等により通学距離が遠くなったり、乗車時間が増加に長くなるなど通学環境の変化への不安があったことから、新たなスクールバス運行や路線の見直しを行っている。なお、通学範囲等の考え方は、平成27年に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」で示された「通学距離と通学時間」に準拠したものである。 大迫小学校のスクールバスの運行については、平成21年度の旧外川目小学校の統合の際、乗車基準を概ね4kmを超えることを基本としつつ、通学環境の変化への不安があったことから、旧外川目小学校児童全員を乗車対象とした。令和３年度の旧内川目小学校及び旧亀ヶ森小学校の統合の際にも関係校のPTA役員や校長・副校長等が委員に入った統合準備委員会での協議を重ね、統合される両校の児童全員を乗車対象とした経緯がある。 内川目第1行政区を含む統合前の大迫小学校区の児童の通学方法については、学校統合時に通学方法（スクールバス、タクシー運行等）に関して保護者にアンケートを実施した際にも、況から古館の児童をスクールバスに乗車対象にしてほしいという意見があったが、統合準備委員会で協議をした結果、学校統合による通学環境の変化は生じないとの見解であったことと、通学距離も4km以内であることから、スクールバスの対象とはしないことよって結論を出し、ご理解を得た。 現在、大迫小学校では登下校3つのパターンでスクールバス・タクシーを配置し、44名の児童が利用しているが、現在に至るまで、通学路の道路環境に大きな変化が見られないことから、乗車対象の見直しは行っていないところである。 本日の市政懇談会の前にも大迫小学校長及び内川目コミュニティの役員から同様のお問い合わせや要望をいただいたが、先に述べた通学範囲の基本的な考え方を説明させていただいた。 また、歩道がなく通学路が狭いという状況は市内の他の学校の通学路でも発生しており、保護者や地域のご理解のもと、集団登下校やスクールガードのサポートなどをいただきながら通学していただいており、特別な事情としては認めていないことも補足して説明させていただいた。 下校時には内川目方面のバスに空席があるから利用してはどうかというご意見もあったが、空席が生じる原因は塾や学童クラブの利用などによるものであり、該当児童の下校手段であることに変わりはなく、空席部分に他の子供たちを利用させることはできない。 低学年の登下校に不安を感じることは重々承知しているが、他地域と比較して交通安全や防犯の面で特に考慮しなければならない程の特別な事情というところまではまだ捉えていないので、ご理解いただきたい。	令和4年10月18日に内川目第1行政区の保護者と話し合いの場を設け、対応を検討した。 まず、内川目第1行政区から大迫小学校までの距離は4km未満であり、内川目第1行政区全体をスクールバスの乗車対象区域とすることはできない。また、歩道がないために通学路が狭く危険という状況について他の地域でも見られるものであり、これを理由にスクールバスの乗車基準を緩和するといった対応は行っていない。ただし、内川目第1行政区内では山間部を中心にクマ等野生動物の危険があり、低学年児童が一人で下校することに不安を感じることも理解できる。また、下校便は小学生と中学生とで運行時刻が異なるため、登校便よりも窓口が生じている。これらを踏まえ、暫定的な特例として、内川目第1行政区の児童落付近の児童に限り、スクールバス下校便の利用を特別に認めることとした。なお、暫定措置であることから、停留所は新設せず、況集落から約700m先にある八木沢向停留所を利用することとした。停留所までの距離については、令和4年度八木沢向停留所利用児童の自宅から停留所までの距離と同等であり、特別距離が長いものではない。また、野生動物の危険性は況集落に限るものではないが、況集落の周辺地域は統合時条件によりスクールバスの利用を認めており、こうした要素も考慮して検討した結果、地域や学年等に条件を定めたもの。 令和5年2月17日に再度保護者との話し合いの場を設けた際、八木沢向停留所から自宅までの約700m程度の道を一人で歩かせることに不安を感じており、一度況集落を通り過ぎて八木沢向停留所で降車させるのではなく、旧路線バスの沢停留所が設置されていた場所付近で降車させてほしいとの要望があり、安全性の面などから改めて教育委員会向で降車場所の検討している。	継続中
135	R4.7.22	市政懇談会	内川目	教育部	学務管理課	安全で安心のできる通学に向けたスクールバスの利用について②	登下校時は暑い時期だと熱中症が心配なこと、熊の出没が頻繁であること、下校時間が学年によって違うため一人で下校しなければならないこと、日が暮れる時刻が早くなると暗い道を一人で歩かなければならず防犯上良くないことから特別な事情としてスクールバスの利用を認めて欲しい。 実際帰りのスクールバスを見ると、黒森方面へ向かう大きなバスで子供が2人程度しか乗っていないように見受けられる。その空席を利用できるようにしてもらえないものか。	（教育長） 国全体として4kmの基準を設けており、市全体としてご協力いただいているため、まずはその方針に沿った対応をお願いしたい。ただし、熊の出没が非常に多い、不審者の出没、事故が多発しているなど、この地域として特に危険であるということがあれば、保護者の方々に事情を伺いながら検討する必要がある。 （市長） 国の基準は4kmとされているが、基準を緩める場合には、どの程度予算がかかるかということや、バスを市内で確保できるかということが問題となる。また、内川目は熊が多い地域であるとして特別な事情があると認めた場合には、他の地区からも同様の要望が出ることが想定されるため、市で対応しきれるかということまで含めて検討しなければいけない。 【学務管理課】 懇談会以後、内川目第1行政区長から要請があり、当該行政区の児童の保護者との話し合いの場を設け、現状を聞き取る予定（9月下旬）。	令和4年10月18日に内川目第1行政区の保護者と話し合いの場を設け、対応を検討した。 まず、内川目第1行政区から大迫小学校までの距離は4km未満であり、内川目第1行政区全体をスクールバスの乗車対象区域とすることはできない。また、歩道がないために通学路が狭く危険という状況について他の地域でも見られるものであり、これを理由にスクールバスの乗車基準を緩和するといった対応は行っていない。ただし、内川目第1行政区内では山間部を中心にクマ等野生動物の危険があり、低学年児童が一人で下校することに不安を感じることも理解できる。また、下校便は小学生と中学生とで運行時刻が異なるため、登校便よりも窓口が生じている。これらを踏まえ、暫定的な特例として、内川目第1行政区の児童落付近の児童に限り、スクールバス下校便の利用を特別に認めることとした。なお、暫定措置であることから、停留所は新設せず、況集落から約700m先にある八木沢向停留所を利用することとした。停留所までの距離については、令和4年度八木沢向停留所利用児童の自宅から停留所までの距離と同等であり、特別距離が長いものではない。また、野生動物の危険性は況集落に限るものではないが、況集落の周辺地域は統合時条件によりスクールバスの利用を認めており、こうした要素も考慮して検討した結果、地域や学年等に条件を定めたもの。 令和5年2月17日に再度保護者との話し合いの場を設けた際、八木沢向停留所から自宅までの約700m程度の道を一人で歩かせることに不安を感じており、一度況集落を通り過ぎて八木沢向停留所で降車させるのではなく、旧路線バスの沢停留所が設置されていた場所付近で降車させてほしいとの要望があり、安全性の面などから改めて教育委員会向で降車場所の検討している。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参加者】未着手・継続中 or 完了
136	R4.7.22	市政懇談会	内川目	建設部 健康福祉部	都市政策課 長寿福祉課	高齢者の日常生活を行う上での交通の確保について	少子高齢化や人口減少に伴い、誰でも今後一人暮らしになる可能性はある。山間部での生活は、自動車免許が必須だが安心して免許を返納できる状況でないと返納は難しい。 交通手段の確保として、予約乗合バスの運行日の増便、タクシー補助は市街地と山間地に住む者への同額一律補助は寒底が必要ではないか。居住場所による格差がなくなるよう検討して欲しい。	大迫地域の予約乗合バスは平成30年10月から月・水・金の週3回の運行を行っており、令和3年度は154日の運行を行っている。 予約乗合バスの利用には登録が必要になるが、大迫地域の累計登録者数は令和4年3月末現在で1,449名となっている。これを地区別で見ると、大迫地区が92名、内川目地区が561名、外川目地区が529名、亀ヶ森地区が267名となっている。登録人数は運行を開始した平成30年と比べると大迫地域全体で312名が増加しており、内川目地区では143名増加している。 利用状況は、令和元年度が延べ3,657名、令和2年度が延べ3,256名、令和3年度が延べ3,839名で、令和2年度と令和3年度を比較すると117.9%となっており、コロナ禍ではあるが利用が増加しており、令和3年度は1日あたり約24名が利用している状況である。 この内、内川目地区は、累計登録者数が運行開始時点の418名から令和3年度末で561名と約150人が増加しており、令和3年度実際に利用している方は登録者の約16%の90名で、延べ利用者は2,195人、1日あたりでは14名が利用している状況である。 運行日の拡大については、タクシー事業者にらえる影響が大きく、また、運行にかかる経費として毎年11,000千円程度市が負担しているが、運行日の拡大は運行経費が増額となり、さらなる負担が生じることから、現状においては運行日の拡大は難しい。 なお、令和2年2月に実施したアンケート調査の結果では、すでに予約乗合バスを利用している方々の外出頻度は「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」との回答が全体の85%を占めており、予約乗合バスを利用する回数も「月2から3回程度」が最も多く、運行する曜日も「月・水・金」の運行を望む意見が多かった。 また、予約乗合バスを利用したことがない方々の外出頻度も「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」との回答が72%を占めており、運行する曜日も「月・水・金」の運行を望む意見が多かったことから、利用登録をしている方々の一定のニーズは満たしていると考えている。 大迫地域予約乗合バスの課題としては、1度の運行で車両1台につき1人の乗車が多く、一度の運行で複数の方が利用する乗合率が低く、効率的な運行となっていないことがある。 乗合率を高めるために、令和4年10月には AI（人工知能）を搭載した配車システムを導入する予定としており、AIによる配車で乗合率が高まり効率的な運行になれば、必要な車両台数が減ることで、同等の経費の中で運行日を拡大することも考えられるかもしれないが、先に説明したとおり、運行日の拡大はタクシー事業者へ与える影響が大きいことから、事業者と協議を行っていく必要ある。 国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通の あり方を考えていく必要があると考えている。 最後に、6月1日からの釜石盛岡線の高速便化に伴い、その代替として大迫地域と岩手医科大学や赤十字病院、盛岡駅を結ぶコミュニティバスを運行しているので、ぜひ利用していただきたい。 （長寿福祉課） 市では、高齢者の交通手段の確保として「高齢者福祉タクシー等事業」と「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。 ○高齢者福祉タクシー等事業 ＜事業目的＞　高齢者の社会参加の促進を図ることにより、高齢者の福祉向上に寄与する ＜事業概要＞ ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、1枚100円のタクシー券を年間12,000円分交付するもの。 ＜実績＞交付者数　令和3年度　1,599人（R2　1,570人、R元　1,567人） ○高齢者通院時交通費助成事業（令和2年5月開始） ＜事業目的＞通院のための交通手段が不足している高齢者の通院手段を確保することにより、高齢者の健康を守る ＜事業概要＞ 自宅近くにバス停留所等がない等交通手段が不足している地域に居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間12,000円を上限に助成するもの。 ＜実績＞助成者数　令和3年度　0人（R2　0人） ○花巻市スクールバス一般混乗制度登録者に対する通院支援（令和2年4月～実施中） ＜事業目的＞コロナ禍で休止している「スクールバス一般混乗制度」登録者に対し、制度の休止期間中の時限措置で実施している通院への交通手段の確保策 ＜事業概要＞ コロナ禍により、令和2年3月から休止している「スクールバス一般混乗制度（大迫及び東和地域において、通院への交通手段の確保として平成31年1月に導入）」の代替手段として、同年4月から制度の利用登録者に対し、申請1回あたり12,000円分のタクシー助成券を交付を実施するもの（病院の証明がある通院証明書の提出により、何度でも申請可能） ＜実績＞交付者数　令和4年度（令和4年6月末現在）　7名（うち大迫地域　3名） 令和3年度　22名（うち大迫地域　15名） 令和2年度　22名（うち大迫地域　5名）	【都市政策課】 大迫地域の予約乗合バスは平成30年10月から月・水・金の週3回の運行を行っており、令和4年度は155日の運行を行っている。 予約乗合バスの利用には登録が必要になるが、大迫地域の累計登録者数は令和4年3月末現在で1,449名となっている。これを地区別で見ると、大迫地区が92名、内川目地区が561名、外川目地区が529名、亀ヶ森地区が267名となっている。登録人数は運行を開始した平成30年と比べると大迫地域全体で312名が増加しており、内川目地区では143名増加している。 利用状況は、令和元年度が延べ3,657名、令和2年度が延べ3,256名、令和3年度が延べ3,839名、令和4年度は延べ4,061名。 令和3年度と令和4年度を比較すると106.5%となっており、コロナ禍ではあるが利用が増加しており、令和4年度は1日あたり約26.2名が利用している状況である。 、コロナ禍ではあるが利用が増加している。 この内、内川目地区は、累計登録者数が運行開始時点の418名から令和3年度末で561名と約150人が増加しており、令和3年度実際に利用している方は登録者の約16%の90名で、延べ利用者は2,195人、1日あたりでは14名が利用している状況である。 運行日の拡大については、タクシー事業者にらえる影響が大きく、また、運行にかかる経費として毎年12,000千円程度（令和4年度実績）市が負担しているが、運行日の拡大は運行経費が増額となり、さらなる負担が生じることから、現状においては運行日の拡大は難しい。 なお、令和2年2月に実施したアンケート調査の結果では、すでに予約乗合バスを利用している方々の外出頻度は「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」との回答が全体の85%を占めており、予約乗合バスを利用する回数も「月2から3回程度」が最も多く、運行する曜日も「月・水・金」の運行を望む意見が多かった。 また、予約乗合バスを利用したことがない方々の外出頻度も「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」との回答が72%を占めており、運行する曜日も「月・水・金」の運行を望む意見が多かったことから、利用登録をしている方々の一定のニーズは満たしていると考えている。 大迫地域予約乗合バスの課題としては、1度の運行で車両1台につき1人の乗車が多く、一度の運行で複数の方が利用する乗合率が低く、効率的な運行となっていないことがある。 乗合率を高めるために、令和4年10月には AI（人工知能）を搭載した配車システムを導入しており、AIによる配車で乗合率が高まり効率的な運行になれば、必要な車両台数が減ることで、同等の経費の中で運行日を拡大することも考えられるかもしれないが、先に説明したとおり、運行日の拡大はタクシー事業者へ与える影響が大きいことから、事業者と協議を行っていく必要ある。 国では、持続可能な地域交通の構築を検討するために、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じて自治体が交通事業者と協議しながら、運行サービスの内容を設定する方法を想定し、「新たな官民連携（地域共創型PPP）」による支援制度の整備など議論しているところであり、今後、国では、有識者検討会からの提言を受け、交通事業者への財政支援など新たな仕組みを検討し、来年度予算への関連経費計上を視野に入れているとのことである。 当市においては、国の動向を注視しながら、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせ、将来の地域公共交通のあり方を考えていく必要があると考えている。 最後に、6月1日からの釜石盛岡線の高速便化に伴い、その代替として大迫地域と岩手医科大学や赤十字病院、盛岡駅を結ぶコミュニティバスを運行しているので、ぜひ利用していただきたい。 【長寿福祉課】 市では、高齢者の交通手段の確保として「高齢者福祉タクシー等事業」と「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。 ○高齢者福祉タクシー等事業 ＜事業目的＞　高齢者の社会参加の促進を図ることにより、高齢者の福祉向上に寄与する ＜事業概要＞ ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、1枚100円のタクシー券を年間12,000円分交付するもの。 ＜実績＞交付者数　令和4年度　1,598人（R3　1,599人、R2　1,570人、R元　1,567人） ○高齢者通院時交通費助成事業（令和2年5月開始） ＜事業目的＞通院のための交通手段が不足している高齢者の通院手段を確保することにより、高齢者の健康を守る ＜事業概要＞ 自宅近くにバス停留所等がない等交通手段が不足している地域に居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間12,000円を上限に助成するもの。 ＜実績＞助成者数　令和4年度　0人（R3　0人、R2　0人） ○花巻市スクールバス一般混乗制度登録者に対する通院支援（令和2年4月～実施中） ＜事業目的＞コロナ禍で休止している「スクールバス一般混乗制度」登録者に対し、制度の休止期間中の時限措置で実施している通院への交通手段の確保策 ＜事業概要＞ コロナ禍により、令和2年3月から休止している「スクールバス一般混乗制度（大迫及び東和地域において、通院への交通手段の確保として平成31年1月に導入）」の代替手段として、同年4月から制度の利用登録者に対し、申請1回あたり12,000円分のタクシー助成券を交付を実施するもの（病院の証明がある通院証明書の提出により、何度でも申請可能） ＜実績＞交付者数　令和4年度　7名（うち大迫地域　3名） 令和3年度　22名（うち大迫地域　15名） 令和2年度　22名（うち大迫地域　5名）	完了
137	R4.7.22	市政懇談会	内川目	建設部 健康福祉部 教育部	都市政策課 長寿福祉課 国保医療課 学務管理課 こども課	交通の支援について	家族に車を運転できる方がいれば病院等に連れて行ってもらうことはできると思うが、高齢者のみの世帯などではそうならないこともあるので、引き続き配慮をお願いしたい。	花巻市の公共交通に対する支援は、他市に比べて進んでいる。 7月中には国から公共交通に対する有識者会議の中間報告が出る予定となっているが、路線バスの維持も含めて色々と考えていかなければいけない状況である。市としても令後2年ほどかけて公共交通をどうするかについてもう一度考える必要がある。 大迫地域に関しては、大迫復興駅舎には年間約500万円、大迫花巻線には約2,500万円、大迫石鳥谷線には約800万円というように非常に手厚い支援をしている。 路線バスについては、今後、国と県と市町村が お金を出し合っていかないと維持できないという危機的状況にあり、今後どうやって交通手段を確保するかについて考えていかなければならない。その中で、予約乗合バスを週5日に増便してほしいという希望があるのは承知しているが、そこまでできるかは分からない。 まず、大迫の街中や医療機関まで行く交通手段は必要なものなので、これについては絶対に確保しなければならない。また、医療機関に通うための補助についても、年間12,000円を上限として補助しているが、健康を守っていくためには必要な補助である。 今後増えるであろう75歳以上の方の交通支援について、皆さんと話し合いながらどういう形で確保するか考えていきたい。 また今後は、子どものための支援を増やしていきたいと考えており、高校生までは所得制限なしで医療費補助をしようとして準備を進めているほか、0歳から2歳までの保育園児の保育料の減額などを行っている。子どもの支援を考えていく際に、スクールバスの増便が優先度が高いとされる場合、バスの確保などの問題はあるが、検討していく必要がある。子育ての仕組みについて話し合う場を設けることも含め、検討していきたい。	【都市政策課】 花巻市の公共交通に対する支援は、他市に比べて進んでいる。 大迫地域に関しては、大迫復興駅舎には年間約500万円、大迫花巻線には約2,800万円、大迫石鳥谷線には約1,050万円というように非常に手厚い支援をしている。 路線バスについては、今後、国と県と市町村が お金を出し合っていかないと維持できないという危機的状況にあり、今後どうやって交通手段を確保するかについて考えていかなければならない。その中で、予約乗合バスを週5日に増便してほしいという希望があるのは承知しているが、そこまでできるかは分からない。 まず、大迫の街中や医療機関まで行く交通手段は必要なものなので、これについては絶対に確保しなければならない。また、医療機関に通うための補助についても、年間12,000円を上限として補助しているが、健康を守っていくためには必要な補助である。 今後増えるであろう75歳以上の方の交通支援について、皆さんと話し合いながらどういう形で確保するか考えていきたい。 また今後は、子どものための支援を増やしていきたいと考えており、高校生までは所得制限なしで医療費補助をしようとして準備を進めているほか、0歳から2歳までの保育園児の保育料の減額などを行っている。子どもの支援を考えていく際に、スクールバスの増便が優先度が高いとされる場合、バスの確保などの問題はあるが、検討していく必要がある。子育ての仕組みについて話し合う場を設けることも含め、検討していきたい。 【国保医療課】 令和5年8月より小学生から高校生等までの医療費助成にかかる受給資格の判定要件である所得制限を撤廃するため、拡充にかかる予算を令和5年度当初予算に措置済、条例等の改正を令和5年6月市議会定例会で行う予定で進めている。 【こども課】 子育て世帯への支援として、令和4年度において0～2歳児の保育料軽減を実施した。また、令和5年度は、県が新たに創設した補助事業を活用し、3歳未満で第2子以降の保育料を無償化とするほか、3歳児未満で第2子以降の子どもを在宅で育児している世帯に対し支援金を支給するなどの支援を行うこととしている。	完了
138	R4.7.22	市政懇談会	内川目	総合政策部	秘書政策課	テレビ共同受信施設について	内川目地区はテレビ共同受信施設組合に加入し、テレビを視聴している。現在、各家庭にアンテナを設置した場合、内川目地区で視聴できるのか伺う。 また、共同受信施設はケーブルなど総用本数が過ぎていたり老朽化による張り替えが今後必要になるが、補助などがあるのか伺いたい。 光回線を利用してテレビを視聴できるように、花巻市として関係事業者へ働きかけなど推進していく予定があるのか伺う。	各家庭でのアンテナ設置によるテレビ視聴については、地理的条件等によって異なるため、各家庭でのアンテナ設置により視聴できるようになるか市では判断できない。専門の事業者に調べてもらうことは可能とのことで、調査費用は、地理的条件や調査する戸数にもよるが、1戸当たり1万円から2万円程度と伺っている。 また、市では、光回線を活用したケーブルテレビの放送によるテレビ難視聴地域の解消について民間事業者と検討を進めていたが、令和3年11月に民間事業者から費用負担の面から現時点での実施は困難である旨回答を受けた。 一方、国では、令和3年11月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、今後の課題として、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」が挙げられており、市では、国において今後も光回線を活用したテレビ放送について検討が進められるものと考えている。 このことから市では、国の動向や、インターネット多利用した地方テレビ局の番組放送などを含む技術の進展に注視しながら、引き続き他市町村の支援事例も参考として共同受信施設組合が行う共同受信施設の更新等に対する支援の内容や実施時期、財源などについて検討を進めたいと考えている。 （市長） 共同受信アンテナを導入した際には国から補助金が出ており、国に対しては、更新費用についても補助金を出すよう要望をしているが、認められない。、国としては、更新費用については組合員が積立金をするなどして自分たちの責任で更新するという条件であったのことから、更新費用の補助についてはいくら要望しても通らないものである。 国ではブロードバンドによる代替について検討すると言っているが実際のところはどうなるか分からない。しかし実現した場合は、一定の負担をいただくことになるが、アンテナ等を整備するよりは安く長く保つ可能性があるので、今後の動向の様子を見たい。個別のアンテナでデジタルの電波を取れる場合は、そのままでいいのかもしれないが、方法がない場合は、少しずつ更新について市も補助しながら、皆さんにもご負担いただきながら変えていくことも考えていく必要がある。	各家庭でのアンテナ設置によるテレビ視聴については、地理的条件等によって異なるため、各家庭でのアンテナ設置により視聴できるようになるか市では判断できない。専門の事業者に調べてもらうことは可能とのことで、調査費用は、地理的条件や調査する戸数にもよるが、1戸当たり1万円から2万円程度と伺っている。また、市では、光回線を活用したケーブルテレビの放送によるテレビ難視聴地域の解消について民間事業者と検討を進めていたが、令和3年11月に民間事業者から費用負担の面から現時点での実施は困難である旨回答を受けた。 一方、国では、令和3年11月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、今後の課題として、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」が挙げられており、市では、国において今後も光回線を活用したテレビ放送について検討が進められるものと考えている。 このことから市では、国の動向や、インターネット多利用した地方テレビ局の番組放送などを含む技術の進展等を注視しながら、引き続き他市町村の支援事例も参考として共同受信施設組合が行う共同受信施設の更新等に対する支援の内容や実施時期、財源などについて検討を進めたいと考えており、令和5年度は各組合への意向調査の実施を予定している。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	令和7年度末着手・継続中 or 完了
139	R4.7.22	市政懇談会	内川目	大迫総合支所	地域振興課	早池峰国定公園の保全と活用について	内川目地区のみならず、花巻市にとって貴重な財産であり、観光資源である百名山早池峰を中心とした早池峰国定公園について、今後どのような保全と活用をしていくのか、市としての考えを伺う。 ①管理する岩手県は、山頂避難小屋の改修実施を表明しているが、トイレは引き続き携帯トイレを推進するのか。 また、閉鎖されている河原の坊登山道の復旧の見通しがあるのか、無いとすれば新規コース開設の可能性はあるか。シカによる高山植物の食害対策、県との協議状況をふまえた市としての考えを伺う。	早池峰山頂避難小屋は、昭和61年11月に建築され、築35年以上が経過し老朽化が進んでいることから、県では令和4年度に改修工事を予定していたが、入札不調となり、年内の工期が確保できない状況となったため、令和5年度に改めて改修工事を行うと伺っている。なお、山頂避難小屋の改修内容については、屋根や外壁の修繕のほか平成21年から携帯用トイレ専用として設置しているトイレブース拡張の改修などを予定している。 早池峰山登山シーズン中（6月中旬から10月中旬）の小田越登山道のトイレ設置状況について、県では、登山口に仮設トイレ6基、登山道1合目付近にテント型の携帯用トイレ1基設置するほか、山頂避難小屋の携帯トイレブース3室が利用可能となっており、今後も、県としては早池峰地域の自然環境の保全のため携帯トイレの使用を推進していく伺っている。 河原の坊登山道については、平成28年5月の大雨の影響により登山道の一部が崩落したことにより閉鎖となり、県では毎年調査を行っているが、依然として崩落現場が危険な状態であることから、今後も現地調査を行うとともに、登山道の再開又は迂回ルートについては「早池峰山河原の坊登山道調査委員会」で引き続き検討することとしている。なお、県では、令和3年9月に地元の要望を受け、地元住民が同行し崩落現場の現地確認を行っている。（メンバー：県自然保護課、自然保護管理員、早池峰神社関係者、大迫山岳会（岳神楽）、花巻市） シカによる高山植物の食害対策については、早池峰国定公園を管理している県や国有林を管理している森林管理局が主体となって、平成26年度から関係機関の連絡・調整及び情報共有を図っている（シカ監視、シカ調査、シカ捕獲、防鹿柵設置等）。県では、平成28年度から早池峰山周辺地域シカ監視員の配置やセンサーカメラ（R4：16台）を設置し、早池峰山周辺の食害調査に取り組んでおり、令和2年度と令和3年度のシカの撮影頭度を比較したところ、山頂付近での撮影頭数が増加傾向にあることが確認されていると伺っている。 食害防止のための防鹿柵の設置については、県や東北森林管理局が主体として行っており、令和3年度は、令和2年度の継続設置に加え、県と東北森林管理局で15か所1,540mの防鹿柵を設置した。設置には、花巻市、遠野市及び宮古市でも人的支援を行い、シカ対策事業を協働し進めており、令和4年度においても同規模で設置している。 早池峰山周辺地域における個体数低減に向けた取り組みについては、県では早池峰山周辺での捕獲の推進を図ることとしており、令和2年度は、早池峰周辺エリアでは過去最高の3,837頭を捕獲している。令和3年度の指定管理鳥獣捕獲等事業においては、早池峰山麓部での捕獲に加え、東北森林管理局と連携し、GPSによるシカの行動圏の追跡調査により捕獲頭数の拡大を図っている。また、県猟友会による早池峰山シカ対策のための一斉捕獲の実施、県猟友会が重点的に捕獲を推進するための一斉捕獲期間（H25以降毎年12月末の10日間程度）を設定し、積極的な捕獲に取り組んでいる。 今後も、県や森林管理局が管理者として行うシカ対策事業に対し、「早池峰地域保全対策事業推進協議会」や「早池峰国定公園地域協議会」などで、遠野市及び宮古市とも現状を共有し対応していく。	早池峰山頂避難小屋は老朽化が進んでいることから、県では令和5年度に屋根や外壁の修繕のほか携帯用トイレの改修工事などを予定している。 早池峰山登山シーズン中の小田越登山道のトイレ設置状況について、県では、登山口に仮設トイレ6基、登山道1合目付近にテント型の携帯用トイレ1基設置するほか、山頂避難小屋の携帯トイレブース3室が利用可能となっており、今後も携帯トイレの使用を推進していくと伺っている。 河原の坊登山道については、平成28年5月の大雨の影響により登山道の一部が崩落したことにより閉鎖となり、県では毎年調査を行っているが、依然として崩落現場が危険な状態であることから、今後も現地調査を行うとともに、登山道の再開又は迂回ルートについては引き続き検討することとしている。 シカによる高山植物の食害対策については、県では監視員の配置やセンサーカメラを設置し、早池峰山周辺の食害調査に取り組んでおり、山頂付近での撮影頭数が増加傾向にあることが確認されていると伺っている。 食害防止のための防鹿柵の設置については、県や東北森林管理局が主体として行っており、令和3年度は15か所1,540mの防鹿柵を設置し、花巻市、遠野市、宮古市でも人的支援を行い、シカ対策事業を協働し進めており、令和4年度においても同規模で設置している。 個体数低減に向けた取り組みとして、令和3年度は早池峰周辺エリアでは過去最高の6,286頭を捕獲している。また、東北森林管理局と連携し、GPSによるシカの追跡調査により捕獲頭数の拡大を図っている。さらには、県猟友会による早池峰山シカ対策のための一斉捕獲期間を設定し、積極的な捕獲に取り組んでいる。 今後も、県や森林管理局が管理者として行うシカ対策事業に対し、遠野市及び宮古市とも現状を共有し対応していく。	完了
140	R4.7.22	市政懇談会	内川目	大迫総合支所	地域振興課	早池峰国定公園の保全と活用について	②峰南荘について、今後どのようにする方針なのか伺う。	峰南荘は、昭和41年、第3セクターである早池峰観光株式会社により宿泊施設として建設され、早池峰山及び早池峰神楽等の観光の拠点として重要な役割を果たしてきた。昭和62年には、施設の大規模改修を手っかけに旧大迫町が所有権を取得し、民間事業者へ貸付する形となり現在に至っている。早池峰周辺地域をPRする上でも大変重要な施設であると承知している。コロナ禍前までの宿泊者数は年間600～700人あり、日帰り訪問者を含むレストラン「アスチルベ」の利用者も一定数の利用者がある。 建物については、令和2年度に耐震診断を行い、無積雪時においては「一応倒壊しない」の基準である1.0を少し下回り（客室棟0.91、大広間棟0.78、レストラン棟0.99）「倒壊する可能性がある建物」との診断結果となった。中規模地震には十分耐えられる施設であるものの、大規模地震に対しては安全性が確保できないことから、耐震工事の是非を含め、今後の方向性について検討してきたところである。 令和3年度には、地域の方々のご意見を伺うべく、各地区コミュニティ会議を通じ「峰南荘耐震改修に関する意見」を取りまとめたところである。意見集約の結果は、すべての地区が、峰南荘の存続を求めるものであり、しっかりと話し合った上えで、耐震改修に賛成との内容であった。 このように、観光振興や地域活性化の面から、早池峰山の玄関口に立地する峰南荘の果たす役割は非常に大きく、4月後半から10月までの活用期間であるものの、毎年、一定程度の利用者があり早池峰山や大迫地域の情報発信につながっている貴重な施設である。 建設後、56年が経過し老朽化も進んでいることから、耐震を含めた施設のあり方（大規模改修等や施設の廃止等）について検討する必要がある。施設の役割やその有益性、費用面、管理運営の在り方等を整理しつつ、利用者の視点も考慮し、情報発信や経済波及といった効果が期待でき、地域の活性化につながるような施設活用の方向性を見出す必要がある。 その中でも、地域の皆様のご意見は大変重要であると考えていることから、今後の峰南荘の在り方については、地域の皆様のご意見を伺いつつ、観光振興、地域の活性化及び資金面等、市としての考え方を総合的に勘案しながら、判断していきたい。	令和3年度に大迫地域すべてのコミュニティ会議から「峰南荘は、大迫地域の貴重な観光資源でもある早池峰山の利用者を誘う施設であることから存続を求める」とする集約意見が出されたことを受け、令和4年度においては、今後の峰南荘の在り方について担当者間で検討している。 なお、令和4年3月16日発生地震の影響で雪害による施設浴室の一部が損壊したが、令和5年1月11日に復旧を終えている。	継続中
141	R4.7.22	市政懇談会	内川目	教育部	文化財課	早池峰国定公園の保全と活用について	③岳地区に妙泉寺の庫裏という建物があるが、非常に古く弱っている。 早池峰周辺の観光と合わせてこの建物を今後どのように考えているのか伺いたい。	（大迫総合支所長） 妙泉寺の庫裏は、岳地区の中でも早池峰神社と同様に重要な施設であると考えている。 相当古い建物であることは承知しているが、観光資源としても早池峰神社と対になっている建物であることから上手く活用することで観光にも寄与できるものと考えている。 （教育長） 妙泉寺の庫裏は、歴史的建造物であることから建物調査を行っており、とても由緒あるものと認識している。また、大分古くなっていることも承知している。今後どうやって地域で保存し活用してくかが一番のポイントである。 観光資源とはいっても、神社の境内にあるものであることから、一般の観光施設のような使い方もできない。地域の方々の意見を伺いながら検討させていただきたい。	当該地は、遺跡（岳妙泉寺跡）に該当しているが、建造物である妙泉寺庫裡は、文献資料が乏しく来歴が不明であること、以前に一部改修されたことから、これまで指定文化財となっていない。建造物の文化財指定、又は、重要な遺跡であることから、史跡指定に向けて調査を継続し、検討する。	継続中
142	R4.7.22	市政懇談会	内川目	総合政策部	秘書政策課	光テレビの推進について	テレビ共同受信施設に関連し、光ケーブルが入ったことから光テレビを推進していただきたい。光テレビの配信により、既存のテレビ受信システムの更新も問題にならずに済むのではないか、撤去はもちろんやる必要はあるが、テレビを見るためにはそれが一番早いと思われる。 検討願いたい。	光回線の整備が完了したことから、今後光テレビの検討をさせていただく。 現状において、光テレビやインターネットを介し、民放等では見逃し配信という番組放映を行っているが、地方局の番組はそれが放映できていない状況にあり、その放送制度の見直しも期待しながら光回線を利用した視聴対策を検討してまいりたい。	現時点において、光テレビやインターネットを介し、民放等では見逃し配信という番組放映を行っているが、地方局の番組は一部を除いて、それが放映できていない状況にある。国では、令和3年11月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、今後の課題として、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」が挙げられており、市では、国において今後も光回線を活用したテレビ放送について検討が進められるものと考えている。 このことから市では、国の動向や、インターネットを利用した地方テレビ局の番組放送などを含む技術の進展等を注視しながら、光回線を利用した難視聴対策を検討していきたいと考えているが、国や地方テレビ局の体制が整うまでの間は、現在、各組合が利用している難視聴対策の施設を維持していただくことを基本に、市としてどのような支援が可能か検討していきたいと考えている。	継続中
143	R4.7.22	市政懇談会	内川目	教育部	学務管理課	スクールバスの乗車基準について	スクールバスの乗車基準だが、国が定める4kmというのは何を根拠とするものなのか。	財政上、市では基礎的な最低限の市民の暮らしを守るためにどれくらいのお金がかかるか計算し、市のお金が足りない部分については国から地方交付税をもらい市政運営をしている。スクールバスの乗降基準を低くすると、かかる費用が増えて地方交付税が多くなってしまうことから、4km以上としているのではないかと思う。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）第4条において、適正な学校規模の条件として、通学距離が小学校4km、中学校6km以内であることと定められており、これを超えるものについて、スクールバスの乗車対象としているもの。なお、平成27年に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」で示された「通学距離と通学時間」においても同様の基準が示されている。	完了
144	R4.7.22	市政懇談会	内川目	農林部 大迫総合支所	農村林務課 地域振興課	林道の管理について	大迫町内の林道についてはかなりの路線があると思われるが、法面の雑木が生い茂り、大型車は通行できないところもあり、林道として機能していない状態である。 どうにかして林道機能を回復していただけないか。	市が整備する部分については対応する必要があるし、県が整備する部分は要望するなど両方考えていく必要がある。	現在、大迫地域の林道は34路線である。例年、5月に林道調査を行っており、必要に応じて流掘された個所の応急処置、車両等の運行に支障をきたさないよう支障木の枝切等を行っている。特にも令和4年8月の大雨により、大きく流掘された9路線については、災害復旧事業を導入し整備をした。また、県が管理する林道においては、支障がある場合、県に要望することと、適切な維持管理を行っていく。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
145	R4.7.29	市政懇談会	成島	農林部	農政課	経営所得安定対策に係る水田活用直接交付金制度に対する市の考えについて	令和4年度より標記交付金支払い要件について、今後5年間に一度も米の作付けをしない農地が支払い対象にならないこと、また、転作作物として当地域で多くを占める飼料作物（多年生牧草）の交付単価について新たに耕起と播種を行わない圃場は35,000円/10aから10,000円/10aに引き下げる改正が行われたが、当中山間地域では特に畑に合わず農業経営が一層厳しくなり、耕作放棄地の増加、農地流動化の阻害要因、無駄な労力と経費の増大となる。 市としての考えと対策を問いたい。	【農林部長】 水田活用の直接支払交付金の見直しについては、市としても大変重要な問題と捉えている。 この件に関しては、4月16日に花巻市から国に対し、水田活用の直接支払による支援を現在と同じ水準で今後も継続するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」を撤回する内容で要望書を提出したところである。 5月25日には、農林水産省本省と花巻市との意見交換会を行い、その際に花巻市としての意見を申し上げたところである。具体的には、水田活用の直接支払交付金の見直しにより、「小麦や大豆の経営が成り立たなくなること」、全国に先駆けて組織化した「集落営農組織が崩壊となる可能性があること」、中山間地域をはじめとして、「耕作放棄地の増加が懸念されること」、多年生牧草の助成単価の減額により、「自給飼料の確保が危惧されること」を伝えたところである。 6月1日には、市長が県選出国会議員と岩手県市長会との行政懇談会に出席し、今回の見直しが「花巻市の現状には合っていないこと」、「食糧自給を確保するために農地を守るという方針に逆向していること」を伝えた。 また、今回の見直しについては、農業者の意見を聴くことが重要であると判断し、市や花巻農業協同組合で構成する花巻市農業推進協議会が主催となり、6月23日に市内農業法人や市内土地改良区の方々にお集まりいただき意見交換会を開催した。この意見交換会には、県側に駐在の農林水産省東北農政局岩手県現地本部職員も同席いただき、意見を集約していただいた。 この意見交換会の中で、「中山間地域など条件不利地域では、集落営農が組織できず小規模農家による経営体もいまだ数多くあるため、こうした地域での交付金の減額は、さらに引き受け手がなくなることが予想される」こと、「牧草の作付は耕作放棄地の発生防止や地域の農地の維持管理の側面もある」等を意見として申し上げたところである。 今回の見直しにより、水張りをしない転作作物すべての水田が、水田活用の直接支払交付金の対象からされるということになれば、これまで交付されていた産地交付金が大幅に減額となる可能性があるものと試算され、農家の経営に大きな影響があると思っている。 特に、東和地域で多くを占める飼料作物（多年生牧草）については、中山間地域に多い畜産農家は大規模な草地を有しておらず、水田を貸し借りしながら転作作物として牧草を作付けすることにより、自給飼料を確保していると云う方針であり、今回の見直しで、多年生牧草の転作作物助成が減額されることにより、地主への賃借料が支払いできず、土地を地主へ返却し、水田で牧草生産を行うことができなくなる畜産農家も出てくることが予想される。草地を有しない畜産農家は、自給飼料の確保が危惧される状況であり、さらには世界情勢を背景とした飼料価格が高騰し、畜産農家の経営が圧迫されていることから、現在、市では支援策を検討しているところである。 このようなことから、水田活用の直接支払交付金については、、国に対して直接または市長会等を経由して、5年間水張りされない水田を交付対象外とする方針の見直しや、多年生牧草栽培にかかる交付単価の見直しを含め、農業者及び地方自治体などと十分に協力・協議し、農地および農業の維持に繋がる施策となるよう、要望しているところである。 今回の水田活用の直接支払交付金の見直しについては、市内の農業の現状に合っていないことや不安な点が多数あることから、市としては、農業者や岩手県と十分に協力・協議し、農地及び農業の維持に繋がる施策となるよう国に対して、今後粘り強く働きかけていきたい。 【市長】 農林水産省の考え方は、5年以上、畑作をするのであれば水田ではなくなるので、水田活用の直接交付金の対象外とするというものである。 現在は内安が進行している状況であり、今後食料の輸入が難しくなる可能性もあることから、食料自給率を下げないために農地を守ることが重要であるが、農地を守るためには農家の方々の生活を維持することが必要である。このことから、市では、水田担当部署だけでなく、農地を守る観点から担当の部署にも検討していただくべきと、農林水産省に対して話をしている。 また、5年間水張をしない水田について、畑として扱う場合にも同じように補助金を出してもらえればよいが、それだけの問題でもない。土地改良区の収入のほとんどは経常賦課金であり、水田ではなく畑として扱う場合には経常賦課金を請求できないことになり、土地改良区自体の経営が成り立たなくなる。その結果として、主食用米を作っている水田も今まで広おりにいかなくなることから、転作により畑地となった農地についても、稲作を守るという観点からの支援を続ける必要があると考えており、引き続き県選出国会議員や国に働きかけていきたい。 市でできる支援には限界があるが、今現在は財政的に少し余裕があるため、市独自の支援も進めていきたいと考えており、今後とも意見をいただきたい。	花巻市として、大変重要な問題であると認識しており、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金による支援を現在と同じ水準で今後も継続するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」に対する見直しについて、将来にわたり、生産者の所得が減少せずに意欲を持って安定的な生産活動や農地の維持に取り組めるような新しい支援策を講じるよう、市長会や県、県選出国会議員などに働きかけながら、様々な機会を通じて国に対し要望活動等を行ったところである。 国では「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」について、令和4年11月8日の閣議決定により、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援を充実すること、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決津金等を支援すること、また「令和5年度に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上たん水する農地を交付対象とし、たん水時期に関する基準は設けない方針としたが、食料自給に必要な農地維持及び農業の維持には十分ではないものもあり、今後5年（R4～R8）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを行っていただきたいことを様々な機会を通じて国に対し要望していく予定である。 飼料作物については、令和4年9月補正にて「飼料購入緊急支援事業」を予算措置し、畜産物の生産を目的として購入した輸入粗飼料、国産粗飼料、配合飼料購入経費の一部を支援したところである。 【実績】 ・R4.4月～9月購入分の補助件数　113件　18,858,053円 ・R4.10月～12月購入分の補助件数　109件　14,614,113円 ・R5年1月～3月購入分については R5年度～14,740千円を繰越し補助する。 ・R5年度購入分については44,442千円を予算措置済み。	完了
146	R4.7.29	市政懇談会	成島	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙投票所の集約と投票時間の繰り上げ（短縮）について	北成島地区の投票所であった「東和高齢者創作館」が閉館になり、成島振興センターが投票所となっている。この機会に南成島（中内第1行政区）と茂谷・小倉（中内第2行政区）の投票所である「南成島ふれあいセンター」を離して成島振興センター1ヶ所にしたいというのが岡地区長の意向であるが、市の考え を伺いたい。 また、投票時間に関しては期日前投票も定着しているので、花巻市として時間帯を2時間繰り上げて午後5時にするということについてはどうお考えなか。	投票所は市内に全部で82か所あり、合併前からの地区の事情や歴史など、さまざまな経緯によって設置している。 費用面の削減は必要であることから、可能なかぎり公共施設を利用しながら、選挙・投票を進めさせていただいている。これまで、施設が古くなってきて投票所を変更した事例はあるが、統合した事例はない。今回の選挙の際に、当該地区の説回をしたが、車では2～3分くらいであり遠くないという印象を持ったが、徒歩であればちょっと辛いと思われる。 投票所に従事した市職員に話を伺ったところ、車を運転できない方でも家族に乗せられてくるので、統合することについて、あくまで私見であるがあまり問題はないのではないかとの意見であった。 投票所を統合する場合、投票所までの移動の問題や、投票所が遠くなることにより投票率が低下するのではとの懸念があるが、地区の総意として、統合しても問題ないという意見をいただけるのであれば、統合するという検討の余地は十分にあると思っている。 今後は、本来であれば市全体を見渡すことが正しい方法かもしれないが、地区の総意であったということで成島地区からモデル的に検討していこともっての方法であると考えている。北成島と南成島の方がお集まりになる機会にお声がけいただければ、少し時間をいただいてお話を伺い、統合という方向に進めば、選挙管理委員会事務局において、検討を進めてまいりたいと考えているので、遠慮なく相談いただきたい。 投票時間については、公職選挙法により、午前7時から午後8時までを投票時間と規定されている。また、投票に支障がない場合は、投票所の閉鎖時刻を4時間まで早められることから、午後4時までは短縮可能となっている。 しかし、市全体や成島地区の時間別投票率を見ると、選挙の種類によっても異なるが、午後5時から7時までに投票する方が3%から5%程いるという結果となっており、午後5時までとすることはなかなか難しいと考えている。 また、県内で午後5時までとして実施している自治体はなく、遠野市では一部午後6時としているところもあるが、山間地であるなどの理由があるものと理解している。 現状、花巻市では、閉鎖時刻を1時間早めて午後7時として行っており、確かに閉鎖時刻を午後5時までとすると、投票管理者・立会人や費用面でも負担軽減になることは理解できるが、投票率を考えると現状の午後7時までということで続けさせていただきたい。	投票所は市内に全部で82か所あり、合併前からの地区の事情や歴史など、さまざまな経緯によって設置している。 費用面の削減は必要であることから、可能なかぎり公共施設を利用しながら、選挙・投票を進めさせていただいている。これまで、施設が古くなってきて投票所を変更した事例はあるが、統合した事例はない。 今回の選挙の際に、当該地区の説回をしたが、車では2～3分くらいであり遠くないという印象を持ったが、徒歩であればちょっと辛いと思われる。 投票所に従事した市職員に話を伺ったところ、車を運転できない方でも家族に乗せられてくるので、統合することについて、あくまで私見であるがあまり問題はないのではないかとの意見であった。 投票所を統合する場合、投票所までの移動の問題や、投票所が遠くなることにより投票率が低下するのではとの懸念があるが、地区の総意として、統合しても問題ないという意見をいただけるのであれば、統合するという検討の余地は十分にあると思っている。 今後は、本来であれば市全体を見渡すことが正しい方法かもしれないが、地区の総意であったということで成島地区からモデル的に検討していこともっての方法であると考えている。北成島と南成島の方がお集まりになる機会にお声がけいただければ、少し時間をいただいてお話を伺い、統合という方向に進めば、選挙管理委員会事務局において、検討を進めてまいりたいと考えているので、遠慮なく相談いただきたい。 投票時間については、公職選挙法により、午前7時から午後8時までを投票時間と規定されている。また、投票に支障がない場合は、投票所の閉鎖時刻を4時間まで早められることから、午後4時までは短縮可能となっている。 しかし、市全体や成島地区の時間別投票率を見ると、選挙の種類によっても異なるが、午後5時から7時までに投票する方が3%から5%程いるという結果となっており、午後5時までとすることはなかなか難しいと考えている。 また、県内で午後5時までとして実施している自治体はなく、遠野市では一部午後6時としているところもあるが、山間地であるなどの理由があるものと理解している。 現状、花巻市では、閉鎖時刻を1時間早めて午後7時として行っており、確かに閉鎖時刻を午後5時までとすると、投票管理者・立会人や費用面でも負担軽減になることは理解できるが、投票率を考えると現状の午後7時までということで続けさせていただきたい。	完了
147	R4.7.29	市政懇談会	成島	教育部	学校教育課	コミュニティスクールへの地域としての支援のあり方について	成島地域では中山間地域ということもあり、少子高齢化が進行しているが、子供たちは地域の財産であり、地域の今後を担っていく大事な存在であると思っている。 最近では、地域でのふれあいが少なく、人との交流が少なくなっている。 こうした状況から地域として、これからの教育を考えた場合、コミュニティスクールが非常に大事になってくるのではないかと思っている。 コミュニティスクールの内容と、私たちの役割を教えていただきたい。	国では「社会に開かれた教育課程」を教育改革の柱とし、地域の力を活かした学校づくりを進めようとしており、その手法となるのがコミュニティスクールである。 これまでも学校は、PTAや岩手県で盛んに続けられている教育振興運動、地域コミュニティの活動に支えられ、運営されてきた。最近では、様々な場面で評議員から意見を伺う学校評議員制度があるほか、10年位前までは岩手型コミュニティスクールという取り組みをしてきた。これまで行ってきたどの活動についても一定の成果があったところではあるが、総じて学校経営に対する接点が断片的であり、より一体化して、地域の方々に参画をしていただき、教育活動の充実を図ることが大事である。 また、昔は地元出身で様々な事を知っている先生方がそれぞれの学校にたくさんいたが、現在はそういった先生方がいない状況である。さらに、毎年教員の異動があり、PTA等の役員も変わっていく中で、継続性や持続性が弱くなってきていることから、地域の方々の参画を強化しようというものである。 子どもの教育に関しては、小学校と中学校で別々に考えるのではなく、9年間を通して、子供たちを育て、支えてほしいという考えもある。 このような中で、平成28年に法改正が行われてこのコミュニティスクールというものが始まった。 コミュニティスクールは、「学校運営協議会」を設置ことが要件になっており、この協議会は、PTA会長や教育振興運動実践協議会の会長、民生児童委員など学校運営の改善に資する建設的な意見を述べる方々で構成されている。 花巻市ではコミュニティスクールを始める前に、地域連携事業として国の指定を受け、矢沢、湯口、湯本といった地区で何年か準備期間として実施していただき、中学校学区単位で準備が整った地区から始めようということで進めており、現在東和地区を含めて、6つの中学校学区でスタートしている。 東和地区のコミュニティスクールにおいても小中学校が接続する形で始まり、東和地区には様々な歴史や文化をはじめとした教育財産があることから、これらを活用した事業を検討していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、事業を行うことができなかった。 また、東和地区にはちょうどのコミュニティ会議があり、中学校区の範囲が広いということから、まずはパイプ作りなどをするための会議が必要であったが、なかなか開催できなかった。そのような状況において、今年は東和小中学校の子供たちが通学する場面でのあいさつ、安全な登下校に重点を置き活動することとした。 花巻のコミュニティスクールの特色の一つとして、地域をよく理解しきれていない学校の先生を補助するために、地域と学校を繋ぐ役割として、コーディネーターを配置している。 東和の場合は、地元にいらっしゃる方コーディネーターをお願いしており、6つのコミュニティ会議を回って、コミュニティスクールに関する周知や、地域でのイベント等の情報を学校に提供するなど、双方向での情報交換をしていただくことといる。 コミュニティスクールは学校運営基本計画の承認と支援ということだけが捉えられているが、地域にとってもメリットがなければ意味がないと思う。少子高齢化により、昨年の東和町内の出生数が20人を切っており、子供たちは点在している状況である。このような状況だからこそ、次代を担う子供たちに対し、地域と一緒になってさまざまな教育財産を活かした活動をすることで、地域の良さを知り、自分も地域住民であるという意識も身につけさせたいと考えている。 コミュニティ会議で必要があれば、コミュニティスクールの説明をさせていただくほか、周知も図っていきたいと考えている。今後、学校から地域に対して「人材を紹介してほしい」、「学校で行事を検討する際の調整をしてほしい」などの要請があるかと思うが、その際にはぜひ受けていただきたいと思う。また、地域で課題となっている防災学習や伝統芸能の継承、部活動地域講師についても段階的に相談したいと思うので、その際は対応をお願いしたい。	国では「社会に開かれた教育課程」を教育改革の柱とし、地域の力を活かした学校づくりを進めようとしており、その手法となるのがコミュニティスクールである。 これまでも学校は、PTAや岩手県で盛んに続けられている教育振興運動、地域コミュニティの活動に支えられ、運営されてきた。最近では、様々な場面で評議員から意見を伺う学校評議員制度があるほか、10年位前までは岩手型コミュニティスクールという取り組みをしてきた。これまで行ってきたどの活動についても一定の成果があったところではあるが、総じて学校経営に対する接点が断片的であり、より一体化して、地域の方々に参画をしていただき、教育活動の充実を図ることが大事である。 また、昔は地元出身で様々な事を知っている先生方がそれぞれの学校にたくさんいたが、現在はそういった先生方がいない状況である。さらに、毎年教員の異動があり、PTA等の役員も変わっていく中で、継続性や持続性が弱くなってきていることから、地域の方々の参画を強化しようというものである。 子どもの教育に関しては、小学校と中学校で別々に考えるのではなく、9年間を通して、子供たちを育て、支えてほしいという考えもある。 このような中で、平成28年に法改正が行われてこのコミュニティスクールというものが始まった。 コミュニティスクールは、「学校運営協議会」を設置ことが要件になっており、この協議会は、PTA会長や教育振興運動実践協議会の会長、民生児童委員など学校運営の改善に資する建設的な意見を述べる方々で構成されている。 花巻市ではコミュニティスクールを始める前に、地域連携事業として国の指定を受け、矢沢、湯口、湯本といった地区で何年か準備期間として実施していただき、中学校学区単位で準備が整った地区から始めようということで進めており、現在東和地区を含めて、6つの中学校学区でスタートしている。 東和地区のコミュニティスクールにおいても小中学校が接続する形で始まり、東和地区には様々な歴史や文化をはじめとした教育財産があることから、これらを活用した事業を検討していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、事業を行うことができなかった。 また、東和地区にはちょうどのコミュニティ会議があり、中学校区の範囲が広いということから、まずはパイプ作りなどをするための会議が必要であったが、なかなか開催できなかった。そのような状況において、今年は東和小中学校の子供たちが通学する場面でのあいさつ、安全な登下校に重点を置き活動することとした。 花巻のコミュニティスクールの特色の一つとして、地域をよく理解しきれていない学校の先生を補助するために、地域と学校を繋ぐ役割として、コーディネーターを配置している。 東和の場合は、地元にいらっしゃる方コーディネーターをお願いしており、6つのコミュニティ会議を回って、コミュニティスクールに関する周知や、地域でのイベント等の情報を学校に提供するなど、双方向での情報交換をしていただくことといる。 コミュニティスクールは学校運営基本計画の承認と支援ということだけが捉えられているが、地域にとってもメリットがなければ意味がないと思う。少子高齢化により、昨年の東和町内の出生数が20人を切っており、子供たちは点在している状況である。このような状況だからこそ、次代を担う子供たちに対し、地域と一緒になってさまざまな教育財産を活かした活動をすることで、地域の良さを知り、自分も地域住民であるという意識も身につけさせたいと考えている。 コミュニティ会議で必要があれば、コミュニティスクールの説明をさせていただくほか、周知も図っていきたいと考えている。今後、学校から地域に対して「人材を紹介してほしい」、「学校で行事を検討する際の調整をしてほしい」などの要請があるかと思うが、その際にはぜひ受けていただきたいと思う。また、地域で課題となっている防災学習や伝統芸能の継承、部活動地域講師についても段階的に相談したいと思うので、その際は対応をお願いしたい。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【内容】未着手・継続中 or 完了
148	R4.7.29	市政懇談会	成島	商工観光部 教育部	商工労政課 教育企画課	子どもの進路選択と花巻市への企業誘致による工業振興について	新聞に花巻市の企業誘致のことが掲載されており、大変ありがたいことと思っている。 しかし、子供たちの数がどんどん減ってきていることから、盛岡市内でも高校が統合する話が出ており、今後高校の数が減少した場合、中学生の進路選択が難しくなると考える。 企業誘致もしたことで働く場はあるものの、それ以前の学校生活、高校生活をどのように過ごしたらよいか伺いたい。 また、花巻市においても、今後高校の統合があるのか、併せて伺いたい。	【市長】 数年前に県では、花巻南高校と花北青雲高校の学級数を一つずつ減らすという案を出されたが、市ではこれに反対した。子どもたちの選択肢をしっかりと守っていく必要があると考えており、同窓会や市の教育委員会も反対したことで、学級数の削減は取りやめになった。 中学校を卒業する子どもの数は花巻市の場合、約700人程となっているが、北上市では約800人であり、北上市の方が子どもの数が多い状況である。 しかしながら、高校に入った子どもの数では、花巻市は800人を超えており、北上市は700人ぐらいとなっている。この要因としては、花巻市の高校の評価が高く、北上市だけではなく、他市町村から入る子どもの数が多いことが挙げられる。 花巻北高校や花巻南高校、花北青雲高校についても、花巻市外からの入学者が多く、大迫高校については特殊な高校ではあるが、市外からの入学者もいる。私立の花巻東高校では、定員以上の子どもが入学しており、その多くは市外の子どもである。さらに、花巻農業高校は宮沢賢治ゆかりの高校であり、幾多の卒業生を輩出していることから、絶対に守っていかなくてはいけないと思っている。 このように花巻市の高校の評価が高いことから、花巻市内の子どもたちを含めて、市内の高校で選択する余地が多い状況である。市としてこれは大事なことと捉えており、花巻市では高校へ様々な支援を行っている。 現在、教育長を中心として、花巻北高校を中高一貫校にして、一開第一高校のように進学のための勉強を一生懸命頑張りたいという子どもについて、市内だけではなく市外の子どもたちにも入ってもらえるような学校にしようと要望等を行っている。 花巻市は北上市より子どもの数の減少が大きく、北上市は全体的に若い街であることから、何もしないでいると花巻の高校に入る子どもの数は減少するおそれがあり、将来的に統合や学級数を減らされるということになる可能性がある。そのような状況にならないために、市としては、市内の高校について今以上に特色のある学校となるように、県教育委員会への働きかけていくほか、できる支援をしていかなくてはいけないと思っている。 市内の高校が減り、子供たちの選択の余地がなくなることで、市外に出て行かなくてはいけない子どもが増えないよう、教育委員会と協力して頑張っている状況である。 また、高校卒業後の就職先を見ると、花巻の高校を卒業した方は花巻市内に残る方が非常に多く、市内への就職は50%を超えており、県内に残る方は90%程である。 黒沢尻工業高校は、県外に出て行く子供たちが多くなっており、北上市と比較して花巻市の場合は、県内に就職する方が多い状況である。そういう意味でも花巻市の高校は大事にしていく必要がある。 【教育長】 昨年の中学校3年生の人数は花巻市が898人、北上市が約1000人であり、北上市の3年生が多い。しかし、高校3年生の数を比較すると、花巻が951人、北上が838人ということで、花巻の高校に通っている子どもが多い状況である。新聞の報道を見ると、一戸高校と福岡工業高校が再来年度統合するという話が出ている。県の中学校の卒業生の数を見ると、この10年で2300人ぐらい少なくなっている状況である。学校が小規模化して、適切な環境で勉強ができないということも統合等が行われる背景になっていると思うが、花巻市内の学校を見ると、例えば花北青雲高校では、商業と情報関係の工業系、花巻農業高校では、農業関係や環境、土木関係など専門的な学科がある。そして花巻北高校、花巻南高校とシステムが若干違うが普通科として、特に花巻南高校は地元への就職率が非常に高くなっている。花巻東高校は、様々な面で実績を上げている。 大迫高校については、もちろん花巻の街中に出てくる子どももいるが、大迫高校までしか通えない子どももたくさんいる。確かに大迫高校の入学者は少ないが、大迫町外から入ってくる子どもを増やすために、地元で一生懸命運動していただいており、県外からの留学生も入ってくるようになった。本日、大迫高校のオープンスクールという中学校3年生を対象とした説明会があり、約60名に参加いただいた。県外からは福島県、千葉県に住む親子にも参加いただいたほか、オンラインでは静岡県の子どもも参加し、関心を示していた。県外からの子どもの入学が増えた際には、泊まるところがないため、大迫町内のホテルを探にするなど環境を整えて、少しずつ子ども達を受け入れる準備を進めているところである。 花巻の子どもの進路選択の傾向としては、普通科を選ぶ子どもが多くなっている。市内に工場があるので工業系の学校を作れればよいという考え方もあるが、高校で普通科を選択した上で、工業系の学校に進んだり専門学校に入る子どもがかなり多いということで、花巻北高校や花巻南高校などの普通科高校についても支援していきたいと考えている。 また、県内の事例を見ると、例えば一関第一高校に付属中学校ができ、中高一貫のシステムとしてかなり成果を出している。花巻市としては、花巻北高校にそのシステムを導入したいということで、県に継続して要望をしている。花巻にある高校について、これ以上減らしてはいけないと考えており、より特色のある学校として、花巻の子どもたちの力を伸ばしていきたいという思いで、活動している状況である。 【商工観光部長】 企業誘致については、まちの活性化や雇用の場の創出につながるものであり、頑張っていきたいと思っている。 花巻市内には産業団地が14か所あるが、そのうち12か所は分譲が完了し、全体の分譲率は95.1%となっていることから、売る場所がないというのが現状である。そのため富士大学、和興産業付近で33ヘクタールある飲地を新しい産業団地の候補地として考えている。整備費用の面や、新しく企業を呼べるかという観点から、33ヘクタール全てを一度に整備することは難しく、まずは一番条件のよい12ヘクタールについて整備を実施することで予算を確保している。本年度は用地買収と設計を行い、来年度は埋蔵文化財の調査を行い、再来年度に工事をする予定としている。 また、既に分譲をしている企業についても、増設をしていただきたいと考えており、補助金の拡充などを随時行っている。 本日（7/29）新聞に工場増設として掲載された企業についても、拡充した補助金を利用して支援させていただいており、また、先日には花巻市が所有する市有地を同様に工場を増設する企業に売却した。様々な企業の方からお話を伺いながら、増設支援も拡充している。 企業立地に関する補助金について、これまでは工業系の用途地域に指定された土地を購入された場合に限っていたが、今回見直しを行い、東和と大迫について用途地域の指定がない地域でも支援をできるよう拡充している。	数年前に県では、花巻南高校と花北青雲高校の学級数を一つずつ減らすという案を出されたが、市ではこれに反対した。子どもたちの選択肢をしっかりと守っていく必要があると考えており、同窓会や市の教育委員会も反対したことで、学級数の削減は取りやめになった。 中学校を卒業する子どもの数を北上市と比べた場合、北上市の方が子どもの数が多い状況であるが、高校に入った子どもの数では、花巻市の高校のほうが多い。この要因としては、花巻市の高校の評価が高く、北上市だけではなく、他市町村から入る子どもの数が多いことが挙げられる。 花巻北高校や花巻南高校、花北青雲高校についても、花巻市外からの入学者が多く、大迫高校については特殊な高校ではあるが、市外からの入学者もいる。私立の花巻東高校では、定員以上の子どもが入学しており、その多くは市外の子どもである。さらに、花巻農業高校は宮沢賢治ゆかりの高校であり、幾多の卒業生を輩出していることから、絶対に守っていかなくてはいけないと思っている。 このように花巻市の高校の評価が高いことから、花巻市内の子どもたちを含めて、市内の高校で選択する余地が多い状況である。市としてこれは大事なことと捉えており、花巻市では高校へ様々な支援を行っている。 現在、教育長を中心として、花巻北高校を中高一貫校にして、一開第一高校のように進学のための勉強を一生懸命頑張りたいという子どもについて、市内だけではなく市外の子どもたちにも入ってもらえるような学校にしようと要望等を行っている。 花巻市は北上市より子どもの数の減少が大きく、北上市は全体的に若い街であることから、何もしないでいると花巻の高校に入る子どもの数は減少するおそれがあり、将来的に統合や学級数を減らされるということになる可能性がある。そのような状況にならないために、市としては、市内の高校について今以上に特色のある学校となるように、県教育委員会への働きかけていくほか、できる支援をしていかなくてはいけないと思っている。 市内の高校が減り、子供たちの選択の余地がなくなることで、市外に出て行かなくてはいけない子どもが増えないよう、教育委員会と協力して頑張っている状況である。 また、高校卒業後の就職先を見ると、花巻の高校を卒業した方は花巻市内に残る方が非常に多く、市内への就職は50%を超えており、県内に残る方は90%程である。 黒沢尻工業高校は、県外に出て行く子供たちが多くなっており、北上市と比較して花巻市の場合は、県内に就職する方が多い状況である。そういう意味でも花巻市の高校は大事にしていく必要がある。 令和3年度の中学校3年生の人数は花巻市が898人、北上市が約1000人であり、北上市の3年生が多い。しかし、高校3年生の数を比較すると、花巻が951人、北上が838人ということで、花巻の高校に通っている子どもが多い状況である。新聞の報道を見ると、一戸高校と福岡工業高校が令和6年度統合するという話が出ている。県の中学校の卒業生の数を見ると、この10年で2300人ぐらい少なくなっている状況である。学校が小規模化して、適切な環境で勉強ができないということも統合等が行われる背景になっていると思うが、花巻市内の学校を見ると、例えば花北青雲高校では、商業と情報関係の工業系、花巻農業高校では、農業関係や環境、土木関係など専門的な学科がある。そして花巻北高校、花巻南高校とシステムが若干違うが普通科として、特に花巻南高校は地元への就職率が非常に高くなっている。花巻東高校は、様々な面で実績を上げている。 大迫高校については、もちろん花巻の街中に出てくる子どももいるが、大迫高校までしか通えない子どももたくさんいる。確かに大迫高校の入学者は少ないが、大迫町外から入ってくる子どもを増やすために、地元で一生懸命運動していただいており、県外からの留学生も入ってくるようになった。令和4年度の大迫高校のオープンスクールでは、福島県、千葉県に住む親子など県外からの参加者を含めも約60名に参加いただいた。令和5年度は県外から6名の子どもが入学予定であることから、寮としている大迫町内のホテルを令和4年度に整備したところであり、今後の留学生の増加に対応できるようさらなる整備を行い、受け入れる準備を進めていきたい。 花巻の子どもの進路選択の傾向としては、普通科を選ぶ子どもが多くなっている。市内に工場があるので工業系の学校を作ればよいという考え方もあるが、高校で普通科を選択した上で、工業系の学校に進んだり専門学校に入る子どもがかなり多いということで、花巻北高校や花巻南高校などの普通科高校についても支援していきたいと考えている。 また、県内の事例を見ると、例えば一関第一高校に付属中学校ができ、中高一貫のシステムとしてかなり成果を出している。花巻市としては、花巻北高校にそのシステムを導入したいということで、県に継続して要望をしている。花巻にある高校について、これ以上減らしてはいけないと考えており、より特色のある学校として、花巻の子どもたちの力を伸ばしていきたいという思いで、活動している状況である。 企業誘致については、まちの活性化や雇用の場の創出につながるものであり、頑張っていきたいと思っている。 花巻市内には産業団地が14か所あるが、そのうち12か所は分譲が完了し、令和4年度末時点で全体の分譲率は96.1%となっていることから、売る場所がないというのが現状である。そのため富士大学、和興産業付近で33ヘクタールある飲地を新しい産業団地として整備する方針としている。なお、整備費用の面やすぐに新しく企業を呼べるかという観点から、33ヘクタール全てを一度に整備せず、まずは一番条件のよい12ヘクタールについて整備を実施するため、令和4年度は用地買収と設計を行い、来年和5年度は埋蔵文化財の調査を行い、再来年度に工事をする予定としている。 また、既に分譲をしている企業についても、増設をしていただきたいと考えており、補助金の拡充などを随時行っている。 また、既に分譲をしている企業についても、増設していただきたいと考えており、企業立地に関する補助金について、これまでは工業系の用途地域に指定された土地を購入された場合に限っていたものを東和と大迫について、用途地域の指定がない地域でも支援できるよう拡充した。なお、様々な企業の方からお話し、伺いながら、増設支援の拡充を随時検討している。 ※ R4.7.29の新聞に工場増設として掲載された企業についても、拡充した補助金を利用して支援させていただいたほか、昨年8月に工場を増設する企業に売却した市有地については、先日、当該企業の工場が完成したとお聞きしている。	完了
149	R4.7.29	市政懇談会	成島	東和総合支所 健康福祉部	地域振興課 健康づくり課	旧東和高校の活用について	旧東和高校は、今は建物だけが残っている状況だが、今後どのようになるのか。	東和高校は、土地や建物を県が所有していることから、処分方法については県の考え方になる。 空港の西側にある交流センターのように、花巻市が県から土地とか建物を無料でいただいている例もあるが、建物等を維持するためには多くの費用が必要になる。 さらに、イーハトーブ病院については、香林会という法人が病院自体を北上市に移転するという計画を発表した。この病院は約15年前に、労災病院が撤退すると決めた際に、5万人以上の花巻市民の署名を受けて、花巻市が土地建物を2億5000万円で購入したものである。また、そのほかにも設備の補助で2億円、運営費の補助等で数億円払っており、全部で8億円以上払って誘致した病院である。本来、イーハトーブ病院は脊椎損傷の治療もできる病院であったはずが、実際的には、高齢者が最後の時を迎える慢性期の病院となっており、ほとんど病院としての機能を果たせない状態になってしまった。医師もほとんどいない状況で、外来が1日あたり5人という感じになっており、市民の方々の強い要望があったところではあるが、要望通りの機能を果たしてもらえなかった。建物は安価で購入したが、市としてや後この建物をどうするかという問題が出てきており、解体する場合には数億円かかることは間違いない。また、病院の跡地は、場合によって土壌の改善のために大きなお金がかかる可能性もある。 このように、仮に無料で譲り受けられる土地や建物があった場合にも、明確な利用目的がないものについては、市として手を挙げて取得することは難しい。 東和高校の跡地についても、県が何からの用途で使うということであれば、望ましいことだと思う。また、県で建物を壊して更地にした上で、公園用地などに活用するために、市で土地だけを購入するということであれば、検討の余地はあると思うが、建物を残したまま花巻市で購入してほしいという話があったとしても、簡単に手を挙げることはできない。 市としては、県の動向を見るしかない状況であり、県は市以上に財政が厳しい状況のため、建物を壊して更地にすることはできないのではないかと思う。	【東和総合支所地域振興課】 東和高校は、岩手県が処分方法を決定するものであることから、その利用方法について、県に要望を継続していく。 【健康づくり課】 イーハトーブ病院については、医療法人杏林会が病院自体を北上市に移転するという計画を進めている。この病院は約15年前の労災病院が撤退すると決めた際に、5万人以上の花巻市民の署名を受けて、花巻市が土地建物を2億5000万円で購入したものである。また、そのほかにも設備の補助で2億円、運営費の補助等で数億円払っており、全部で8億円以上払って誘致した病院である。本来、イーハトーブ病院は脊椎損傷の治療もできる病院であったはずが、実際は高齢者が最後の時を迎える慢性期の病院となっており、ほとんど病院としての機能を果たせない状態になってしまった。医師もほとんどいない状況で、外来患者が1日当たり5人ほどになっており、市民の方々の強い要望があったところではあるが、要望通りの機能を果たしてもらえなかった。建物は安価で購入したが、市としてや後この建物をどうするかという問題が出てきており、解体する場合には数億円かかることは間違いない。また、病院の跡地は、場合によっては土壌の改善のために多額の費用がかかる可能性もある。	継続中
150	R4.7.29	市政懇談会	成島	建設部	都市政策課	デマンドタクシーについて	デマンドタクシーについて、「今日は田瀬に行くからも予約は受けられないと言われることがある。デマンドタクシーは使いやすいと思っていたが、意外とそうでもないと感じている。	今度の10月からAIを利用したシステムを導入する予定としており、これによって効率的な運行経路をシステムが判断し、乗合率を高めることができるようになる。 その結果として、今のように断りすることが少なくなれば良いと思うが、車の台数が限定されているため、今後もお断りせざるを得ない状況は出てくると思う。 デマンドタクシーを運行しているのは市内の一部の地域だけであり、現在運行していない地域においてもデマンドタクシーを広げていく必要があるため、東和地域において制度をさらに充実することができるかは、現段階では分からない。	令和4年10月からAIを利用したシステムを導入しており、これによって効率的な運行経路をシステムが判断し、乗合率を高めることができるようになる。 その結果として、今のように断りすることが少なくなれば良いと思うが、車の台数が限定されているため、今後もお断りせざるを得ない状況は出てくると思う。 デマンドタクシーを運行しているのは市内の一部の地域だけであり、現在運行していない地域においてもデマンドタクシーを広げていく必要があるため、東和地域において制度をさらに充実することができるかは、現段階では分からない。	完了
151	R4.7.29	市政懇談会	成島	建設部 東和総合支所	道路課 地域振興課	小通川のヨシ・葦の処理について	小通川に、ヨシや葦がいっぱい生えている。この件に関して3、4年前に市政懇談会で話が出て、要望書を出しているとだったが、どうなっているのか。	簡単にできるものであれば対応するが、市全体で同じような状況になっている場所が相当あり、全部できるかというと難しい。できる範囲で対応していきたい。	広範囲であることから、令和5年度より、数年に分けて実施する。	継続中
152	R4.7.29	市政懇談会	成島	建設部	都市政策課	JR釜石線の存続について	釜石線がローカル線存続の関係で騒がれている。東和住民からすれば、釜石線がなくなると困ると思っているが、市の考えを教えていただきたい。	釜石線が赤字であることは間違いないが、JRでは都会の利益で田舎の赤字を埋めるという考えを持っており、コロナ禍においてJRは非常に厳しい状況になっているが、JR東日本全体が赤字であっても、会社がつぶれるほどの金額ではないと思っている。 そのような状況の中で、県内でも利用率の低い路線について、今後どのような対応をするのか話し合われる可能性があるが、相対的にみて特にひどい状況ではなく、釜石線は残るものと思っている。 花巻駅の橋上化も含めて、釜石線を使いやすくすることは釜石線存続のためにも意味のある事であるため、できることはやっていきたいと思っている。	釜石線が赤字であることは間違いないが、JRでは都会の利益で田舎の赤字を埋めるという考えを持っており、コロナ禍においてJRは非常に厳しい状況になっているが、JR東日本全体が赤字であっても、会社がつぶれるほどの金額ではないと思っている。 そのような状況の中で、県内でも利用率の低い路線について、今後どのような対応をするのか話し合われる可能性があるが、相対的にみて特にひどい状況ではなく、釜石線は残るものと思っている。 花巻駅の橋上化も含めて、釜石線を使いやすくすることは釜石線存続のためにも意味のある事であるため、できることはやっていきたいと思っている。	完了
153	R4.7.29	市政懇談会	成島	総合政策部	人事課	市職員の行事などの参加について	市職員が市の情勢や市の広報など確認していないのではないか。自分の部署の行事は把握していても、その他のところは全く分かっていないのではないか。また、市の行事で市職員が参加しないという声も聞かれる。	東和町時代は、職員が土日も含めて地域に入って行って活動されていたと思うが、今は職員に土日も出て仕事をするよう指示することはできない。休みの日や勤務時間以外も仕事をするということができない世の中になってきており、昔の東和町のように、職員に対してそういった活動を強制することはできないと思っている。土日の活動に参加する必要がある場合には勤務として出勤し、その代わりとして平日に休みを取るという形で対応していきたい。	東和町時代は、職員が土日も含めて地域に入って行って活動されていたと思うが、今は職員に土日も出て仕事をするよう指示することはできない。休みの日や勤務時間以外も仕事をするということができない世の中になってきており、昔の東和町のように、職員に対してそういった活動を強制することはできないと思っている。土日の活動に参加する必要がある場合には勤務として出勤し、その代わりとして平日に休みを取るという形で対応していきたい。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方 未着手・継続中 or 完了
154	R4.8.2	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	各組織の見直しについて	当地域では、地区代表として各団体の役員を選出する際に、核家族化及び高齢化世帯が増加していたため、引き受け手が少なく、選出が難しいという状況が生じている。このような状況を踏まえ、地域から選出する各組織（防犯協会や交通安全協会など）の役員などの見直しが必要ではないかと思われる。また、新型コロナウイルス感染の終息がまだ見込めない状況下で、様々な組織の活動はどうすべきか検討する必要があるのではないかと考える。	各地域には、地域の方々がそれぞれ目的を持って組織した各種団体が数多くあるが、人口減少・高齢化による担い手不足や、区長等の特定の方への役職の集中による負担増大については認識しており、他地区の市政懇談会や区長会、コミュニティ会議と市との協議の場において、同様の意見を承っている。市では、地域自治の課題を把握し、今後のあり方について意見交換を行うために有識者と庁外の各種団体、福祉関係等からなる懇談会を平成30年度と令和元年度に開催し、各種団体の役を減らすことなどの意見をいただいている。 しかし、各種団体の役員を見直すためには、次の課題があると考えている。 一つ目は、市が事務局として関与しない団体や上部団体の規約変更を伴う場合などは、市や一地域だけでは役員数の見直しが不可能であること。 二つ目は、市が事務局を務める団体であっても、上部団体や他の構成団体との整合性を図る必要がある場合や、地域によってその活動、注力の度合い、成果が異なることから市が一律に役員数の削減を示すことは地域に混乱をもたらすおそれがあること。 三つ目は、役員になった方と活動をあまり承知していない一般の方とでは、活動のとらえ方が異なり、団体や役員を含む関係者の功績や地域での役割を否定的に受け止められかねないこと。 四つ目は、交通安全や防犯などについては、市や警察などの限られた人員で地域の実情に合わせたきめ細やかな支援が難しいこと。 以上の4つの課題があると考えている。したがって、各種団体や役員、地域住民にとってそれぞれふさわしい体制が異なるので、当市や上部団体を含めた関係者と慎重に検討する必要があると認識している。全国的には、本市のコミュニティ会議に相当する団体が、各種団体の課題を話し合う場を設け、役員数の削減を進めた事例があるが、地域の方々がどのように考えているかが重要である。 こうしたことから、役員の見直しについては、当市や上部団体の担当者を交えた各種団体の関係者や役員等との話し合いが必要であると認識しており、コミュニティ会議が話し合いの場を設ける場合の当市の支援としては、NPO等による支援があるので、役員の見直しの方向性や具体的な目標や計画の全面形成についての支援は可能であると認識している。 また、上部団体の規約等から役員数の見直しができない場合が推測されるが、その場合は、問題の発端である、役員の受け手が少ないという課題に対して、事業や会議のうち必要性や効果が小さいものの削減・縮小や、効率性や効果を上げるための事業等の集約による役員の負担軽減が有効な対策になりうると考えている。 次にコロナ禍での各組織の活動の進め方については、基本的な感染対策である、密閉・密集・密接の「三密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」「換気」などの終了時期を、現時点では見通せないことから、当面は新型コロナウイルス感染拡大以前の活動に戻せない場合もありうると認識している。こうしたことから、市では、オンラインによる会議や生涯学習などの講座に対応するため、花巻中央や花西振興センター等に、6.5インチの大型モニターとパソコン等を設置しており、また、コミュニティ会議の活動の支援として、7月27日開催のコミュニティ会議情報交流会で、遠野市小友町まちづくり協議会のYOUTUBEによる文化祭の配信や運営する飲食店テイクアウト事業を紹介し、コロナ禍での活動の検討の機会を提供している。 各種団体役員の負担が大きいという声がある中で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながらの活動はさらに負担を強いることになりますが、他の自治体の事例を参考にすることやNPO等の支援による各種団体の活動の見直しが1つの有効な手段になると認識している。	各地域には、地域の方々がそれぞれ目的を持って組織した各種団体が数多くあるが、人口減少・高齢化による担い手不足や、区長等の特定の方への役職の集中による負担増大については認識しており、他地区の市政懇談会や区長会、コミュニティ会議と市との協議の場において、同様の意見を承っている。市では、地域自治の課題を把握し、今後のあり方について意見交換を行うために有識者と庁外の各種団体、福祉関係等からなる懇談会を平成30年度と令和元年度に開催し、各種団体の役を減らすことなどの意見をいただいている。 しかし、各種団体の役員を見直すためには、次の課題があると考えている。 一つ目は、市が事務局として関与しない団体や上部団体の規約変更を伴う場合などは、市や一地域だけでは役員数の見直しが不可能であること。 二つ目は、市が事務局を務める団体であっても、上部団体や他の構成団体との整合性を図る必要がある場合や、地域によってその活動、注力の度合い、成果が異なることから市が一律に役員数の削減を示すことは地域に混乱をもたらすおそれがあること。 三つ目は、役員になった方と活動をあまり承知していない一般の方とでは、活動のとらえ方が異なり、団体や役員を含む関係者の功績や地域での役割を否定的に受け止められかねないこと。 四つ目は、交通安全や防犯などについては、市や警察などの限られた職員で地域の実情に合わせたきめ細やかな支援が難しいこと。 以上の4つの課題があると考えている。したがって、各種団体や役員、地域住民にとってそれぞれふさわしい体制が異なるので、当市や上部団体を含めた関係者と慎重に検討する必要があると認識している。 全国的には、本市のコミュニティ会議に相当する団体が、各種団体の課題を話し合う場を設け、役員数の削減を進めた事例があるが、地域の方々がどのように考えているかが重要である。 こうしたことから、役員の見直しについては、当市や上部団体の担当者を交えた各種団体の関係者や役員等との話し合いが必要であると認識しており、コミュニティ会議が話し合いの場を設ける場合の当市の支援としては、NPO等による支援があるので、役員の見直しの方向性や具体的な目標や計画の全面形成についての支援は可能であると認識している。 また、上部団体の規約等から役員数の見直しができない場合が推測されるが、その場合は、問題の発端である、役員の受け手が少ないという課題に対して、事業や会議のうち必要性や効果が小さいものの削減・縮小や、効率性や効果を上げるための事業等の集約による役員の負担軽減が有効な対策になりうると考えている。 次にコロナ禍での各組織の活動の進め方については、3月末現在、振興センター等では故酒を伴う懇談会や親睦会の利用を許可していないなど、新型コロナウイルス感染者の状況によるが、当面は新型コロナウイルス感染拡大以前の活動に戻せない場合もありうると認識している。こうしたことから、市では、オンラインによる会議や生涯学習などの講座に対応するため、花巻中央や花西振興センターを除いた振興センター等に、6.5インチの大型モニターとパソコン等を設置しており、また、コミュニティ会議の活動の支援として、令和4年7月開催のコミュニティ会議情報交流会で、遠野市小友町まちづくり協議会のYOUTUBEによる文化祭の配信や運営する飲食店テイクアウト事業を紹介し、コロナ禍での活動の検討の機会を提供した。 各種団体役員の負担が大きいという声があるなか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながらの活動はさらに負担を強いることになるが、他の自治体の事例を参考にすることやNPO等の支援による各種団体の活動の見直しが1つの有効な手段になると認識している。	完了
155	R4.8.2	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	各種組織の活動の効果について	各種組織における活動の効果確認はしているか	（地域振興部長） 全組織の活動を把握できるわけではないので、活動の効果は把握できないが、各種団体はそれぞれの地域で必要とされている活動を行い、必要とされている団体であると認識している。 （市長） 2年前に役員のなり手不足などの地域課題解消の対応として、各種団体の統合等も含めた見直しについて各地域に働きかけたが、地域ではそれぞれ必要な団体であるという結果であった。市の方から必要のない団体という話はできない問題であり、課題解決に上手く結びつかなかったという認識である。	全組織の活動を把握できないので、活動の効果を把握していないが、各種団体はそれぞれの地域で必要とされている活動を行っているので、必要とされている団体であると認識している。 なお、2年前に役員のなり手不足などの地域課題解消の対応として、各種団体の統合等も含めた見直しについて各地域に働きかけたが、地域ではそれぞれ必要な団体であるという結果であった。市の方から必要のない団体という話はできない問題であり、課題解決に上手く結びつかなかったという認識である。	完了
156	R4.8.2	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	各組織の見直しについて	各種団体の役員選出に苦労していたが、業務内容をある程度見える化して示すようにしたところ、嫌がらずに引き受けてくれる方が増えた。	コメントなし		
157	R4.8.2	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	地域ビジョンの作成について	当委員会では、今年度地区ビジョンの見直しを実施することとしている。より多くの地域の皆さんの意見、特にも次世代を担う若年層の意見等を集めた、地域の皆さんが地域づくりにかかわっていただきながら、将来のまち（好地地区）はどうあるべきか等、話し合い意見を出し合ってつくりあげることが必要と考えるが、どのように進めれば効果的な成果が得られるか伺いたい。	地区ビジョンは、コミュニティ会議が主体となって、地域の資源の活用や課題の解決について検討した上で、地域の目指す長期的な将来像を表したものであり、その策定状況は、27地区全てで策定済みであり、この地区ビジョン実現に向けた活動を支援するのが地域づくり交付金であった。地区ビジョンもその時宜に合わせ見直すことも、また計画期間が終了したことで新たに策定することも、ある。直近5年間に計画年度の終了による策定を行った地区は、平成29年度を開始時期とする小山田、同じく平成31年度と令和元年度には花南、湯口、大迫、内川目、令和2年度には土沢、成島、田瀬、そして今年度については湯口と浮田が策定済みであり、石鳥谷地域では、八重畑が策定を検討していると聞いている。 平成24年度に策定された「好地地区まちづくりビジョン」は、より地域住民の意見が反映されるよう、地域内住民を対象としたアンケートを実施しその結果を反映させるとともに、好地地区まちづくり委員会内にある「生活安全」「保健福祉」「産業振興」「環境整備」「教育振興」の5つの部会ごとに、KJ法やブレンストーミングなどの手法を用い、様々な課題を整理し議論を重ね、基本目標の「地区民の参画・連携・協働による明るく住み良い郷土を目指して」に基づいた部会ごとの目標を設定し、具体的な取り組み事項を作成するなど、きめ細やかなビジョンとなっていると認識している。 花南、湯口、内川目では、コミュニティ会議に対しNPO等が地域づくりのノウハウの提供等を行うことで活動を支援する地域づくりサポート事業を活用し、地区ビジョンを作成しており、その主な支援としては、NPO等とコミュニティ会議役員との間で、話し合いの内容や実施方法、スケジュール等の協議や、NPO等によるワークショップでのファシリテータである。また、花南において地区ビジョンの検討を行った際は、コミュニティ会議の役員や事門部会員の他、まちづくりを担う人材育成を行う「上盛協働塾」のメンバー、公募の住民、富士大学生が検討を行うことになっていたが、公募者が少ないことが見込まれたことから事前にPTA役員を個別に勧誘し多角的な検討ができたと聞いている。 地区ビジョンの策定に当たっては、どのように多くの住民から意見を集めるかと、どのように意見を整理するかということが重要であり、そのためには、本市ではNPO等から支援を受けることが効果的な手段の1つであると認識している。 なお、直近5年間の間では湯口等では市の地域サポート事業を活用せずに策定しており、NPOの支援を受けずに取り組んでいるコミュニティ会議もある。好地地区まちづくり委員会として、新たな地区ビジョンを策定し、地域づくり活動を推進していくということになれば、全国的な優良事例の紹介等もできるので、地域支援室に相談していただきたい。	好地地区では、令和4年度に地区ビジョンの見直しを実施するため、多くの地域の皆さんの意見の集約及び具体的な実践に向けたアクションプラン策定に向けた話し合いを行い市としても地域づくりサポート事業を活用いただき、これを支援した。 令和5年度は、引き続き令和4年度に実施し集約したアクションプラン案を踏まえ、まちづくり委員会の部会内で検討し、今後の活動の方向性を計画し、新ビジョンを策定する予定と伺っており、継続して地域づくりサポート事業の活用を希望されていることから、市としても引き続き当該事業により支援していく。	完了
158	R4.8.2	市政懇談会	好地	地域振興部	地域づくり課	地域の活動への評価について	地域の活動について、評価はどのようになっているか。一般には公表しないのか。	（地域振興部長） 各地域では地域課題や将来の目指す姿などを基に地域ビジョンを策定しており、市では地域ビジョン達成のために活用していただくため、地域づくり交付金を交付している。地域の活動に関する評価については、各地域において、交付金を活用することで地区ビジョンの達成にどの程度近づいたかを検討していただいていると認識している。市では地域づくり交付金について、どのような使い方をしたか、交付金を活用してどのような課題が解決されたかということは確認しているものの、活動の成果に点数をつけたり、他の地域と比較するようなことはしていない。地域課題やビジョンの方向性もそれぞれ違いがあるため、同じ基準で評価することは難しいと考える。 各コミュニティでの課題や問題解決に向けては、情報交換会等で意見をいただいており、市も一緒に考えていきたい。 （市長） 市が各コミュニティ組織での活動内容について評価することはできないため、各コミュニティ組織の中で、実施した活動について評価し検討していただくことが大事である。その上で、市が各地域の活動に関する情報を公表し、各コミュニティ組織がそれを参考にするということについては、担当課で検討していく。	各地域では地域課題や将来の目指す姿などを基に地域ビジョンを策定しており、市では地域ビジョン達成のために地域づくり交付金を交付している。地域の活動に関する評価については、各地域において、交付金を活用することで地区ビジョンの達成にどの程度近づいたかを検討していただいていると認識している。市では地域づくり交付金について、どのような使い方をしたか、交付金を活用してどのような課題が解決されたかということは確認しているものの、活動の成果に点数をつけたり、他の地域と比較するようなことはしていない。地域課題やビジョンの方向性もそれぞれ違いがあるため、同じ基準で評価することは難しいと考えている。 したがって、各コミュニティ組織が、実施した活動を評価し検討していただくことが大事である。その上で、市が各地域の活動に関する情報については、広報やホームページ、3月に開催したコミュニティ会議と市との協議の場で共有しているので、各コミュニティ組織がそれらの情報を参考にしていると認識している。	完了
159	R4.8.2	市政懇談会	好地	農林部	農政課	耕作放棄地の活用方法について	農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地は増加しており、そのまま管理せずに放置された場合、雑草が生え害虫や有害鳥獣などが発生するなど、環境への悪影響が懸念される。農地管理については農地法の規定が有ることはわかるが、何らかの助成制度を用い、地元農家総合等が適正に農地を管理することはできないものか伺う。	国では、平成30年度以降「耕作放棄地」の解消事業を廃止している状況であったが、今年度より、農地中間管理機構が事業主体となる「遊休農地解消緊急対策事業」として、耕作放棄地（遊休農地）の解消事業が新たに創設されたところである。この事業は、農業委員会の農地パトロール（利用状況調査）により遊休農地と判定された農地が対象となっており、「草刈り、除礫、抜根、耕起、整地」に係る経費が補助対象となっている。交付単価は10アール43千円となっており、農地中間管理機構を通じて10年以上地域の担い手に貸し付ける必要がある（使用貸借のみ）。この事業は「緊急」と名付けられているとおり、国からは今のところ数年間のみ実施される予定と伺っている。 さらに国では、「農地耕作条件改善事業」や「農地中間管理機構関連農地整備事業」の事業実施区域に、耕作放棄地を組み込み、基盤整備と一体となって耕作放棄地を解消しながら整備する方法もあるとしている。 また、岩手県では、令和2年度に「いきいき農村基盤整備事業」を創設し、その事業メニューの中で遊休（荒廃）農地の発生防止に取り組むことができるとしているところである。 そのほか、多面的機能支払交付金の活用を通じた地域ぐるみの取組みとして耕作放棄地の解消を図ることができるようになっている。 市としては、国が推進している「実質化された人・農地プラン」の中で、「遊休農地のおそれのある農地」の担い手への貸付を農地中間管理機構を活用して行うことや基盤整備事業の実施の可能性の検討を行っていくとしているところである。 「人・農地プラン」の実質化が完了した後も、集落営農ビジョンの定期見直し等の場にて市でも話し合いの場に参画しながら、引き続き機構を活用した遊休農地の発生防止などに取り組んでいく。	国では、平成30年度以降「耕作放棄地」の解消事業を廃止している状況であったが、令和4年度より、農地中間管理機構が事業主体となる「遊休農地解消緊急対策事業」として、耕作放棄地（遊休農地）の解消事業が新たに開始されたところである。この事業は、農業委員会の農地パトロール（利用状況調査）により遊休農地と判定された農地が対象となっており、「草刈り、除礫、抜根、耕起、整地」に係る経費が補助対象となっている。交付単価は10アール43千円となっており、農地中間管理機構を通じて10年以上地域の担い手に貸し付ける必要がある（使用貸借のみ）。この事業は「緊急」と名付けられているとおり、国からは今のところ数年間のみ実施される予定と伺っている。 さらに国では、「農地耕作条件改善事業」や「農地中間管理機構関連農地整備事業」の事業実施区域に、耕作放棄地を組み込み、基盤整備と一体となって耕作放棄地を解消しながら整備する方法もあるとしている。 また、岩手県では、令和2年度に「いきいき農村基盤整備事業」を創設し、その事業メニューの中で遊休（荒廃）農地の発生防止に取り組むことができるとしているところである。 そのほか、多面的機能支払交付金の活用を通じた地域ぐるみの取組みとして耕作放棄地の解消を図ることができるようになっている。 市としては、今後取り組んでいく「地域計画」の取り組みの中で、「遊休農地のおそれのある農地」の担い手への貸付を農地中間管理機構を活用して行うことや基盤整備事業の実施の可能性の検討を行っていく予定である。地域計画の基となる、集落営農ビジョンの定期見直し等の場にて市でも話し合いの場に参画しながら、引き続き機構を活用した遊休農地の発生防止などに取り組んでいく。	完了
160	R4.8.2	市政懇談会	好地	農林部	農政課	耕作放棄地についての相談窓口について	宅地化が進んでいる地区の耕作放棄地について、草木の管理など地区民から問い合わせがあった際の相談窓口を知りたい。	遊休農地、耕作放棄地については、農業委員会又は農政課に相談いただいた上で、調査、対応していく。	遊休農地、耕作放棄地については、農業委員会又は農政課に相談いただいた上で、調査、対応していく。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方未着手・継続中or完了
161	R4.8.2	市政懇談会	好地	農林部	農政課	耕作放棄地の活用について	以前に、農業委員会に相談したことがあるが、地種者の所在が分からず保留の状態となっている。 市でそのような土地を短期間でも借り上げて、地域の公園等として活用することはできないか。	例えば、そのような場所を地域の方々が定期的に草刈りをするとなった場合、それに対して市が補助をするということは可能だと思うので、具体的な提案があればお話しいただきたい。 公園を作ることについては、中途半端な公園では荒れてしまうことがある。ここ数年は公園の草刈りなどの管理を徹底しているが、市内にある耕作放棄地を活用して公園の数が増えた場合、永続的に維持していくことはできない。	例えば、そのような場所を地域の方々が定期的に草刈りをするとなった場合、それに対して市が補助をするということは可能だと思うので、具体的な提案があればお話しいただきたい。 公園を作ることについては、中途半端な公園では荒れてしまうことがある。ここ数年は公園の草刈りなどの管理を徹底しているが、市内にある耕作放棄地を活用して公園の数が増えた場合、永続的に維持していくことはできない。	完了
162	R4.8.2	市政懇談会	好地	農林部	農政課	後継者のいない農家への助言等について	耕作放棄地とならないように、後継者のいない農家へ法人化等のアドバイスをお願いしたい。	（農林部長） 耕作放棄地を出さないよう、地域営農、集落営農ビジョンを毎年見直している。市ではその見直し作業の中で、市や国、県の事業を紹介しながら一緒に検討して、将来を見据えたビジョン作成を行っているので、そのような場で耕作放棄地の対応についても検討していきたい。 法人化については、ノウハウを持った専門家や県の農業改良普及センターの職員を交えてアドバイスすることもできるので、農政課に連絡いただきたい。 （市長） 法人化については、花巻農協とも連携して対応しており、花巻市は他地域に比べて進んでいるが、これは国全体の問題である。 花巻市には水田が12,500ヘクタール程あり、そのうち主食用米を作っているのは8,600ヘクタール程で、残りは飼料用米や、麦、大豆などを生産しているが、国では5年に1度の水張をしなければ、水田活用の直接支払交付金を出さないという話をしている。 現在、国では年間約670万トンの主食用米を生産しているが、食料の輸入ができなくなる事態が発生した際には食料不足に陥るおそれがあり、国としては米を生産できる状態を維持する必要があると考えている。しかしながら、麦や大豆を作る農家の方々が赤字になる状況では困るため、市としては国に対して、しっかりと支援していただくようお願いをしている。	岩手県において、専門家団体により構成される「いわて農業経営相談センター」を組織しており、組織内に、農業者の伴走型支援を実現するための「現地支援チーム」が設置されているところ。本市においては、県普及センターや農協、近隣市町で構成する「いわて農業経営相談センター中部地域支援チーム」の一員となっており、そのチームの取り組みの中で、土業の派遣や専門家による法人化説明会を行っている。	完了
163	R4.8.2	市政懇談会	好地	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	ウィズコロナの取組について	新型コロナウイルス感染症の完全終息についてはまだ見えない状況の中、新型コロナウイルス感染症と共存しつつ、経済活動・社会活動を少しずつ再開していくことかと思いますが、市としてはどのような方針・対応をしていくのか伺いたい。	国の新型コロナ対策の「基本的対処方針」が7月22日に変更されたが、その方針としては、政府は現下の感染拡大への対応については新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持しながら、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることを重点に置いて効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むこととしている。 具体的には、岩手県においてはお盆や夏休み等の帰省時に、高齢者や基礎疾患のあるものと会う際には事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることを促すとし、岩手県内の薬局で実施している無料のPCR検査に加え、盛岡駅や花巻空港でも臨時の無料検査所を設けることとしている。さらに、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、老健施設やグループホームなど、入所型の高齢者施設では、岩手県において集中的に従業員全員の検査を行うと伺っている。 感染が拡大している時期に検査により陰性を確認することは必要だが、検査時点での陰性を確認するだけのことであり、感染拡大の防止に最も効果的で肝心なのは、各自の基本的な感染予防の徹底である。 手指の消毒や、熱中症に気をけけながらの不織布マスクの適切な着用、3つの密を1つでも避けてエアコンを使用した中でもこまめな換気を行い、帰省の時など普段家にいない人との会食で話をする際のマスクの着用をお願いしたい。 また、社会経済をできる限り維持していくためには個人の感染予防を行っていただくほか、市としてもPayPayによる地元商店の活用促進や、公共的なイベントなどで必要に応じた抗原検査キットを活用できるようなキットの確保や活用の仕組みづくりなど、市民の皆様の社会経済活動の推進を図っていく。 併せて、現在進めている60歳以上の方や基礎疾患を持つ人を対象とした4回目のワクチン接種についても対象となる方はぜひ接種を受けていただきたい。 7月25日に市長メッセージとして上記の趣旨のほか、感染の中心となっている若い世代に対しては、3回目のワクチン接種がまだの方はぜひ接種していただくよう直接市長からの呼びかけを行っている。 今後も、社会活動・経済活動を維持しながら、新型コロナウイルス感染拡大を抑制していくことができるよう市民皆様の協力をお願いしたい。	国においては、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを現在の2類からインフルエンザと同じ5類に変更する予定としている。位置づけの変更により、法律に基づく外出自粛のお願いや濃厚接触者の特定も原則なくなり、社会経済活動を推進して行くこととなる。 ただし、法律の位置づけが変わったとしてもすぐに新型コロナウイルスがなくなるわけではないので、引き続き感染拡大を抑制していくことができるよう、市民の皆様には、こまめな換気や手指消毒など基本的な感染対策の励行とともに、接種対象となるワクチンの接種を受けていただくなど協力をお願いしたい。	完了
164	R4.8.2	市政懇談会	好地	建設部	道路課	駅前南線の歩道等設置について	6月29日に石鳥谷1区住民を対象に、幼保施設建設計画の説明会を行ったとのことであるが、建設計画場所は駅前南線の近辺だが、歩道が設置されていない状況である。保育施設が建設されるとなると交通量も増えてくることと予想され、また、園児の送迎などで駐車スペースなど、様々な通行の安全にかかる対策が必要になってくると思われるがどのように考えるか。	駅前南線については、駅から南北に通っている道路で、駅から交番までは両側に歩道があり、交番から南に向かい県道の丁字路までの区間は片側に歩道がある状況である。 幼保施設の建設計画については、現時点においては未だ当該地への建設が決定したわけではなく、詳しい設計内容や調査方針等についても今後詳細が詰められていくものと伺っている。 仮に予定されている幼保施設が建設される場合においては、園児の送迎のための車両が市道上に駐停車して、通過する車両や歩行者に危険が生じたりしないよう、まずは幼保施設自らが送迎スペースの整備や通行ルートを検討するよう求める必要があると考えている。 市としても、幼保施設の整備が決定された際には、同路線の歩行者や車両の交通量などを調査し、歩道整備の必要性について検討していく。	駅前南線は土木施設整備要望に記載されてはいるが、石鳥谷総合支所地域振興で歩道を整備するとした場合に用地協力が得られるか、地種者への聞き取り調査を行ったところ、協力を得ることが難しい箇所があったことから、直ちに整備をすることは難しい。	完了
165	R4.8.2	市政懇談会	好地	教育部	こども課	幼保施設建設予定地周辺について	石鳥谷駅前は浸水区域であるが、洪水が発生した際に避難場所に行くには、車道も歩道も貧弱であると感じている。 石鳥谷駅前に幼保施設を建設するのであれば、施設建設の際には土を盛って土台を高くし、さらに避難経路を確保する必要がある。	この件については、保育園関係者と共有しなければならない。歩道をつけるだけであればできないことはないと思うが、幼保施設を建設するに当たり、安全確保のために何が必要か検討しなければならないということは承知した。	事業主体である社会福祉法人石鳥谷町保育協会では、幼保連携型認定こども園の整備予定地が浸水区域であることを受け、浸水が発生する前の気象情報に注視し、園児を安全に避難させるための避難計画を今後具体的に整理すると伺っている。 石鳥谷第1行政区（好地）を対象に令和4年6月29日に開催した「園舎建設計画説明会」において、地域の方から「歩道設置」の要望があったことを受け、園舎建設予定地南側に接する市道塚根線の歩道を整備するとした場合に用地協力が得られるかについて地種者への聞き取り調査を行ったところ、協力を得ることが難しい状況であった。このため、歩行者の安全確保策の代替策として、同施設南側の市道塚根線に幅90センチの歩行者通行帯（グリーンベルト）を設置することとしており、園舎工事着手前までには整備を完了したいと考えている。このことについては、石鳥谷1区行政区長、同町内会長、コミュニティ会長及び同事務局長に対し説明をしご理解をいただいている。また、令和4年度において、市から公安委員会（花巻警察署）に対し、当該路線の安全を確保する観点から、車両の最高速度規制を30キロとする要望をしたところ「交通状況等を調査の上検討する」との回答を得ている。	完了
166	R4.8.2	市政懇談会	好地	建設部	道路課	駅前南線の歩道等設置について	石鳥谷駅東側の新興住宅地から小学校に通う子どもたちは、通学の際に駅前南線を横断しご綾橋を渡っているが、駅前南線には歩道がなく、また近くに横断歩道もないため危険である。	横断歩道の設置については警察の管轄になるが、通学路の安全確保のためにどのような要望があるか、学校や地域の方々から情報収集していきたい。	花巻警察署長に対し、令和5年2月2日付「令和4年度交通安全施設等改善要請」により、当該路線の横断歩道設置を要請済みである。	完了
167	R4.8.2	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	石鳥谷駅前の活性化について	石鳥谷の駅前が活気づいていくことが、好地地区に住もうと思っていただける一番の道と思っている。幼保施設の建設計画を機に、好地地区をもっと魅力ある地域にしていきたい。	我々も石鳥谷の駅前は活性化していきたいと考えている。地域でアイディアがある場合には、財政的な制限はあるが、新たな計画を作る可能性もあるので、積極的に提案いただきたい。	宅地開発の可能性について、情報収集している。	継続中
168	R4.8.2	市政懇談会	好地	市民生活部	生活環境課	断水等発生時の対応について	IBCラジオで花巻の住民という方からのメールが紹介され、「水道が出ないけど市役所から何の説明もない。」といった内容であった。 断水等があった場合、市ではどのような形で市民に周知するのか。	水道が出なかった原因については分からない。 市の水道事業は、花巻市、北上市、紫波町で設立した岩手中部水道企業団で行っており、権限譲渡している。 水道の問題として、先日、材木町で水漏れが発生し断水したことがあったが、これは花巻市が所有していた水道管が古く、故障したものである。この断水については、水道企業団に迅速に対応していただき、数日のうちに復旧することができた。また、断水時には水道企業団で広報車を出して周知をしていただいている。 水道企業団が設立された以降、水道管を多く交換してきているが、水道企業団のお金だけでは対応できないため、国から補助金がついた範囲内で対応をしている状況である。	断水時には、水道企業団のホームページや広報車により対象市民に対し周知していただいている。 併せて、断水の情報が水道企業団から花巻市に入り、この連絡を受け市のホームページやFMはなまきなどで、市民に情報提供を行っている。	完了
169	R4.8.2	市政懇談会	好地	石鳥谷総合支所	地域振興課	道の駅「石鳥谷」について	来年の道の駅「石鳥谷」のリニューアルオープンに伴い、産直は建物の中に入れていただくことになった。 これまで花苗等も販売しているが、花苗等の販売に当たっては水やりが必要になることなどの理由から、外で販売をしたいと話をしてきたが、許可が出なかった。その結果、花苗は店内に置くこととしたが、風のない環境ですぐに腐ってしまうこともあり、花苗の販売業者はほぼ撤退した状況となっている。 産直コーナーでの販売について、柔軟な対応をお願いしたい。	道の駅「石鳥谷」は令和5年7月のリニューアルオープンに向けて整備している。産直については今まで独立した建物で販売していただいていたが、今年の4月から「酒匠館」の中で産直と観光物産が一体化して運営していただいている。 相互に調整し、工夫しながら運営していただいているが、市も間に入り、今後も協議しながら、多くの方々に利用していただける道の駅にしていきたいと考えている。	令和5年2月28日に実施された産直「杜の蔵」全体会議において「指定管理者である石鳥谷観光物産を主体として酒匠館・りんどう亭と共に必要に応じて市も間に入り、協議や意見交換を密にしながら相互に調整し、工夫しながら運営していただきたい。」旨を伝え、ご理解いただいた。	完了

■令和4年度市政懇談会記録（年度末対応状況）

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
170	R4.8.5	市政懇談会	太田	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	中部保健所管内の新型コロナウイルス感染者数の動向について	中部保健所管内の感染者が最多となった要因は何だったのか、県や保健所の情報の他、市としての振り返りも含めて伺いたい。	学校や、保育園や幼稚園などの教育保育施設において、クラスター多く発生したことが主な要因と思われる。4月から5月にかけては、中部保健所管内で学校、教育保育施設関係で約30個のクラスターが発生しており、600人以上の感染者が発生している。最近の状況については、7月22日に開催された県の本部員会議資料によると、7月8日から21日の間で中部保健所管内において学校関係で6個158人のクラスターが発生している。いずれも10歳未満および10代の方、またその親世代である30代から40代において感染者数が多くなっている。明確な原因と呼べるものは示されていないが、学校や教育保育施設等において感染し、家庭内で家族に広がっているものと考えている。 また最近では、一時落ち着いていた高齢者施設等のクラスター も増加してきており、高齢者の感染者数も増加している。特に70代・80代は倍増しているとのことなので、注意が必要である。 （市長） 一時的に中部保健所管内の感染者が盛岡より多くなった時期があったが、北上市の保育園などにおいてクラスターが発生したものである。花巻市でもクラスターが発生した際に一気に人数が増えたこともあったが、今現在は盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町が多くなっている。北上市と比較した際に、花巻市の方が感染者数が多い日もあるが、飛び抜けて多いという状況ではない。 65歳以上の方の多くは3回目のワクチン接種を受けていただいており、5月、6月頃まで65歳以上の感染者は非常に少なかったが、最近では高齢者の感染も増えてきている。これまでは10代以下の子どもの感染が多かったが、子どもから家族に移るケースが増えてきている。原因としては、高齢者の3回目ワクチン接種は概ね3月までに終了していることから、5か月近く経過し、効果が下がっているのではと推測される。また、BA.5については、ワクチンが予防に効果があるという明確な話をしている専門家はいない。ただし、重篤化を防ぐ効果はあると言われているので、ワクチン接種の対象となっている方にはぜひ接種を受けていただきたい。 今、国や県では行動制限はしていない。以前に県で緊急事態宣言を出した際には、国からの交付金を使い、盛岡市の飲食店に対する支援を行ったが、北上市などからは盛岡市だけに支援をしたことに不満が出た。岩手県が独自の財源で飲食店を支援することは難しく、国からの交付金が来ない段階において、県独自に行動制限をすることは難しい。さらに、コロナ禍になって2年半経つ中、経済を回すことも考えていく必要があり、花巻市としても簡単に行動制限を出すことはできない。そのような状況の中、市では抗原検査キットを確保しており、イベントの参加者などに配布し、安全を確認できた方のみイベントに参加できるようにするなど、安全性を確保しながら社会生活送れるようにしていきたい。	質問当時の時点は教育保育施設でのクラスター が多く発生した時期であり、3月末現在は県内の感染状況も落ち着いている。 国では感染状況を判断しながら新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを現在の2類からインフルエンザと同じ5類に変更する予定としている。この位置づけの変更により、法律に基づく外出自粛のお願いや濃厚接触者の特定も原則なくなることとなる。 感染状況についても全数把握は行われず、インフルエンザと同様に特定の医療機関での発生状況を把握する「定点把握」となるが、法律の位置づけが変わったとしてもすぐに新型コロナウイルスがなくなるわけではないので、引き続き感染拡大を抑制していくことができるよう、市民の皆様には、こまめな換気や手指消毒など基本的な感染対策の励行とともに、接種対象となるワクチンの接種を受けていただくなど協力をお願いしたい。	完了
171	R4.8.5	市政懇談会	太田	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	中部保健所管内の新型コロナウイルス感染者数の動向について	保育や教育施設での10歳未満や10代の感染が多い時期があったが、この年代へのワクチン接種状況について伺いたい。	現在、5歳から11歳までの方については、小児ワクチンの接種（1回目、2回目）を実施している。小児接種の開始当初は集団接種にて行っていたが、現在は市内3か所の小児科での個別接種で実施している。7月26日現在で、1回目のワクチン接種は対象者4,875人のうち1,969人が接種を受けており接種率は40.4%、2回目については1,903人が接種を受けており接種率は39.0%となっている。国の接種率は1回目が19.3%、2回目が17.9%であり、国の接種率を大きく上回っている。 12歳から17歳の方については、1回目・2回目の接種を終えた方で、2回目の接種から5か月以上を経過した方について、現在3回目接種を実施している。接種率については同じく7月26日現在で、対象者4,885人のうち1回目の接種を受けた方が4,218人で86.3%、2回目を受けた方が4,192人で85.8%、3回目が2回目接種を終えた方4,192人中2,569人で61.3%となっている。国の接種率は示されていないが、若い方については高齢者等に比べ若干ではあるが接種率は低くなっており、感染防止のためには若い世代の方の接種率の向上が必要である。 3回目のワクチン接種率は全体で83.9%となっており、65歳以上に限定すると93.9%となっている。4回目については接種が始まったばかりであり、全体で13.0%となっている。4回目接種については60歳以上の方59歳以下の方で基礎疾患のある方が接種対象となっており、60歳以上の方の接種率は23.2%となっている。 ワクチンについては、接種をすれば感染しないというものではないが、重症化予防に有効なものとされている。ワクチン接種については、市ホームページにも掲載しているのでぜひご覧いただき、接種の対象となる方にはぜひ受けていただきたい。 また、市としては、ワクチン接種ももちろんだが、感染予防として手指の消毒や熱中症に気を付けながらの不織布マスクの着用、こまめな換気などにも引き続きご協力をお願いしたい。	現在、5歳から11歳までの方については、小児ワクチンの初回接種（1～2回目）と、初回接種を終えた方に対し、3月からは小児オミクロン株のワクチン接種も始まった。3月末現在で、1回目接種の接種率は43.0%、2回目は42.4%、3回目は19.2%となっている。国の接種率は1回目が24.1%、2回目が23.3%、3回目が9.3%であり、国の接種率を大きく上回っている。 11月から始まった6か月から4歳までの方については、乳幼児ワクチンの初回接種（1～3回目）を実施している。3月末現在で、1回目の接種率は8.1%、2回目は7.8%、3回目は6.3%となっている。国の接種率は1回目が3.7%、2回目が3.3%、3回目が1.8%であり、国の接種率を上回っている。 12歳から17歳の方については、現在3回目・4回目接種を実施している。接種率については同じく3月末現在で、1回目接種を受けた方が86.7%、2回目を受けた方が86.3%、3回目接種を受けた方が76.1%、4回目接種は47.7%となっている。国の接種率は示されていないが、若い方については高齢者等に比べ若干ではあるが接種率は低くなっており、感染防止のためには若い世代の方の接種率の向上が必要である。 ワクチンについては、接種をすれば感染しないというものではないが、重症化予防に有効なものとされている。ワクチン接種については、市ホームページにも掲載しているのでぜひご覧いただき、接種の対象となる方にはぜひ受けていただきたい。また、市としては、ワクチン接種ももちろんだが、感染予防として手指の消毒や、こまめな換気などにも引き続きご協力をお願いしたい。	完了
172	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	公共交通確保対策事業について	当地区では平成28年3月から「太田相乗りタクシー」を社会実験として取り組み、平成29年から本格運行を開始した。約4年間の「社会実験」を経て、令和元年10月から花巻市の事業に移管されている。 路線バスの廃線に伴い、市内では当西南地区のほか、湯口（鎧倉線）、東和・大迫・石鳥谷地域で予約乗合バスが運行されているようだが、開始以降の利用状況について伺いたい。利用者登録数の動向はどのようになっているのか。	予約乗合バスを運行している西南地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域では、予約乗合バスの利用のために利用登録をしていただいており、令和3年度末の延べ登録者数は市全体で4,214名となっている。地域によって運行開始の時期は異なるが、運行開始時点からと比べると1,028名増加している。 西南地区については、令和元年10月から運行を開始しており、当時の登録者数は398名であったが、令和3年度末時点では573名となっており、175名増加した。太田地区の登録者数は令和3年度末時点で269名となっている。 市全体の年間利用者の延べ人数について、令和3年度は16,495名となっており、令和元年度と比べると571名増えており、令和2年度と比べても657名の増加となっている。西南地区の年間利用者延べ人数については、令和3年度が3,571名となっており、令和2年度の3,289名より282名増加している状況である。 太田地区については、令和3年度は延べ2,232名に利用されている状況であり、令和2年度は延べ1,992名の利用であったので240名増加している状況である。 西南地区も含め、市全体として予約乗合バスの利用状況はコロナ禍においても増加傾向にある。	予約乗合バスを運行している西南地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域では、予約乗合バスの利用のために利用登録をしていただいており、令和3年度末の延べ登録者数は市全体で4,214名となっている。地域によって運行開始の時期は異なるが、運行開始時点からと比べると1,028名増加している。 西南地区については、令和元年10月から運行を開始しており、当時の登録者数は398名であったが、令和3年度末時点では573名となっており、175名増加した。太田地区の登録者数は令和3年度末時点で269名となっている。 市全体の年間利用者の延べ人数について、令和3年度は16,495名となっており、令和元年度と比べると571名増えており、令和2年度と比べても657名の増加となっている。西南地区の年間利用者延べ人数については、令和4年度 3,903名、令和3年度が3,571名、令和2年度が3,289名、令和4年度と令和3年度を比較すると332名増加している状況である。 太田地区については、令和4年度は延べ2,648名に利用されている状況であり、令和3年度は延べ2,232名の利用であったので 416名増加している状況である。 西南地区も含め、市全体として予約乗合バスの利用状況はコロナ禍においても増加傾向にある。	完了
173	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	公共交通確保対策事業について	太田地区では週2回の運行で、行き3便、帰り2便となっているが、他の地域では週3回の運行である。今後利用者が増加した場合には、週3回の運行も可能になると考えても良いか。	現在、予約乗合バスの運行はタクシー事業者にお願いしており、週3回に運行を拡大することについては、花巻地区内のタクシー事業者に与える影響が大きい。また、西南地区の予約乗合バスを運行するに当たり、市では年間7,500千円程度を負担しており、運行日の拡大は経費の増額にも繋がることから、現状においては運行日の拡大は難しいと考えている。 なお、市では令和2年2月に予約乗合バスの利用登録者にアンケートを実施しており、アンケートの結果によると、普段予約乗合バスを利用している人の約88%、登録はしているが利用をしていない人の約75%は外出頻度について「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」と回答しており、一定のニーズは満たしていると考えている。 現在、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するため、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じた運行サービスの内容を自治体と交通事業者が協議し設定した上で、交通事業者への財政支援など新たな仕組みの構築を検討するとされている。市としても、国の動向を注視しつつ、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせた将来の地域公共交通のあり方を検討した上で、しっかりとした計画を作っていきたいと考えている。	現在、予約乗合バスの運行はタクシー事業者にお願いしており、週3回に運行を拡大することについては、花巻地区内のタクシー事業者に与える影響が大きい。また、西南地区の予約乗合バスを運行するに当たり、市では年間300千円程度（令和4年度実績）を負担しており、運行日の拡大は経費の増額にも繋がることから、現状においては運行日の拡大は難しいと考えている。 なお、市では令和2年2月に予約乗合バスの利用登録者にアンケートを実施しており、アンケートの結果によると、普段予約乗合バスを利用している人の約88%、登録はしているが利用をしていない人の約75%は外出頻度について「週2日から3日」、「週1回」、「月に数日」と回答しており、一定のニーズは満たしていると考えている。 現在、国では、持続可能な地域交通の構築を検討するため、有識者検討会を設置しており、検討会では、地域の実情に応じた運行サービスの内容を自治体と交通事業者が協議し設定した上で、交通事業者への財政支援など新たな仕組みの構築を検討するとされている。市としても、国の動向を注視しつつ、既存の路線バス、コミュニティバス、予約乗合交通を組み合わせた将来の地域公共交通のあり方を検討した上で、しっかりとした計画を作っていきたいと考えている。	完了
174	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	公共交通確保対策事業について	高齢化に伴う免許返納者の増加など今後もニーズは高まると思うが、まだ利用していない人達には利用方法がわからないという人も多い。市のホームページには詳細に掲載されているが、高齢者にはアクセスできる人は少なく、周知されていないと感じている。市の広報への掲載や、区長配布の回覧等でもっと周知したほうが良いのではないか。振興会としても、周知を図りたいと考えているところである。	周知については、毎年年1回、市の広報誌に運行情報や利用方法を掲載し、多くの方々に利用いただけるよう周知を図ってきたところであり、今年度も10月1日号の広報に掲載する予定とし、準備を進めている。また、市のホームページにも詳細な利用方法を掲載しているが、高齢の方など、ホームページへのアクセスが困難な方もいるため、区長配布やコミュニティ会議の広報誌を活用した周知が可能であれば、今後相談させていただきたい。	周知については、毎年年1回、市の広報誌に運行情報や利用方法を掲載し、多くの方々に利用いただけるよう周知を図ってきたところであり、令和4年度も10月1日号の広報に掲載している。また、市のホームページにも詳細な利用方法を掲載しているが、高齢の方など、ホームページへのアクセスが困難な方もいるため、区長配布やコミュニティ会議の広報誌を活用した周知が可能であれば、今後相談させていただきたい。	完了
175	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	公共交通確保対策事業について	市議会だよりに、予約乗合バス体験会の記事があったが、それはどのような内容の体験会なのか教えてほしい。潜在的な利用希望者の発掘にもつながると思うので、当地区でも可能なら開催したいと思っている。	令和3年度に初めて実施した試乗体験会は、大迫地域を対象に実施したものである。コロナ禍での開催ということで、参加人数を最小限にして行ったが、大迫地域のコミュニティ会議から、免許返納予定者や普段車を運転しない方々にお声がけいただき、これまで予約乗合バスを利用したことがない方3名を含む計6名の方に参加いただいた。 体験会では、利用方法の説明を行ったほか、実際に電話予約をして予約乗合バスで目的地まで行き、1時間程度買い物などをしていただいた後に自宅まで予約乗合バスを利用して帰るという流れを体験いただいた。 体験会終了後には、2名の方が新たに利用登録をしていただいており、予約乗合バスの便利さを知ってもら う機会になったと感じている。 今年度は11月頃に西南地区で開催を考えており、実施の際にはコミュニティ会議にご協力いただきたいと考えている。	令和3年度に初めて実施した試乗体験会は、大迫地域を対象に実施したものである。コロナ禍での開催ということで、参加人数を最小限にして行ったが、大迫地域のコミュニティ会議から、免許返納予定者や普段車を運転しない方々にお声がけいただき、これまで予約乗合バスを利用したことがない方3名を含む計6名の方に参加いただいた。 体験会では、利用方法の説明を行ったほか、実際に電話予約をして予約乗合バスで目的地まで行き、1時間程度買い物などをしていただいた後に自宅まで予約乗合バスを利用して帰るという流れを体験いただいた。 体験会終了後には、2名の方が新たに利用登録をしていただいており、予約乗合バスの便利さを知ってもら う機会になったと感じている。 令和4年度は、11月に西南地域で試乗体験会を実施したほか、3月に東和地域で予約乗合バスの利用方法の説明会に加えインターネット予約の利用方法の説明会を開催した。	完了
176	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	予約乗合バスの予約方法について	予約乗合バスの予約については、現在は電話により行っていると思うが、ITに化をする考えはあるか。	今年の10月からAIシステムを導入する予定としている。現在は1台ずつ手動で配車を行っているが、AIシステムを導入することにより、効率的な運行経路を計算し、乗合率を高めることができる。このシステムを導入すると、今までの電話予約に加えて、パソコンやスマートフォンからのウェブ予約ができるようになるが、ウェブ予約はフリー運行している路線のみに対応しているものである。西南地区については、定時運行となっていることから、AIの機能が使えない状況であり、当面は電話での予約を継続していただきたい。今後については、タクシー事業者と調整を進め、AIシステムを有効に活用できるような方法を考えていきたい。	令和4年10月からAIシステムを導入している。現在は1台ずつ手動で配車を行っているが、AIシステムを導入することにより、効率的な運行経路を計算し、乗合率を高めることができる。システムを導入により、今までの電話予約に加えて、パソコンやスマートフォンからのウェブ予約ができるようになるが、ウェブ予約はフリー運行している路線のみに対応しているものである。西南地区については、定時運行となっていることから、AIの機能が使えない状況であり、当面は電話での予約を継続していただきたい。今後については、タクシー事業者と調整を進め、AIシステムを有効に活用できるような方法を考えていきたい。	完了
177	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	都市政策課	予約乗合バスの体験会について	大迫地域で開催した予約乗合バスの体験会には6名が参加したとのことであったが、周知をした結果、多くの参加希望があった場合には対応しきれないことになるか。	大迫で開催した際は、ジャンボタクシー1台分ということで開催をしており、コロナ禍において密な状況にならないよう最大6名としたものである。西南地区で開催する際に人数が増える場合には、台数を増やすなどして可能な限り対応したい。	大迫で開催した際は、ジャンボタクシー1台分ということで開催をしており、コロナ禍において密な状況にならないよう最大6名としたものである 令和4年11月に開催した、西南地区での試乗体験会では、笹間地区　3名、太田地区　5名、令和5年3月に実施した東和地域の浮田地区では9名、谷内地区では5名の参加であった。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【対応】未着手・継続中 or 完了
178	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策について	鹿作物や人への鳥獣はここ数年増加傾向にあるが、最近はイノシシによる被害が増えて問題になっている。特に西側の山沿いの地域において、水田への侵入による水稲の被害が増えており、本年から水稲耕作を断念せざるを得ないところも発生している。 生息頭数が増えていると思われるので、捕獲による頭数減少が必要だと考えるが、市内や地域別の生息数や捕獲数のデータなどはあるか伺いたい。また、生息数減少のため、市が実施している対策についても伺いたい。イノシシにも捕獲数の制限などはあるのだろうか。	市では、鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため花巻市鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣の種類ごとにその年度の捕獲目標を定めている。 イノシシについては、捕獲頭数の制限はないが、捕獲により生息数を減少させることが被害防止に有効であるとの考えから、捕獲目標をこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化している。 そのほか、捕獲対策として市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシの捕獲に関する国の交付金は、1頭当たりの単価が成獣は7,000円で幼獣が1,000円であり、令和4年度の市に交付される枠は694,000円、交付枠の内訳は成獣644,000円（92頭×7,000円／頭）、幼獣50,000円（50頭×1,000円／頭）である。更に、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度に嵩上げの額をイノシシ1頭当たり6,000円から7,000円に増額するなど、害獣捕獲の実施体制を強化した結果、イノシシの捕獲実績は令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭、花巻12頭、石鳥谷幼獣2頭含む18頭）であったところ、令和3年度は82頭（すべて成獣、花巻43頭、大迫1頭、石鳥谷33頭、東和5頭）で前年度実績を上回った。今年度については7月末時点で37頭である。 イノシシの生息数については、岩手県に伺ったところ、令和元年度末時点における全国の推定個体数は80万頭、東北地方の推定個体数は約8万頭であるとのことであった。県は、県内のイノシシは個体数の増加や生息域が拡大していると認識しているものの、有識者によると本県はイノシシの捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから個体数の推定は困難されているものとのことであった。 市においては、生息調査を実施しておらず、市内のイノシシの生息頭数のデータはないが、捕獲実績等から個体数の増加、また市内西側から東側に向けて生息域が拡大しているものと認識している。 （市長） 国からくる交付金には枠があり、令和4年度は成獣92頭、幼獣50頭分とされているが、枠を超えて捕獲した場合には市が単独で補助をするので、できるだけ多く捕獲していただきたい。そのためには、多くの方に免許を取っていただき、罠の設置等にご協力いただきたい。	市では、鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため花巻市鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣の種類ごとにその年度の捕獲目標を定めている。 イノシシについては、捕獲頭数の制限はないが、捕獲により生息数を減少させることが被害防止に有効であるとの考えから、捕獲目標をこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化している。 そのほか、捕獲対策として市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシの捕獲に関する国の交付金は、1頭当たりの単価が成獣は7,000円で幼獣が1,000円であり、令和4年度の市に交付された枠は694,000円、交付枠の内訳は成獣644,000円（92頭×7,000円／頭）、幼獣50,000円（50頭×1,000円／頭）である。更に、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度に嵩上げの額をイノシシ1頭当たり6,000円から7,000円に増額するなど、害獣捕獲の実施体制を強化した結果、イノシシの捕獲実績は令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭、花巻12頭、石鳥谷幼獣2頭含む18頭）であったところ、令和3年度は82頭（すべて成獣、花巻43頭、大迫1頭、石鳥谷33頭、東和5頭）で前年度実績を上回った。今年度については7月末時点で37頭である。 イノシシの生息数については、岩手県に伺ったところ、令和元年度末時点における全国の推定個体数は80万頭、東北地方の推定個体数は約8万頭であるとのことであった。県は、県内のイノシシは個体数の増加や生息域が拡大していると認識しているものの、有識者によると本県はイノシシの捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから個体数の推定は困難されているものとのことであった。 市においては、生息調査を実施しておらず、市内のイノシシの生息頭数のデータはないが、捕獲実績等から個体数の増加、また市内西側から東側に向けて生息域が拡大しているものと認識している。	完了
179	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策について	被害防止のため電気柵設置の補助もあるが、広い圃場では経費もかさむことや、誘作動防止のため見回り・草刈も必要なことから、個人での設置が進みにくい。現行の補助率1/2、上限7万円の基準を、隣接農地3戸以上の基準（補助率3/4、上限30万円）に引き上げる考えはないか。	市では、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置に対し補助金を交付している。 これまで、個人の場合は補助率2分の1、上限7万円、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合、補助率4分の3、上限を30万円としていたが、今年度に個人の場合の補助率を3分の2に引き上げるとともに、個人、団体いずれも上限を撤廃した。補助金の交付実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。今年度につきましても、6月末現在、55件、655万3千円と前年度を上回るペースでご利用いただいている。 また、電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域ぐるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を提案するなどの支援を行っている。 あわせて、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、7月15日には東和町小山田地区で、また7月20日には石鳥谷町大瀬川地区で研修会を実施した。このような研修会の場で猟友会の会員の方の同席のもと、地域の実情に応じた取組について話し合っていただき、その内容をふまえつつ市として必要な対応策を講じてまいりたい。	電気柵の設置補助について、令和4年度に見直しを行い、個人の場合の補助率を3分の2に引き上げるとともに、個人、団体いずれも上限を撤廃した。 補助金の交付実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。令和4年度は96件1,337万8千円となっており前年度を上回る補助実績となった。	完了
180	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	有害鳥獣対策について	狩猟者の高齢化に伴い、若手・後継者の育成事業も行っているようだが、その効果・実績について伺いたい。	市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を設置しており、令和4年6月末時点で130名の隊員を任命しているが、隊員の高齢化が課題となっていることから、隊員の増員と若返りを図るべく、新規狩猟免許取得者に対し補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けている。この補助金について、令和2年度は11件、令和3年度は14件の利用があったところであり、そのうち8人については新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいた。なお、新たに実施隊に加入いただいた8名のうち5名が太田地区の方であり、年齢は40代前半から50代前半となっている。 加えて、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、本年9月に花巻市文化会館で試験を行うこととなったことから、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。	市では、花巻市鳥獣被害対策実施隊を設置しており、令和4年度は130名の隊員を任命しているが、隊員の高齢化が課題となっていることから、隊員の増員と若返りを図るべく、新規狩猟免許取得者に対し補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けている。この補助金について、令和2年度は11件、令和3年度は14件、令和4年度は8件の利用があった。 加えて、令和4年度は狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、令和4年9月4日に花巻市文化会館で初めて花巻市内を会場とする試験が行われ、総受験者167名のうち市内に住所を有する方15名が受験し、15名全員が新たに免許を取得したと伺っており、現在、花巻市鳥獣被害対策実施隊への加入について働きかけを行っている。	完了
181	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	イノシシの駆除について	熊が出た際には、銃を持っていたとしても、市や県の許可がなければ発砲できないと聞いたことがあるが、イノシシについても同様に許可が必要なのか。	イノシシについては、許可は必要がない。銃猟免許を持っていれば発砲することは可能だが、周囲の安全に気を付けて対応していただきたい。	イノシシについては、許可は必要がない。銃猟免許を持っていれば発砲することは可能だが、周囲の安全に気を付けて対応していただきたい。	完了
182	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	電気柵補助の周知について	電気柵補助の補助率が上がったことについて、いつから変更になっているのか。また、広報等での周知は行っているのか。	補助率を上げて上限を撤廃したのは、今年の4月からである。広報については、農業施策一覧の中には掲載しているものの、補助率の変更等について単独での掲載はしておらず、見過されている可能性はあると思う。改めて広報やホームページで周知を図っていく。 →　市広報9月1日号にお知らせを掲載	市広報による周知のほか、ホームページや地域の研修会でも周知を行った。	完了
183	R4.8.5	市政懇談会	太田	農林部	農村林務課	旧リンゴ園について	太田地区には旧リンゴ園があり、動物の住処になっているが、市ではどのように考えているか。	旧リンゴ園については、雑木や草が生い茂っている状態であると認識しており、以前には土地を所有しているマルカンに対し、草刈り等の管理をしてほしいとお願いをした経緯がある。 （市長） この土地については、数年前に太田地区の住民が活用したいということで、マルカンに対して申し出たことがあるが、認められなかった。マルカンは高く売れるのであれば売却の可能性はあるとのことであり、前回話をした時から時間が経過しているため、再度売却の可能性を含め意向を確認したい。 マルカンはこの土地について、太田地区の方々からの話を受けて、先代の時に高い価格で購入しており、企業としてこの土地の管理にお金を掛けたくないという気持ちがあるようだ。マルカン側が納得できる形で処分できる方法があるか、現時点でどのように考えているか聞いていきたい。 →　９月市議会終了後にマルカンの意向を伺う予定	株式会社マルカンへ意向確認済み。 野生動物の目撃情報も寄せられており、住処となる恐れがあることから所有土地の適正管理について依頼を行った。	完了
184	R4.8.5	市政懇談会	太田	建設部	道路課	道の駅はなまき西南の建設に関する御礼について	道の駅はなまき西南の建設、開所について、御礼申し上げる。 道の駅開所から2年ほどが経過したが、順調な営業成績を残しており、当初の目的であった地域振興へ大きな効果をもたらしている。道の駅に隣接してガソリンスタンドも開設したが、運営に携わる立場からすれば、まだ道半ばであると感じており、出資者への対応や地域住民、ドライバーの利便性など課題が多々ある。運営会社を中心に、今後も地域の活性化に向けて更に努力していきたい。	（コメントなし）		
185	R4.8.5	市政懇談会	太田	生涯学習部 健康福祉部	新花巻図書館計画室 健康づくり課	花巻病院跡地の活用について	花巻病院の解体が間もなく完了しそうな状況だと思うが、跡地についてどのように活用するのか伺いたい。	現在、新しい図書館の建設場所が決まっていない状況である。新花巻図書館整備基本計画試案検討会議で建設場所についての話し合いをしていただいているところである。駅前への建設を推す意見の方が多い状況ではあるが、まなび学園周辺という意見も多い。花巻病院跡地に図書館を建設する可能性がなくなったものではない。今後は、試案検討会議で市民の皆様から意見を聞くことについて了解をいただいた上で、市民の皆様からの意見を聞く場を設ける予定としている。市民の皆様から意見を聞いた結果、病院跡地に建設した方がいいということであれば、そこに図書館を建設する可能性はある。 病院を移転する際には、ボーリング調査により土壌汚染の有無については調査をしていただいており、現在は土壌改良のための土壌入れ替えをする段階になっている。解体について病院からは、見積もりより多い金額になる見込みであり、また、人工地盤部分の構造物の撤去については工事が3年ほど遅れるとのことであった。市としてはこれを認めている。市と花巻病院は協定を結んでおり、順調に解体をしていただいている。来年の3月頃には汚染された土壌の撤去が完了する見込みであり、その上で、地面の凹凸については平面にしていただくようにお願いをしている。 当該土地はお堀の跡であり、文化財の専門家に見ていただいたところ、一部残っている部分があり、そこについては残してほしいと言われている。市としては、花巻病院の解体工事の業者に対し、お堀の跡が残っている部分について、そのままにしていただくよう話をしている。 図書館の建設場所が駅前となった場合には、花巻病院跡地においてはすぐに何かを建てるという予定はなくなるが、市としては慎てて計画するということは考えていない。跡地については、将来的に使える土地であると考えており、建物を放置されないよう解体をしていただき、解体後には市で購入することとしたものである。購入した後、すぐに活用する道が出てくるのであれば検討するが、慎てる必要はない。土地の利用について、市民の皆様の希望も聞きながら考えていきたい。	【新花巻図書館計画室】 総合花巻病院跡地については、新しい図書館の建設候補地の一つと考えている。 新花巻図書館の建設場所については、若いいや高校生を中心に駅前のスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討なしには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認したうえで、その提示される条件が受け入れを検討できると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。 【健康づくり課】 市と総合花巻病院は協定を結んでおり、これに基づき、総合花巻病院跡地については、ボーリング調査により土壌汚染の有無について調査をしていただき、確認された汚染度は除去いただいた。その後、同法人による解体工事は現在まで完了し、整地については終了している。順調に進んでいる。人工地盤部分の構造物の撤去については、工事が3年ほど遅れるとのことであり、市としてはこれを認めている。 図書館の建設場所が駅前となった場合には、総合花巻病院跡地においてはすぐに何かを建てるという予定はなくなるが、市としては慎てて計画するということは考えていない。跡地については、将来的に使える土地であると考えており、建物を放置されないよう総合花巻病院に解体していただき、解体後には市で購入することとしたもの。購入後、すぐに活用する道が出れば検討するが、土地の利用について市民の皆様の希望も聞きながら考えていきたい。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
186	R4.8.5	市政懇談会	太田	地域振興部	定住推進課	ふるさと納税について	以前に花巻市のふるさと納税が多いという話を聞いた。ふるさと納税の使い道は各市で考えられるものなのか。	ふるさと納税は約44億円いただいており、そのうちの半分は返礼品の費用や委託業者への支払いに使われ、残りの半分は市の財源となっている。 令和3年度の決算を見ると約21億円が余っている状況であり、ふるさと納税の残額とほぼ同額となっている。当初は財政調整基金やまちづくり基金を取り崩して事業を行うつもりであったが、ふるさと納税を財源として事業を行うことで、基金を取り崩す必要がなくなった。ふるさと納税の使い道としては、こどもの医療費の助成など、ふるさと納税の使い道としてふさわしいものに使っているが、結果として市の貯金が増えている状況である。 今年度の予算では約20億円のふるさと納税が入ることを見込んでいるが、それ以上になった場合には、コロナ対策費用などに充てることができる。今年のふるさと納税について、現時点では昨年度よりも多いペースとなっているが、12月時点でどうなるかは予測できないところである。	ふるさと納税は令和3年度においては、約43億円いただいており、そのうち約半分は返礼品の費用や委託業者への支払いに使われ、残りが市の財源となっている。 令和3年度の決算を見ると約21億円が余っている状況であり、ふるさと納税の残額（※）とほぼ同額となっている。当初は財政調整基金やまちづくり基金を取り崩して事業を行うつもりであったが、ふるさと納税を財源として事業を行うことで、基金を取り崩す必要がなくなった。ふるさと納税の使い道としては、こどもの医療費の助成など、ふるさと納税の使い道としてふさわしいものに使っているが、結果として市の貯金が増えている状況である。 令和4年度の最終予算額では、約46億円のふるさと納税が入ることを見込んでいる。 ※ふるさと納税の寄附額から、返礼品代金、返礼品送料、ポータルサイトへの手数料などの必要経費を除いた額のこと。	完了
187	R4.8.10	市政懇談会	土沢	教育部 健康福祉部	博物館 こども課 健康づくり課	長期未使用の公共施設の今後について	東和ふるさと歴史資料館の建物及び土地について、建築基準法及び消防法等の基準を満たさず、使用できないことはすでに地域住民には周知されている。今回、建物内の展示品と収蔵物の搬出が終了したことにより、今後の建物取り壊し予定及び土地の活用について伺いたい。 また、とうわ子ども未来館について、児童福祉施設としての利用を終了した平成27年から未使用が既に7年経過している。平成30年の市政懇談会で、目的外に転用できないかとの質問に対しての回答は関係機関に情報収集を行い検討するとの事だったが、結果を伺いたい。	【教育長】 旧東和ふるさと歴史資料館の建物は、昭和44年に県立東和病院として建設され、平成6年の東和病院の新築移転に伴い、平成8年3月に県の医療局から旧東和町へ無償譲渡されたものであり、文化財の展示資料館として活用するために改修をし、平成9年11月3日に東和ふるさと歴史資料館として開館した。その後、構造上、耐震等の補強工事が困難であることと併せて、老朽化が著しいこと、消防法に基づく改善指導や建築基準法に基づく建築設備などの改善の必要性の指摘があったことから、良好な状態で維持管理していくことは困難で、入館者の安全確保や資料管理もできないことから、平成27年4月から休館とした。 休館に至るまでに、地域の皆様からは展示資料などの提供をいただき、また埋蔵文化財の拠点として実績を残したと捉えている。地域の方々からすれば、地域振興のために活用された施設であることから、方策を講じて欲しいというお気持ちは強いものと思う。 しかしながら、病院跡地であること、建物の床面積で2400平方メートル、敷地面積は5919平方メートルと、広大な面積であることから、これを解体・整理するといった場合には大きな予算が必要となり、すぐに対応できるものではないということについて、ご理解いただきたい。 展示について、土沢振興センター入口付近のふるさと展示室を利用して、現在は石嶋岡神楽に関する資料などを展示しており、また11月をめどに展示替えをして、土沢神楽、倉沢人形歌舞伎のほか、落合獅子踊りなど、東和地区の先人の文化財を展示の候補としていく予定である。 建物の取壊しについて、取壊し後の土地に利活用についても未定であることから、地域の皆様のご意見をいただくなどご協力をいただいて、取壊しの時期について見定めていきたいと考えている。 旧とうわ子ども未来館については、平成15年4月1日に開所して、8年間、学童クラブとして利用したが、東和小学校の開校に伴い、平成22年に閉館することになった。 平成23年3月には、施設設置条例を廃止し、同年6月に県に対して、施設の休止届を提出した。 とうわ子ども未来館の整備に当たっては、国や県の補助金を活用しており、財産処分について県に相談したところ、用途以外の利用や施設の取壊しなどについて、具体的な方針がなければ進めることはできないという回答をいただいた。今後、児童厚生施設として活用できない場合は、国・県の補助金の返還を行い活用を図ることとして考えているが、一つネックになるのが、旧ふるさと歴史資料館と近接していることである。 この2つの施設が同一の敷地内に整備されていることも含めて、地域の皆様からどのような活用をしていくかお知恵をいただきながら、また各種団体、事業所などから活用したいという要望があった場合などにはお話をお聞きしながら活用方針を決定した上で、取壊し、あるいは補助金の返還などの財産処分の手続きを進めてまいりたいと考えている。 【市長】 旧ふるさと歴史資料館の今後については、はっきりとした回答が出せていない状況であるが、非常に悩ましい問題である。病院跡地については、建物が解体するだけではなく、場合によっては医療系の廃棄物が見つかると処理にものすごくお金がかかる。今の花巻病院の場所には、以前、厚生病院が建てられていたが、建物の解体に約4億円掛かっているほか、ヒ素の汚染があり処理に10億円近い費用が掛かっている。このような建物については、無償であったとしても取得することはとても危険である。 イーハトーブ病院は、2億5000万円ほどで購入したが、外来が1日に5人ほどであり、入院患者も50床のうち、利用が6割から7割のみで、病院としての役割をほとんどはたしていない状況である。今後については、北上市に同様の病院を作ることが計画されているが、当病院は介護老人保健施設も一緒になっており、介護老人保健施設については花巻市にも整備をするとのことであったが、当面は現在地において維持するとの意向である。市としては新しく整備するとされる老人介護施設に対しどの程度需要があるか調べる必要があると思っており、十分協議させてもらいたいという話をしている。今の介護老人保健施設については、将来的に移転等があった際に、その建物をどうするかという問題が出てくる。東和病院よりはるかに大きい建物で、解体に数億円掛かり、医療汚染があった場合はそれにプラスして処理費用が掛かる可能性があって、負の遺産になりえる話である。 総合花巻病院の時は、移転をする際に、事前に土壌汚染について調査をしていただいており、汚染を除去すること条件に市が土地を購入するという協定を結んでいる。現在、解体工事とともに土壌汚染の改良工事にも着手していただいており、負の遺産とならないようになっている。 旧東和病院の土地についても、解体後の土地利用をする前にそもそも解体できるのかというのが、悩ましいところである。 旧とうわ子ども未来館については、補助金を受ける際の目的のとおりに利用した期間が6年しかなく、国・県からは目的のとおりに利用した期間以外の分については、返還してもらいたいといわれており、少なくても数千万円を市が負担しなければ、別の目的に利用できない。また同じ敷地内に病院跡地があり、土壌汚染があるかもしれない土地である中で、子どもたちが遊ぶ場所として整備することはできない。現状では、簡単に壊して整備するとはなかなか言えないというのが実態である。 現在は、博物館や教育委員会が管理しているが、もう利用しない施設であることから東和総合支所に移管して、地域住民の方々と意見交換しやすいところで管理していくことが望ましいかと思っている。とうわ子ども未来館の補助金返還の関係もあることから、できるかどうかも含めて検討させていただきたい。	旧東和ふるさと歴史資料館について 旧東和ふるさと歴史資料館の建物は、昭和44年に県立東和病院として建設され、平成6年の東和病院の新築移転に伴い、平成8年3月に県の医療局から旧東和町へ無償譲渡されたものであり、文化財の展示資料館として活用するために改修をし、平成9年11月3日に東和ふるさと歴史資料館として開館した。その後、構造上、耐震等の補強工事が困難であることと併せて、老朽化が著しいこと、消防法に基づく改善指導や建築基準法に基づく建築設備などの改善の必要性の指摘があったことから、良好な状態で維持管理していくことは困難で、入館者の安全確保や資料の管理もできないことから、平成27年4月から休館とした。 取り壊し予定や跡地利用については、病院跡地であることや、建物の床面積で2400平方メートル、敷地面積は5919平方メートルと、広大な面積であることから、解体・整理するといった場合には大きな予算が必要となり、すぐに対応できるものではないこと。また、、取壊し後の土地の利活用についても未定であることから、地域の要望があった場合は、話を伺いながら活用方針を決定した上で、取り壊しの時期などについて検討していきたいと考えている。 とうわ子ども未来館について とうわ子ども未来館については、現在、県を通じて補助金返還に向けた事前協議を進めており、補助金返還額等の整理ができ次第、本申請の財産処分を提出したいと考えている。	完了
188	R4.8.10	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課	長期未使用の公共施設の今後について	旧東和小学校について、以前の市政懇談会にて、耐震との問題で利用できないと伺った。また、比較的新しい部分については、教育委員会で活用すると伺っている。 が、使用できない体育館と校舎、野放しの花壇や樹木について、今後の整理の予定を伺いたい。	旧土沢小学校について、平成23年3月31日をもって閉校し、11年ほど経過している。市の公共施設等の総合的な管理計画である「花巻市公共施設マネジメント計画（実施計画編）」では、旧職工沢小学校の施設方針は「維持」することとしている。 旧土沢小学校の建物のうち、平成元年度に建設した新校舎については、現在、鳳鈴五郎記念美術館の収蔵庫として利用している。 その他の旧校舎については、昭和43年、昭和53年に建築した建物で、老朽化が進行しており、今後の利活用計画もないことから、安全性の判断基準である耐震診断は行っていない。 この旧校舎と体育館については、今後解体を視野に入れた検討が必要であると認識している。 環境整備については、今年度、人工池には近づけないようバリケードを設置したほか、老朽化により危険であったプレハブと土俵を撤去したところである。今後は、必要に応じて支障となる樹木の伐採や草刈りなど、環境整備に努めてまいりたい。	旧土沢小学校について、新校舎である鳳鈴五郎記念美術館の収納庫以外の環境整備などについては、継続して行う。	完了
189	R4.8.10	市政懇談会	土沢	教育部	博物館	ふるさと歴史資料館とうわ子ども未来館の管理について	ふるさと歴史資料館とうわ子ども未来館は立入禁止と書かれているが、最近では子どもが入って警察が出動することもあったと伺っている。 周施設の草刈りについても、いつの間にか誰かが来てやっているようだが、地域では誰も分からない状況である。	ふるさと歴史資料館のなかに子どもが入ったということについては、市にも情報が入ってきており、中に無断で入って悪さをしていたとのことであり、担当の博物館が、侵入できないようカギを設置したと伺っている。 草刈りについては、他地域の市政懇談会で東和斎場の駐車場が狭いので、どこか使えるところはないかという話があり、ふるさと歴史資料館が使えるという話をしたところ、駐車場として使えるようにしてもらいたいとの意向であった。このことを担当の博物館に伝えた結果、草刈りを実施したと伺っている。（駐車場として利用するためではなく、シルバー人材センターに委託して、毎年2回（6月と10月）草刈りをしている。）	旧東和ふるさと歴史資料館、旧とうわこどもも未来館敷地及びその周辺の草刈は、博物館が花巻市シルバー人材センターと業務委託契約をし令和4年度は年2回（7月と9月）に実施した。	完了
190	R4.8.10	市政懇談会	土沢	東和総合支所	市民サービス課	ふるさと歴史資料館の東和斎場駐車場としての利用ついて	ふるさと歴史資料館を東和斎場の駐車場とすることについて、斎場との距離が遠いため、難しいのではないかと思う。	駐車場としての利用について、斎場までの距離を測ったところ、300メートルほどあり、かなり距離があることを伝えたが、要望された本人からはそれでも構わないとの話をいただいたことから、駐車場として利用できるように整備をしたものである。 東和斎場はほとんど地元の葬祭業者が利用していることから、状況を伺ったところ、現在斎場に整備されている駐車場で間に合っており、ふるさと歴史資料館を駐車場として利用することはめったにないとのことであった。しかしながら、地域の方から要望いただいたものであることから、駐車場が不足する場合には、ふるさと歴史資料館を利用していただくよう市内の葬祭業者にも情報提供をしているところである。	令和4年度の実績として3件の申込があった。令和5年度以降も継続して対応することとしている。	完了
191	R4.8.10	市政懇談会	土沢	生涯学習部	鳳鈴五郎記念美術館	土沢小学校内の鳳鈴五郎資料館について	土沢小学校を鳳鈴五郎の資料館としての活用について、かなり昔には鳳鈴五郎以外の資料にも過去のフェスティバルの作品などもあったと記憶しているが、それらはなくなったのか。	旧土沢小学校に鳳鈴五郎の作品などを保存するに当たっては、鳳鈴五郎記念美術館でしっかり管理してもらっており、変なものは置いていないと思っている。 ただし、鳳鈴五郎記念美術館自体が鳳鈴五郎の作品以外にも鳳内の作品を買った時期があり、一部鳳鈴五郎以外の作品も保管されている。県内の作家の作品を購入することは、県立美術館が本来行うべき仕事であり、県立美術館に代わって鳳鈴五郎記念美術館が県内の作品を買うことは違うのではないかと思っており、鳳鈴五郎美術品取得基金など市の予算は鳳鈴五郎の本物の作品を集めるということに使ってもらいたいと思っている。	土沢小学校は、鳳鈴五郎記念美術館の収蔵庫として改修した。 今までに購入及び寄贈や寄託を受けた作品はこれからも適切な環境で保存し、市民及び来館者が鑑賞する機会を提供していく。	完了
192	R4.8.10	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課	長期未使用の公共施設の活用について	長期未使用の公共施設の活用について、4年前にも同様の提言が出されているが、当時も今回もはっきりした答えがなく、進展がないように感じている。	全国的に土地の価値が下がっていることから、建物を壊して土地を活用するとしてもなかなか活用方法がない。 東和地域で良い案があれば、お金をかけてでも着手することは考えられると思っている。 利用方針がない中で数億円をかけて、壊して見栄えをよくするということはなかなか難しい状況である。永久に壊さないわけにはいかないので、いつかの段階で壊さざるを得ないが、その土地を活用することは、結構ハードルが高いだろうというのが実態である。そのような状況の中で町をどうするかということを考えていかなくてはいけない。	令和3年度から、田瀬地域の建物解体を進めているところであり、必要に応じて、土沢地域等の未利用施設について、解体を視野に入れた検討をするべきではあるが、市が管理する解体するべき施設が多数あるため、現段階では未定である。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
193	R4.8.10	市政懇談会	土沢	総合政策部	秘書政策課	過疎計画策定に関する意見の取り扱いについて	昨年、新たに過疎計画を策定するとのことで、東和地区のワークショップに3回ほど参加した。その際に各行政区で意見はないかという話があったため、土木要望などで要望しているもので、過疎計画による対応が可能ではないかと思われるものを提出したが、この内容に対しての回答がない。 また、ワークショップに参加して提案した内容が、過疎計画に1ほとんど掲載されていない。 提出された意見の取扱いについて説明していただきたい。	【東和総合支所長】 ワークショップについては、要望などの意見をいただいて回答するという趣旨のものではなく、ワークショップに参加いただいた皆様から意見を出していただき、取りまとめるということで行ったものと思われる。ただし、意見集約に使用した用紙に記載いただいた要望などについて、提出いただいた後の市の対応については承知していないため、お話があったことについて担当部署に報告し、後日担当より回答することとした。 【市長】 ワークショップというのは団体意見を集約するものであり、最初の個々の意見がその計画の中に必ずしも反映されるものではない。最終的に参加いただいた皆さんが話をまとめたものが、計画に反映されるというものである。提出いただいた内容の中で過疎債を使う必要があるものと、使わなくてもできるものと両方あると思うので、検討するよう担当部署にお伝え し、回答させていただく。 ただし、道路要望については、現在各地区から300か所以上提出いただいており、事業の実施については、大きな事業については市長が決定することもあるが、ほぼ道路課で決定している。 道路整備をする場合、ほとんどは国から半分ほど補助金をいただいて実施している。この補助金は、花巻市全体の枠として今年も10数億円ほど補助いただいており、建前上は市で割り当ててできるということになっているが、実際は大きな道路等については国の考え方を確認する必要があるため、ある程度国の意向に沿った整備をせざるを得ない。整備する道路の整備費のうち、半額くらいは国から補助をいただいて行っている状況であり、残りの整備費用については、東和地域の場合過疎債を利用するなどなるべく市の負担を少なくするよう工夫して行っているところである。また、3～4年前からは、国の基準に基づいた舗装でなくても十分通行に支障がない道路について、道路維持費を使い市の単独事業として整備を行っているところもある。 【秘書政策課】 9/5　発言者と面会し、「新たな過疎計画策定に関する意見等受付用紙」に記載の、土沢第5行政区の過疎計画策定掲載希望事業について、花巻市過疎地域持続的発展計画への掲載の有無、および未掲載の場合は現時点の市における対応状況について説明した。	9/5　発言者と面会し、「新たな過疎計画策定に関する意見等受付用紙」に記載の、土沢第5行政区の過疎計画策定掲載希望事業について、花巻市過疎地域持続的発展計画への掲載の有無、および未掲載の場合は現時点の市における対応状況について説明した。	完了
194	R4.8.10	市政懇談会	土沢	地域振興部 商工観光部 建設部 健康福祉部 生涯学習部 教育部	定住推進課 商工労政課 都市政策課 道路課 都市機能整備室 健康づくり課 国保医療課 新花巻図書館計画室 こども課	今年度の目玉事業について	今年度の目玉の事業などを紹介していただきたい。	子育て支援を重点に置くということは必要と考えている。 かつては、東和中学校で7クラスという時代もあったが、令和3年度に東和地域で生まれた子どもの数は20人となっている。さらに、大迫地域で令和3年度に生まれた子どもは7人となっており、小学校ですら維持するのは難しくなるような人数になっている。道口や湯本では住民が7,000人ほどいるが、そこで生まれた子供はそれぞれ10人ほどとなっており、子どもの数が減っていることは、本当に深刻な問題である。 最近では、結婚して子供を作るという人が少ないため、花巻で家庭を作ってもらうための支援もしなくてはいけないと考え、新婚家庭に対する補助金を作り、利用していただいているほか、親の住む地域に、新たに住宅を建った場合に支援金を出すなどの事業も行っている。 また、子育て支援として医療費の補助や、ひとり親家庭に対する支援、保育園の保育士の確保のための雇用に対する支援、産婦人科を維持するための支援などを行っており、花巻市の子育て支援は他市と比較しても高い評価を受けているが、今後もやれることは全部やっていかなくてはいけないと思っている。 今年取り組んでいることとしては、国で無償化されていない0歳児から2歳児までの保育園の保育料について、市で負担して9月分から安くすることとしており、保育料の40パーセント程度を市が負担することとしている。 また、平成28年からは小学校に入るまでの子どもの医療費を無償化している。小・中学生及び高校生についても医療費の支援を行っており、収入の高い世帯は支援の対象にしていなかったが、来年の夏頃、所得制限を撤廃することとして準備を進めている。 産前・産後のケアについては、まんまるママいわてさんに頑張っていただいており、花巻市は高い評判をいただいている。 現在は、ショートステイの事業を行えないかと検討しており、助産師さんに子どもを見ていただいている間に、母親が一泊して、ゆっくり食を食べることなどができるような仕組みを作れないかということについて、まんまるママいわてさんと話し合いをしている。この事業については、スタッフが見つからないとできないので、すぐにはできないが、そういったことを検討しながら、子育て支援をしていく。 花巻市においては、18歳と22歳の人たちは流出しているが、30歳代や40歳代と10歳代までの子どもさんの数は、出ると少入ってくる人が全体的に多くなっており、子育て世帯が流入しているので、子育て世帯に喜ばれるような施策を進めていかなくては、花巻市の将来はないと考えている。 花巻市の有効求人倍率について、最近のもので1．5を超えており、企業が人手不足で困っている状況であるが、例えば大学の理工学部を卒業した方が就職できる企業は少ない状況である。難しいところではあるが、そういった方が勤めることができる地場事業者に対する支援や働く場所を確保するための企業誘致が必要と考えている。花巻市内で今月中に工事が始まるのが1件と、来月ぐらいに始まるのが1件あるが、他にも県と一緒に働きかけている企業があり、そういう企業を誘致しながら、花巻の人たちが市内で勤めることができる場所を作っていきたいと考えている。 花巻市と北上市の違いとして、北上市は60年前から市の資金で工業団地を整備してきており、これがずこ成果がでている。花巻市は農業地帯であり農業振興地域の維持を進めてきたが、農振除外をして工業団地を整備することは農林水産省が実際上認めない。花巻市は歴史的に、市でエ業団地を整備したことはなく、現在あるものはすべて、県、あるいは国の公団が作ったものとなっている。二枚橋に農業振興地域外の場所があったため、3年程前に市でｴｰｶｰﾌﾞﾙを造成して、流通企業に2.7ヘクタールの土地を売却したが、同企業がさらに4ヘクタールを造成し、物流施設の整備を行っている。 現状では、県や国で整備した工業団地についても土地が余っていない状況になってきている。県が作った団地については、空いている3区画のうち2区画については、ほぼ決まっている。企業を誘致するにしても場所がないという状況であり、市としては公設市場の裏に空いている土地があったため、売却してキオクシア関連の企業が工場を建てる予定となっている。 また、現在花巻地区にはスマートインターチェンジを整備しており、約21億円程かかる事業であるが、花巻市の負担は約3億円となっており、国から補助金などを受けることも考えると、実質の市の負担は7～8千万円ぐらいである。スマートインターチェンジ付近には、農業振興地域外の土地があることから、土地買収を行い産業団地を作ることとしている。北上市のような大きな企業ではないが、その関連企業も含めて誘致を進めることとしている。 花巻市の一般会計はおよそ510億円となっているが、市税による収入は114億円となっている。北上市の一般会計は430億円程であり、市税による収入は160億円ほどとなっており、市税収入では北上市が50億円ほど多くなっているが、歳出は花巻市のほうが100億円程多くなっている。花巻市は収入が不足してるかというとそうではなく、市税収入が十分ではない場合には国から交付税をいただけることとなっており、それを利用しながら必要な事業を行っていく必要がある。 花巻駅の橋上化・東西自由通路整備について、この事業は30数億円かかるものであり、駅以外の西口駅前広場等の整備を含む合計40億円近くかかる事業になるが、国からの補助金が半分くらいあり、残りの20億円についても合併特例債を利用することで70%が国から交付税により交付される。そうすることで、市の負担は7億円程で済むのではないかと試算しており、市が負担できない状況ではないと考えている。 市の預金である財政調整基金は、今年の3月で77億円で、まちづくり基金が63億円程あり、合わせると150億円くらいあった。現在は年度途中で使用していることもあり137億円程になっているが、来年3月には、今年の3月と同様くらいに戻ると思っている。コロナ禍による対応でどのくらいの支出があるかという状況にもよるが、そういった基金も利用しながら、元気な街にしたいと思っている。 図書館の建設場所についても、駅前と花巻病院跡地と両方の意見があるが、今のところ検討委員会の中では駅前という意見が多くなっている。今の状況を市民の皆様に伝えた上で、意見を伺い、どこに建設するか決定するため準備を進めている。 花巻市の財政状況は厳しいところではあるが、ふるさと納税による収入が大きく、これらも利用しながらまちづくりを行っていく必要がある。 市からの情報提供について、十分ではないというご批判をいただくこともあり、反省をし、説明会などについても各地区で行うことしている。駅の橋上化や図書館建設についても説明会を開催することで準備を進めているので、ぜひ出席していただきご意見をいただきたい。 花巻駅の利用状況について、在来線の乗降客は1日当たりおよそ8,000人となっている。北上駅は新幹線の駅と一緒であるが、2,800人を少し切るくらいであり、花巻駅は在来線だけであるが、北上市よりも多くの人に利用していたいている。コロナ禍で観光客が少ないということはあるが、北上駅は1,000人程が新幹線に接続するため、在来線の駅とすれば花巻駅はとても多く利用されている。 花巻駅では釜石線の発着が10往復あり、利用者数に非常に大きな影響を与える。釜石線が廃止になるかというこについて、山田線・北上線・花輪線に比べると利用者は多く、そうした意味では残すべき線であるが、赤字は意外と多い状況である。線路を保線することにお金がかかるため、10往復あってそれなりに利用されていても40数億円の赤字となっており、普通に考えれば将来廃止となる可能性もある。このことについてはJRと協議をしているが、市としては廃止を前提とした協議は受けないこととしており、県も同様の考えを持っている。 JRとして国からの補助を受けてながら維持できるような形をとり、場合によって県や市が支援しながら維持していくという話し合いであれば、協議する可能性はあるが、その点がはっきりしないと協議しないことしている。国でも支援するという話もしていると中、それを受けずに廃止を前提とした話し合いはしないと伝えている。場合によっては便数を増やすことで、乗降客を増やすことで保線費用の割合を減らすことなども考えられるため、そういった内容を含めて今後、話し合いをしていきたい。JRは釜石線が廃止の候補になっているという話はしていないので、市としてはそれを信じながら、しっかりと守っていきたいと思っている。	【定住推進課】 最近では、新婚世帯に対する補助金を作り、利用していただいているほか、2親等以内の親族（ただし、兄弟姉妹を除く）の世帯が住むコミュニティ地区に、新たに住宅を取得し、同居または近居する場合に補助する子育て世代住宅取得奨励金などの事業も行っている。 【商工労政課】 花巻市の有効求人倍率について、最近のものでは1.5を超えており、企業が人手不足で困っている状況であるが、例えば大学の理工学部を卒業した方が就職できる企業は少ない状況である。難しいところではあるが、そういった方が勤めることができる地場事業者に対する支援や働く場所を確保するための企業誘致が必要と考えており、花巻の人たちが市内で勤めることができる場所を作っていきたいと考えている。 花巻市と北上市の違いとして、北上市は60年前から市の資金で工業団地を整備してきており、これがずこ成果がでている。花巻市は農業地帯であり農業振興地域の維持を進めてきたが、農振除外をして工業団地を整備することは農林水産省が実際上認めない。花巻市は歴史的に、市でエ業団地を整備したことはなく、現在あるものはすべて、県、あるいは国の公団が作ったものとなっている。二枚橋に農業振興地域外の場所があったため、3年程前に市でｴｰｶｰﾌﾞﾙを造成して、流通企業に2.7ヘクタールの土地を売却したが、同企業がさらに4ヘクタールを造成し、物流施設の整備を行っている。 現状では、県や国で整備した工業団地についても土地が余っていない状況になってきている。県が作った団地については、空いている3区画のうち2区画については、ほぼ決まっている。企業を誘致するにしても場所がないという状況であり、市としては公設市場の裏に空いている土地があったため、売却してキオクシア関連の企業が工場を建てる予定となっている。 また、現在花巻地区にはスマートインターチェンジを整備しており、約21億円程かかる事業であるが、花巻市の負担は約3億円となっており、国から補助金などを受けることも考えると、実質の市の負担は7～8千万円ぐらいである。 この追加調査の内容について、市民説明会を、昨年の9月から10月にかけて、市内15か所において計19回実施し、延べ267名にご参加をいただいた。説明会に合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施に賛成」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備が良い」、追加の「コスト縮減は不要」との声が多数を占める結果であった。 請団体への説明については、昨年の7月末から10月中旬にかけて10団体、計103名を対象に実施しており、整備に前向きな意見を多くいただいたところである。 また、市民説明会や請団体への説明に加え、駅を多く利用する市内高等学校4校の生徒へも整備概要についての説明、意見交換を行なっており、それに合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施したほうが良い」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備を望む」との声が多数を占める結果となったところである。 この市民説明会、請団体への説明、高校生への説明の結果については、昨年11月に議員説明会を実施し、議員にも説明したところである。 また、市民説明会、請団体への説明、高校生への説明を実施した際には、整備に前向きな意見を多くいただくとともに、新しい駅舎・自由通路のデザインに関する質問や意見が多く寄せられたところであり、更に、JR東日本からは、自由通路や橋上駅余のデザインについては、基本設計段階迄の前に市がデザインコンセプトを示せば考慮できるとの話をいただいていることから、追加調査で検討されてきた構造を初段としたうえで、「花巻らしいデザインコンセプト」を市民の意見を伺いながら作るため、デザインコンセプト検討ワークショップを1月から3月にかけて3回開催した。ワークショップには、関係団体から推薦いただいた方7名、公募により参加いただいた方10名、市内高校生10名の合計27名の方に参加いただいたところである。 ワークショップでまとめたデザインコンセプトについては、3月28日に、学識経験者や産業界、公共交通事業者、芸術団体などの関係団体から推薦された委員で構成する有識者会議において、専門的な知見からご意見を伺ったところである。 先の3月議会においては、令和5年度の当初予算案で基本設計の予算を承認いただいた。JR東日本では、基本設計の際に、駅舎や自由通路のデザインについて、市から提供したデザインコンセプトを材料に検討することになり、現時点では11月頃に3案程度のデザイン案を提示される予定である。このデザイン案については、改めて市民の意見をお伺機会を設けたいと考えている。 基本設計には1年程度期間を要する予定であり、その後は、実施設計、工事という流れになるが、実施設計、工事の各段階で、議会で予算の承認をいただきながら進めることとなる。順調に事業が進捗した場合の橋上駅及び東西自由通路の供用開始は、令和10年度の後半を想定している。 【道路課】 現在花南地区にはスマートインターチェンジを整備しており、約21億円程かかる事業であるが、花巻市の負担は約3億円となっており、国から補助金などを受けることも考えると、実質の市の負担は7～8千万円ぐらいである。 【健康づくり課】 産婦人科を維持するための支援を、継続して実施していく。 産前・産後サポート事業および産後ケア事業については、まんまるママいわてさんに頑張っていただいており、花巻市は高い評判をいただいている。現在は、産後ケア事業について、従来のデイサービス型に加えて母親が一泊してゆっくりタ食を食べることなどができるような宿泊型のサービスの構築・実施について、まんまるママいわてさんと話し合いをしている。スタッフや施設・設備が必要であり、すぐにはできないが検討し、子育て支援を進めていく。 【国保医療課】 令和5年8月より小学生から高校生等までの医療費助成にかかる受給資格の判定要件である所得制限を撤廃するため、拡充にかかる予算を令和5年度当初予算に措置済、条例等の改正を令和5年6月市議会定例会で行う予定で進めている。 【新花巻図書館計画室】 令和3年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議ではこれまで議論してきた。 花巻駅前スポーツ用品店敷地は JR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うと示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和4年度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多くあり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討ならびには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、そのような場合における譲渡価格などの費用についてJR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認した うえで、その提示される条件が受け入れ条件とすると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。 【こども課】 新たな子育て支援として、保育施設の保育士の確保のため雇用に対する支援や、国で無償化されていないO歳児から2歳児までの保育料について、令和4年9月から保育料の40パーセント程度を市が負担している。また、令和5年度については、県の補助事業を活用し、3歳未満で第2子以降の保育料を無償化とするほか、3歳児未満で第2子以降の子どもを在宅で育児している世帯に対し支援金を支給することしている。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方 未着手・継続中 or 完了
195	R4.8.23	市政懇談会	湯本	健康福祉部	健康づくり課 長寿福祉課	湯本診療所閉院に伴う諸問題と医療機関存続について	湯本診療所には地域医療を一手に担って頂き、特に車を持たない高齢者には多大なる貢献を頂いた。閉院後は地域住民の動線も様変わりし、遠方の病院への通院を余儀なくされ、診療に要する時間の増幅、又はタクシー利用等など金銭的な負担も増えている。 近隣の商店の売上減、隣接する「ゆもと薬局」も存続が懸念されるなど影響が出ている。温泉郷、工業団地、小中学校など有する当地区に関わる、産業医・学校医にもなにかしらの問題があるのではと危惧される。 今後の湯本地区の地域医療（特に高齢者医療）をどうお考えか伺う。	【健康福祉部長】 地域医療提供体制の構築等に関する取り組みについては、医療法において都道府県が取り組むこととされていることから、現在、岩手県では令和3年3月に改訂した岩手県保健医療計画に基づき、入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健医療のサービスを効果的、効率的に提供する圏域である二次医療圏（当市は北上市、遠野市、西和賀町との3市1町により構成される岩手中部保健医療圏）を設定し、県内の地域医療体制を確保するための取り組みを進めている。 この取り組みにあたっては、岩手県では診療所や病院など各医療機関の持つ機能を明確にした上で、それぞれが持つ特徴を十分に生かせるように、適切な役割分担と連携による切れ目のない医療提供体制を構築する必要があるとし、県立病院の診療体制の確保をはじめ、個人クリニックの施設・設備の整備への支援などの取り組みを行っている。 令和4年8月1日現在、花巻市内に登録している保険医療機関登録数（東北厚生局公表）は、病院6万所、診療所50万所、合計56万所で、花巻地域が病院4万所、診療所42万所、大迫地域が診療所1万所、石鳥谷地域が病院1万所、診療所5万所、そして東和地域が病院1万所、診療所2万所となっており、花巻市内の地域医療を確保するために個人クリニックの存在は、不可欠な要素である。 しかしながら、地域における医師不足が解消されない中で、医療に関する専門の知識等を持たない花巻市が医療機関を直接運営することは到底不可能であり、また、民間の診療所開設をあっ旋することも困難である。 そのような状況にあって市は、医療機関を受診しやすい環境を整えていく必要があるとの認識のもと、県内の高度医療を担う矢巾の岩手医科大学附属病院と市内の主要な交通結節点である花巻駅、石鳥谷駅を結ぶ岩手医科大学附属病院利用者連絡バスを運行していることに加えて、妊産婦の方が妊産婦健診や診療を受けるために通院に要する交通費の支援を行っている。さらに、80歳以上の高齢者や障害者手帳を所持する方に対する通院時の交通費助成事業も実施しており、そのような制度を活用いただき診療時の負担を軽減いただければと考えている。 なお、産業医、学校医について、産業医は産業医の配置を必要とする企業が開業医に直接依頼、学校医は市教育委員会が市医師会との協議により各小中学校への配置について調整を行っていると伺っている。 また、当市では、高齢者の交通手段の確保として、「高齢者福祉タクシー事業」「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。「高齢者通院時交通費助成事業」は、通院に係る交通費の負担軽減を目的に、令和2年5月から実施しているもので、高齢者福祉タクシー等事業と併せて利用いただくことで、遠方の病院への通院に係る交通費の負担軽減を図れるものと考えている。 さらに、介護保険のいわゆる総合事業においても、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の周りごとを支援する「ご近所サポーター事業」の取組を進めている。 湯本地区では、令和元年12月20日に「湯本地区生活サポートの会」を立ち上げて以来、ゴミ拾てや掃除、除雪、自動車による買物や通院の付き添い支援など、幅広い支援活動に取り組んでいただいており、その活動は、高齢者の交通手段の確保の一役を担っていただいていると捉えている。 ○高齢者福祉タクシー等事業 ＜事業目的＞ 高齢者の社会参加の促進を図ることにより、高齢者の福祉向上に寄与する ＜事業概要＞ ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、1枚100円のタクシー券を年間12,000円分交付するもの。 ＜実績＞ 交付者数　令和3年度　1,599人（R2　1,570人、R元　1,567人） ○高齢者通院時交通費助成事業（令和2年5月開始） ＜事業目的＞ 通院のための交通手段が不足している高齢者の通院手段を確保することにより、高齢者の健康を守る ＜事業概要＞ 自宅近くにバス停留所等がない等交通手段が不足している地域に居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の80歳以上の方で、自家用車やオートバイの交通手段を持たない方に、通院に利用したタクシーで1回の支払い3,000円を超えた分を年間12,000円を上限に助成するもの。 ＜実績＞ 助成者数　令和3年度　0人（R2　0人） ○ご近所サポーター事業（地域における要支援高齢者等への生活支援） ＜事業内容＞ 要支援者等への支援として、地域団体等に所属する住民ボランティアが、掃除やゴミ出し、除雪、通院・買い物等への付き添い支援等を提供するもの。 ＜対象者＞ 65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び、実施対象を65歳以上とする「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方 ＜活動状況＞ ◇取組団体数：市全域　11団体 宮野目、太田、笹間、亀ヶ森、八日市、八幡、高松、湯本、松園町二区三区 星が丘一丁目、花巻ゆいっこの会（※亀ヶ森、八日市は現在活動していない） ◇実利用者数：R3　市全域　73人 ◇延べ利用回数：R3　市全域　1,567回	地域医療提供体制の構築等に関する取り組みについては、医療法において都道府県が取り組むこととされていることから、現在、岩手県では令和3年3月に改訂した岩手県保健医療計画に基づき、県内の地域医療体制を確保するための取り組みを進めている。 令和5年3月31日現在、花巻市内に登録している保険医療機関登録数（東北厚生局公表）は、病院5万所、診療所50万所、合計55万所で、花巻地域が病院3万所、診療所42万所、大迫地域が診療所1万所、石鳥谷地域が病院1万所、診療所5万所、そして東和地域が病院1万所、診療所2万所となっており、花巻市内の地域医療を確保するために個人クリニックの存在は不可欠な要素である。 しかしながら、地域における医師不足が解消されない中で、医療に関する専門の知識等を持たない花巻市が医療機関を直接運営することは到底不可能であり、また、民間の診療所開設をあっ旋することも困難である。 そのような状況にあって市は、医療機関を受診しやすい環境を整えていく必要があるとの認識のもと、岩手医科大学附属病院と市内の主要な交通結節点である花巻駅、石鳥谷駅を結ぶ岩手医科大学附属病院利用者連絡バスを運行していることに加えて、妊産婦の方が妊産婦健診や診療を受けるために通院に要する交通費の支援を行っている。さらに、80歳以上の高齢者や障害者手帳を所持する方に対する通院時の交通費助成事業も実施しており、そのような制度を活用いただき診療時の負担を軽減いただければと考えている。 なお、産業医、学校医について、産業医は産業医の配置を必要とする企業が開業医に直接依頼、学校医は市教育委員会が市医師会との協議により各小中学校への配置について調整を行っていると伺っている。	完了
196	R4.8.23	市政懇談会	湯本	健康福祉部	健康づくり課 長寿福祉課	湯本診療所閉院に伴う諸問題と医療機関存続について	湯本診療所には地域医療を一手に担って頂き、特に車を持たない高齢者には多大なる貢献を頂いた。閉院後は地域住民の動線も様変わりし、遠方の病院への通院を余儀なくされ、診療に要する時間の増幅、又はタクシー利用等など金銭的な負担も増えている。 近隣の商店の売上減、隣接する「ゆもと薬局」も存続が懸念されるなど影響が出ている。温泉郷、工業団地、小中学校など有する当地区に関わる、産業医・学校医にもなにかしらの問題があるのではと危惧される。 今後の湯本地区の地域医療（特に高齢者医療）をどうお考えか伺う。	【市長】 湯本地区の方にとっては、突然湯本診療所がなくなり、大変お困りのことと思われる。岩手医科大学附属の花巻温泉病院もいっぱいでは、岩手医大を矢巾町に移転する際に多額の費用を要し、赤字経営であった花巻温泉病院を維持することは難しい状況であった。また、当初、内丸の病院には循環器科以外は残さないという計画であったが、盛岡市よりゆ心会から外来の病院がなくなるのは困るという話があり、内丸に外来機能を残すことなり、その結果、医師の不足が発生し、花巻温泉病院を閉院することとなったとのことであった。 イーハトーブ病院についても閉院し、北上市に同様の老人向けの病院を作ることになっている。イーハトーブ病院の現状については、外来が1日に5.9人となっており、入院患者についても30人程度しかおらず、そのうち花巻市民は6割ほどであり、花巻の医療として機能を果たしていない状況である。 石鳥谷診療所は石鳥谷町立の診療所であるが、似内先生が引き受けていただけるということで、5年に1度指定管理によりお貸ししている状況である。建物の修繕については市で行っているが、経営については補助等はしていない状況である。 石鳥谷診療所と同様に、湯本診療所についてもどなたかに使っていただくことができるかは検討する余地はあるが、建物の老朽化が進んでおり、そこで診療所を運営するという医師を見つけるのは困難である。また、診療所を開いていただけることになった場合においても、石鳥谷の例とは違い、経営に関して市が補助をする必要があると思われる。 現在、医師不足の状況であり、国としても病院を集約する方針をとっている中、個人で診療所を作ってくださる方がいればいいが、市が医師を見つけてお願いすることは難しい状況である。そのような状況の中で、市としては、患者が病院に通うための交通費の補助などをすることにより、病院に通いやすい体制を整えており、高齢者の交通手段確保のためのタクシーの補助や岩手医大に行くバスを出すなどの取り組みを行っている。 また、花巻市は子どもの医療費補助は充実している。小学校入学前の子どもについては医療費を無料化しており、小学生から高校生までの子どもについては、外来の費用が月750円を超えた分は全額市が負担しているほか、入院費用については月2,500円を超えた分を市が負担している。これまで、小学生から高校生までの医療費補助については、所得制限を設けていたが、来年の8月から所得制限をなくすよう準備を進めている。 市の人口約93,000人のうち65歳以上の人口は約33,000人となっており、その方々への支援を増やすことは、若い人達に大きな負担となるため、慎重に考えなければいけないが、必要な支援があれば検討していきたい。	湯本地区の方にとっては、突然湯本診療所がなくなり、大変お困りのことと思われる。 現在、医師不足の状況であり、国としても病院を集約する方針をとっている中、個人で診療所を作ってくださる方がいればいいが、市が医師を見つけてお願いすることは難しい状況である。そのような状況の中で、市としては、患者が病院に通うための交通費の補助などをすることにより、病院に通いやすい体制を整えており、高齢者の交通手段確保のためのタクシーの補助や岩手医大に行くバスを出すなどの取り組みを行っている。 また、花巻市は子どもの医療費補助は充実している。小学校入学前の子どもについては医療費を無料化しており、小学生から高校生までの子どもについては、外来の費用が月750円を超えた分は全額市が負担しているほか、入院費用については月2,500円を超えた分を市が負担している。これまで、小学生から高校生までの医療費補助については、所得制限を設けていたが、来年の8月から所得制限をなくすよう準備を進めている。 市の人口約93,000人のうち65歳以上の人口は約33,000人となっており、その方々への支援を増やすことは、若い人達に大きな負担となるため、慎重に考えなければいけないが、必要な支援があれば検討していきたい。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	「内容」未着手・継続中or完了
197	R4.8.23	市政懇談会	湯本	商工観光部	商工労政課	第二工業団地の誘致進捗について	2年前の市政懇談会では、第二工業団地の誘致につき順調である旨説明があった。しかしながら一見そのような気配は無く、最新の誘致状況を伺う。	[商工観光部長] 花巻第2工業団地については、全14区画（45.8ha）中、11区画（37.5ha）が分譲済みであり、立地企業数は10社、分譲率は81.9%となっている。 これらの数値は、2年前に湯本地区市政懇談会で皆様に説明した時と比べて、分譲面積（＋1.6ha）、立地企業数（＋1社）となっている。 市では、花巻第二工業団地の未分譲の区画へ幅広い業種の企業をPRし、早期完売を目的に、企業が市内に立地又は増設する際に交付する企業立地促進奨励事業補助金を当該団地に立地する場合に限り、用地取得に要する経費への補助率を従前の1/10から5/10、上限1億円まで引き上げるよう、昨年度末に制度を拡充した。 未分譲の3区画のうち、南側のD区画（3.9ha）については、南側の3分の1を市が独自に誘致に向けた交渉を進めており、非常に好印象を持っていただいていると認識している。残る3分の2は、県主導で企業の誘致に向けて交渉を行っている状況であるが、市としても県と連携して最大限の支援を行うよう取り組んでおり、県に同行して本市担当者も企業訪問などを行っている。 北側のE区画については、同団地内に立地する企業が将来的に購入したいとの意向を示しており、岩手県土地開発公社と3年間優先交渉をする契約を、一部借地もして駐車場等として利用している。 残る東側のF区画は、接道が狭隘でトラックなどの大型車両の通行に難があることから、F区画に至るまでの一部区間の市道拡幅を含め、分譲を促進するための策を検討しているもの。 年度当初時点では、花巻第1工業団地テクノパーク内においても2区画（0.8ha）が空き区画となっていたが、1区画（0.5ha）を市の賃貸工場に入居する企業の親会社が、残る1区画（0.3ha）を隣接する企業がそれぞれ購入を決定又は検討中であり、早晩、完売する見込みであることから、新たな企業を市内に呼び込むための用地がより不足する状況にあり、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっているものの、市内の用途区域を除く大部分の平坦部は農業振興地域内の農用地区域であり、この区域内での産業団地の整備は極めて難しい状況である。 そのような状況の中で、令和2年度には農業振興地域外かつ都市計画の用途地域における工業地域である「二枚橋地区」において、2.75haを市が初めて独自に産業用地を造成しており、現在は用地を購入した民間企業がマルチテナント型物流施設を整備・供用している。なお、供用開始と同時に稼働率が100%となったことに加え、同様な物流施設に対する引き合いがこの民間企業に寄せられていることなどから、残る北側の約4haについても、現在この民間企業が独自に開発を行っている。 加えて、市の南側に位置する「実相寺・山の神地区」の約33haについても「二枚橋地区」と同様に農業振興地域外かつ都市計画の用途地域内であり、比較的早期の整備が可能であると見込まれることから、産業団地整備の可能性の検討を令和2年度から本格的に実施しており、これまで、基本計画や基本設計の策定に加え、用地測量、補償調査、埋蔵文化財の試掘などを実施したほか、地権者や隣接者を対象とした住民説明会を開催している。 現時点では、33haの一括整備は、事業費や誘致の確実性の観点から困難と考えられることから、各種調査の結果や基本計画・基本設計の内容を踏まえた結果、中央部のB工区、約12haを先行整備する方針としている。 今年度については、予算が認められたことから、用地買収や支障物件の補償、実施設計の実施など、本格的な整備に向けた取り組みを加速させる予定である。また、令和5年度以降は、埋蔵文化財の発掘調査のほか、各種申請手続きと並成にかかる本工事、附帯工事の施工などを予定しており、これらが順調に進むと仮定すると、最短で令和7年度の下半期以降の分譲となると見込んでいる。 A工区、C工区への拡張については、B工区の分譲状況を見ながら検討していきたいと考えている。 このほか、市では、市内への新規立地や増設に要する経費を補助する企業立地促進奨励事業補助金のほか、民間事業者が独自に行う産業用地の整備に要する経費のうち、道路や調整池、上下水道などのインフラ整備に要する経費の1/2、上限3億円まで を支援する民間産業用地整備促進奨励事業補助金を新規創設するなど、新規に立地しようとする企業又は既に立地する企業の増設を支援するための制度の見直しや新規創設などを鋭時行っている。 加えて、既立地企業の業務拡大を支援するため、未利用の市有地を市内に立地し、今般、事業拡張を計画する企業へ売却したほか、空き地や空き工場などの物件調査や紹介を通じ、多様な企業ニーズに対応するよう取り組んでいる。 花巻インターチェンジ付近では、リサイクル事業者が開発を進めており、本件については、市の補助の対象業種でないことから、金銭的な補助はしていないが、土地の紹介や土地所有者との調整などの支援をしている。 [市長] 以前には、D区画、E区画を大き使いたいという企業があり、交渉をしていたことがあったが、一部が土砂災害特別警戒区域に入っていることや、土を盛った土地で地盤が弱いということを理由に、最終的に企業の誘致には至らなかった。 D区画の3分の1区画を検討している企業においては、過去に市が行ったボーリング調査の結果を確認した上で、自分たちでも調査を行い、購入を決めたいと考えているものである。残りの3分の2については、花巻市の土地も評価していただいている一方で、他県の土地ではより大きな補助が受けられるということもあり、検討している状況である。 花巻市内の大部分の平坦部は農業振興地域内の農用地区域となっており、企業が実際にどのような工場を作るという明確な計画があった上で、農用地を活用する以外に適切な場所がないということであれば、農振除外ができる可能性があるが、手続きに長い時間を要する。 農水省のガイドラインによると、企業が来るかもしれないとの理由から市で工業団地を整備したいということについては、農振除外を認めないとしている。他市において、市が工業団地を造るという理由で農振除外を認めたところ、雑草が繁茂し、工業団地とはならなかったということがあったことから、市が工業団地を造るために農振除外をするのは認められないとのことであった。 20年前ほぼ上どの企業が海外に工場を作っていたが、最近では円安の影響や日本人の賃金低下などの影響により、日本国内に工場を作る傾向が増えてきているが、農水省はそういう状況を考慮していない。自民党幹部にこの話をしたところ、その方の選挙区でも同じような状況とのことであったが、なかなか状況は変わらない。花巻市のいい土地はほぼ農業振興地域内の農地であり、市としても苦しい状況である。 花南地区の産業団地造成について、スマートインターチェンジの近くに作れることは非常にいいことだと思っている。スマートインターチェンジの建設には約21億円かかるが、そのほとんどはNEXCOが負担することになっており、岩手県と花巻市では接続道の整備等をすることになるが、市の負担は3億円ほどである。市の負担額の半分については国からの補助があり、また、返済の70%国から補助が出る合併特例債の活用も可能であることから、市の実際の負担は7千万円から8千万円ほどの見込みである。このスマートインターチェンジは、従来のものより少し大き（入りやすいものにする計画としており、企業の反応は非常によく、上手くいくものと期待している。	[商工観光部長] 花巻第二工業団地については、令和4年度末現在、全16区画（45.8ha）中、13区画（39.1ha）が分譲済みであり、立地企業数は11社、分譲率は85.4%となっている。 これらの数値は、2年前に湯本地区市政懇談会で皆様に説明した時と比較して、分譲面積（＋1.6ha）、立地企業数（＋1社）となっている。 市では、花巻第二工業団地の未分譲の区画へ幅広い業種の企業をPRし、早期完売を目的に、企業が市内に立地又は増設する際に交付する企業立地促進奨励事業補助金を当該団地に立地する場合に限り、用地取得に要する経費への補助率を従前の1/10から5/10、上限1億円まで引き上げるよう、令和3年度末に制度を拡充した。 未分譲の3区画のうち、南側のD区画（3.9ha）については、南側の約1.8haを市が独自に誘致した神奥川県に本社を置く電子コネクタ製造企業のイリソ電子工業㈱が取得し、令和5年11月の操業に向けて工事を進めている。D区画の残り部分についても、鋭意交渉中である。 北側のE区画については、同団地内に立地する企業が北側約1.1haを取得したほか、残る約2.3haも将来的に購入したいとの意向を示しており、岩手県土地開発公社とR6.12までの3年間、優先交渉をする契約をしている。 残るF区画も鋭意交渉を行っている。 令和4年度当初時点では、花巻第一工業団地テクノパークにおいても2区画（0.8ha）が空き区画となっていたが、1区画（0.5ha）を市の賃貸工場に入居する企業の親会社が取得したほか、残る1区画（0.3ha）については、隣接する企業が購入を検討中であり、早晩、完売する見込みであることから、新たな企業を市内に呼び込むための用地がより不足する状況にあり、新たな産業用地の確保が喫緊の課題となっているものの、市内の用途区域を除く大部分の平坦部は農業振興地域内の農用地区域であり、この区域内での産業団地の整備は極めて難しい状況である。 そのような状況の中で、令和2年度には農業振興地域外かつ都市計画の用途地域における工業地域である「二枚橋地区」において、2.75haを市が初めて独自に産業用地を造成しており、現在は用地を購入した民間企業がマルチテナント型物流施設を整備・供用している。なお、供用開始と同時に稼働率が100%となったことに加え、同様な物流施設に対する引き合いがこの民間企業に寄せられていることなどから、残る北側の約4haについても、この民間企業が独自に整備を行っている。 加えて、市の南側に位置する「実相寺・山の神地区」の約33haについても「二枚橋地区」と同様に農業振興地域外かつ都市計画の用途地域内であり、比較的早期の整備が可能であると見込まれることから、産業団地整備の可能性の検討を令和2年度から本格的に実施しており、これまで、基本計画や基本設計の策定に加え、用地測量、補償調査、埋蔵文化財の試掘などを実施したほか、地権者や隣接者を対象とした民説明会を開催している。 現時点では、33haの一括整備は、事業費や誘致の確実性の観点から困難と考えられることから、各種調査の結果や基本計画・基本設計の内容を踏まえた結果、中央部のB工区、約12haを先行整備する方針としている。 令和4年度については、用地買収や支障物件の補償、実施設計の実施など、本格的な整備に向けて取り組んだもの。また、令和5年度以降は、埋蔵文化財の発掘調査のほか、各種申請手続きと並成にかかる本工事、附帯工事の施工などを予定しており、これらが順調に進むと仮定すると、最短で令和7年度の下半期以降の分譲となると見込んでいるが、1日も早い分譲ができるよう取り組んでいきたいもの。 A工区、C工区への拡張については、B工区の分譲状況を見ながら検討していきたいと考えていたものの、当該団地に隣、複数の企業からの引き合いがあることから、令和5年度において、周工区の基本設計業務や支障木の除去を行う計画としているもの。 このほか、市では、市内への新規立地や増設に要する経費を補助する企業立地促進奨励事業補助金のほか、民間事業者が独自に行う産業用地の整備に要する経費のうち、道路や調整池、上下水道などのインフラ整備に要する経費の1/2、上限3億円まで を支援する民間産業用地整備促進奨励事業補助金を新規創設するなど、新規に立地しようとする企業又は既に立地する企業の増設を支援するための制度の見直しや新規創設などを鋭時行っている。 加えて、既立地企業の業務拡大を支援するため、未利用の市有地を市内に立地し、今般、事業拡張を計画する企業へ売却したほか、空き地や空き工場などの物件調査や紹介を通じ、多様な企業ニーズに対応するよう取り組んでいる。 花巻インターチェンジ付近では、リサイクル事業者が開発を進めており、本件については、市の補助の対象業種でないことから、金銭的な補助はしていないが、土地の紹介や土地所有者との調整などの支援をしている。 以前には、D、E区画を大き使いたいという企業があり、交渉をしていたことがあったが、一部が土砂災害特別警戒区域に入っていることや、土を盛った土地で地盤が弱いということを理由に、最終的に企業の誘致には至らなかった。 D区画の3分の1の区画を検討している企業においては、過去に市が行ったボーリング調査の結果を確認した上で、自分たちでも調査を行い、用地取得、ひいては新規立地を決めていただいたものである。残りの3分の2については、県内の運送業が用地取得に向けて検討している状況である。 花巻市内の大部分の平坦部は農業振興地域内の農用地区域となっており、企業が実際にどのような工場を作るという明確な計画があった上で、農用地を活用する以外に適切な場所がないということであれば、農振除外ができる可能性があるが、手続きに長い時間を要する。 農水省のガイドラインによると、企業が来るかもしれないとの理由から市で工業団地を整備したいということについては、農振除外を認めないとしている。他市において、市が工業団地を造るという理由で農振除外を認めたところ、雑草が繁茂し、工業団地とはならなかったということがあったことから、市が工業団地を造るために農振除外をするのは認められないとのことであった。 20年前ほぼ上どの企業が海外に工場を作っていたが、最近では円安の影響や日本人の賃金低下などの影響により、日本国内に工場を作る傾向が増えてきているが、農水省はそういう状況を考慮していない。自民党幹部にこの話をしたところ、その方の選挙区でも同じような状況とのことであったが、なかなか状況は変わらない。花巻市のいい土地はほぼ農業振興地域内の農地であり、市としても苦しい状況である。 花南地区の産業団地造成について、スマートインターチェンジの近くに作れることは非常にいいことだと思っている。スマートインターチェンジの建設には約21億円かかるが、そのほとんどはNEXCOが負担することになっており、岩手県と花巻市では接続道の整備等をすることになるが、市の負担は3億円ほどである。市の負担額の半分については国からの補助があり、また、返済の70%国から補助が出る合併特例債の活用も可能であることから、市の実際の負担は7千万円から8千万円ほどの見込みである。このスマートインターチェンジは、従来のものより少し大き（入りやすいものにする計画としており、企業の反応は非常によく、上手くいくものと期待している。	継続中
198	R4.8.23	市政懇談会	湯本	農林部	農政課 農村林務課	イノシシ被害と米価の下落について	3、4年前からイノシシ被害が増えてきており、被害の範囲もだんだん広がってきている。 農協からはたい肥の匂いのついた米は買い取りできないと言われており、肥料等が値上がりする中、米の買い取り価格は低下しており、厳しい状況である。	市の有害鳥獣対策アドバイザーに聞いたところ、家庭でのイノシシ対策としては色付きの電気をつけるのが有効とのことであった。（※時間が経過すると、イノシシが色付きの電気に慣れて効果が薄れる場合がある。） 肥料については国で補助金を出すこととしている。また、花巻市でも臨上が分ついて補助をするため、9月議会で補正予算を計上することとしており、国の支援と併せて値上がり分をカバーできるようにしたいと考えている。 米価の下落については、農政局長の話によると、下がっているのは豊協の概算金であり、消費者米価は下がっていないとのことであった。 昨年は農水省や国会議員に対して、隔離した15万トンの米を市場に出さないよう訴えたが、当時の説明では外食や子ども食堂には出せるようにするということであった。このことについて、米を区別することはできず、市場に出すことで他の食用米にも影響が出るのでやめるよう話をしていたが、15万トンのうち出荷団体から申し込みがあった12万トンの中の3万トンほどがそのような用途で使ったとのことであった。結果的に、15万トン全てを隔離していれば、今年の6月の民間在庫は200万トン程度になり、ある程度価格を維持できる状況になったと思う。今年の米の生産量は目安以下になったため、来年の在庫は200万トンを切るのではないかと期待している。 国に対しては、米価対策は国の施策で行う必要があると話をしているが、市としても、9月の補正予算で牧草の値上がり分の補助や、輸入牧草に対する補助の費用を計上しており、今後様々な補助をする予定である。さらに、昨年度は検査費用の補助も行っており、農協の概算価格によっては今年も同様の支援も必要になるものと思っている。 市の財政は、令和3年度決算で21億円ほどの黒字となっており、基金も増えているため、必要な支援はしていきたい。また、今年はコロナ対策の地方創成臨時交付金が3億9千万円しかきていない状況であり、以前に鈴木財務大臣と話をした際には交付金の増額を検討するとのことであったので、今後追加で交付金が出る場合には、様々な支援をすることが可能になると思っている。 イノシシの捕獲については、国から1頭当たり7千円の補助が出るが、花巻市では国の補助に7千円を上乗せし、国の補助と併せて1頭当たり1万4千円の補助をすることとしている。また、国からの補助金は頭数の枠が決められているが、その枠を超えて捕獲した場合には、市で1万4千円を全額補助することとしている。 電気柵設置の補助についても、今年度から補助率を上げているほか、上限の撤廃をしている。電気柵については、必要な分についてしっかりと補助金を出していきたいと思っているので、ぜひ活用していただきたい。	飼料作物については、令和4年9月補正にて「飼料購入緊急支援事業」を予算措置し、畜産物の生産を目的として購入した輸入粗飼料、国産粗飼料、配合飼料購入経費の一部を支援したところである。 【実績】 ・R4.4月～9月購入分の補助件数　113件　18,858,053円 ・R4.10月～12月購入分の補助件数　109件　14,614,113円 ・R5年1月～3月購入分については令和5年度へ14,740千円を繰越し補助する。 ・R5年度購入分については44,442千円を予算措置済み。 イノシシの捕獲については、国から1頭当たり7千円の補助が出るが、花巻市では国の補助に7千円を上乗せし、国の補助と併せて1頭当たり1万4千円の補助をすることとしている。また、国からの補助金は頭数の枠が決められているが、その枠を超えて捕獲した場合には、市で1万4千円を全額補助することとしている。 令和4年度のイノシシ捕獲実績は70頭となっている。 電気柵設置の補助についても、令和4年度より補助率を上げているほか、上限の撤廃をしており、96件、13,378千円の活用をいただいている。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
199	R4.8.23	市政懇談会	湯本	市民生活部 健康福祉部	生活環境課 健康づくり課	新興製作所跡地の活用について	7月の広報に新興製作所の跡地の件が掲載されていた。工業団地を造るための敷地がないという話であったが、新興製作所の跡地の活用についてはどう考えているか。	5月に行われた花巻中央地区での市政懇談会において、新興製作所跡地に関する懇談が行われたが、状況を説明したところ、活用が難しいということをご理解いただいた。県に対する要望の中で、コンクリートガラについては産業廃棄物であるため、県から、解体工事をした事業者に対して法律的に責任があることを追及する べきではないかとの話をしているが、県ではそのような対応はできないということであった。 新興製作所が今の場所に移った際に市では補助金を出しているが、その際に跡地の処理等についてどのようにするか決めておく必要があったと思っている。 総合花巻病院が移転した際に市では補助金を出しているが、総合花巻病院には建物解体と土壌汚染の除去に係る見積もりを取っていただき、その上で、解体して土壌汚染を除去する旨の協定を結び、それに基づいて解体等を進めていただいている。実際には見積もりの金額以上に費用が掛かることなくしてまっていが、協定を結んでいることから、総合花巻病院にはしっかりと対応していただいている。 新興製作所について、コンクリートガラの撤去には1億数千万円かかる見込みであり、それほかにも基礎杭の撤去などが残っていることから、土地を活用できるようにするには14億円以上かかるとお聞いている。土地の評価額は3億数千万円であり、購入希望者がおらず、最終的に3千数百万円で購入ができる条件で競売が行われた。しかしながら、3千万円で購入しても、土地を使える状態にするためには10数億円かかるという状況であったため、購入希望者は出てこなかった。 土地を所有していたメメアース株式会社が破産をしたことで、仙台の弁護士が破産管財人となっており、話ができる状況にはなっているが、市として土地取得費が低いとしても、土地利用に10数億円をかける土地を取得することは困難である。 現状では当該土地の購入希望者はいないものの、市としては、今後購入を希望する企業が出てくるか様子を見ていきたい。その中で、市民の皆様から市で購入してほしいという意見があれば、検討していく可能性はある。しかしながら、この土地の購入には国の補助は出ないと思われるため、購入する場合には市独自の財源を使う必要があり、その結果他の事業の実施に影響がでるおそれがある。 市としては、解体処理等土地利用に14億円がかかるというのが正しいかについて外部専門家による調査をすることも検討したいと考えているが、外部専門家による調査自体数千万円の費用が掛かる可能性があるため、調査自体を実施するかは市民の皆様の意向次第である。今後どのような状況になるかは分からないが、せめてコンクリートガラの処理は、市の負担ではなく対応してほしいと考えており、県に話をしているところである。	【生活環境課】 新興製作所跡地は、ガレキが堆積しているほか、建物の基礎杭が残存している可能性があり、更に土地の利用にあたっては、撤壁の補修等も必要であると考えられることから、市では現時点において、この土地を利活用するためには、約14億円という非常に大きな金額が必要であると試算している。新興製作所跡地については平成28年に環境文化財の試掘調査を行っており、上都平旧地は、江戸時代の花巻城の構築物は一部時間数があったという以外の情報はないところではあるが、花巻城につながる烏谷ノ崎城跡の一角であるとの見方があるなど、歴史的に由緒ある場所である。このことから、市が土地を取得し活用するために負担しなければならない費用が大幅に縮減され、また、市民の多くが遺跡や景観保存を望む場合には、当市で取得することを検討する余地がないのとはいえないものと考えている。 そのため、令和5年3月市議会定例会において、撤壁調査等事業費に係る補正予算26,000千円をお認めいただいた。今後、現況調査、撤壁詳細調査（撤壁構造調査）、ボーリング調査（撤壁部材厚・建築物残存部位・地質）、解析調査（構造物に対する影響・崩壊時の影響想定）、撤壁安全性照査（復元図作成・安定計算・崩材照査）、撤壁改修案検討（撤去、再構築等）、ガレキ撤去・既存構造物解体範囲検討、概算費用算出（工事費、ガレキ撤去費、既存施設撤去費）を行い、本年11月実には、実際に市が取得するとした場合にどれだけの費用が必要になるかがわかるものと見込んでいる。 市としては、仮に新興製作所跡地の上都平旧地を取得しても、上都平旧地の地形もて撤壁補修等に多額の費用を要する可能性が高いことなどにより、現時点においてすぐに上都平旧地への公共施設の整備などを考えられるものではないと認識しているが、当該跡地が歴史的に由緒ある場所であることを踏まえ、民間事業者が取得し、開発を行った結果、上都平旧地が失われる可能性が全くないとは言い難いこと、また、市民の中には上都平旧地をそのまま後で保存すべきと意見もあると認識しているところ、地形、景観を保存するという観点により、上都平旧地について、市の財政が許す範囲内の金額での取得の可能性を調査したいと考えている。 【健康づくり課】 総合花巻病院跡地は、市と花巻病院が結んだ協定に基づき、ボーリング調査により土壌汚染の有無について調査をしていただき、見つかった汚染土の除去は完了。その後、順調に解体工事は進み、解体後の整地まで現在は終了している。 人工地盤部分の構造物の撤去については工事が3年ほど遅れるとのことであり、市としてはこれを認めている。	完了
200	R4.8.23	市政懇談会	湯本	商工観光部	観光課	ホテル花仁の解体について	台温泉の入口にある旧ホテル花仁について、市で解体するという噂を聞いたが、どうなのか。	（商工観光部長） 現時点で、市で旧ホテル花仁を解体するという計画はない。 観光庁では、温泉宿泊施設の改修や解体などに対する補助金を新たに創設している。この補助金は、地域でどのように温泉を盛り上げていくかという計画を作った上で、個々の事業者ではなく、まとまりを作って申請をするというもので、市と温泉事業者で話をして、各々の宿泊施設の改修事業も取り込んだ計画を作成し、申請したものである。補助金の申請に当たり、台温泉の一部の方々からはホテル花仁の建物を解体できないかとの相談があったが、国の補助金担当者に確認したところ、壊したとて観光のあに使う計画が必要とのことであった。また、補助金を使って事業を行う場合、令和5年2月までに事業を終わらせる必要があるが、旧ホテル花仁については外国の企業が低価に入っているという話もあり、2月までに事業を終わらせるという条件を満たすことが難しいこから、今回は断念する結果となった。 （市長） 旧ホテル花仁の建物について、永久に残していくという訳にはいかないと思っている。 観光庁の補助金の上限は1億円であったが、実際に解体をする場合にはそれ以上の費用が掛かると思われる。解体費用がどの程度掛かるかを調べた上で、花巻市で費用を負担できるか、また、解体した後に台温泉の活性化につなげることができるかどうかなどを地元の方々と話をした上で、財政的に許されるのであれば、将来的に解体の計画を考えていきたい。 今は花巻の財政は余裕がある状況だが、昨年度ふるさと納税が多かったことが大きな要因であり、毎年同じペースでふるさと納税があるとは限らないため、市の財政状況も見ながら検討していきたい。	観光庁の事業を活用した旧ホテル花仁の解体は、補助事業実施期間中における解体スケジュールの見通しが立たなかったことや地域での跡地利用の方向性が示されなかったことから申請を見送った。 建築住宅課が中心となり、法務事門官を交えて、解体となった場合のスケジュールや経費、活用できる国の補助金などの検討を行ったが、私有地であるため、詳細な現地調査ができないことや傾斜地に立地しているため、建物が土留めの役割を果たしている可能性があることから、安易に解体することが難しく、また、跡地利用も限定されると見込まれることなどから、今後の見込みがたっていない。	継続中
201	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	建築住宅課	空き家と地域の環境対策について	3～4年ほど前に行政区長を通じ、地域内の空き家確認を行ったようだがその結果について教えてほしい。 また、空き家の所有者が管理を行わないため雑草や樹木が道路にはみだし始めがになっている。そのため、集落で草刈等行っているが、今後、高齢化が進む中、集落での対応も難しくなることが予想される。所有者の管理が行き届かない空き家及び敷地の管理に関してどのように対処していくのか。 地域内の空き家確認結果を情報共有してほしい。	増加する空き家と管理の問題については、当市に限らず全国的な問題・課題になっている。令和4年3月31日現在、市が把握できている市内の空き家数は1,063件確認しており、内訳は花巻地区が682件、東和地区で181件、石鳥谷地区147件、大迫地区53件になっており、石鳥谷地区のうち八重畑地区の空き家数は28件で5年前の平成29年時点より12件増加している。 市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の皆様に関するチラシを同封しお知らせするとともに、市のホームページや広報での周知を行っている。 また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法も周知している。 更に、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催しており、今年も8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催し、市内5組、県内外から17組の合計22組の参加があった。（空き家の所在地では花巻地区が13組、石鳥谷地区が6組、東和地区が3組） 空き家の解体等に対する予算面での支援については、危険な空き家の減少を目的として、平成30年から国の補助制度を活用して、倒壊のおそれがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部（上限50万円）を補助する「老朽危険住宅除却費補助金」制度を設け昨年度は3件の利用を頂いている。また、令和3年度からは、市独自の支援として、空家等の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する「花巻市空家等解体活用事業補助金」制度を新たに創設し、令和4年8月20日までの約1年間で、17件の事業認定をしている。この制度は、市内全域が対象で、補助率は解体費の2分の1で上限40万円、更に昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算した上限50万円、また居住誘導区域内や生活サービス拠点区域内の建物については上限100万円となっている。このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。 保安上、放置しておくと危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり、所有者に対し、適切に管理するよう助言、指導を行っている。指導をしても是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行うこととなる。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は昨年度に所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。	増加する空き家と管理の問題については、当市に限らず全国的な問題・課題になっている。令和5年3月31日現在、市が把握できている市内の空き家数は1,035件確認しており、内訳は花巻地区が653件、東和地区で175件、石鳥谷地区156件、大迫地区51件になっており、石鳥谷地区のうち八重畑地区の空き家数は27件で5年前の平成29年時点より11件増加している。 市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年に花巻市空家等対策計画を策定しており、毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の皆様に関するチラシを同封しお知らせするとともに、市のホームページや広報での周知を行っている。 また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付しており、その際には空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただく方法も周知している。 更に、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。毎年、8月には2日間、空き家の無料相談会を開催しており、今年も8月10日、11日の2日間、花巻市文化会館を会場として開催し、市内5組、県内外から17組の合計22組の参加があった。（空き家の所在地では花巻地区が13組、石鳥谷地区が6組、東和地区が3組） 空き家の解体等に対する予算面での支援については、危険な空き家の減少を目的として、平成30年から国の補助制度を活用して、倒壊のおそれがあるなど危険な状態の空家等の除去費の一部（上限50万円）を補助する「老朽危険住宅除却費補助金」制度を設け昨年度は3件の利用を頂いている。また、令和3年度からは、市独自の支援として、空家等の場所に住宅や店舗などを新築することを条件に空家等の解体費の一部を補助する「花巻市空家等解体活用事業補助金」制度を新たに創設し、令和5年3月31日までの約1年間で、23件の事業認定をしている。この制度は、市内全域が対象で、補助率は解体費の2分の1で上限40万円、更に昭和56年5月31日以前の建物、いわゆる旧耐震基準のものには10万円を加算した上限50万円、また居住誘導区域内や生活サービス拠点区域内の建物については上限100万円となっている。このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。 保安上、放置しておくと危険なもの、衛生上有害なものなど、管理が不適切な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特定空家等に指定することとしている。これまで、特定空家等として指定したものは2件あり、所有者に対し、適切に管理するよう助言、指導を行っている。指導をしても是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行うこととなる。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空家等2件のうち1件は昨年度に所有者によって解体が行われた。特定空家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空家等の認定については慎重に対応する必要がある。	完了
202	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	建築住宅課	空き家と地域の環境対策について	市として、空き家の樹木等が生い茂り、その敷地の樹木が道路等にはみ出した際の対処方法について伺いたい。 （市に対し上記について相談をすると、所有者確認の上進めてほしいとの回答があったが、地域では対応が難しい）	（建築住宅課長） 空き家の対処については、防犯上の観点や個人の財産にも関わることでもあることから、地域に任せるということはしていない。草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付したり、場合によっては直接電話連絡により適正な管理をお願いしているので、地域内で問題になっているケースなどがあれば市の建築住宅課にご相談いただきたい。 （市長） 道路沿いの草木の問題は、市内各所から報告があり、危険な場合は市で対応している。私有地の場合は勝手に切るわけにはいかず、所有者に対し、文書での通知や適正な管理を依頼することは行っているが、近隣に居ない所有者など、対応してもらえない場合もある。危険な状態である場合はぜひ道路課や総合支所に連絡していただき、一緒に対応を考えさせていただきたい。	空き家の対処については、防犯上の観点や個人の財産にも関わることでもあることから、地域に任せるということはしていない。草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付したり、場合によっては直接電話連絡により適正な管理をお願いしているので、地域内で問題になっているケースなどがあれば市の建築住宅課にご相談いただきたい。	完了
203	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	地域振興部	定住推進課	空き家と地域の環境対策について	今後、過疎化が進むとすれば空き家が増えていくことが予測されるが、市として空き家を買い上げ(リノベーション後、移住希望家族などを募集するなどの考えはないか。	（地域振興部長） 市では、空き家の有効活用を通して、県外からの移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクを運用し、売買・賃貸が可能な物件を紹介するとともに、物件を改修した場合に、その改修費を補助する定住促進住宅取得等補助金による支援を行っているところである。 また、39歳以下の若者世代が、空き家バンクに登録された空き家を取得し、居住した場合、30万円の奨励金を交付し、若者世代の空き家取得の支援を行っている。 その他、市外に居住していた者が当市に転入し、市内の空き家を利用する場合、空き家の提供者に対し、10万円の奨励金を交付している。 このような支援について、空き家バンクについては、全国版空き家バンクや市の移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」において、物件や移住者の声を紹介しているほか、各種支援制度についても同サイトや花巻市ホームページにおいて紹介しているところである。 ご提案された「市として空き家を買い上げ、リノベーションし、移住家族などを募集する」ことについては現時点において考えていないが、今後についても、当市への移住・定住を希望される方々に向けて、空き家バンクの運用や若者世代への空き家の取得、改修費の補助など、必要な支援を行ってまいりたい。 （市長） 空き家は確かに増えている状況であるが、その中で、市で行っている空き家バンクでは売買において120件ほど成約しており、県内では一番上手くいっていると思う。市では、県外からの移住者や空き家バンクに登録された建物を取得した方への補助制度をホームページなどでお知らせしているが、分かりやすくまとめた冊子を作って、さらに周知していくことが必要だと思っている。また今後は、空き家バンクに登録された空き家を取得した若者世代に対しての支援を拡充し、なるべく市内の空き家を使っていただこうと思っている。 今、花巻市だけではなく、全国的に不動産の価値がなくなってきている。空き家を市が買い取って改修したからといって、買い取り額以上で売るのは難しく、空き家のまま残る可能性が非常に高い。そのため、市では、若い世代が空き家を買う場合に、改修費用などについての補助をし、その物件を利用することについて市が援助することで、なるべく空き家を使っていただきたいと考えている。	市では、空き家の有効活用を通して、県外からの移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクを運用し、売買・賃貸が可能な物件を紹介するとともに、物件を改修した場合に、その改修費を補助する定住促進住宅取得等補助金による支援を行っているところである。 また、39歳以下の若者世代が、空き家バンクに登録された空き家を取得し、居住した場合、30万円の奨励金を交付し、若者世代の空き家取得の支援を行っているところである。加えて令和4年10月からは、39歳以下の方に加え、「若者世代等空き家取得奨励金」とし、県外からの移住者も対象とした。 その他、市外に居住していた者が当市に転入し、市内の空き家を利用する場合、空き家の提供者に対し、10万円の奨励金を交付している。 このような支援について、空き家バンクについては、全国版空き家バンクや市の移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」において、物件や移住者の声を紹介しているほか、各種支援制度についても同サイトや花巻市ホームページにおいて紹介しているところである。 ご提案された「市として空き家を買い上げ、リノベーションし、移住家族などを募集する」ことについては現時点においても考えていないが、今後についても、当市への移住・定住を希望される方々に向けて、空き家バンクの運用や若者世代への空き家の取得、改修費の補助など、必要な支援を行ってまいりたい。 空き家は確かに増えている状況であるが、その中で、市で行っている空き家バンクでは、令和4年度末で売買において134件ほど成約しており、県内では一番上手くいっていると思う。市では、県外からの移住者や空き家バンクに登録された建物を取得した方への補助制度をホームページなどでお知らせしているが、分かりやすくまとめた冊子を作って、さらに周知していくことが必要だと思っている。また今後は、空き家バンクに登録された空き家を取得した若者世代に対しての支援を拡充し、なるべく市内の空き家を使っていただこうと思っている。 今、花巻市だけではなく、全国的に不動産の価値がなくなってきている。空き家を市が買い取って改修したからといって、買い取り額以上で売るのは難しく、空き家のまま残る可能性が非常に高い。そのため、市では、若い世代が空き家を買う場合に、改修費用などについての補助をし、その物件を利用することについて市が援助することで、なるべく空き家を使っていただきたいと考えている。	完了
204	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	建築住宅課	空き家と地域の環境対策について	市内に建物解体業者は何社くらいあるか。	市の入札資格のある解体事業者については一覧表を作成しているが、その他にも個人事業主や、タウンページに載っている業者などもあり、全部把握しているわけではない。解体を計画されるのであれば、数社から見積していただいた上で検討することをお勧めする。	市に登録している解体工事業者は19社である。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
205	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	除雪について	除雪した雪により、各戸の出入り口がふさがれてしまう場合があり、除雪業者により除雪作業に格差がある。高齢者宅ともなると自身では雪の片づけができない。市で、除雪後の状況を地域住民から聞き取り等を行うなど確認し、除雪業者に指導するような考えはないか。	花巻市の除雪作業は、市道延長3,314kmのうち、バス路線や主要な通勤・通学路線を対象に1,725kmと長大な道路延長を除雪しており、作業の体制は、昨年度、建設業者など78者と委託契約を結び、市所有と委託業者所有等の車両を合わせ、293台の除雪機械を活用し、降雪量が10cmを超えた場合、または超えると予想される場合に出動することとしている。 「除雪した雪により、各戸の出入り口がふさがれてしまう。」ことについて、除雪作業は、深夜2時頃から開始し、出勤時間の7時頃には完了するよう、除雪業者に指示しているところであり、降雪の状況や道幅が狭いなど地域によっては出勤時間までに除雪が完了しない場合もあるなど、時間の制約が厳しい中で、各戸の出入口へ除雪を行うことは難しい状況である。 このような出入口部の除雪の問題は、当市に限ったことではなく、他の自治体においても、地域や近隣の方々にご協力をお願いしているところであり、当市においても、広報やホームページでお願いさせて頂いている。 除雪業者に対する指導につきましては、2年続いた大雪の経験と、地域住民からの苦情や要望を踏まえて、今年度は委託契約を行う11月に、各地区毎の特徴に合わせた指導を行うこととしており、適切に対応していく。 なお、地域として解決が難しい案件や、ご相談がある場合には、本庁道路課や石鳥谷総合支所地域振興課にご相談して頂きたい。	出入口部の除雪の問題は、地域や近隣の方々にご協力をお願いしているところであり、当市においても、広報やホームページでお願いさせて頂いているところであるが、令和4年度においてはPR動画を作成し、令和4年11月下旬よりホームページ上で配信したほか、本館一階ロアーでも公開した。 除雪業者に対する指導については、2年続いた大雪の経験と、地域住民からの苦情や要望を、令和4年11月16日の市道除排雪業務打合せ会の際に、各除雪業者に伝えた。	完了
206	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部 健康福祉部 地域振興部 石鳥谷総合支所	道路課 長寿福祉課 地域づくり課 地域振興課	除雪について	除雪車が来られない場所の居住者が高齢になった場合、どのようにすればよいか対応について伺いたい。	（道路課長） 市道の除雪に当たっては、限られた機材で作業を行うため、中にはどうしても除雪できない市道がある。市が除雪できない市道とは、①幅が4m未満の道路、②行き止まりの道路、③工事中や工事区域内の道路、④冬期間に利用されていない道路、⑤特定の人しか利用しない道路などがあげられる。このような道路については地域や近隣の方々で協力し合い除雪するなどのお願いを、広報やホームページでお伝えしているところである。 また、市では各地域の自主的な除雪活動の促進を目的として、小型除雪機の貸与を行っており、八重畑コミュニティセンターでも3台を使用し、市道、公民館・集会所、学校・保育園の除雪に活用頂いていると伺っており、昨年度要望を頂いた1台を交換する予定としているので、引き続きご協力をお願いしたい。なお、地域として解決が難しい案件や、ご相談がある場合には、本庁道路課や石鳥谷総合支所地域振興課にご相談して頂きたい。 （健康福祉部長） 高齢者世帯の除雪支援について、軽度生活援助事業を実施している。ひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみ世帯の65歳以上の方のうち、要介護認定者及び基本チェックリストにより、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方を対象として、草取りや除雪など、軽易な生活援助をシルバー人材センターに委託して提供している。令和3年度、石鳥谷地域では14名の方がこの事業を利用しており、そのうち13名の方が除雪利用となっている。 また、ご近所サポーター事業として、除雪に取り組んでいる地域もある。この事業は、要支援者等への支援として、地域団体に所属する住民ボランティアが、除雪や掃除、通院、買い物等への付き添い支援などを提供するもので、市内11団体で取り組んでおり、うち10団体で除雪を実施している。 （地域振興部長） 地域の方々が除雪を行うための市の支援として、小型除雪機の貸与のほか、市から交付しているコミュニティ会議への地域づくり交付金を活用してコミュニティ会議や除雪ボランティア団体の自主的な除雪活動を支援している。 地域の除雪活動の例としては、湯口地区コミュニティ会議においては、100名を超える役員や有志が支援者として登録し、除雪を希望する方70名の自宅から道路までの除雪を行っている。また、南万丁目親交会においては、市で除雪できない道路などの除雪を行っていると伺っている。 他にも、自治公民館の役員の方や行政区内の有志の方等が、高齢者の自宅や自治公民館等の除雪を行っているなど、市において全てを把握しているわけではないが、地域においては、除雪に自主的に取り組んでいただいている方々が多いと認識している。 当市としては、住民による自主的な地域づくり活動の推進及び地域課題解決のため、地域づくり交付金を交付する等の支援を引き続き行っていく。	【道路課】 市道の除雪に当たっては、限られた機材で作業を行うため、中にはどうしても除雪できない市道がある。市が除雪できない市道とは、①幅が4m未満の道路、②行き止まりの道路、③工事中や工事区域内の道路、④冬期間に利用されていない道路、⑤特定の人しか利用しない道路などがあげられる。このような道路については地域や近隣の方々で協力し合い除雪するなどのお願いを、広報やホームページ、PR動画でお伝えしているところである。 また、平成20年度に、市では各地域の自主的な除雪活動の促進を目的として、小型除雪機の貸与を行っており、八重畑コミュニティ協議会でも3台を使用し、市道、公民館・集会所、学校・保育園の除雪に活用していただいている。 さらに、令和4年度から地区へ、小型除雪機の貸与を行っており、八重畑コミュニティ協議会にも1台の貸与を予定していたが、最終的には八重畑コミュニティ協議会で購入したと伺っている。 【長寿福祉課】 高齢者世帯の除雪支援について、軽度生活援助事業を実施している。ひとり暮らしの高齢者、また高齢者のみ世帯の65歳以上の方のうち、要介護認定者及び基本チェックリストにより、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方を対象として、草取りや除雪など、軽易な生活援助をシルバー人材センターに委託して提供している。令和4年度、石鳥谷地域では16名の方がこの事業を利用しており、そのうち14名の方が除雪利用となっている。 また、ご近所サポーター事業として、除雪に取り組んでいる地域もある。この事業は、要支援者等への支援として、地域団体に所属する住民ボランティアが、除雪や掃除、通院、買い物等への付き添い支援などを提供するもので、市内13団体で取り組んでおり、うち8団体で除雪を実施している。 【地域づくり課】 地域の方々が除雪を行うための市の支援として、小型除雪機の貸与のほか、市から交付しているコミュニティ会議への地域づくり交付金を活用してコミュニティ会議や除雪ボランティア団体の自主的な除雪活動を支援している。 地域の除雪活動の例としては、湯口地区コミュニティ会議は、100名を超える役員や有志が支援者として登録し、除雪を希望する方約80名の自宅から道路までの除雪を行った。また、花西地区まち・づくり協議会はボランティア団体を組織し、39名のボランティアが68世帯の除雪に対応したと伺っている。 他にも、自治公民館の役員の方や行政区内の有志の方等が、高齢者の自宅や自治公民館等の除雪を行っているなど、市において全てを把握しているわけではないが、地域においては、除雪に自主的に取り組んでいただいている方々が多いと認識している。 当市としては、住民による自主的な地域づくり活動の推進及び地域課題解決のため、地域づくり交付金を交付する等の支援を引き続き行っていく。	完了
207	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	道路課	除雪について	市から除雪業者に対し、雪の積み上げ場所を指示しているのか。	雪を積み上げる場所については、指示していない。	雪を積み上げる場所については、指示していない。	完了
208	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	道路課	除雪について	除雪基準の10センチに満たない時に不正をして出勤している業者があると聞いたのでお知らせする。	市では、除雪業者に対し、市の除雪基準である10センチ以上の降雪があった場合、又は見込まれる場合は自らパトロールして確認することを依頼している。また、除雪した際は写真撮影した上ですぐに報告いただくこととしており、道路課においてパソコン上で確認できるようになっている。送られてくる写真を見ると、中には基準以下の降雪に見えるものもあるが、疑義があればその都度、除雪業者に確認している。仮にパトロール時に10センチを超えない場合でも、パトロール後に大雪が見込まれるという可能性もあり、経験や勘に頼る部分もあるが、無駄な仕事にならないよう指導し、効率的な除雪をお願いしている。	市では、除雪業者に対し、市の除雪基準である10センチ以上の降雪があった場合、又は見込まれる場合は自らパトロールして確認することを依頼している。また、除雪した際は写真撮影した上ですぐに報告いただくこととしており、道路課においてパソコン上で確認できるようになっている。送られてくる写真を見ると、中には基準以下の降雪に見えるものもあるが、疑義があればその都度、除雪業者に確認している。仮にパトロール時に10センチを超えない場合でも、パトロール後に大雪が見込まれるという可能性もあり、経験や勘に頼る部分もあるが、無駄な仕事にならないよう指導し、効率的な除雪をお願いしている。	完了
209	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	除雪について	除雪が必要のない道路を除雪している路線がある。路線決定の際に住民からの意見も反映させる必要があるのではないか。	市では、除雪路線決定の際、各行政区長から新たに除雪をしてほしい路線についての要望や除雪が不要な路線についての意見聴取をしている。今シーズンは、利用していない路線の見直しなどがしっかりと機能するよう、道路課と石鳥谷総合支所地域振興課、行政区長でコミュニケーションを密にし、実施していきたい。 （石鳥谷総合支所地域振興課） 8/26八重畑第4区長宅を訪問し、除雪路線を確認したところ、循環路線であったため、必要路線であることを説明し納得いただいた。また、除雪不要路線については、地元の合意を得て報告していただくことを改めて確認した。	8月26日に八重畑第4区長宅を訪問し除雪路線を確認したところ、循環路線であったため、必要路線であることを説明し納得いただいた。また、除雪不要路線については、地元の合意を得て報告していただくことを改めて確認した。 結論として、八重畑第4区長より従来どおりの路線で良いとの報告があった。	完了
210	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	除雪について	関口広野線の除雪について、1回目の除雪の幅員が狭く、車のすれ違いができなかった。1回目は道路幅にしっかり除雪していただきたい。	関口広野線の状況は想像がつくので、今シーズンの除雪に当たっては頭に入れて対応したい。	委託業者において除雪出勤後に市でパトロールを行い、ご指摘のような不良箇所を発見した場合は、委託業者に作業の改善を求めるよう対応した。	完了
211	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	道路課	除雪について	除雪業務委託契約の完成確認は誰が行っているのか。	（道路課長） 市では、GPSで除雪作業路線や作業速度などを記録できるシステムを除雪機械に設置して管理している。仕上がりについては作業者の個人差もあるが、不備があった際はやり直ししていただく等の指導をしている。委託契約の内容については、作業記録と報告書を職員が全て目を通し確認して、委託料を支払いしている。 （市長） 少ない職員で確認作業を行っているため、十分じゃないところもたくさんあると思うがご理解いただきたい。除雪について作業者の個人差もあるが、除雪機械の性能の差もある。市では今年度除雪機械を1台購入して、業者に貸し出すことも検討しており、機械の購入やリースができない業者には、市でそのような対応をすることでしっかりと除雪ができるようにしていきたいと考えている。	市では、GPSで除雪作業路線や作業速度などを記録できるシステムを除雪機械に設置して管理している。仕上がりについては作業者の個人差もあるが、不備があった際はやり直ししていただく等の指導をしている。委託契約の内容については、作業記録と報告書を職員が全て目を通し確認して、委託料を支払いしている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応 未着手・継続中 or 完了
212	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	健康福祉部	健康づくり課	子育て支援について	若い家族が安心して子育てができる環境づくりが必要と考える。これにより、若い世代の定住や移住が促され過疎化対策へとつながるものと思われます。まずは、子供を産み育てる環境を整えることが必要と考えますが、市内では産婦人科医院がないと伺っている。産婦人科を増やすことについて伺いたい。	（健康福祉部長） 岩手県の周産期医療体制は、県が県内４つの周産期医療圏を設定しており、このうち花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏において分娩等を含む周産期医療に対応している。 この「岩手中部、胆江、両磐」周産期医療圏での周産期医療の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町の岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関である。 同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって３名の産科医師を引き揚げる決定をしたことから、市は県、県医師会、北上市とも協議の上、岩手医大および岩手医大産婦人科医局に県立中部病院への産婦人科医の派遣を要望し、令和2年4月からは岩手医科大学から医師３名（令和4年4月１日現在４名）の派遣を受けて、産科を維持していただいている。 全国的に産科医が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師数は十分ではないと伺っており、2024年度から医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、分娩を扱う医療機関への医師の派遣がさらに厳しくなることが予想される。 また、胆江周産期医療圏においては、分娩に対応する産婦人科機能を有する病院おおび産婦人科医院がなくなっている状況から、県立中部病院の産婦人科機能はさらに重要になってきている。 このため、市では、県立中部病院の産科を維持、拡充していただくこと、また安心・安全に分娩できるよう、新生児に対する医療に必要なNICUの設置などが周産期医療機能の存続、拡充について継続して要望している。 令和4年8月１日現在、花巻市内に登録している保険医療機関登録数（東北厚生局公表）は、病院6カ所、診療所50カ所、合計56カ所であるが、その中で分娩を取り扱う産婦人科医院は1カ所となっている。 周産期医療において欠かすことのできない産科医師、小児科医師、助産師、看護師が全国的に不足している中、特に分娩に対応する開業医の産婦人科医院での確保が困難な状況であり、分娩に対応する産科医療の継続が難しくなっていることから、市では、独自の補償対策として、市内の産婦人科医院に産科医師や助産師・看護師が就職した際の一時金の交付や保育料、家賃、奨学金返還金、交通費の支援に加えて産婦人科医院が医師の人材紹介会社から紹介を受けて医師を雇用した場合に要した経費の支援を行っているほか、市内産科妊産婦の方が妊産婦健診や診療を受診するための通院に要する交通費の支援を行い、現状の産科医療や柔診体制を維持できるよう支援を行っている。 なお、全国的な産科医不足の中で、岩手県においては、胆江周産期医療圏、あるいは釜石市など沿岸および県北における分娩に対応する病院、産婦人科医院がなくなり、あるいは減少している状況であり、また出生数も大きく減少している中で、少数の産婦人科医しかいない産婦人科では昼夜あるいは休日を問わず対応することが必要となる分娩への対応は困難との認識が周産期医療学会では一般的となっていることから、分娩に対応する産婦人科を病院に開設すること、また、新たに産婦人科を設置することは困難となっている。 （市長） 個人の産婦人科医院は減っており、花巻市も2件あったのが１件になった。奥州市、胆江地区は0になり、北上市も１件となっている。以前、閉院した個人医院の産婦人科医と話したが、夜間休日も分娩対応のため休みが一切なく、高齢になり体力がもたないために辞めたということだった。このような状況であることからも、今後新たに産婦人科医院を開設される方はいないと考えなくてはいけない。 市内の工藤医院では産婦人科医が常勤で２名いらっしゃるが、２名体制でも厳しい状況となっている。市では、この２名の常勤医師の採用にあたって、医療機関が医師紹介機関へ支払う紹介料や医師が２か月に１度地元へ戻られる際の交通費の支援等を行っている。 岩手医大の産婦人科教授に話を聞くと、岩手医大の産婦人科医は医局内で40人をきっており、そこから県立病院等に派遣している状況で、個人の産婦人科医院に派遣する余裕がない状況とのことであった。 県立中部病院の産婦人科医について、以前は医師６名のうち３名が東北大学から派遣されていたが、東北大学の医学部長から、宮城県内の病院も医師が不足しており岩手県への派遣ができないと連絡があった。県立中部病院は花巻厚生病院と北上病院が統合してできた病院であり、花巻、北上、西和賀、遠野の病院である。市では県立中部病院の産婦人科医局をなくさないよう、当時の岩手県副知事や岩手県医師会に働き掛けるとともに、岩手医大理事長や産婦人科教授にお会いして、県立中部病院への産婦人科医師派遣を要請し、今は５名のうち４名が岩手医大から派遣されており、産婦人科が確保されている。 また、産婦人科教授は個人医院は必要ないという話をしているが、市としてはエ藤医院を残すために、県の医師会長に対して必要な医院であることを岩手医大に伝えていただきたいとお願いしたところ、現在300人も分娩をしている産婦人科がなくなると花巻市も困るだろうと理解をいただき、岩手医大理事長に話をしていただいた。その結果、岩手医大にも納得いただき、工藤医院を支援する制度ができた。 周産期医療学会では、産科には１つの病院に医師10名が必要としているが、岩手医大の産婦人科医は30数名しかおらず、今の状況では岩手医大の本院を合わせてあと2つしか出せないことになってしまう。そのような中、市では岩手県に対し、県立中部病院産婦人科の維持、そして安心して出産する環境を守るための小児科の維持について重要項目として要望しており、今後も続けていきたいと思っている。 更には、岩手医大産婦人科教授の助言を受けて、妊産婦が出産のために産科医療機関を利用する場合の交通費の補助も行っている。今の状況は昔とは違ってきているということを是非ご理解いただきたい。	県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町の岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関である。 同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって３名の産科医師を引き揚げる決定をしたことから、市は県、県医師会、北上市とも協議の上、岩手医大および岩手医大産婦人科医局に県立中部病院への産婦人科医の派遣を要望し、令和2年4月からは岩手医科大学から医師５名（令和5年4月１日現在（うち1名育休中）実質4名）の派遣を受けて、産科を維持していただいている。 全国的に産科医が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師数は十分ではないと伺っており、2024年度から医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、分娩を扱う医療機関への医師の派遣がさらに厳しくなることが予想される。このため、市では、県立中部病院の産科を維持、拡充していただくこと、また安心・安全に分娩できるよう、新生児に対する医療に必要なNICUの設置などが周産期医療機能の拡充を含め、周産期医療機能の存続、拡充について継続して要望している。 花巻市内の個人の産婦人科医院は減っており、花巻市も2件あったのが１件になった。市内の工藤医院では産婦人科医が常勤で２名いらっしゃるが、２名体制でも厳しい状況となっている。市では、この２名の常勤医師の採用にあたって、医療機関が医師紹介機関へ支払う紹介料や医師が２か月に１度地元へ戻られる際の交通費の支援等を行っている。 更には、岩手医大産婦人科教授の助言を受けて、妊産婦が出産のために産科医療機関を利用する場合の交通費の補助も行っている。今の状況は昔とは違ってきているということを是非ご理解いただきたい。	完了
213	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部	道路課	北上川（東雲橋下流）の堤防について	東雲橋から下流の北上川の堤防の整備について、今お話しできる範囲で説明いただきたい。	（道路課長） ８月５日に市が河川管理者である岩手河川国道事務所に要望した際に、今年度、東雲橋下流において、連続堤によらない治水対策を含め、堤防の予備設計を実施するとの回答をいただいている。 （市長） ここの堤防について国交省は、平成30年代前半に整備すると言っていたが、最近の集中豪雨や西日本において防災のための費用を使う必要が出てきたことにより、遅れが生じている。岩手県内でいえば、一関遮水地が未完成であること、四十四田ダムのかさ上げ事業が新たに出てきたこと、そして常波の堤防の用地買収が遅れて進んでいないことにより、平成30年代前半での整備はできないため、長い堤防ではなく輪中堤防を作ることを提案され地域の方々にも説明があった。一方、堤防整備は遅れているが、八重畑地区については、令和元～２年度に防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策として、洪水を安全に流下させるため樹木伐採や河道掘削を実施していただいている。国交省では、近年の出水で多くの家屋浸水被害が発生した地域の整備を重点的に実施しているが、市として、国が定めた120年に１度の洪水があった場合、八重畑・新堀地区で浸水区域内に住む住民が1,300人いることを国に対して強く要望し、今回の予備設計実施の話をいただいたところである。 ただし、予備設計をしたからといって、すぐに堤防整備の予算が付くというものではない。国交省の水管理国土保全局長の話では、事業の実施には多くの費用が掛かるため、財務省を説得する必要があり、そのためには堤防を作ってほしいと要望するだけでなく、市としても動いているという姿勢を見せなければなかなか予算はつかないということであった。 市としては、八重畑や新堀の指定緊急避難場所が不足していることから、花巻農業高校の教室やゴルフ場の建物を指定緊急避難場所として使わせていただくということを検討している。また、避難場所までの道路整備をすることで、市としても動いていることを見せて、予備設計後に早急に事業を進めていただけるようにしたい。今後も国交省や財務省に堤防整備を強く要望していくので皆さんの協力もお願いしたい。	東雲橋下流において、連続堤によらない治水対策を含め、堤防の予備設計を実施した。（岩手河川国道事務所確認済み）	完了
214	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	健康福祉部	健康づくり課	子育て支援について	旧石鳥谷町のような奨学金制度をつくって学生を応援するなどして、市の施設である石鳥谷医療センターを活用して、医師を育てていくということはできないか。	産婦人科の開業医が少なくなった理由の一つは忙しすぎるということである。現状、夜勤もした上で、次の日も朝から夕方まで外来診療するという生活をされることがあり、産婦人科医１人での対応は無理である。加えて、生まれてすぐに小児科にかかる必要のある新生児は、３分の１ぐらいあり、これも負担になっている。奥州市では新しい市長が就任した際に、分娩のできる産婦人科を作るという話をしていたが、産婦人科医が10人必要と言われている中で新たな産婦人科を作ることは無理な話であり、それならば奥州市の方も利用できるように県立中部病院を大きくして分娩できる環境を守るしかないという話をした。お金を出せば市内に産婦人科医が来てくれる話ではない。 市では、花巻スマートインターチェンジの整備や国道４号線の拡幅要望等、県立中部病院などの医療機関までの交通手段の整備を含めて安全な分娩を支援していくことを実施している。お金で解決できない問題であることをご理解いただきたい。	産婦人科の開業医が少なくなった理由の一つは忙しすぎるということである。現状、夜勤もした上で、次の日も朝から夕方まで外来診療するという生活をされることがあり、産婦人科医１人での対応は無理である。加えて、生まれてすぐに小児科にかかる必要のある新生児は、３分の１ぐらいあり、これも負担になっている。奥州市では新しい市長が就任した際に、分娩のできる産婦人科を作るという話をしていたが、産婦人科医が10人必要と言われている中で新たな産婦人科を作ることは無理な話であり、それならば奥州市の方も利用できるように県立中部病院を大きくして分娩できる環境を守るしかないという話をした。お金を出せば市内に産婦人科医が来てくれる話ではない。 市では、花巻スマートインターチェンジの整備や国道４号線の拡幅要望等、県立中部病院などの医療機関までの交通手段の整備を含めて安全な分娩を支援していくことを実施している。お金で解決できない問題であることをご理解いただきたい。	完了
215	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	建設部 石鳥谷総合支所	道路課 地域振興課	除雪について	地域の道路で除雪後に凍って危険な場所がある。融雪剤を市で配布するという話を伺ったことがあるが、配布する基準や条件はあるか。	配布の基準等は定めていない。ご連絡いただいて、自分の敷地内ではなく道路に散布して凍結防止するということであればお渡しする。また、融雪剤を散布する車両もあり、場所によっては散布するコースに入れることもできるので相談いただきたい。 （石鳥谷総合支所地域振興課） ８/26　発言者宅を訪問し現地確認したところ、県管理路線であったため、花巻土木センターに融雪剤散布と砂箱の設置を要望し、対応する旨の回答をいただた。	ご指摘のあった箇所（道路）は県道であったため、花巻土木センターに凍結抑制剤散布と砂箱の設置を要請し、令和４年12月に砂箱を設置していただいたほか、凍結抑制剤散布については、委託業者に対し、花巻市内全体の散布を行う中で、当該箇所の路面状況もよく確認しながら対応するよう指示する旨の回答を得た。 併せて、当該県道に接続する付近市道の路面凍結時に用いるためと、市から凍結抑制剤を配布し、発言者をはじめ地域の方に散布作業を行っていただくこととした。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	令和7 未着手・継続中 or 完了
216	R4.8.25	市政懇談会	八重畑	商工観光部	商工労政課	企業誘致について	新聞等で北上市の企業誘致の話題はよく目にするが、花巻には場所的に空いている土地はあるのにその話が出てこない気がする。	花巻市は50～60年前に農業を中心に振興していくことした地域である。そのため市内の平場は、そのほとんどが農業振興地域となっている。農業振興地域を工業団地や工業用地として利用するには農業振興地域から除外する必要があるが、市内工業用地全てが利用されており、かつ企業の具体的な進出計画がないと認められないというのが農水省の考えである。 東北農政局長と話をした際には、以前に工業団地を造ってエ業用地にするということで農振除外したことがあるが、結果として工業団地とならず、雑草が生い茂る状況となったことから、企業の具体的な進出計画があり、市内に工業用地がないという場合以外は農振除外を認めないとのことであった。7～8年前に農地転用の許可を市町村に権限委譲されたが、その際に農振除外についても市町村に権限委譲してほしいと全国知事会や市長会で要望したが認められなかった。農水省ではこの農業振興地域除外の基準緩和について、とても厳しい判断をしている。昔は海外に工場を作ることが多かったが、円安やサプライチェーンなどを考えると国内に工場を作らなければいけない状況になってきており、市としては農振除外の基準を緩めるべきだという話をしている。 合併前の石鳥谷町では、南寺林地区に岩手県土地開発公社による工業団地造成の計画があったが、合併して花巻市となった時には県の造成事業は廃止となっていた。さらに、当該地区は農業振興地域であることから、市が整備することは認められない状況である。 市ではエ業用地が不足しており、空いているのは県の土地開発公社で造成した花巻第2工業団地の3区画である。空いている3区画のうちの1区画は、興味を持っている既存の企業が土地開発公社と5年間の張付機会持つという契約を結んでいる。ほかの2区画のうち1区画については、別の企業が興味を示している。 スマートインターチェンジ付近は農業振興地域外であるため、工業用地として33ヘクタールのうち12ヘクタールを今年度予算で岩手県土地開発公社に業務委託して土地の買収作業を進めている。来年度には文化財調査が必要となるが、令和7年くらいには分譲できるよう進めている。また、従来のスマートインターチェンジよりも利用しやすいスマートインターチェンジフル規格というもので、企業は非常に興味を持ってくれている。さらに、花巻公設卸売市場北側の市有地を、キオクシア関連会社に売却し、これから建設が進められる。 二枚橋地区にある大和ハウス工業の流通施設については、花巻市の歴史で初めて工業団地を造成して売却した場所に建設された建物である。現在、2棟目の流通施設の整備に向けて、大和ハウス工業が独自に土地の造成工事申を進めているが、市ではインフラ整備に要する経費の1/2を補助することとしている。さらに、市ではお手伝いをしただけだが、盛岡のカガヤという大きな企業の紹介により、リサイクル会社が進出することで、土地の造成工事が始まっている。 日本において、金ケ崎のトヨタ自動車や奥州市の東京エレクトロンあるいはキオクシアのような大企業は多くない。市としては、その関連会社等を誘致するために、土地の造成をしながら、スマートインターチェンジや国道4号線の拡幅などのインフラ整備を進めているところである。今後、大和ハウス工業と公設卸売市場北側のキオクシア関連会社、リサイクル会社は工場が建設される予定であり、花巻第2工業団地についても興味を示して調査をしている企業があるので、誘致につながればいいと思っている。皆さんの期待に沿えるように取り組んでいきたい。	花巻市は50～60年前に農業を中心に振興していくことした地域である。そのため市内の平場は、そのほとんどが農業振興地域となっている。農業振興地域を工業団地や工業用地として利用するには農業振興地域から除外する必要があるが、市内工業用地全てが利用されており、かつ企業の具体的な進出計画がないと認められないというのが農水省の考えである。 東北農政局長と話をした際には、以前に工業団地を造ってエ業用地にするということで農振除外したことがあるが、結果として工業団地とならず、雑草が生い茂る状況となったことから、企業の具体的な進出計画があり、市内に工業用地がないという場合以外は農振除外を認めないとのことであった。7～8年前に農地転用の許可を市町村に権限委譲されたが、その際に農振除外についても市町村に権限委譲してほしいと全国知事会や市長会で要望したが認められなかった。農水省ではこの農業振興地域除外の基準緩和について、とても厳しい判断をしている。昔は海外に工場を作ることが多かったが、円安やサプライチェーンなどを考えると国内に工場を作らなければいけない状況になってきており、市としては農振除外の基準を緩めるべきだという話をしている。 合併前の石鳥谷町では、南寺林地区に岩手県土地開発公社による工業団地造成の計画があったが、合併して花巻市となった時には県の造成事業は廃止となっていた。さらに、当該地区は農業振興地域であることから、市が整備することは認められない状況である。 市内の工業用地のうち、空いているのは県の土地開発公社で造成した花巻第二工業団地の3区画である。同団地は、令和4年度末現在、全16区画（45.8ha）中、13区画（39.1ha）が分譲済みであり、立地企業数は11社、分譲率は85.4%となっている。 未分譲の3区画のうち、南側の0区画（3.9ha）については、南側の約1.6haを市が独自に誘致した神奈川県に本社を置く電子コネクタ製造企業のイリソ電子工業株が取得し、令和5年11月の操業に向けて工事を進めている。0区画の残り部分についても、総意交渉中である。また、北側の6区画については、同団地内に立地する企業が北側約1.1haを取得したほか、残る約2.3haも将来的に購入したいとの意向を示しており、岩手県土地開発公社と R6.12末での仲間、優先交渉をする契約をしている。残る6区画も総意交渉を行っている。 市では、花巻第二工業団地の未分譲の区画へ幅広い業種の企業を呼び込むことと早期完売とを目的に、企業が市内に立地又は増設する際に交付する企業立地促進奨励事業補助金を当該団地に立地する場合に限り、用地取得に要する経費への補助率を従前の1/10から5/10、上限1億円まで引き上げるよう、令和3年度末に制度を拡充した。 スマートインターチェンジ付近は農業振興地域外であるため、工業用地として33ヘクタールのうち12ヘクタールを今年度予算で岩手県土地開発公社に業務委託して土地の買収作業を進めている。令和5年度には文化財調査が必要となるが、令和7年くらいには分譲できるよう進めている。また、従来のスマートインターチェンジよりも利用しやすいスマートインターチェンジフル規格というもので、企業は非常に興味を持ってくれている。さらに、花巻公設卸売市場北側の市有地をキオクシア関連会社に売却し、これから建設が進められる。 二枚橋地区にある大和ハウス工業側の流通施設については、花巻市の歴史で初めて工業団地を造成して売却した場所に建設された建物である。現在、2棟目の流通施設の整備に向けて、大和ハウス工業が独自に開発することとし、現在、建築工事を進めているが、市では、同社が実施した造成工事のうちインフラ整備に要する経費の1/2を補助することとしている。さらに、市ではお手伝いをしただけだが、盛岡のカガヤという大きな企業の紹介により、リサイクル会社が進出することで、土地の造成工事が始まっている。 日本において、金ケ崎のトヨタ自動車や奥州市の東京エレクトロンあるいは北上市のキオクシアのような大企業は多くない。市としては、その関連会社等を誘致するために、土地の造成をしながら、スマートインターチェンジや国道4号線の拡幅などのインフラ整備を進めているところである。今後、大和ハウス工業側とリサイクル会社は直接や工場を建設中であり、公設卸売市場北側のキオクシア関連会社はほぼ完成した。花巻第2工業団地についても興味を示して調査をしている企業があるので、誘致につながればいいと思っている。皆さんの期待に沿えるように取り組んでいきたい。	継続中
217	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	教育部	文化財課	郷土芸能のあり方について	矢沢地区で活動している矢沢地域民俗芸能保存団体には、県指定の無形民俗文化財の胡四王神楽、幸田神楽をはじめ15団体が加盟している。 しかし、ここ数年新型コロナウイルス感染拡大に伴う、練行事の中止等のため、活動の範囲が限られている。その中で胡四王神楽や幸田神楽はコロナ対策を取りながら伝承に努めている。一方、練習を含めた活動そのものが制約されている団体もあり、後継者を含めの今後の伝承のあり方が問題化している状況にある。 こういう中で、市として郷土芸能の伝承という観点からどのようなスタンスを取るか、対策としての考えを伺う。	ここ3年間は、芸術文化活動全般においてコロナの影響による様々な制約を受けており、民俗芸能についても例外ではなく、保存・伝承を考える上で、公演・発表の機会がなかったことに危機感を持っている。これは、花巻だけではなく、全国的な課題となっている。現在の施設利用制限のレベル1となっており、しっかりとした感染対策を講じた上であれば、制約なく練習や公演ができる状況になっている。こうした状況において、胡四王神楽や幸田神楽は伝承活動に積極的に取り組まれている事例であると思っている。 市としても今年は市民の方々の関心を取り戻し、発表機会を確保して、以前のような状況に戻したいと考えており、感染対策を講じた上で、入場者数などの制限はあるが、文化庁からの支援を受けながら、市内の神楽協会や郷土芸能保存協議会の協力のもと、公演を実施している。 7月3日にみちのく神楽大会、7月23日に倉沢人形歌舞伎公演、翌日の24日に花巻市郷土芸能鑑賞会、9月23日には矢沢の熊谷家において胡四王、幸田、土沢神楽による古民家で味わう神楽鑑賞会を開催しており、11月23日には青少年郷土芸能フェスティバルを実施する予定としている。 少子高齢化の中で、伝承や活動の継続について、用具等の整備が課題となっているが、先に述べた5つの公演については全て無料で開催させていただくことしている。また、国の補助金制度を活用し、今年度、市内団体に対しては鹿踊り保存会や山車保存会など希望のあった14団体に計2,600万円の補助を行っている。 花巻市内には沢山の民俗芸能があり、各地区で伝承に取り組んでいただいている。矢沢地区には、県や市の指定文化財を含めた15団体で矢沢地域民俗芸能保存団体連絡協議会を組織していただいており、市内でこのような組織を作っているのは矢沢地区のみと認識している。 やさわこども園、島保育園で取り組んでいる神楽（シングワ）、星宮（まんない）太鼓なども含めて、地域で大切にしていただいており、例年11月の矢沢伝統芸能伝承大会の開催など、市内で最も積極的な取り組みを実施しているこの地域は、「地域の文化は地域で守る」ということを実行している先進事例と思っている。矢沢伝統芸能伝承大会については、昨年まで休止となっていたが、今年は開催の予定とのことで大変期待をしている。開催に際して、練習会場や感染防止対策など、不明な点や相談したいことがあれば文化財課に連絡いただきたい。市としても、非接触型検温器や消毒用品、スタッフの抗原検査キットも提供など、協力をしていきたい。また、会場については、先ほど矢沢小学校と中学校の校長先生とお会いし、学校の体育館も使用していとの話をいただいているので、会場が必要な場合にもぜひご相談いただきたい。 市で行っている支援としては、指定された有形、無形文化財の所有者を対象に文化財や用具の修理に対する補助を行っている。従来は市の指定文化財のみ、経費の2分の1、上限50万円という支援であったが、現在は、国や県の指定文化財まで対象を拡大し、金額も最大200万円まで上として補助事業を行っている。 また、子どもたちへ民俗芸能、地域の文化財を知ってほしいということで、一昨年から市内小中学校へ民俗芸能団体を派遣する出前公演を実施しており、すでに何校か出前公演の実施が決まっている。矢沢小学校、矢沢中学校でも検討いただいていおり、先ほど、矢沢中学校から11月11日に中学生に胡四王神楽を見せたいという話があったので、ぜひご対応いただきたい。 後継者育成などの課題解決に向けては、郷土芸能保存協議会が中心となって、どうしたら解決できるかということの手がかりを探るための意見交換会や郷土芸能に詳しい講師を招いての研修を毎年実施している。これまでは伝統にこだわってそれぞれの団体、地域を超えての活動ということは中々できなかったが、伝統にこだわらず、女性の方々も保存の一つの主力としたり、地域以外の方にも門戸を開いている例を紹介いただいた。北上市の成田でも神楽に取り組んでいるが、そこではスポーツ少年団として他地区からでも参加できる形で活動していたり、統合した大迫小学校では学校のクラブ活動として週1回さえ踊りや神楽を練習している例もある。胡四王神楽のように子ども達の成果を発表する機会を積極的に設けている事例もあり、様々な事例について各団体で検討していただき、実施している団体もある。矢沢地区の組織作りや、胡四王神楽、幸田神楽を中心とした保存育成の取組については、先導的な取組であり、他の地区にも紹介していきたい。 それ以外の郷土芸能団体でも、「物品について困っている」、「保存育成のシステムについての参考事例を知りたい」などがあれば、遠慮なく矢化財課に相談いただきたい。	国庫補助を活用し、公演事業を実施（R4はコロナにより計画6公演のうち、5公演を実施） 小中学校への民俗芸能出前事業を実施（R4は4回実施） 民俗芸能継承の現状と課題把握のため意見交換会を実施 国庫補助（民俗芸能の用具修理への補助金）への支援（取りまとめ・申請事務代行）R4補助額18団体43,990千円 施設利用については、市の新型コロナ対策の方針に従った。	完了
218	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	教育部	文化財課	衣装に係る助成について	集落に小さな神楽団体があるが、新しく入った方々から、着物を作りたいので助成がないかとの相談があった。 昔は、生地を買って母親に作ってもらっていたが、今は作れる人がおらず、お金がかかってしまう。	衣装についても文化財課に相談していただきたい、全てに対応するということはできないかもしれないが、新しい支援のシステムもあるので相談いただきたい。 今、少子化が進んでいる状況であり、郷土芸能が盛んな大迫でも昨年度の出生数は10人、東和町でも20人を切っている状況である。そうした状況において、個々にそれぞれの地域で取り組んでいくのは非常に難しいと思っている。地域のことは地域で守るということももちろん大事なことではあるが、他地区の方でもやりたい人がいれば門戸を開いたり、地域の子供会組織などで継続して取り組む、団体を統合するなどと考える必要があるのではないかと思う。 市としては、郷土芸能に今後も継続して取り組んでいただけるよう、サポートしていきたい。	市補助金（衣装の新調への1/2補助）や、その他民間補助金への応募を案内	完了

■令和4年度市政懇談会記録（年度末対応状況）

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
219	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	農業問題について	様々な世界的なリスクがある中で、日本における食料自給率が問題となっている。 矢沢地区は農業が主産業であり後継者難が大きな問題となっている。 今農業を取り巻く状況として、国等の農業への助成金等はどうなっているのか。 大規模化への転換、スマート農業への転換への対応はどうなっているのか。 いずれにしても農業後継者育成についての考え を伺いたい。 また、昨今物価高により、農業資材が以上に値上がりしている。このままでは農業経営の危機になるのではと思う。来春の分の肥料は1袋あたり倍以上に値上がりする状況になっているので、生産意欲の減退を防ぎ、安心して営農ができるような対策がほしいと思う。	【農林部長】 国では、令和4年度より「新規就農者育成総合対策」として、新規就農者向けの支援事業を実施している。事業内容としては、49歳以下の方を対象に新規就農者や研修期間中の生活支援を目的として最長3年間、1人あたり年間150万円、夫婦の場合には225万円を交付する「経営開始資金」事業に加え、令和4年度からは就農当初の機械や設備の初期投資を対象に補助対象事業費の上限を1,000万円とし、国が2分の1、県が4分の1を支援し、農業者の負担は実質4分の1となる「経営発展支援事業」が創設された。 これら事業について、「経営開始資金」事業については、平成24年度から令和3年度まで に、41経営体50人の方々が本事業を利用し、令和4年度には7経営体9人が新規対象者として本事業の利用を開始する予定となっている。令和4年度の予算としては、「経営開始資金」事業で、2,887万5千円を、「経営発展支援事業」は3経営体が利用を予定しており、1,500万円を予算措置している。 また、市の単独事業として実施している「花巻市新規就農者支援事業」では、年齢にかかわらず、市内に住所を有する者で新たに農業経営を開始する農業者を対象として上限60万円、交付期間を1回限りとする就農に必要な農業用機械・資材費等の導入に対する初期費用補助や、年齢上限を5万円、交付期間を最長5年間とする土地賃借料に対して補助しているほか、「花巻市農業研修支援事業」では、農業研修期間中の研修生に対して、月額2万円、交付期間を最長2年間とする家賃補助や、研修生を受け入れる農家に対して、月額5万円、最長2年間の研修受入補助を実施している。令和4年度においては、「花巻市新規就農者支援事業」で654万8千円を、「花巻市農業研修支援事業」では291万円を予算措置している。 このほか、全国農業会議所では、農業法人などが新たに就農希望者を雇用する際に、法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」事業を実施している。 これらの補助事業のほかに、市では、県や農協などの関係機関と協力して、新たに農業を始めたいと考えている方々からの相談を受ける「ワンストップ就農相談窓口」を開設し、月に1回実施している。ワンストップ就農相談窓口では、先に説明した各種事業の相談を承っているが、相談窓口に来られない場合には農政課に直接ご相談いただきたい。 次に大規模化について、平成11年に花巻農業協同組合と市が一体となり、農業者の高齢化や離農が進む中で農業・農地を維持し、将来の担い手の確保や農地集積を目的に各農家組合ごとに「集落営農振興計画」を策定した以降、国の「経営所得安定対策」の対象に集落営農組織が加わったことも あり、市として法人化や組織化を支援してきた（法人を含む集落営農型の組織は、令和3年度末現在で75）。 現在は、更なる高齢化に伴う離農の増加により、農地中間管理機構を利用し法人や集落営農組織等が離農者の作付していた農地の受け手となるケースが多く、結果として大規模化が益々進んでいる。このように年数が経過し農地をめぐる状況が変化していることから、農作業の効率を上げるために、法人間による農地集約化（農地交換）にも取り組んでいく必要があり、現在抱えている懸念事項や将来へ向けての考え方を法人同士で情報交換する場を設け、市や関係機関も同席しながら話し合いを進めていく予定としている（令和3年度は進本で実施）。 スマート農業については、担い手不足が深刻な状況において農作業の省力化・軽労化につながる数少ない明るい話題として他地域に先駆けて取り組んでいる。平成28、29年にRTK-GPS基地局を設置し、スマート農業を導入できる環境を整備したことを皮切りに、国の事業に加え平成29年度から市単独事業の「花巻市農業用ロボット技術・ICT機器導入支援事業」を新たに設け、スマート農業機器の導入経費・トローンのオペレーター教習の費用を助成しており、令和3年度においては29経営体に対して6,784,000円を支援し、国の事業も合わせ、令和3年度末現在で延べ142経営体に約8,215万円を支援しており、今年度におきましても21,762,000円の予算を確保してスマート農業の普及拡大に積極的に取り組んでいる。 そのほか、市長が本部長となり市や花巻農業協同組合、岩手県中部農業改良普及センター等で構成する花巻市農業振興対策本部では、スマート農業の有効性を周知すべく、平成29年度よりスマート農業の実証事業等を実施しており、市では実証事業等に対する負担金として累計で約497万円を負担している。 事業の内容としては、令和3年度において中山間地域におけるインターネットを活用した自動操舵システム導入実証や実演会、小麦のスマート農業技術の導入による作業の軽減に向けた実証事業等を実施し、今年度においては、中山間地域における自動操舵システムの実演会や、スマート農業技術を活用した水管理・草刈りの実演会を開催するなど、更なる普及へ向けて取り組んでいる状況である。 肥料の高騰については、国でも支援をする予定としており、今年の秋肥から来年の春肥まで を対象とし、掛かり増し経費の7割を支援するものである。市ではそれに加えて、購入価格の5%を補助する予定としており、国の補助と併せると掛かり増し経費の約8割がになると試算をしている。 また、11月から冬場に油を焚いてシイタケや花を生産する方がいることから、それに対する支援も考えている。国では、事業を申請すると独立金を払って事業をすることになるが、独立金の単価に購入数量を掛け、その2分の1を補助することとしており、申請は締め切られているが、市内では2件の申請を行っている。さらに、県では施設の保温性を高めるための資材や暖房機のメンテナンスに支援する事業を組んでいる。市では、燃油の価格高騰分について、シイタケの生産農家と切り花、鉢花の生産農家を対象に、灯油の場合は8あたり10円を支援することにしている。 畜産農家に対しては、粗飼料の高騰分について、輸入粗飼料は1ヘン当たり1万円、国産粗飼料は1トン当たり1千円、配合飼料は1トン当たり1千円を補助する予定としており、9月議会で補正予算を認めていただいたため、4月に遡ってこの事業を実施したいと考えている。 今般の水田活用の直接支払い交付金の関係で、播種しない場合の牧草の交付金単価が3万5千円から1万円に下がるということで、播種した場合と播種しない場合の経費を試算し、差額の一部として、10a当たり5,000円を補助する予定としている。 【市長】 奥州市でも補助等はしているが、花巻市が一番取り組んでいると思う。北上市は花巻農業組合の管轄する地域であるため、花巻農業協同組合から北上市に働きかけて、支援をすることを決めたとのことであった。 市としては、十分でないところもあるかと思うが、9月議会で補正予算も承認いただいているので、しっかり対応していきたい。 今の状況として、原油の価格は下がってきており、一時期ほど極端に値上がりしているという状況ではない。新聞などの情報を見ていると、資源の値上がりは少し落ち着いてきているように思っており、今後も上がり続けるということはないと期待しているが、支援が必要な場合には、さらに考えていく必要がある。 農協の概算金について、他の農協では1,000円以上が上がっているところ、花巻農協では1,200円上がりている。これについては、花巻農協で補助金を出すよりも米の値段を上げる方がいいと考えて動いたものであり、とても評価している。 このように、市や農協で様々な支援をしているが、将来的に経営が厳しくなる場合には、改めて考えていかなくてはいけない。	国では、令和4年度より「新規就農者育成総合対策」として、新規就農者向けの支援事業を実施している。事業内容としては、49歳以下の方を対象に新規就農者や研修期間中の生活支援を目的として最長3年間、1人あたり年間150万円、夫婦の場合には225万円を交付する「経営開始資金」事業に加え、令和4年度からは就農当初の機械や設備の初期投資を対象に補助対象事業費の上限を1,000万円とし、国が2分の1、県が4分の1を支援し、農業者の負担は実質4分の1となる「経営発展支援事業」が創設された。 これら事業について、「経営開始資金」事業については、平成24年度から令和4年度まで に、47経営体58人の方々が本事業を利用し、令和4年度には7経営体9人が新規対象者として本事業の利用を開始する予定となっている。令和5年度の予算としては、「経営開始資金」事業で、3,495万円を、「経営発展支援事業」は6経営体が利用を予定しており、2,625万円を予算措置している。 また、市の単独事業として実施している「花巻市新規就農者支援事業」では、年齢にかかわらず、市内に住所を有する者で新たに農業経営を開始する農業者を対象として上限60万円、交付を1回限りとする就農に必要な農業用機械・資材費等の導入に対する初期費用補助や、年齢上限を5万円、交付期間を最長5年間とする土地賃借料に対して補助しているほか、「花巻市農業研修支援事業」では、農業研修期間中の研修生に対して、月額2万円、交付期間を最長2年間とする家賃補助や、研修生を受け入れる農家に対して、月額5万円、最長2年間の研修受入補助を実施している。令和5年度においては、「花巻市新規就農者支援事業」で452万5千円を、「花巻市農業研修支援事業」では341万3千円を予算措置している。 このほか、全国農業会議所では、農業法人などが新たに就農希望者を雇用する際に、法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」事業を実施している。 これらの補助事業のほかに、市では、県や農協などの関係機関と協力して、新たに農業を始めたいと考えている方々からの相談を受ける「ワンストップ就農相談窓口」を開設し、月に1回実施している。ワンストップ就農相談窓口では、先に説明した各種事業の相談を承っているが、相談窓口に来られない場合には農政課に直接ご相談いただきたい。 次に大規模化について、平成11年に花巻農業協同組合と市が一体となり、農業者の高齢化や離農が進む中で農業・農地を維持し、将来の担い手の確保や農地集積を目的に各農家組合ごとに「集落営農振興計画」を策定した以降、国の「経営所得安定対策」の対象に集落営農組織が加わったこともあり、市として法人化や組織化を支援してきた（法人を含む集落営農型の組織は、令和4年度末現在で75）。 現在は、更なる高齢化に伴う離農の増加により、農地中間管理機構を利用し法人や集落営農組織等が離農者の作付していた農地の受け手となるケースが多く、結果として大規模化が益々進んでいる。このように年数が経過し農地をめぐる状況が変化していることから、農作業の効率を上げるために、法人間による農地集約化（農地交換）にも取り組んでいく必要があり、現在抱えている懸念事項や将来へ向けての考え方を法人同士で情報交換する場を設け、市や関係機関も同席しながら話し合いを進めていく予定としている（令和3～4年度は進本で実施）。 スマート農業については、担い手不足が深刻な状況において農作業の省力化・軽労化につながる数少ない明るい話題として他地域に先駆けて取り組んでいる。平成28、29年にRTK-GPS基地局を設置し、スマート農業を導入できる環境を整備したことを皮切りに、国の事業に加え平成29年度から市単独事業の「花巻市農業用ロボット技術・ICT機器導入支援事業」を新たに設け、スマート農業機器の導入経費等について支援を行っている。 令和5年度からは、同事業の補助対象機器を大幅に拡充しており、多種多様なスマート農業機器の普及拡大に取り組んでいく予定である。	完了
220	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	農業の再生産に関して、どこの農業法人でも減反政策に取り組んでおり、減反に対しての転作の助成をあてにして法人の運営をしている。その中で、国の政策として一方的に発表された5年間水張りをしなければ交付金の対象としないことが大きな問題となっている。農業団体等からの要望等がなされているかと思うが、県などと連携をしながら対応してほしい。	このことについては、市としても大きな問題と捉えており、花巻市では県の市長会を通して提案をしている。また東北市長会では山形でも同じような提案がされており、5年間水張りをしない水田を交付金の対象外にすることはとんでもないと声を上げている。5月に農水省本省の室長がいらして、農業者と話をした際にも伝えているほか、財務大臣や与党の幹事長代行にも話をしており、同じように問題意識を持っており、東北地方では反対の声が強いことを理解していただいている。さらに、本件は要望活動の中でも取り上げており、農水省にも伝えている。 野菜であれば転作をしても何か食べていけるかもしれないが、大豆や小麦については、土壌の改良が必要であり、その費用まで農家が負担するとお手になってしまう。過日面談した仙台の農政局長には、米の生産をやめて野菜や果樹を作る場合、人手がかかり、たくさん栽培することはできないため、転作を進めるためには機械化できる大豆や小麦への転作も進める必要があると話しており、やはりは、大豆や小麦に転作した場合に赤字にならないようなことされば転作はできないため、しっかりと料金がかからないようにしてもらわないと困ると伝えている。 一方で、農水省は食料自給率を気にしており、その観点から農地の維持が重要と考えている。そのような考えは全くその通りと考えているが、花巻市の場合、水田面積が12500ヘクタール程度、その内食用米の生産を行っている面積が6000ヘクタールである場合に水田以外の活用がふさわしい土地のごく一部を水田以外の用途に活用することは認められてよいのではないかと考えている。例えば、インターチェンジの近くにも水田がまだあり、そういった場所は農振除外をし、工業団地として使いたいと話をしているが、認められない。農政局長に話をした際には、過去に全国で工業団地を整備するという話で農振除外をしたことがあるが、結果的に整備され荒れ地となった事例があることから、市町村が工業団地を造るために農振除外をすることは認めていないとのことだった。円安が進んだり、あるいは海外の供給者をサプライチェーンに入れることの危険性が認識されている中で国内における工業立地の必要性が認識されており、過去の考えのままでいることはいかがなものかとは思っている。 また、圃場整備に関して、中間管理機構を使うと農業者の負担がないという話をしたが、水田活用の直接支払交付金の見直しは圃場整備をした農地の使い方にも関わってくる。例えば、水田として圃場整備したものの、その後に転作作物を作ることとした場合、農水省が言うように5年間以上畑作をする場合に水田として扱わないのであれば、土地改良区に経常賦課金を払う必要はないという話になりかねない。 この問題は、水田の担当部署だけの話でなく、農水省全体として農業をどうしていくかという話である。農政局長は5年たって水田に戻さないのであれば、交付金を返って取得したということになるため、その分について会計検査員が指摘をし、場合によっては市に返還を求める可能性があるとのことであった、市としては米の生産過剰にならないよう国の政策に協力してきたものであり交付金の返還斗々ということはおかしいのではないかと考えている。 転作をした場合でも農業者が生活できる状態にしなくてはいけないということ、土地改良区も含めて農業者が事業をできるようにしなくてはいけないということについて、一生懸命動いているところである。	花巻市として、大変重要な問題であると認識しており、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金による支援を現在と同じ水準で今後も継続するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年度に情報を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」に対する見直しについて、将来にわたり、生産者の所得が減少せずに意欲を持って安定的な生産活動や農地の維持に取り組めるような新しい支援策を講じるよう、市長会や県、県選出国会議員などに働きかけながら、様々な機会を通じて国に対し要望活動等を行ったところである。 国では「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」について、令和4年11月8日の閣議決定により、水田を畑地化して畑作物の本作化に取組む農業者に対する支援を充実すること、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決津金等を支援すること、また「令和5年度に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上たん水する農地を交付対象とし、たん水時期に関する基準は設けない方針としたが、食料自給に必要な農地維持及び農業の維持には十分ではないものもあり、今後5年（R4～R8）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを行っていただきたいことを様々な機会を通じて国に対し要望していく。	完了
221	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	側溝の整備について	昭和40年代に造られた多くの幹線道路は、一部コンクリートの側溝があっても、側溝のない道路が多くあるように思う。 平良木橋近くの道路のカーブ部分は、先がコンクリート側溝となっており重があるが、その手前で路肩が崩れてなくなっており、道路の反対側は崖でガードレールになっているため、運転が狭く、土側溝に落ちたりガードレールにぶつかるということが発生している。該当箇所に約20メートルのコンクリート側溝を入れて蓋をすれば解決する問題だが、担当課では、元々あるものが破損した場合は修繕で対応するが、ないものを設置するのは新規事業になるため実現は難しいとのことだった。 また、道路周辺の草刈は大部分を地域住民が行っているが、土側溝だと対ものに苦労しており、高齢化が進行する中で今後継続して対応できるか分からない。 市内の幹線道路にはまだ多くの土側溝があると思われるので、調査を行い、順次改善を図っていただきたい。 さらに、交通量の多い道路については、路肩部分に砕石を入れて舗装することで拡幅できる箇所もあると思われる。	市道の整備について、トラックなどがあり通らない区間については、上にアスファルトを敷くだけの簡易舗装をすることとして市のお金のみを使って事業を実施している。交通量の多い通りなどでしっかりとした道路を作ることについては、市のお金だけで行うことはできないため、半分ほどを国から補助金をいただいて行っている。今年は国からの補助金として維持費も併せて25億円ほどいただいており、この金額はここ数年増えてきている。 今年は各コミュニティ会議等から新たに合計80箇所ほどの要望がいただいているが、全てに対応することはできない。年間に整備する箇所は増えてきており、以前は年間10箇所ほどの整備だったところ、去年、今年は30箇所近く整備している。全てをやることはできないが、整備のペースは上がっているので、具体的な場所をお伝えいただき、コミュニティ会議の中で順番を決めていただきたい。 土側溝の整備については、金額が安く、国の補助なしでもできる可能性があるものであれば、担当にお伝えいただきたい。道路整備の簡易舗装と同じ考えで、できる可能性もある。本来側溝の整備はお金がかかるものであり、中山間地をはじめ要望件数が多いものである。国の補助金をお金をもらってやっているところもあり、国の補助金がなければできないのか、もしくは数十万円程度で市の予算だけで整備できるのかによっても対応が違ってくる可能性があるので、担当課と話し合いをしていただきたい。	現地を確認したところ、すでに落ち蓋式U型側溝が設置されている箇所があったが、法面からの土砂で埋もれ、道路幅が狭く見える箇所があるため、令和4年11月に土砂撤去を行った。 また、側溝整備要望の市道平良木下山線は令和4年度に提出された土木施設整備要望に記載されたことから、各地域から提出された土木施設整備要望の中から緊急性や必要性を考慮し、市内全体を見据えて予算の範囲内で整備について検討する。	完了
222	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	災害時の崖崩れについて	山間地の道路には法面が多くあり、平良木地内では豪雨のたびに崖崩れが起きている。大雨が降った際に側溝が雨水を飲みきれない箇所や、排水溝の位置が悪い箇所があること、管理が悪く落ち葉等が詰まっていることが原因と考えられる。 以前の大雨の際には、中野橋から高木団地にいく途中の法面が崩れたこともあったが、いずれも事前に排水対策を講じれば防げた事案と思っており、事前に対策を講じた方が結果的に費用が安く済むこともあると思うので、調査を行い、対策をお願いしたい。	土砂災害について、8月11日から14日の豪雨で3箇所の補修が必要になっており、9月議会において補正予算を計上し、修繕することとしている。高松地区の場所が修繕の対象になっているかは、この場では分かりかねるが、建設部で被害を把握している箇所であれば修繕の対象となっている可能性はある。補修については、国から補助が出るものではなく、全て市の負担で行わなければいけない。市は500億円ほど一般会計があるが、市税は114億円にとどまっており、それをどうやり繰りするか考えながら事業を執行している。	発言箇所と推測される平良木地区や、中野橋から高木団地での法面崩れの修繕は、令和5年3月末に完了した。 市では、梅雨前や大雨の予報がある場合には、側溝詰まりにより、冠水や法面崩れの起きやすい箇所について、パトロールや清掃を行っており、今後とも行う。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	「内容」未着手・継続中or完了
223	R4.9.27	市政懇談会	矢沢	建設部	都市政策課	循環バスのルート見直しについて	高木地区には銀河モールや薬王堂等ができており、住宅も整備されている。 市内では循環バスが運行しているが、朝日橋や朝日大橋を渡って高木地区に来ていただきたいと思っており、見直しをしていただきたい。	街中を走っている循環バスは短い距離、短い時間で移動できることに利便性を感じて利用されているものである。高木だけでなく、花南や花北、花西などでも自分たちの地域にも来てほしいと言われているが、各地区を回るようにしてしまうと、今の利便性が失われるという問題がある。また、県交通の路線とぶつかるところには出ずことができない。 岩手県交通については、各路線ごとの補助金を出していても、県交通全体として赤字となっており、昨年は7億の経常収支赤字で、補助金を受けて3億5千万円の赤字となった。今年は5億の経常収支赤字で、補助金が入って2億5千万円の赤字となっており、県交通は個人企業なのでこのままだと流れてしまう可能性がある。土況能についても維持するん夜があると考えており、東和地域からは花巻の街中まで予約乗合バスを出してほしいという声もあるが、そういうことをしていると県交通のバス路線がなくなってしまう可能性がある。JR釜石線も利用者が少なくなると維持できなくなる可能性もあり、全体を考えて事業を行う必要がある。 岩手県交通では高木団地の路線について、ルートの変更をするが路線自体は維持することとしており、それについては大事にしていく必要がある。その上で、将来的に路線がなくなる場合には予約乗合バスの運行なども考えなければいけない。 現在の公共交通に関する計画期間は残り2年ほどとなっており、新しい市全体の公共交通をどうするかということについて検討を始めているところである。県交通や釜石線の状況を考えた上で、何ができるかを検討する必要があり、循環バスのルートに高木地区を加えることは難しいと思うが、今後どういう形で公共交通を守っていくか、住民の意見も聞いたうえで計画を作っていきたい。	街中を走っている循環バスは短い距離、短い時間で移動できることに利便性を感じて利用されているものである。高木だけでなく、花南や花北、花西などでも自分たちの地域にも来てほしいと言われているが、各地区を回るようにしてしまうと、今の利便性が失われるという問題がある。また、県交通の路線とぶつかるところには出ずことができない。 岩手県交通については、各路線ごとの補助金を出していても、県交通全体として赤字となっており、令和2年度は7億の経常収支赤字で、補助金を受けて3億5千万円の赤字となった。令和3年度は5億の経常収支赤字で、補助金が入って2億5千万円の赤字となっており、県交通は個人企業なのでこのままだと流れてしまう可能性がある。土況能についても維持するん夜があると考えており、東和地域からは花巻の街中まで予約乗合バスを出してほしいという声もあるが、そういうことをしていると県交通のバス路線がなくなってしまう可能性がある。JR釜石線も利用者が少なくなると維持できなくなる可能性もあり、全体を考えて事業を行う必要がある。 岩手県交通では高木団地の路線について、ルートの変更をするが路線自体は維持することとしており、それについては大事にしていく必要がある。その上で、将来的に路線がなくなる場合には予約乗合バスの運行なども考えなければいけない。 現在の公共交通に関する計画期間は残り2年ほどとなっており、新しい市全体の公共交通をどうするかということについて検討を始めているところである。県交通や釜石線の状況を考えた上で、何ができるかを検討する必要があり、循環バスのルートに高木地区を加えることは難しいと思うが、今後どういう形で公共交通を守っていくか、住民の意見も聞いたうえで計画を作っていきたい。	完了
224	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	国では、5年間に1度も水稲を作付けしない農地については交付金の対象としない方針とのことだが、新堀地区では、畜産農家は牧草を作付け、野菜や花卉を栽培している農家は、ハウスの設置や土づくりをするなど、田地化の うえに良好な栽培に取り組んでいる。従って、それらを水稲作付田に転換することは非常に困難であり、また代替地のことも最優先される、せっかく国の指導で意欲をもって農業に取り組んでいるときに、また、逆戻りをさせるような方針は見直しをしていただきたい。	本年4月に行われた「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、花巻市としても、大変重要な問題であると認識しており、花巻農協や市内土地改良区、生産者等と協議を重ね、市長会や県、県選出国会議員などにも働きかけながら、様々な機会を通じて国に対する要望活動等を行っている。 本年4月16日には、国に対し、水田活用の直接支払交付金による支援をこれまでと同じ水準で今後も継続するとともに「今後5年間に一度も米の作付けをわない農地は交付対象としない方針」や「当年産に播種（はしゅ）を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」の撤回を求める内容で要望書を提出した。 その後、5月25日には、農林水産省本省と花巻市との意見交換会を行い、その中で、水田活用の直接支払交付金の見直しにより、小麦や大豆、野菜や花きなど、長年排水対策を行って転作に協力してきた圃場では、5年に一度の水張りは困難であり、経営が成り立たなくなる可能性があること、全国に先駆けて組織化した「集落営農組織が崩壊となる可能性があること」、中山間地域をはじめとして「耕作放棄地の増加が懸念されること」、多年生牧草の助成単価の減額により「自給飼料の確保が危惧されること」 を伝えたところである。 その後、6月1日に開催された、県選出国会議員と岩手県市長会との行政懇談会においても、今回の見直しが「花巻市の現状には合っていないこと」、「食料自給を確保するために農地を守るという方針に逆向していること」等を伝えている。 また、今回の見直しについては、農業者の意見を聴くことが重要であると判断し、市や花巻農業協同組合等で構成する花巻市農業推進協議会が主催となり、6月23日に市内農業法人や市内土地改良区の方々にお集まりいただき、意見交換会を開催した。 この意見交換会には、盛岡に駐在している農林水産省東北農政局岩手県拠点の方々にも同席いただき、意見を伝えたところである。 園芸品目に取り組む農業法人の方からは、「昭和46年に始まった減反政策以後、園芸品目に力を入れ、長年にわたって園芸生産に適した土づくりを行ってきた圃場に、5年に一度水を張って水稲を作付けるというのは、現実的に非常に厳しい条件だ」という声もいただいている。 農林水産省では、本年7月末を集約期限として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田にかかる現場の課題の把握・検証を行っており、当市としても、これまでにあげられた課題を集約した内容を、7月20日に岩手県を通じて農林水産省へ提出している。 加えて、8月5日には東北農政局へ、8月24日には農林水産省へ、これまでの花巻農業協同組合や市内土地改良区、農業法人等関係団体の意見を踏まえた要望書を提出し、特に東北農政局とは、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、時間をかけて意見交換を行ったところである。さらに、9月16日には立憲民主党岩手県総支部連合会へ、9月26日には自由民主党岩手県支部連合会へ、要望したところである。 野村農林水産大臣は、今後5年間一度も水張りをしない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象から外す方針については、「現場に不満の声が残っていることは聞いているので、生産者の理解を得ながら、ブロックローテーションや田地化を進めるための具体的な検討は、丁寧に進めていきたい」と発言されていることから、農林水産省が、生産者に対する支援を何も検討しないままで、現在の方針をそのまま実施することはないのではないかと期待しているところである。 今後5年間一度も水張りをしない農地は、田地化しているとみなし、水田活用の直接支払交付金の交付対象から外す場合においては、そのような農地を活用する生産者の経営が成り立たなくなるとの不安があるだけでなく、田地化された場合においては、土地改良区が水田に一律に課している賦課金の徴収を継続する根拠がなくなるとの見方も出てくる可能性があるなど、単に水田活用の直接支払交付金の交付を受けていた農業者にとどまらず、農業政策全般に影響を及ぼす可能性がある。 このことを踏まえて、市としては、今後とあらゆる機会を通じ、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ、経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金と同じ水準となる畑作物に対する新たな支援を構築するとともに、「今和4年度以降5年間、一度も米の作付けをわない農地は交付対象としない方針」や「当年産に播種（はしゅ）を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」については、その実施について検討し、農業関係者とも協力しながら、食料自給に必要な農地維持および農業の維持につながる全体の政策の中で、市内の農業の実情を踏まえた恒久的な施策を講じるよう、国に対して粘り強く働きかけていきたいと考えている。 なお、市では、多年生牧草への助成単価減額による農業者への影響を緩和するため、令和4年2月臨時議会の補正予算において、「水田作付転換等生産資材費支援事業」の1つとして、当年播種（はしゅ）を行わない牧草を生産する際の除草剤や肥料の購入経費に対し、10アールあたり2,500円の支援を行う内容で1,534万8,000円、さらに、先の市議会9月定例会で、当年産において、播種（はしゅ）を行った場合と行わない場合の10アールあたりの生産コストを比較し、その差額の3分の1相当にあたる10アールあたり5,000円の支援を行う「水田活用永年生牧草支援事業奨励助金」、事業費3,116万5千円の補正予算を承認いただいている。	花巻市として、大変重要な問題であると認識しており、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金による支援を現在と同じ水準で今後も継続するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付けを行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」に対する見直しについて、将来にわたり、生産者の所得が減少せずに意欲を持って安定的な生産活動や農地の維持に取り組めるよう新しい支援策を講じるよう、市長会や県、県選出国会議員などに働きかけながら、様々な機会を通じて国に対し要望活動等を行ったところである。 国では「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付けをわない農地は交付対象水田としない方針」について、令和4年11月8日の閣議決定により、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援を充実すること、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援すること、また「令和5年度に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上たん水する農地を交付対象とし、たん水時期に関する基準は設けない方針としたが、食料自給に必要な農地維持及び農業の維持には十分ではないものもあり、今後5年（R4～R8）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを行っていただきたいことを様々な機会を通じて国に対し要望していく。	完了
225	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農政課	水田活用の直接支払交付金の見直しについて	農林部長から大変心強い回答を頂いた。新堀地区の宝積病院西側や井戸向橋周辺では、昭和54年頃に農協職員が中心となって、水城をはじめ転作団地が作られており、野菜や牧草の生産が定着している。これをまた水田に戻すとなると、大変な資金が必要となるほか、せっかく定着してきた農業経営が壊されることになるので、制度の見直しが実現するよう お願いしたい。	コメントなし	花巻市として、大変重要な問題であると認識しており、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金による支援を現在と同じ水準で今後も継続するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付けを行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成単価の減額」に対する見直しについて、将来にわたり、生産者の所得が減少せずに意欲を持って安定的な生産活動や農地の維持に取り組めるよう新しい支援策を講じるよう、市長会や県、県選出国会議員などに働きかけながら、様々な機会を通じて国に対し要望活動等を行ったところである。 国では「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付けをわない農地は交付対象水田としない方針」について、令和4年11月8日の閣議決定により、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援を充実すること、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援すること、また「令和5年度に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上たん水する農地を交付対象とし、たん水時期に関する基準は設けない方針としたが、食料自給に必要な農地維持及び農業の維持には十分ではないものもあり、今後5年（R4～R8）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを行っていただきたいことを様々な機会を通じて国に対し要望していく。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
226	R4.9.30	市政懇談会	新堀	健康福祉部	新型コロナウイルス感染症対策室	新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の対応について	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応は、あらゆる関係機関、国民、県民、市民がそれぞれ懸命に取り組んでいるが、第7波にあたり感染者は増える一方である。花巻市でもいろいろと対策を講じているようだが、感染者を増やさないためが、今一度、市としての独自の対策、そして一般の私たちでもできるよう新たな対策を模索、検討するべきではないかと考えるがいかがか。	【健康福祉部長】 新型コロナウイルス感染症については、7月以降、第7波と呼ばれる感染拡大が全国的に続き、当市においても、8月21日には1日当たりの感染者数が310人、岩手県全体で2,017人、中部保健所管内では668人といずれも過去最高となる感染者数の全国となった。 9月に入ってからは全国的にも感染者数は減少傾向にあり、当市においても、1週間前の9月23日には1日当たりの感染者数が33人、岩手県全体では375人となっており、その後も市では30人前後、県内では400人前後の発生となっている。 （参考：9月24日作成分：県358人、25日作成分：県368人、26日作成分：県395人、27日作成分：420人、28日作成分：401人） このように、1か月前と比較すると市、県とも新規感染者数は大幅に減少しているが、日によっては前日からの増加がみられたり、前の週の同じ曜日の発生者数を上回る日も出てきており、引き続き感染防止に注意していく必要がある。 なお、9月27日発表分から、国の感染者の全数届出が全国一律に見直され、高齢者や基礎疾患など、医療機関が保健所に発生届出をする人が限定され、発生届出をする人以外は、年代別の人数のみを県において把握している。 この場合、届出をする医療機関の管轄の保健所ごとの集計となるので、例えば、花巻市民であっても、紫波町の医療機関を受診して感染が確認されると、中部保健所ではなく県央保健所での感染者と集計されることとなり、岩手県では居住する市町村別の公表ができなくなったため、市としての発表も取りやめているのでご了承いただきたい。 感染対策については、8月に感染者数が過去最高となった際に、岩手県中部保健所および花巻市医師会の先生方にご意見をお聞きしたところ、感染防止に必要なことは、手指消毒や正しいマスクの着用、こまめな換気などの「基本的な感染対策の徹底」であり、さらに、ワクチン接種を進めることと、とのご助言・ご指導をいただいた。 市としては、このようなご助言・ご指導に基づき、感染防止に効果が認められる基本的感染対策の徹底や、まだ接種されていない方々へのワクチン接種について、引き続き呼びかけていく。 特に、このたび国の通知により、小児（5～11歳）への3回目接種と、初回接種（2回目接種）を終了した12歳以上の全ての方へのオミクロン株対応のワクチン接種が実施されることとなったことから、ワクチン接種についてご理解いただき、冬に向かい、インフルエンザとの同時流行を防止するためにも年内に、多くの方に接種していただけるよう準備を進めている。10月上旬から対象者に接種券を送り、その後予約できる方から順次予約案内を送るので、ぜひ接種していただきたい。 【市長】 今はワクチン接種済の方でも感染している。しかし、オミクロン株に対しても、前のワクチンでも感染予防の一定の効果はあるという専門家も多い。子どもへの接種も、小児学会では以前は推奨していなかったが、今は推奨しており、副反応等の関係で接種が難しいということがなければ、接種していただいた方が安全を確保できると思う。特に高齢者の方は、重篤化を防ぐことは間違いないようなので接種して頂きたい。 市では、9月26日から予約してワクチン接種する方はオミクロン株対応のワクチンとなるので、前のワクチンよりも更に効果が期待できると思っている。ただし、課題が2つあり、一つはそのワクチンが現在流行しているBA5ではなく、BA.1に対応するワクチンということである。もう一つは、現在の国の基準では、前のワクチンを接種してから5カ月経過しないとオミクロン株対応ワクチンの接種ができないことである。 国ではその5カ月という基準の見直しを検討しており、場合によっては3カ月少し早く接種することが可能となる。インフルエンザとコロナが同時に流行するのは避けたいので、基準が変わり早く接種することができるようになった場合は接種することを検討していただきたい。 BA5に対応するワクチンも開発中ではあるが、重篤化を防ぐために、BA1対応ワクチンでも機会があれば接種していただきたい。 花巻市医師会はワクチン接種に非常に協力的であり、集団接種も積極的に動いていただいているので、順調に進む体制は出来ている。	新型コロナウイルス感染症については、11月以降1月末まで、第8波と呼ばれる感染拡大が全国的に続いた。現在は、感染者数が減少し、一日当たりの感染者数が中部保健所管内で一ケタ台の時もあるが、日によっては前日からの増加がみられたり、前の週の同じ曜日の発生者数を上回る日も出てきており、引き続き感染防止に注意していく必要がある。 感染対策については、岩手県中部保健所および花巻市医師会の先生方にご意見をお聞きしたところ、感染防止に必要なことは、手指消毒や、こまめな換気などの「基本的な感染対策の徹底」であり、さらに、ワクチン接種を進めること、とのご助言・ご指導をいただいた。 市としては、このようなご助言・ご指導に基づき、感染防止に効果が認められる基本的感染対策の徹底や、まだ接種されていない方々へのワクチン接種について、引き続き呼びかけていく。 特に、このたび国の通知により、春開始接種として65歳以上の方、64歳以下の方で基礎疾患を有する方、医療従事者および高齢者施設等の施設従事者に対してオミクロン株ワクチンの追加接種が5月から始まることになり、その準備を進めているところである。4月下旬から対象者に接種券を送り、その後予約できる方から順次予約案内を送るので、ぜひ接種していただきたい。	完了
227	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	1000年に一度の水害を想定し、新堀地区の避難場所について、市の防災危機管理課では苦慮しているが、新堀地区には避難できる大きな公共施設がないため、民間や地域の施設も活用させざるを得ない状況である。 従って、まず将来構想として、新堀地区民が避難でき、多目的にも利用できる防災施設の設置、また、震災は別として、水害時において、民間施設や地域の集会施設の活用ができるように市の方針に組み入れていただきたい。	新堀地区の洪水時の指定緊急避難場所等の指定については、平成28年6月に新堀振興センターと新堀小学校の敷地が北上川の1000年に1度の確率の洪水浸水想定区域に指定されたことを受け、「戸塚森森林公園管理棟」を指定緊急避難場所に指定したが、令和元年の台風による倒木で避難に支障があったことから、新堀地区と協議のうえ「石鳥谷東部土地改良区(収容25名)」に変更し、改良区の収容人数は約25人と少ないことから、八重畑地域の了解をいただき浄水水神ほ「八重畑小学校」へも避難できることとした。しかし、令和4年2月に八重畑小学校が降雪川の1000年に1度の確率の洪水浸水区域に含まれ使用できなくなったことから、新たな指定緊急避難場所の設置について、地域と協議もしてきたところである。 地元との協議は、本年6月28日と8月5日の2回開催したところである。市から新たに指定緊急避難場として「盛岡南ゴルフ倶楽部(200名程度・人数は精査中)」を、駐車場避難場所として「戸塚森森林公園駐車場」を追加することを提案し、参加者から了解を得たところであり、「石鳥谷東部土地改良区」で避難者を収容しきれない場合に、盛岡南ゴルフ倶楽部を開設することを想定している。盛岡南ゴルフ倶楽部からは、前向きに検討するとの回答をいただいており、今後、避難場所として使用する場合の条件（社員の出勤、光熱水費、汚損時の清掃代等）の詳細について協議を行うこととしている。なお、避難に支障が出ないよう、部分的に道路整備等も行うことを想定している。 また、戸塚森森林公園管理棟については、駐車場避難をした人の便益施設として開放することは可能であるが、市職員の配置はできないため、開錠と運営は自主防災組織に担ってもらいたい考えである。 将来構想に防災施設の設置を組み入れることについては、ゴルフ場を新たに指定緊急避難場所に指定した場合は、改良区と合わせ225名以上の避難者の受入が可能となることから、市としては、新たな避難所施設を建設するのではなく、民間事業者との協力により、既存施設を活用して安全を確保することを進めてまいりたいと考えている。	令和5年3月30日付けで「盛岡南ゴルフ倶楽部」（収容人数175人程度）と「戸塚森森林公園駐車場」（収容台数70台程度）を緊急避難場所に指定した。盛岡南ゴルフ倶楽部については、「石鳥谷東部土地改良区」で避難者を収容しきれない場合に開設することを想定している。 【令和5年3月30日実施済み】	完了
228	R4.9.30	市政懇談会	新堀	建設部	道路課	北上川の堤防整備について	平成19年に北上川が氾濫した際に、北上川の西側の外縁部が整備されたことにより新堀側に被害が拡大する状況を作ってしまったと思う。 片側聴わったからそれで終わりではなく、長期的な発想で考えてもらいたい。	国交省では、平成30年代の前半に新堀地区と八重畑地区の堤防を整備する方針であったが、西日本の津波等に対する対応や紫波町の堤防整備に係る用地交渉の遅れなどから、平成30年代前半での整備が困難となった。その間、樹木の伐採や河道掘削は実施していただいているが、堤防については遅れている状況が続いている。 その中で、国交省から輪中堤防を整備するという提案があり、地域に説明したところ了承されたと伺っている。 今年になって国交省は、この輪中堤防についての予備設計に入っており、少し進んでいるが、予備設計した後すぐに堤防整備が実施されるものではなく、財務省の承認も必要なことから、市では財務省にも働きかけている。 国交省では、田畑だけでなく多くの人家に被害が出ている地域の整備を優先して行っているということであり、新堀地区においては被害のほとんどは田圃という状況である。市としては、国が定めた1/20年に1度の洪水が来ったら堤防、新堀・八重畑地区で浸水区域内に住む住民が1,300人いるため、整備を進めるよう国に対して強く要望しており、国交省では理解を示していただいている。そのほで、市としても努力しているという姿勢を見せるため、現在協議している指定緊急避難場所の整備や、そこに至るまでの道路整備等の検討を進めており、市としてできることをやりながら、堤防整備を予算化していただけるよう、国交省や財務省に働きかけている状況である。	国交省（岩手河川国道事務所）からは、輪中堤防にかかる予備設計を進めていると聞いているが、堤防整備が実施されるためには財務省の承認も必要なことから、財務省への要望も行っている。 また、災害時における避難場所については、令和5年4月より、盛岡南ゴルフ倶楽部、戸塚森森林公園駐車場、石鳥谷野球場駐車場、市内農業高校の実習場所となっている愛農農場の4か所を、指定緊急避難場所として追加した。 今後、避難場所への避難路の整備等、環境整備については検討をすすめていくこととしている。	完了
229	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	盛岡南ゴルフ場を指定緊急避難場所とすることについて、1000年に一度の際だと大迂回道からゴルフ場による道は、堤や八幡（やわた）川が決壊して上れなくなり、戸塚方面は倒木や新堀橋の氾濫により通れなくなる。駐車場を避難場所とするならば、お寺の方の高台がいいと思う。	お寺の方へのルートは、現在県や国から示されている浸水シミュレーションによると、そちらのルートの方が道路が水没するとなっており、お寺への避難は難しいと判断している。倒木等の対策は必要だと思うが、道路の浸水はないというシミュレーションの結果から、盛岡南ゴルフ場を指定緊急避難場所とする方向で検討している。	令和5年3月30日付けで「盛岡南ゴルフ倶楽部」（収容人数175人程度）と「戸塚森森林公園駐車場」（収容台数70台程度）を緊急避難場所に指定した。盛岡南ゴルフ倶楽部については、「石鳥谷東部土地改良区」で避難者を収容しきれない場合に開設することを想定している。 なお、新仙寺・長善寺は、令和4年9月30日に岩手県が公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」で急傾斜地の崩壊の可能性があるとされている。 【令和5年3月30日実施済み】	完了
230	R4.9.30	市政懇談会	新堀	総合政策部	防災危機管理課	洪水等大きな災害時における避難場所について	様々な状況はあるが、新堀地区の避難所は盛岡南ゴルフ場か戸塚森森林公園駐車場しかないと思うので、できれば早く市の方針を確定させて頂いて、その方向で住民が動いていけるような方法をとって頂きたい。 どの施設でも人数の制限はあるので、小さな民間の施設でも、避難できる場所は活用するという方針も大切なのではないかと思う。	例えば民家であっても、より安全な場所に逃げるというのは大切である。事前に自主防災組織等で話し合って、災害の状況によって避難する場所や方法などの計画を作成していただくことも必要である。 また、盛岡南ゴルフ場だけではなく、例えば自治公民館など含めて、少し整備すれば使える施設があれば、それは検討していく余地はあると思う。ただし、その場合には市の職員をその場所へ派遣することは難しいので、自主防災組織や行政区等で管理していただくことになる。	令和5年3月30日付けで「盛岡南ゴルフ倶楽部」（収容人数175人程度）と「戸塚森森林公園駐車場」（収容台数70台程度）を緊急避難場所に指定した。盛岡南ゴルフ倶楽部については、「石鳥谷東部土地改良区」で避難者を収容しきれない場合に開設することを想定している。 【令和5年3月30日実施済み】	完了
231	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	有害鳥獣に対する対策について	シカやクマ、タヌキ、テン、ハクビシン等の有害鳥獣が増え、作物を食害したり、踏み倒したりしており、また、家の屋根裏に入って巣を作ることもある。クマの被害においては、昨今、農作物のみならず、人間にも危害を加えており、このような被害は年々増えている。川西方面ではイノシシの被害もあるようだが、今後、新堀地区でも被害があるのではないかと心配である。これら有害鳥獣の被害を防ぐ有効な対策を指導願いたい。	市では有害鳥獣対策につきましては、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 捕獲の取組につきましては、花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについてはこれまで825頭だったところを令和3年度に1,040頭に、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するための通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱わなの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲わなの貸し出しなども行っている。 そのほか、捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシについては捕獲に関する国の交付金が、1頭当たりの単価が成獣は7千円で幼獣が千円であり、令和4年度の市に交付される枠は89万4千円、交付枠の内訳は成獣64万4千円（92頭×7千円／頭）、幼獣5万円（50頭×千円／頭）である。更に、市では捕獲したニホンジカ1頭当たり千円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の千円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の実上げを行っており、令和3年度に実上げの額をニホンジカ1頭当たり5千円から6千円、イノシシ1頭当たり6千円から7千円に増額し、イノシシ、ニホンジカとも1頭当たり国・市あわせて1万4千円交付。害獣捕獲の実施体制を強化した結果、捕獲実績がニホンジカは令和2年度が1,160頭であったところ令和3年度は1,612頭、イノシシは令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭）であったところ令和3年度は32頭（すべて成獣）でいずれも前年度実績を上回っている。なお、今年度の捕獲実績は8月末時点でイノシシが40頭（前年同月実績33頭）、ニホンジカが545頭（前年同月実績297頭）である。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限8,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件、令和4年度は8件の利用があったところであり、そのうち8人につきましては新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいたところである。 加えて、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、去る9月4日に花巻市文化会館で試験が行われ、花巻市民15名が受験したことから、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。 次に農作物等を守る取組について、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っており、今年度は8月末現在で61件、1,097万4千円余りである。 電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域ぐるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を提案するなどの支援を行っている。 併せて、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行うこととしており、7月15日に東和町小山田地区で、7月20日には石鳥谷町大瀬川地区で実施した。このような研修会の場に地元の猟友会の会員の方に同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえつつ必要な対応策を講じてまいりたいと考えている。 また、墓地や廃ガ害獣の移動ルートや餌場となっていることから、害獣を誘因する生ごみなど廃棄残渣の適切な処理や、畑での収穫後の放置野菜の除去の徹か、例えば地域住民による多面的機能支払の取り組みとして周辺の草刈り等の実施など、地域内の環境整備に取り組んでいただきたい。 今後においても、有効な対策についての情報収集に努めるとともに、農家の方々をはじめ市民の皆様のご協力をいただきながら、引き続きこれらの取組を実施し、被害の低減を図っていく。	有害鳥獣対策につきましては、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 捕獲の取組につきましては、花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについてはこれまで825頭だったところを令和3年度に1,040頭に、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するための通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱わなの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲わなの貸し出しなども行っている。 捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシについては捕獲に関する国の交付金が、1頭当たりの単価が成獣は7千円で幼獣が千円であり、国からの交付金に加え市単独でかさ上げ補助を行っており、1頭あたり1万4千円となっている。捕獲実績がニホンジカは令和2年度が1,160頭であったところ令和3年度は1,612頭、令和4年度は1,410頭、イノシシは令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭）であったところ令和3年度は32頭、令和4年度は70頭となっている。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限6,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限8,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件、令和4年度は8件の利用があったところである。加えて、令和4年度狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望し、令和4年9月には花巻市文化会館で試験が行われている。 農作物等を守る取組について、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、656万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っており、令和4年度は96件、1,337万8千円余りである。 併せて、有害鳥獣対策アドバイザーが各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和4年度は7回6地区で実施している。このような研修会の場に地元の猟友会の会員の方に同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえつつ必要な対応策を講じている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
232	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	有害鳥獣に対する対策について	里山が開発されたために、山に餌がなくなり民家に出てくるのだと思う。山の手入れをして、人里と動物の生息地の境をはっきりさせて、また山における動物の餌が増えれば出てこないのではないか。 また、空き家が増えてきて、そこに動物が住み着いている場合もあるので、空き家対策も必要である。	【農林部長】 ご指摘のとおり、里山と民家の境がなくなっている状況で、動物が出やすくなっていると思う。地域住民による農地水環境保全の取り組みや、市でも森林環境譲与税を活用した有害鳥獣対策など、いろいろと研究しながら皆様と一緒に検討していきたい。 国では、昨年度から、管理しきれない土地について計画的な植林をしてはいかという政策を打ち出している。 また、市ではバイオマスを使った発電所を談数し、隣接市では林業の合板工場もできており、山の整備も徐々に進んでくると思っている。 【市長】 空き家が増えていることについては、市では空き家対策として空き家バンクにより物件の斡旋などをしており、成果はあがっているが、空き家の増加が顕著である。 里山整備は県で草刈り等で山林と人里を区別する事業を行っており、市でも森林環境譲与税を活用してこのような事業に補助しているが、市の施策により市全域での山林と人の住む場所を区別することは不可能である。国では、農地として使えないところに植林して林地化を図る制度を作ったが、農水省は農地を守ることに厳しく、認可の要件が厳しい。 数年前まで、全国の専門家や環境省は、クマの数は増えていないが、人里と動物の生息地の境がなくなってきており、クマが里に下りてきていると主張していたが、昨年度にクマ対策の会議で岩手県でクマの数が増えているのではないかと伺ったところ、環境省の方の話では北東北については増えているとのことであった。会議に参加した専門家はクマの場合、奥山の環境の良いところは成獣が頭張りにしており、奥山を頭張りにできない数が増えている人間を恐れない若いクマが里に来ているとのことであった。新聞記事によると、宮城県では10年の間に600数十頭から3,800頭ぐらいまで増えているとのことである。増える原因は分からないが、やはり捕獲しなければならない。 シカについて、花巻には元々シカはいなかったが、昨年の捕獲実績は1,600頭であり、それだけ増えているのでやはり捕獲しなければならない。以前は雪のない時期の捕獲頭数は少なかったが、補助金の増額もしたところ、多くのシカを捕獲していただけるようになった。 イノシシについても花巻にはいなかった。里山が荒れたから増えたのではなく、温暖化とともに南から来ているので、里山整備や人里との境を区別することも必要だが、やはり捕獲しなければならないというのが現実である。 市としては、予算を確保し、できるだけ多く捕獲していただけるよう支援していく方針である。	有害鳥獣対のため、森林環境譲与税を活用した「里山整備等活動支援事業補助金」により、地域の里山での除間伐を支援しており、令和4年度は6団体、498万9千円の活用をいただいている。 また、有害鳥獣の捕獲について、令和4年度はニホンジカ1,410頭、イノシシ70頭となっており、今後も継続した捕獲活動への支援を行うことで有害鳥獣被害対策を進めていく。	継続中
233	R4.9.30	市政懇談会	新堀	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農地の林地化（農地転用）について	新堀地区では、山の中で桑畑を作って農地にしていた所がある。すでに当時の組合は解散しており、所有者は農地を山林に戻したいと言っている。	中山間地域ではそのような事例が多く動り、特に水田だと土地改良区の経常賦課金が負担となり、農地転用(非農地化)を望む方が多い。 ただ、花巻市の場合は水田が約12,500ヘクタールで、そのうち4,500ヘクタール近くが米以外の農作物を作っている。そのような土地も水田ということで土地改良区に賦課金を支払っており、この賦課金がなくなると、土地改良区の経営が0ヶ迫する。 お話のあった桑畑など水田以外の土地も含めて、農地でなくする方法は2つあり、一つは、木が生い茂ってとても農地として使えなくなった場合である。もう一つは、林地として取り組む場合は国が制度を作って農地でなくすることができるようになった。ただし、農業委員会に対して国や県からの指導が厳しく、現時点では認定が難しい場合もあるが、困っている方も多くいるので、今後、市としても国や県に働きかけていきたい。 今、食用米の全国の年間生産量は700万トン以下となっており、これは昭和20年代の日本と同じ数字である。当時の人口は7,000万人か8,000万人であったが、それでも飢餓状態であったことから、今の米の生産量で、海外から食料が入ってこない場合には、昭和20年代以上に飢えてしまうことになる。そのため農水省では、いざという時に食料、穀物を作れるような農地を確保しておきたいと考えており、その考えは正しいと思うが、農地を守るために農業者が苦しむのは関連っている。農地を守ることが重要であれば、農業者が苦しまないようにしっかり支援するべきであるということを我々は要望しており、今後も引き続き要望していきたい。	農業委員会では、年二回の農地パトロールを実施している。その結果山林化の様相を呈している農地については順次非農地とする手続きの案内を進めている状況である。 また、個別の相談にも対応し、非農地とする基準を満たしている土地については、手続き方法について案内や周知に努めている。	完了
234	R4.10.6	市政懇談会	花北	地域振興部	地域づくり課	人口が減少している行政区について	同じ花北地区の中でも人口の増えている行政区もあれば、減少している行政区もある。行政区の区域は、様々な歴史的文化的背景によって成り立っているところがあるので、減少したからといって単純に隣の行政区と合区できるものではないと考える。市ではこのように人口減少している行政区、特に市の中心部の人口減少している行政区に対してどのように考えを持っているか、どのように人口減少に対応しようと考えているか懇談をお願いしたい。	行政区については、花巻市行政区設置規則第2条第2項別表によりその区域と名称が定められているが、ご指摘のように様々な歴史的、文化的な背景によって成立してきたものと考えている。他地区においても行政区の再編やあるいは分割に関する相談をいただいているが、行政区の統合や再編は、その地域にお住いの方々がどのように考え、話し合い、合意ができるかということが最も重要であり、市から統合や分割の話を出すことはない。 繰り返しになるが、行政区のあり方については、その地域にお住いの方々の意向が重要であり、その話し合いや検討の過程において、相談をいただいた場合は、市としても随時対応してまいりたいと考えている。 なお、行政区運営のみならず、人口減少に伴う地域的な課題は、市にお寄せいただき、その対応を一緒に検討していきたい。	行政区については、花巻市行政区設置規則第2条第2項別表によりその区域と名称が定められているが、ご指摘のように様々な歴史的、文化的な背景によって成立してきたものと考えている。他地区においても行政区の再編やあるいは分割に関する相談をいただいているが、行政区の統合や再編は、その地域にお住いの方々がどのように考え、話し合い、合意ができるかということが最も重要であり、市から統合や分割の話を出すことはない。 繰り返しになるが、行政区のあり方については、その地域にお住いの方々の意向が重要であり、その話し合いや検討の過程において、相談をいただいた場合は、市としても随時対応してまいりたいと考えている。 なお、行政区運営のみならず、人口減少に伴う地域的な課題は、市にお寄せいただき、その対応を一緒に検討していきたい。	
235	R4.10.6	市政懇談会	花北	健康福祉部	長寿福祉課	毎年恒例となっている事業等について	敬老会は、毎年同じことの繰り返しのように思われる。例えば、記念品も、お祝いのメッセージも毎年同じである。実施主体は社会福祉協議会だが、市の補助金で運営されていることもあり、時間の経過とともに時代も市民の考え方も変わっていくものと考えるので、このように毎年同じことが繰り返されることについて市はどう考えているか懇談をお願いしたい。 この話題は浅沢町内会で月1度開催されているサロンの場で出たものである。特に金杯については、清酒を飲む機会も減っており、金杯に込められた願いは理解しているが、時代に合わないのではないかという意見があった。米寿のお祝いの品についても検討いただきたい。	〈健康福祉部長〉 花巻市においては、敬老会は花巻市社会福祉協議会（以下、「社協」）と地域の団体が連携して開催しており、市では、社協が実施する「敬老会事業」に対し、補助金を交付している。また、社協からの依頼により、敬老会の対象者への市長からのお祝いのメッセージを毎年度作成している。 市からの補助金については、敬老会の開催に係る経費に対して補助するものだが、令和2年度から今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式での敬老会に代わるものとして、記念品代に充当することを認めているところであり、社協では、対象者の方へ訪問により、記念品とお祝いのメッセージを贈呈する「敬老記念品贈呈事業」を実施していると伺っている。 老人福祉法第5条には、「国民の間に広く老人の福祉についての理解と関心を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けることとし、地方公共団体は、老人週間において、老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」とあり、敬老会はこの趣旨に沿って開催されているものであり、市として補助金を交付しているところである。 しかしながら、敬老会を主催する地域の方の意識はもとより、対象となる高齢者の意識も変化してきており、今後の敬老会のあり方については、敬老会の趣旨を尊重しつつ地域の実情に合わせて検討していくべきものと考える。 米寿の記念品については、他の地域でも話題となっており、確認をしたところ合併以降は金杯をお渡ししているようである。今の時代にふさわしいのかというご意見も出ていることから、皆様からのご意見を聞きながら検討していきたい。 また、浅沢地区で開催されているというサロンについても、地域で支えあうという点から素晴らしい事例と感じており、他の地域にも紹介させていただきたいと思う。 〇高齢者交流活動支援事業 －敬老会事業－ 〈事業内容〉 老人福祉法第5条に基づき、高齢者への敬愛により、高齢者の生活向上の意欲を促すため、敬老会開催への支援を行う 〈対象者〉 75歳以上の高齢者（施設入所者を除く） 〈補助額〉 対象者1人当たり1,200円 〈実績〉 対象者総数： R3 17,620人　 R2 17,279人 敬老会事業補助額： R3 21,144千円　 R2 20,735千円 〈市長〉 花巻市の高齢者の数は3万3千人ほどで、約35%を占めている。65歳以上の高齢者の人数は昨年度始めて減少したが、減少しているのは65歳から74歳の年代で、75歳以上の人数は増えており1万7千人ほどである。特に75歳以上の方々が増えている状況においては、そういう方々に対して期待することも変わってきており、祝辞についても大きく内容は変わっていないが、以前は「大変な時代に頑張っていただいたお陰で花巻市が発展した」という感謝のメッセージであったのに対し、今は「これからもよろしくお願いしたい」という内容のものになっている。65歳から74歳の年代は地域の中心として現役で頑張っていただいている年代で、75歳以上の方でもそうした役割を担う方々が増えてきており、そうした中で、金杯は時代に合わないという意見も出ていると思う。 敬老会の在り方について検討することはあるが、こうした行事を楽しみにされている方もおり、市からやめるという話はできない。地域として代わりにやりたいことがある場合に、対応できるかを検討していくというのが現実的だと思う。	花巻市においては、敬老会は花巻市社会福祉協議会（以下、「社協」）と地域の団体が連携して開催しており、市では、社協が実施する「敬老会事業」に対し、補助金を交付している。また、社協からの依頼により、敬老会の対象者への市長からのお祝いのメッセージを毎年度作成している。 市からの補助金については、敬老会の開催に係る経費に対して補助するものだが、令和2年度から今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式での敬老会に代わるものとして、記念品代に充当することを認めているところであり、社協では、対象者の方へ訪問により、記念品とお祝いのメッセージを贈呈する「敬老記念品贈呈事業」を実施していると伺っている。 老人福祉法第5条には、「国民の間に広く老人の福祉についての理解と関心を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けることとし、地方公共団体は、老人週間において、老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」とあり、敬老会はこの趣旨に沿って開催されているものであり、市として補助金を交付しているところである。 しかしながら、敬老会を主催する地域の方の意識はもとより、対象となる高齢者の意識も変化してきており、今後の敬老会のあり方については、敬老会の趣旨を尊重しつつ地域の実情に合わせて検討していくべきものと考える。 米寿の記念品については、他の地域でも話題となっており、確認をしたところ合併以降は金杯をお渡ししているようである。今の時代にふさわしいのかというご意見も出ていることから、皆様からのご意見を聞きながら検討していきたい。 また、浅沢地区で開催されているというサロンについても、地域で支えあうという点から素晴らしい事例と感じており、他の地域にも紹介させていただきたいと思う。 〇高齢者交流活動支援事業 －敬老会事業－ 〈事業内容〉 老人福祉法第5条に基づき、高齢者への敬愛により、高齢者の生活向上の意欲を促すため、敬老会開催への支援を行う 〈対象者〉 75歳以上の高齢者（施設入所者を除く） 〈補助額〉 対象者1人当たり1,200円 〈実績〉 対象者総数： R4 17,969人　 R3 17,620人　 R2 17,279人 敬老会事業補助額： R4 21,563千円　 R3 21,144千円　 R2 20,735千円 花巻市の高齢者の数は3万3千人ほどで、約35%を占めている。65歳以上の高齢者の人数は昨年度始めて減少したが、減少しているのは65歳から74歳の年代で、75歳以上の人数は増えており1万7千人ほどである。特に75歳以上の方々が増えている状況においては、そういう方々に対して期待することも変わってきており、祝辞についても大きく内容は変わっていないが、以前は「大変な時代に頑張っていただいたお陰で花巻市が発展した」という感謝のメッセージであったのに対し、今は「これからもよろしくお願いしたい」という内容のものになっている。65歳から74歳の年代は地域の中心として現役で頑張っていただいている年代で、75歳以上の方でもそうした役割を担う方々が増えてきており、そうした中で、金杯は時代に合わないという意見も出ていると思う。 敬老会の在り方について検討することはあるが、こうした行事を楽しみにされている方もおり、市からやめるという話はできない。地域として代わりにやりたいことがある場合に、対応できるかを検討していくというのが現実的だと思う。	完了
236	R4.10.6	市政懇談会	花北	健康福祉部	長寿福祉課	敬老会の記念品について	記念品を選ぶ際に、花巻の産業に関わるものであればいいと思っている。若い人達が取り組んでいるガラス器などもあり、地域の発展にも繋がり、かつ喜ばれる贈り物になればいいと思う。	素晴らしいアイデアだと思う。米寿の方の人数分の対応ができるかという問題はあるかと思うが、皆様から様々なご意見もいただきながら検討していきたい。	素晴らしいアイデアだと思う。米寿の方の人数分の対応ができるかという問題はあるかと思うが、皆様から様々なご意見もいただきながら検討していきたい。	完了

■令和4年度市政懇談会記録（年度末対応状況）

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	方向性 未着手・継続中 or 完了
237	R4.10.6	市政懇談会	花北	生涯学習部	新花巻図書館計画室	「新図書館の場所」、「花巻駅通路橋上化」について	「新図書館の場所」、「花巻駅通路橋上化」について、現在の状況、今後の見通しを伺いたい。	新花巻図書館について、昨年度から新花巻図書館整備基本計画（試案）について検討する会議を立ち上げ、検討しているところである。利用者団体や図書館司書、商工会議所、青年会議所の代表の方などに専門家も含めて詳しく検討をしている。 今の花巻図書館は昭和48年7月に開館したもので、今年で49年経過しているという状況で、市内の図書館で一番古い建物になっている。主な課題としては、施設が老朽化しており、全体的に狭く使いづらい建物となっていることや、2階が主な閲覧スペースとなっているのにも関わらずエレベーターがなく、高齢者や子育て世代が利用しづらいことなどがある。また、レファレンスサービスの不足や蔵書数不足、電子書籍などのデジタル化へ対応できないことも課題となっている。 新花巻図書館の基本方針は、平成29年8月に市民会議の手続きを経て策定した新花巻図書館基本構想において定めており、これに基づいて具体的な計画を試案として作成し検討している状況である。「市民一人ひとりの生活や活動を支援することを基本に、次世代を担う子どもの読書活動を支援し豊かなる育てる施設・情報を地域や産業の創造に結びつける施設として、まちや市民に活力と未来をたちょす図書館」を目指し、「郷土の歴史と独自性を大切に、豊かな市民文化を創造する図書館」、「すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館」、「暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ知の情報拠点としての図書館」の3つを基本方針としている。 建設場所については、利用者にとって利用しやすい場所にするべきということで、基本構想においては「交通アクセスが良く分かりやすい場所」、「市全域から行きやすい場所」、「十分な駐車場が確保できる場所」としている。また、市街地再生に資する施設ということで、市が定めた立地適正化計画の中の都市機能誘導区域内に整備すること定めている。 新花巻図書館で行うサービスとしては、「資料と情報の収集・提供を基本」とし、「図書館で得た知識や情報を次につなげることができる」、「紙媒体と電子媒体を相互補完的に収蔵・提供」、「図書館サービス網の中核としての役割強化」、「子どもの読書支援、学校図書館と連携を拡大」、「郷土資料や先人資料を充実、宮沢賢治に関する資料の収集強化」、「イーハトーブ館や博物館等市内施設等の資料の検索・閲覧・貸出サービス検討」、「すべての市民が気軽に利用できるくつろぎの場・交流の場・市民の広場」、「いつまでも楽しく知的好奇心を育む」、「レファレンス（相談・支援）機能強化」、「インターネットによるサービス等新しい技術の導入」、「行政に関する情報提供サービス充実」が基本となっている。 試案検討会議ではサービスの種類によって、レファレンスサービスとして専用のコーナー一名設置したいということや、情報発信についてはホームページやSNSを活用して強化するということなど検討を深めている。読みたい本についてのリクエストができるようなリクエストサービスや図書館での企画展やセミナー開催、学校と連携しながらの子ども達の読書支援など検討しているほか、インターネットを活用した電子図書などの新たなシステムへの対応も検討している。また、利用者別に必要なサービスについても、子ども専用のスペースの拡大や読み聞かせ専用スペースを作ることなど検討している。車いすの方でも利用できるようなスペースの確保や子育て世代でも楽しめる図書館、外国の方向けの図書の導入、10代の学生向けに職業に関するものや進学に関するものを導入するなど、年代等に応じてどのような サービスを提供するか検討しているところである。 新花巻図書館では、中央図書館としての役割を強化することとしており、図書館サービスに係る計画の立案・実施や資料の総合管理の強化をしていくことになる。また、各地区の図書館においてスペースが不足してきていることから、新花巻図書館においては地区館の蔵書を受け入れられるようにすることで、地区館においても各地域の特色を活かした充実した図書館にすることができるものと考えている。さらに、博物館や記念館と連携しながら運営していくことで、中央図書館としての機能を高めていきたい。 施設の規模については、現在の図書館が約1,300㎡であるのに対し、新図書館は約4,500㎡程度を目安として検討している。この面積については、日本図書館協会データ（により）、花巻市と人口規模が同程度の都市の図書館を参考にしているものである。喫茶等の飲食可能なスペースの要望があることから、入り口付近にはそのようなスペースの設置を検討している。開架・閲覧スペースについては、静かな図書館を求める声もある一方で、話しながら図書を読めるスペースを求める声も出てきており、静かに読める部屋と併せて会議等をしながら図書を閲覧できるスペースも必要と考えている。また、子ども専用のスペースや読み聞かせをするスペースなど、子どもたちが騒いでも大丈夫な場所の確保も必要だと思っている。閉架書庫スペースは、開架スペースに出さない図書を収蔵しておく部屋になるが、地区館の図書を収蔵できるところとするため、それなりの面積を設ける予定である。閉架書庫スペースについては、完全に閉鎖するのではなく、一部入れるような図書館もあることから、そういうことができないかについても検討している。なお、その他スペースはトイレ等のスペースであり、集務スペースは事務室等のスペースであり、これら全てで4,500㎡程度の面積となる予定である。 蔵書の構成については、広い分野の収集を考えており、一般図書、児童図書のほかに10代向け、高齢者向け、点字など障がい者向けの図書も充実させたいと考えている。また、宮沢賢治をはじめとした先人や郷土資料に関する著書や資料も積極的に収集し閲覧できるようにしていきたい。さらに、新しいメディアに対応した資料も収集していきたいと考えており、電子図書についても、次々に新しいシステムが出てきている状況ではあるが、充実させなくてはと思っている。 新花巻図書館の運営コストについては、年間約2億円程度を見込んでおり、内訳としては、図書購入費が51,500千円、人件費が94,514千円、光熱水費等の固定費が52,800千円となっている。この金額については現時点での試算であり、将来的な人口減少、経済情勢や市の財政状況によって、固定費以外は減額になる可能性がある。図書購入費については、電子図書がどのようになっていくかということも、また、毎年同じように購入していくべきかということも検討していく必要があると考えている。 建設候補地については、これまで駅前の2か所、まなび学園周辺の4か所を候補地として提示していたが、試案検討会議ではJR花巻駅周辺のスポーツ用品店敷地及び総合花巻病院跡地を推す意見があった。JR花巻駅周辺のスポーツ用品店敷地については、中学校や高校が西側にあり、駅を中心に活動されている人が多いことから、「駅から徒歩で通えるところに建設されれば活気のある駅前になる」、「高齢者の立場からすると公共交通機関を利用することができ、西側も有効に活用して駐車場も整備し、駅の機上化と併せて実施すれば活性化につながる」、「これまで図書館に足を運べなかった通勤帰や駅利用する若者達が気軽に立ち寄れるメリットが大きい」などの意見が出ました。一方で、総合花巻病院跡地を推す意見としては、「広い駐車場を確保できる」、「年配者や子ども連れ、障がい者にとっては立体駐車場では不安、不便」、「自然に囲まれた図書館にできる」といったものが挙げられている。試案検討会議の委員に共通した意見として、「新しい図書館は多くの人に利用してほしい」という考えを持っており、JR花巻駅周辺のスポーツ用品店敷地を「希望する」または「どちらかといえば希望する」という意見が多かったと認識している。市では、試案検討会議での議論を受けて、今まで図書館を利用できなかった通勤者や学生の利用も期待でき、自家用車のない高齢者等も公共交通機関を利用して来館できることから、広い世代の方々が図書館を利用することにより活気ある駅前になることを期待して、JR花巻駅周辺のスポーツ用品店敷地を第1候補地として、JR東日本と土地の購入について交渉したいと考えており、このことについて、各地区での説明会を開催する予定としている。今後の予定としては、市民説明会を開催して、市民の皆様からご理解をいただけた場合には、JR東日本との交渉を進めたいと考えており、その後、基本計画の案の作成、市民参画を行った上で基本計画を策定し、設計に入るという流れになっており、建設ではまだ時間がかかるものと考えている。	令和3年「新花巻図書館整備基本計画試案」を検討する会議を設置し、図書館のサービスや機能などのソフト部分を検討いただき、そのサービスや機能に見合う図書館の建設場所について意見も伺い、会議では花巻駅前のスポーツ用品店の敷地を希望する又はどちらかといえば希望するとの意見が多かった。 駅前スポーツ用品店敷地はJR東日本の土地なので、そこに建設するには当該土地の譲渡についてJR東日本と協議し、その条件について合意する必要がある。JR東日本は、市民を含めた市の意向が明確になった段階で具体的な条件について話し合うと示されていたことから、試案検討会議での検討状況を踏まえ、JR東日本とスポーツ用品店敷地に関する具体的な条件を話し合うことについて市民説明会を令和4年に度行った。 若い人や高校生を中心にスポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見も多く挙がり、さらに市民の意見を集約することが必要と考えている。市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の土地購入費や、立体駐車場の整備費を含めた事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討などには立地場所について判断できないという趣旨の意見もある。 市としては、JR東日本に対して、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全ての譲渡を申し出ており、のような場合における譲渡価格などの費用について JR東日本に対して条件提示を求めているところであり、JR東日本から示される条件を確認した うえで、その提示される条件が受け入れ条件とできると判断した場合には、スポーツ用品店敷地に図書館を整備する場合の整備事業費などと、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費等と比較して示し、市民に対して説明していきたいと考えている。	継続中
238	R4.10.6	市政懇談会	花北	建設部	都市機能整備室	「新図書館の場所」、「花巻駅通路橋上化」について	「新図書館の場所」、「花巻駅通路橋上化」について、現在の状況、今後の見通しを伺いたい。	JR花巻駅橋上化・東西自由通路整備の目的は、地下道に代わって駅東西を通行する方々の安全性の確保や、人口増加傾向にある駅西側エリアから花巻駅を利用する方々の利便性向上を図り、街の維持発展につなげようとするものである。これまでの経緯として、令和2年度に事業実施の可否を含め市民や関係団体との意見交換を実施しており、その中では、「西口にも公衆トイレを設置してほしい」、「半橋上駅だけでなく、橋上駅も検討するべき」という意見をいただいている。また、JR東日本からも自由通路の長さの短縮やコスト削減につながる提案もいただいたことから、昨年の8月から整備内容の見直しや橋上駅の検討などの追加調査を実施し、今年の6月に調査が完了している。調査結果については、7月に議員説明会を開催した上で、9月3日から10月1日まで市民説明会（計5か所、19回開催している）を開催し、関係団体へ説明も随時行っている。 追加調査による半橋上駅の整備概要について、自由通路の長さの短縮や、駅舎や自由通路を支える杭本数の削減、要望いただいた西口公衆トイレの追加などの見直しをしており、整備費用は追加調査前の半橋上駅案と比較して約8千万円の削減という結果となった。2020年までの物価上昇分を加えると概算整備費は約34億円となるが、これを市が全て負担するというものではない。国が設けている補助率2分の1の補助金の活用を検討しているほか、選挙債の70%が国から交付されて、残りの30%が市の実質的な負担となる。これに市が自己負担分として、合併特例債の活用も考えており、それらを使うと市の実質負担は約5.68億円と試算している。半橋上駅の場合の整備スケジュールについては、令和5年度から事業開始することを想定した場合、令和10年度の後半には自由通路と駅の供用が開始できると見込んでいる。 次に、橋上駅を整備する場合、自由通路の中央部分に改札口が設置されるため、西口からも東口からもほぼ同じ距離で駅を利用することができるようになる。自由通路の中央部分に改札口と待合室を設置しているが、そのほかの駅の事務室等については東口側の駅舎に置いており、改札口を中央に置くという橋上駅の良さを残しつつ、線路上空部分の面積をできるだけ削減することで、費用を抑え、工期を短くしている。橋上駅の概算事業費については、約35.9億円と試算しており、半橋上駅同様に国庫補助金と合併特例債を活用することで市の実質的な負担は約5.91億円となる見込みである。橋上駅についても、半橋上駅と同様のスケジュールで整備することができ、令和5年度から事業を開始した場合には、令和10年度の後半には供用開始できる見込みである。 整備後のイメージ図については作成しているが、駅舎のデザインやもなどについては実施するとは決定し、基本設計をする段階で検討したいと考えており、その際には皆様からご意見をいただきたい。半橋上駅は東口側の駅舎部分に駅機能があり、駅舎の2階が広場側に張り出しており、その下を歩行者が通行する形状となっている。橋上駅については、線路上空部分に改札口と待合室があり、その分、東口側の駅舎の面積が小さくなっている。 以前に説明会を開催した際に、東西自由通路の整備と併せて西口駅前広場も整備した方がよいという意見が出されており、西口駅前広場の整備案については3案作成している。そのうちの第2案ではロータリー一を拡大し、ロータリー内に一般車の一時停機場所やタクシーの待機場所、タクシー乗り場を設置する案となっている。また、バス乗り場3か所の設置や自由通路付近に障がい者等用のフリー乗降場所の設置、各乗降場所への屋根の設置も検討しているところである。現在検討している3案にはそれぞれメリット、デメリットがあり、整備費等も異なっている。第1案「ロータリー機能拡充、整備費用最小案」は、先ほどの第2案から屋根がなくなったものであり、整備費用が最小であるというメリットがある一方、屋根などがなく待合機能や他の案に劣っているものである。第2案「ロータリー機能拡充、待合機能（屋根）拡充案」では、待合機能を向上させているものの、一般車の降車場所がないなど、第3案と比べるとロータリー機能が劣っているものである。第3案「ロータリー最大＆機能充実、待合機能（屋根）拡充案」については、待合機能や駅前スペースについては、駅舎機能が大きいなど、整備費用が多くかかるのが課題となっている。なお、西口駅前広場の整備についても、国の補助金を活用することができる事業となっている。 仮に駅橋上化・東西自由通路整備と第2案での西口駅前広場整備に加えて、場所は決まっていないが、西口に15台程度、500㎡ほどの駐車場を整備した場合、全体事業費は半橋上駅の場合で約39億7千万円、橋上駅の場合で約41億2千万円となっている。これらに国庫補助金と合併特例債を活用した場合、市の実質負担は半橋上駅の場合で約6億9900万円、橋上駅の場合で約7億2100万円と試算している。合併特例債については15年かけて返済していくものとなっており、市の実質負担についても年度の負担はそれほど大きくなるものと考えている。なお、西口駐車場の整備については国庫補助金を活用できるものであるが、補助率は8分の1となる。市の負担部分については、まち づり基金等の基金の活用も検討しているほか、西口駐車場整備には民間活力の活用も検討している。 10月1日まで開催していた市民説明会において、整備内容に関する意見や要望をいただいているが、多くの方から整備に前向きな意見を頂戴したと認識している。説明会参加者から提出いただいたアンケートによると、8割ほどの方からは整備に賛成という回答をいただいている。説明会でいただいた意見・質問やそれに対する回答は、取りまとめた上で、ホームページにて公表する予定としているので、確認いただきたい。市民説明会と並行して関係団体への説明を行っているほか、言い方の悪さ必要との意見が あったことから、若者向けの説明会の開催も検討しているところである。今後については、皆様からの意見を整理した上で、JR東日本と協議をして整備内容を精査し、実施について判断していきたいと考えている。	駅の橋上化については、追加調査の内容について、市民説明会を、昨年の9月から10月にかけて、市内15か所において計19回実施し、延べ267名にご参加をいただいた。説明会に合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施に賛成」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備がよい」、追加の「コスト縮減は不要」との声が多数を占める結果であった。 議団体への説明については、昨年の7月末から10月中旬にかけて10団体、計103名を対象に実施しており、整備に前向きな意見を多くいただいたところである。 また、市民説明会や議団体への説明に加え、駅を多く利用する市内高等学校4校の生徒へも整備概要についての説明、意見交換を行なっており、それに合わせ実施したアンケート調査では、「事業実施したほうが良い」、「半橋上駅ではなく橋上駅による整備を望む」との声が多数を占める結果となったところである。 この市民説明会、議団体への説明、高校生への説明の結果については、昨年11月に議員説明会を実施し、議員にも説明したところである。 また、市民説明会、議団体への説明、高校生への説明を実施した際には、整備に前向きな意見を多くいただくとともに、新しい駅舎・自由通路のデザインに関する質問や意見が多く寄せられたところであり、更に、JR東日本からは、自由通路や橋上駅舎のデザインについては、基本設計を開始する前に市がデザインコンセプトを示せば考慮できるの話をいただいていることから、追加調査で検討されてきた構造を前提としたうえで、「花巻らしい」デザインコンセプトを市民の意見を伺いながら作るため、デザインコンセプト検討ワークショップを1月から3月にかけて3回開催した。ワークショップには、関係団体から推薦いただいた方7名、公募により参加いただいた方10名、市内高校生10名の合計27名の方に参加いただいたところである。 ワークショップでまとめたデザインコンセプトについては、3月28日に、学識経験者や産業界、公共交通事業者、芸術団体などの関係団体から推薦された委員で構成する有識者会議において、専門的な知見からご意見を伺ったところである。 先の3月議会においては、令和5年度の当初予算案で基本設計の予算を承認いただいた。JR東日本では、基本設計の際に、駅舎や自由通路のデザインについて、市から提供したデザインコンセプトを材料に検討することになり、現時点では11月頃に3案程度のデザイン案を提示される予定である。このデザイン案については、改めて市民の意見を多く集会を設けたいと考えている。 基本設計には1年程度期間を要する予定であるが、その後は、実施設計、工事という流れになるが、実施設計、工事の各段階で、議会で予算の承認をいただきながら進めることとなる。順調に事業が進捗した場合の橋上駅及び東西自由通路の供用開始は、令和10年度の後半を想定している。	完了
239	R4.10.6	市政懇談会	花北	生涯学習部	新花巻図書館計画室	新花巻図書館の建設について	図書館整備についても合併特例債を活用することはできるか、また、合併特例債の有効期限や残金はどうなっているか。	図書館整備についても合併特例債を活用することができる。 合併特例債の期限は令和7年度までとなっているが、東日本大震災の特例が花巻市に適用されるこで、花巻市は議会の議決を経て、5年間延長できるため、令和12年度まで延長することが可能である。なお合併特例債の残金は令和4年度当初予算時で、約80億円となっている。	図書館整備についても合併特例債を活用することができる。合併特例債の期限は令和7年度までとなっているが、東日本大震災の特例が花巻市に適用されるこで、花巻市は議会の議決を経て、5年間延長できるため、令和12年度まで延長することが可能である。なお合併特例債の残金は令和5年度当初予算時で約70億円となっている。	完了
240	R4.10.6	市政懇談会	花北	生涯学習部	新花巻図書館計画室	新花巻図書館に関する新聞記事について	花巻市民が図書館建設に関して新聞へ投稿をしており、「当初は2011年に図書館を建設する予定であったのに、10年以上経過しても全く進んでいない。」、「人づくりやまちづくりにつながるような長期的視点、具体的戦略に欠けているように感じた。」と書かれていたが、これに対する意見を伺いたい。	10年以上経過しても進んでいないということについて、平成23年、24年頃に検討して、中央図書館の整備計画を作り、当時は厚生病院跡地に建設する計画であったが、厚生病院跡地から有害物質が検出されたこともあり、計画は中止となった。その中で、新たにまちづくりを考える上では病院が必要であるということになり、厚生病院跡地に花巻病院が移転することなった経緯がある。このことから、図書館建設が単純に遅れているというものではないと考えている。平成29年8月には新花巻図書館整備基本構想を策定して、議論を進めている。これまでもワークショップを若い方々にも入っていただきながら開催をしたが、どういう図書館がいいか議論をしてきたほか、市民の皆様に対しての説明会も行ってきたところである。 新聞に投稿した方は具体的な構想に欠けているという意見をお持ちのようだが、新花巻図書館整備基本構想の中で基本方針を定めている。基本方針については、市民説明会やパブリックコメントの実施のほか、図書館協議会で議論をいただいた上で定めたものであり、新花巻図書館の理念、方針はしっかりと定めている。	10年以上経過しても進んでいないということについて、平成23年、24年頃に新しい図書館の整備を検討して、中央図書館の整備計画を作り、当時は厚生病院跡地に建設する計画であったが、厚生病院跡地から有害物質が検出されたこともあり、計画は中止となった。その中で、新たにまちづくりを考える上では病院が重要であるということになり、厚生病院跡地に総合花巻病院が移転することなった経緯がある。このことから、図書館建設が単純に遅れているというものではないと考えている。 平成29年8月には市民参画の手法を取り入れ「新花巻図書館整備基本構想」を策定して議論を進めている。これまでもワークショップを若い方々にも入っていただきながら開催するなど、どういう図書館がいい か議論をしてきたほか、市民の皆様に対しての説明会も行ってきたところである。 新聞に投稿した方は具体的な構想に欠けているという意見をお持ちのようだが、新花巻図書館整備基本構想の中で基本方針を定めている。基本方針については、市民説明会やパブリックコメントの実施のほか、図書館協議会で議論をいただいた上で定めたものであり、新花巻図書館の理念、方針はしっかりと定めている。	完了
241	R4.10.6	市政懇談会	花北	地域振興部	地域づくり課	区長制度について	区長制度について、廃止すべきだと思っており、検討・打ち合わせする場を設けていただきたい。	区長制度の関係については、協議する場を作ってほしいということなので、その点は考えていかなければいけないかと思う。 例えば、行政区をなくして町内会に一本化する場合については、花巻市内全体で見ると町内会のないところがあったり、石鳥谷地域では1つの行政区に3つ、4つの自治公民館、町内会があるところもある。 それぞれの地域でのやり方や区長制度がなくなった場合にどのような形で地域とのつながりを持つかという点も併せて考えることになると思うが、このような意見を受けて、協議の場を設けるということについては検討してまいりたい。	区長制度については、協議する場を作ってほしいということなので、区長会の役員会などの場で協議することを検討しており、令和4年度末時点で県内他市の事例について調査を実施している。 なお、行政区をなくして町内会に一本化する場合については、花巻市内全体で見ると町内会のない行政区であるとか、石鳥谷地域では1つの行政区に3つ、4つの自治公民館、町内会があるところもある。 それぞれの地域でのやり方や区長制度がなくなった場合にどのような形で地域とのつながりを持つかという点も併せて考えることになると思うが、他の行政区からは、区長制度を廃止されては困るという声も寄せられているので、その点も踏まえて検討してまいりたい。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	内容の未着手・継続中or完了
242	R4.10.6	市政懇談会	花北	総合政策部 健康福祉部	総務課 防災危機管理課 長寿福祉課	個人情報の取り扱いについて	個人情報について、市の中でも部や課によって取り扱いが様々であるように思う。 敬老会の名簿については、地区から要求していないにも関わらず、氏名、年齢、生年月日等が記載された名簿が送られてくる。名簿のやり取りについても、普通郵便で行われている。 一方で、地域として必要だと思っている成人式の対象者の情報は提供いただけない。 防災関連の名簿は、本人限定受取の厳重な封筒で送られて来ており、返信する際もレターボックスを利用するなど、厳重な形でやり取りしている。避難支援を子ども家者の中で、情報公開を許可していない方の分は未対応で送られてくるが、災害時の対応を考える上で貴重なものではないと思う。非対面については、金庫など鍵のかかるところに保管し、市から連絡があった際に開封して支援にいくようにとのことであった。災害発生時に金庫を開けられる人が常に対応できるとは限らない。 個人情報の取り扱いについて、統一していただきたい。	〈健康福祉部長〉 敬老会については、社会福祉協議会の支部ごとに開催している事業であり、花北地区については花巻支部と各行政区で行っているものである。対象者については、社会福祉協議会から提供されていることであるが、取り扱いについては確かに他の事業と異なっている部分はあると思うので、確認したい。 〈市長〉 個人情報保護法は法律が変わり、それに基づいた取り扱いを再度検討しなければいけない状況になっている。検討を進めながら、ルールづけ対応をしているものがあればすぐに対応する必要があるため、調査したい。 防災の問題については、本来は個人情報の提供を許可していない人については、情報を提供してはいけないことになっている。市では、個人情報の提供を許可した方についての情報を自主防災組織へ提供することとしていたが、許可しない方が多くいたため、条例を制定し、個人情報の提供を拒否する方以外については、提供を認めたことをするようにした。名簿に記載されていない方については、情報提供を拒否した方ということになるが、法律上では安全を守るためなどやむを得ない場合には情報を見れることとなっており、あらかじめ特別な封筒に入れて市からの指示により開封できるような仕組みとしている。そのことについて、災害時に十分な対応ができないという意見についてはそのとおりだと思う。市としても、自主防災組織の方々がその方々に対して十分な支援ができないという場合があっても、やむを得ないと考えている。 市としては、できるだけ早めに高齢者の避難を促したり、避難所を開設して避難者の受け入れ準備を進めているが、避難所まで逃げられない方もいると思うので、自主防災組織の皆様には近所の方に声かけをしていただいたり、避難所以外でも逃げられる場所があればそこに案内していただくなどの対応をお願いしたい。可能であれば避難する際に支援を必要としている方々と話し合いをしていただき、災害時の対応において十分な対応ができないという場合があっても、やむを得ないと考えている。 市としては、できるだけ早めに高齢者の避難を促したり、避難所を開設して避難者の受け入れ準備を進めているが、避難所まで逃げられない方もいると思うので、自主防災組織の皆様には近所の方に声かけをしていただいたり、避難所以外でも逃げられる場所があればそこに案内していただくなどの対応をお願いしたい。可能であれば避難する際に支援を必要としている方々と話し合いをしていただき、災害時の対応において十分な対応ができないという場合があっても、やむを得ないと考えている。 なお、避難行動要支援者名簿及び名簿提供を拒否した方の名簿を封筒に入れ封筒にしたお封筒については、鍵のかかるところ等での保管をお願いしているが、これは、たとえば自治公民館の書棚のようにどなたでも手に取ることができる状態での保管は避け、名簿を開覧する方は避難支援担当者限りでお願いするものである。	【長寿福祉課】 敬老会事業の主催である社会福祉協議会との協議を行い、小地域（敬老会実施地域）への敬老会事業対象者の名簿提供に際し、本来なら、名簿の利用目的等を通知等にて周知することが望ましいが、全対象者に通知することは難しいため、敬老会事業の名簿取得・提供の利用目的をHP等に明示し、敬老会事業の対象者に開知を図る対応を検討することを提案した。 また、名簿の提供方法については、事前に名簿を提供する旨を小地域（敬老会実施地域）の担当者へ周知することと、直接手渡しや簡易書留等、交付方法を検討するべきであることを提案した。 【防災危機管理課】 防災関連の名簿については、本来は個人情報の提供に際して、同意しない人については、情報を提供してはいけないことになっている。市では、個人情報の提供に際して、本来は個人情報の提供を自主防災組織へ提供することとしていたが、許可しない方が多くいたため、条例を制定し、個人情報の提供を拒否する方以外については、提供を認めたことをするようにした。名簿に記載されていない方については、情報提供を拒否した方ということになるが、法律上では安全を守るためなどやむを得ない場合には情報を見れることとなっており、あらかじめ特別な封筒に入れて市からの指示により開封できるような仕組みとしている。そのことについて、災害時に十分な対応ができないという意見についてはそのとおりだと思う。市としても、自主防災組織の方々がその方々に対して十分な支援ができないという場合があっても、やむを得ないと考えている。 市としては、できるだけ早めに高齢者の避難を促したり、避難所を開設して避難者の受け入れ準備を進めているが、避難所まで逃げられない方もいると思うので、自主防災組織の皆様には近所の方に声かけをしていただいたり、避難所以外でも逃げられる場所があればそこに案内していただくなどの対応をお願いしたい。可能であれば避難する際に支援を必要としている方々と話し合いをしていただき、災害時の対応において十分な対応ができないという場合があっても、やむを得ないと考えている。 なお、避難行動要支援者名簿及び名簿提供を拒否した方の名簿を封筒に入れ封筒にしたお封筒については、鍵のかかるところ等での保管をお願いしているが、これは、たとえば自治公民館の書棚のようにどなたでも手に取ることができる状態での保管は避け、名簿を開覧する方は避難支援担当者限りでお願いするものである。	完了
243	R4.10.18	市政懇談会	小山田	総合政策部	秘書政策課	将来における人口減少と高齢化率の予測とその対応策について	将来における花巻市の人口予測、高齢化の進展について、どのように見通しているか、10年後の、花巻市全体及び東和町小山田の人口予測、高齢化率をデータで示していただきたい。 また、現状を踏まえた対応策（施策）として、現在、どのようなことに取組んでいるのか教えてほしい。	市の人口減少と高齢化率の予測について、市では、平成27年10月に策定した花巻市人口ビジョンにおいて、花巻市全体及び花巻、大迫、石鳥谷、東和の4地域の人口推計を算出しているが、東和地域内の数値を示してもらうことの人口推計は算出しておらず、小山田地区の数値を示してもらうことである。 花巻市全体及び東和地域の数値を用いて説明すると、2030年（令和12年）の人口推計は、花巻市全体で85,044人、うち東和地域は7,251人となり、人口ビジョンを策定した平成27年10月1日現在の住民基本台帳を基にした人口から花巻市全体で14,091人の減、東和地域で1,801人の減となると推計している。 この中で、2030年（令和12年）の65歳以上の老年人口の推計は、花巻市全体で30,761人、うち東和地域は2,992人となっており、高齢化率を全体人口に占める65歳以上の老年人口の割合と捉えた場合、花巻市全体で36.17%、うち東和地域で41.26%となっている。 人口減少の原因は、出生数に対して、死亡数が大きく上回っている自然減によるものである。 令和4年版花巻市統計書によると、令和3年の市全体の出生数は453人、死亡数1,440人と、自然動態では987人減となっている。 令和3年度の、東和地域の出生数は20人、死亡数は171人であり、出生数の減少が特に深刻になっている。 一方、転入・転出による人口増減である社会動態は、令和3年度において市全体で転入2,354人、転出2,325人と29人増となっている。花巻市の社会動態は新市が発足した平成18年から平成30年まで13年に渡って減少が続いていたが、令和元年から3年連続で転入者が転出者の数を上回る状況となっている。令和元年は、北上市のキオクシアの稼働開始による東海地方からの転入者が顕著であったほか、その後も0～14歳と30、40歳代の転入者数が増加していることから、子育て世帯の転入が増加していると捉えている。 当市では、自然減が大きい中、移住者や子育て世帯を対象とした住宅取得支援や、高校生への現物給付を含む医療費助成、妊産婦へのサポート体制の強化、保育に係る支援の充実による子どもを産み育てやすい体制づくりを進めてきており、このような取り組みが、子育てをしながら生活するまちとして花巻市が子育て世帯から選ばれ、社会動態の増加に繋がっているものと考えている。 市では人口減少対策として、さらなる子育て支援への取り組みが必要と考えている。保育園等を利用する3歳未満児の保育料の軽減について、来年9月より実施を開始したほか、小学生から高校生までの医療費助成のさらなる拡充を図るため、認定基準となる所得制限を撤廃し、令和5年度秋からすべての子育て世帯が医療費助成を受けられるよう準備を進めている。	市の人口減少と高齢化率の予測について、市では、平成27年10月に策定した花巻市人口ビジョンにおいて、花巻市全体及び花巻、大迫、石鳥谷、東和の4地域の人口推計を算出しているが、東和地域内の数値を示してもらうことの人口推計は算出しておらず、小山田地区の数値を示してもらうことである。 花巻市全体及び東和地域の数値を用いて説明すると、2030年（令和12年）の人口推計は、花巻市全体で85,044人、うち東和地域は7,251人となり、人口ビジョンを策定した平成27年10月1日現在の住民基本台帳を基にした人口から花巻市全体で14,091人の減、東和地域で1,801人の減となると推計している。 この中で、2030年（令和12年）の65歳以上の老年人口の推計は、花巻市全体で30,761人、うち東和地域は2,992人となっており、高齢化率を全体人口に占める65歳以上の老年人口の割合と捉えた場合、花巻市全体で36.17%、うち東和地域で41.26%となっている。 人口減少の原因は、出生数に対して、死亡数が大きく上回っている自然減によるものである。 令和4年版花巻市統計書によると、令和3年の市全体の出生数は453人、死亡数1,440人と、自然動態では987人減となっている。 令和3年度の、東和地域の出生数は20人、死亡数は171人であり、出生数の減少が特に深刻になっている。 一方、転入・転出による人口増減である社会動態は、令和3年度において市全体で転入2,354人、転出2,325人と29人増となっている。 なお、住民基本台帳の連結値ベースでは、令和4年における市全体の出生数は457人、死亡数は1,611人となっており、その中で東和地域の出生数は16人、死亡数は180人となっている。 また転入・転出による人口増減である社会動態は、65人の増となっている。	継続中
244	R4.10.18	市政懇談会	小山田	商工観光部 地域振興部	商工労政課 定住推進課	若者の人口流出防止対策と定住促進について	現在、人口減少が続く中、特に若者の人口流出が後を絶たない。 市では企業誘致等にも取り組んでいることと思うが、若者の人口減少の大きな要因となっているのは就労の場がないことではないかと考えられないか。 そこで、今後、若者の人口流出を防ぐための施策、若者に対する定住促進策について、特にどんなことに力を入れていこうとしているのか教えてほしい。	【商工観光部長】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、高校生など若者の就職先として、県内（地元）就職の志向が高まっている。 令和4年3月卒業の市内高校生の就職内定状況については、就職希望者175人全員が就職しており、そのうち県内就職内定者が158人（90.3%）と全県の県内就職率74.1%を大きく超える結果となっている。また、県内就職内定者158人のうち89人（56.3%）の方が花巻管内への就職となっている。 新予労働局が令和4年9月30日に発表した8月末現在の花巻公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.66倍と、前月と比較し0.1ポイント上昇しており、県内では北上管内に続き2番目の高い水準となっていることから、市内での働き口が一定数確保されている状況である。 県内大学生の就職動向については、県内大学生が就職先として県外の企業への就職希望が多い状況にある。特に理工系の大学生については、県内に専門性にマッチングした開発型の企業が少ないことが要因となっているものの、花巻市にも開発型地場企業があることから、そのような企業とのマッチングが重要であると考えている。 市としては、雇用の面から若者の定住を促進するためには、「働く環境の整備」、「就業体験の充実」、「市内企業の情報発信」、「キャリア教育の充実」が重要であると考えている。 「働く環境の整備」として、現代の若者が就職先を決定する際に重視する傾向となっている「給料」や「休暇」、「福利厚生」、「働きやすさ」を企業が見直しながら採用に結びつけてもらえるよう、市では市内企業を対象に採用力向上や魅力向上を図るためのセミナーを今年度から開催しており、若者へ自社の魅力を伝える方法などを学んでいただきながら、企業の魅力向上の重要性について意識啓発を図っているところである。 「就業体験の充実」については、市では大学生等を対象にしたインターンシップ促進助成金という制度を実施している。この制度は、市内企業への就業促進を目的とし、インターンシップを行った大学生等がインターンシップ実施のために要した交通費や宿泊費に対して2万円を上限として助成しているものである。求人情報だけでは把握できない現場の雰囲気や多様な職種に携わる人から学ぶ機会としてインターンシップは重要であると考えている。 また、市内高校生に対しては、市内高校生の市内企業の認知度向上及び地元就職を促進するため、市内企業のPR動画を制作し、市内高校に出向いての上映会や企業の人事担当者やOB・OGと意見交換をする機会を設けている。この取り組みは、コロナ禍で直接企業訪問等ができない中、企業の魅力、職場の雰囲気、就職にあたっての心構えに触れることができ、生徒や進路指導担当教員から好評であったことから、今後も高校からの意見を踏まえながら取り組んでまいりたい。 さらに、市外の工業高校や岩手県立産業技術短期大学校、岩手大学、岩手県立大学、富士大学の進路指導担当教員と情報交換をさせていただいており、卒業生が市内企業を就職先として選択していただけるように、市として支援できることを検討している。 「市内企業の情報発信」については、先程申し上げたとおり、有効求人倍率が1.66倍と働き口が一定数確保されていることから、求人側と求職側のマッチングのための情報発信が必要と考えている。 高校の進路指導担当教員から話を聞いたところ、高校生が企業を選ぶ際には求人票のほかに、インターネットから情報を集めているとのことであった。 このことから、現在、市内の企業情報を幅広く検索できるサイトの構築を進め、現在掲載企業を募集しているところであり、学生や若者も含む求職者に市内企業への関心を高めてもらうこともに、その情報へのアクセスの一助としたい。 また、市内企業においては、自社の情報発信のツールとして活用いただき情報発信力の強化につながるよう支援してまいりたい。 「キャリア教育の充実」については、「地元に残りたい、働いてきたい」という気持ちを育むには、小学生や中学生の早い段階から地元の産業や企業を知ることが重要である。市が委託しているジョブカフェはなまきでは今年度、県内全中学校を対象としてキャリア教育の現状調査を岩手大学と共同で実施している。この調査を通じて、中学生の職業についての考え方や進路選択する過程などを分析し、将来、地元就職を希望する学生の増加につながるようキャリア教育に力を注いで参りたいと考えている。 【地域振興部長】 近年、首都圏等における地方への移住ニーズが高まり、当市への移住定住に関する相談件数は増加しており、コロナ前の令和元年度が132件であったのに対し、コロナ後の令和2年度が392件、令和3年度においては573件となっている。今年度においては、定住推進課の移住支援相談員の増員や、情報発信などを担う移住コーディネーターを配置したほか、東和地域の移住定住相談業務については、一般社団法人東和作戦会議に委託し、相談への対応や空き家バンクの物件紹介など、上日も含めて対応いただいているところである。 市の移住定住に係る住宅支援施策としては、県外からの移住者などに、住宅の購入時や空き家バンクを通じた住宅取得・賃貸の際の物件の改修費、手続き費用などを最大220万円を補助する「定住促進住宅取得等補助金」や、子育て世帯が東和の中心部などで構成する生活サービス拠点、2親等以内の親族と同居または同一コミュニティ地区内に近居するなど、住宅を新築したり取得した場合に30万円の奨励金を交付する「子育て世帯住宅取得支援奨励金」という制度を設けている。 若者に向けては、39歳以下の若者や移住者が空き家バンクの空き家を取得・改修等を行った場合の「空き家等取得奨励金」について、先般内容の拡充を図り、県外からの移住者や子育て世帯が空き家の取得と改修を行った際の子育て加算を設けたところである。 所得が400万円未満の新婚世帯に対しては、住宅取得や賃貸の費用、引っ越し費用などについて、夫婦ともに39歳以下の場合は最大30万円、29歳以下の場合は最大60万円まで支援する「結婚新生活支援事業」などを行っている。 また、若者や全国の皆さんに向けて、花巻の魅力を発信するシティプロモーションにも取り組んでおり、市民ライターが花巻の魅力を記事として発信するサイト「ままきま花巻」を公開している。さらに、時報などの「花巻の音」を発信するサウンドプロモーションにも取り組んでおり、9月末現在で再生回数が最も多い音は、東和有線放送の9時の時報となっている。ままきま花巻の記事や音を聞いて、すぐに花巻に移住とはつながらないが、「花巻に帰りたい」、「花巻に行ってみたい」など、花巻への想いを深める取り組みを行っていきたい。	【商工労政課】 令和5年3月卒業の市内高校生の就職内定状況を見ると、就職希望者184人全員の就職が内定しており、そのうち県内就職内定者が144人（87.8%、前年同期比2.5%の減）と全県の県内就職率73.6%を大きく超える結果となった。また、県内就職内定者144人のうち72人（50.0%、前年同期比6.3%の減）の方が花巻管内への就職となっている。コロナ禍では高校生など若者の就職先として、県内（地元）就職の志向が高まっていたが、長く続いた新型コロナウイルス感染症による様々な社会活動の制限・制約が緩和されたことから、県外での就職活動が活発化したためなどが考えられる。 新予労働局が令和5年4月28日に発表した3月末日時点の花巻公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.43倍と、県内では北上管内に続き2番目の高い水準となっていることから、市内での働き口が一定数確保されている状況である。 また、県内大学生の就職動向については、県内大学生が就職先として県外の企業への就職希望が多い状況にあり、令和5年3月卒業の県内大学生の就職内定状況は、県内就職内定者の割合が41%と過去10年で最低の水準となった。特に理工系の大学生については、県内に専門性にマッチングした開発型の企業が少ないことが要因となっているものの、花巻市にも開発型地場企業があることから、そのような企業とのマッチングが重要であると考えている。 市としては、雇用の面から若者の定住を促進するためには、「働く環境の整備」、「就業体験の充実」、「市内企業の情報発信」、「キャリア教育の充実」が重要であると考えている。 「働く環境の整備」として、現代の若者が就職先を決定する際に重視する傾向となっている「給与」や「休暇」、「福利厚生」、「働きやすさ」を企業が見直しながら採用に結びつけてもらえるよう、市では市内企業を対象に採用力向上や魅力向上を図るためのセミナーを令和4年度に開催し、求職者が求人情報のどこに着目し、また企業情報をどこから入手しているかなど、求職者の行動を分析し、それに合わせて、自社の給与や福利厚生など職場環境を見直すことやSNSを活用した動画作成により自社の魅力を伝える方法などを学んでいただき、企業の魅力向上の重要性について意識啓発を図ったところである。 「就業体験の充実」については、市では大学生等を対象にしたインターンシップ促進助成金という制度を実施している。この制度は、市内企業への就業促進を目的とし、インターンシップを行った大学生等がインターンシップ実施のために要した交通費や宿泊費に対して2万円を上限として助成しているものである。求人情報だけでは把握できない現場の雰囲気や多様な職種に携わる人から学ぶ機会としてインターンシップは重要であると考えている。令和4年度は本制度を活用し、市内事業所7社で23名の学生がインターンシップを実施したところであり、引き続き、インターンシップに取り組む大学や市内企業に対して制度の周知を行っている。 また、市内高校生に対しては、市内高校生の市内企業の認知度向上及び地元就職を促進するため、市内企業のPR動画を制作し、市内高校に出向いての上映会や企業の人事担当者やOB・OGと意見交換をする機会を設けている。令和4年度は、花巻農業高校、花北青雲高校、大迫高校の市内高校3校で開催し、生徒や進路指導担当教員からは企業の魅力、職場の雰囲気、就職にあたっての心構えに触れることができたことなどが好評であった。実施方法や内容については、高校と情報交換を図りながら必要とする支援に取り組んでまいりたい。 さらに、市外の工業高校や岩手県立産業技術短期大学校の進路指導担当教員と情報交換をさせていただいており、卒業生が市内企業を就職先として選択していただけるように、市として支援できることを検討している。 「市内企業の情報発信」については、先程申し上げたとおり、有効求人倍率が高い水準を保っており働き口が一定数確保されていることから、求人側と求職側のマッチングのための情報発信が必要と考えている。 令和4年度は、市内の企業情報を幅広く検索できるサイト「おしごとNAVI花巻」を新たに開設し、令和5年3月末時点で市内企業99社の情報が登録されている。市内に就職を希望する学生や保護者、進路指導担当教員に市内企業への関心を高めてもらうとともに、その情報へのアクセスの一助となるよう取り組んでまいりたい。 また、市内企業に対しては人材確保の効果があったとみるよう、本サイトへの登録を積極的に呼びかけてまいりたい。 「キャリア教育の充実」については、「地元に残りたい、働いてきたい」という気持ちを育むには、小学生や中学生の早い段階から地元の産業や企業を知ることが重要である。市が委託しているジョブカフェはなまきでは令和4年度、県内全中学校を対象としてキャリア教育の現状調査を岩手大学と共同で実施した。この調査を通じて、中学生の職業についての考え方や進路選択する過程などを分析し、将来、地元就職を希望する学生の増加につながるようキャリア教育に力を注いで参りたいと考えている。 【定住推進課】 近年、首都圏等における地方への移住ニーズが高まり、当市への移住定住に関する相談件数は増加しており、コロナ前の令和元年度が132件であったのに対し、コロナ後の令和2年度が392件、令和3年度においては573件となっている。今年度においては、定住推進課の移住支援相談員の増員や、情報発信などを担う移住コーディネーターを配置したほか、東和地域の移住定住相談業務については、一般社団法人東和作戦会議に委託し、相談への対応や空き家バンクの物件紹介など、上日も含めて対応いただいているところである。 市の移住定住に係る住宅支援施策としては、県外からの移住者などに、住宅の購入時や空き家バンクを通じた住宅取得・賃貸の際の物件の改修費、手続き費用などを最大220万円を補助する「定住促進住宅取得等補助金」や、子育て世帯が東和の中心部などで構成する生活サービス拠点、2親等以内の親族と同居または同一コミュニティ地区内に近居するなど、住宅を新築したり取得した場合に30万円の奨励金を交付する「子育て世帯住宅取得支援奨励金」という制度を設けている。 若者に向けては、39歳以下の若者や移住者が空き家バンクの空き家を取得・改修等を行った場合の「若者世代等空き家取得奨励金」について、先般内容の拡充を図り、県外からの移住者や子育て世帯が空き家の取得と改修を行った際の子育て加算を設けたところである。 所得が400万円未満の新婚世帯に対しては、住宅取得や賃貸の費用、引っ越し費用などについて、夫婦ともに39歳以下の場合は最大30万円、29歳以下の場合は最大60万円まで支援する「結婚新生活支援事業」などを行っている。 また、若者や全国の皆さんに向けて、花巻の魅力を発信するシティプロモーションにも取り組んでおり、市民ライターが花巻の魅力を記事として発信するサイト「ままきま花巻」を公開している。さらに、時報などの「花巻の音」を発信するサウンドプロモーションにも取り組んでおり、9月末現在で再生回数が最も多い音は、東和有線放送の9時の時報となっている。ままきま花巻の記事や音を聞いて、すぐに花巻に移住とはつながらないが、「花巻に帰りたい」、「花巻に行ってみたい」など、花巻への想いを深める取り組みを行っていきたい。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中or完了
245	R4.10.18	市政懇談会	小山田	地域振興部	定住推進課	地域外からの転入者に対する移住支援について	市内の中山間地域等農村部において、人口が減少し、高齢化が進むことにより、地域の活力が沈滞化し、地域コミュニティの維持が困難になっていくことが懸念される。 今後、地域（特に農村地帯）に必要な一定の人口を確保していくためには、地域外から子育て世代等の転入者を受け入れていくことが必要と思われる。 このため、「現状のままではさらに住人の減少と高齢化が進み、近い将来（10数年後）に地域が成り立たなくなるかもしれない」という危機感を地域の皆さんと共有したうえで、住民の協力を得ながら、移住希望者と地域のマッチング を行う人材の育成を図ることに加えて、「お試し移住体験」等の具体的な活動を展開してみてはいかがか。	【地域振興部長】 市では、過野市と連携して、県の地域経営推進費の支援を受けながら、花巻・遠野広域連携事業を行っており、その一環として、移住定住プロモーションに取り組んでいる。 今年度は10月14日（金）から16日（日）まで、「花巻・遠野お試し移住体験ツアー」を開催した。コロナ禍におけるバス移動等に配慮し、定員を10名として開催したところ、県内や首都圏等から9名の参加があった。本市のプログラムについては東和地域に滞在することで、一般社団法人東和作戦会議や関係者のご尽力もいただき、成島和紙工芸館での紙すき体験、やなのうえプロジェクトでの交流会、民治農家3軒に分かれての宿泊体験を行った。参加者からは「ここでしかできない体験に満足した」「民治家庭との出会いが嬉しかった」などの声が寄せられ、大変好評であった。 「お試し移住体験」については、各地で様々な取り組みがあり、花巻過野広域連携事業のようなツアー形式のもの、岩手県のように住宅ストックの利活用の観点も含めて、県営住宅を活用して滞在していただくものや、自治体の施設や民間のホテルやゲストハウス・古民家などに宿泊するもの、また、滞在期間中に滞在者自身が地元の体験プログラムに参加するものなど様々な形態があり、今後も体験プログラムの実施については検討していきたい。 近年は、テレワーカーなどのように、2拠点、多拠点に居住する人や、ITを活用して時間と場所にとらわれず生活する人が増加するとも言われていることから、このような方々に本市にも滞在いただき、最終的に本市に移住・定住していただけるような取り組みも考えてまいりたい。 【市長】 都会からの移住者に関して、市に対してたくさんの問い合わせがあるうちの1/3程は東和地域であり、東和作戦会議は非常によく対応していただいている。 今回、花巻市と遠野市で行った体験事業でも、東和作戦会議に頑張っていただいており、地域おこし協力隊も含めて、多数東和地域に移住している。そうしたことからも、東和地域は受け入れやすい地域であると思う。、引き続き移住に関する事業を進めていただきたい。 小山田地域においては、今のところ移住した方はいないかもしれないが、地域が受け入れるという姿勢を見せていただくことは、非常に大切なことである。 東和作戦会議には、元東和町役場の職員が2名がおり、話しやすい思うので、地元でできることなどについてお話しいただければ、実際に移住希望者から相談があった際に地域を紹介しやすいと思う。 岩手県のお試し居住は、岩手県の県営住宅を利用する制度であって、非常に良い制度だと思っている。花巻市も検討しているところだが、体験してもらうのであれば、住みやすい市営住宅を提供しないといけない。その点では、東和地域の市営住宅は老朽化が進んでおり、現在住んでいる方に別の住宅へ移っていただく必要があることから、余っている市営住宅はほとんどない状況である。そうしたことから、岩手県同様のお試し居住を東和地域ですぐに行うことはできないと思っている。 人口減少の問題について、2030年には65歳以上の高齢者が、3万7千1人になると見込んでいる。現時点では3万3000人以上いるが、今年は少し減ってきており、合併してから初めてのことである。その理由としては、団塊の世代の方に比べて、新しく65歳以上になる方が少なくなってきているためであり、75歳から80歳の人口は増えている状況である。今後10年間くらいは、75歳以上の人口が増え、20年間は85歳以上の人口が増えるとされており、亡くなる方の数も増えていく状況である。 一方、変まれる数は、数年前までは650人近くいたが、昨年度は453人となっており、急激に減少している。 北上市は平均年齢が花巻市よりもはるかに若く、子供も多い。小中学校の1学年あたりの人数は花巻市より100人以上は多くなっている。先日の新聞記事によると、北上市でも昨年は530人ぐらいしか産まれておらず、3年前の花巻市よりもはるかに少ない状況になっており、子供が少ないということが深刻な問題となっている。 花巻市は、子育てしやすい市と言われている。保育園の整備は完了しており、今年4月1日現在では、石鳥谷地域に2名の待機児童がいたが、ほかの地域は待機児童はなく、入園しやすい環境は整っている。また、医療費の補助についても、県内で花巻市はしっかり対応しており、さらに進める準備を行っている。 しかしながら、子育てしやすい環境であるからといって、結婚する方が増えるということはなく、子供の数も少ないという状況となっている。 花巻市の特徴として、高校生の数が相対的に多いことが挙げられる。花巻の高校の卒業予定数は930人であるのに対して、北上市は940人となっている。一方で、中学生の数は花巻市と北上市の生徒数が逆になっており、北上市が花巻市より100人ほど多くなっている。 花巻市の高校は、北上市を含めて周辺地域から引き込んでおり、黒沢尻北高校より花巻市高校や花北青雲高校を選ぶ生徒がいる状況である。私立高校の花巻東高校においても、ここ2、3年は募集定員を超えて入学している。 花巻の高校を選んだからといって花巻市内に就職するわけではないが、高校生の数が多いということは大事にしなければいけないと思っている。これが逆転した場合には、花巻の高校において学級数が減らされたり、統合しなくてはいけないということになる。 花巻市内の高校の卒業予定数は930人であるが、出生数は450人ほどであることから、930人を維持するために、花巻市内の高校は二の近辺では非常に良い高校だと認識してもらわないことには、高校生の数も減り、高校も減ることになってしまう。そのような事態にならないようにするために、市としても高校生のためにできることをやっていく必要がある。 最近の傾向として、30代・40代では一度花巻から出た人たちが戻ってくる傾向があり、そういった人達を多く呼ぶような施策をやらなくては、花巻市の未来がないと思っている。 2030年の花巻市の人口は8万5000人ほど、2040年では7万5000人ほどに減っていくと見込まれている。先ほどお話したように、今後20年は85歳以上の数が増え続け、亡くなる方の数も増えるため、中山間地域の状況は大変厳しいと言わざるを得ない。 このような中において市では、親世代と同じ地区に住宅を造った方に対して、30万円の補助をすることで移住を進めている。また、新婚世帯が移住した場合にも数十万円補助することとして、なるべく地元に住んでもらうよう施策を行っている。 いろいろな施策を一生懸命進めているが、市民の方からも提案していただければ、検討していきたい。また、地元で暮らす上では交通手段の確保も大切であると考えているので、そうした施策もしっかりとやっていきたいと思っている。	市では、過野市と連携して、県の地域経営推進費の支援を受けながら、花巻・遠野広域連携事業を行っており、その一環として、移住定住プロモーションに取り組んでいる。 今年度は10月14日（金）から16日（日）まで、「花巻・遠野お試し移住体験ツアー」を開催した。コロナ禍におけるバス移動等に配慮し、定員を10名として開催したところ、県内や首都圏等から10月には9名、1月には8名の参加があった。本市のプログラムについては東和地域に滞在することで、一般社団法人東和作戦会議や関係者のご尽力もいただき、成島和紙工芸館での紙すき体験、やなのうえプロジェクトでの交流会、民治農家に分かれての宿泊体験などを行った。参加者からは「ここでしかできない体験に満足した」「民治家庭との出会いが嬉しかった」などの声が寄せられ、大変好評であった。 「お試し移住体験」については、各地で様々な取り組みがあり、花巻過野広域連携事業のようなツアー形式のもの、岩手県のように住宅ストックの利活用の観点も含めて、県営住宅を活用して滞在していただくものや、自治体の施設や民間のホテルやゲストハウス・古民家などに宿泊するもの、また、滞在期間中に滞在者自身が地元の体験プログラムに参加するものなど様々な形態があり、今後も体験プログラムの実施については検討していきたい。 近年は、テレワーカーなどのように、2拠点、多拠点に居住する人や、ITを活用して時間と場所にとらわれず生活する人が増加するとも言われていることから、このような方々に本市にも滞在いただき、最終的に本市に移住・定住していただけるような取り組みも考えてまいりたい。	完了
246	R4.10.18	市政懇談会	小山田	地域振興部 建設部 市民生活部 商工観光部 東和総合支所	地域づくり課 道路課 市民生活総合相談センター 商工労政課 地域振興課	地域への外灯設置について	小山田地域は夜になると、外灯がなく暗い。子どもにとって問題は、本能的に耐え難いものであると思う。 たくさん外灯をつけると温暖化が進むとの意見があり、節電に気をつけるべきではあるが、中山間地域に入ってくると電気がどんどん少なくなり真っ暗になる。 郵便局や交番付近、公民館付近に5～6本でいいので外灯をつけるなど、帰って来たときに、「家に着いたな」と安心感を与えることが必要ではないか。 技術が進歩しており、ソーラー発電がついている外灯であれば、安価に設置できる時代である。 モデル的にそういったものを作ってもいいのではないか。明るい農村といったようなテーマで設置してみてはどうか。	外灯を設置し、明るい地域にすることは大切なことだと思う。 合併後にコミュニティ会議を設置した際に、外灯は全てコミュニティ会議の交付金によって作ってもらうこととしており、原則はコミュニティ会議で予算化して対応することとなっている。このことについて、制度の見直しが必要ではないかと思っており、数年前にコミュニティ会議と協議の場で、ハード面は市に任せていただき、コミュニティ会議ではソフト面に力を入れていただきたいと提案したことがあったが、反対するコミュニティ会議が多かった。 外灯については、それぞれの地域の考え方で設置するのではなく、必要なところに市が整備するというほうがむしろ効率が良いのではないかと思う。 特にLEDであれば電気料金はあまりかからない、電球も切れにくいため、要所要所に設置することはいいかもしれないが、コミュニティ会議の予算との兼ね合いもあるため、検討させていただきたい。 若者は明るいところを好むというのはその通りだと思う。小山田だけの問題ではなく、花巻市に住むか、盛岡市に住むか、北上市に住むかという問題にもつながっている。 花巻市には若者向けの施設が少なく、面白いところがないといわれている。若者から求められるような企業に市で店舗等の設置費用を出したとしても、企業にとって魅力がない場所には、出店していただけない。 市としては、基盤の整備を進め、企業にとって魅力のある、また若者が住みたくなる求ちづくりを進めていくことが必要だと思っている。 小山田地域の問題としてのご意見であったが、花巻市全体としても若者が住みたいと思ってもらわなくては、人口減少がより一層進んでしまうため、対策をやはり考えなくてはならないと思っている。 市内の就職先について、花巻市の有効求人倍率は1.66倍となっており、人手不足で困っている企業が多くなっている。また、保育園の保育士や介護施設についても人材不足である。 これからは日本全体で若者の人口が減っていき、働く人たちが減るという大変な時代になっていく。現在、市内に働き口が間違いなくある状況であり、今後もそうした状況は進んでいくことになる。 理工系の大学で学んだ人たちの研究開発機関が、県内には少ない。地方に研究開発機関を作る企業が少ないとすれば、むしろ地場企業を支援することで、育てていくということが大事になると思っている。	【市民生活総合相談センター】 街路灯（防犯灯）に関し、現在市では既存灯具の維持管理（電気料金の支払い及び修繕）を担っており、道路拡幅工事等公共事業を除き原則的に新設は行っていないところである。 新設の取扱としては、市内各地域に所在するコミュニティ会議等が主体となり、地域内での通学路含め暗所解消につき課題として取り上げ、地域づくり交付金を活用しながら必要箇所へ新設または地域内に存する自治会所有の既存灯具取換えに取り組んでいただいているところであり、地域において対応いただきたいと考えている。 【商工労政課】 市内の就職先について、花巻公共職業安定所管内の有効求人倍率は令和5年3月末時点で1.43倍と高い水準を保っており、人手不足で困っている企業が多くなっている。また、保育園の保育士や介護施設についても人材不足である。 これからは日本全体で若者の人口が減っていき、働く人たちが減るという大変な時代になっていく。現在、市内に働き口が間違いなくある状況であり、今後もそうした状況は進んでいくことになる。 理工系の大学で学んだ人たちの研究開発機関が、県内には少ない。地方に研究開発機関を作る企業が少ないとすれば、むしろ地場企業を支援することで、育てていくということが大事になると思っている。 【地域づくり課】 外灯を設置し、明るい地域にすることは大切であると認識している。 コミュニティ会議を設置した際に、外灯は全てコミュニティ会議の交付金によって整備することとし、原則、コミュニティ会議で予算化して対応することとなっている。しかし、制度の見直しの必要性について、過去のコミュニティ会議と協議の場で、ハード面は市が行い、コミュニティ会議はソフト面へ注力すると提案したが、反対するコミュニティ会議が多かった。 しかし、外灯については、それぞれの地域の考え方で設置するのではなく、必要なところに市が整備するというほうがむしろ効率が良いのではないかと認識している。 特にLEDの場合、その電気料金は比較的安価であり、電球も切れにくいため、市が要所要所に設置することに経費のメリットがある。しかし、市が整備することは、コミュニティ会議の予算との兼ね合い、つまり外灯を整備してきたコミュニティ会議にとって、その外灯の整備費を他の事業に使用できたはずであるという点で不公平であり、また、市が整備することによって地域づくり交付金を減額することはコミュニティ会議から理解が得られる見込みがないため、困難であると認識している。 【東和総合支所地域振興課】 防犯灯等外灯の設置については各地区のコミュニティ会議が、必要に応じ予算化し、まちづくり交付金により設置しており、今後も同様に対応するもの。	継続中
247	R4.10.18	市政懇談会	小山田	建設部	道路課	道路改良の進捗について	市道前林線の道路改良について、現在、市で調査していただいており、路線も経定定まってきているようだ。地元の意見として、地権者の中には90歳を超える方もおり、早期に改良舗装ができればということを話されていました。ぜひ早期着工をお願いしたい。	道路改良については、国から補助を受けて道路を改良・新設しており、国からの補助がなければ改良等ができないが、ここ数年間は、国から選択に補助をいただいている状況である。 今年は新たに30数か所の道路改良等整備に着手しており、来年も同額程度を見込んでいることから、同程度の新規着手を行う予定である。 現在、調査している段階では、あと数年あれば改良できると思う。 3年ほど前から、トラックなどの通行がなく、主に普通自動車が利用するような道路であれば、国からの補助を利用せず、市の予算で簡易舗装を行うようなことを始めており、非常に好評である。この方法であれば、着手した年に完了することから、東和地域でも整備を行っているケースがあり、希望があれば早くできる手段としてある。	令和4年度に用地測量を実施し、令和5年度は用地買収を行う予定である。	完了
248	R4.10.18	市政懇談会	小山田	財務部	財政課	北上市が不交付団体になることについて	北上市が何年か後に、不交付団体になるという話があり、すぐに、そのことに対しての お考えを伺いたい。	北上市の財政について、全体的な予算規模は花巻市の方が100億円くらい多くなっている。人口は同じくらいだが、花巻市のほうが予算が多い理由は、面積が広いということである。花巻市は面積が900㎢あり、市道だけでも3,300kmあるので、これを維持していくだけでもお金がかかる。 花巻市の財政状況は、令和3年度で収入が587億円ほどあって、支出は560億円くらいで27億円ほど収入が上回っている状況である。 国が計算した基準財政需要によると、花巻市の場合は248億円くらいは必要であるとされている。これに対して、花巻市の市税は、令和3年度で111億円ほどとなっており、市民の生活を守るために、差額の140億円ほどは地方交付税として国から交付されている。 北上市の財政規模は4百数十億円であり、その中で市税が160億円を超えている。北上市の普通交付税は、令和3年度で38億円ほど、令和4年度は14億円ほどになるようであり、北上市は税金ではほとんど賄えるという状況である。今後さらに税収が増えれば、ある時点から普通交付税はゼロになるということになる。 花巻市と北上市との市税の差は50億円ほどあるが、この差は固定資産税によるものである。 例えばキオクシアのエ場は、建設費用が1兆円の工場と言われるが、建物がおよそ2,000億円とすると、8,000億円くらいは機械にかかる費用であり、この機械に固定資産税を賦課できることが非常に大きく影響している。さらに、現在は2棟目を建設中であり、合計で2兆5000億円との建設費用と言われているが、そのほとんどが機械の整備にかかる費用であり、これに固定資産税を賦課すると、10億円ほどの交付税はゼロになって、まだ余る状況となる。 新聞では、2025年くらいに不交付団体になるという予定が少し遅れるのではないかと書かれており、機械の設置が遅れる見込みがあるのではないかと思っている。 花巻市とすれば早く作ってもらった方が、下請会社などの関連会社が花巻市に来る可能性があるほか、花巻市への移住人口の増加などいろいろ影響があると考えられるため、ぜひ進めてほしいと思っている。	令和5年度北上市予算の概要で、「令和5年度は、これまでの積極的な企業誘致の成果により、償却資産を中心とした税収が大幅に増額となる見込みとなり、普通交付税不交付団体となる見込みです。」と記載されており、不交付団体になる見込みです。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	内容の未着手・継続中or完了
249	R4.10.20	市政懇談会	花西	総合政策部 健康福祉部	防災危機管理課 長寿福祉課	高齢者の支援について	災害時における支援において次の事例があったことから、普段から高齢者を支援するシステムを構築する必要があると考える。 ・情報提供を拒否している方の名簿については、支援者が赤封筒で開封できない状態で管理しており、支援が必要な場合に開封することしかできず、要支援者が誰か不明であるために実際に支援が必要な場合にすぐに対応ができないことが見込まれる。 ・支援員をそれぞれ2名指名しているが、都合により名となることがあった。具体的には8月の大雨の際、2回連続の避難であったが、1回目で民生委員等の支援者1名では対応が困難であった要支援者に対し、2回目は町内会の役員を割り振り対応した。支援員の都合によりそれしか出動できない場合があり、対応が困難な場合がある。 ・避難解除の際も避難所から自宅へ帰宅するための支援者が必要であったが、支援者の都合がつかない場合があった。 以上の事例のとおり、支援を必要とする高齢者世帯の世話をする人が必要であるが、依頼できる人がかなりたくに町内会の役員が負担せざるを得ない状況にある。 このような状況であることから、支援員や役員が対応できない場合でも必要な方に支援が行き届く体制を整えるため、買い物等の支援や日常的なコミュニケーションなどを含めて、緊急時に限らず高齢者を支援するシステムを構築する必要があると考える。	【総合政策部長】 災害時における高齢者支援については、防災危機管理課が行っている自主防災組織へのアンケートや、個別に寄せられる意見を見ると、避難行動要支援者に対する避難支援について短時間で一斉に対応するためのマンパワーが不足しているという意見が多くなっている。また、各簿情報の提供を拒否している者への対応、個人情報の管理、個別避難支援計画の作成、避難支援時の事故や被災への不安といった、「避難行動要支援者への対応」に関する課題が多く寄せられており、自主防災組織が、最も苦慮している事項であると認識している。 特に意見が多い避難支援については、支援を行う側の人数の不足や支援を行う方々の高齢化といったマンパワーの不足という根本的な問題を解決しなければ、達成することができないものと捉えているが、その解決は極めて困難であると思っている。市では、避難行動要支援者本人と家族に対し、名簿登載を行う際に、避難の基本は本人及び家族による避難行動である自助であることを説明し、その自助による行動を基本とした上で、自主防災組織を含む関係者による地域の助け合いである共助を対応可能な範囲で行うことを伝えている。 自主防災組織等による避難行動支援は、まず、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動支援を行うことが基本であり、それぞれの組織において、より良い共助のあり方を検討し、災害に備えた体制の整備と強化を進めてほしいと考えている。 避難行動要支援者名簿の登載要件に該当しているが、自主防災組織等への情報提供を希望しない者については、対象者名簿を赤い封筒に封入し、自主防災組織の代表者へ保管をお願いしており、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合で、生命又は身体を保護するために特に必要があると市長が判断した際には、封筒を開封するよう市から連絡している。 平常時から名簿情報の提供ができないため、対応が困難であることは理解しており、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、電話連絡や声掛け等、何かできることがあれば無理のない範囲での対応をお願いしたい。 避難行動要支援者の避難支援については、花西地区のみならず、他の地域からも同様の意見がいただいており、対応に苦慮していることは市でも認識している。市としては、市内外の先進事例などを収集し、自主防災組織を含む関係者と情報を共有していくほか、個別避難支援計画作成の相談対応など、自主防災組織や町内会の活動を支援していきたいと考えており、困っていることがあれば防災危機管理課まで相談していただきたい。 【健康福祉部長】 当市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう様々な取り組みを行っており、その一環として、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」を実施している。 事業の対象者は、65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方となっている。 市内の取り組み団体は、これまで11団体であったが、本年8月に新たに十二丁目・成田地区にて1団体の立ち上げがあり、現在は12団体となっている。 支援の内容としては、掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、話し相手など身体に触れない生活支援のほか、通院や買い物の付き添いなどの生活援助を行っていただいており、令和3年度の実利用者数は73人、延べ利用回数は1,567回となっている。 また、「生活支援体制整備事業」として、ご近所サポーター事業を実施する団体で、かつ、サービス提供の範囲が行政区の区域以上の団体に対して、事業を立ち上げるための経費として10万円を上限に補助を行っている。	【防災危機管理課】 災害時における高齢者支援については、防災危機管理課が行っている自主防災組織へのアンケート や、個別に寄せられる意見を見ると、避難行動要支援者に対する避難支援について短時間で一斉に対応するためのマンパワーが不足しているという意見が多くなっている。また、各簿情報の提供を拒否している者への対応、個人情報の管理、個別避難支援計画の作成、避難支援時の事故や被災への不安といった、「避難行動要支援者への対応」に関する課題が多く寄せられており、自主防災組織が、最も苦慮している事項であると認識している。 特に意見が多い避難支援については、支援を行う側の人数の不足や支援を行う方々の高齢化といったマンパワーの不足という根本的な問題を解決しなければ、達成することができないものと捉えているが、その解決は極めて困難であると思っている。市では、避難行動要支援者本人と家族に対し、名簿登載を行う際に、避難の基本は本人及び家族による避難行動である自助であることを説明し、その自助による行動を基本とした上で、自主防災組織を含む関係者による地域の助け合いである共助を対応可能な範囲で行うことを伝えている。 自主防災組織等による避難行動支援は、まず、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動支援を行うことが基本であり、それぞれの組織において、より良い共助のあり方を検討し、災害に備えた体制の整備と強化を進めてほしいと考えている。 避難行動要支援者名簿の登載要件に該当しているが、自主防災組織等への情報提供を希望しない者については、対象者名簿を赤い封筒に封入し、自主防災組織の代表者へ保管をお願いしており、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合で、生命又は身体を保護するために特に必要があると市長が判断した際には、封筒を開封するよう市から連絡している。 平常時から名簿情報の提供ができないため、対応が困難であることは理解しており、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、電話連絡や声掛け等、何かできることがあれば無理のない範囲での対応をお願いしたい。 避難行動要支援者の避難支援については、花西地区のみならず、他の地域からも同様の意見がいただいており、対応に苦慮していることは市でも認識している。市としては、市内外の先進事例などを収集し、自主防災組織を含む関係者と情報を共有していくほか、個別避難支援計画作成の相談対応など、自主防災組織や町内会の活動を支援していきたいと考えており、困っていることがあれば防災危機管理課まで相談していただきたい。 【長寿福祉課】 当市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう様々な取り組みを行っており、その一環として、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」を実施している。 事業の対象者は、65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方となっている。 市内の取り組み団体は、これまで13団体となっており、支援の内容としては、掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、話し相手など身体に触れない生活支援のほか、通院や買い物の付き添いなどの生活援助を行っていただいており、令和4年度の実利用者数は100人、延べ利用回数は1,349回となっている。 また、「生活支援体制整備事業」として、ご近所サポーター事業を実施する団体で、かつ、サービス提供の範囲が行政区の区域以上の団体に対して、事業を立ち上げるための経費として10万円を上限に補助を行っている。	完了
250	R4.10.20	市政懇談会	花西	健康福祉部	長寿福祉課	事業の周知と団体立ち上げに係る支援について	花西地区でも、ある区長からサポートセンターを地区に立ち上げていかないといけないのではという提案があった。 ご近所サポーター事業等についても、社会福祉協議会の運営委員の中では話はされているが、一般の方にはそうした情報が届いていない状況である。広報をはじめ、様々な媒体で事例等が見られるよう情報発信に努めていただきたい。 また、花西地区においてそうした団体を立ち上げる場合にも、市からの指導をいただけると話が素話まってくるものと思う。 高齢者の中にはバスを利用して買い物をしようとしても、帰りのバスに間に合わずタクシーで帰ってくる方も出てくるようだ。 多くの地区で高齢者の支援をするサポートセンターのような方々もが立ちあがっていけばいいと思うので、市には支援をお願いしたい。	広報については、昨年度に一度掲載をしているが、十分でない部分もあったかと思うので、今後は周知に力を入れていきたい。 また、長寿福祉課には生活支援コーディネーターという専門の職員がおり、地区に出向いて相談を受けることも可能なため、相談事があれば長寿福祉課までご連絡をいただきたい。 買い物や通院をする際の移動手段の確保も課題の一つとなっており、12団体のうち6、7団体では通院・買い物等への付き添い支援を行っている。 支援の内容については、地域によって自由に選ぶことができ、地域課題に応じた対応ができるため、長寿福祉課まで相談いただきたい。	令和5年8月号でご近所サポーター事業を行っている団体の活動事例について、広報掲載による事業周知をすることとしている。 また、長寿福祉課には生活支援コーディネーターという専門の職員がおり、地区に出向いて相談を受けることも可能なため、相談事があれば長寿福祉課までご連絡をいただきたい。 買い物や通院をする際の移動手段の確保も課題の一つとなっており、13団体のうち6団体では通院・買い物等への付き添い支援を行っている。 支援の内容については、地域によって自由に選ぶことができ、地域課題に応じた対応ができるため、長寿福祉課まで相談いただきたい。	完了
251	R4.10.20	市政懇談会	花西	総合政策部	防災危機管理課	個人情報の共有範囲について	個人情報の制約について、どこまで情報を広げていいのかというのが課題となっている。ご近所サポーター事業を行う団体の方々は要支援者の情報を把握していると思うが、今後、当地区で団体を立ち上げた場合、団体のメンバーは要支援者の情報を得られることになるか。 西大通り地区では、現状、民生委員2名と区長、自主防災組織の会長の計4名のみが要支援者の情報を把握しているが状況であり、4名で十数名の要支援者の支援をする状況となっている。それぞれに家庭がある中、災害時には苦労して対応していると聞いているが、一般の家庭には情報がないため手伝いもできない状況である。 例えば花西地区とて団体を作った場合に、西大通り地区の住民が他の地区の要支援者の情報を得て支援に行くということは可能か。	サポートセンターを立ち上げた際の要支援者の名簿の共有範囲について、個人情報はある程度限られた範囲内で共有していただくこととなっており、現状においてはエリアを超えて要支援者の情報を共有することはできないこととなっている。	サポートセンターを立ち上げた際の要支援者の名簿の共有範囲について、個人情報はある程度限られた範囲内で共有していただくこととなっており、現状においてはエリアを超えて要支援者の情報を共有することはできないこととなっている。 （花巻市では避難行動要支援者名簿の提供範囲を、自主防災組織等、民生委員、行政区長、消防団、消防署、警察署、社会福祉協議会としている。）	完了
252	R4.10.20	市政懇談会	花西	総合政策部	防災危機管理課	赤封筒にて管理されている方への対応について	赤封筒にて、支援を受けるという方が、個人情報を隠すということはおかしいと思う。情報を出していいかと確認することは自体がおかしいと思うが、システムを変えることはできないのか。赤封筒をなくすことができれば、多少動きやすくなると思う。	【総合政策部長】 赤封筒の方々については、本人が提供したくないという意思を示した結果として赤封筒に入れて管理しているものであり、共有してもいいとすることは難しい。赤封筒にて管理している方々とお話で様々接触する中で、提供してもいいという気持ちになっていただくことも重要であると思うが、現時点において情報提供を拒否されている方については、共有は難しいということをご理解いただきたい。 要支援の方々を実際に支援する人数が限られており、マンパワーが不足していることについては、ご指摘のとおりの現状だと思うので、実際の状況や困りごとについては防災危機管理課に相談いただき、どういった対応ができる個別に検討させていただきたい。 【市長】 個人情報の共有範囲について、基本的には自主防災組織の活動において、対象者の方をお助けするために必要な範囲内では個人情報を出すことができる。具体的にどこまで共有できるかについて疑問があれば防災危機管理課に相談いただきたいが、自主防災組織の活動としてその方の安全を守るために必要な情報については、その範囲内においては共有できると思う。 赤封筒については、元々は市の個人情報に関する条例の中で、本人の承諾がない限り第3者に対して個人情報を出してはいけないという原則になっていたが、例外として、その人を守るために必要な場合には出していいということになっていた。当初の条例ではそこまでしか書かれていなかったため、本人が自主防災組織に情報共有してもいいと書面で同意しない限り自主防災組織に情報を出すことができず、どちらでもいいと考える方から同意をいただけないという状況が発生した。そこで、情報を提供していいかを確認し、本人から拒否の意思表示がない場合には同意したものとみなすという文言を入れ、そういう方についても名簿情報を提供できるように条例を改正した。 赤封筒の方は、その確認をした際に情報提供を拒否した方であり、自主防災組織に対して常時情報を開示することはできない状況であるが、市の条例では、情報の開示を拒否した方であっても、その方の生命や身体を守るために、自主防災組織と情報共有する必要が生じた場合には共有できることとしている。現段階では、花巻市で災害が発生する可能性があり、本人の生命、身体を守るためにどうしても自主防災組織に情報を開示しなければいけないという状況になった際に、防災危機管理課から各自主防災組織に対し、赤封筒を開けるようにお願いすることになっている。 赤封筒の方への支援については、突然言われてもどのように助けるか、また支援に行く人が安全に対応することができるのか分からないため、支援する方もお困りになると思う。本来は市から自主防災組織に対してしっかりと説明しないといけないが、ここ3年近くは自主防災組織と話をする機会がなく、申し訳ないと思う。赤封筒の方への支援の考え方としては、出来る範囲での支援をしていただきたいということであり、状況が分からないところに支援に行って危険な目にあうということは我々としても要求していない。実質的には、赤封筒に管理されている情報を見た時に電話をしたり、近所であれば声掛けをする程度で、それ以上の対応は難しいと思う。基本的には自助ということで、共助をそこまで要求することはできないと考えている。	【防災危機管理課】 災害時における高齢者支援については、防災危機管理課が行っている自主防災組織へのアンケート や、個別に寄せられる意見を見ると、避難行動要支援者に対する避難支援について短時間で一斉に対応するためのマンパワーが不足しているという意見が多くなっている。また、各簿情報の提供を拒否している者への対応、個人情報の管理、個別避難支援計画の作成、避難支援時の事故や被災への不安といった、「避難行動要支援者への対応」に関する課題が多く寄せられており、自主防災組織が、最も苦慮している事項であると認識している。 特に意見が多い避難支援については、支援を行う側の人数の不足や支援を行う方々の高齢化といったマンパワーの不足という根本的な問題を解決しなければ、達成することができないものと捉えているが、その解決は極めて困難であると思っている。市では、避難行動要支援者本人と家族に対し、名簿登載を行う際に、避難の基本は本人及び家族による避難行動である自助であることを説明し、その自助による行動を基本とした上で、自主防災組織を含む関係者による地域の助け合いである共助を対応可能な範囲で行うことを伝えている。 自主防災組織等による避難行動支援は、まず、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動支援を行うことが基本であり、それぞれの組織において、より良い共助のあり方を検討し、災害に備えた体制の整備と強化を進めてほしいと考えている。 避難行動要支援者名簿の登載要件に該当しているが、自主防災組織等への情報提供を希望しない者については、対象者名簿を赤い封筒に封入し、自主防災組織の代表者へ保管をお願いしており、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合で、生命又は身体を保護するために特に必要があると市長が判断した際には、封筒を開封するよう市から連絡している。 平常時から名簿情報の提供ができないため、対応が困難であることは理解しており、支援に当たる方が自らの安全を確保した上で、電話連絡や声掛け等、何かできることがあれば無理のない範囲での対応をお願いしたい。 避難行動要支援者の避難支援については、花西地区のみならず、他の地域からも同様の意見がいただいており、対応に苦慮していることは市でも認識している。市としては、市内外の先進事例などを収集し、自主防災組織を含む関係者と情報を共有していくほか、個別避難支援計画作成の相談対応など、自主防災組織や町内会の活動を支援していきたいと考えており、困っていることがあれば防災危機管理課まで相談していただきたい。 【長寿福祉課】 当市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう様々な取り組みを行っており、その一環として、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアがゴミ出しなど、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」を実施している。 事業の対象者は、65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者（要支援1、要支援2）及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方となっている。 市内の取り組み団体は、これまで13団体となっており、支援の内容としては、掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、話し相手など身体に触れない生活支援のほか、通院や買い物の付き添いなどの生活援助を行っていただいており、令和4年度の実利用者数は100人、延べ利用回数は1,349回となっている。 また、「生活支援体制整備事業」として、ご近所サポーター事業を実施する団体で、かつ、サービス提供の範囲が行政区の区域以上の団体に対して、事業を立ち上げるための経費として10万円を上限に補助を行っている。 個人情報の共有範囲について、基本的には自主防災組織の活動において、対象者の方をお助けするために必要な範囲内では避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供することができる。具体的にどこまで共有できるかについて疑問があれば防災危機管理課に相談いただきたいが、自主防災組織の活動としてその方の安全を守るために必要な情報については、その範囲内においては共有できると思う。 赤封筒については、元々は災害対策基本法や市の個人情報に関する条例の中で、本人の承諾がない限り第3者に対して個人情報を提供してはいけないという原則だが、例外として、その人を守るために必要な場合には提供していいということになっていた。そのため、制度開始当初は本人が書面で同意しない限り自主防災組織に情報を提供することができず、どちらでもいいと考える方から同意をいただけないという状況が発生した。そこで、情報を提供していいかを確認し、本人から拒否の意思表示がない場合には同意したものとみなすという文言を入れ、そういう方についても名簿情報を提供できるように避難行動要支援者名簿に関する条例を制定した。 赤封筒の方は、その確認をした際に情報提供を拒否した方であり、自主防災組織に対して常時情報を開示することはできない状況であるが、国の法律及び市の条例では、情報の開示を拒否した方であっても、その方の生命や身体を守るために、自主防災組織と情報共有する必要が生じた場合には共有できることとしている。現段階では、花巻市で災害が発生する可能性があり、本人の生命、身体を守るためにどうしても自主防災組織に情報を開示しなければいけないという状況になった際に、防災危機管理課から各自主防災組織に対し、赤封筒を開けるようにお願いすることになっている。 赤封筒の方への支援については、突然言われてもどのように助けるか、また支援に行く人が安全に対応することができるのか分からないため、支援する方もお困りになると思う。本来は市から自主防災組織に対してしっかりと説明しないといけないが、ここ3年近くは自主防災組織と話をする機会がなく、申し訳ないと思う。赤封筒の方への支援の考え方としては、出来る範囲での支援をしていただきたいということであり、状況が分からないところに支援に行って危険な目にあうということは我々としても要求していない。実質的には、赤封筒に管理されている情報を見た時に電話をしたり、近所であれば声掛けをする程度で、それ以上の対応は難しいと思う。基本的には自助ということで、共助をそこまで要求することはできないと考えている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	内容の未着手・継続中or完了
253	R4.10.20	市政懇談会	花西	総合政策部	防災危機管理課	隣の地区と連携した災害対応について	災害発生時の対応について、人材不足で十分な対応ができないという意見が出ていたが、市で対応策は考えているか。 一町内組織では対応が難しいかもしれないが、隣の町内会と連携すればもっと人材が増えるのではないかと思う。花西地区まちづくり協議会として、地域の問題点を洗いだし、地域で対応できないのであれば、連携して対応できないかという議論を進める必要があると思う。	【総合政策部長】 一つの自主防災組織で対応できない部分について、複数の組織で連携すれば対応できるようになるのではないかという提案についてはそのとおりだと思うが、現時点において、自主防災組織同士の連携という取組等について、具体的な考え方は示していない。ここ数年コロナの影響もあり、自主防災組織との協議の場を持てない状況となっており、反省すべきこと捉えている。今回いただいた提案の内容も含め、どのような対応ができるかということについて、組織と協議する場を設けていきたいと思う。その際には、自主防災組織も5少し大きいくらいの地域で作るという考えも含めて検討したい。 【市長】 そのようなご意見をいただけたことは非常にありがたく思う。自主防災組織については、組織ができてから10年ほどになるが、地域に要支援者への支援等を押し付けるのはどうかという意見もあり、そうした中で頑張っていただいている状況において、活動範囲を広げて、違った場所まで支援をお願いできるかということについては、躊躇するところである。範囲を広げると活動できる人も増えるというものもそのとおりだと思うが、花巻市全体で65歳以上の方が35%ほどいる状況であり、どの地域でも若い方が少なくなっており、こうした状況の中で、活動範囲を広げて違くから支援に来るようお願いするのは無理があるように思う。 自主防災組織として対応できる範囲で、高齢者に電話をかけたり、近所の方であれば車で迎えに行くなどができればいいが、そこまで出来ない場合は、例えば家の中で少しでも安全な場所に避難していただくように打ち合わせしたり、避難ができない方については市に連絡いただいて消防ができる範囲でお助けするというのが精一杯だと思う。市の職員が支援にいければいいが、生命の危険を冒してまで支援に行かせることはできない。正職員は600人ほどいるが、高齢者等避難を発令した場合には、29の指定緊急避難場所にそれぞれ3人から7人の職員が行って対応しており、それだけで150人近い人員を割いている。8月の災害の際は5日間ほど対応が続いており、職員も疲れ切っている状況であった。また、防災危機管理課にも8人の職員がおり、交代での対応にはなっているもののほぼ徹夜で対応している。それに加えて広報担当なども出勤すると、本庁だけで50人近い職員が出動しており、さらに各支所にも待機している職員も合わせると200人以上の職員の対応が求められ、それ以上の職員を出して市民の支援に当たるということは難しい。市でも自主防災組織でも出来る範囲での対応はしており、それ以上の無理はさせられないと思っている。そうした状況において、いざという時に少しでも安全を確保するためにどうすればいいかを、可能であれば自主防災組織と要支援者で話し合っていただきたいとお願いしているところである。	そのようなご意見をいただけたことは非常にありがたく思う。自主防災組織については、組織ができてから10年ほどになるが、地域に要支援者への支援等を押し付けるのはどうかという意見もあり、そうした中で頑張っていただいている状況において、活動範囲を広げて、違くの場所まで支援をお願いできるかということについては、躊躇するところである。範囲を広げると活動できる人も増えるというのものそのとおりだと思うが、花巻市全体で65歳以上の方が35%ほどいる状況であり、どの地域でも若い方が少なくなっており、こうした状況の中で、活動範囲を広げて違くから支援に来るようお願いするのは無理があるように思う。 自主防災組織として対応できる範囲で、高齢者に電話をかけたり、近所の方であれば車で迎えに行くなどができればいいが、そこまで出来ない場合は、例えば家の中で少しでも安全な場所に避難していただくように打ち合わせしたり、避難ができない方については市に連絡いただいて消防ができる範囲でお助けするというのが精一杯だと思う。市の職員が支援にいければいいが、生命の危険を冒してまで支援に行かせることはできない。正職員は600人ほどいるが、高齢者等避難を発令した場合には、29の指定緊急避難場所にそれぞれ3人から7人の職員が行って対応しており、それだけで150人近い人員を割いている。8月の災害の際は5日間ほど対応が続いており、職員も疲れ切っている状況であった。また、防災危機管理課にも8人の職員がおり、交代での対応にはなっているものの、ほぼ徹夜で対応している。それに加えて広報担当なども出勤すると、本庁だけで50人近い職員が出動しており、さらに各支所にも待機している職員も合わせると200人以上の職員の対応が求められ、それ以上の職員を出して市民の支援に当たるということは難しい。市でも自主防災組織でも出来る範囲での対応はしており、それ以上の無理はさせられないと思っている。そうした状況において、いざという時に少しでも安全を確保するためにどうすればいいかを、可能であれば自主防災組織と要支援者で話し合っていただきたいとお願いしているところである。	完了
254	R4.10.20	市政懇談会	花西	総合政策部	防災危機管理課	隣の地区と連携した災害対応について	防災組織について、隣の地区と連携することは難しい。危険を冒してまで支援してほしいと頼むことはできないという話であったが、役割分担もして連携対応すればいいのではないかと思う。危険な場所については、その地区の住民が対応し、それ以外の部分を隣の地区の方にお願いするなど分担すれば対応できるのではないか。 また、事故等が起きた場合の対応としては、ボランティア保険等を活用して保障をしっかりとするなど、細かく決めた方がいいと思う。	隣の地区との連携については、必要に応じて市の職員も入りながら、地域で話し合いをしていただきたい。その上で、皆さんが納得できる範囲内で対応をお願いしたい。 生命を守ることについては、お金で解決できることではない。いざという時には保険でカバーし、市の対応が原因でそれ以上の損害が出た場合には責任をもって対応するが、それで解決する問題ではないと思う。	隣の地区との連携については、必要に応じて市の職員も入りながら、地域で話し合いをしていただきたい。その上で、皆さんが納得できる範囲内で対応をお願いしたい。 生命を守ることについては、お金で解決できることではない。いざという時には保険でカバーし、市の対応が原因でそれ以上の損害が出た場合には責任をもって対応するが、それで解決する問題ではないと思う。	完了
255	R4.10.20	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	町内会・自治会離れ（役員の担い手不足の問題）について	まちづくりにおいては、町内会などの役員や班長が重要な役割を果たすことが期待されている。 しかし、役員などを引き受けることについて、多忙や時間がないことを理由に断っている方が多いが、実際には業務が疲れたと考えている様子である。 花西地区まちづくり協議会では、専門部会員を町内会などに人数を割り振ることで就任していただいている。しかし、町内会などの役員がそのまま就任する場合がほとんどのために町内会などの役員としての業務のほかにコミュニティ会議の業務が重なることになっている。そこで花西地区まちづくり協議会では町内会等の役員の負担を減らすために当会の事業を減じている他に、専門部会の統合を検討している。こうした状況を踏まえ、コミュニティ会議や町内会などの事業の推進のために、町内会等の役員や担い手不足の対策を市に支援していただきたい。	まちづくりにおいては、町内会などの役員や班長が重要な役割を果たすことが期待されている。 現在の町内会・自治会は法律に基づかない任意の団体であるが、地域づくりに大切な団体であり、住みよい地域を維持するために不可欠な事業を行っていると思っている。 町内会等の活動に参加しない理由については、令和2年8月に実施した花巻市民を対象とした「地域自治に関する市民意識調査」によると、「参加は個人の自由であり特に参加したいとは思わない」や「仕事や子育て等で時間が取れない」「地域活動の内容に楽奏や興味を感じていない」が、上位をしめている。 他の自治体（神戸市）でのアンケート調査でも、活動に参加しない理由として「時間がない」という回答が上位となっているが、30代、40代は自分や家族に関わりのある問題、防災や子育てに関わるものであれば、手伝ってもいいという志向性が高いという結果となっている。また、実際に、子ども食堂や子どもの遊び場を保護者が運営している事例が全国では散見され、新たな担い手としての期待も高まっている。 このことから、町内会等の活動を住民が関心のある活動に拡充する方法が有効であり、役員や担い手を増やすーつの方法として期待できる。 さらに、当市では、地域自治を担う組織やその制度のあり方についての意見交換を目的とした「花巻市地域自治に関する懇談会」を平成30年度と令和元年度に開催しており、その中で、各種団体の取組が重複している場合は、横の連携を強めることや役を減らすことが意見として出されている。 当市のコミュニティ会議と同様の団体は全国にあり、神奈川県小田原市の団体は、町内会を含めた各種団体等の活動に無駄がないように調整する役割を担っており、山形県川西町では、自治会長会、自治公民館長会、防犯協会、衛生組織、地区社会協議会を統合した組織を作り、まとまって活動を行っていると伺っている。 コミュニティ会議や町内会等の活動内容、注力の度合い、その成果は、地域や団体によって異なるので、市がコミュニティ会議の目指すべき「役割」や「町内会との関係」を示し一律に指導することは、地域に混乱を招く可能性があると考えており、コミュニティ会議や町内会等が話し合い、相応しい姿を模索することが必要であると認識している。 しかしながら、当事者だけの話し合いは難しい部ともう。そこで市としては、NPO等の中間支援組織の支援による地域の課題解決に向けた話し合いの事業を設けており、この制度を活用することも一助になると考えている。令和元年度には花西地区まちづくり協議会に当該事業を利用していただいた経緯があり、その際には花西地区の町内会等の若手に参加いただき、話し合いが行われ、町内会等の状況を共有し役割や地域活動への関心を持つ良い機会となったと伺っている。 町内会等の活動は地域として必要なことであり、その町内会等が参画するコミュニティ会議にとっても、町内会の活動推進が重要と思われる。コミュニティ会議及び町内会・自治会のあり方について、市も一緒に考えてまいりたいと思っており、今後支援を希望される場合には、花西まちづくり協議会を通じてご相談いただきたい。	町内会・自治会の「役員や担い手の不足」の現状について、令和2年2月に実施した町内会などの代表者へのアンケート調査の結果によると、課題として「役員の後継者や活動の担い手不在や高齢化」をあげる団体が、回答した230団体のうち193団体あり、役員や担い手不足が多くの町内会等にとって共通課題であることが分かった。町内会・自治会は法律に基づかない任意の団体であるが、地域づくりに大切な団体であり、住みよい地域を維持するために不可欠な事業を行っていると認識している。 町内会等の活動に参加しない理由については、令和2年8月に実施した花巻市民を対象とした「地域自治に関する市民意識調査」によると、「参加は個人の自由であり特に参加したいとは思わない」や「仕事や子育て等で時間が取れない」「地域活動の内容に楽奏や興味を感じていない」が、上位をしめている。他の自治体（神戸市）でのアンケート調査でも、活動に参加しない理由として「時間がない」という回答が上位となっているが、30代、40代は自分や家族に関わりのある問題、防災や子育てに関わるものであれば、手伝ってもいいという志向性が高いという結果である。また、実際に、子ども食堂や子どもの遊び場を保護者が運営している事例が全国では散見され、新たな担い手としての期待も高まっている。このことから、町内会等の活動を住民が関心のある活動に拡充する方法が有効であり、役員や担い手を増やすーつの方法として期待できる。さらに、当市では、地域自治を担う組織やその制度のあり方についての意見交換を目的とした「花巻市地域自治に関する懇談会」を平成30年度と令和元年度に開催しており、その中で、各種団体の取組が重複している場合は、横の連携を強めることや役を減らすことが意見として出されている。 当市のコミュニティ会議と同様の団体は全国にあり、神奈川県小田原市の団体は、町内会を含めた各種団体等の活動に無駄がないように調整する役割を担っており、山形県川西町では、自治会長会、自治公民館長会、防犯協会、衛生組織、地区社会協議会を統合した組織を作り、まとまって活動を行っていると伺っている。コミュニティ会議や町内会等の活動内容、注力の度合い、その成果は、地域や団体によって異なるので、市がコミュニティ会議の目指すべき「役割」や「町内会との関係」を示し一律に指導することは、地域に混乱を招く可能性があると考えており、コミュニティ会議や町内会等が話し合い、相応しい姿を模索することが必要であると認識している。しかしながら、当事者だけの話し合いは難しいので、市では、NPO等の中間支援組織の支援による地域の課題解決に向けた話し合いの事業を設けており、この制度を活用することも一助になると考えている。令和元年度には花西地区まちづくり協議会に当該事業を利用していただいた経緯があり、その際には花西地区の町内会等の若手に参加いただき、話し合いが行われ、町内会等の状況を共有し役割や地域活動への関心を持つ良い機会となったと伺っている。 町内会等の活動は地域として必要なことであり、その町内会等が参画するコミュニティ会議にとっても、町内会の活動推進が重要と思われる。コミュニティ会議及び町内会・自治会のあり方について、市も一緒に考えてまいりたいと思っており、今後支援を希望される場合には、花西まちづくり協議会を通じてご相談いただきたい。	完了
256	R4.10.20	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	子供会や町内会への加入について	最近では、子供会に入らない、町内会に入らないという方が増えてきている。 加入を強制することはできないのは理解しているが、学校による際に先生たちから「無理に町内会に入らなくてもいい」という話があったと聞いている。できることなら自分の地区の町内会に入るよう指導してもらいたいが、強く言えないのであれば、どこかの町内会に属することが原則であり、ぜひ加入をお願いしたいということを先生から親に伝えてほしい。 親もまた、一番初めに地域と関わるのは子供会であり、そこからまつりや資源回収、大掃除などに参加して地域というものを学んでいくものと思うので、先生達からも子供会や町内会への加入を勧めていただきたい。	学校と地域の関係も、学校や地域によって違っているものと思う。子供会が地域活動の始まりであり、町内会や自治公民館の事業として三世代交流などが始まったり、子どもが参加できる事業を自治会などが開催すると、地域の子供がだれか分かるようにしたい、地域が子どもを育てるというテーマで頑張っている地域があると聞いている。情報の公表や名簿の公開はできないという状況があるのかもしれないが、地域が成り立つ重要な組織として町内会が子供の健全育成のために頑張っているということを情報共有しながら、検討していく必要があると思う。	学校と地域の関係は、学校や地域によって違うと認識している。しかし、子供会が地域活動の始まりであり、また、子どもが参加できる事業を自治会などが開催すると、子どもを育むというテーマで努力している地域があると認識している。町内会や子供会は、子供の健全育成のために重要な役割を担っているものの町内会や子供会への入会が強制できると捉えられないように入会を促す方法は現時点では困難であると考えている。	完了
257	R4.10.20	市政懇談会	花西	商工観光部	観光課	まつりの手伝いについて	地区の住民にまつりの準備等の手伝いをお願いしているが、強制的にやらされていると思う人がいるようで、市に苦情がいくことがあるようだ。 そうした苦情に対応する際には、地域に伝えるというだけでなく、「まつりは市の観光に関する事業であり、地域としても住民の方に手伝いをお願いしているものと思うので、ぜひご協力いただきたい」という言い方でお伝えいただきたい。	まつりは子どもが親と一緒に山車を作成したり、練習の成果や作品を発表できる場として、地域が頑張っている姿を披露するという面があると思う。 まつりへの協力等に対する苦情があった際には、「地域みんなで頑張っていることであり、地域全体を盛り上げることでもあるのでご理解いただきたい」という気持ちを添えて対応できるようにならなければいけないと思う。	まつりは子供が親と一緒に山車を作成したり、練習の成果や作品を発表できる場として、地域が頑張っている姿を披露するという面もある。また、地域の文化としてまつりが担っている役割もあり継続して実施することにより文化が継承され一面もある。 まつりへの協力等に対する苦情があった際には、「地域みんなで頑張っていることであり、地域全体を盛り上げることでもあるのでご理解いただきたい」という気持ちを添えて対応する。 なお、令和4年度において、まつりへの協力等に対する苦情は届いていない。	完了
258	R4.10.20	市政懇談会	花西	地域振興部	地域づくり課	自治会の合併等について	自分の住む地区の自治会は100世帯、300人ほどの小規模な地域であり、合併や統合、再編成について考えなくてはならない時期に来ていると思うが、市では考えていることはあるか。 また、市内で合併等をした事例があるかお聞きしたい。	合併等の事例はすぐには思い当たらないが、統合や再編成については、地域それぞれに歴史があり、市の方から人口が少ないから統合しなさいというような話をすることはない。 自治会を運営していくに当たって、一緒に活動した方がいい、規模が大きすぎるので分かれたほうがいいなどのご意見があるのであれば、相談に応じていきたい。	自治会の合併等の事例は把握していないが、自治会それぞれに歴史があること、任意の団体であることから、市から人口が少ないことを理由に統合することを指示や指導はできない。 ただし、自治会を運営していくに当たって、一緒に活動した方がいい、規模が大きすぎるので分かれたほうがいいなどのご意見があるのであれば、相談に応じる。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【判断】未着手・継続中 or 完了
259	R4.10.20	市政懇談会	花西	教育部	こども課	ボラン保育園の今後について	西大通りにあるボラン保育園について、3年ほど運営されていない状況であるが、現在も看板は残っており、それを見た親から保育園はやっていないのかという話をされることがある。市で保育園を再開する予定はあるのか、また再開の予定がないのであればどのような跡地の活用を考えているか伺いたい。	ボラン保育園は一般的な保育園とは異なり、0歳から2歳までの子ども を預かる小規模保育事業所として市で開設していた保育園である。現状において、2歳から3歳になる際に園を変わらなければいけないということもあり、小規模保育事業所を希望する方は減ってきている状況である。これまでご同年開かは、年度当初からボラン保育園への入園を希望するという家庭がないという状況が続いていたため、今は休園となっている。また、4月当初からの利用希望がないところに保育士を配置しておこのままでは、保育士は他の園で勤務していただいているため、年度途中での入園もできない状況となっている。 ボラン保育園については、開設した当初、花巻市の待機児童数が多く、待機児童の解消のために期間を概ね3年を限定して開設した園である。仮に園を閉園することとなった場合の跡地の活用については、当該土地は市の所有地ではなく、土地や建物を借りているものであるため、所有者に返すことになる。	放課後児童クラブ施設数が不足している桜台小学校区に、民間事業者が整備する施設が令和6年4月に開設する予定であったが、施設の完成が令和5年の秋ごろの見通しに変更となったため、令和5年第1回花巻市議会定例会において施設の廃止条例の議決を得た旧ボラン保育園の施設を、施設整備が完了するまでの間、臨時開設場所として活用することとなった。 なお、民間事業者が行っている放課後児童クラブが完成した場合には、現状復旧工事等を行った後、旧ボラン保育園の所有者に返還することとしている。	完了
260	R4.10.20	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課	市民の家について	市民の家が開館になってから3年が経過しており、市からは、再利用はできないと話をされている。以前には、市民の家は違う形で継続したいという話があったが、本当にそのような構想があるのか伺いたい。	市民の家については、耐震診断をしたところ、0.7未満で倒壊する可能性が高いとされる耐震判定の指標値が0.13と非常に低くなっており、倒壊の可能性が高いと診断されたことから利用を停止している。建築士に調査していただいたところ、耐震補強を行うためには、概算でかなくとも1億5000万円程度の経費がかかり、外装、内装とも大幅に改修を行う必要があり、また市民の家の部材を再度活用することは可能か確認したところ、ほとんどの部材の活用はできないという回答であった。 市民の家は、建築当初は花巻町役場であり、歴史的な建物ということで、花巻市民、特に街中の人たちが建物を残してほしいという意向があるのであれば、そのまま使うことはできないが、例えば規模を小さくしながら似たような建物を作って、住民に利用してもらうことは検討する余地があるとは前にお話したところである。ただし、現状として材木町の方々が自治公民館のような形で使用しているが、各地区の自治公民館の新築または、改修を行う場合は、市で補助金を出しているものの、ほとんどは地域の方々のお金で建てているものであり、材木町の方々が自治公民館として使用する目的であれば、市で建てることはできない。また、観光施設とする意見もあるが、似たような建物を建てたからといって、観光客がすぐに増えるということは考えにくい。 花西地区において、花西地区全体のためになる具体的な活用方法があれば、市としても検討の余地があると話をしてきたが、令和3年12月8日に行った市民の家施設検討会議では、建物を残してほしいという意見があり、建築基準法の関係からそのまま使うことは不可能だと説明したが、納得いただけなかった。市が委託した建築会社は、今の建物の耐材を再度活用し、残すことは難しいと言っていたが、建築士の中には文化財に指定することで残すことができるという話をしている方もいる。この方は、まん延についても残すことができると話をしていたが、県に相談したところ、文化財に認められて条例を作れば建築基準法の基準を求めなくてもいいかもしれないが、危険な建物を使うことについて県としては認められないということであった。市民の家についても同じ状況である。 1年近く話が進まなかったことについては、申し訳ない思うが、生涯学習部は現在図書館の建設に多くの時間を割いており、市民の家の活用案を考えるように指示することは出来ないである。 花西地区にはちゃんとした振興センターがなく、市としては、新しい図書館が建設された際には、現在の図書館にエレベーターを設置するなどの整備をして花西振興センターにしたいと考えているが、それより前の時点で活用する計画があるのであれば、整備を検討していきたい。	市民の家は、役場庁舎として利用され歴史感じさせる貴重な建物だとの意見もあることから、登録有形文化財などとして耐震基準を満たすことを視野に入れながら、外観の維持を考え、活用できる方法がないか、市文化財課とともに、県の文化財担当と相談しながら検討していく。	継続中
261	R4.10.20	市政懇談会	花西	建設部	道路課	事故防止のための道路整備について	道路を作る際、歩行ゾーン等を分かりやすく色づけするなど、交通安全に配慮した作り方をすると良いのではないかと思う。そうすることにより、横断歩道を渡行中に歩行者が車にはねられるなどの事態が減るのではないかと考えている。	歩道の整備について、街中では建物があり新たに歩道を整備するのは難しい。しかしながら、小学校の通学路となっている場所については、国からの補助金が出やすいため、通学路となって歩道のついていないところは整備を進めていきたい。花南地区の南城小学校付近では歩道が貧弱なため、国の支援をいただきながら整備を進めているところであり、また、小舟渡でも、小学生が使う通学路があるため、北側のみの整備となるが整備を進めている。 歩道の安全性を高めることについては、若葉小学校の付近では、子供たちが多く通る特別な道ということで、目立つように綾を引くなど対策を進めている。さらに、交差点での出会い頭の事故が多いので、これを防ぐために、信号の設置を警察に働きかけているが、予算が少なく、市内で年間に1か所整備できるかどうかという状況である。6月には警察本部に行って要望をしたが、すぐに設置されるということはない。そうした状況の中で、市としては、止まれの部分に色を付けて目立つようにしている。また、道路の色づけだけでは冬は雪に埋もれて見えなくなるため、電光掲示板を市の予算で1か所ほど設置しており、これらの対応をすることで交差点での事故を防ぐように努めている。こうした対応をした上で、信号の設置を要望することで、警察でも配慮していただけるので、今後も継続して取り組んでいきたいと思っている。	歩道の整備について、街中では建物があり新たに歩道を整備するのは難しい。しかしながら、小学校の通学路となっている場所については、国からの補助金が出やすいため、通学路となって歩道のついていないところは整備を進めていきたい。花南地区の南城小学校付近では歩道が貧弱なため、国の支援をいただきながら整備を進めているところであり、また、小舟渡でも、小学生が使う通学路があるため、北側のみの整備となるが整備を進めている。 歩道の安全性を高めることについては、若葉小学校の付近では、子供たちが多く通る特別な道ということで、目立つように綾を引くなど対策を進めている。さらに、交差点での出会い頭の事故が多いので、これを防ぐために、信号の設置を警察に働きかけているが、予算が少なく、市内で年間に1か所整備できるかどうかという状況である。6月には警察本部に行って要望をしたが、すぐに設置されるということはない。そうした状況の中で、市としては、止まれの部分に色を付けて目立つようにしている。また、道路の色づけだけでは冬は雪に埋もれて見えなくなるため、電光掲示板を市の予算で1か所ほど設置しており、これらの対応をすることで交差点での事故を防ぐように努めている。こうした対応をした上で、信号の設置を要望することで、警察でも配慮していただけるので、今後も継続して取り組んでいきたいと思っている。	完了
262	R4.10.20	市政懇談会	花西	農林部	農政課	米生産の方向性と他県等への売り込みについて	花巻市産の米について、どの品種を推奨していくのかなどの方向づけが必要ではないか。 また、官民合同で他県や県内の他自治体への売り込みが必要だと思う。	銀河のしずくは評判がよく、育てやすいという話を聞いており、県では銀河のしずくを増やそうとしている。県は、銀河のしずくの生産について、ケイ酸を使った生産者にしか作っていただかないようにブランドイメージを高めようとしており、花巻市ではケイ酸を含むお土壌改良資材の購入に対する補助を行っている。中山間地域でも銀河のしずくを作り始めており、今後も増えていくものと思う。銀河のしずくはひとめぼれより価格が少し高くなっており、絶対に銀河のしずくに変えるようにとは言えないが、県として増やしていきたい意向であることから、品種を変えられる方については手を挙げていただきたいと思う。 米の売り込みについて、ブランドを売り込んだからといって、高く売れるというものではない、県では様々な宣伝活動をしており、市でも宣伝をしている。花巻の米はひとめぼれも含めて市場では高い評価を受けており、出荷量を増やしてほしいと言われている。ひとめぼれについては、家庭で高いお金をかけて買う米というよりも、レストランなどの業務用として使われることが多くなっており、花巻はカントリーエレベーターがあり、米の品質が安定しているということで、レストランや食堂からも高い評価をいただいている。 米の消費量が減っているため、今後厳しくなることがないとは言い切れないが、現状では、生産した分はしっかりと売れる状況となっている。米の生産については、消費が減っていることで生産も減っている状況であり、2、3年前は花巻で7000ヘクタール以上の水田で食用米の生産をしていたが、今は6600ヘクタールまで減らしている。生産量を減らして、全国の米の需給バランスの調整に協力し、米の価格維持に協力している状況である。	花巻市内で生産されている現在の主な米の品種はひとめぼれであり、高品質、良食味米で県内有数の米産地として、県内外の消費者や卸業者から高い評価と信頼を得ている。 今年作付8年目となる銀河のしずくについては、2022年産米の食味ランキングにおいて5年連続の「特A」評価を獲得し、岩手県のブランド米としての地位を築いている。 これまで作付面積が伸びず出荷量も限られていたことから、県外の認知度が低い状況が続いていたが、昨年から県が主導し生産面積、生産量を増やしており、花巻農協においても令和4年から令和6年の第5次中期計画において作付面積の拡大を重点項目とするなど、市内における銀河のしずくの作付面積が年々増えている。今後、県外での認知度向上により さらなる生産拡大、消費拡大が見込まれており、併せて消費拡大に向けて新しい販路拡大に取り組みながら、米の産地である当市の生産拡大に繋げていく。	完了
263	R4.10.20	市政懇談会	花西	生涯学習部	生涯学習課文化会館	文化会館大ホールの緞帳の交換について	文化会館の大ホールの緞帳について、催し物を見に来た際に、以前は緞帳が上がるまで汚車の柄を見ていたが、最近では終も見えなくなってきている。少額でないことは理解しているが、文化を重んじる花巻として、定期的に新しくしてもらいたい。	ご意見のとおり、交換が必要だと思っている。文化会館については、修繕等に多くのお金が掛かっており、大ホールの照明設備改修に億単位の費用が掛かっているほか、今年度予定している大ホールの音響設備改修にも3億円近く掛かる。今後としては、来年か再来年に予定している電気設備の更新に数億円かかる見込みであり、和式トイレの洋式化にもお金が掛かる。また、楽屋についても、音の意匠高校の建物を利用して作った建物であり、演奏家などが呼んだ際に使ってもらえるように変える必要がある。さらに、ステージの板やカーペット、椅子なども変えていく必要がある。新しい施設を作ると100億円近く掛かってしまうため、改装して使いやすいようにすぐ少しずつ変えていくところである。その計画の中で修繕等を行う順番をどうするかということについては、しっかりと決める必要があるということで生涯学習部には話をしている。 現在は、文化会館にも市の職員が常駐して、演奏会などもより よいものを企画するようになっており、その費用として数千万円かかっている。しかし、年に数億円かけて改修しているのであれば、もっと緞帳に使用していいのではないかということで、もう少し企画を使やすように話をしている。 文化会館の改修等については、1年で全て全て行うことはできないが、計画的にやっていきたいと思う。 また、花巻には300席から500席程度の中ホールがなく、これも考えなければいけないと思っているが、中ホールを新たに作ることは難しい。一つの案として、なはんプラザのCOMZホールは、音響の整備やステージの改修など、今の施設を少し直せばホールのような機能を果たせると思う。COMZホールは飲食を伴う会議も開くのもいるため、そうした使い方もできる形にしながら整備することは検討の余地があると思う。文化会館を直して300席から500席程度の中ホールを作るのは広さ的にも難しいと思うが、文化の花巻としてイベントができるような施設の整備をしていく必要があると思っている。	これまで大ホールの機能維持を中心とした改修を計画的に行ってきた。 令和5年度は、施設機能維持及び改修・整備の計画を作る予定。ここで躯体コンクリートの将来寿命とそれに応じた改修計画を作成していく。緞帳やホール機能についても改修計画と併せて検討していく。	継続中
264	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	総合政策部 建設部	秘書政策課 道路課	亀ケ森地区の土木施設の整備について	①総合計画や過疎計画において、亀ケ森地区に関係する道路、橋梁、河川などの土木施設の事業計画は、今までどのくらい整備されたか。	【総合政策部長】 花巻市まちづくり総合計画中期プランでは、生活道路維持事業や、橋りょう維持事業、河川排水路改修事業などして記載しており、路線名など個別の計画箇所は記載していない。 また、平成28年3月に策定した花巻市過疎地域自立促進計画（計画期間平成28年度から令和2年度）では、生活道路整備及び橋りょう整備について、事業計画欄に路線名（事業名）、事業内容、延長等を記載したが、令和3年9月に新たに策定した花巻市過疎地域持続的発展計画では、国が示した作成例を踏まえ個別の計画箇所や事業内容は記載していない。 新しいまちづくり総合計画は大きく二つの計画で構成し、一つは長期ビジョンとして、どのようなまちを造っていきたいかという理念をまとめたものである。もう一つは、長期ビジョンを実現するための取組についてアクションプランとしてまとめるものとしている。現在、市民の方々のワークショップ等を開いているが、市民の皆様のまちづくりに対するお考え等をお聞きした上で、いただいたご意見を市で検討し、まちづくりの方向性について長期ビジョンとしてまとめたいと考えている。長期ビジョンについては、令和6年度から8年間の計画とする予定であり、アクションプランについては、前期・後期各4年ずつの計画として策定する予定である。また、アクションプランについては、毎年度ローリングという形で地域からの要望等を勘案し、必要な事業の取捨選択をしながら計画を練っていく。 【建設部長】 平成26年度から令和4年度に事業を実施している箇所数は全体で8件あり、うち6件は完了、2件は事業継続中である。 舗装新設工事として2路線実施しており、野田6号線、延長249mが平成29年度に完成している。もう一つは岩の目2号線、延長150mで昨年度完成となっている。 側溝整備については2路線実施しており、蓮花田線、延長960mが令和元年度に完成しており、今年度からは亀ケ森1号線、延長210mの事業を立ち上げ、現在は測量設計を行っている段階で、今年度中に1件工事を発注したいと考えている。 橋梁補修工事は3箇所実施しており、高瀬橋、横枕橋が令和2年度に、大沢橋が令和元年度に補修完了している。 河川については、令和2年度から山口川の浚渫工事を実施しており、事業継続中である。 令和5年度の事業箇所について、継続する2か所は引き続き事業を実施していくが、新規路線は現在予算編成中であり まだ決まっていない状況である。毎年土木施設整備要望を地域から上げていただき、その中から予算の範囲内で緊急性、必要性等を客観的に比較した上で対応していく。	【秘書政策課】 花巻市まちづくり総合計画中期プランでは、生活道路維持事業や、橋りょう維持事業、河川排水路改修事業などして記載しており、路線名など個別の計画箇所は記載していない。 また、平成28年3月に策定した花巻市過疎地域自立促進計画（計画期間平成28年度から令和2年度）では、生活道路整備及び橋りょう整備について、事業計画欄に路線名（事業名）、事業内容、延長等を記載したが、令和3年9月に新たに策定した花巻市過疎地域持続的発展計画では、国が示した作成例を踏まえ個別の計画箇所や事業内容は記載していない。 第2次花巻市まちづくり総合計画は、大きく二つの計画で構成する。一つは長期ビジョンであり、どのようなまちづくりを行っていくかという理念をまとめたものである。もう一つは、長期ビジョンを実現するための取組について、アクションプランとしてまとめるものである。 令和4年度から市民の皆様のワークショップ等を開いているが、市民の皆様のまちづくりに対するお考え等をお聞きした上で、いただいたご意見を市で検討し、まちづくりの方向性について長期ビジョンとしてまとめたいと考えている。長期ビジョンについては、令和6年度から8年間の計画とする予定であり、アクションプランについては、前期・後期各4年ずつの計画として策定する予定である。また、アクションプランについては、毎年度ローリングという形で地域からの要望等を勘案し、必要な事業の取捨選択をしながら計画を練っていく。 【令和5年度実施予定】 【道路課】 平成26年度から令和4年度に事業を実施している箇所数は全体で8件あり、うち6件は完了、2件は事業継続中である。 舗装新設工事として2路線実施しており、野田6号線、延長249mが平成29年度に完成している。もう一つは岩の目2号線、延長150mで昨年度完成となっている。 側溝整備については2路線実施しており、蓮花田線、延長960mが令和元年度に完成しており、今年度からは亀ケ森1号線、延長210mの事業を立ち上げ、現在は測量設計を行っている段階で、今年度中に1件工事を発注したいと考えている。 橋梁補修工事は3箇所実施しており、高瀬橋、横枕橋が令和2年度に、大沢橋が令和元年度に補修完了している。 河川については、令和2年度から山口川の浚渫工事を実施しており、事業継続中である。 令和5年度の事業箇所について、継続する2か所は引き続き事業を実施していくが、新規路線は現在予算編成中であり まだ決まっていない状況である。毎年土木施設整備要望を地域から上げていただき、その中から予算の範囲内で緊急性、必要性等を客観的に比較した上で対応していく。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参加者】未着手・継続中 or 完了
265	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	総合政策部 建設部	秘書政策課 道路課	亀ケ森地区の土木施設の整備について	②新しい総合計画には、当地区のどのような土木施設の改良や整備事業が予定されているか。 ③地区から整備事業の計画をお願いすれば新しい総合計画に取り上げてもらえるか。	【総合政策部長】 現行の花巻市まち づくり総合計画の中期プランにおいては、路線名や橋梁名など個別の整備内容を示す構成とはなっていないが、道路の整備事業については、各コミュニティ地区の土木施設要望に基づき、担当部署において優先度合い を勘案し計画的に整備箇所を検討している。また、実施予定の主要事業は中期プランに掲載し、実効性のある計画とするという観点から、主要事業の見直し を行った上で計画の時点修正を行う「ローリング」を毎年度実施することとしており、必要な事業は中期プランに反映しているところである。新しい総合計画においては、中期プランに代わってアクションプランという名称で実施計画を策定することとしているが、アクションプランのローリングについても毎年度実施し、現行の花巻市まち づくり総合計画と同様の対応を予定しているところであり、道路等の整備については、これまで同様に地区の要望として取りまとめて提出いただきたいと考えている。 【建設部長】 総合計画へは路線や箇所ごとの記載はしないが、生活道路整備事業や橋梁維持事業など、実施する事業名の掲載となる。 その中で、路線や箇所については継続事業を優先的に実施することとなるが、新規事業は市内全域から毎年提出される土木施設整備要望の中から、道路拡幅改良であれば用地提供や物件移転に関して協力が得られやすいことや、整備によって有事の際のネットワークが図られるなど効果が大きいものを優先的に採択し、事業を実施していく。各コミュニティ会議には新規採択要件の資料を渡して説明をしているが、緊急性や必要性を客観的に比較した上で、市内全体を見据えて予算の範囲内で事業実施することになる。 整備の要望がある場合には、土木施設整備要望への掲載をお願いする。 【市長】 現在の中期プランの中には、大きな施設を作るという主要事業などについては掲載される。道路については、幹線道路などの大きな道路の整備については現在の中期プランに記載されているが、生活道路の整備箇所までは記載されておらず、今度策定されるアクションプランについても生活道路の整備箇所までは記載しないことになると思う。 道路を通るときは、市税や地方交付税などの市の財源だけでなく、国からの補助金を活用して整備している。 4月から5月頃に補助金の額が分かった段階で、土木要望を勘案し整備する事業を決めるため、2、3年前から計画に入れることは難しい。したがって、毎年地域から土木要望をいただき、それも道路課の基準で整理し国の予算が付いた段階で整備箇所を決めて実施している。 例外としては、数年前から国の基準で通る道路ほど立派ではないが、乗用車が通行する分には支障がない道路について、市の財源（道路維持補修費）を活用した簡易舗装による整備を行っており大変好評を得ている。市としては、そうしたやり方も活用してなるべく皆さんの意向に沿えるような努力をしている。	【秘書政策課】 現在の花巻市まち づくり総合計画においては、大きな施設や幹線道路等大きな道路の整備については、中期プランへの掲載をしているが、生活道路の路線名や橋梁名など個別の整備内容を示す構成とはなっていない。道路の整備事業については、各コミュニティ地区の土木施設要望に基づき、担当部署において優先度合い を勘案し計画的に整備箇所を検討している。 また、実施が予定されるお主要事業は中期プランに掲載し、実効性のある計画とするという観点から、主要事業の見直し を行った上で計画の時点修正を行う「ローリング」を毎年度実施しており、必要な事業は中期プランに反映しているところである。 第2次花巻市まち づくり総合計画においては、中期プランに代わってアクションプランという名称で実施計画を策定することとしているが、アクションプランにおいても生活道路の整備箇所までは記載しないことを想定しているところであり、道路等の整備については、これまで同様に地区の要望として取りまとめて提出いただきたいと考えている。 【令和5年度実施予定】 【道路課】 総合計画へは路線や箇所ごとの記載はしないが、生活道路整備事業や橋梁維持事業など、実施する事業名の掲載となる。 その中で、路線や箇所については継続事業を優先的に実施することとなるが、新規事業は市内全域から毎年提出される土木施設整備要望の中から、道路拡幅改良であれば用地提供や物件移転に関して協力が得られやすいことや、整備によって有事の際のネットワークが図られるなど効果が大きいものを優先的に採択し、事業を実施していく。各コミュニティ会議には新規採択要件の資料を渡して説明をしているが、緊急性や必要性を客観的に比較した上で、市内全体を見据えて予算の範囲内で事業実施することになる。 整備の要望がある場合には、土木施設整備要望への掲載をお願いする。 現在の中期プランの中には、大きな施設を作るという主要事業などについては掲載される。道路については、幹線道路などの大きな道路の整備については現在の中期プランに記載されているが、生活道路の整備箇所までは記載されておらず、今度策定されるアクションプランについても生活道路の整備箇所までは記載しないことになると思う。 道路を通るときは、市税や地方交付税などの市の財源だけでなく、国からの補助金を活用して整備している。 4月から5月頃に補助金の額が分かった段階で、土木要望を勘案し整備する事業を決めるため、2、3年前から計画に入れることは難しい。したがって、毎年地域から土木要望をいただき、それも道路課の基準で整理し国の予算が付いた段階で整備箇所を決めて実施している。 例外としては、数年前から国の基準で通る道路ほど立派ではないが、乗用車が通行する分には支障がない道路について、市の財源（道路維持補修費）を活用した簡易舗装による整備を行っており大変好評を得ている。市としては、そうしたやり方も活用してなるべく皆さんの意向に沿えるような努力をしている。	継続中
266	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	総合政策部	防災危機管理課	指定緊急避難場所へのコミュニティ会議等の協力について	市では避難所担当の職員は日中1名、夜間2名と伺っている。 亀ケ森地区には、各自治公民館単位に8つの自主防災会があるが、指定緊急避難所が設置され多数の地区民が避難してきた場合、避難所運営に地区の各自主防災会やコミュニティ会議が協力できることはないか。	指定緊急避難場所を開設する際に避難所で従事する市の職員を「避難所連絡員」と呼んでおり、平日日中の開設時は1名、夜間休日等勤の開設時は2名が従事する体制としている。このほか、指定緊急避難場所の開設作業を支援するため、2名から3名の市職員が避難所支援員として、準備作業を含めた3時間について増員配置している。 本市の指定緊急避難場所運営マニュアル（令和2年9月策定）では、「災害時に行政と施設管理者等が連携して指定緊急避難場所を迅速に開設」するとし、施設管理者は、「施設の安全点検を実施する他、指定緊急避難場所の避難スペースの設置に際して調整や助言を行うなど施設の活用に関して支援を行う」とされている。具体的には、コミュニティ会議には、指定管理者としての施設被害の有無や安全確認、予約団体等との利用調整をお願いするものである。 指定緊急避難所を開設した場合、一般避難者が使用する備蓄物資・資機材については、自主防災組織や避難者同士で協力して準備し、市職員の避難所連絡員は体調不良者用のテントやベッドを準備するという一応の役割分担を定めているが、市職員の避難所連絡員については、自主防災組織や避難者がテントやベッドを組み立てる場合には、可能な範囲でお手伝いをするよう研修時に指導しており、現場でもそのように対応しているものと認識している。 なお、本年8月13日から14日にかけての大雨でレベル3高齢者等避難を発令した際には、亀ケ森振興センターへの避難者はなかったが、内川目振興センターでは37名もの避難者があったところである。先日、内川目地区の自主防災会長とコミュニティ会長を来わる会長から、当日の指定緊急避難場所の様子について色々とお話を伺ったところ、避難者が多く、市職員だけでは人手が不足していたことから、自主防災の会長やコミュニティの事務局の方などにも備蓄食料の準備等にご協力いただいたとお聞きした。 また、続く8月15日から16日にかけての大雨によりレベル3高齢者等避難を発令した際には、連日の避難場所勤務により避難所連絡員の疲労もピークに達している感があり、市役所の平常業務にも支障が出ると判断し、急遽、コミュニティ会議の皆様に指定緊急避難場所の留守番をお願いしたところであり、急きょのお願いにも関わらずご協力いただきましたことに改めて深く感謝申し上げる次第である。避難所運営も混乱なく行うことができたことに重ねて感謝申し上げる。 この経験から、振興センター開館時間内に指定緊急避難場所を開設する場合に、地元の自主防災組織とコミュニティ会議のご協力もいただけないものか、来シーズンの出水期前に、指定緊急避難場所運営の在り方や市との連携について相談したいと考えていることから、その際にはご協力をお願いしたい。	指定緊急避難場所を開設する際に避難所で従事する市の職員を「避難所連絡員」と呼んでおり、平日日中の開設時は1名、夜間休日等勤の開設時は2名が従事する体制としている。このほか、指定緊急避難場所の開設作業を支援するため、2名から3名の市職員が避難所支援員として、準備作業を含めた3時間について増員配置している。 本市の指定緊急避難場所運営マニュアル（令和2年9月策定）では、「災害時に行政と施設管理者等が連携して指定緊急避難場所を迅速に開設」するとし、施設管理者は、「施設の安全点検を実施する他、指定緊急避難場所の避難スペースの設置に際して調整や助言を行うなど施設の活用に関して支援を行う」とされている。具体的には、コミュニティ会議には、指定管理者としての施設被害の有無や安全確認、予約団体等との利用調整をお願いするものである。 指定緊急避難所を開設した場合、一般避難者が使用する備蓄物資・資機材については、自主防災組織や避難者同士で協力して準備し、市職員の避難所連絡員は体調不良者用のテントやベッドを準備するという一応の役割分担を定めているが、市職員の避難所連絡員については、自主防災組織や避難者がテントやベッドを組み立てる場合には、可能な範囲でお手伝いをするよう研修時に指導しており、現場でもそのように対応しているものと認識している。 なお、本年8月13日から14日にかけての大雨でレベル3高齢者等避難を発令した際には、亀ケ森振興センターへの避難者はなかったが、内川目振興センターでは37名もの避難者があったところである。先日、内川目地区の自主防災会長とコミュニティ会長を来わる会長から、当日の指定緊急避難場所の様子について色々とお話を伺ったところ、避難者が多く、市職員だけでは人手が不足していたことから、自主防災の会長やコミュニティの事務局の方などにも備蓄食料の準備等にご協力いただいたとお聞きした。 また、続く8月15日から16日にかけての大雨によりレベル3高齢者等避難を発令した際には、連日の避難場所勤務により避難所連絡員の疲労もピークに達している感があり、市役所の平常業務にも支障が出ると判断し、急遽、コミュニティ会議の皆様に指定緊急避難場所の留守番をお願いしたところであり、急きょのお願いにも関わらずご協力いただきましたことに改めて深く感謝申し上げる次第である。避難所運営も混乱なく行うことができたことに重ねて感謝申し上げる。 この経験から、振興センター開館時間内に指定緊急避難場所を開設する場合に、地元の自主防災組織とコミュニティ会議のご協力をいただけないものか、来シーズンの出水期前に、指定緊急避難場所運営の在り方や市との連携について相談したいと考えていることから、その際にはご協力をお願いしたい。 【時期未定】	継続中
267	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	総合政策部	防災危機管理課	避難所への物資の備蓄について	避難所にはベッドやテントを配備するという話が出たが、亀ケ森では準備されているのか。	指定緊急避難場所の備蓄品については、その地域にお住まいの方の人数に応じ段ボールベッドやパーテーション、テント、食料品など、全ての指定緊急避難場所に配備している。	亀ケ森振興センターには、段ボールベッド10台、屋内用テント10張のほか毛布30枚、保存食100食、飲料水96リットルなどを備蓄している。過去の避難者の実績を参考に配備数を設定しておりますが、希望があれば増配も可能である。	完了
268	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	地域振興部	地域づくり課	コミュニティ会議の損害賠償責任について	コミュニティ会議は、交付金を活用して今までに防犯灯、掲示板、カーブミラーなどを設置してきたが、仮に、それらの物に起因する事故が発生したときには、コミュニティ会議が法律上の損害賠償責任を負わなければならないか。 当地区では、そうした損害賠償責任に備えた保険に加入していないが、他のコミュニティ会議ではどう対応されているか。また、どのように対応すべきか。	コミュニティ会議が整備、もしくは自治会や自治公民館等の整備に対して支援している主なハード事業として、防犯灯・街路灯の新設や修繕、道路舗装や道路側溝の整備、カーブミラーやごみ集積所、自治会掲示板等の設置のほかに、自治公民館や防災用の備品の購入がある 。 市道認定道路で舗装や側溝工事などを行う者（例えば、コミュニティ会議や自治会）は、道路法第24条の規定による市道の道路管理者である花巻市の承認等を受けるものとされており 、コミュニティ会議などで行った舗装や側溝は道路管理者に帰属されたため、管理責任は道路管理者である花巻市にある。 しかし、コミュニティ会議などが防犯灯・街路灯やカーブミラー等を道路に設置する場合は、道路管理者（例えば、市道であれば花巻市）から道路法第32条の占用許可を受けなければならないが、その管理責任は、道路占用者（コミュニティ会議や自治会等）にある。 また、占用許可を受けていない防犯灯・街路灯やカーブミラーや掲示板やごみ集積所の管理責任は、占用もしくは所有者であるコミュニティ会議や自治会等にある 。（ただし、市の責任の有無については現在、調査中である。） 亀ケ森地区コミュニティ会議が今まで整備した施設は、防犯灯18灯、カーブミラー5基、掲示板23基であり、今まで整備したごみ集積所はないと伺っている。 市が所有、使用、または管理する施設については全国市長会市民総合賠償保険の対象であるが、コミュニティ会議の所有、使用、または管理する施設は、全国市長会市民総合賠償保険の対象外である。 市内の他のコミュニティ会議の対応を調査 したところ、宮野目コミュニティ会議や東和東部地区コミュニティ会議会は地域づくり交付金を用いて、所有、使用、または管理する施設に起因する事故では法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に加入しているとのことであった。 保険に加入することになって場合でも、台風等の強風による事故は一般的には不可抗力として法律上の賠償責任は発生しないものとされている。また、街路灯・防犯灯、カーブミラー、ごみ集積所に起因する事故は一般的には不可抗力として法律上の賠償責任は発生しないものとされているが、事故の発生率や被害の大きさを考慮した保険加入の必要性を検討する際にどのような保険に加入するかということも今後の検討課題である。 しかし、事故の発生率の関係もあるが、地域づくり交付金を活用した事業については、損害賠償責任が生じる場合に備え、保険へ加入することをお勧めする。 また、施設に起因する事故だけではなく、活動中の事故や、実施主体が自治会等である場合についても、その補償を検討する必要があると考えるので、今後、コミュニティ会議や自治会等の施設や活動、事故があった場合の必要な補償内容、受託できる保険会社を確認し、市が一括して保険に加入することも調査していきたい。	コミュニティ会議が整備、もしくは自治会や自治公民館等の整備に対して支援している主なハード事業として、防犯灯・街路灯の新設や修繕、道路舗装や道路側溝の整備、カーブミラーやごみ集積所、自治会掲示板等の設置のほかに、自治公民館や防災用の備品の購入がある 。市道認定道路で舗装や側溝工事などを行う者（例えば、コミュニティ会議や自治会）は、道路法第24条の規定による市道の道路管理者である花巻市の承認等を受けるものとされており 、コミュニティ会議などで行った舗装や側溝は道路管理者に帰属されたため、管理責任は道路管理者である花巻市にある。しかし、コミュニティ会議などが防犯灯・街路灯やカーブミラー等を道路に設置する場合は、道路管理者（例えば、市道であれば花巻市）から道路法第32条の占用許可を受けなければならないが、その管理責任は、道路占用者（コミュニティ会議や自治会等）にある。 また、占用許可を受けていない防犯灯・街路灯やカーブミラーや掲示板やごみ集積所の管理責任は、占用もしくは所有者であるコミュニティ会議や自治会等にある 。（ただし、市の責任の有無については現在、調査中である。） 亀ケ森地区コミュニティ会議が今まで整備した施設は、防犯灯18灯、カーブミラー5基、掲示板23基であり、今まで整備したごみ集積所はないと伺っている。 市が所有、使用、または管理する施設については全国市長会市民総合賠償保険の対象であるが、コミュニティ会議の所有、使用、または管理する施設は、全国市長会市民総合賠償保険の対象外である。 市内の他のコミュニティ会議の対応を調査 したところ、宮野目コミュニティ会議や東和東部地区コミュニティ会議会は地域づくり交付金を用いて、所有、使用、または管理する施設に起因する事故では法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に加入しているとのことであった。 保険に加入することになって場合でも、台風等の強風による事故は一般的には不可抗力として法律上の賠償責任は発生しないものとされている。また、街路灯・防犯灯、カーブミラー、ごみ集積所に起因する事故の記録が当市にないこともあり、事故の発生率や被害の大きさを考慮した保険加入の必要性を検討する際にどのような保険に加入するかということも今後の検討課題である。 しかし、事故の発生率の関係もあるが、地域づくり交付金を活用した事業については、損害賠償責任が生じる場合に備え、保険へ加入することをお勧めする。 また、施設に起因する事故だけではなく、活動中の事故や、実施主体が自治会等である場合についても、その補償を検討する必要があると考えるので、コミュニティ会議や自治会等の施設や活動、事故があった場合の必要な補償内容、受託できる保険会社を確認し、市が一括して保険に加入することも調査している。	継続中
269	R4.10.25	市政懇談会	亀ケ森	大迫総合支所 教育部	地域振興課 文化財課	早池峰山と早池峰神楽に対しての市の体制のあり方について	国定公園である早池峰山と世界ユネスコ文化遺産の早池峰神楽に対して、環境保護や活動費用、援助等に係る市の予算はどれくらい取っているのか。	早池峰山については、岩手県が管理主体であるが大迫総合支所においても予算を確保し、監視員や施設の管理等をさせていただいている。 そのほか早池峰山に関係する岩手県、花巻市、宮古市、遠野市などの関係機関で協議会を設けており、シャトルバスや環境保全バスの運行などを実施している。 早池峰神楽については、教育委員会文化財課で担当しているが、大迫総合支所においては「神楽の日」として1、8、12月を除き月に1回、第2日曜日に大迫交流活性化センターにて岳神楽、大償神楽、八木巻神楽の公演の機会を作り実施している。 文化財課では、古民家での神楽や郷土文化保存伝習館での岳神楽の公演、郷土芸能鑑賞会など、郷土芸能の伝承の機会を作っている。 （参考）民俗芸能の用具等修理への補助メニューあり。（市「文化財保存事業費補助金」、国補助金R4岳神楽採択）	【大迫総合支所地域振興課】 早池峰国定公園については、岩手県が管理主体であるが、河原の坊総合休憩所と早池峰山山頂避難小屋の維持管理については、花巻市が受託しており、鞍頭山避難小屋やうすゆき山荘など花巻市が設置している施設も含めた令和5年度の自然公園施設の維持管理費に係る花巻市の当初予算については１，５９７千円となっている。 自然環境保全を図る取り組みとしては、岩手県、花巻市、宮古市、遠野市などの関係機関で構成している早池峰国定公園地域協議会によるシャトルバス運行や花巻市が行っている環境保全バスの運行により、登山者のマイカー等の乗り入れを抑えることにより自然環境の保全を図っている。その他、岩手県から委託を受けて設置している自然公園保護管理員など、早池峰国定公園の自然環境保全活動に係る令和5年度の花巻市の当初予算については５，４１４千円となっている。 【文化財課】 早池峰神楽の保存会に対する直接の活動支援金の予算は無し。 活動発表の機会として市主催民俗芸能公演を R4は5回実施（うち3公演に岳神楽・大償神楽が出演）。 用具修理等への補助金（国庫補助R4岳神楽採択。市補助金への岳・大償神楽の応募なし）。 R4に神楽の全国組織である「全国神楽継承・振興協議会」へ加入、全国的な情報交換と日本の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して気運醸成を推進する。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	対応方 未着手・継続中 or 完了
270	R4.10.28	市政懇談会	笹間	生涯学習部 農林部	生涯学習課 農政課	笹間第二小学校跡地の利活用について	笹間第二小学校は令和5年4月1日に笹間第一小学校との統合により、明治9年に横志田小学校として開校して以来、147年の歴史に幕を閉じる。その跡地の利活用については今年4月に地区民へのアンケートを実施したところ、アンケートの結果は多岐に亘り様々な意見が出た。横尻地区でもアンケート結果を基に利活用の検討会を開催した経過にある。 その跡地の利活用について、何点か提案する。 1点目は、自然体験の研修施設としての利用である。以前花巻市は近隣に「古代むら」の施設を設置していた。今回の跡地利用として花巻市が管理運営する宿泊研修施設としての利用を希望する。周辺には山があり、川があり、農地があることで自然体験や農業体験ができる環境にあり、花巻市内の小中学校に限らず、広く活用を促すことで地域の活性化にも繋がると考える。	【生涯学習部長】 古代むらは、子供たちが自然体験を行うための施設として、小中学生の利用が多かったと認識している。しかしながら、児童生徒数も減ってきた中で廃止した経緯があり、野外活動センターなど県の施設も集約されてきた状況において、新たに施設を整備して運営することは困難と考えている。 【農林部長】 現在、市における農業体験等の取り組みとしては、花巻農業協同組合が事務局となり活動している「はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会」が主体となり、受け入れを希望する農家が、主に小中学生の農業体験等の受け入れを行っているところである。 農業体験等の受け入れ実績については、コロナ禍前の令和元年度には、市外からの小中学生9校717人の受け入れを行っている。 近年は、コロナ禍の影響により、市外からの受け入れは困難な状況にあるが、市内の小学生を保護者を対象として農業体験ができる機会を設けており、令和3年度には16校384人の受け入れを行った。 跡地利用について、校舎等の施設を宿泊施設等として利用することは、現時点においては考えていないが、地域として周辺環境を活かした自然体験や農業体験などを検討する際は、「はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会」との連携も可能と考えられることから、ご相談いただくようお願いしたい。	【生涯学習課】 古代むらは、子供たちが自然体験を行うための施設として、小中学生の利用が多かったと認識している。しかし、児童生徒数も減ってきた中で廃止した経緯があり、野外活動センターなど県の施設も集約されてきた状況において、新たに施設を整備して運営することは困難と考えている。 【農政課】 現在、市における農業体験等の取り組みとしては、花巻農業協同組合が事務局となり活動している「はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会」が主体となり、受け入れを希望する農家が、主に小中学生の農業体験等の受け入れを行っているところである。 農業体験等の受け入れ実績については、コロナ禍前の令和元年度には、市外からの小中学生9校717人の受け入れを行っている。 近年は、コロナ禍の影響はあるものの、令和4年度には22校764人の受け入れを行った。 跡地利用について、校舎等の施設を宿泊施設等として利用することは、現時点においては考えていないが、地域として周辺環境を活かした自然体験や農業体験などを検討する際は、「はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会」との連携も可能と考えられることから、ご相談いただきたい。	完了
271	R4.10.28	市政懇談会	笹間	生涯学習部 地域振興部	生涯学習課 スポーツ振興課 地域づくり課	笹間第二小学校跡地の利活用について	2点目は、研修施設が叶わないならば、まなび学園及び笹間振興センターの補完施設としての活用である。 まなび学園及び笹間振興センターの補完施設として市民が自由に使用出来る公共施設として活用していきたい。教室は講座や研修スペースとして、体育館は雨天時や冬期間の健康増進にかかる各種スポーツやスポ少及びクラブ活動等に使用できるように整備改修していただきたい。 3点目は、体育館及び校舎は笹間地区コミュニティ会議の指定管理施設として維持管理していくことが出来ないか検討していただきたい。	【生涯学習部長】 まなび学園は社会教育施設として運営しているものであるが、その補完施設として維持管理する場合には人員等もかかることになるため、現時点においては市が社会教育施設として整備することは難しいと考える。 先日の区長会の要望の際にもお話ししているが、コミュニティ会議や地域で意向がある場合には、活用方法について協議もしていきたい。 また、体育館の整備については、区長会からの要望の際に、人工芝やクレーコートの施設にしてほしいという要望があった。このことについても、本当にそのような需要があるか、また、床を取った際に構造的に問題がないのかなど検討する必要がある。人工芝やクレーコートの施設に需要がある場合には、建物の強度や耐震性に影響はないのかなど、専門家の調査も必要になってくると考えている。どのような活用をしていくかについては、地域の皆様と協議していければいいと思う。 【地域振興部長】 現在、市内には27のコミュニティ地区があり、各コミュニティ地区には、原則として振興センターなど地域住民が利活用できる拠点施設を市が設置し必要な管理を行っているが、各地区に振興センター1か所と考えており、地域バランスの観点からも笹間振興センターの補完施設として利活用することは考えていない。 笹間振興センターは今後、長寿命化に向けた改修を予定しており、その際には地域の皆様からご意見を伺い、必要な機能改善などに努めてまいりたい。	【生涯学習課】 まなび学園は社会教育施設として運営しているものであるが、その補完施設として維持管理する場合には人員等もかかることになるため、現時点においては市が社会教育施設として整備することは難しいと考える。 【スポーツ振興課】 どのような活用をしていけばいいかについては、地域の皆様の意見が重要と考えている。区長会からの要望の際に、人工芝やクレーコートの施設にしてほしいという要望があったが、それについても、そのような需要がある場合は構造的に問題がないのかなど検討する必要がある。専門家の調査も必要になってくると考えている。 【地域づくり課】 現在、市内には27のコミュニティ地区があり、各コミュニティ地区には、原則として振興センターなど地域住民が利活用できる拠点施設を市が設置し必要な管理を行っているが、各地区に振興センター1か所と考えており、地域バランスの観点からも笹間振興センターの補完施設として利活用することは考えていない。 笹間振興センターは今後、長寿命化に向けた改修を予定しており、その際には地域の皆様からご意見を伺い、必要な機能改善などに努めてまいりたい。	継続中
272	R4.10.28	市政懇談会	笹間	建設部	都市政策課 建築住宅課	空き家、空き地対策＝人口減少対策について	当笹間地区は花巻市内でも人口減少が著しく、このままでは地域運営もとより市行政運営もままならないのが実情である。この問題感を行政するためには抜本的な定住人口増加の施策が必要と思われる。こういう中で大きなチャンスと捉えられるのが隣の北上市の動向である。キオクシアがあったと北上工業団地拡張増設工事。当笹間地区のすぐ隣の後藤野工業団地も造成拡張工事中。飯豊中学校すぐそばに新設中の飯豊工業団地も現在造成工事中。更には花巻市で山の神地区に計画中の花巻産業団地等々など、労働人口の大幅な増加が予測される。労働人口の増加は居住人口の増加とイコールで、当地区は列記した工業団地から往車で5分～15分以内に立地し、居住地としてのアクセスが最適と思われる。更に当地区の土地評価額が安価であることも大きな利点と考える。 上記を踏まえ、第1段階として、かつて笹間の中心地であった森木行政区「舘地区」の空き家、空き地の整備宅地造成などの再開発を不動産デベロッパーに企画立案してもらい、分譲など具体策を講じ、居住人口の増加をと考えているが、いかがなるのか。花巻市として、支援・協力できないか。 例えば、舘地区に50世帯（1世帯3．7人）が新たに定住した場合、185人の人口増が期待できる。	【都市政策課長】 市では、花巻市立地適正化計画で定めている居住誘導区域外において、3戸以上の住宅建築、又は、1戸又は2戸であっても敷地面積が1,000㎡以上の住宅建築を目的とした宅地分譲等の開発行為を行う場合や、一度に3戸以上の住宅を新築する場合、又は建築物を改築または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合などに、事前届出を義務付けている。立地適正化計画を策定した平成28年6月から令和4年10月28日現在まで、花巻地域においては37件の届出件数があるが、湯口、湯本、太田、笹間の4地区では届出がない状況である。 また、市では民間の良好な宅地開発の促進を図るため、面積3,000㎡未満の宅地開発を行う民間事業者に対し、宅地開発事業に係る費用の一部を補助する「花巻市民間宅地開発支援事業補助金」を令和3年度に創設しており、現在までに4件の事業認定をしている。当該補助金は、花巻市立地適正化計画で定めている居住誘導区域等を対象としているため、笹間地区は対象外であり、対象エリアの拡大については、今後の民間の宅地開発に注視してまいりたい。 【建築住宅課長】 舘地区の空き家・空地の場所へ宅地開発する際の支援について、舘地区内には市が把握している空き家は8件ほどあるが、空き家は所有者等により利活用、もしくは処分等を計画していくものと考えている。令和3年度から新たな取り組みとして、空き家を解体した場所に新たに住居や店舗などを新築する場合において、解体費の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用補助金」を創設している。この補助金は空き家の所有者等のほかに所有者等から同意を得たものが利用できるものであり、仮に、不動産デベロッパーが空き家を解体し、新たな宅地造成を行い新築する場合などにも活用できるものとなっている。	【都市政策課】 市では、花巻市立地適正化計画で定めている居住誘導区域外において、3戸以上の住宅建築、又は、1戸又は2戸であっても敷地面積が1,000㎡以上の住宅建築を目的とした宅地分譲等の開発行為を行う場合や、一度に3戸以上の住宅を新築する場合、又は建築物を改築または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合などに、事前届出を義務付けている。立地適正化計画を策定した平成28年6月から令和4年10月28日現在まで、花巻地域においては37件の届出件数があるが、湯口、湯本、太田、笹間の4地区では届出がない状況である。 また、市では民間の良好な宅地開発の促進を図るため、面積3,000㎡未満の宅地開発を行う民間事業者に対し、宅地開発事業に係る費用の一部を補助する「花巻市民間宅地開発支援事業補助金」を令和3年度に創設しており、現在までに4件の事業認定をしている。当該補助金は、花巻市立地適正化計画で定めている居住誘導区域等を対象としているため、笹間地区は対象外であり、対象エリアの拡大については、今後の民間の宅地開発に注視してまいりたい。 【建築住宅課】 舘地区の空き家・空地の場所へ宅地開発する際の支援について、舘地区内には市が把握している空き家は8件ほどあるが、空き家は所有者等により利活用、もしくは処分等を計画していくものと考えている。 令和3年度から新たな取り組みとして、空き家を解体した場所に新たに住居や店舗などを新築する場合において、解体費の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用補助金」を創設している。この補助金は空き家の所有者等のほかに所有者等から同意を得たものが利用できるものであり、仮に、不動産デベロッパーが空き家を解体し、新たな宅地造成を行い新築する場合などにも活用できるものとなっている。	完了
273	R4.10.28	市政懇談会	笹間	建設部 地域振興部	建築住宅課 定住推進課	空き家、空き地対策＝人口減少対策について	空き家、空き地の相続人やその関係者へ、今後についての聞き取りや交渉などが市がどこまで支援協力してくれるのか、また、相続人が特定できない特異なケースなどへの対応はどうか。 相続人の聞き取りには個人情報などデリケートな要素を多く含んでおり、個人や不動産関係者でできることには限界があると思う。	【建築住宅課長】 空き家の所有者等の情報については、個人情報保護法の観点から、市から地元や関発事業者に対して相続人等の情報を教えることはできず、また、所有者に対する聞き取りや調査は可能だが、その情報を開発事業者等に与える行為はできないことになっている。 相続人が特定できない特異なケースについては、空き家の管理状況が著く、倒壊のおそれのあるような危険な状態の空き家は、特定空家等に指定し「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、建物の除却や立木の伐採などの略式代執行を行うことになる。 所有者等が不明な空家等の売買などに関わる案件については、司法書士会や宅地建物取引業協会等の専門団体と連携して空家相談窓口を設けているので、建築住宅課に相談いただきたい。 【地域振興部長】 市では空家等の有効活用を通して、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年度に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動産事業者と連携し、空き家バンクへの登録物件の募集・相談に広く対応するとともに、空き家の情報提供を行っている。 また、この情報提供した空き家については、不動産業者の仲介により、物件登録された方と利用登録者との間で合意した場合に空き家の売買または賃貸借契約を行うものである。 空き家の登録にあっては、登記物件であり、所有者が立ち合いのもと、市と不動産事業者で現地確認を行った上で、登録可能な物件について、空き家バンクへの登録を行っているものであり、登記物件を前提としていることから、相続人が特定できないケースや、特異なケースなどについては登録することができないこととなっている。 空き家バンクについては、平成27年から今年の9月までの間に、花巻市全体で302件の登録があり、そのうちの163件について、売買や賃貸の契約が結ばれている。	【建築住宅課】 空き家の所有者等の情報については、個人情報保護法の観点から、市から地元や開発事業者に対して相続人等の情報を教えることはできず、また、所有者に対する聞き取りや調査は可能だが、その情報を開発事業者等に与える行為はできないことになっている。 相続人が特定できない特異なケースについては、空き家の管理状況が著く、倒壊のおそれのあるような危険な状態の空き家は、特定空家等に指定し「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、建物の除却や立木の伐採などの略式代執行を行うことになる。 所有者等が不明な空家等の売買などに関わる案件については、司法書士会や宅地建物取引業協会等の専門団体と連携して空家相談窓口を設けているので、建築住宅課に相談いただきたい。 【定住推進課】 市では空家等の有効活用を通して、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年度に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動産事業者と連携し、空き家バンクへの登録物件の募集・相談に広く対応するとともに、空き家の情報提供を行っている。 また、この情報提供した空き家については、不動産業者の仲介により、物件登録された方と利用登録者との間で合意した場合に空き家の売買または賃貸借契約を行うものである。 空き家の登録にあっては、登記物件であり、所有者が立ち合いのもと、市と不動産事業者で現地確認を行った上で、登録可能な物件について、空き家バンクへの登録を行っているものであり、登記物件を前提としていることから、相続人が特定できないケースや、特異なケースなどについては登録することができないこととなっている。 空き家バンクについては、平成27年から令和4年度末までの間に、花巻市全体で317件の登録があり、そのうちの174件について、売買や賃貸の契約が結ばれている。	完了
274	R4.10.28	市政懇談会	笹間	生涯学習部 地域振興部	スポーツ振興課 地域づくり課	笹間第二小学校跡地の利活用について	笹間第二小学校の跡地利用について、笹間地区ではアンケートをとったり、区長会やコミュニティ会議で協議を重ね、冬場や雨の日に活用できる方法がないか考えてきたが、それに対する回答が市で維持管理できないというものでは納得ができない。 跡地中学校の船活動や高齢の方々のゲートボールなど、冬場や雨の日は活動ができない状況がある。 地域の方々のそうした活動を保障するためにも、地域と一緒になって検討し、実現できるよう取り計らってほしい。	【生涯学習部長】 体育館のクレーコート化等については、できないということではなく、地域の皆様と相談しながら検討していきたいということである。 体育館をクレーコートや人工芝にすることについては、構造的に可能かどうかなど専門家に聞いて調査する必要があると思っている。 体育館をクレーコート等に変えて使いたいという地域の方々の意見があるのであれば、市で直接管理するのは難しいかもしれないが、地域の方や学校で使えるように整備することは可能だと思うので、地域の皆様と一緒に考えていきたい。 【地域振興部長】 今回のテーマとして、振興センターの補完施設などと具体的な活用方法を挙げていただいていたところであり、それについては現時点では難しいと話をしたところである。 4月からの利用について、例えば、グラウンドを使いたい、体育館を使いたいなどの要望があれば、それに沿った形で電気をよめないようにするなど対応していきたいと思っているので、ご意見があればお聞かせ願いたい。	【スポーツ振興課】 どのような活用をしていけばいいかについては、地域の皆様の意見が重要と考えている。体育館のクレーコート化等については、できないということではなく、地域の皆様と相談しながら検討していきたいということである。 体育館をクレーコートや人工芝にすることについては、構造的に可能かどうかなど専門家に聞いて調査する必要があると思っている。 【地域づくり課】 振興センターの補完施設など具体的な活用方法を挙げていただいていたが、現時点では困難である。 今後の利用については、グラウンドや体育館、校舎の要望をお伺いしたが、利用内容によっては、建築基準法や消防法の条件をクリアしなければならないために、さらに詳しく利用内容を確認しているところである。	継続中
275	R4.10.28	市政懇談会	笹間	建設部	建築住宅課	地域の活性化に対する行政の対応について	舘地区に空き家や空き地が多くなったと感じている。 笹間地区は止上につながる県道がネあり、非常に交通の便がいいところである。 地域の中で、該の活性化を図る必要があると思い、地域でいろいろと検討しているが、行政としてどのように協力していただけるものか。	空き家に関しては、様々な補助制度を設けており、空き家を活用して定住に結びつけるために、県外や市外から来て空き家を取得したり、借りたりする場合に補助を出している。また、笹間地区では農地付きの空き家もあると思うが、そうした空き家を購入等する場合には最大200万円の補助もしており、県内自治体と比べても積極的に取り組んでいると思っている。 空き家については、相続等の権利の問題があったり、所有者が空き家を解体する際にも費用が掛かるという悩みもあると思われる。そうした悩みをお持ちの方に対して、市では、司法書士や測量士、建築士会の方々などと協定を結んで連携して対応しているほか、毎年お盆の時期に空き家相談会を開催しており、今年も22件の相談をいただいたところである。 花巻市においては、ここ3年ほど関は、転入転出による人口の増減である社会増減は増加となっている。最初はキオクシアの影響もあったと思うが、それ以外の面でも、保育料の無償化や医療費の軽減などが育て支援に力を入れて取り組んでおり、そうした取組が評価されているものと思っている。 また、キオクシアをはじめ企業の投資効果を市に呼び込むために、新たに山の神に産業団地を整備することとしているほか、住宅開発を進めるために、小規模な宅地開発等をする事業者への支援をするなどの取組をしているところであり、皆様の意見を伺いながらさらに検討を進めていきたい。	空き家に関しては、様々な補助制度を設けており、空き家を活用して定住に結びつけるために、県外や市外から来て空き家を取得したり、借りたりする場合に補助を出している。また、笹間地区では農地付きの空き家もあると思うが、そうした空き家を購入等する場合には最大200万円の補助もしており、県内自治体と比べても積極的に取り組んでいると思っている。 空き家については、相続等の権利の問題があったり、所有者が空き家を解体する際にも費用が掛かるという悩みもあると思われる。そうした悩みをお持ちの方に対して、市では、司法書士や測量士、建築士会の方々などと協定を結んで連携して対応しているほか、毎年お盆の時期に空き家相談会を開催しており、今年も22件の相談をいただいたところである。 花巻市においては、ここ3年ほど関は、転入転出による人口の増減である社会増減は増加となっている。最初はキオクシアの影響もあったと思うが、それ以外の面でも、保育料の無償化や医療費の軽減などが育て支援に力を入れて取り組んでおり、そうした取組が評価されているものと思っている。 また、キオクシアをはじめ企業の投資効果を市に呼び込むために、新たに山の神に産業団地を整備することとしているほか、住宅開発を進めるために、小規模な宅地開発等をする事業者への支援をするなどの取組をしているところであり、皆様の意見を伺いながらさらに検討を進めていきたい。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【参考】未着手・継続中 or 完了
276	R4.10.28	市政懇談会	笹間	生涯学習部 商工観光部	生涯学習課 商工労政課 観光課	笹間第二小学校跡地の利活用について	自分が小学生の頃はほとんどが農家であったが、笹間に6000人近くいた。今は農業の衰退もあり、3000人を下回る状況となっており、産業化を考える必要があると思い、2点提案したい。 1点目は、小規模修学旅行の拠点施設としての活用である。最近では、小中学校の修学旅行で、小グループの具体的な目的を持った研修が行われるようになってきている。天体観測や地質観察などやれることは様々あると思うので、そうしたことをするための施設として活用することはどうか。 2点目は、キオクシアの研修施設としての活用である。キオクシアの研修は三重県に行かなければいけない状況のようだが、研修の一部を笹間で引き受けることができれば、北上のキオクシアに勤める方も楽になると思う。 また、研修が軌道に乗ったら、研修の規模を拡大していくことで、一時的な滞在人口の増加や花巻温泉の利用者の増加につながると考える。 さらに、そうした方々の中で、花巻の企業に転職する人や、市の起業に関する支援を活用して独立する人が出てくれば、空き家、空き地の活用も進めたと思う。 いずれの場合も、産学をする場合には、そのまま教室を使えると思う。修学旅行でスポーツをしたいという場合にも、笹間第二小学校で産学をした後、太田の施設で実技をするなどできると思う。	【生涯学習部長】 小規模修学旅行の拠点として活用するというのは、面白い意見だと思う。宿泊については、温泉の営業に支障が出ないように考慮する必要があると思うが、修学旅行の拠点施設として活用できる可能性はあると思う。 市内には、北上川でボートに乗って自然体験をさせている市民団体があり、修学旅行の対応もしている。笹間地区においても、例えば、農業体験の研修をしていただける団体があり、施設があれば対応できるということであれば、そういった活用策も考えられる。 先ほども説明したとおり、来年からすぐにとはいかないと思うが、今後の活用策については地元の方々の意見を聞きながら検討していきたいと思っているので、一つのアイデアとしてお受けしたい。 また、キオクシアの研修施設としての活用についても、初めていただいたご意見であり、会社としての需要があるのかなど全く調査をしていない段階であるため、まずはご意見として承る。 【副市長】 今の修学旅行は、グループ毎にやりたいことを考えて研修するというのが主流になってきている。また、体験型の修学旅行が人気となっているようなので、研修の拠点施設としての活用は面白いアイデアだと思う。 キオクシアの研修施設とすることについては、相手があることで市で決めることはできないが、ご意見としてお伺いする。	【生涯学習課】 今後の活用策については地元の方々の意見を聞きながら検討していきたいが、現時点においては市が社会教育施設等として整備することは難しいと考える。 【商工労政課】 近年の修学旅行は、学びや体験が重視されている。例えば、笹間地区において、農業などのその地域ならではの体験を提供いただける団体に笹間第二小学校跡地を活用いただけるのであれば、修学旅行の拠点施設としてのニーズはあると考えられる。 キオクシアの研修施設とすることについては、市で決めることはできないが、ご意見としてお伺いする。	継続中
277	R4.10.28	市政懇談会	笹間	商工観光部	商工労政課	笹間第二小学校跡地の利活用について	笹間第二小学校の利活用について、今後市と地域で協議をしていきたいとのことであったが、例に、どこかの企業で笹間第二小学校を購入したいという話があった場合、市としては地域と企業のどちらを優先するのか。	地域の拠点となってきた場所であり、地域の皆様の意見を伺いながらと検討することになる。 実際に企業から購入したい旨の話があった際には、地域の皆様に情報提供し、意見を伺った上で、企業への売却等の可否を決定することになる。	地域の拠点となってきた場所であり、地域の皆様の意見を伺いながら検討することになる。 実際に企業から購入したい旨の話があった際には、地域の皆様に情報提供し、意見を伺った上で、企業への売却等の可否を決定することになる。	継続中
278	R4.10.28	市政懇談会	笹間	地域振興部	定住推進課	空き家に関する制度の周知について	空き家バンクのパンフレットを初めて見たが、市で空き家の移ちき や相続人を把握しているのであれば、資料を送付して、市で設けている制度などについて情報提供をしていただきたい。	空き家に関する制度については、市のホームページに掲載しているほか、固定資産税の納税通知を出す際に、空き家バンクについてお知らせする通知を同封するなど周知を図っているところであるが、周知が不足している部分はあると思う。 不動産業者とも連携しており、相談に来た方には説明ができる体制をとっているが、より多くの方に制度を知ってもらえるよう、今後も周知に努めていきたい。	空き家に関する制度については、市のホームページに掲載しているほか、固定資産税の納税通知を出す際に、空き家バンクについてお知らせする通知を同封するなど周知を図っているところであるが、周知が不足している部分はあると思う。 不動産業者とも連携しており、相談に来た方には説明ができる体制をとっているが、より多くの方に制度を知ってもらえるよう、今後も周知に努めていきたい。	完了
279	R4.10.28	市政懇談会	笹間	総合政策部	秘書政策課	市の取組に関する周知について	このような懇談会などの場で説明される内容について、初めて聞くということが多く、PRが不足していると思う。 例えば、労働組合などの組織を通じて市の取組をPRするなど、泥臭く定住人口を獲得する努力が必要なのではないか。	市としてはしっかりとPRをしているつもりでも、市民の皆様に届いていないということは、周知の仕方を考える必要があるのだと思う。 新聞記事に他市町村の取組が掲載されることがあるが、中には花巻の方が先に取り組んでいるというものもある。 市民の皆様に市の取り組み等を知っていただくために、今後も周知のあり方を検討していきたい。	市では、広報はなまき、ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）、マスコミへの情報提供など複数の方法で、あら ゆる世代の市民へ市の事業やイベント等の周知ができるよう心掛けている。今後も継続して効果的な情報発信に努めていく。	完了
280	R4.10.28	市政懇談会	笹間	建設部	道路課 公園緑地課	道の駅周辺への公園整備について	昨年の市政懇談会の際に、「子ども達が遊ぶ公園を作ってほしい」という話があった。場所としては道の駅周辺がいいという意見であったが、当時は検討したいという回答であった。 その後、どのような検討をしているのか、作る予定があるのかについて、伺いたい。	子育て世代の方々からは、「子ども達を遊ばせる場所がない」という意見も寄せられている。 矢巾町 や北上市では屋内で遊ばせるような施設があり、そういった施設も必要だと考えている。 また、公園については、遊具が老朽化した場合に怪我をする危険性があるということで、花巻市公園等施設長寿命化計画を令和2年度に策定して順次、遊具等の更新をしているが、利用者が少ない公園の遊具等については撤去した後に再度の設置をしてこなかった公園もある。しかしながら、屋外で安心して遊ばせる場所も必要ということで、全ての公園に整備するということにはならないが、市内の何か所かの公園に遊具などを整備し、安心して遊べる公園を整備するということを検討している。具体的な場所は決まっておらず、笹間地区にそういった公園を整備すると約束することはできないが、引き続き検討をしていきたい。	子育て世代の方々からは、「子ども達を遊ばせる場所がない」という意見も寄せられている。 矢巾町 や北上市では屋内で遊ばせるような施設があり、そういった施設も必要だと考えている。 また、公園については、遊具が老朽化した場合に怪我をする危険性があるということで、花巻市公園等施設長寿命化計画を令和2年度に策定して順次、遊具等の更新をしているが、利用者が少ない公園の遊具等については撤去した後に再度の設置をしてこなかった公園もある。しかしながら、屋外で安心して遊ばせる場所も必要ということで、全ての公園に整備するということにはならないが、市内の何か所かの公園に遊具などを整備し、安心して遊べる公園を整備するということを検討している。具体的な場所は決まっておらず、笹間地区にそういった公園を整備すると約束することはできないが、引き続き検討をしていきたい。	継続中
281	R4.10.28	市政懇談会	笹間	農林部	農政課	農業施策の周知について	笹間地域は農業の活性化を進めなければいけない地域だが、後継者不足など、農業に対して苦しい声が上がっている状況である。 今後の対応策について、広報などでもいいが、農家が分かりやすいように、希望を持てるような情報を流していただきたい。	コロナ禍で米価も下がり、農業者にとっては非常に苦しい2年間だったと思う。今回、米価は昨年よりも上がったものの、コロナ前には戻っていない状況である。 市としては、9月に補正予算が認められたことから、肥料や飼の高騰分に対する支援をすることとしている。 こうした苦しい情勢の中でも、農業者の意欲が削がれることがないよう、市としても支援を続けていきたい。	需要減少やコロナ禍による米価下落、近年の世界情勢における資材高騰に対し、各種補助事業を実施しており、市広報はなまきや市ホームページを通じ情報を提供している。 また、飼料作物については、令和4年9月補正にて「飼料購入緊急支援事業」を予算措置し、畜産物の生産を目的として購入した輸入粗飼料、国産粗飼料、配合飼料購入経費の一部を支援したところである。 【実績】 ・R4.4月～9月購入分の補助件数　113件　18,858,053円 ・R4.10月～12月購入分の補助件数　109件　14,614,113円 ・R5年1月～3月購入分については R5年度へ14,740千円を繰越し補助する。 ・R5年度購入分については64,442千円を予算措置済み。 肥料についても令和4年7月から令和5年6月までに購入した肥料価格の5%を支援することとしている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【内容】未着手・継続中 or 完了
282	R4.11.11	市政懇談会	花南	商工観光部 建設部	商工労政課 道路課	花南地区における産業・交通インフラ整備の進捗状況について	花巻市都市計画マスタープラン変更によって県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点として期待される花南地区。 現在、整備計画が進む花南地区産業団地や、（仮称）花巻PASマートインターチェンジ及び接続する都市計画道路山の神踏切線、市道上町成田線南城工区の道路・歩道整備、国道4号線の4車線化などについて進捗状況や整備完了の目途をお聞いたします。	【商工労政課長】 本市の産業団地の整備については、令和元年度に策定した国土利用計画花巻市計画で市内5ヶ所（二枚橋、南寺林、花巻流通業務団地西脇、実相寺・山の神、（仮称）花巻スマートインターチェンジ周辺）を候補地として位置付けている。 実相寺・山の神地区（通称：花南地区）については、都市計画上、第1種低層住居専用地域となっており、スピーディな産業団地の整備が可能なエリアであることから、（仮称）花巻スマートインターチェンジや市道山の神踏切線などのインフラ整備を視野に入れた産業団地整備の可能性を検討するため、計画の策定や各種調査などを令和2年度から実施し、全33haの計画面積のうち中央部の約12haを整備する方針を固め、今年度は用地買収や支障物件の補償、実施設計の実施など、本格的な整備に向けて取り組んだ。特に用地買収や支障物件の補償については、地元地権者や物件所有者の特段のご理解、ご協力をいただき、概ね順調に進んでいるものと理解しており、この場をお借りして御礼申し上げる。 花南地区の新たな産業団地は、スマートICや国道4号、さらには市道山の神踏切線などの主要道路に近接しているほか、北上市に隣接する地理的条件を兼備していること、さらには、分譲開始時期などの照会を電話などで複数いただいていることを勘案すると、企業側からも当該団地に興味を持っていただいているものと感じている。 令和5年度以降は、埋蔵文化財の発掘調査や各種申請手続きと並成にかかる本工事、附帯工事の施工などを予定しており、これらが順調に進むと仮定すると、令和7年度からの分譲となると見込んでいるが、前述の各種調査や手続きの他、工法を工夫することなどにより、1日でも早い分譲ができるよう検討を進めている。なお、残る約21haの整備、拡張については、企業側からの照会、引き合いが寄せられていることから、残るエリアの拡張についても進める方向で目指してまいりたい。 また、団地内には、一定割合（整備面積の3%以上）の面積を有する公園を整備する必要があるが、分散配置ではなく、今回整備予定の中央部に集約配置（約1ha程度）する計画で進めている。整備にあたっては、庁内の関係課と協議、調整を行っているほか、どのような公園の整備が望ましいのか、地元や利用が想定される子育て世代の意見を反映させ、魅力があり利便性の高い公園の整備を検討していきたいと考えており、南城小学校の保護者の皆様や各保育園の保護者の皆様、コミュニティ会議の皆様など、多くの方にアンケートをお願いしたいと考えているので、ぜひ協力いただきたい。 【道路課長】 現在整備を進めている(仮称)花巻PASマートインターチェンジについては、令和3年10月よりNEXCO東日本で土工事を施工しているが、今後、NEXCO東日本が施工する舗装工事や建築工事、岩手県が施工する一般農道花巻和賀線の右折レーン設置工事が実施される予定であり、令和5年度中の開通を目標とした。 次に、都市計画道路山の神踏切線について、一般農道山の神西宮野目線から市道瀬畑口下根子線までの第1工区860mは令和3年12月24日に供用開始している。南踏切町より西側の市道不動下根子線から一般農道花巻和賀線までの第2工区460mは令和4年12月1日に開通し、これをもって全線開通となる。 山の神踏切線の安全対策については、令和3年12月に供用開始した第1工区の瀬畑口下根子線との交差点において、供用開始以降今年10月末までに7件の交通事故が発生しており、市では今年3月にカラー舗装をし、10月には電光掲示板を設置することで、運転者に対する注意喚起の対策を行っている。また、岩手県公安委員会においては今年11月中に市道瀬畑口下根子線側に「止まれ」の規制標識と、交差点西側に山の神踏切線を横断する「横断歩道」を設置する予定としている。 なお山の神踏切線は、来年度予定されている（仮称）花巻PASマートインターチェンジの供用開始に伴って交通量の増加が見込まれることから、市は全線の主要な交差点6箇所（一般農道花巻和賀線、（仮称）花巻PASマートインターチェンジ入口、市道不動下根子線、市道瀬畑口下根子線、市道材木町山の神線、一般農道山の神西宮野目線）への信号機の設置について、花巻警察署及び岩手県警察本部交通規制課に対して要望を行っているところであり、今後の状況に注視しながら引き続き安全対策に努めてまいりたい。 市道上町成田線南城工区については、令和元年度から測量設計を行っており、令和3年9月から令和4年8月の工期で南城小学校校庭南側交差点から北上方面に向かって221mの区間の車道拡幅（東側）を行っている。また、北上側終点から花巻方面に向かって57mの区間については西側歩道を施工している。 現在は用地買収の交渉を行っているが、難航している状態であり、ご協力いただけるよう今後も用地交渉を継続していく。 今年8月11日から14日の豪雨により、「奥州街道なごりの松」の周辺で土砂崩れが発生したが、市ではブルーシートをかけて養生をし、悪化しないように対策をとってきた。現在は復旧に向けてボーリング調査を行うなど、対策工事を実施するための工法等の検討を行っている。また、現場に異常がないか傾斜監視をしており、現時点では大きな変化は見られないが、今後も継続して監視を行っていく。 一般国道4号北上花巻道路の4車線拡幅事業は、令和2年度から事業着手しており、今年度は用地取得協議や道路設計に加え、北上市側の既に国有地となっている箇所について、小規模ながら工事着手しいると伺っている。来年度も引き続き、用地取得協議や道路設計及び工事の進捗を図る予定と伺っているが、花巻市側の工事着手や整備完了の目処については、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に伺ったところ、「現状は用地取得協議を継続している段階であり、整備完了等の目処については明確にお答えできない状況ですが、国土交通省では「5年で見えるみちづくり」として、概ね5年間の開通見通しを公表する取り組みを行っており、用地買収の目処が立った時点で完成予定時期を公表して参りたい。」との回答であった。 市としては、早期完成が図られるよう用地協議等において引き続き協力して参りたいと考えている。	【商工労政課】 本市の産業団地の整備については、令和元年度に策定した国土利用計画花巻市計画で市内5ヶ所（二枚橋、南寺林、花巻流通業務団地西脇、実相寺・山の神、（仮称）花巻スマートインターチェンジ周辺）を候補地として位置付けている。 実相寺・山の神地区（通称：花南地区）については、都市計画上、第1種低層住居専用地域となっており、スピーディな産業団地の整備が可能なエリアであることから、花巻PASマートICや市道山の神踏切線などのインフラ整備を視野に入れた産業団地整備の可能性を検討するため、計画の策定や各種調査などを令和2年度から実施し、全33haの計画面積のうち中央部の約12haを整備する方針を固め、令和4年度は用地買収や支障物件の補償、実施設計の実施など、本格的な整備に向けて取り組んだ。特に用地買収や支障物件の補償については、地元地権者や物件所有者の特段のご理解、ご協力をいただき、順調に進んでいる。 花南地区の新たな産業団地は、スマートICや国道4号、さらには市道山の神踏切線などの主要道路に近接しているほか、北上市に隣接する地理的条件を兼備していること、さらには、分譲開始時期などの照会を電話などで複数いただいていることを勘案すると、企業側からも当該団地に興味を持っていただいているものと感じている。 令和5年度以降は、埋蔵文化財の発掘調査や各種申請手続きと並成にかかる本工事、附帯工事の施工などを予定しており、これらが順調に進むと仮定すると、令和7年度からの分譲となると見込んでいるが、前述の各種調査や手続きの他、工法を工夫することなどにより、1日でも早い分譲ができるよう検討を進めている。なお、残る約21haの整備、拡張については、企業側からの照会、引き合いが寄せられていることから、令和5年度に残るエリアの基本設計業務や支障木除去などを進めることとしている。 また、団地内には、一定割合（整備面積の3%以上）の面積を有する公園を整備する必要があるが、分散配置ではなく、今回整備予定の中央部に集約配置（約1ha程度）する計画で進めている。整備にあたっては、庁内の関係課と協議、調整を行っているほか、どのような公園の整備が望ましいのか、地元や利用が想定される子育て世代の意見を反映させ、魅力があり利便性の高い公園の整備を検討していきたいと考えており、南城小学校の保護者の皆様や各保育園の保護者の皆様、コミュニティ会議の皆様、約1,200名にアンケートをお願いしたところ、半数の約600人から回答をいただいた。この回答を集計した結果を令和5年度に広報はなまきや市のホームページに掲載予定である。 【道路課】 現在整備を進めている(仮称)花巻PASマートインターチェンジについては、令和3年10月よりNEXCO東日本で土工事を施工しているが、今後、NEXCO東日本が施工する舗装工事や建築工事、岩手県が施工する一般農道花巻和賀線の右折レーン設置工事が実施される予定であり、令和5年度中の開通を目標とした。 次に、都市計画道路山の神踏切線について、一般農道山の神西宮野目線から市道瀬畑口下根子線までの第1工区860mは令和3年12月24日に供用開始している。南踏切町より西側の市道不動下根子線から一般農道花巻和賀線までの第2工区460mは令和4年12月1日に開通し、これをもって全線開通となる。 山の神踏切線の安全対策については、令和3年12月に供用開始した第1工区の瀬畑口下根子線との交差点において、供用開始以降今年10月末までに7件の交通事故が発生しており、市では今年3月にカラー舗装をし、10月には電光掲示板を設置することで、運転者に対する注意喚起の対策を行っている。また、岩手県公安委員会においては今年11月中に市道瀬畑口下根子線側に「止まれ」の規制標識と、交差点西側に山の神踏切線を横断する「横断歩道」を設置する予定としている。 なお山の神踏切線は、来年度予定されている(仮称)花巻PASマートインターチェンジの供用開始に伴って交通量の増加が見込まれることから、市は全線の主要な交差点6箇所（一般農道花巻和賀線、（仮称）花巻PASマートインターチェンジ入口、市道不動下根子線、市道瀬畑口下根子線、市道材木町山の神線、一般農道山の神西宮野目線）への信号機の設置について、花巻警察署及び岩手県警察本部交通規制課に対して要望を行っているところであり、今後の状況に注視しながら引き続き安全対策に努めてまいりたい。 市道上町成田線南城工区については、令和元年度から測量設計を行っており、令和3年9月から令和4年8月の工期で南城小学校校庭南側交差点から北上方面に向かって221mの区間の車道拡幅（東側）を行っている。また、北上側終点から花巻方面に向かって57mの区間については西側歩道を施工している。 現在は用地買収の交渉を行っているが、難航している状態であり、ご協力いただけるよう今後も用地交渉を継続していく。 今年8月11日から14日の豪雨により、「奥州街道なごりの松」の周辺で土砂崩れが発生したが、市ではブルーシートをかけて養生をし、悪化しないように対策をとってきた。現在は復旧に向けてボーリング調査を行うなど、対策工事を実施するための工法等の検討を行っている。また、現場に異常がないか傾斜監視をしており、現時点では大きな変化は見られないが、今後も継続して監視を行っていく。 一般国道4号北上花巻道路の4車線拡幅事業は、令和2年度から事業着手しており、今年度は用地取得協議や道路設計に加え、北上市側の既に国有地となっている箇所について、小規模ながら工事着手しいると伺っている。来年度も引き続き、用地取得協議や道路設計及び工事の進捗を図る予定と伺っているが、花巻市側の工事着手や整備完了の目処については、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に伺ったところ、「現状は用地取得協議を継続している段階であり、整備完了等の目処については明確にお答えできない状況ですが、国土交通省では「5年で見えるみちづくり」として、概ね5年間の開通見通しを公表する取り組みを行っており、用地買収の目処が立った時点で完成予定時期を公表して参りたい。」との回答であった。 市としては、早期完成が図られるよう用地協議等において引き続き協力して参りたいと考えている。	継続中
283	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	道路の安全性について	市道上町成田線について、朝方に子供の見守りのためにローソンの交差点付近に立っているが、交通量が増えてきている。 道路をよく見ると、亀裂が入って、それを埋めた跡があるように見える。 土砂崩れは予想外の大雨が降ったことが原因で起きたことなのかもしれないが、そこの道路は大型車も通っているので、心配である。	【道路課長】 崖が崩れた原因については、外部のコンサルタントに依頼をし、ボーリング調査を行っているところである。調査の途中経過として、大雨で表面が流れ落ちたことが原因で、古くからの要因が影響している可能性があるとお伺っている。崩れたことにより、表面が露出し、水が通っているところが確認できており、それも1か所からお出ているのではなく、いろんなところから湧き出ているお状況であった。コンサルタントの見解としては、川が流れた跡で、えぐれたような地形となっているところから、多かれ少なかれ徐々に流れ落ちているのだろうとのことであった。湧水については、おそらく一年中出続けているものと思われるが、この水は近くの高台に降った雨水が地下水として流れてきているとしか考えられず、それを止めることは難しいとの見解であった。 この部分について、早急に復旧工事をしなければいけないところであるが、対応について現在検討中である。 道路自体は、構造的に薄い舗装となっており、大型車が通行しても支障がないことからローソンの駐車場や整備完了の目処については、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に伺ったところ、「現状は用地取得協議を継続している段階であり、整備完了等の目処については明確にお答えできない状況ですが、国土交通省では「5年で見えるみちづくり」として、概ね5年間の開通見通しを公表する取り組みを行っており、用地買収の目処が立った時点で完成予定時期を公表して参りたい。」との回答であった。 市としては、早期完成が図られるよう用地協議等において引き続き協力して参りたいと考えている。 【市長】 当市の建設部長は国交省の方で技術者であることから、対策について聞いたところ、方法はあるということであったので、コンサルタントと打ち合わせをしながら、安全を守るための対策を検討をしている状況である。 修単位の費用が掛かることになるが、安全を守るために必要なことであるので、しっかりと対応していきたいと考えている。	R5.2.27市道上町成田線法面復旧に対する地元説明会を実施 新設したガードレールに変動はなく、湧水水位の影響により法面が崩落した。 路面クラックは法面崩落の影響ではなく交通量によるものと考えられ、クラック観測を行っているほか、伸縮計を設置して道路の変動を計測している。 軟弱地盤があるために車側への盛り土については工事費が膨大になることから行わないこととした。 名残りの松を残しながら法面対策（現場打ち法枠）を実施し、路肩のアースカーブについては復旧工事の際に検討する。 崩落部の復旧工事は令和5年度に着手し、その他歩道工事の影響がなく崩落していない南側の法面対策については、令和5年度に詳細設計を行う。	完了
284	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	「奥州街道なごりの松」の保存について	今の説明では崖崩れと提削道路拡幅工事には因果関係がないということであった、実際に撮った写真を見るとそうではないと思う。 「奥州街道なごりの松」は花南地区の最高の財産だと思っているが、根っこがかなり干断されており、このように傷つけられるのは心外である。もしもこの松がひっくり返るようなことがあれば、花南地区の最高の財産の損失である。	【道路課長】 ガードレールを新しくするための工事をする際に、草刈りなどをして表土が露出することなく、それが影響したことも否定できないと思っている。草の根がしっかりとしており、水が法面の表面を流れていけなかったところを、きれいに整形したことにより、水が表面を流れやすくなった可能性はあると思う。 コンサルタントの見立てとしては、川が流れた跡の場所であり、じわじわと崩れてきている地形であることから、今は松が横になって何とか生きている状況だが、今後も松が成長して重くなってくると、いずれは落ちてしまうことも考えられるとのことであった。 そうした情報を掴んでいることから、法面の対策工事をどういう方法で行えばいいか検討している段階であり、法面の保護と松を生かすことを両立できるのか、現時点で結論を出せていない状況である。 【市長】 整備を始める段階では、松は残して問題ないということで始めたものであるが、今のコンサルタントの話によると、壁面を強くすることと松を生かすことを両立できるか現時点では分からないということであるので、しっかりと調査をしてもらう。 道路の整備よりも松が大事ということであれば、これ以上崩れることのないような最低限の整備でやめるということもあるかもしれないが、交通量が増えていることもあり、市としては、子ども達の安全を考えると歩道の整備はしたいと思っている。 場合によって、反対側に数億円かかって整備するべきだということがあれば、皆さんと相談のうえで判断していきたいが、用地買収が難航して整備が遅れるということが考えられる。 市としては、山の神踏切線と材木町山の神線をしっかりと整備し、北上市側で北飯豊線を整備してもらい、一つの大きな道にしたいと考えている。また、それだけでは不足であることから、4号線の4車線化を進めている。さらに、交通量の増加も見込んで、上町成田線の整備も必要と考えている。 予定通り上町成田線への歩道整備ができない場合に、現時点で他の方法は考えていないが、反対側の人家を壊して道路を通るというのは、所有者の気持ちの問題や費用の面からも難しいと思う。	R5.2.27市道上町成田線法面復旧に対する地元説明会を実施 新設したガードレールに変動はなく、湧水水位の影響により法面が崩落した。 路面クラックは法面崩落の影響ではなく交通量によるものと考えられ、クラック観測を行っているほか、伸縮計を設置して道路の変動を計測している。 軟弱地盤があるために車側への盛り土については工事費が膨大になることから行わないこととした。 名残りの松を残しながら法面対策（現場打ち法枠）を実施し、路肩のアースカーブについては復旧工事の際に検討する。 崩落部の復旧工事は令和5年度に着手し、その他歩道工事の影響がなく崩落していない南側の法面対策については、令和5年度に詳細設計を行う。	完了
285	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	道路整備の方法について	松の東側には民家がないため、埋め立てて道路を整備するなどの方法がとれるのではないか。	東側の崖下を埋め立てることについて、以前に方法の一つとして検討したことはあるが、崖の下の地盤が非常に軟弱で技術的に工事が困難であり、また、埋め立てをして道路を整備するとなると費用が多く掛かってしまうことから、現在の形で整備をすることとしたところである。 現在は、法面の復旧と松を残すことを両立できるか検討している段階であり、すぐにはお答えできない。	R5.2.27市道上町成田線法面復旧に対する地元説明会を実施 新設したガードレールに変動はなく、湧水水位の影響により法面が崩落した。 路面クラックは法面崩落の影響ではなく交通量によるものと考えられ、クラック観測を行っているほか、伸縮計を設置して道路の変動を計測している。 軟弱地盤があるために車側への盛り土については工事費が膨大になることから行わないこととした。 名残りの松を残しながら法面対策（現場打ち法枠）を実施し、路肩のアースカーブについては復旧工事の際に検討する。 崩落部の復旧工事は令和5年度に着手し、その他歩道工事の影響がなく崩落していない南側の法面対策については、令和5年度に詳細設計を行う。	完了
286	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	信号機の設置について	山の神踏切線について、スマートインターチェンジから東に向かっていくと、最初の交差点では「止まれ」、次の交差点は通れる、次の交差点では「止まれ」となっており、違和感がある。 また、不動橋から北上に行く道路と山の神踏切線の交差点は、カーブミラーがあるが、見通しが悪くなっている。止まれの表示はあるが、今後スマートインターチェンジが開通すると交通量も増えると予想されるため、早めに信号機を設置した方がいいと思う。	ご意見のとおり、止まれと優先が交互にきて、ドライバーにとっては紛らわしい形となってしまっており、確実に制御するためには信号を設置するのが理想だと思う。 信号の設置については、県の公安委員会で決定するものであり、市では警察に対し要望を行っている。道路が開通する12月1日には設置が間に合わないが、この道路は設計の段階で将来的に信号や横断歩道がついてもいいような形状で整備していることから、何とか信号を設置していただけるよう、強く要望していきたい。 市は道路管理者として、路面を赤く塗ったり、電光掲示板を設置するなど、季節に関係なく少しでもドライバーへの注意喚起が図れるような対応を行っている。	信号の設置については、県の公安委員会で決定するものであり、市では警察に対し要望を行っている。道路が開通する12月1日には設置が間に合わないが、この道路は設計の段階で将来的に信号や横断歩道がついてもいいような形状で整備していることから、何とか信号を設置していただけるよう、強く要望している。 市は道路管理者として、路面を赤く塗ったり、電光掲示板を設置するなど、季節に関係なく少しでもドライバーへの注意喚起が図れるような対応を行っている。	完了

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	1月時点 未着手・継続中 or 完了
287	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	アスカーブの設置について	上町成田線で道が崩れているが、これから北の方に整備を進めていった際に、同じようなことが起こると思うので、アスカーブを設置してはどうか。 アスカーブを設置し、20m、30mおきで流せば、崩れることはないのではないかと思うので、検討いただきたい。	アスカーブは、道路の端に幅20cm、高さ20cmほどのアスファルトの壇を付けて、水が流れないようにするものであるが、設置するためには機械で力をかけて押し付ける必要があり、あまりに道路の端に寄りすぎるとガードレールが支障となって設置できない場合もある。 コンサルタントの話では、端の方に機械を乗せて力を加えていいか判断が難しいということあったため、同じような効果が期待できる応急処置として、土嚢を設置したところである。 今後については、アスカーブの方が簡便な水を止めることができることから、そうした対応をした方がいいか、また、機械で施工しても大丈夫かコンサルタントから意見を聞き、必要であれば設置を検討していきたい。	R5.2.27市道上町成田線法面復旧に対する地元説明会を実施 新設したガードレールに変動はなく、湧き水などの影響により法面が崩落した。 路面クラックは法面崩落の影響ではなく交通量によるものと考えられ、クラック観測を行っているほか、伸縮計を設置して道路の変動を計測している。 軟弱地盤があるために東側への盛り土については工事費が膨大になることから行わないことした。 名残りの松を残しながら法面対策（現場打ち法枠）を実施し、路肩のアースカーブについては復旧工事の際に検討する。 崩落部の復旧工事は令和5年度に着手し、その他歩道工事の影響がなく崩落していない南側の法面対策については、令和5年度に詳細設計を行う。	完了
288	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	横断歩道の整備とカラー舗装について	花巻病院付近の事故が多い所について、電光掲示板が設置されて良かったとは思うが、設置した後にも事故が発生している。 あの辺りは通学路にもなっており、通学路の部分だけは横断歩道がほしいと思っているが、設置してもらえるものか確認したい。 また、みのり幼稚園から西に進むとカラー舗装が途切れているが、大型トラックも通行する道路であり、歩道を設置したことで道幅も狭くなっているため、可能であれば幼稚園から花南水道の辺りまでカラー舗装をお願いしたい。	現状としては、南城小学校から路切を渡って花巻病院の方へ向かうと、病院のところで歩道がなくなっている。ここから先については、区画整理事業で宅地を整備している地域であり、用地買収が非常に困難で、歩道の整備ができていない状況である。 そこで、市では、以前からテ子どもが通行できるよう路肩を広げており、さらにドライバーからも分かりやすいように緑色のカラー舗装を行っている。 また、横断歩道についても、警察の方で「止まれ」の標識設置を併せて整備していただくこととなっている。 緑色のカラー舗装については、みのり幼稚園のところで途切れているが、そこから先の部分についても舗装する必要があるのではと考えている。どこまでカラー舗装をすればいいのかを地域の皆様と相談しながら、実現できるように進めていきたい。	令和4年11月21日に岩手県警察本部交通課で、一時停止と、路側帯がある箇所に、横断歩道を設置した。 緑色の路面標示の延長については、今後も必要性を検討して行く。	完了
289	R4.11.11	市政懇談会	花南	農林部	農政課	水路整備について	観光ブドウ園の下の水田について、土側溝になっているところがあったため、国の予算を使ってコンクリート側溝に変えている。 まだまだ側溝の部分が多くあるが、そのエリアは都市計画マスタープランにおいて、商業・業務・居住複合ゾーンとなっており、今後の水路工事についてどのように進め方に迷っている。コンクリート側溝にした後に、住宅地や工業地帯になるということであれば、後処理が大変になるため、今後の見通しを伺いたい。	その土地が農振地域に該当する場合、農水省は基本的に農振除外を認めない。 農振地域となっていない場合で住宅等を整備するのにいい土地であれば、今後住宅整備などが行われる可能性はあるので、コンクリート側溝を整備することについて慎重に検討した方がいいと思う。	その土地が農振地域に該当する場合、農水省は基本的に農振除外を認めない。 農振地域となっていない場合で住宅等を整備するのにいい土地であれば、今後住宅整備などが行われる可能性はあるので、コンクリート側溝を整備することについて慎重に検討した方がいいと考える。 今後、本格的に整備を検討する場合は、個別にご相談いただきたい。	完了
290	R4.11.11	市政懇談会	花南	市民生活部	生活環境課	集積所の移設について	不動橋から北上方面に行く道路の丁字路のところに集積所があるが、朝方に車が数台停まっており、非常に混み合っている。これまで何度か危険な状況を目撃しているが、道路が開通するとより危険な状況になるのではないかと懸念している。集積所の場所を移すことはできないのか。	集積所については、基本的に各地区で作っていただいているものであるため、地区の方々の総意として移したいという意向であれば移すことは可能である。 危険な状況があるのであれば移設した方がいいと思うので、生活環境課にご相談いただきたい。	ごみ集積所の移設について相談はないが、相談があった場合は、状況を確認し検討したい。	完了
291	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	信号機の設置について	山の神諏訪線と材木町山の神線との交差点で交通量が多く、小学生がなかなか横断できないという状況が発生している。そこの交差点に信号機を設置して欲しいという声が南城小学校のPTAの中で出たので、対応をお願いしたい。	交差点への信号機の設置については、警察に要望を行っている。 しかし、信号については、警察が集めた反則金で設置されているものであり、予算が限られていることから、市内で一度に何か所も設置するというのは難しい。 市として、安全のために電光掲示板の設置などの対策をしていることは県警にも伝えているが、より安全を確保するために信号機の設置をお願いしたいと話をしている。来年以降も継続して要望を行い、信号機を設置していただけるよう動いていきたい。	令和4年4月1日、花巻警察署へ信号機設置要望書提出 令和4年4月8日、岩手県公安委員会へ信号機設置要望書提出 令和4年6月2日、花巻市長が岩手県警察本部交通部へ信号機設置要望 令和4年8月23日、花巻市長が岩手県(県南広域振興局局長)へ信号機設置要望	完了
292	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	道路整備の工期と横断歩道に関する連絡先について	諏訪2号線の舗装が確定したとのことだが、ここからさらに2、3年時間がかかると聞いている。もう少し早く完成させることはできないのか。 また、以前に横断歩道の線が消えていることについて、警察署に連絡したところ、市道のため市で対応すると言われたが、市に連絡すればいいのか。	諏訪2号線の工事については、用地買収や移転補償が終わっていない部分があるため、来年度に引き続き実施する予定である。来年度に用地買収と移転補償をした後は、側溝を入れるなどの道路改良工事を行い、舗装する必要があるため、時間は掛かってしまう。 なお、交差点の角に新たな事業所が建てられたことにより見通しが悪くなっており、また、不動橋から北上に向かう大きな道路に出る際にすれ違いができないような形となっていたため、交差点部分については建築工事と併せて先行して整備することとし、今年度工事を発注している。 道路の白線については、市道であればほとんどは市で対応するものになるが、横断歩道と停止線の交通規制に関する部分については警察でなければ対応できないこととなっている。 今回の件についても、道路課に場所をお話しいただければ、警察にお伝えする。	諏訪2号線の工事については、用地買収や移転補償が終わっていない部分があるため、来年度に引き続き実施する予定である。来年度に用地買収と移転補償をした後は、側溝を入れるなどの道路改良工事を行い、舗装する必要があるため、時間は掛かってしまう。 なお、交差点の角に新たな事業所が建てられたことにより見通しが悪くなっており、また、不動橋から北上に向かう大きな道路に出る際にすれ違いができないような形となっていたため、交差点部分については建築工事と併せて先行して整備することとし、今年度工事を発注して完了した。 道路の白線については、市道であればほとんどは市で対応するものになるが、横断歩道と停止線の交通規制に関する部分については警察でなければ対応できないこととなっている。 今回の件についても、道路課に場所をお話しいただければ、警察にお伝えする。	完了
293	R4.11.11	市政懇談会	花南	建設部	道路課	優先道路について	12月1日からスマートインターチェンジのところの新しい道路が開通となるとのことだが、どちらが優先道路となるのか。 北上に向かう道路では時速70km以上出している車があるため、その道路を一時停止にすればいいのではと思うが、そうしたことは可能か。	不動橋から北上方面へ向かう道路が優先道路となる。 交通規制については、警察で考えるものであり、意見をお伝えしたとしても最終的な判断は警察ですることになる。	不動橋から北上方面へ向かう道路が優先道路となる。 交通規制については、警察で考えるものであり、意見をお伝えしたとしても最終的な判断は警察ですることになる。	完了
294	R4.11.11	市政懇談会	花南	地域振興部 商工観光部	地域づくり課 商工労政課	市政懇談会における資料の配布について	産業団地の説明について、時系列でいつまでに何をするということが分かる資料が欲しい。 以前にも話をしたことがあるが、懇談会の場でロ頭での説明だけだと、言った言わないの問題が起こる可能性があると思う。	市政懇談会は市内27か所で開催しており、時期によっては週に2回懇談会を開催することもある。プロジェクターを使って資料を映しながら説明できればいいとは思うが、説明のための原稿を作成するのにも相当の時間を要しており、それに加えて資料を作成することは難しい。 産業団地については、令和7年度までに売却に入りたいと考えている。現在は用地買収を進めている段階であり、今年度中に大部分の用地買収を終えたいと思っている。来年度からは文化財調査を実施する予定としており、調査期間は1年程かかると言われているが、期間を短くできないか話をしているところである。また、その後に行われる土木工事についても、工期を短くできないか調整をしており、視時点では令和7年度に売却を開始するというスケジュールとなっているが、少しでも早められるように努めている。 団地内に整備する公園については、コミュニティ会議の方々や幼稚園、保育園、学校関係者の方々へのアンケート調査の準備をしているところであり、その結果を踏まえて、どのような公園を造るか検討していきたい。	市政懇談会は市内27か所で開催しており、時期によっては週に2回懇談会を開催することもある。プロジェクターを使って資料を映しながら説明できればいいとは思うが、説明のための原稿を作成するのにも相当の時間を要しており、それに加えて資料を作成することは難しい。 産業団地については、令和7年度までに売却に入りたいと考えている。令和4年度は用地買収を実施し、大部分の用地買収を終えた段階である。令和5年度からは文化財調査を実施する予定としており、調査期間は1年程かかると言われているが、期間を短くできないか話をしているところである。また、その後に行われる土木工事についても、工期を短くできないか調整をしており、視時点では令和7年度に売却を開始するというスケジュールとなっているが、少しでも早められるように努めている。 団地内に整備する公園については、コミュニティ会議の方々や幼稚園、保育園、学校関係者の方々へのアンケート調査の準備をしているところであり、その結果を踏まえて、どのような公園を造るか検討していきたい。	継続中

「内容」「懇談会での回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨（タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）	年度末(3月末)の状況	【判断】未着手・継続中 or 完了
295	文書回答	市政懇談会	田瀬	農林部	農村林務課	鹿・猪等の被害対策について	各地で発生している鹿・猪等の獣被害について、田瀬においても近年被害が多数発生している状況である。稲作等の作付けを諦めている農家が数多くあり、どのような対策をしたらよいのか、電気牧柵等具体的な方法について指導をお願いしたい。	市では有害鳥獣対策については、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考えている。 捕獲の取組については、花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについてはこれまで825頭だったところを令和3年度に1,040頭に、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱わなの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲わなの貸し出しなども行っている。 そのほか、捕獲対策として花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。イノシシの捕獲に関する国の交付金は、1頭当たりの単価が成獣は7,000円で幼獣が1,000円であり、令和4年度の市に交付される枠は694,000円、交付枠の内訳は成獣644,000円（92頭×7,000円／頭）、幼獣50,000円（50頭×1,000円／頭）である。更に、捕獲したニホンジカ1頭当たり8,000円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の8,000円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、令和3年度に実上げの額をニホンジカ1頭当たり5,000円から6,000円、イノシシ1頭当たり6,000円から7,000円に増額するなど、害獣捕獲の実施体制を強化した結果、捕獲実績がニホンジカは令和2年度が1,160頭であったところ令和3年度は1,612頭、イノシシは令和2年度が50頭（成獣48頭、幼獣2頭）であったところ令和3年度は82頭（すべて成獣）でいずれも前年度実績を上回った。 また、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許またはわな猟免許のいずれか取得の場合、上限5,200円、網猟免許及びわな猟免の2種類の免許を取得した場合、上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和2年度は11件、令和3年度は14件の利用があったところであり、そのうち8人につきましては新たに花巻市鳥獣被害対策実施隊に加入していただいたところである。 加えて、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、本年9月に花巻市文化会館で試験を行うこととなったことから、狩猟免許取得者の増加につながるものと期待している。 次に農作物等を守る取組だが、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農事者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は令和2年度が63件、514万8千円、令和3年度は73件、658万4千円となっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。 電気柵の設置に関しては、昨年度新たに任用した有害鳥獣対策アドバイザーが電気柵設置者への電気柵設置の方法や管理に関する指導を行うとともに、広範囲で電気柵を設置することで、より被害防止効果を高めることが期待できることから、地域くるみの電気柵設置について希望する集落に設置方法等を提案するなどの支援を行っている。 また、草地や農が害獣の移動ルートや餌場となっていることから、害獣を誘因する生ごみなど廃棄残渣の適切な処理や、畑での収穫後の放置野菜の除去のほか、例えば地域住民による多面的機能支払の取り組みとして周辺の草刈り等の実施など、地域内の環境整備に取り組んでいただくようお願いする。 今後においても、有効な対策についての情報収集に努めるとともに、農家の方々をはじめ市民の皆さんのご協力をいただきながら、引き続きこれらの取組を実施し、被害の低減を図っていく。	有害鳥獣対策について、国の交付金を活用するほか、市単独での補助も実施する形で被害の低減に向けた取り組みを継続している。 令和4年度の捕獲実績として、ニホンジカ1,410頭、イノシシ70頭となっている。電気柵の設置補助は、96件1,337万8千円となっており前年度を上回る補助実績となっている。 また、有害鳥獣対策アドバイザーを各地域の研修会に派遣し、市で行っている支援の周知や鳥獣に対する知識を身に着けていただく場としている。 今後も有害鳥獣対策について、関係機関と連携のうえ、取組を継続していく。	完了
296	文書回答	市政懇談会	田瀬	東和総合支所	地域振興課	田瀬開発について	田瀬の開発は、今までの西武鉄道株式会社から、大阪の化粧品会社ドクターディヴィアスに譲渡された令和3年3月の役員会に市から経過報告されたが、その後どの様になっているかお聞きする。	かつて、西武鉄道株式会社（伊豆箱根鉄道株式会社）で所有していた当該用地については、昭和47年に田瀬湖周辺を一大観光地とする開発計画が提示され、面積が254万4,447．26平方メートルと広大な土地にゴルフ場開発事業などが計画されていたが、バブル経済の崩壊等による影響により、開発計画が凍結し、その後計画そのものが中止となり、現在に至っている。 この用地は、西武ホールディングスグループ傘下の西武鉄道株式会社が所有していたものであり、新聞報道等による新型コロナウイルス感染症の影響を受け、グループ内主力のホテル・レジャー部門で厳しい局面が続いていたことから、グループ内のゴルフ場や収益性の低いレジャー施設の売却を進めていたとのことであり、今回の売却もこの一環で進められたものと考えている。 当該用地の中には、市道6路線のほか田瀬湖ボート場への進入路等として市が使用している土地が含まれており、市と土地使用貸借契約を締結していただき、無償により使用していたが西武鉄道株式会社が売却する意向を示した段階で市で取得したいことを伝えていたが、売却先が既に決定していたことから、新たな所有者と交渉してほしい旨、伝えられたものである。また市道6路線ほか無償で土地使用貸借していることについても引き続き継続して使用できるよう新たな所有者にお話をしていただいたところである。 新たに土地の所有者となった企業は、大阪市に本社を置くドクターディヴィアス化粧品株式会社であり、令和3年2月に土地売買契約を締結し、同年3月に所有権移転を完了している。 主に化粧品や健康食品の開発・卸売り等を主要事業とする企業と伺っており、先方に早速連絡を取り、市道6路線ほか土地を引き続き使用できることを確認している。 また、今年度以降も引き続き使用するため4月に市道6路線ほかの土地使用貸借契約を締結していただいたところである。 市としては土地使用貸借契約している市道6路線ほかの土地についても相手先に申し入れしたが、購入した土地の現況確認もできていないことから、その交渉は進んでいないところである。 この企業はすでに大迫地域に2万8,365平方メートルの山林を所有し、シイタケ原木やナメコ原木、栗の木の植栽を行っており、新たに取得した土地についてもこれらの植栽を考えているが、新型コロナウイルス感染症が収束し、現地確認できるようになった状況において現地視察を行い、現況調査の上、活用についての検討を行いたいと伺っている。 市としては、当該用地が地域住民の皆様が古くから深く関わってきた場所でもあることから、東和地区の市議会議員、田瀬地区コミュニティ会議の役員、田瀬地区の区長の皆様に対し、本件土地の売却情報を得た段階から継続情報提供を行ってきたところであるが、現時点において、土地の活用については、まだ決まっていないと認識しており、市としては定期的に連絡し、情報収集を行い、現地視察の際は、市と面会の機会を作っていただくため、情報交換を行っているところである。	令和4年7月20日にドクターディヴィアス化粧品㈱の業務取締役及び担当課長の2名が来庁し、今後の田瀬地域の山林の活用方法について話を伺った。 ドクターディヴィアス化粧品㈱としては取得した山林は今後も自然のままとし、手をかけることは考えていないが、取得した一部の山林に果を植栽し栽培するほか、シイタケの原木栽培を行っていと説明があった。 市道等の土地無償貸借についても引き続き使用を継続できるよう約束していただいている。 その後、同社に対し10月27日に市道等の土地無償貸借契約を締結している用地の買収について申し出るが、先方からは田瀬地域の山林が広大であり、現地の状況も把握できていないことから現時点では土地を譲ることは考えていないと意思表示され現在に至っている。 市としては、今後も引き続き同社と連絡を密にして情報収集に努めてまいる。	継続中